令和６年
第　４　回

沖縄県議会（定例会）会議録

令和６年11月26日　開会
令和６年12月20日　閉会
} 25日間

沖　縄　県　議　会

令和６年
第　４　回　沖縄県議会（定例会）会議録目次

１．会期日程 …… 9
１．開会日に応招した議員 …… 11
１．応招しなかった議員 …… 11

○第１号（11月26日）

１．開会年月日時 …… 13
１．議事日程 …… 13
１．本日の会議に付した事件 …… 13
１．出席議員 …… 15
１．欠席議員 …… 15
１．説明のため出席した者の職、氏名 …… 16
１．職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名 …… 16
１．開　　会 …… 16
１．諸般の報告 …… 16
１．自治功労者表彰の報告 …… 16
１．日程第１　会議録署名議員の指名 …… 16
１．日程第２　会期の決定 …… 16
１．一括議題 { 日程第３　令和６年第３回議会乙第14号議案 / 日程第４　令和６年第３回議会認定第１号から同認定第24号まで } …… 17
１．委員長報告（決算特別委員長） …… 17
１．討　　論 …… 20
　玉城健一郎議員 …… 20
　座波　　一議員 …… 21
１．採　　決 …… 22
１．日程第５　甲第１号議案から甲第３号議案まで及び乙第１号議案から乙第38号議案まで …… 22
１．知事（玉城デニー知事）の提案理由説明 …… 22
１．人事委員会（池田　修人事委員会委員長）の意見 …… 23
１．監査請求に関する動議の提出 …… 23
１．日程追加　監査請求に関する動議 …… 23
１．大浜　一郎議員の提出理由説明 …… 24
１．討　　論 …… 25
　比嘉　瑞己議員 …… 25
　新垣　淑豊議員 …… 26
１．採　　決 …… 27
１．日程第６　特別委員会設置の件（沖縄振興・公共交通ネットワーク特別委員会） …… 27
１．特別委員会委員の選任 …… 27
１．日程追加　陳情第52号、第54号、第64号、第69号、第72号中、記の１、４、７、８、10から12まで、16、17及び20、第72号の２中、記の18、第72号の３中、記の４、６、８及び15、第72号の４中、記の１の(3)、１の(5)、３の(2)及び８の(1)、第114号中、記の３、第136号中、記の１、３、４及び６、第136号の２中、記の５、第136号の３中、記の３、第198号及び第202号の２の付託の件 …… 27
１．委員会付託 …… 28

１．一括議題 { 日程第７　議員派遣の件（高校等出前講座）
日程第８　議員派遣の件（令和６年度九州各県議会議員交流セミナー） } …… 28
１．採　　決 …… 28
１．休会の議決 …… 28
１．散　　会 …… 28

○第２号（12月３日）

１．開議年月日時 …… 31
１．議事日程 …… 31
１．本日の会議に付した事件 …… 31
１．出席議員 …… 31
１．欠席議員 …… 31
１．説明のため出席した者の職、氏名 …… 31
１．職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名 …… 32
１．開　　議 …… 32
１．諸般の報告 …… 32
１．日程第１　代表質問 …… 32
大浜　一郎議員 …… 32
下地　康教議員 …… 52
山里　将雄議員 …… 67
玉城健一郎議員 …… 71
幸喜　　愛議員 …… 76
１．散　　会 …… 79

○第３号（12月４日）

１．開議年月日時 …… 81
１．議事日程 …… 81
１．本日の会議に付した事件 …… 81
１．出席議員 …… 81
１．欠席議員 …… 81
１．説明のため出席した者の職、氏名 …… 81
１．職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名 …… 82
１．開　　議 …… 82
１．日程第１　代表質問 …… 82
喜友名智子議員 …… 82
松下美智子議員 …… 91
西銘　純恵議員 …… 97
当山　勝利議員 …… 104
當間　盛夫議員 …… 112
１．散　　会 …… 119

○第４号（12月５日）

１．開議年月日時 …… 121

１．議事日程 …… 121
１．本日の会議に付した事件 …… 121
１．出席議員 …… 122
１．欠席議員 …… 122
１．説明のため出席した者の職、氏名 …… 122
１．職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名 …… 123
１．開　　議 …… 123
１．一括議題 { 日程第１　一般質問 / 日程第２　甲第１号議案から甲第３号議案まで及び乙第１号議案から乙第38号議案まで } …… 123
１．一般質問・質疑 …… 123
島袋　　大議員 …… 123
宮里　洋史議員 …… 130
新垣　善之議員 …… 139
仲村　家治議員 …… 148
比嘉　　忍議員 …… 153
新里　　匠議員 …… 159
又吉　清義議員 …… 165
島尻　忠明議員 …… 171
１．散　　会 …… 178

○第５号（12月６日）

１．開議年月日時 …… 181
１．議事日程 …… 181
１．本日の会議に付した事件 …… 181
１．出席議員 …… 182
１．欠席議員 …… 182
１．説明のため出席した者の職、氏名 …… 182
１．職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名 …… 183
１．開　　議 …… 183
１．諸般の報告 …… 183
１．一括議題 { 日程第１　一般質問 / 日程第２　甲第１号議案から甲第３号議案まで及び乙第１号議案から乙第38号議案まで } …… 183
１．一般質問・質疑 …… 183
新垣　　新議員 …… 183
喜屋武　力議員 …… 191
大屋　政善議員 …… 198
徳田　将仁議員 …… 203
花城　大輔議員 …… 210
小渡良太郎議員 …… 217
呉屋　　宏議員 …… 223
西銘啓史郎議員 …… 229
１．散　　会 …… 236

○第６号（12月９日）

１．開議年月日時 …… 239
１．議事日程 …… 239
１．本日の会議に付した事件 …… 239
１．出席議員 …… 240
１．欠席議員 …… 240
１．説明のため出席した者の職、氏名 …… 240
１．職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名 …… 241
１．開　　議 …… 241
１．諸般の報告 …… 241
１．一括議題 { 日程第１　一般質問 / 日程第２　甲第１号議案から甲第３号議案まで及び乙第１号議案から乙第38号議案まで } …… 241
１．一般質問・質疑 …… 241
　座波　　一議員 …… 241
　新垣　淑豊議員 …… 248
　仲里　全孝議員 …… 256
１．副知事（池田竹州副知事）の釈明発言の申出 …… 259
１．緊急質問の動議 …… 259
１．日程追加　緊急質問 …… 260
　新垣　淑豊議員 …… 260
１．統一見解文書の提出を求める動議 …… 263
１．知事公室長（溜　政仁知事公室長）の発言の申出 …… 263
１．会計管理者（友利公子会計管理者）の発言の申出 …… 263
１．延　　会 …… 269

○第７号（12月10日）

１．開議年月日時 …… 271
１．議事日程 …… 271
１．本日の会議に付した事件 …… 271
１．出席議員 …… 272
１．欠席議員 …… 272
１．説明のため出席した者の職、氏名 …… 272
１．職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名 …… 273
１．開　　議 …… 273
１．一括議題 { 日程第１　一般質問 / 日程第２　甲第１号議案から甲第３号議案まで及び乙第１号議案から乙第38号議案まで } …… 273
１．一般質問・質疑 …… 273
　高橋　　真議員 …… 273
　糸数　昌洋議員 …… 281
　上原　　章議員 …… 289
　大田　　守議員 …… 296
　仲宗根　悟議員 …… 301

比嘉　瑞己議員 …… 307
平良　識子議員 …… 314
次呂久成崇議員 …… 320
１．知事公室長（溜　政仁知事公室長）の釈明発言の申出 …… 328
１．散　　会 …… 329

○第８号（12月11日）

１．開議年月日時 …… 331
１．議事日程 …… 331
１．本日の会議に付した事件 …… 331
１．出席議員 …… 332
１．欠席議員 …… 332
１．説明のため出席した者の職、氏名 …… 333
１．職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名 …… 333
１．開　　議 …… 333
１．諸般の報告 …… 333
１．一括議題 { 日程第１　一般質問 / 日程第２　甲第１号議案から甲第３号議案まで及び乙第１号議案から乙第38号議案まで } …… 333
１．一般質問・質疑 …… 334
山内　末子議員 …… 334
仲村　未央議員 …… 340
照屋　大河議員 …… 346
渡久地　修議員 …… 349
１．委員会付託 …… 357
１．知事（玉城デニー知事）の発言の申出 …… 357
１．日程第３　甲第４号議案、甲第５号議案及び乙第39号議案 …… 357
１．知事（玉城デニー知事）の提案理由説明 …… 357
１．人事委員会（池田　修人事委員会委員長）の意見 …… 358
１．委員会付託 …… 358
１．日程第４　乙第８号議案の訂正の件 …… 358
１．知事（玉城デニー知事）の訂正理由説明 …… 358
１．採　　決 …… 358
１．休会の議決 …… 358
１．散　　会 …… 358

○第９号（12月20日）

１．開議年月日時 …… 361
１．議事日程 …… 361
１．本日の会議に付した事件 …… 362
１．出席議員 …… 363
１．欠席議員 …… 364
１．職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名 …… 364
１．開　　議 …… 364

１．諸般の報告 …… 364
１．大浜　一郎議員の発言取消し申出 …… 364
１．採　　決 …… 364
１．日程第１　乙第１号議案から乙第４号議案まで、乙第10号議案、乙第11号議案及び乙第39号議案 … 364
１．委員長報告（総務企画委員長） …… 364
１．採　　決 …… 365
１．日程第２　乙第６号議案及び乙第７号議案 …… 366
１．委員長報告（文教厚生委員長） …… 366
１．採　　決 …… 366
１．日程第３　乙第５号議案、乙第８号議案及び乙第９号議案 …… 366
１．委員長報告（土木環境委員長） …… 367
１．採　　決 …… 368
１．日程第４　議員提出議案第２号　沖縄県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例 …… 368
１．花城　大輔議員の提案理由説明 …… 368
１．採　　決 …… 368
１．日程第５　乙第17号議案、乙第37号議案及び乙第38号議案 …… 368
１．委員長報告（総務企画委員長） …… 368
１．採　　決 …… 369
１．日程第６　乙第13号議案 …… 369
１．委員長報告（経済労働委員長） …… 369
１．採　　決 …… 370
１．日程第７　乙第16号議案、乙第18号議案、乙第19号議案、乙第35号議案及び乙第36号議案 …… 370
１．委員長報告（文教厚生委員長） …… 370
１．採　　決 …… 372
１．日程第８　乙第14号議案、乙第15号議案及び乙第21号議案から乙第34号議案まで …… 372
１．委員長報告（土木環境委員長） …… 372
１．採　　決 …… 373
１．日程第９　乙第12号議案 …… 373
１．委員長報告（沖縄振興・公共交通ネットワーク特別委員長） …… 373
１．採　　決 …… 374
１．日程第10　甲第１号議案及び甲第４号議案 …… 374
１．委員長報告（総務企画委員長） …… 374
１．採　　決 …… 376
１．日程第11　甲第２号議案、甲第３号議案及び甲第５号議案 …… 376
１．委員長報告（土木環境委員長） …… 376
１．採　　決 …… 377
１．日程第12　議員提出議案第３号　沖縄振興予算の増額確保を求める意見書 …… 377
１．當間　盛夫議員の提案理由説明 …… 377
１．採　　決 …… 377
１．日程第13　議員提出議案第１号　ワシントン駐在問題に係る違法状態の早期是正を求める警告決議 … 377
１．大浜　一郎議員の提案理由説明 …… 377
１．討　　論 …… 378
　当山　勝利議員 …… 378
　新垣　淑豊議員 …… 379
１．採　　決 …… 380

１．日程第14　陳情第206号の３ …… 380
１．委員長報告（文教厚生委員長） …… 380
１．採　　決 …… 380
１．日程第15　陳情第182号の２ …… 380
１．委員長報告（米軍基地関係特別委員長） …… 380
１．採　　決 …… 381
１．ワシントン駐在問題の調査に関する動議の提出 …… 381
１．日程追加　ワシントン駐在問題の調査の件（ワシントン駐在問題調査特別委員会の設置） …… 381
１．仲里　全孝議員の提出理由説明 …… 381
１．質　　疑 …… 382
　大田　　守議員 …… 382
１．討　　論 …… 384
　次呂久成崇議員 …… 384
　宮里　洋史議員 …… 385
１．採　　決 …… 385
１．ワシントン駐在問題調査特別委員の選任 …… 385
１．日程第16　閉会中の継続審査の件 …… 386
１．採　　決 …… 386
１．閉　　会 …… 387

○巻末掲載文書

１．知事提出議案 …… 389
１．議案の訂正 …… 423
１．議員提出議案 …… 425
１．監査請求に関する動議 …… 429
１．ワシントン駐在問題の調査に関する動議 …… 431
１．諸般の報告 …… 433
１．議案付託表 …… 435
１．委員会審査報告書 …… 437
１．閉会中継続審査及び調査申出書 …… 443
１．議員派遣の件 …… 451
１．特別委員名簿 …… 453
１．請願・陳情文書表 …… 455
１．議案等処理一覧表 …… 475

令和６年第４回沖縄県議会（定例会）会期日程

会期25日間　自 令和６年11月26日 至 令和６年12月20日

	月　日	曜日	日　　程	備　　考
1	11月26日	火	本 会 議 （会議録署名議員の指名） （会期の決定） （決算特別委員長報告、採決） （知事提出議案の説明） （特別委員会の設置） （議員派遣の件）	請願・陳情付託
2	27日	水	議案研究	
3	28日	木	議案研究	代表質問通告締切（正午）
4	29日	金	議案研究	一般質問通告締切（正午）
5	30日	㊏	休　　会	
6	12月１日	㊐	休　　会	
7	２日	月	議案研究	請願・陳情提出期限
8	３日	火	本 会 議（代表質問）	
9	４日	水	本 会 議（代表質問）	
10	５日	木	本 会 議（一般質問）	
11	６日	金	本 会 議（一般質問）	
12	７日	㊏	休　　会	
13	８日	㊐	休　　会	
14	９日	月	本 会 議（一般質問）	請願・陳情付託（常任委員会）
15	10日	火	本 会 議（一般質問）	
16	11日	水	本 会 議（一般質問） 委 員 会（常任委員会、特別委員会）	議案付託
17	12日	木	委 員 会（常任委員会）	
18	13日	金	委 員 会（常任委員会）	
19	14日	㊏	休　　会	
20	15日	㊐	休　　会	
21	16日	月	委 員 会（常任委員会）	
22	17日	火	委 員 会（特別委員会）	
23	18日	水	休　　会（予備日）	
24	19日	木	議案整理 委 員 会（議会運営委員会）	
25	20日	金	本 会 議（委員長報告、採決）	

（注）当初の日程では、一般質問は12月５日から12月10日までの４日間（県の休日を除く。）としていたところ、12月９日の会議が答弁をめぐり長時間空転したことから、議会運営委員会の協議に基づき、同日の会議を延会するとともに、12月11日まで一般質問を行うこととした。

開会日に応招した議員

中　川　京　貴　議長	当　山　勝　利　議員
上　原　　章　副議長	西　銘　純　恵　議員
瑞慶覧　長　風　議員	新　垣　光　栄　議員
瀬　長　美佐雄　議員	上　原　快　佐　議員
喜友名　智　子　議員	玉　城　健一郎　議員
大　田　　守　議員	山　里　将　雄　議員
高　橋　　真　議員	糸　数　昌　洋　議員
宮　里　洋　史　議員	仲　里　全　孝　議員
徳　田　将　仁　議員	仲　村　家　治　議員
比　嘉　　忍　議員	下　地　康　教　議員
新　垣　善　之　議員	座　波　　一　議員
新　里　　匠　議員	新　垣　　新　議員
平　良　識　子　議員	大　浜　一　郎　議員
比　嘉　瑞　己　議員	渡久地　　修　議員
次呂久　成　崇　議員	仲宗根　　悟　議員
米　須　清一郎　議員	仲　村　未　央　議員
幸　喜　　愛　議員	照　屋　大　河　議員
當　間　盛　夫　議員	山　内　末　子　議員
松　下　美智子　議員	西　銘　啓史郎　議員
喜屋武　　力　議員	又　吉　清　義　議員
大　屋　政　善　議員	呉　屋　　宏　議員
小　渡　良太郎　議員	花　城　大　輔　議員
新　垣　淑　豊　議員	島　袋　　大　議員
島　尻　忠　明　議員	

応招しなかった議員

儀　保　　唯　議員

令和６年11月26日

令和６年
第　４　回

沖縄県議会（定例会）会議録

（第１号）

令和６年
第　４　回　**沖縄県議会（定例会）会議録（第１号）**

令和６年11月26日（火曜日）午前10時開会

議　　事　　日　　程　第１号

令和６年11月26日（火曜日）

午前10時開議

第１　会議録署名議員の指名
第２　会期の決定
第３　令和６年第３回議会乙第14号議案（決算特別委員長報告）
第４　令和６年第３回議会認定第１号から同認定第24号まで（決算特別委員長報告）
第５　甲第１号議案から甲第３号議案まで及び乙第１号議案から乙第38号議案まで（知事説明）
第６　特別委員会設置の件（沖縄振興・公共交通ネットワーク特別委員会）
第７　議員派遣の件（高校等出前講座）
第８　議員派遣の件（令和６年度九州各県議会議員交流セミナー）

本日の会議に付した事件

日程第１　会議録署名議員の指名
日程第２　会期の決定
日程第３　令和６年第３回議会乙第14号議案
　令和６年第３回議会乙第14号議案　令和５年度沖縄県水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
日程第４　令和６年第３回議会認定第１号から同認定第24号まで
　令和６年第３回議会認定第１号　令和５年度沖縄県一般会計決算の認定について
　令和６年第３回議会認定第２号　令和５年度沖縄県農業改良資金特別会計決算の認定について
　令和６年第３回議会認定第３号　令和５年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計決算の認定について
　令和６年第３回議会認定第４号　令和５年度沖縄県中小企業振興資金特別会計決算の認定について
　令和６年第３回議会認定第５号　令和５年度沖縄県下地島空港特別会計決算の認定について
　令和６年第３回議会認定第６号　令和５年度沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計決算の認定について
　令和６年第３回議会認定第７号　令和５年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計決算の認定について
　令和６年第３回議会認定第８号　令和５年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計決算の認定について
　令和６年第３回議会認定第９号　令和５年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計決算の認定について
　令和６年第３回議会認定第10号　令和５年度沖縄県林業・木材産業改善資金特別会計決算の認定について
　令和６年第３回議会認定第11号　令和５年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について
　令和６年第３回議会認定第12号　令和５年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計決算の認定について
　令和６年第３回議会認定第13号　令和５年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計決算の認定について
　令和６年第３回議会認定第14号　令和５年度沖縄県産業振興基金特別会計決算の認定について
　令和６年第３回議会認定第15号　令和５年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計決算の

認定について
令和６年第３回議会認定第16号　令和５年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計決算の認定について
令和６年第３回議会認定第17号　令和５年度沖縄県駐車場事業特別会計決算の認定について
令和６年第３回議会認定第18号　令和５年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について
令和６年第３回議会認定第19号　令和５年度沖縄県公債管理特別会計決算の認定について
令和６年第３回議会認定第20号　令和５年度沖縄県国民健康保険事業特別会計決算の認定について
令和６年第３回議会認定第21号　令和５年度沖縄県病院事業会計決算の認定について
令和６年第３回議会認定第22号　令和５年度沖縄県水道事業会計決算の認定について
令和６年第３回議会認定第23号　令和５年度沖縄県工業用水道事業会計決算の認定について
令和６年第３回議会認定第24号　令和５年度沖縄県流域下水道事業会計決算の認定について

日程第５　甲第１号議案から甲第３号議案まで及び乙第１号議案から乙第38号議案まで
甲第１号議案　令和６年度沖縄県一般会計補正予算（第４号）
甲第２号議案　令和６年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計補正予算（第１号）
甲第３号議案　令和６年度沖縄県流域下水道事業会計補正予算（第１号）
乙第１号議案　沖縄県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
乙第２号議案　沖縄県行政機関設置条例の一部を改正する条例
乙第３号議案　沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
乙第４号議案　沖縄県税条例の一部を改正する条例
乙第５号議案　沖縄県動物の愛護及び管理に関する条例
乙第６号議案　沖縄県保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
乙第７号議案　国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例
乙第８号議案　沖縄県都市公園条例の一部を改正する条例
乙第９号議案　建築基準法施行条例の一部を改正する条例
乙第10号議案　沖縄県物品調達基金条例を廃止する条例
乙第11号議案　沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例
乙第12号議案　工事請負契約についての議決内容の一部変更について
乙第13号議案　財産の処分について
乙第14号議案　車両損傷事故に関する和解等について
乙第15号議案　車両損傷事故に関する和解等について
乙第16号議案　損害賠償の額の決定について
乙第17号議案　指定管理者の指定について
乙第18号議案　指定管理者の指定について
乙第19号議案　指定管理者の指定について
乙第20号議案　指定管理者の指定について
乙第21号議案　指定管理者の指定について
乙第22号議案　指定管理者の指定について
乙第23号議案　指定管理者の指定について
乙第24号議案　指定管理者の指定について
乙第25号議案　指定管理者の指定について
乙第26号議案　指定管理者の指定について
乙第27号議案　指定管理者の指定について
乙第28号議案　指定管理者の指定について
乙第29号議案　指定管理者の指定について

乙第30号議案　指定管理者の指定について
乙第31号議案　指定管理者の指定について
乙第32号議案　指定管理者の指定について
乙第33号議案　指定管理者の指定について
乙第34号議案　指定管理者の指定について
乙第35号議案　指定管理者の指定について
乙第36号議案　指定管理者の指定について
乙第37号議案　当せん金付証票の発売について
乙第38号議案　沖縄県教育委員会委員の任命について

日程追加　監査請求に関する動議

日程第６　特別委員会設置の件

特別委員会委員の選任

日程追加　陳情第52号、第54号、第64号、第69号、第72号中、記の１、４、７、８、10から12まで、16、17及び20、第72号の２中、記の18、第72号の３中、記の４、６、８及び15、第72号の４中、記の１の(3)、１の(5)、３の(2)及び８の(1)、第114号中、記の３、第136号中、記の１、３、４及び６、第136号の２中、記の５、第136号の３中、記の３、第198号及び第202号の２の付託の件

日程第７　議員派遣の件（高校等出前講座）

日程第８　議員派遣の件（令和６年度九州各県議会議員交流セミナー）

出　席　議　員（47名）

48番	中川京貴　議長	24番	当山勝利　議員
42番	上原　章　副議長	25番	西銘純恵　議員
1番	瑞慶覧長風　議員	26番	新垣光栄　議員
2番	瀬長美佐雄　議員	27番	上原快佐　議員
3番	喜友名智子　議員	28番	玉城健一郎　議員
5番	大田　守　議員	29番	山里将雄　議員
6番	高橋　真　議員	30番	糸数昌洋　議員
7番	宮里洋史　議員	31番	仲里全孝　議員
8番	徳田将仁　議員	32番	仲村家治　議員
9番	比嘉　忍　議員	33番	下地康教　議員
10番	新垣善之　議員	34番	座波　一　議員
11番	新里　匠　議員	35番	新垣　新　議員
12番	平良識子　議員	36番	大浜一郎　議員
13番	比嘉瑞己　議員	37番	渡久地　修　議員
14番	次呂久成崇　議員	38番	仲宗根　悟　議員
15番	米須清一郎　議員	39番	仲村未央　議員
16番	幸喜　愛　議員	40番	照屋大河　議員
17番	當間盛夫　議員	41番	山内末子　議員
18番	松下美智子　議員	43番	西銘啓史郎　議員
19番	喜屋武　力　議員	44番	又吉清義　議員
20番	大屋政善　議員	45番	呉屋　宏　議員
21番	小渡良太郎　議員	46番	花城大輔　議員
22番	新垣淑豊　議員	47番	島袋　大　議員
23番	島尻忠明　議員		

欠　席　議　員（１名）

４番　儀保　　唯　議員

説明のため出席した者の職、氏名

玉城デニー	知事	諸見里　真	文化観光スポーツ部長
照屋義実	副知事	前川智宏	土木建築部長
池田竹州	副知事	宮城　力	企業局長
小川和美	政策調整監	本竹秀光	病院事業局長
溜　政仁	知事公室長	友利公子	会計管理者
宮城嗣吉	総務部長	金城康司	総務部財政統括監
武田　真	企画部長	半嶺　満	教育長
多良間一弘	環境部長	嘉手刈英子	公安委員会委員
北島智子	生活福祉部長	小堀龍一郎	警察本部長
真鳥裕茂	こども未来部長	下地　誠	労働委員会事務局長
糸数　公	保健医療介護部長	池田　修	人事委員会委員長
前門尚美	農林水産部長	渡嘉敷道夫	代表監査委員
松永　享	商工労働部長		

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

平田正志	議会事務局長	安田　健	主査
前田敦次	長	比嘉太一	主査
中村　守	議事課長	上原　毅	政務調査課副参事
宮城　亮	課長補佐	平良典子	主幹

○中川京貴 議長　ただいまより令和６年第４回沖縄県議会（定例会）を開会いたします。

○中川京貴 議長　これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

本日、知事から、お手元に配付いたしました議案41件及び今期定例会提出補正予算説明書、令和６年10月末現在の令和６年度一般会計予算執行状況報告書及び同一般会計繰越予算執行状況報告書の提出がありました。

次に、これまでに受理いたしました陳情のうち、特別委員会に付託すべき陳情を除く陳情16件は、お手元に配付の陳情文書表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託いたしました。

次に、説明員として出席を求めた阿波連光公安委員会委員長は、所用のため本日の会議に出席できない旨の届出がありましたので、その代理として、本日の会議に嘉手刈英子公安委員会委員の出席を求めました。

また、説明員として出席を求めた田島啓己労働委員会会長は、所用のため本日、12月３日から６日まで、９日及び10日の会議に出席できない旨の届出がありましたので、その代理として、下地誠労働委員会事務局長の出席を求めました。

その他の諸報告については、お手元に配付の文書により御了承願います。

〔諸般の報告　巻末に掲載〕

○中川京貴 議長　この際、申し上げます。

去る10月31日の第179回全国都道府県議会議長会定例総会において、本県議会の花城大輔議員及び比嘉瑞己議員が在職10年以上の自治功労者として、表彰されました。

休憩いたします。

午前10時３分休憩

午前10時７分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

日程第１　会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第121条の規定により

３番　喜友名　智　子　議員　及び

９番　比　嘉　　忍　議員

を指名いたします。

◆・・◆

○中川京貴 議長　日程第２　会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から12月20日までの25日間といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長　御異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から12月20日までの25日間と決定いたしました。

◆・・◆

○中川京貴 議長　この際、**日程第３　令和６年第３回議会乙第14号議案**及び**日程第４　令和６年第３回議会認定第１号から同認定第24号まで**を一括議題といたします。

議案及び各決算に関し、委員長の報告を求めます。

西銘啓史郎決算特別委員長。

〔委員会審査報告書（議決事件及び決算）巻末に掲載〕

〔西銘啓史郎　決算特別委員長登壇〕

○西銘啓史郎 決算特別委員長　ただいま議題となりました令和６年第３回議会乙第14号議案及び令和６年第３回議会認定第１号から同認定第24号までについて、決算特別委員会等における審査の経過及び結果を一括して御報告申し上げます。

これらの議案は、令和６年第３回議会において付託されたもので、委員会におきましては、所管の常任委員会に調査を依頼し、令和５年度会計予算が議決の趣旨に沿って適正に合理的かつ効率的に執行され、所期の目的が十分に達成されているかどうかについて、慎重に審査を行ってまいりました。

以下、本委員会及び各常任委員会における執行部の説明及び質疑の概要等について御報告申し上げます。

まず、令和６年第３回議会乙第14号議案「令和５年度沖縄県水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」は、令和５年度決算における未処分利益剰余金の処分について、地方公営企業法第32条第２項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

主な内容は、剰余金７億3226万2792円について、今後の企業債償還に充てるため、全額を減債積立金に積み立てるものであるとの説明がありました。

次に、令和６年第３回議会認定第１号から同認定第24号までの決算24件について、各常任委員会における質疑の概要等について御報告申し上げます。

まず、総務企画委員会においては、ワシントン駐在員活動事業に関し、現地に県が100％出資して設立した法人の登録手続の経緯及び予算措置の状況はどうなっているのかとの質疑がありました。

これに対し、米国には日本のような法人登記制度はないが、各州の法律に基づき適切に説明された旨を証した法人設立の認可書の交付を受ける必要がある。

ワシントンにおける事務所の設置に当たっては、米国でのロビー活動に必要となるＦＡＲＡへの登録をするため、現地の専門の弁護士の指導と国務省への確認をした上で、法人設立の許可を申請し、2015年５月に法人設立の認可書が発行されている。

予算については、ワシントン駐在の活動や運営支援のための委託料を計上し、その中で措置しているとの答弁がありました。

次に、令和５年度歳入決算における自主財源比率は、コロナ禍前と比べてどのような状況になっているか。また、今後の見込みについてはどのように考えているかとの質疑がありました。

これに対し、令和５年度普通会計ベースの自主財源比率は38.4％となっており、コロナ禍前の令和元年度の34.7％と比べると3.7ポイント上回っている。また、令和５年度の九州平均の速報値である42.3％との差は3.9ポイントとなっている。自主財源の柱である地方税は今後も堅調に推移するものと見込んでいるが、自主財源比率については、国庫支出金等、依存財源の影響を大きく受けるため、今後の予算の動向等を慎重に見極めていきたいとの答弁がありました。

次に、鉄軌道を含む新たな公共交通システム導入促進事業に関し、市町村との協議ではどのようなことが課題として上がり、今後どのように連携していくのかとの質疑がありました。

これに対し、県では沖縄本島の圏域ごとに市町村及び交通事業者との検討の場を設けており、鉄軌道以外の交通の在り方等についても定期的に協議を行っている。市町村ごとに抱えている課題は様々であるが、コミュニティーバスのほか市町村との連結・連携による利便性の向上に関心が高い状況となっている。

県としては、市町村のエリア内にとどまらない、より広いエリアでの交通について検討する責任もあることから、今後、鉄軌道に連結するフィーダー交通のイメージ案をまとめた上で市町村に提示し、併せて検討していくとの答弁がありました。

次に、（項）警察管理費の（目）警察本部費の不用額の理由は何かとの質疑がありました。

これに対し、警察本部費の不用額３億6164万5458円の主なものは、需用費の１億515万4025円、共済費の7861万315円、職員手当等の6929万4916円及

び委託料の6401万7276円となっている。

主な理由としては、需用費及び委託料については、大型ヘリの機体不具合等の影響により稼働時間が減少したことに伴う部品供給委託業務及び維持管理経費の執行残、共済費については、基礎年金拠出金の負担率が下がったことによる減、職員手当等については、休日勤務手当等の実績見込みの減であるとの答弁がありました。

次に、経済労働委員会においては、まず、農林水産部関係の物価高騰対策に係る予算総額と事業執行の状況及びその成果について質疑がありました。

これに対し、令和５年度は生産資材価格の高騰等に伴う生産者に対する県独自の支援として、国の重点支援地方交付金を活用し、配合飼料価格差補助緊急対策事業などの６事業で総額約28億1200万円の補正予算を措置し、事業を実施してきたところである。また、支出済額は約19億8100万円、執行率は70.5％となっており、令和６年２月補正で予算措置した粗飼料価格高騰緊急対策事業などの３事業で約４億円を令和６年度に繰り越したところである。

成果としては、物価高騰に苦しむ生産者に対して一定程度の経営的な支援ができたと考えており、引き続き関係団体と連携して速やかな事業執行に取り組んでいくとの答弁がありました。

次に、島しょ型エネルギー社会基盤構築事業に関し、再生可能エネルギー電源比率の目標値及び達成状況はどうなっているか。また、二酸化炭素削減に向けたバイオマスの活用と自然環境の保全をマッチングした事業も必要と考えるがどうかとの質疑がありました。

これに対し、県では2030年度の再エネ電源比率の意欲的な目標として18％を掲げており、2022年度時点での比率は12％となっている。

目標の達成に向け、太陽光発電、バイオマス発電及び風力発電が主力になっていくものと考えているが、提案があった点も検証しつつ、将来的には水素発電や蓄電池の活用なども含めて、沖縄らしい島嶼型エネルギー社会の実現に向けて全力で取り組んでいくとの答弁がありました。

次に、水難事故の防止に向け、どのような対策を取っているのか、また、県としてその安全管理を担う部局はどこかとの質疑がありました。

これに対し、沖縄県内においては、観光客の水難事故のうち、シュノーケリングでの事故が一番多いことから、その危険性や対策について様々な情報発信を行い、自然海岸における巡回などを実施している。また、県庁内の関係部局で水難事故に係るワーキンググループを開催するほか、各部局で役割分担し取組を行っているとの答弁がありました。

次に、文教厚生委員会においては、まず、生活困窮者住居確保給付金に関する実績と今後の事業継続の考え方及び課題への取組について質疑がありました。

これに対し、令和５年度の実績については、申請件数、決定件数とも36件になっている。当該制度は、生活の土台となる住居の確保に向けた支援を行うものであることから、事業を継続する必要があると考えている。制度を知っていても自ら相談することが難しい方や制度自体を知らない潜在的な支援対象者を適切な支援につなげることが課題となっていることから、引き続き社会福祉協議会や民生委員など関係機関と緊密に連携し、当該制度の周知徹底に努めていくとの答弁がありました。

次に、ＤＶ対策事業に関し、ステップハウスの運営や女性相談所における相談が、被害者の自立支援への具体的な成果としてどのように貢献をしたのかとの質疑がありました。

これに対し、民間アパートを借り上げ、ステップハウスとしてＤＶ被害者に提供し、継続的な心のケアや就労及び生活支援を行っており、就業等による安定した生活につなげている。また、女性相談所では、被害者の相談内容に応じた支援を行っている。令和５年度においては、裁判所への保護命令申請に係る支援が49件、緊急時の安全確保のための一時保護が37人、女性自立支援施設への措置が３人となっており、安全に新たな生活が送れるよう自立に向けた支援を実施しているとの答弁がありました。

次に、介護基盤整備等基金事業に関し、計画に対する実績が少ない理由は何かとの質疑がありました。

これに対し、令和５年度の計画では22か所を整備する予定であったが、実績は11か所となっている。未整備箇所となった11か所のうち認知症高齢者グループホーム等４か所については、台風等の影響により工期に遅れが生じたため令和６年度に予算を繰り越したものである。また、１つの法人において整備する予定であった地域密着型特別養護老人ホーム等５か所については、当該法人の資金計画見直しにより事業が延期となり、その他２施設については、事業の取下げがあったものであるとの答弁がありました。

次に、令和５年度病院事業会計決算における当年度純損失が65億円、当年度未処理欠損金が26億円となっている要因は何か。また、赤字を出さないためにどのような経営をしていくのかとの質疑がありまし

た。

これに対し、主な要因としては、新型コロナウイルス感染症関連の他会計からの補助金の減少及び病床確保事業に係る国への補助金の返還による特別損失が発生したこと、また給与改定や職員数の増加による給与費の増及び物価高騰に伴う材料費の増が考えられる。

赤字の解消に向けては、診療報酬改定への対応やレセプトの請求漏れの防止等による収入の確保に努めるとともに、検査委託の価格交渉や働き方改革による時間外勤務の縮減及び人員配置の最適化等による費用の圧縮に取り組んでいくとの答弁がありました。

次に、学校給食費無償化に係る市町村との協議はどのような形で行われたのか。また、令和５年に実施した学校給食実態調査は、本年５月に県が発表した給食費半額負担の方針決定にどのように反映されたのかとの質疑がありました。

これに対し、市町村との協議は令和５年８月に県内６地区で行い、現状把握に努めるとともに、市町村からの要望等について意見交換を行った。

学校給食実態調査については、小中学生の保護者を対象としたアンケートを行い、その結果を踏まえて関係部局と調整し、知事、副知事及び関係部局長との会議において方針を決定したとの答弁がありました。

次に、土木環境委員会においては、まず、有機フッ素化合物残留実態調査事業における土壌調査について、軍用地と関係のない場所でＰＦＯＳ等が検出されたという調査結果を踏まえ、汚染原因の分析はなされているかとの質疑がありました。

これに対し、米軍基地所在市町村以外の市町村からも全てＰＦＯＳ等が検出されたということは、県としても当初は想定していなかったところである。ＰＦＯＳ等は、国内での製造、輸入及び使用が禁止される以前は撥水材や食品包装材など日常生活の中でも幅広く一般的に使用されてきたと承知しており、今後、令和５年度及び令和６年度の土壌調査でＰＦＯＳ等が検出された原因について、土地の利用状況や地歴調査等を行って、汚染原因の特定につなげていきたいと考えているとの答弁がありました。

次に、（款）土木費の（項）道路橋梁費について、翌年度繰越額が約132億円となっているが、金額が大き過ぎるのではないか。計画性のある事業執行を求めたいがどうかとの質疑がありました。

これに対し、ハード交付金が少ないと言われる中、このように繰越しが多いことは、予算獲得の面や道路整備の面からも改善すべきであると考えている。繰越しの主な理由として、用地買収の問題や関係機関との調整など、道路工事では予算の規模にかかわらず、どうしても繰越しが生じてしまう場合もあるが、今後とも土木建築部一丸となって執行率の向上に努め、予算の確保につなげていきたいとの答弁がありました。

次に、水道事業会計の損益計算書において、約10億円の他会計補助金があるが、どのような経緯で繰入れしたのかとの質疑がありました。

これに対し、一般会計から繰入れが認められる補助金については、災害の復旧、その他特別な理由がある場合に限られている。今般、一般会計から繰り入れた補助金は、電気料金の高騰が始まった令和３年度からの動力費の増加分や渇水に係る海水淡水化施設の最大運転への経費など、特別な理由による一時的なものとなっているとの答弁がありました。

以上が、各常任委員会における質疑の概要等でありますが、総務企画委員会、経済労働委員会及び文教厚生委員会の調査の過程で、７項目の総括質疑の報告があり、11月１日に知事等に対する総括質疑が本委員会において行われました。

まず、令和５年度に実施した学校給食実態調査や市町村の意見聴取が、令和６年５月に発表した県の給食費半額負担の方針決定の背景としてどのように影響しているかとの質疑がありました。

これに対し、実態調査は学校給食費やその他教育費に対する保護者の負担感などを把握するために実施した。また、市町村との意見交換では、県が案を提案しながら、県外の先行事例調査も行った上で、まずは学校給食費の無償化に向けて、２分の１相当額を県が負担することが妥当ではないかということで取りまとめたとの答弁がありました。

次に、ワシントン事務所の設置に関し、県が100％出資した株式会社の設立の目的と出資した株式の公有財産としての登録はどうなっているか。また、地方自治法に基づく県議会への報告義務は果たされているのかとの質疑がありました。

これに対し、ワシントン駐在は、当初、非営利法人として登録することを検討していたが、手続を進める中、委託事業者を介し専門の弁護士が国務省等に問い合わせたところ、連邦議会議員や政府機関への働きかけなどのロビー活動を行うためには、株式会社が適当との回答があったため、株式会社として法人を設立した。

出資金については、県が委託業者に支払った委託料からワシントン事務所の口座に払い込んでいる。発行した株式については、公有財産としての登録はされていないが、これまで登録を行っていなかった理由や米

国との法制度の違いも含め、確認を行っているところである。

また、議会への報告については、当該法人と県との財政的な関係や海外での取扱い等も整理した上で、誤解のないよう丁寧に説明してまいりたいとの答弁がありました。

次に、ワシントン駐在のビザの取得やロビー活動ができる資格の取得などは適切に行われているのかとの質疑がありました。

これに対し、ワシントン駐在のビザ取得については、専門の弁護士の指導の下で検討した結果、Ｌ１ビザが適しているとして領事館とも調整の上、取得している。

また、連邦議会議員へ働きかけるために必要となるＦＡＲＡ登録については、専門の弁護士や政府機関と調整した上で、ワシントン事務所を株式会社として登録したところであり、ワシントン駐在のロビー活動は米国内の法制度にのっとって適切に行われているとの答弁がありました。

採決の結果、令和６年第３回議会乙第14号議案については、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

また、令和６年第３回議会認定第２号から同認定第24号までの23件については、全会一致をもって認定すべきものと決定いたしました。

また、同認定第１号については、採決に先立ち、維新の会所属委員が意見を表明した後に退席し、採決の結果、賛成少数により認定することは否決されました。

以上、委員会における審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○中川京貴 議長　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

令和６年第３回議会認定第１号に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

玉城健一郎議員。

〔玉城健一郎　議員登壇〕

○玉城　健一郎 議員　令和５年度沖縄県一般会計決算、認定第１号について、賛成の立場から討論します。

令和５年度は、主な事業として、電気料金の高騰により国の支援の対象とならない特別高圧電気事業者に対する支援のための事業や離島住民等の交通コスト負担軽減のための事業、沖縄都市モノレール輸送力増強事業や記憶にも新しいＦＩＢＡバスケットボールワールドカップの推進事業に取り組んできた。これらの事業に関しては、どれも県民から好評で、物価高騰で苦しむ県民に寄り添った予算措置だと私は思います。

さて、今回の決算委員会で大きな議論になっていたのがワシントン駐在です。

これまで西銘県知事から始まり歴代の県知事は、基地問題の解決に対して訪米して訴えてきたが、継続的な取組がこれまで指摘され、そのような中、８年前、翁長雄志前知事の際にワシントン駐在が開始されました。

ワシントン駐在は、沖縄が抱える米軍基地の問題解決に向けて、日本政府だけでなく当事者である米国政府に県民の声を伝える、または海外の米軍基地の情報を収集する重要な役割を担っています。

これまで連邦議会関係者はもとより、シンクタンク、元政府高官などに対して、知事の考えと沖縄の正確な情報を説明してきました。今年の５月にはワシントン駐在の意見を踏まえ、海外の米軍施設とその周辺における米軍起因のＰＦＡＳ汚染に関する国防権限法の修正案も提出されました。知事訪米においては、共和党系シンクタンク、ハドソン研究所での講演や民主党の議員連盟定例会でのスピーチなど、これまでの人脈を使った大きな成果を生み出しています。

米軍基地と隣り合わせの沖縄において、ワシントン駐在は必要です。昨年の未成年者に対する性的暴行事件をはじめ、相次ぐ米軍人の性的暴行事件等に対して、速やかに日米両政府への抗議要請を米国政府関係者や議会に伝えています。来年から始まるトランプ政権においては、新たな政権の情報収集や県の考えを正確に伝えるためにも必要です。また、基地問題だけでなく、北米県人会との交流や沖縄ナイトを開催し、県産品の販路拡大に向けて取り組んでおり、その役割は大きくなっています。

国土面積0.6％のこの沖縄に約７割の米軍専用施設と重い基地負担を強いられている沖縄、相次ぐ米軍の事件・事故、ＰＦＡＳ等の環境問題などが起きている中、沖縄県民の声を米国政府に届ける役割は、ワシントン駐在にしかできないと考え、またその重要度はますます高まっていると感じています。

今回、議会で指摘されたワシントン駐在の株式会社設立に関する不適切な手続は、速やかに正していただ

きたいと思います。８年前の手続とはいえ、しっかりこの問題に取り組み、議会に対し説明していくことは、執行部の大きな責任だと私は指摘させていただきます。執行部もこれについて認め、改善していくと答弁されています。

以上のことから、決算の認定について賛成討論を終わらせていただきます。

議員の皆様の御賛同を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○中川京貴 議長　座波　一議員。

〔座波　一　議員登壇〕

○座波　　一 議員　会派を代表して、ただいま議題となっております令和６年第３回議会認定第１号「令和５年度沖縄県一般会計決算の認定について」、反対の立場で討論を行います。

さきの議会で、我が会派の一般質問から発覚した沖縄県ワシントン事務所の一連の疑惑が明るみになりました。先ほどの委員長報告にもありましたとおり、９月議会閉会後の決算審査において、ワシントン駐在員活動事業費に対して、我々野党・中立のみならず、与党側からも実態が不透明であるとの指摘があったのであります。すなわち、これまでワシントン駐在員としていた職員が、県が100％出資して設立した子会社の社長、副社長として動き回っていたという驚愕の事実であります。なぜ沖縄県はそこまでして営利法人を設立する必要があったのか。そこには大きな矛盾があったわけであります。米軍基地を抱える沖縄県の窮状を訴えるとする活動は理解できるとしても、あまりにもこのようなやり方は国内外の法を無視した悪質とも言える手法であり、断じて容認することはできません。

翁長前知事誕生以来、今日の玉城知事までの沖縄県政を裏で動かすブレーンは、沖縄の米軍基地に反対するために日本政府の方針や法律を無視してでもやるべきとの考えが根本にあります。そのような考え方で、行政の表向きは事務執行の適正さを見せながら、裏では公金を使った政治活動ができる業務システムをつくり出してきたのであります。それはすなわち、知事肝煎りの業務委託であります。基地対策、基地被害等に任せて、活動の本質は沖縄県民の血税や公金を使った基地反対活動となっているのであります。うそも方便とはよく言ったもので、まさに目的のためなら手段を選ばず、法律すら守らない。沖縄県では、法律による行政の原理は、いつからないがしろにされてきたのでしょうか。辺野古反対のためなら法をおとしめてもよい。その姿勢こそが、厳しく批判されなくてはならないのであります。

沖縄県職員が公務員として現地に滞在するため、身分を偽ってビザを取得した詐称問題。８年もの間、議会に報告もせず、その実態は沖縄県が出資してつくった株式会社であり、業務は全て現地のコンサル会社に委託された中で、身分を偽った県職員が公務員として県の事務を行っていたのであります。それだけでも驚きなのに、この会社を設立した株式の100％が沖縄県予算の業務委託費で賄われていたという事実は、沖縄県への欺きどころか、日本の地方行政史上もあり得ない、日米の信頼関係を損なう国際的な問題であります。

昨日、急遽行われたワシントン駐在に関する説明会は、全くもって論評に値しない説明会と聞いております。その中で、唯一執行部が非を認めたのが、取得した株式の財産としての管理不行き届きであったとしても、決算附属書類に８年間にわたって不記載していた事実からすれば、不認定とするのは議会として当然の結果であります。そして、この８年間、法人設立の手続や出資の報告もなく、決算報告もない。年間約１億円の県民の血税を実態に沿わない手続で県予算から流し続けてきた。相手国の出方次第では、沖縄県ワシントン事務所は即刻退去の命令が出てもおかしくない事態であります。一連の不正疑惑が明るみに出てきた以上、それが事実として確認できるまで、沖縄県の予算・決算に関して、我々は原案どおり認めることは断じてできないのであります。知事を支えている与党の議員各位の政治信条は理解できますが、このような事実が判明しても、この議案を認定するのでしょうか。県民が納得するというのでしょうか。

我々、会派沖縄自民党・無所属の会は、昨日、公明党、維新の会と３会派共同でワシントン駐在に関する問題究明プロジェクトチームを設置することを発表いたしました。沖縄県政始まって以来の大きな疑惑が発覚したと言わざるを得ません。ワシントン駐在員活動事業は、様々な法律違反の下で展開されていることが明らかになった事業であり、こうした問題を８年間もひた隠しにして決算を認定に付してきた沖縄県議会への冒瀆以外の何物でもないということを指摘し、沖縄県議会議員として、議員の矜持と常識に訴え、令和５年度沖縄県一般会計決算を認定することに反対の答弁として終わります。

議員各位の賛同を賜りたく、お願い申し上げます。

○中川京貴 議長　以上で通告による討論は終わりました。

これをもって討論を終結いたします。

休憩いたします。

午前10時40分休憩

午前10時40分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

これより令和６年第３回議会乙第14号議案及び令和６年第３回議会認定第１号から同認定第24号までの採決に入ります。

議題のうち、まず、令和６年第３回議会乙第14号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長　御異議なしと認めます。

よって、令和６年第３回議会乙第14号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

○中川京貴 議長　次に、令和６年第３回議会認定第２号から同認定第24号までの23件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの決算23件は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長　御異議なしと認めます。

よって、令和６年第３回議会認定第２号から同認定第24号までは、委員長の報告のとおり認定されました。

○中川京貴 議長　次に、令和６年第３回議会認定第１号を採決いたします。

本決算に対する委員長の報告は、不認定であります。

お諮りいたします。

本決算は、認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中川京貴 議長　起立少数であります。

よって、令和６年第３回議会認定第１号は、認定することは否決されました。

○中川京貴 議長　日程第５　甲第１号議案から甲第３号議案まで及び乙第１号議案から乙第38号議案までを議題といたします。

知事から提案理由の説明を求めます。

玉城知事。

〔知事提出議案　巻末に掲載〕

〔玉城デニー　知事登壇〕

○玉城デニー 知事　ハイサイ　グスーヨー　チューウガナビラ。

皆様、おはようございます。

令和６年第４回沖縄県議会（定例会）の開会に当たり、まず、沖縄本島北部地域を中心に降り続いた大雨により、被害に遭われた皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

今回の大雨では、道路被害や河川の護岸等の破損、浄水場の浸水被害のほか、断水などにより北部地域にお住まいの皆様の生活に大きな影響を及ぼしております。沖縄県では、被害の状況を踏まえ、市町村や関係機関と連携しながら、北部地域の一日も早い復旧に向けて、あらゆる方策を講じて全力で取り組んでいるところであります。

沖縄県議会議員各位におかれましても、御理解と御協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、提出いたしました議案の概要及び提案理由を御説明申し上げます。

今回提出いたしました議案は、予算議案３件、条例議案11件、議決議案26件、同意議案１件の合計41件であります。

まず初めに、予算議案について、御説明申し上げます。

甲第１号議案「令和６年度沖縄県一般会計補正予算（第４号）」は、当初予算成立後の事情変更により緊急に予算計上が必要な経費等として、31億8094万1000円を計上するものであります。

甲第２号議案「令和６年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計補正予算（第１号）」は、地盤改良の調査設計業務について予算の繰越しが必要であるため、所要の補正を行うものであります。

甲第３号議案「令和６年度沖縄県流域下水道事業会計補正予算（第１号）」は、宜野湾浄化センターの既存施設の老朽化や流入汚水量の増加に対応するため、施設を改築・増設する必要があることから債務負担行為の限度額変更を行うものであります。

次に、乙第１号議案から乙第11号議案までの条例議案11件のうち、主なものを御説明申し上げます。

乙第１号議案「沖縄県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例」は、雇用保険法の一部が改正され、就業促進手当が安定した職業に就いた者に限り支給されることとなったことを踏まえ、及び国家公務

員の退職手当との均衡を図るため、失業者の退職手当の支給対象者に係る規定を整備する等の必要があることから、条例を改正するものであります。

乙第５号議案「沖縄県動物の愛護及び管理に関する条例」は、県民の動物の愛護に関する意識の高揚を図るとともに、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害並びに生活環境及び自然環境の保全上の支障を防止するため、多数の犬または猫の飼養の届出を義務づける等の必要があることから、新たに条例を制定するものであります。

乙第10号議案「沖縄県物品調達基金条例を廃止する条例」は、物品の調達に関する事務の簡素化を図るため、物品の調達方法を見直したこと等に伴い、沖縄県物品調達基金を廃止する必要があることから、条例を廃止するものであります。

次に、乙第12号議案から乙第37号議案までの議決議案26件は、工事請負契約についての議決内容の一部変更、財産の処分、車両損傷事故に関する和解、損害賠償の額の決定、公の施設に係る指定管理者の指定などについて、議会の議決を求めるものであります。

次に、乙第38号議案「沖縄県教育委員会委員の任命について」は、教育委員会委員の任期満了に伴い、その後任を任命するため、議会の同意を求めるものであります。

以上、提出いたしました議案について、その概要及び提案の理由を御説明申し上げました。

慎重なる御審議の上、議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

ユタサルグトゥ　ウニゲーサビラ。ニフェーデービル。

ありがとうございました。

○中川京貴 議長　知事の提案理由の説明は終わりました。

ただいま議題となっております議案中、職員に適用される基準の実施、その他職員に関する事項について必要な規定を定める条例については、地方公務員法第５条第２項の規定により人事委員会の意見を聞く必要がありますので、この際、意見を求めます。

人事委員会委員長。

〔池田　修　人事委員会委員長登壇〕

○池田　修 人事委員会委員長　皆さん、おはようございます。

人事委員会委員長の池田修でございます。よろしくお願いいたします。

ただいま議長より、地方公務員法の規定に基づき、当委員会の意見を求められましたので、人事委員会としての意見を申し上げたいと思います。

乙第１号議案「沖縄県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、雇用保険法等の改正に伴い、沖縄県を退職した職員で失業状態にある者に対して支給する退職手当について所要の改正を行うなど、第１号議案については適当であると当委員会は考えております。

以上です。

○中川京貴 議長　人事委員会委員長の意見の開陳は終わりました。

◆・・◆

○大浜　一郎 議員　議長。

○中川京貴 議長　大浜一郎議員。

○大浜　一郎 議員　ワシントン駐在に関し、昨日、県よりその対応についての説明会がありましたけれども、その内容については、これまでの疑義について、我々が質問できるレベルの内容のものではなくて、県議会を本当に著しく軽視しているものだと見受けました。

よって、この際、ワシントン駐在に関し、地方自治法第98条第２項の規定により、監査委員に対し、監査の請求をされるよう動議を提出いたします。

以上です。

○徳田　将仁 議員　議長。

○中川京貴 議長　徳田将仁議員。

○徳田　将仁 議員　ただいまの大浜一郎議員の動議に対して、強く賛成をいたします。

○中川京貴 議長　ただいま大浜一郎議員から監査請求に関する動議が提出され、所定の賛成者がありますので、本動議は成立いたしました。

暫時休憩いたします。

午前10時50分休憩

午前11時18分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

この際、休憩前に成立しました動議について、日程に追加し、議題とすることについて採決いたします。

お諮りいたします。

監査請求に関する動議を日程に追加し、議題とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中川京貴 議長　起立多数であります。

よって、監査請求に関する動議を日程に追加し、議題とすることは可決されました。

○中川京貴 議長　監査請求に関する動議を議題といたします。

この際、提出者の説明を求めます。

大浜一郎議員。

〔大浜一郎　議員登壇〕

○大浜　一郎 議員　沖縄自民党・無所属の会、大浜一郎でございます。

ただいま議題となっております監査請求に関する動議について、提案の理由を説明いたします。

９月議会、我が会派の仲里全孝議員の一般質問に端を発したワシントン駐在のビザ取得の問題、これを我々は引き続く決算審査の中で、総務企画委員会、決算特別委員会での総括質疑を通じて追及してまいりました。

特に総括質疑では、知事がこのワシントン事務所株式会社が設立されていたという事実を知らされたのは、つい最近であったことが明らかとなりました。また、執行部からは、適法かどうかも含めて調査をして報告したいという繰り返しの答弁がなされました。我々としては、いつになったら報告が出てくるのだろうと待っておりましたが、昨日急遽ワシントン駐在に関する説明会が行われました。しかしながら、全くもって論評に値しない説明会でありました。開いた口が塞がらないとはまさにこのことであります。

また、我々はこの間、執行部から提出された資料を検討し、また会派として独自に調査を進めてまいりましたところ、ビザ申請の違法・合法の問題のみならず、行政を監視する議会として看過できない事実が明らかとなってきました。

こうした状況を鑑み、代表質問・一般質問だけでは、これ以上執行部から明快な説明がなされるのか疑問がある。そういう意味で、議会としての行政監視機能を発揮する必要がある。このことから、本日ここに地方自治法第98条第２項に基づきまして、監査委員に対し、ワシントン駐在に関する諸問題の監査を請求する動議を提出した次第であります。

それでは、本動議の概要を御説明申し上げます。

監査を請求する事項として６項目を挙げております。

１、沖縄県ＤＣ事務所株式会社（以下「本件株式会社」という。）設立の適法性について問います。

２、ワシントン駐在に係る庁内意思決定に関する実態の解明です。

３、ワシントン駐在職員の身分の取扱い及びその適法性について。

４、ワシントン駐在（委託事業者を含む）に係る資金の流れに関する実態の解明。

５、本件株式会社の経営状況報告を怠っていたことの適法性。

６、本件株式会社への出資金に係る支出方法の適法性。

以上であります。

それぞれの項目について、理由を述べます。

まず１、沖縄県ＤＣ事務所株式会社設立の適法性ですが、そもそも本件株式会社は、日本法、県条例・規則及び内部規程等に基づき適法に設立なされたものであるかどうかという根本的なところに疑義があるということであります。

次に２、ワシントン駐在に係る庁内意思決定に関する実態の解明についてであります。

本件株式会社の定款には、県から本件株式会社の普通株式1000株を取得したいとの申込みがあったと記載されていますが、当該申込みに係る意思決定文書は残されているのかという点です。総務企画委員会では、本件株式会社設立について意思決定文書が確認できないという重大な答弁がありました。また、昨日の説明会でも文書不存在の事実を認めたものの、改めて追認をするための起案を行うなどの方法により、手続上の整理を行い、速やかに是正を図るという説明がありましたけれども、議会中継を御覧の県庁職員の皆さん、こんなことを平気で議会に説明するように指示を下す、知事、副知事、部長の皆さんの下でまともに仕事をする気になりますか。まさに既成事実に合わせ公文書を作る、これこそ公文書の偽造と言わずして何と言うのでしょうか。こうした手法についても、監査委員の良識により御判断をいただきたいと思っております。

次に３、ワシントン駐在職員の身分の取扱い及びその適法性であります。

駐在発令がなされている職員は、本件株式会社の社長または副社長として勤務しているが、常勤職員の営利企業への従事に係る知事の許可手続はなされていたのかどうか、この点は地方公務員法に違反しないかという点であります。新聞報道ではありますが、営利を目的とするという認識はないから手続は不要だという県の認識ですが、株式を発行して配当可能な形態を取る法人である以上、営利企業であることは明々白々というのが一般的な理解であると思っています。

次に４、ワシントン駐在（委託事業者を含む）に係る資金の流れに関する実態の解明についてであります。

米国司法長官から米国議会へのＦＡＲＡ報告書の中に記載されている資金の流れについて、本件株式会社に在籍している社長及び副社長の給料の出どころを含

め、沖縄県、本件株式会社、ワシントン駐在員活動事業費の委託先であるワシントンコア社及び再委託先であるマーキュリー社の間において、これまでの県当局の説明と異なる表記がなされており、実態を解明してもらいたいと思っております。

このＦＡＲＡ報告書ですが、半年に１回、ＦＡＲＡ登録団体から米国司法長官への報告が義務づけられておりまして、その概要を記したものとなっております。米司法省のホームページから誰でもダウンロードして見ることができます。そのうち、サプリメンタル・ステートメント――附属書類という文書、この中で親会社である沖縄県から子会社である本件株式会社への送金記録、そして本件株式会社からの支払い記録が記載されておりました。当然、この子会社への送金というのは、沖縄県の決算上、全く存在していない記録であります。沖縄県は、ワシントンコア社への委託料しか支出していないとこれまで説明をしてきているわけですが、もうこれだけでも資金の流れがおかしくなっているのではないかと思わざるを得ません。

次に５、本件株式会社の経営状況報告を怠っていたことの適法性であります。

地方自治法に基づく出資法人等の経営状況報告は、地方公共団体が設立した外国法人にも適用されるものであり、本件株式会社に係る報告を怠っていたことは、同法違反ではないかという点です。

また、執行部は本件株式会社の決算書を作成していないとしておりますが、役員として振る舞う社長や副社長が経営上の義務を果たしていると言えるのでしょうか。甚だ不可解であります。

最後に６、本件株式会社への出資金に係る支出方法の適法性であります。

本件株式会社への出資金を業務委託会社への委託料から再委託して捻出していることは、歳出予算に係る議会の議決を免れようとする脱法的な支出ではないか。つまり、本来は投資及び出資金として支出すべきところ、委託料に紛れ込ませて支出をしているということ。その結果、毎年度の決算書において、出資による権利として記載がされてこなかったことは違法ではないかという点です。

この点、出資による権利として、公有財産としての管理が不適切であったことだけは、昨日の説明会でも執行部は認めざるを得ませんでしたが、問題は、なぜ公有財産として把握することがこれまでできなかったのかという経緯であります。監査委員には、これらの点を明確に解明していただくことを求めます。

なお、監査結果の報告期限は令和６年12月20日までとし、11月定例会中の報告を求めるものであります。

以上が本動議の概要になりますが、簡単に言いますと、米国に出された資料が正しいのであれば、国内法に引っかかる。我々議会にこれまで行ってきた説明が正しいのであれば、米国に対して虚偽報告をしたことになる。まさに二律背反の状況であるということです。

また、監査結果が出て終わりではありません。この監査結果を我々議会がどう受け止め、解釈し、行政監視機能を果たしていくのか。このことが今後強く求められていくということを申し添え、監査請求に関する動議の提案理由の説明を終わります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　提案理由の説明は終わりました。

暫時休憩いたします。

午前11時30分休憩

午後０時14分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

監査請求に関する動議に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

比嘉瑞己議員。

〔比嘉瑞己　議員登壇〕

○比嘉　瑞己 議員　私は日本共産党県議団を代表して、ただいま議題となっております監査請求の動議について、反対の立場から討論を行います。

まず初めに、ワシントン駐在に係る会社設立に伴う一連の手続に関する不適切な手続については、我々与党としても経緯を解明し、正すべきところは正し、執行部に対して速やかな是正を求める立場であります。そして執行部からも、こうした議会からの指摘を受けて、取得した株式については公有財産台帳へ登録し、速やかに是正の措置を講じるなどの改善策が示され、またほかにも指摘のあった事項については総務省へ照会するなど精査を進め、速やかに必要な手続を行う等の改善方針についての説明があったところです。

さて、先ほど令和５年度沖縄県一般会計決算が残念ながら不認定となりました。このように決算が議会で認定されなかった場合、地方自治法第233条では、地

方公共団体の長は「当該議決を踏まえて必要と認める措置を講じたときは、速やかに、当該措置の内容を議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。」と定められております。つまり、議会が決算を不認定としたことについて、長が必要と認める措置を講じたかどうかを議会は把握することができ、また講じた措置の内容をさらに議会で審議・論議で取り上げることが可能となっております。

このように、執行部が地方自治法第233条に基づき、議会からの決算不認定を真摯に受け止め、必要な措置を講じ、その内容を議会に報告し、公表しようとしているときに監査請求を求めることは拙速だと言わざるを得ません。

さて、2013年１月、米軍普天間基地の閉鎖・撤去と県内移設断念、オスプレイの配備撤回を求める建白書が政府に提出されました。建白書には、県議会各派代表、県議会議長、県内41全市町村長と議会議長、各種団体の長の署名・押印がなされた文字どおり沖縄県民の総意としての思いが込められておりました。

ワシントン駐在は、沖縄の在沖米軍基地の実態が米国に正確に伝わっていないこと、またオスプレイ配備などの基地問題に関する米国の情報が沖縄に正確に伝わっていないことなどに鑑み、沖縄県自らが情報を収集し、沖縄県自らが直接訴えることが重要であるとの考えの下、2015年度に設置されました。

これまでワシントン駐在は、米国政府や連邦議会関係者などに対して、沖縄の正確な情報を説明するなど精力的な活動を続けております。その成果として、今年2024年には、米軍施設等に起因するＰＦＡＳに関し、連邦議会議員から受入れ自治体との連携を義務づける国防権限法の修正案が提出されました。また、米国会計検査院（ＧＡＯ）に連邦議会議員が辺野古新基地建設計画の実現可能性等の調査を求める書簡を送付しております。さらに、国防総省が実施した環境に関する公聴会では、ワシントン駐在が沖縄のＰＦＡＳ問題に関し、地元当局と連携した取組を求める口頭意見を述べるなど目覚ましい成果を上げております。

このようにワシントン駐在の活動は、辺野古新基地建設反対を掲げた建白書の実現、2019年の県民投票で示された埋立反対の圧倒的民意を実現していくためにも、引き続き大きな役割が期待されております。

執行部においては、今回の議会からの決算不認定を真摯に受け止め、地方自治法に基づき必要な措置を講じ、その内容を議会に速やかに報告することを求めるものです。

よって、ただいま議題となっている動議については、反対をいたします。

議員各位の御賛同をよろしくお願いします。

○中川京貴 議長　新垣淑豊議員。

〔新垣淑豊　議員登壇〕

○新垣　淑豊 議員　沖縄自民党・無所属の会の新垣淑豊です。

私は、ただいま議題となっております監査請求に関する動議について、賛成の立場から討論を行います。

この駐在に関しては、設立当時から我々沖縄自民党・無所属の会の前身である当時の自民党会派からも疑義が示されておりました。今年９月議会の仲里全孝議員の一般質問に端を発し、決算特別委員会における質疑を通して、執行部でさえ説明することができない事実がこれでもかと出てきたことに、私は驚きを禁じ得ませんでした。

そして、我が会派の調査を通じてさらに明るみになる疑惑を目にするにつれ、驚きを通り越し、怒りを通り越し、この８年間我々県議会に対して事実を隠蔽していたこと、執行部に対しては不信しか残りません。何をしたかではなく、また成果があればよいでもありません。行政は法に即して動く必要があると私は思っております。

思い出してください。２年前から執行部は議会の追認を求める議案を乱発してきました。令和４年度においては、特別会計決算で赤字を生じさせるという違法を犯したこと。当時、沖縄県議会としては、ならぬものはならぬと重大な決意を込め、一致して議案を差し戻したことは、皆様も記憶に残っているかと思います。そのときの構成議員も、この14期に多く再選されております。

こうした過去の過ちにもかかわらず、９月議会で明るみになったワシントン事務所株式会社の事実。この株式会社の存在は、我々野党・中立はもとより、与党も、そして決算特別委員会の総括質疑の直前まで知事さえも知らなかったと答弁をされておりました。なぜそんなことになっているのか、私は明確にすべきであると思います。先ほど、この動議を上げることに反対をした与党の皆様も知りたいと思いませんか。また、この経緯を県民に対し白日の下にさらすことは、県民の負託を受けた我が議会に課された重要な任務ではないでしょうか。

当然のことながら、議会としては、代表質問や一般質問を通じて執行部をただすことが任務です。しかし、資料の提出や関係者の出頭、こうしたことを継続的に行うことには制約がかかってまいります。こうしたことから、内部牽制機関である監査委員に対して、

一定の第三者的立場から必要な監査を請求し、成果の報告を求めることが適当である、この考え方に賛同いたします。

では、本件は監査委員に監査を請求するに値する案件なのかという点です。提出者からの説明にもありましたとおり、決算審査や我が会派の独自の調査を経て、次々と法令違反が疑われる事実が明らかとなってまいりました。先ほどの決算特別委員長からの報告、座波議員による反対討論などによりましてお分かりのことだと思いますので、これ以上個別具体的なお話はいたしませんが、昨日の説明会の様子をうかがっても、執行部からの説明にはもはや不信しかありません。したがって、監査委員の良識に委ねるべき、このことは自明だと申し上げておきたいと思います。

以上、監査請求に関する動議について、私は大賛成することを改めて表明いたしまして、私の賛成討論とさせていただきます。

○中川京貴 議長　以上で通告による討論は終わりました。

これをもって討論を終結いたします。

これより監査請求に関する動議を採決いたします。

お諮りいたします。

本動議に賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中川京貴 議長　起立多数であります。

よって、監査請求に関する動議は可決されました。

◆・・◆

○中川京貴 議長　日程第６　特別委員会の設置の件を議題といたします。

本件につきましては、11月19日の議会運営委員会において、沖縄県の振興発展及び鉄軌道を含む公共交通ネットワークの整備拡充並びにこれらに関連する諸問題の調査及び対策の樹立を付議するため特別委員会を設置することとし、その名称を「沖縄振興・公共交通ネットワーク特別委員会」とし、13人の委員をもって構成するとの意見の一致を見ております。

よって、お諮りいたします。

沖縄県の振興発展及び鉄軌道を含む公共交通ネットワークの整備拡充並びにこれらに関連する諸問題の調査及び対策の樹立を付議するため、13人の委員をもって構成する沖縄振興・公共交通ネットワーク特別委員会を設置することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長　御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

○中川京貴 議長　次に、お諮りいたします。

ただいま設置されました沖縄振興・公共交通ネットワーク特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第５条第１項の規定によりお手元に配付の名簿のとおり指名いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長　御異議なしと認めます。

よって、沖縄振興・公共交通ネットワーク特別委員会の委員は、お手元に配付の名簿のとおり選任することに決定いたしました。

〔沖縄振興・公共交通ネットワーク特別委員名簿　巻末に掲載〕

○中川京貴 議長　次に、お諮りいたします。

ただいま沖縄振興・公共交通ネットワーク特別委員会が設置されましたので、現在各常任委員会に付託されている同特別委員会に付託すべき陳情12件については、同特別委員会に付託替えする必要があります。

また、現在、同特別委員会の所管に属する陳情２件が新たに受理されております。

この際、陳情第52号、第54号、第64号、第69号、第72号中、記の１、４、７、８、10から12まで、16、17及び20、第72号の２中、記の18、第72号の３中、記の４、６、８及び15、第72号の４中、記の１の(3)、１の(5)、３の(2)及び８の(1)、第114号中、記の３、第136号中、記の１、３、４及び６、第136号の２中、記の５、第136号の３中、記の３、第198号及び第202号の２の付託の件を日程に追加し議題といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長　御異議なしと認めます。

よって、この際、陳情14件の付託の件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

○中川京貴 議長　陳情第52号、第54号、第64号、第69号、第72号中、記の１、４、７、８、10から12まで、16、17及び20、第72号の２中、記の18、第72号の３中、記の４、６、８及び15、第72号の４中、記の１の(3)、１の(5)、３の(2)及び８の(1)、第114号中、記の３、第136号中、記の１、３、４及び６、第136号の２中、記の５、第136号の３中、記の３、第198号及び第202号の２の付託

の件を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいまの陳情14件につきましては、沖縄振興・公共交通ネットワーク特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長　御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

◆・・◆

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後０時29分休憩

午後０時29分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

この際、**日程第７**及び**日程第８**の**議員派遣の件**を一括議題といたします。

〔議員派遣の件　巻末に掲載〕

○中川京貴 議長　お諮りいたします。

ただいまの議員派遣の件２件は、それぞれお手元に配付の「議員派遣の件」のとおり、議員を高校等出前講座及び令和６年度九州各県議会議員交流セミナーへ派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長　御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

○中川京貴 議長　次に、お諮りいたします。

ただいま可決されました議員派遣の内容に今後変更を要するときは、その取扱いを議長に一任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長　御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

◆・・◆

○中川京貴 議長　この際、お諮りいたします。

議案研究のため、明11月27日から12月２日までの６日間休会といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長　御異議なしと認めます。

よって、明11月27日から12月２日までの６日間休会とすることに決定いたしました。

○中川京貴 議長　以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

次会は、12月３日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後０時30分散会

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

議　　長　　中　　川　　京　　貴

会議録署名議員　　喜 友 名　　智　　子

会議録署名議員　　比　　嘉　　　　忍

令和６年12月３日

令和６年
第　４　回

沖縄県議会（定例会）会議録

（第２号）

令和６年
第　４　回　**沖縄県議会（定例会）会議録（第２号）**

令和６年12月３日（火曜日）午前10時開議

議　事　日　程　第2号

令和６年12月３日（火曜日）
午前10時開議

第１　代表質問

本日の会議に付した事件

日程第１　代表質問

出　席　議　員（47名）

48番	中川京貴　議長	24番	当山勝利　議員
42番	上原　章　副議長	25番	西銘純恵　議員
1番	瑞慶覧長風　議員	26番	新垣光栄　議員
2番	瀬長美佐雄　議員	27番	上原快佐　議員
3番	喜友名智子　議員	28番	玉城健一郎　議員
5番	大田　守　議員	29番	山里将雄　議員
6番	高橋　真　議員	30番	糸数昌洋　議員
7番	宮里洋史　議員	31番	仲里全孝　議員
8番	徳田将仁　議員	32番	仲村家治　議員
9番	比嘉　忍　議員	33番	下地康教　議員
10番	新垣善之　議員	34番	座波　一　議員
11番	新里　匠　議員	35番	新垣　新　議員
12番	平良識子　議員	36番	大浜一郎　議員
13番	比嘉瑞己　議員	37番	渡久地　修　議員
14番	次呂久成崇　議員	38番	仲宗根　悟　議員
15番	米須清一郎　議員	39番	仲村未央　議員
16番	幸喜　愛　議員	40番	照屋大河　議員
17番	當間盛夫　議員	41番	山内末子　議員
18番	松下美智子　議員	43番	西銘啓史郎　議員
19番	喜屋武　力　議員	44番	又吉清義　議員
20番	大屋政善　議員	45番	呉屋　宏　議員
21番	小渡良太郎　議員	46番	花城大輔　議員
22番	新垣淑豊　議員	47番	島袋　大　議員
23番	島尻忠明　議員		

欠　席　議　員（1名）

4番　儀保　唯　議員

説明のため出席した者の職、氏名

玉城デニー	知事	池田竹州	副知事
照屋義実	副知事	小川和美	政策調整監

溜　　政仁	知事公室長	前川智宏	土木建築部長
宮城嗣吉	総務部長	宮城　　力	企業局長
武田　　真	企画部長	本竹秀光	病院事業局長
多良間一弘	環境部長	友利公子	会計管理者
北島智子	生活福祉部長	金城康司	総務部財政統括監
真鳥裕茂	こども未来部長	半嶺　　満	教育長
糸数　　公	保健医療介護部長	小堀龍一郎	警察本部長
前門尚美	農林水産部長	下地　　誠	労働委員会事務局長
松永　　享	商工労働部長	森田崇史	人事委員会事務局長
諸見里　　真	文化観光スポーツ部長	渡嘉敷道夫	代表監査委員

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

平田正志	議会事務局長	宮城　　亮	課長補佐
前田　　敦次	長	安田　　健主	査
中村　　守	議事課長	比嘉太一	主査

○中川京貴 議長　これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

11月26日の会議において設置されました沖縄振興・公共交通ネットワーク特別委員会の委員長から、同日の委員会において委員長に當間盛夫議員、副委員長に下地康教議員を互選したとの報告がありました。

次に、説明員として出席を求めた池田修人事委員会委員長は所用のため本日から６日まで、９日及び10日の会議に出席できない旨の届出がありましたので、その代理として、森田崇史人事委員会事務局長の出席を求めました。

この際、念のため申し上げます。

本日から６日まで、９日及び10日の６日間にわたって行われます代表質問並びに一般質問及び議案に対する質疑につきましては、議会運営委員会において決定されました質問要綱に従って行うことにいたします。

また、日程に入ります前に申し上げます。

質問においては、議員の質問時間に加え、質問、答弁を合わせた往復時間を設けており、規定の往復時間を超過した場合、質問時間が残った状態であっても質問は終了となりますので、説明員の皆様におきましては、答弁に際しては、簡潔に、要点をまとめ、明瞭に答弁していただくよう御協力をお願い申し上げます。

○中川京貴 議長　日程第１　代表質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

大浜一郎議員。

〔大浜一郎　議員登壇〕

○大浜　一郎 議員　ケーラネーラ　ミシャーロールンネーラ。

沖縄自民党・無所属の会を代表して代表質問をさせていただきます。

代表質問に入る前に、今般の本会議における所感を述べさせていただきます。

本会議において、冒頭から2023年度一般会計決算が不認定となり、さらに不認定となった事案の疑義について監査請求を求める事態となってしまいました。これは、県にとって復帰後初めてのこととなり、極めて不名誉な重大な事案であります。しかしながら、知事はこの重大な事態になったにもかかわらず残念だとか、反省しているとメディアに語っておられますが、そんな軽々しい発言でこの事態を捉えているのであれば、全く認識不足も甚だしく、知事としての責任能力も皆無だと言わざるを得ません。つまり、地方公務員法、地方公営企業法の法令への抵触、地方自治法に定める公共の利益に反する可能性を含め、日米両国の複数の国内法に違反している疑義が持たれたこと、さらにこれまで報告すべき事項について一度も議会報告がなかったという知事としての重大な不祥事であるからであります。

知事にとってみれば、訪米は行動する知事の政治キャンペーン活動としてはメディアの受けもよく、最近の訪米においても内容の評価はともかくとして、メディアを通して華々しく訪米時に英語でスピーチしたなどと、その成果を県民にアピールしてきました。しかしながら、この訪米の活動の土台であるワシントン事務所について、我が会派の仲里全孝議員の一般質問に端を発した一連の不可解な実態が明らかとなり、調べれば調べるほどに隠蔽とも言える多くの疑義があふ

れ出ており、今やワシントン疑惑事務所となっているのです。

知事は、この問題が発覚してからこれらの不可解な事実を知ったなどとトップとしていいかげんな発言は恥じるべきであります。真水の県税をこれまで毎年億単位で使ってきました。知事は行政の長として一連の疑惑解明について真剣に向き合い、誠実に県民に説明するのは当然の責務であります。県民は知事の行動をしっかりと見ていると思います。私たち県議会議員も行政を監視する使命を県民から負託されている以上、県民に対してこれらの説明をする義務を負っています。これらの問題に向き合う我が会派の姿勢は、政局などというイデオロギーの問題ではなくて、県の行政実務行為の実態解明であり、その実態解明においては一切の妥協はしないことを強く申し上げておきます。

それでは質問に入ります。

１、知事の政治姿勢について。

(1)、11月５日に実施された一般投票により、次期米大統領にトランプ前大統領が就任することとなった。トランプ新政権をめぐっては、対中、対ロ政策についての動向に注目が集まるなど、我が国の安全保障政策に与える影響も多分に変化することが予想される。

ア、トランプ新政権下で、玉城知事は地域外交をどのように展開していくのか、基本的な考えを伺う。

イ、新政権における在沖米軍基地政策はどのようになるのか予断を許さないが、県として今後どのような態度で臨むのか伺う。

(2)、令和７年度沖縄振興予算概算要求について。

ア、12月20日には令和７年度政府予算案が閣議決定される予定と聞いているが、８月の概算要求以降、知事はどのような要請活動を行ってきたのか伺う。

イ、関連して、来年度税制改正要望として掲げている事項について、その要望の概要と必要性を問う。

(3)、持続可能な財政運営について。

ア、先日公表された県の財政運営の見通しでは、今後10年間で収支不足が拡大していくとの見込みが示されたところだが、過去に行った見通しと実績の乖離はどのように検証を行っているのか伺う。

イ、決算特別委員会において借換え予定債についての議論が交わされたが、令和５年度においては160億円という多額の借換え抑制を行っているとの答弁があった。これについては、将来の利息負担の削減という観点も重要だが、先送りできない課題へ集中的な行政支出を行うというバランスを考慮する必要があると考える。今後の予算審査に当たっては、議会に対してこうした情報を的確に開示し、説明を行ってもらいたいと考えるが、当局の見解を伺う。

(4)、自民・公明・国民の３党は、いわゆる年収103万円の壁を引き上げることで合意をした。一方で、地方公共団体からは地方税の減収に対する懸念が示されており、地方公共団体の収入に欠損が生じないよう、地方財政対策においてしかるべき財源措置が手当てされなければならないと考える。

ア、沖縄県における減収見込みについて、どのように試算をしているのか伺う。

イ、この点に関して、全国知事会や政府に対して、知事はどういった要請を行っているのか伺う。

(5)、沖縄の抱える地理的不利性に起因する行政需要の捕捉について。

ア、広大な海域に島々、市町村が点在するという他の都道府県には見られない沖縄県の状況は、地方交付税法制定時には想定されていないものであり、こうした事情をいかに法制度に反映させるかを要望することの意義は大きいと思われるが、沖縄県ではこれまでどのような制度要望を国に行ってきたのか、要望内容と国の対応状況を伺う。

イ、交付税制度はユニバーサルなものであり、沖縄が他と異なる地理性だから特例を認めよというわけにはなかなかいかないと思う。他方で、架橋を含めてほぼ陸続きの本土とは異なり、移動手段が空路ないし航路に限定される沖縄では移動コストが割高となる構造となっている。こうしたＥＥＺを含む広大な海域での行政需要を捕捉するため、例えば県庁所在地から各市町村の役場までの距離をもって測定単位とし、移動手段の限定性を補正係数に組み込むなどによって、交付税制度の趣旨を損なわないような制度改正を研究してもらいたいと考えるが、県の見解を伺う。

ウ、物流・交通コストが割高となることについて、離島と離島を結ぶ物流については、ワンウエーであることからも深刻な課題を抱えている。県として何かできる取組はあるか伺う。

２、ワシントン駐在に関する諸問題について。

(1)、この８年間、ワシントンＤＣ事務所株式会社の存在は、どの階層まで共有されていたのか伺う。

(2)、米国政府へ提出している様々な書類に、知事公室長や駐在職員はサインをされているが、英文の内容を全て理解した上でサインをしたのか伺う。

(3)、最終的に株式会社を設立しようということでゴーサインを出したのは誰か伺う。

(4)、株式会社設立に係る意思決定過程の文書が何一つ存在していないというのは、本当に事実なのか伺

う。

(5)、米移民局へ提出されたビザ申請に附属する書類は、誰が作成したのか。また庁内決裁はどういったレベルで行われたのか伺う。

(6)、今後、事務所の閉鎖を考えているのか。あくまで継続を前提としつつ、適法状態を確保する改善策を検討するということなのか伺う。

(7)、知事は今後、県民向けに説明のための記者会見を開くなどの用意はあるのか伺う。

(8)、庁内で今後どういった対応を講じていくのか。庁内の検証体制として、行政考査を行う考えはないか伺う。

(9)、今回の責任は誰がどういった形で取る考えなのか。歴代知事公室長を務めた方で、現職の副知事や外郭団体の要職にある者もいるが、自責の念はないのか伺う。

(10)、米国政府に提出した報告書等の書類に、翁長前知事や玉城知事が直接サインをした文書はあるのか伺う。

(11)、総務企画委員会に提出された資料の中で、会社経営業務の外部委託業者として、ワシントンコア社以外に、ＰＢＣ1101コネチカットアベニュー社、ルビノ＆カンパニーチャータードという２社が掲載されているが、この２社と県ないしＤＣ株式会社との関係はどのようになっているのか伺う。

(12)、米国司法省へ半年に１度提出しているサプリメンタル・ステートメントのうち、ファイナンシャルインフォメーションには、沖縄県からＤＣ株式会社への送金記録、そしてＤＣ株式会社からマーキュリー社への支払い記録が記載されているが、県が支払っているとしているワシントンコア社への委託料との関係が不明確である。実態について伺う。

３、基地問題・安全保障について。

(1)、基地負担の捉え方と補償・軽減の在り方について。

ア、米軍人・軍属による事件・事故といった潜在的な負担または土地利用の制約、航空機騒音といった直接的な負担、ひとえに基地負担と言っても様々な形態が存在すると考えるが、県は基地負担の概念をどのように捉えているのか伺う。

イ、基地負担の軽減を求めていくことは当然のこととして、現に存在している負担への補償はどう考えているのか伺う。

(2)、９月議会においても質問したが、特定利用空港・港湾についての整備促進について、知事は全く考え方を変えない姿勢であった。次年度予算編成が大詰めとなる中、県管理の空港・港湾について、市町村の声に耳を傾け、整備促進へ態度を転換すべきではないか伺う。

(3)、住民避難は、地方自治体の長たる知事が率先して取り組むべき優先課題の一つであると認識しているが、庁内の推進検討体制をはじめ、どういった全庁部局横断体制、国・市町村との連携を図っているのか伺う。

(4)、先日、陸上自衛隊第15旅団創隊14周年・那覇駐屯地創立52周年の記念行事が開催されたが、三役の出席はなかったと聞いておりとても残念である。災害時の緊急対応や不発弾処理に日頃から県民のために懸命に職務に頑張っている自衛隊員の方々へ、知事はどのような思いを持っているのか伺う。

４、経済産業振興について。

(1)、スタートアップ施策の推進について。

ア、沖縄は開業率が全国と比べても高いという特徴があると聞いているが、環境としてスタートアップに親和性がある中で、課題となっている点はどういったところなのか伺う。

イ、今後、スタートアップを支援する仕組みとして、例えばコワーキングスペースやスタートアップ事業者の入居用として、空きビル・空き家の改修を積極的に行った企業に対して、特別償却等の優遇税制を適用するなどの特例を推進していくことを提案したいが、県はどのように考えるか、研究の余地はあるのか伺う。

(2)、産業間の労働力ミスマッチを解消するための県の考え方を９月議会で伺ったところであるが、取組の紹介に終始した答弁であった。では、取組を企画するに当たって、指標やデータをどのように分析して生かしているのか、効果測定をどのように測っていくのか伺う。

(3)、県内賃金水準の状況について。

ア、現在取りまとめられている経済対策・補正予算、そして来年度予算において企業の賃上げが重要なテーマとなっているが、県内の実質賃金はどのような状況になっているのか伺う。

イ、賃金アップをしたくてもできない企業も多くあるように思われるが、そのような企業を支援するための仕組みにはどのようなものがあるのか伺う。

(4)、東海岸サンライズベルト構想の具体化について、９月議会での答弁は従来から全く進歩のない答弁であったと言わざるを得ない。構想から計画へ、計画から予算へという流れがつくり切れていないのではないか。ボトルネックとなっている課題があるのか、ど

のように整理をしているのか伺う。

(5)、沖縄県における再生可能エネルギー推進に関する取組状況について。

ア、沖縄県は、カーボンニュートラルや再生可能エネルギー推進の取組を必要だと考えているのか。そのように考えているとすれば、現在、推進する方針などが定められているか伺う。

イ、具体的取組の現状はどうなっているか。例えば、県立の学校などの各施設、県有の行政施設等において再生可能エネルギーシステムを導入しているかなど現状を伺う。県内市町村における取組についても併せて伺う。

ウ、今後は具体的にどのように進めていくのか、実施計画などはあるのか伺う。

(6)、リゾテックオキナワ、沖縄大交易会、離島フェア、産業まつり等、様々な産業振興関連イベントが開催されているが、その実施状況と効果についてそれぞれ伺う。

5、農林水産行政について。

(1)、付加価値の高い農林水産ブランド品の開発について。

ア、県として実施している取組を伺う。

イ、取組の効果について、毎回答弁が定性的なものとなっており、進捗しているのかどうか、何が課題となっているのかが不明確であり、指標やデータの分析結果を示すことはできないのか伺う。

(2)、沖縄自民党・無所属の会では、先日、静岡県における海業振興・ブルーエコノミーの取組について視察、意見交換を行ってきた。漁業先進地である静岡県ならではの取組が施されていることを実感できた。比べて、海洋島嶼県をうたっている沖縄県は、こうした取組に後れを取っているように思われたところである。

ア、海洋関係インフラ整備については、ブルーボンドを発行する自治体が増えてきていると見受けられるが、沖縄県でも市場公募によりブルーボンドによる資金調達をする考えはないのか伺う。

イ、ブルーエコノミーの取組について、昨年来、調査研究事業を実施していると聞いているが、どういった将来計画を構想しているのか伺う。

(3)、遊漁船業法の一部改正により、那覇港沖防波堤、通称那覇一文字への渡船が禁止されることとなった。同所は昔から釣り人に人気のスポットであり、釣り文化を振興する上でも、何とか存続を考えていかなければならないのではないか、県としてどのような課題認識を持っているのか伺う。

6、人材育成・教育行政について。

(1)、授業料の在り方を含む学校経営改革について。

ア、県立学校の授業料は、どのような考え方に基づいて設定されているのか伺う。

イ、県内には6つの教育事務所が設置されているが、その果たす役割と教育庁本庁、そして各高等学校との関係について伺う。

(2)、教員のメンタルヘルス対策について。

ア、働き方改革推進課が設置されてから、改善の兆候は表れているのか、それとも悪化の一途をたどっているのか、数値を明らかにして説明を伺う。

イ、対策を講じていく上での課題はどのように整理しているのか伺う。

(3)、職員の労働環境改善について。

ア、業務上利用しているＩＣＴ技術を用いたアプリ等は、どういったものを利用しているのか伺う。

イ、11月補正予算において様々なシステムの改修費が計上されているが、来年度以降庁内システムの大きな更新は予定されているのか伺う。

ウ、ＤＣ株式会社の設立をめぐって明らかになった事実を見れば、現場で一生懸命働く職員の士気低下は避けられない。職員の士気向上のためにも、トップが責任を明らかにする必要があるのではないか伺う。

(4)、小・中・高部活動派遣費用の軽減について。

ア、本年度から開始したガバメントクラウドファンディングの状況について、どの程度の寄附金が集まっているのか、目標額も併せて伺う。

イ、離島からの派遣となる場合、派遣費補助の対象は、離島から本島、本島から派遣先までの全ての行程に係る補助がなされるのか伺う。

(5)、公立高校入試に当たっては、定員割れにもかかわらず不合格となる生徒が全国的に見て突出しているという報道があったが、その理由と改善策について当局の見解を伺う。

答弁を聞いて再質問をいたします。

○中川京貴 議長　玉城知事。

〔玉城デニー　知事登壇〕

○玉城デニー 知事　ハイサイ　グスーヨー　チューウガナビラ。

皆様、おはようございます。

本日からの代表質問及び一般質問、誠実に真摯に答弁に努めてまいります。

大浜一郎議員の御質問にお答えいたします。

まず、知事の政治姿勢についての御質問の中の1の(1)のア、トランプ新政権下での地域外交についてお

答えいたします。

次期米国大統領となるトランプ氏には、大統領１期目の経験を踏まえ、世界経済の安定的な成長、不安定化している国際情勢の安定など、国際社会における諸課題にリーダーシップを発揮され、各国の協調の下、取り組まれることを期待しております。東アジアの情勢については、より一層複雑化していると認識しておりますが、同地域の緊張緩和と信頼醸成を図るため、平和的な外交・対話による解決を進めていただきたいと考えております。

沖縄県としましても、沖縄の有する歴史的・文化的特性などのソフトパワーと国際ネットワークを最大限に活用し、同地域の平和構築と相互発展に貢献する地域外交を展開してまいります。

次に１の(4)のイ、全国知事会議等における要望についてお答えいたします。

11月25日の全国知事会議において、各知事から年収の壁の地方減収分は国が恒久的財源で確保すべきとの意見が相次ぎました。それを受け、政府主催全国都道府県知事会議において、全国知事会長が各知事からの意見を総理大臣に伝えたところであります。見直しについては、可処分所得の増に伴い個人消費が促進され、また、多様な働き方が選択できる一方で、減収により沖縄県の財政に多大な影響を及ぼす可能性があります。

そのため沖縄県としましては、地方が担う安定的な行政サービスの提供に支障を来すことはあってはならないと考えております。このため、国に対し、臨時財政対策債などではなく、恒久的財源を措置していただくよう、引き続き全国知事会と連携して取り組んでまいります。

次に基地問題・安全保障についての御質問の中の３の(1)のア、基地負担の概念についてお答えいたします。

戦後80年近く経た今もなお、国土面積の約0.6％に過ぎない本県に在日米軍専用施設面積の約70.3％が集中するなど、沖縄県民は過重な基地負担を強いられ続けています。日常的に発生する航空機騒音をはじめ、実弾射撃演習による原野火災、自然環境の破壊や米軍人等による事件・事故は、米軍基地と隣り合わせの生活を余儀なくされている県民に大きな不安を与えています。また、人口が集中する本島中南部都市圏においては、市街地を分断する形で基地が存在し、計画的な都市づくりや産業基盤の整備などの経済活動の制約ともなっております。本県の基地負担の状況は異常であり、到底受忍できるものではないことから、日米両政府においては、沖縄の過重な基地負担の軽減に真摯に取り組んでいただく必要があると考えております。

その他の質問につきましては、部局長から答弁させていただきます。

○中川京貴 議長　知事公室長。

〔溜　政仁　知事公室長登壇〕

○溜　政仁 知事公室長　１、知事の政治姿勢についての中の(1)イ、トランプ次期大統領の在沖米軍基地政策についてお答えいたします。

トランプ氏の大統領就任が、日本の安全保障体制及び在沖米軍基地に対しどのような影響をもたらすかについては、現段階では明らかではなく、引き続き情報収集に取り組んでまいります。

県としては、大統領の交代による政策の変更が、過重な基地負担を強いられ続けている沖縄のさらなる負担の増加につながることはあってはならないと考えております。次期政権関係者との関係構築や情報収集のためには、ワシントン駐在の活用が大変重要であると考えております。

次に２、ワシントン駐在に関する諸問題についての中の(1)、ワシントンＤＣオフィス社に係る情報共有についてお答えいたします。

ワシントンＤＣオフィス社については、平成27年度に委託業者による支援を受けて設立されており、当時の担当課は、委託業者との調整や検査等をしてその設立を把握する立場にありました。しかし、当時、法人設立について文書による整理がなされておらず、後任者への引継ぎがなされておりませんでした。私は、10月に詳細な状況を確認し、その後、知事及び副知事に説明したところです。設立後、法令に定める手続がなされていない状態が続いたことについて、改めておわび申し上げます。

次に同じく２の(2)、知事公室長等による署名についてお答えいたします。

歴代の駐在職員は、英文で作成された書類について、適正な内容と認識した上で署名したものと考えております。一方、歴代の知事公室長は、駐在職員のビザの申請や更新の手続に必要な書類について、県職員であることを証明するものである旨、概要の説明を受けて署名したものと考えております。

同じく２の(3)及び２の(4)、法人の設立に係る意思決定及び文書の存在についてお答えいたします。２の(3)と２の(4)は関連しますので、一括してお答えします。

意思決定に係る文書としては、当時の統括監により

決裁された事務所設置の支援等を内容とする委託業務に係る予算執行伺いや、課長により決裁された事務所の登記等の法務全般に係る業務の再委託の承認があります。これらの文書から、委託契約時に何らかの法人を設立する必要性が把握されていたことが推察されます。しかしながら、株式会社に相当する法人として設立することを明確に決定した文書は確認できておりません。本来、設立する法人の形態や手続が明らかになった時点で文書により明確に意思を決定し、必要な手続を整理しておく必要があったと考えております。

同じく２(5)、ビザ申請に係る附属書類の作成者等についてお答えいたします。

米国の移民局に提出したビザ申請書類は、外国人材の雇用・転勤等のための手続を行っている現地の移民法専門の弁護士に作成の代行を依頼しております。また、移民局に提出する書類は、米国で外国人材を受け入れる法人、すなわちワシントンＤＣオフィス社が提出するものであるため、いわゆる在職証明への知事公室長の署名を除き、庁内での決裁手続は行っておりません。

同じく２(6)、今後の事務所について。

ワシントンＤＣオフィス社設置に係る庁内の事務手続等について調査を行った結果、意思決定に係る庁内の事務手続及び地方自治法等の日本の法令等との適合性については、改善を要する点が見つかったことから速やかに必要な措置を講じてまいります。ワシントン駐在については、沖縄の基地問題の解決はもとより、観光等の情報発信や在米県人会等との連携に重要な役割を果たしていることから、今後も活動を継続することができるよう、一層丁寧な説明を心がけ、県民や議会の皆様の御理解をいただきたいと考えております。

（発言する者多し）

○中川京貴 議長　静粛にお願いいたします。

○溜　政仁 知事公室長　同じく２(7)、県民向けの記者会見についてお答えいたします。

今般明らかになった点については、今後速やかに必要な措置を講じ、遅くとも２月議会開会までには、議会及び県民の皆様に報告、公表したいと考えております。公表の方法については、今後検討してまいります。

同じく２(9)、今回の責任の取り方等についてお答えいたします。

ワシントンＤＣオフィス社の設立に当たって、適切に文書による処理がなされず、その結果として議会への経営状況等の報告や公有財産の管理等に改善を要する事態を招いたことは、公務に対する県民の信頼を損なうものであり、深く反省しております。このような事態を踏まえ、県としては速やかに必要な措置を講ずるとともに、議会や県民の皆様に対して説明責任を果たしてまいりたいと考えております。

同じく２(10)、知事のサインについて。

ＦＡＲＡに係る報告書や法人設立及び駐在のビザ取得に係る申請書等、米国政府に提出した書類において、翁長前知事や玉城知事が署名した文書は確認できておりません。

同じく２の(11)、外部委託業者２社との関係について。

総務企画委員会に提出した資料に記載されているＰＢＣ1101コネチカットアベニュー社は、ワシントンＤＣオフィス社が入居している共有オフィスを所有・運営する法人です。ルビノ＆カンパニー社は、ワシントンＤＣオフィス社及び駐在の確定申告に関する業務全般及び現地スタッフの給与・税・保険関係等の会計関連サービスを提供する法人であり、ワシントンコア社から再委託しております。

同じく２(12)、送金記録と委託料との関係についてお答えいたします。

ワシントンＤＣオフィス社が、米国司法省に対して行うＦＡＲＡ報告においては、県の代理として行う活動の内容のほか、活動資金の提供元の名称と受領金額及び支払い先の名称と支払い金額を記載する必要があります。また、マーキュリー社も県の代理人としてＦＡＲＡ登録を行っており、ワシントン駐在のロビー活動の支援をしております。そのため、同社もＦＡＲＡ報告に際して県を代理した活動資金の原資が県から提供されたものであることを示す必要があることから、ワシントンコア社は、県から受け取った委託料の中から、マーキュリー社に支払う金額をワシントンＤＣオフィス社の口座に送金し、当該口座からマーキュリー社に支払っているところです。

次に３、基地問題・安全保障についての中の(1)イ、基地負担への補償についてお答えいたします。

国においては、基地の運用により生ずる障害の防止等のため、基地周辺地域の民生安定施設の整備や住宅防音工事に対する補助などが行われているところです。企業局において実施しているＰＦＯＳ等除去対策については、国から補助を受けておりましたが昨年度で終了し、また、住宅防音工事については、防音工事の対象とならない事務所、店舗も多く存在しております。そのため県は、軍転協や渉外知事会と連携するなどして、制度のさらなる拡充や財政措置を求めているところです。

同じく３(3)、住民避難に係る検討体制及び関係機関との連携についてお答えいたします。

住民避難の検討体制について、県では、今年度、防災危機管理課に危機管理班を新設するとともに、企画、福祉、保健、農林、土木、病院など関係部局も国民保護計画の検討に参画しております。また、国は内閣官房、消防庁だけでなく国土交通省など関係省庁まで、市町村は国民保護担当課だけでなく福祉など関係課まで幅広く連携し、検討を進めているところです。なお、知事は、去る10月21日、九州地方知事会に出席し、九州・山口各県の知事に対し、先島諸島からの避難住民の受入れ検討に取り組んでいることについて、感謝の意を伝え、理解を求めたところです。

同じく３(4)、自衛隊に対する認識についてお答えいたします。

自衛隊は、我が国の防衛任務に加え、多くの離島を抱える本県において、急患搬送、不発弾処理、大型台風時のリエゾン派遣や災害復旧など、県民の生命財産を守るために大きく貢献しているものと考えております。そのため、本年２月の木原防衛大臣との面談においても、知事から自衛隊の日頃の活動に対し感謝を申し上げたところです。また、８月には、本土復帰以降、自衛隊の不発弾処理数が４万件に達したことから、県への多大な貢献に対し感謝の意を表し、感謝状を贈呈させていただいたところです。

次に６、人材育成・教育行政についての中の(3)ウ、ワシントンＤＣオフィス社の設立をめぐる責任についてお答えいたします。

ワシントンＤＣオフィス社の設立に当たって、適切に文書による処理がなされず、その結果として、議会への経営状況等の報告や公有財産の管理等に改善を要する事態が生じ、公務に対する県民の信頼を損ねることとなった事態を重く受け止めております。知事の指示を踏まえ、速やかに必要な措置を講ずることとしており、信頼回復を図るため、議会や県民の皆様に対して説明責任を果たしてまいりたいと考えております。

以上になります。

○中川京貴 議長　総務部長。

〔宮城嗣吉　総務部長登壇〕

○宮城嗣吉 総務部長　１、知事の政治姿勢についての(2)のア、概算要求以降の要請活動についてお答えします。

県においては、８月末の内閣府の概算要求を踏まえ、伊東沖縄担当大臣が10月５日に来沖された際や、11月21日から22日にかけて伊東沖縄担当大臣をはじめとする関係要路へ沖縄振興予算の所要額確保に関する要請を行いました。また、10月29日には、内閣府に対して、沖縄振興公共投資交付金を含む防災・減災、国土強靱化、離島地域をはじめ県内全域における無電柱化推進、上下水道施設の耐震化・老朽化対策等への財政措置を含む総合経済対策に係る要請を行ったところです。

県としましては、知事を先頭に今後もあらゆる機会を捉え、沖縄振興予算の所要額確保に向けて取り組んでまいります。

同じく１の(3)のア、財政収支の見通しについてお答えします。

県が先月公表した今後の財政収支の見通しは、令和６年度当初予算を基礎として、一定の仮定の下で試算したものであり、今後の県財政の傾向（トレンド）を示すものとなっております。これまでに公表した見通しと当初予算額の乖離については、歳入歳出の両面からその要因を分析・検証し、今回の見通しに反映させたところです。今後の財政運営に当たっては、見通しを参考にし、物価高及び労務単価の引上げに伴う人件費等の増加などさらなる歳出増加の可能性があることに留意しながら、県民ニーズに対応した予算編成を行っていきたいと考えております。

同じく１の(3)のイ、借換債の発行についてお答えします。

本県は県税等の自主財源の割合が低く、国の地方財政制度に大きく依存した脆弱な財政状況の中、重要課題に対応するために必要な事業について様々な財源を確保し対応しております。借換債の発行に当たっては、県債が将来の財政負担につながるものであることを踏まえ、金利の動向や今後の財政状況等を見極めながら、慎重に判断しております。今後の財政需要については、引き続き必要な事業について所要額を精査した上で、それに見合う財源を確保し措置してまいります。また、議会に対しても丁寧に説明してまいります。

同じく１の(4)のア、いわゆる年収の壁の引上げによる減収額についてお答えします。

年収の壁の見直しによる減収額は、沖縄県及び市町村の個人住民税、地方交付税の合計で約616億円と試算しております。内訳は、個人県民税が146億円、市町村民税が220億円で合計366億円。地方交付税は、県分が154億円、市町村分が96億円で合計250億円と試算しております。

同じく１の(5)のイ、広大な海域を有することに伴う制度改正要望についてお答えします。

本県を取り囲む広大な海域は、我が国の経済水域や

海洋資源を確保する上で非常に重要な役割を果たしており、国において何らかの財政的な配慮が必要であると考えております。広大な海域を地方交付税の算定に反映させることについては、都道府県ごとの海洋面積等の捕捉、当該面積等に関連する財政需要があると認められることなどの課題があります。

県としましては、国に対しどのような形で海域に関連する財政措置を要望できるのか、引き続き研究してまいりたいと考えております。

次に２、ワシントン駐在に関する諸問題についての(8)、行政考査についてお答えします。

行政考査とは、県行政が公正適確に運営されているかを具体的に調査把握し、その結果により、改善すべきものを指摘して必要な措置を講じさせるものであります。これまで、不適切な補助金の受入れ、競争入札の妨害、贈収賄容疑等の事案を対象に実施されております。ワシントン駐在に関する課題については、庁内手続及び国内外の法令適合性の整理、今後予定されている監査委員による監査結果等を踏まえた改善措置の早急な実施を優先すべきと考えております。今後、改善措置状況を確認しつつ、行政考査を行う必要性を検討してまいります。

次に５、農林水産行政についての(2)のア、ブルーボンドの活用についてお答えします。

県では新沖縄県行政運営プログラムにおいて、資金調達の多様化として、市場公募債の導入を検討することとしております。市場公募債の発行に当たっては、手数料等のコスト、調達リスク、他県の発行状況、市場の動向及び発行による財政運営への影響等を総合的に勘案する必要があります。このため、市場公募債を導入している他県や県内金融機関と意見交換を行い、課題を整理しながら、導入について検討しているところです。市場公募債の発行形態の一つであるブルーボンドの活用は、市場公募債の導入の検討を踏まえつつ、引き続き研究してまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　企画部長。

〔武田　真　企画部長登壇〕

○武田　真 企画部長　１、知事の政治姿勢についての中の(2)のイ、令和７年度税制改正要望の概要と必要性についてお答えいたします。

県では、本年度末に期限を迎える６つの特区・地域制度の２年延長と、観光地形成促進地域の対象資産として器具・備品を追加すること、国際物流拠点産業集積地域の指定地域を南風原・八重瀬地区に拡充することを要望しております。本税制は、県内企業の投資を促し企業集積を図る大切な税制であることから、課題として指摘されている活用促進と併せて、引き続き延長等に向け内閣府や県内経済団体と連携して取り組んでまいります。

同じく１の(5)のア、地方交付税制度に係る国への要望についてお答えいたします。

地方交付税については、地方交付税法に基づき、国に対して算定方法に関する意見を申し出ることができる制度が設けられております。海洋面積を地方交付税の算定に反映させることについては、平成23年度及び平成27年度に、竹富町からサンゴ礁海域面積を普通交付税の算定対象とすることを求める意見の申出があり、県を通じて国に提出しましたが、普通交付税の趣旨になじまない等の理由から採用には至っておりません。

同じく１の(5)のウ、離島の物流・交通コストの低減についてお答えいたします。

県では、離島の物流コストの低減に向けて、沖縄本島から県内離島に輸送される石油製品の輸送費補助や離島航路の確保・維持に向けた運航支援のほか、船舶の長期欠航時における南北大東島への航空輸送費補助等を実施しております。引き続き、沖縄本島の食品・日用品の価格等についての調査を行うとともに、定期的に市町村と意見交換会を開催し、離島共通の課題解決に向けてどのような取組ができるか、市町村と連携して対応してまいります。

次に４、経済産業振興についての中の(4)、東海岸サンライズベルト構想の課題についてお答えいたします。

沖縄県東海岸サンライズベルト構想については、新・沖縄21世紀ビジョン基本計画に反映させ、スポーツコンベンション地域の形成、マリンタウンＭＩＣＥエリアを核とした東海岸地域の活性化、円滑な交通ネットワークの形成など、令和６年度当初予算において約150億円を計上し各種施策を展開しております。一方、大型ＭＩＣＥ施設整備の入札不調に伴うスケジュールの見直しや慢性的な交通渋滞への対応等の課題があることについても認識しております。

県としましては、これらの課題解消に努めるとともに、引き続き同構想の実現に向けて取り組んでまいります。

同じく４の(6)、離島フェアの実施状況と効果についてお答えいたします。

離島フェアは、離島の魅力を一度に堪能することができるイベントとして、今年で36回目を迎えました。今年の離島フェアでは、16離島市町村から91事

業者が出展し、特産品の展示即売会や優良特産品の表彰等を行うなど、３日間で約12万9000人の来場者がありました。

県としましては、同フェアを通じて、特産品の商品力の向上や販路拡大等に寄与したほか、県民が離島の重要性や魅力を認識し、県民全体で離島を支え合う意識の向上につながっているものと認識しております。

次に５、農林水産行政についての中の(2)のイ、今後のブルーエコノミーの展開についてお答えいたします。

県においては、本県における今後の海洋政策の方向性を検討するため、今年度は昨年度の基礎調査結果を踏まえ、本県における海洋政策の発展可能性等について調査しております。令和７年度以降は、これらの調査結果を踏まえ、ブルーエコノミーの展開の在り方などについて検討してまいります。

次に６、人材育成・教育行政についての中の(3)のア及び(3)のイ、業務上利用しているアプリ等と庁内システムの更新についてお答えいたします。６の(3)のアと６の(3)のイは関連しますので、一括してお答えいたします。

県では、新沖縄県行政運営プログラムなどに基づき、デジタル技術を活用した能率的な事務の推進に向けた取組を進めております。具体的には、今年度中に財務会計、文書管理などの基幹システムにおいて、電子決裁への対応等による事務の効率化に向けた取組を進めており、また、人が行う定型業務を自動化するＲＰＡや誰でも簡単に業務アプリを作成・運用できるノーコードツールなどの活用も進めているところです。令和７年度以降には、予算編成システムの更新を予定しており、引き続き事務の効率化を進めてまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

〔前川智宏　土木建築部長登壇〕

○前川智宏 土木建築部長　３、基地問題・安全保障についての(2)、特定利用空港・港湾についてお答えいたします。

政府の説明によると、特定利用空港・港湾とは、民間との共用を前提に、自衛隊等が利用できるよう、整備または既存事業の促進を図り、併せてインフラ管理者との間で円滑な利用に関する枠組みを設ける施設とのことでありました。現時点において、軍事目標等を規定するジュネーブ条約との関係や米軍の利用、整備後の運用など不明な点が残されていることから、引き続き国に対し確認を行うなど適切に対応してまいりたいと考えております。

次に５、農林水産行政についての(3)、那覇港の沖防波堤への立入禁止についてお答えいたします。

那覇港管理組合によると、同組合が管理する沖防波堤は、日常的に関係者以外の者が立ち入ることを想定しておらず、荒天時には越波もあり、安全性を確保するために必要な設備等の設置も困難であることから立入禁止としているとのことであります。また、水面からの高さが最大で約８メートルあり、転落すれば救助は困難であること、さらに天候の急変や地震・津波発生時など即時の避難行動も困難なため、立入禁止を解除することは、安全管理上支障を来すことから適当でないとのことであります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　商工労働部長。

〔松永　享　商工労働部長登壇〕

○松永　享 商工労働部長　４、経済産業振興についての(1)のア、スタートアップにおける課題についてお答えします。

全国の開業率の状況を見ますと、沖縄県は全国平均よりも高い水準で推移していることから、本県は起業意欲が高く、スタートアップとの親和性は高いものと認識しております。一方、本県のスタートアップ施策を推進する上では、技術や経営に強い人材の確保、事業規模の拡大に必要な資金の調達、海外や新市場に展開する際の事業サポートなどの課題があります。このため県では、引き続き、コンソーシアム加盟団体をはじめとした関係機関等と連携し、課題解決に向け取り組んでまいります。

同じく４の(1)のイ、スタートアップへの支援についてお答えします。

県では、沖縄の優位性や潜在力を生かした新たな産業の創出に向けたスタートアップの支援は重要であると考えております。特に、創業初期のスタートアップは資金調達が難しく、運営費用等の抑制が求められることから、入居可能な貸オフィスが県内に増えることは、スタートアップの活動拠点の確保や負担軽減につながるものと考えております。そのため、空きビル等の改修に係る特別償却等の特例措置など、既存の特区・地域制度等を確認しながら検討していきたいと考えております。

同じく４の(2)、労働力のミスマッチ解消についてお答えします。

県では、沖縄労働局等関係機関と連携しながら、雇用に関する各種統計データを基に労働力のミスマッチ解消に努めているところです。また、就業率や離職率

等を成果指標として設定し、その推移を踏まえた上で既存事業の見直しや新たな事業の創設等を行い、就業率の向上や離職率の低減等を図っているところです。今後も引き続き、多様化する求職者の就業意識や人材確保に取り組む事業者のニーズを的確に把握しながら、ミスマッチ解消に取り組んでまいります。

同じく４の(3)のア、県内の実質賃金の状況についてお答えします。

厚生労働省の毎月勤労統計調査によりますと、本県の現金給与総額、いわゆる名目賃金は、令和６年８月及び９月に前年同月比でプラスとなっておりますが、それ以前はプラスの月もマイナスの月もあり、安定した賃金の伸びが見られない状況となっております。一方、物価の変動を加味した実質賃金につきましては、令和６年６月に２年３か月ぶりにプラスとなったものの、７月以降は再びマイナスになっており、賃金の伸びが物価の上昇に追いついていないものと認識しております。

同じく４の(3)のイ、賃金アップに向けた企業支援についてお答えします。

県では、賃上げにつながる企業の稼ぐ力を強化するため、生産性・収益性の向上に向けたデジタル化の促進、資金繰り支援、所得向上応援企業認証制度などの各種施策を推進しているところです。また、商工会等支援機関におきましては、令和５年度は約９万4000件の相談を受け付け、金融あっせんや経営革新、事業承継などの支援に取り組んでいるところです。

県としましては、引き続き関係機関と連携し、成長と分配の好循環の構築に向け、中小企業の支援に取り組んでまいります。

同じく４の(5)のア、再エネ導入推進に向けた取組方針についてお答えします。

県では、2050年度脱炭素社会の実現に向けたエネルギー政策の基本的な指針として、沖縄県クリーンエネルギー・イニシアティブを2021年３月に策定しております。同イニシアティブにおきましては、2030年度の将来像である「低炭素で災害に強い、沖縄らしい島しょ型エネルギー社会」を実現するため、再生可能エネルギー電源比率の意欲的な目標を18％に定めており、本県の地域特性に合った再エネ電源の導入拡大に取り組んでいるところです。

同じく４の(5)のイ、再エネ導入の現状及び公共施設への再エネ導入状況についてお答えします。

県における2022年度の再生可能エネルギー電源比率は12％で、自家消費型の太陽光発電の導入拡大や中城バイオマス発電所の稼働等により、前年度比で0.9ポイントの増となっております。また、県立の公共施設における太陽光発電設備の導入状況につきましては、2023年12月時点で県立学校は12か所、それ以外の施設では10か所となっております。市町村につきましては、小中学校の校舎や公民館、役場庁舎等合計295施設で再エネ設備が導入されております。

同じく４の(5)のウ、今後の具体的な進め方と実施計画についてお答えします。

県では、イニシアティブで掲げた将来像の実現に向け、アクションプランに基づく各種施策を推進しております。そのうち2030年度までの重点プロジェクトとして、離島における太陽光発電の導入拡大やバイオマスの利活用促進に向けた可能性調査、風力発電の新規導入調査等に取り組んでいるところです。また、2050年度を見据えたチャレンジプロジェクトとして、洋上風力の導入に適した候補地等の調査や水素等の次世代エネルギーの活用に向けた実証等に取り組んでいるところです。

同じく４の(6)、産業振興関連イベントの実施状況と効果についてお答えします。

リゾテックエキスポにつきましては、国内外から過去最多となる255社の参加と約１万6000人の来場があり、県内企業とのビジネスマッチング等による産業ＤＸの加速化につながるものと考えております。大交易会につきましては、351社が参加し、2288件の活発な商談が行われ、企業の海外展開に寄与するものと考えております。沖縄の産業まつりにつきましては、426社が出展し、約26万9000人の来場があり、県産品の需要拡大や県内企業の商品開発力の向上に寄与しているものと考えております。

沖縄県としましては、今後もこれらのイベントを官民連携により実施し、県内企業の稼ぐ力の向上につなげてまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　環境部長。

〔多良間一弘　環境部長登壇〕

○多良間一弘 環境部長　４、経済産業振興についての(5)のアのうち、カーボンニュートラルの推進方針についてお答えいたします。

県では、第２次沖縄県地球温暖化対策実行計画において、長期目標として2050年度までに温室効果ガス実質排出量ゼロを目指すこと、中期目標として2030年度までに温室効果ガス排出量を2013年度比で31％削減することを掲げています。同計画では中期目標の達成に向け、再生可能エネルギーの利用促進や次世代自動車の普及促進など150の施策を掲げております。

県としましては、各種施策を着実に推進することで、2050年度までのカーボンニュートラルの達成を目指してまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　農林水産部長。

〔前門尚美　農林水産部長登壇〕

○前門尚美 農林水産部長　５、農林水産行政についての(1)のア、農林水産物のブランド化に向けた取組についてお答えいたします。

農林水産業の持続的な発展を図るため、付加価値の高い農林水産ブランドの開発は重要であると認識しています。そのため、県では、多様なニーズに対応したパインアップルや紅芋等の優良品種の開発や、ブランド子牛生産に向けた種雄牛の造成、繁殖性や肉質に優れたアグー種豚の改良、モズクやクルマエビ、ヤイトハタ等の生産安定技術の開発等に取り組んでいるところです。

県としましては、多種多様な地域資源を最大限に生かした農林水産物のブランド化に取り組んでまいります。

同じく５の(1)のイ、農林水産物のブランド化に係る効果と課題についてお答えいたします。

農林水産物のブランド化に向けた取組の効果として、パインアップルでは、高付加価値な品種を開発し商標登録を行う等の取組により、令和３年農業産出額13億円から令和４年には18億円に伸びております。また、他産地との差別化を図るため、ぐしちゃんピーマンや中城島にんじんなど地理的表示（ＧＩ）保護制度を推進しております。農林水産物のブランド化には、計画的・安定的な出荷体制の構築等が課題となっていることから、生産供給体制の強化、担い手の確保、新たな技術や品種の普及など各施策を総合的に取り組んでまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　教育長。

〔半嶺　満　教育長登壇〕

○半嶺　満 教育長　６、人材育成・教育行政についての中の(1)のア、県立高校の授業料についてお答えいたします。

県立高等学校全日制授業料の額につきましては、地方交付税法第７条に基づき作成される地方財政計画の算定基礎として、月額9900円、年額11万8800円と示されており、沖縄県においても当該金額に準拠して授業料額を条例で定めております。

同じく(1)のイ、教育事務所の果たす役割等についてお答えいたします。

教育事務所は、県教育行政における本庁の事務の一部を分掌させるために設置しており、管内の市町村立小中学校の学校教育に関する指導助言など、県の教育行政を推進する役割を担っております。教育庁については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、県立学校を管理指導する立場として位置づけられております。また、高等学校については、学校教育法に基づき、高度な普通教育及び専門教育を行うことを目的として設置されております。

同じく(2)のア、働き方改革推進課設置以降の改善等についてお答えいたします。

県教育委員会では、県立学校職員に対し、メンタルヘルス不調の早期発見・対応等につなげられるよう、保健スタッフによるＩＣＴを活用した相談窓口設置等の取組の充実を図っており、令和５年度の相談実績は1099件で、令和４年度の593件の約２倍となっております。また、各市町村教育委員会に対し、労働安全衛生管理に関する研修会の開催等に取り組んでおり、令和６年度の市町村立学校における産業医の選任率は、令和５年度と比べ小学校は42.8ポイント増の88.1％、中学校は41ポイント増の89.7％となっております。

同じく(2)のイ、教職員のメンタルヘルス対策の課題等についてお答えいたします。

県教育委員会では、県立学校の教職員に対する相談窓口の充実や那覇市と連携した国のモデル事業等に取り組んでおり、教職員のメンタルヘルスに関する理解啓発や学校における労働安全衛生管理の充実等が課題となっております。今後、モデル事業の成果等を各市町村とも共有し、連携強化を図りながら、働き方改革とメンタルヘルス対策を一体的に推進してまいります。

同じく(4)のア、離島高校生に対するクラウドファンディング型ふるさと納税についてお答えいたします。

県教育委員会としましては、部活動派遣費支援の充実を図るため、新たな取組として、令和６年７月から９月の間、クラウドファンディング型ふるさと納税を実施いたしました。その結果、目標額500万円に対して約214万円の寄附がありました。

同じく(4)のイ、部活動に係る派遣費補助についてお答えいたします。

県教育委員会では、これまで県中体連等主催の県大会、九州大会、全国大会に参加する中高校生に対して派遣費を補助しております。派遣費補助の対象は、離島から本島及び九州・全国までの航空運賃等となって

おります。

県教育委員会としましては、経済的事情により子どもたちの可能性が狭められることがあってはならないと考えており、今後とも派遣費の補助を継続し、生徒の負担軽減が図られるよう努めてまいります。

同じく(5)、定員内不合格の理由と改善策についてお答えいたします。

高等学校の目的は、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育及び専門教育を施すこととされており、入学については、調査書、学力検査の成績等を資料として行う入学者選抜に基づき、校長が許可しております。

県教育委員会としましては、これまで高等学校へ入学意思のある子どもたちへ学ぶ機会を提供することの重要性を再認識し、可能な限り入学を認めるよう各学校へ求めてきたところであり、引き続き各学校に対して周知徹底を図ってまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前11時９分休憩

午前11時10分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

大浜一郎議員。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前11時11分休憩

午前11時17分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○大浜　一郎 議員　それでは再質問を行います。

知事、このワシントン駐在をめぐる問題は非常に拡散されていまして、Ｘなんかを見ても数多くの方が非常に興味を持っていることが分かります。

さて、知事は先週の記者会見で本件について幾つかの事実を認められました。謝罪もしておられますが、どういった内容だったのか、知事の口から聞かせてください。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　今回のワシントン事務所株式会社につきましては、いわゆる地方自治法などの関係法令に基づく手続がなされていないこと、それからそのような必要書類が管理されていないことなどについて重く受け止めているということを発言したものであります。

○中川京貴 議長　大浜一郎議員。

○大浜　一郎 議員　まず知事に申し上げますけど、この議会への経営状況報告書に記載すべきことをしていなかった。これも認めたわけですよね。であるならば、その改善策として早急にこの８年分を取りまとめて、最長２月までなんて言うんじゃなくて、早急に取りまとめて対処するのが議会への対応というものじゃないでしょうか。監査委員だって12月20日までとりあえず期限を切っているわけですよ。そういった中で迅速に対応するのが真摯な対応だというふうに思いますけど、これどうですか。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　議員御指摘のとおり、速やかに問題点を整理しまして、早急に対応したいと思います。議会への報告は監査の規定のとおり２月、遅くとも次の議会までにはやりたいというふうに考えております。

以上です。

○中川京貴 議長　大浜一郎議員。

○大浜　一郎 議員　これが最善の対応だということですか。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　速やかに対応をしたいと思います。遅くとも次の議会までには報告をしたいということで答弁をさせていただいております。

○中川京貴 議長　大浜一郎議員。

○大浜　一郎 議員　11月25日でしたか、急遽セットされた執行部の説明会ですけど、公有財産の登録が漏れていたと。これを認めて改善策を図るということでした。なぜ漏れたのか、もう一度説明してください。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　先ほど答弁したところなんですけれども、その設立当初について委託業者による支援を受けて設立されているんですけれども、当時の担当課が委託業者との調整や検査等をしてその設立を把握する立場にあったと。しかしながら、当時法人設立について文書による整理がなされておらず、後任者への引継ぎがなされていなかったということで、結果としてその後の自治法上の手続等が取られなかったということでございます。

○中川京貴 議長　大浜一郎議員。

○大浜　一郎 議員　これはもう大変な問題ですよ。これから分かりますけど、これは気づいていた方がいたかも分からない。ただやっていなかっただけですよ。隠そうと思ったんでしょうね。その前に、まずこの株式会社の設立の決裁はどうなっていますかと聞いても、これもなかなか分からないということになっているけれども、確認できる文書もないというのは先日も聞いて今日も聞きましたけれども、一般的で構いません。一般論でいい。県が株式会社を設立する。これ

は出資でありませんよ。設立をする。一からつくるという場合の決裁権は誰かということを教えてください。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前11時22分休憩

午前11時22分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　株式会社を設立するための流れを説明させていただきます。

通常日本の中で株式会社を設立するためには、まずは発起人が定款を作成し公証人の証明を受け、発起人が出資金を払い込み、設立時役員の選任及び設立手続の調査を経て、設立の登記を行うという流れがあると承知しております。会社の必要性や採算性、組織体制等に関する検討及び予算措置がなされていることを前提に、県が発起人になると仮定して一般的な会社設立の流れを県の手続に当てはめますと、株式会社の設立目的に沿った定款の案を作成し、財務規則に基づいてその出資に係る予算執行伺いと併せて起案し、事務決裁規程に定める決裁区分に応じて決裁者が決裁し、定款について公証人の承認を受け、財務規則に基づいて支出負担行為を行った上で出資金を出すことになります。ですので、決裁区分に基づいて決裁権者が決まるということでございます。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前11時24分休憩

午前11時24分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○溜　政仁 知事公室長　大変失礼いたしました。

先ほど説明したとおり、日本国内では、決裁権者につきましては決裁区分によると申し上げました。１件当たり1000万円以上は知事、１件100万円以上1000万円未満は統括監、100万円未満は課長となっております。今回、ワシントンＤＣオフィス社の設立に当たっては、沖縄県から約1000ドル、当時のレートで12万6000円を出資していることから課長決裁に当たるというふうに考えております。

○中川京貴 議長　大浜一郎議員。

○大浜　一郎 議員　よく分からないんだな。最終的にこういう会社つくっていいかというのを決裁するのは知事でしょ、基本的には。区分で段階があるかもしれないけど、最終的につくっていいかというのは知事でしょ。そうじゃないと、ぼんぼんつくれるじゃないですか。事務決裁規程というのがどこまで明確になっているかというのは分かりませんけど、これなかなか今の話は分かりにくいですよ。

それでは聞くけれども、出資に係る予算執行の伺いとか、支出負担行為、支出調書、これはそれぞれ誰が決裁しているんですか。庁内でそういったこの合議、行政内では合い議って言うんでしょうけど、これどういうふうに手続を取るんですか。一般論で構わない。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　今回の委託に――今回といいますか、ワシントンＤＣへの業務支援についての委託の決裁等につきましては、統括監決裁というふうになっております。

○中川京貴 議長　大浜一郎議員。

○大浜　一郎 議員　これ統括監決裁なのか、全て。出資に係る予算執行伺い等、全て。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　ワシントンＤＣの活動支援に関する委託については、統括監決裁ということになっております。

○中川京貴 議長　大浜一郎議員。

○大浜　一郎 議員　今回、沖縄県のＤＣ株式会社に振り込まれた資本金は、1000ドルと聞いております。先日の決算特別委員会でしたか、総務部長は委託料から出資金を支出することは違法とまでは言えないというようなことを答弁で明らかにされていますが、その考えに変わりありませんか。

○中川京貴 議長　総務部長。

○宮城嗣吉 総務部長　本質的に、地方公共団体が行わなければならないものは別として、様々な事務事業について特定の者に委託して行われるということは手法としてできるものと考えております。

○大浜　一郎 議員　ちょっと、休憩。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前11時27分休憩

午前11時27分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

大浜一郎議員。

○大浜　一郎 議員　そういうことができるんだ。これ同僚議員からも指摘が出たと思いますけど、委託料に入れてしまえば何でもまかり通るとなれば、これは何でもやりたい放題。皆さんがよくおっしゃっている財務規律というものは、まさになくなってしまうのではないですか。本当にこれでいいんですかね。今の答弁だって、そういうふうに捉えられても仕方ないですよ。いいですか、これでいいんですか。

○中川京貴 議長　総務部長。

○宮城嗣吉 総務部長　委託業務は、県と委託先が協

議しながら行われるものであり、検査した上で委託料を支払うなど業務の適正が担保されているものでありますので、委託料から出資することも可能であると考えております。

○中川京貴 議長　大浜一郎議員。

○大浜　一郎 議員　すごいですね。

ちょっと休憩します。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前11時28分休憩

午前11時28分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○大浜　一郎 議員　（パネルを掲示）　このパネルを御覧ください。これ、令和６年度沖縄県ワシントン駐在員活動事業委託業務及び企画提案仕様書の抜粋です。この中で様々な経費が委託料の積算条件として上げられていますけど、この中の一番上に書いてある、駐在員２名、現地職員２名というのは、これ何ですか。これ何なんでしょうか。彼らの何を積算するんですか。給料ですか、生活費ですか。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　今お示しいただいているものは、令和６年度のワシントン駐在員活動事業に係る企画提案の公募の仕様書でございます。本事業においては、事務所の運営支援に関することとして、家賃、事務所備品、消耗品、通信費等の契約、支出事務等、また駐在員の保険、ビザ関連の支援に関すること、米国における確定申告等の対応支援に関すること等を行うことになっています。このため、積算の条件として駐在員が２名、現地職員が２名いるということをお示ししたというものでございます。

○中川京貴 議長　大浜一郎議員。

○大浜　一郎 議員　休憩。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前11時30分休憩

午前11時30分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○大浜　一郎 議員　この駐在員の活動費用、そして消耗品等、交通費とおっしゃったけれども、駐在員は県職員という認識なんですよね。交通費は別途規程に基づいて支給されるんじゃないですか。こうして委託料の中で支出することは一般的なんですかね、どうですか。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前11時31分休憩

午前11時32分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　現地での移動に際して、タクシー等を利用した場合、それを精算するというものでございます。県内においても、例えばタクシーチケット等を使った場合は、それは当然旅費から除かれますので、特に整合性は図られているというふうに考えております。

○中川京貴 議長　大浜一郎議員。

○大浜　一郎 議員　旅費規程に基づいて支給されているんじゃないですかと言ったら、そういう答弁になってしまった。これもう大問題ですね。外国旅行の場合は、特別旅費ということになっているんじゃないですか。これを委託料に紛らせていると言うのであれば、委託してしまえば旅費は委託業者持ちということになりますよ。これ脱法になりませんか。おかしいでしょ、県職員なのに。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前11時33分休憩

午前11時33分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　ワシントンＤＣから本国へ帰るとき等の特別旅費については当然支払いをされていますが、現地での活動に際してはタクシー等を使って領収書、チケット等で行うということがあります。その際は、委託料の中で精算をしていると。これは沖縄におきましても、そのタクシーチケット等で活動するのと同等ではないかというふうに理解しております。

○大浜　一郎 議員　休憩。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前11時34分休憩

午前11時37分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

総務部長。

○宮城嗣吉 総務部長　一般論としてお答えしますけれども、旅費は実費を規定に基づいて支払うという形になりますけれども、その旅費の一部、現地での活動の部分について、決済の手段であるとかその過程で一部切り出して、例えばタクシーであるとか内部の移動の部分について切り出して委託料として支払うということは一般論として行われておりまして、その場合には、旅費の規程からその委託料として支払われた部分は除かれるという形になります。

○中川京貴 議長　大浜一郎議員。

○大浜　一郎 議員　今のちょっとおかしいよ。要す

るに、公務員という立場で現地にいるということは、そうですよという答えがあったから、これがこういった旅費とか云々、諸経費はこれ委託費にあらかじめ入れておいてやっているという話なのか。委託料からやるというのはおかしいでしょうと言っているわけですよ、身分が違うんだから。これは脱法行為にならんかと言っているわけですよ。もうやりたい放題になるじゃないですか。（発言する者多し）

○中川京貴 議長　静粛にお願いいたします。

休憩いたします。

午前11時38分休憩

午前11時39分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○大浜　一郎 議員　なかなか苦しい答弁ですね。要するに、これは脱法じゃないということを明確に答弁しますね。脱法じゃないということを。

○中川京貴 議長　総務部長。

○宮城嗣吉 総務部長　適法に執行されていると考えております。

○中川京貴 議長　大浜一郎議員。

○大浜　一郎 議員　（パネルを掲示）　それでは、その下を見てください。この知事訪米時のイベントの会場使用料、食糧費、印刷物、スタッフ車両代等の諸経費がありますけれども、これ何ですか。食糧費――総務部長、これはたしか平成７年ですか、いわゆる官官接待の問題で、自治体の食糧費が大分絞られたと思いますよ。この取扱いは問題ないんですか。食糧費とあるんですよ。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　ここで書かれている食糧費は、知事訪米時に面談する議員等との懇談会等に要する経費として積算しているところでございます。

○中川京貴 議長　大浜一郎議員。

○大浜　一郎 議員　これ食糧費というのが、かなり厳しい見方をされているんだけれども、これ沖縄県の食糧費予算は、我々の議会に提出されている予算案には見えない形で計上されているわけですよね。ということで理解しているんですけど、これでいいのか。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　繰り返しになりますが、この食糧費は、知事訪米時に面談する議員等との懇談会に要する経費として積算しているということでございます。

○中川京貴 議長　大浜一郎議員。

○大浜　一郎 議員　じゃあ、特別な食糧費だから、決算の中で見えなくてもいいということだよね、今の答弁だと。これを隠蔽と言わないで何と言うんですか。知事は訪米して、要するにパーティーをする、飲食をするお金を県民の血税から出して、しかも議員のチェックにかからないように支出ができると今言ったんだよ。会計管理者か監査委員か誰か分かりませんけど、会計管理者にちょっとお伺いしますが――どちらでも結構ですけど、この支出の在り方としては問題ないのですか。食糧費というのは非常に厳しく見られているじゃないですか。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前11時42分休憩

午前11時42分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

会計管理者。

○友利公子 会計管理者　会計課のほうでは、支出調書の審査をいたします。支出命令を受けた場合、当該支出負担行為が法令または予算に違反していないこと及び当該支出負担行為の債務が確定しているということを確認した上で支出をするということになっています。提出されてきている書類を確認した時点では、会計課のほうとしては特に予算に違反、法令違反というようなことは確認できないと思いますので、その時点では支出は命令に従って決裁をしているものと考えております。

○中川京貴 議長　大浜一郎議員。

○大浜　一郎 議員　これはもう決算の中ではなかなか我々が触れられないと思って、隠された中でこういう支出がされていても問題ないということですよね。問題ないということでいいですよね。これ本会議ですから、議事録に載るので、問題ないともう一度お願いします。問題ないと言ってください。

○中川京貴 議長　会計管理者。

○友利公子 会計管理者　すみません、この支出自体が前のことなので、ちょっと私のほうも書類を見ているわけではないので、限定的に申し上げるのも難しいのですけれども、その時点で書類が整っていて、会計のほうで命令が出ているもので問題がないというふうに判断したのであれば、この時点では支出はされるものと考えております。

○中川京貴 議長　大浜一郎議員。

○大浜　一郎 議員　ちょっとこれは闇の中のまた闇だな。

これじゃあ、ちょっと休憩します。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前11時44分休憩

午前11時44分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○大浜　一郎 議員　（パネルを掲示）　これは皆さんから総務企画委員会に提供いただいた資料の中にあったものです。明確にＤＣ株式会社の存在が記載されている。その文書の末尾には、当時社長であった上地さんの署名、サインがされています。少なくとも上地さんはこの文書の内容を認識している。つまり、ＤＣ株式会社の存在を認識していると思いますけれども、ＤＣ株式会社についてこれは何なのか、これはどういうことなのかという本庁への報告も一切なかったんですか。組織図としてあるんですよ。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　当該資料につきましては、そのビザ申請時に必要な駐在の活動をサポートする体制ということで出されたものだと承知しておりますが、これを一つ一つ説明するということは、恐らくなされていなかったというふうに承知しております。

○大浜　一郎 議員　ちょっとちょっと……。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前11時45分休憩

午前11時46分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○溜　政仁 知事公室長　大変失礼いたしました。

当時の所長が本庁に確認することはなかったのかということでございますね。失礼いたしました。

この組織につきましては、特に――冒頭申し上げたとおり、業務として引き継がれておりませんでしたので、当時の所長についても本庁のほうに説明をするということはなかったというふうに考えております。

○中川京貴 議長　大浜一郎議員。

○大浜　一郎 議員　確認しますよ。ＤＣ株式会社という株式会社が存在するということの問合せは一切なかったということで、正式な答弁でいいですか。いいですよね、これでいいですよね。その確認だけです。いろいろ……。サインもしているんだよ。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　現在残されている資料等を確認しましても、そのような確認等は把握できておりません。

以上です。

○中川京貴 議長　大浜一郎議員。

○大浜　一郎 議員　私が聞きたいのは、つまり駐在員の皆さんは、人事異動のたびにビザの申請に際して、前任者がこうした書類を移民局に提出しているわけですよ。つまり、駐在員の皆さんは、株式会社が存在していることを認識しているわけだ。それを確認していないというのは、これはもう詭弁だよ。署名までしているんだから。

休憩します。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前11時47分休憩

午前11時48分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○大浜　一郎 議員　（パネルを掲示）　では、こちらも見ていただけますか。これは同じく、沖縄県庁が現在社長である仲里さんの雇用関係、これＬ１ビザを取得するに当たって１年以上の雇用関係を必要とするようですので、それを証明する文書だと聞いております。このくだりにもＤＣ株式会社の記載があります。そこに当時の知事公室長である金城賢さんのサインがあります。これは公室長も株式会社の存在を認識していたということで間違いないんじゃないでしょうか。溜知事公室長は10月ぐらいになって明らかになったんだって言っているけど、これもう分かっているのよ。サインもしているんだから。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　駐在職員のビザの申請や更新の手続に必要な書類については、県職員であることを証明するものである旨、概要の説明を日本語のほうで受けて署名をしたというものでございます。ですので、ワシントン駐在の組織等については特に説明はなかったというふうに推察しているところでございます。

○中川京貴 議長　大浜一郎議員。

○大浜　一郎 議員　知事公室長、これいいかげんなこと言わないほうがいいよ。これＬ１ビザだよ、Ｌ１ビザ。Ｌ１ビザを取るために彼らは――公務員では取れないわけよ、そうでしょう。これ後で聞きますけど、兼業の問題も出てくるよ、これ。Ｌ１を取るためにこれだけ在職をしているといって知事公室長がサインして出しているわけよ。じゃ、そんなものを彼は何の疑問も持たずに今まで来たということか。そういうことでしょ、今言っているのは。こっちも言っていないし、あそこからも聞かれていないと。何なんですか、このＤＣ株式会社というのは。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　先ほども説明したところでございますが、県職員であることを証明するものである旨、概要の説明を受けて署名をしたというふうに承知しております。

○中川京貴 議長　大浜一郎議員。

○大浜　一郎 議員　じゃあ内容を把握せずにサイン

したということか、これ。公務員はＢ１ビザでしょう。Ｌ１は取れないはずなのよ。ということでしょう。それ分かっていながら何も分からず――でサインしたということか。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　就労ビザにつきましては、駐日米国大使館のホームページによりますと、Ｌ１ビザは多国籍企業の従業員が転勤する場合に取得する必要があるとされております。しかしながら、ビザは渡航者の渡航目的に応じた種類のビザを取得する必要があり、渡航者の身分に応じて取得するものではないというふうに承知しております。Ｌ１ビザにつきましては、他の自治体の職員についても取得しているというところでございます。

以上です。

○中川京貴 議長　大浜一郎議員。

○大浜　一郎 議員　今の話は後でじっくりまた精査させていただきたいと思います。

休憩します。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前11時51分休憩

午前11時51分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○大浜　一郎 議員　（パネルを掲示）　このパネルを見てください。これは、県側がこれまで我々議会に対して説明してきたスキームです。

当初は、ワシントンコア社１社への委託、そこからマーキュリー社への再委託となっておりますね。これは令和３年度から運営支援業務はワシントンコア社でしたけれども、活動支援業務はワシントンコア社とマーキュリー社との共同企業体が受注をしておるわけですね。

まずお聞きしたいんですけど、なぜ１社委託から共同企業体への委託に変わったんですか。この経緯を教えてください。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　この活動支援業務の委託につきましては、毎年度公募で審査をした上で委託をしております。近年は、ワシントンコア社とマーキュリー社が共同企業体として提案をされているということでございます。

以上です。

○中川京貴 議長　大浜一郎議員。

○大浜　一郎 議員　まあまあ受注者の都合もあると思いますけど、いずれにしても次のパネルと整合性があるのか、これはちょっと疑問に思ったりもします。

休憩します。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前11時52分休憩

午前11時53分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○大浜　一郎 議員　（パネルを掲示）　これは司法省に半期に一度提出しているサプリメンタル・ステートメントの抜粋です。この中でファイナンシャルインフォメーションという項目に入出金の明細が書かれていますね。これを見ますと、沖縄県から、2021年８月13日、11月24日に、それぞれ５万4750ドル、それと２万2920ドルがそれぞれ振り込まれているようですけれども、これは事実ですよね。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　そのような取扱いになっているというふうに承知しております。

○中川京貴 議長　大浜一郎議員。

○大浜　一郎 議員　これね、どう考えてもこれは議会に提出した決算書に記載されていないんですよ。これがどういうことなのかということを聞いているんですけど、答弁できますか。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前11時54分休憩

午前11時54分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　ＦＡＲＡの報告におきましては、代理人として行う活動内容のほかに、資金の提供元の名称と受領金額及び支払い先の名称を記載する必要があるということです。マーキュリー社も先ほど御説明したとおり、県の代理人としてＦＡＲＡ登録を行っております。そのため、ＦＡＲＡ報告に際して県を代理した活動資金の原資が県から提供されたものであることを示す必要があることから、ワシントンコア社は県から受け取った委託料の中からマーキュリー社に支払う金額をワシントンＤＣオフィス社の口座に送金し、当該口座からマーキュリー社に支払っているというところでございます。

○中川京貴 議長　大浜一郎議員。

○大浜　一郎 議員　あのね、子会社の運営支援のために外部発注が必要な範囲で行われるというのは理解できますよ。しかし、その契約関係はあくまでも子会社と事業者との関係であって、何でそこで親会社が出てくるんですかということになりますよね。これ答えられますか。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前11時56分休憩

午前11時57分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　失礼しました。

ＦＡＲＡ報告によると、これはあくまでも資金の出元を表すということで、沖縄県が記載されているということでございます。

失礼いたしました。

○中川京貴 議長　大浜一郎議員。

○大浜　一郎 議員　何でそこに親会社が出てくるんですかということについては、答弁がなかったというように思います。

休憩します。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前11時58分休憩

午前11時58分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○大浜　一郎 議員　（パネルを掲示）　このパネルを見てください。これは株式会社からマーキュリー社へ2021年８月26日にコンサルティングフィーとして５万4750ドルが支払われています。ここにマーキュリー社が出てくるんです。なぜここにマーキュリー社が出てくるのでしょうか。ワシントンコア社からの再委託ではないですか。ちょっと答えてください。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前11時59分休憩

午前11時59分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　先ほど答弁させていただきましたが、マーキュリー社も県の代理人としてＦＡＲＡ登録を行っており、ワシントン駐在のロビー活動の支援を行っているところでございます。そのため、同社もＦＡＲＡ報告に際して県を代理した活動資金の原資が県から提供されたものであることを示す必要があることから、ワシントンコア社が県から受け取った委託料の中からマーキュリー社に支払う金額をワシントンＤＣオフィス社の口座に送金し、当該口座からマーキュリー社に支払っているということでございます。

○中川京貴 議長　大浜一郎議員。

○大浜　一郎 議員　再委託だったということですね。

休憩いたします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後０時０分休憩

午後０時０分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○大浜　一郎 議員　（パネルを掲示）　このパネルを見てください。今言ったことを整理すれば、このような資金の流れの実態が見え隠れしているわけです。これも皆さんが総務企画委員会に提出した資料の中にありましたけれども、ＰＢＣ社であるとかルビノ＆カンパニー社であるとか、これまで全く登場しなかった会社が突然出てきてるわけですけど、これ一体どういうことなのでしょうか。これちょっと説明できますか。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　ルビノ＆カンパニー社は、会計関連サービスを提供する法人でございます。これにつきましては、コア社のほうから再委託という形を取っているというふうに承知しております。そして、ＰＢＣ1101コネチカットアベニュー社というのは、共有オフィスを所有・運営する法人でございます。

以上です。

○中川京貴 議長　大浜一郎議員。

○大浜　一郎 議員　あのね、こんなにいっぱい出てきちゃっているのよね。というか、株式会社から外注するのであれば、株式会社とそれぞれの会社が契約して支払いも株式会社からされるのが当然なんじゃないですかね。そうでないならＤＣ株式会社は、これ粉飾決算になると思いますよ、どうですか。こっちと契約してやらないと。再委託、再委託で。これどうしますか、これ粉飾決算になるかもしれないよ。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後０時１分休憩

午後０時２分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　お答えいたします。

ワシントンＤＣオフィス社につきましては、ＦＡＲＡ報告上の必要最小限のものについてそこへ送金しているところでございます。ですので、ワシントンオフィス社はマーキュリー社に関するコンサルティング料と現地で採用した職員についての支払いを行っていると。そのほかは活動支援の範囲の中でワシントンコア社が支払いを行っておりまして、会計関連サービスを提供するルビノ＆カンパニー社及び共有オフィスを所有しているＰＢＣ1101コネチカットアベニュー社については、コア社が支払っているということでございます。

○中川京貴 議長　大浜一郎議員。

○大浜　一郎 議員　今言うように契約書があるのかどうなのかも含めてこれから精査しなきゃいけないし、大体このＤＣ株式会社って一体何をする会社なんでしょうね。もうよく分からないですね。これも総務企画委員会でですが、決算書もつくっていないという答弁がありました。しかし、ルビノ＆カンパニー社ですが調べてみたら、会計士の方が納税、会計について担当しているようですね。会計士の方が入っているのに決算書をつくらなくてよいと。こんなばかげた話はありますか。どうなんですか、これは。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後０時３分休憩

午後０時５分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　米国証券取引法上、非上場であれば決算報告書を作成し提出する義務がないため、ワシントンＤＣオフィス社は決算書は作成しておりません。しかしながら、毎年度税務申告を行うために必要な書類は作成しているということでございます。

○中川京貴 議長　大浜一郎議員。

○大浜　一郎 議員　これ沖縄県の100％子会社ですよね。米国でこういうことだから、うちにも報告しなかったという、こういう結論のロジックになってくるわけですか。そういうことになるでしょう。全然報告していないんだから。そうでしょ。これおかしいよ、今の発言は。だから我々議会にも何もせんでいいという結論に至ったのはこういうことなんですよと言っているのと一緒ですよ。これおかしいですね。これ後でもう一回精査しますけど、多分同僚がやります。これ最初に述べましたけど、駐在員は、株式会社の社長と副社長ですよね。この給料というのか、この報酬というのは、これ県が支払っているんですか、株式会社が支払っているんですか、どっちですか。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　駐在員の給与につきましては、県が支出しております。

○中川京貴 議長　大浜一郎議員。

○大浜　一郎 議員　株式会社の社長と副社長で、帰任してＬ１ビザも取っているのに、県が支払いをしている。これ何のために、社長と副社長をやっているんですか。ここでは公務員じゃないんでしょ。だから、ちょっとここを整理したほうがいいと思いますよ。ちょっと整理してください。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後０時７分休憩

午後０時７分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　ワシントン駐在は県職員としての身分を保有しておりますが、米国の法制度との適合性を確保するために設立したワシントンＤＣオフィス社に役員として所属しておりますので、結果的に県職員としての身分とＤＣオフィス社の役員としての身分の２つの身分を併せ持つというふうに考えております。

○中川京貴 議長　大浜一郎議員。

○大浜　一郎 議員　これ言っておくけど、兼業に抵触しませんか。後で質問しますけど、これ今大変な答弁をしたというように私は思いますよ。これ個人情報に当たると思いますので具体的に明示はできませんけど、同じくＦＡＲＡのセクションに提出されているショートフォームという文書には、歴代駐在の方々の年俸額が書かれているんですよ。そこそこ頂いていますよ。これは、株式会社の役員としてもらった報酬だと思っているんですが、これ県が払ったということになって、県が肩代わりしたってことになりますね。要するに、アメリカでは社員なんだから。公務員じゃなくて社員なんだから。これを出しているわけですよ。これを県が肩代わりしてたということになりますよ、この報酬に関しては。報告に関してはですよ、そうでしょ。ＦＡＲＡにはそういうふうに出しているんだから。これだけもらってますよ、年俸。それで原資は県だから。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　先ほども申し上げましたとおり、職員の給与につきましては沖縄県側が支給しており、役員報酬等は支出されていないということでございます。

○中川京貴 議長　大浜一郎議員。

○大浜　一郎 議員　これ全く理解できないけれども、株式会社の役員報酬はゼロということでいいんですね。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　役員報酬はございません。

○中川京貴 議長　大浜一郎議員。

○大浜　一郎 議員　身分を持つけど役員報酬はゼロと。これは大変だ。これ一般論で構いませんけど、仮にアメリカの現地会社で役員報酬をもらった場合、所得税を米国に支払う義務が生じますよね。そういう報告しているんだから。これちょっと確認します。

○**中川京貴 議長**　休憩いたします。
午後０時10分休憩
午後０時10分再開
○**中川京貴 議長**　再開いたします。
知事公室長。
○**溜　政仁 知事公室長**　すみません。
○**中川京貴 議長**　休憩いたします。
午後０時10分休憩
午後０時10分再開
○**中川京貴 議長**　再開いたします。
○**溜　政仁 知事公室長**　米国内において役員報酬等の支出はございません。ですので、それに係る税金等の関係はないものと承知しております。
○**中川京貴 議長**　大浜一郎議員。
○**大浜　一郎 議員**　これこういうふうに報告されているんだけど、問題ないと言い切れるんですか。こうした答弁でいいんでしょうかね。税務の点、極めて疑問が残ると思いますよ。駐在員の皆さんも全く気の毒な話ですよ。駐在員の兼業の問題についておっしゃいましたけど、知事の兼業許可が必要かどうかこれも調査しているということを知事はおっしゃっていましたけど、これ結論出ましたか。兼業を今はっきり認めまして、というふうにやっていますよということを今公式に答弁なさいましたよね、どうなんですか。
○**中川京貴 議長**　知事公室長。
○**溜　政仁 知事公室長**　地方公務員法第38条では、職員は任命権者の許可を受けなければ営利企業を営むことを目的とする会社、その他の団体の役員等の地位を兼ねてはならない旨、規定されています。したがって、一般論として、一定の制限はされているものの職員が会社の役員の地位を兼ねることは、地方公務員法においても想定されており、可能なものです。今般、改めて調査する中で事業の実態とは別に会社の設立、根拠となる法律によって手続の要否が決まることを確認しましたので、その後速やかに手続を進めたいというふうに考えております。
○**中川京貴 議長**　大浜一郎議員。
○**大浜　一郎 議員**　要するに、これから精査するという話か。でしょう。これから精査するという話ですよね。今、兼業しているけど、これが大事なのかどうかというのはこれから精査するという話でしょう。あのね、これ、総務部長。兼業許可を得ずに営利企業の役員に就いた場合、これ懲戒処分の指針はどうなっていますか。
○**中川京貴 議長**　休憩いたします。
午後０時13分休憩
午後０時15分再開
○**中川京貴 議長**　再開いたします。
総務部長。
○**宮城嗣吉 総務部長**　地方公務員法第29条に懲戒の規定がございますが、職員が法律に基づく義務に違反したとか、または職務を怠った場合には、懲戒の対象ということになりますが、その対象に当たるかどうかという部分につきましては、事実関係を調査した上で判断するという形になるかと思います。
○**大浜　一郎 議員**　ちょっと休憩します。休憩。休憩。
○**中川京貴 議長**　休憩いたします。
午後０時16分休憩
午後０時16分再開
○**中川京貴 議長**　再開いたします。
知事公室長。
○**溜　政仁 知事公室長**　失礼いたしました。
営利企業従事許可の手続につきましても提出がされていないということでございますので、今後、速やかに手続を進めていきたいというふうに考えております。
○**中川京貴 議長**　大浜一郎議員。
○**大浜　一郎 議員**　いやいや大変な答弁ですよ。これは本当に大変な答弁。駐在の皆さんの兼務については、これはある意味で組織ぐるみで行われたということになりますよ。とすれば、兼業していた駐在員本人ではなく、関わった皆さん全てに責任が及ぶということを覚悟して答弁しているんでしょうね。いいですか、これはっきりしてください。何か処分があったときに、これ関わった人全員ですよ。駐在しろと言われて行って、あそこで処分を受けるんですか。とんでもない話だよ、これは。ちゃんと答弁してください。
○**中川京貴 議長**　知事公室長。
○**溜　政仁 知事公室長**　繰り返しになりますが、営利企業従事許可につきましては、その手続を速やかに進めてまいりたいというふうに考えております。
○**中川京貴 議長**　大浜一郎議員。
○**大浜　一郎 議員**　時間が来たのでまとめます。
休憩します。
○**中川京貴 議長**　休憩いたします。
午後０時18分休憩
午後０時18分再開
○**中川京貴 議長**　再開いたします。
○**大浜　一郎 議員**　（パネルを掲示）　最後のパネルを御覧ください。この問題、どういう観点から捉えればいいか、私はこの５つの点から整理をしたいとい

うふうに思います。

まず、地方自治法無視の株式会社の設立。

これは経営状況報告の義務を怠ったこと、公有財産の登録がなされていなかったことだけでなく、出資金の把握、そして子会社の設立という重要な意思決定が確認できない異常状態だということです。内部統制の点からも極めてこれは問題があります。

次に、違法の疑いのある就労ビザの取得。

これは移民局に提出した書類に虚偽の事実が記載されているのではないか。地方公務員の身分を有したままＬ１ビザが取得できるのかといった問題です。

３番目に、駐在職員の不適切な身分の取扱い。

皆さんは、兼業許可が必要ならばこれから精査すると言って簡単に答えていたかもしれませんけれども、先ほど申し上げたとおり個人所得税の問題、あるいは懲戒処分の問題、簡単には済まされない重大な問題があるということをまず認識をしてください。

４番目に、不透明な資金の流れです。

先ほど述べたとおり委託という形で本来あるべき発注者・受注者の関係性が崩壊している。違法・不当な支出があるのではないかと。これは徹底して調査をしていかなければならないというふうに思います。

最後に、虚偽の公文書の作成や文書偽造の疑い。

これ現段階では具体的に刑事事件になるかどうか疑いの段階ではありますけれども、とにかく米国の政府と我々議会に対して二律背反の行動を取っているということ。このことは今後大きく追及しなければならないというふうに思います。さらなる深堀りを同僚議員が一般質問でやると思いますけれども、しっかりしてくださいよ。こういう問題に関して。事前に質問通告も出しているのに、昨日もまともに質問取りにも来ない。今日の答弁を聞いてもあやふやも著しい。

知事、この問題は、知事の本当に重大な不祥事として県民が注視しているんですよ。しっかりとこの問題に対する知事の思いを最後県民に向けて、議会に向けて、しっかりしゃべってくれませんか。お願いします。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　その状況、内容については、今説明し得る限りのことを知事公室長、それから総務部長のほうから説明をさせていただいておりますが、かねてからこのワシントンＤＣオフィス社の設立に当たっては、適切に文書の処理がなされておらず、その結果として、議会への経営状況の報告や公有財産の管理等に改善を要するという事態を招いたこと、公務に対する県民・議会の信頼を著しく損なっていることについては、強く反省をしたいと思います。そして、庁内の手続や関係法令に基づいて、その適合性等を速やかに調査をし、是正を図り、議会、そして県民にしっかりと説明を行ってまいりたいと思います。よろしくお願いします。

○中川京貴 議長　大浜一郎議員。

○大浜　一郎 議員　知事の決意を今お聞きしました。それを信じたいというふうに思います。ですので、早め早めの対応をお願いをしたいと思います。２月までというようなことは私たちは望んでいないし、それは県民に対しても失礼なことだと思います。早め早めにしっかりと結論を出して報告されることを望んで代表質問を終わります。

ありがとうございました。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後０時22分休憩

午後１時40分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

午前に引き続き代表質問を行います。

下地康教議員。

〔下地康教　議員登壇〕

○下地　康教 議員　議長、休憩お願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後１時41分休憩

午後１時41分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○下地　康教 議員　沖縄自民党・無所属の会、下地康教でございます。

通告にしたがって、代表質問を行っていきたいと思います。

まず、先月８日から11日にかけての北部地域豪雨災害に遭われた北部地域の皆様方にお見舞いを申し上げるとともに、これからも地域の復旧・復興に全力で取り組んでいくことをお約束をして、代表質問に入りたいと思います。

１、知事の政治姿勢について。

(1)、11月９日北部地域豪雨災害について。

ア、被害状況と復旧の見通しについて伺う。

イ、災害救助法の適用が困難となっている状況について、どういった経緯があったのか伺う。

ウ、知事は、我が会派、公明党、維新の会からの要請に対し、見舞金や相応の支援を被災者や被災自治体へ検討すると述べておりますけれども、具体的な予算措置はどのようになっているのか伺います。

(2)、危機管理補佐官の意義について。

ア、知事公室長が兼務する危機管理監と危機管理補

佐官の関係はどのようになっているのか伺います。

イ、国や市町村、関係者と危機管理補佐官とのホットラインは構築されているのか伺います。

ウ、危機管理補佐官がスムーズに職務を執行できるよう、直接業務をサポートする組織はあるのか伺います。

(3)、県政ＤＸの推進について、他の都道府県では生成ＡＩの活用やデータマイニング、専門人材の採用などを率先して進めています。これに対して、本県の姿勢は様子見を続けているように見て取れますけれども、県民に見える形でどうＤＸを進めていくのか伺います。

(4)、畜産農家全体がこれまでにない深刻な状況にあることを知事は認識しているのか。目の前で命をすり減らす思いをしている農家の窮状に対して、県は何らかの手を差し伸べる考えはないのか伺います。

(5)、給食費無償化に向けた取組について。

ア、知事は給食事業を管轄する市町村の教育長、市町村長等と自ら出向いて対話をする考えはないのか伺います。

イ、先日、我が会派から教育長と総務部長に対して、市町村の予算編成期限も近づいてきていることから、財源や制度設計について改めてトップレベルでの意見交換の機会を設けてほしいという要望を行いました。これは、市町村長からの切実な声であり、早期に実現する考えはあるのか伺います。

(6)、安和桟橋及び本部港塩川地区における安全対策について、県側に対策を講じようとする姿勢が一向に見られないのは極めて問題があるというふうに考えます。その対応を伺います。

２、離島過疎地域振興について。

(1)、農林水産物条件不利性解消事業について。

ア、本事業の成果と課題について伺う。

イ、来年度内閣府概算要求において、ソフト交付金の枠ではなく独立した補助事業となったが、県としてどのような評価をしているのか伺います。

ウ、来年度以降の本事業のスキームはどのようになるのか、また、これまでどおりなのか、国とはどのような調整をしているのか伺います。

(2)、建設資材・人件費単価の高騰が続く中にあって、建てたくても家が建てられない、離島過疎地域における新規住宅建築は大変厳しい状況にあることは９月議会で指摘したとおりであります。離島の定住環境を維持していくためには、県は市町村説明会を開催するなどの情報提供や助言にとどまっていていいと考えているのか、東京都のような公的住宅制度を検討する考えはないのか伺います。

(3)、伊江島及び伊是名・伊平屋地域の振興について。

ア、伊江島空港の利活用について、現段階で定期便就航の条件や具体的な航空会社の就航計画はあるのか。また、計画がない場合、県は何らかの検討も行う考えはないのか伺います。

イ、伊是名・伊平屋架橋事業、伊平屋空港の拡充整備について検討をしているとの答弁をしておりますけれども、委託調査や有識者会議などは実施されているのか。また、議事録や報告書などによって広く情報を分析したいと考えるが、対応を伺います。

(4)、南部離島地域の自立的発展への支援策について、観光活性化や移住・定住が促進されていけば、上下水道・ごみ処理問題などが顕在化してくると考えますけれども、今後そういった対策や見通しについてどのように捉えているのか伺います。

(5)、赤土流出防止対策と赤土回収対策について、以前から県は海中に堆積した赤土を回収することは現実的でないという答弁をしてきていますけれども、先進的な回収技術・手法が開発されてきていると聞いており、サンゴ・藻場の生育、漁業への影響、ブルーカーボンへの取組強化といった点から検討を進めるべきではないのか伺います。

３、文化観光スポーツ行政について。

(1)、観光サービスの質の確保について、県は公共交通機関の利用促進に取り組むとしているが、駅やバス停から歩いて快適に移動できる歩行空間をつくることも必要ではないのか。日陰や木陰が多い歩道、休憩・休息ポイントのある歩道、こうした考えも道路整備に取り込んでいくべきではないのか伺います。

(2)、中城御殿跡地整備や首里城正殿等の復旧・復興について、整備・復元後の施設管理の体制・計画はどのようにしていくのか、お考えを伺います。

(3)、大型ＭＩＣＥ整備事業について、東海岸サンライズベルト構想の中核となるものであることから、２度も事業進捗に影を落とす結果となったことは極めて残念であります。県として本事業を今後どのように推進していくのか、また見直すべき点はどういったところがあるのか、その考えを伺います。

(4)、海難事故をゼロにするために、様々な部局・機関にまたがる事務事業に横串を刺して対応をしていく必要を何度も訴えてきております。地域住民・観光客双方が、安心・安全に海と関わることができるよう、取組と効果を一覧化し、利用者に分かりやすい表示やポータルアプリの開発等を進めてもらいたいが、

県の考えを伺います。

(5)、観光目的税の導入、観光振興基金、財源を活用した事業執行について。

ア、観光目的税は２％の定率制、上限2000円とする県の方針が了承されたとのことであるが、税収の見込み約78億円をどういった事業に配分していくのかを伺います。

イ、観光振興基金は観光目的税導入後、どのように活用・運用されていくのか伺います。

ウ、沖縄ツーリズム産業団体協議会は、観光目的税の使途について県に提言を行っているが、県が考える使途と方向性は一致しているのか、今後事業計画・事業執行に当たって民間との協議や連携はどのように図っていくのか、考えを伺います。

エ、既に観光税を設けている市町村とは、配分をめぐる協議は調っているのかどうか伺います。

(6)、北部テーマパーク、ジャングリアへのアクセス環境整備について、国も地元住民を対象にした道路整備に関するアンケートを実施し、アクセス道路の整備について必要性を肯定する意見が多数となっているようである。国・県が連携した道路整備を今後どのように進めていくのか伺います。

(7)、交通渋滞対策について。

９月に沖縄交通リ・デザイン官民共同宣言が取りまとめられたところでありますけれども、今後はその趣旨を実現するための具体的な取組、プロジェクトを計画し、実行に移していかなければならないというふうに考えます。共同宣言には多くの事業者が関わっており、時には相反する利益の対立を調整する必要も出てくると思うが、こうした機微の調整は単に会議を運営するだけでは進まない部分があります。国・県が公共的立場から調整役となっていくことが期待されるが、基本的な考えを伺います。

(8)、世界無形文化遺産登録された琉球泡盛文化の振興について。

ア、琉球泡盛の海外展開の現況について、出荷量・出荷額、輸出相手国の情報を伺います。

イ、泡盛を文化としてＰＲしていく上で、琉球料理とのマリアージュを併せて仕掛けていくべきと思いますけれども、こうした取組を県はどのように考えているのか伺います。

４、子育て支援・健康保健・医療介護・県民生活について。

(1)、医療・介護サービスの安定確保について。

ア、離島を含めた県内での遠隔診療の導入推進の現状と課題について伺います。

イ、外国人介護人材の受入れ環境に関して、民間住宅の借り上げが難しい状況にあると聞いているが、県として課題を把握し、どういった対策を講じていくか考えを伺います。

(2)、子育て環境に係る基本的な課題認識について、来年度以降も保育士処遇改善に向けた措置が上乗せされ、保育士の働く環境はよい方向に働いていくものと思われますけれども、保育所等における確実な賃上げを確認するための方策は取られているのか伺います。

(3)、貧困状態からの脱却に向けた対策として、これまで貧困対策関連として投入されてきた予算は総額で幾らなのかをまず明らかにしていただきたい。その上で、見合った効果が発現しているとの評価ができるのかどうかを伺います。

(4)、ひとり親世帯への支援策について様々な取組を行っていることは認識していますけれども、特に自立支援という観点から、職業訓練や資格取得から就労につながった事例、こうした取組の成果はどのようになっているのか伺います。

(5)、県内大学への薬学部設置の取組については、運営費のみならず、大学定員の問題や教員確保の課題がはっきりしてきています。文科省の基準により薬学部設置が可能とされているのが本県であり、県内薬剤師不足の現状も指摘されている中で財政支援を含め、知事の英断によって解決を図ることはできないのか伺います。

(6)、水道用水供給事業の安定化について、国の経済対策において緊急的な措置がなされることとなりましたが、企業局としてはこの財源を活用して、どういった事業を展開する計画であるのか伺います。

(7)、離島等からの小児患者と保護者が付添いで利用できるファミリーハウスがじゅまるの家について、利用者が逼迫していると聞いていますけれども、拡充強化について次年度以降予算措置を講じる考えがあるのか伺います。

(8)、病院事業局において、給与システムのエラーに起因する時間外勤務手当の未払いがいまだに解消されておりません。システム改修に要する経費、この負担は一体誰が負うのか、病院事業局として経営上の責任をどのように捉えているのか伺います。

(9)、窃盗や強盗といった凶悪な財産犯罪が横行し、治安面での悪化が憂慮される世情となっていますけれども、県警察として組織的な犯罪グループ対策をどう講じているのか、また、犯罪被害者の支援サポートの状況について伺います。

(10)、好条件に惑わされて、結果的に犯罪の実行役となる、いわゆる闇バイトの問題が全国的に深刻となっており、警察当局としても対策に乗り出しているところでありますけれども、県内の現況と対策について伺います。

(11)、消防防災ヘリの導入については、決算特別委員会の総括質疑においても県案を見直す考えは全く見られなかったが、現状では事業進捗が進まないことになります。今後、県としてどういった対応を取っていく考えなのか伺います。

答弁を聞いて再質問をしたいと思います。

○中川京貴 議長　玉城知事。

〔玉城デニー　知事登壇〕

○玉城デニー 知事　下地康教議員の御質問にお答えいたします。

知事の政治姿勢についての御質問の中の(1)のウ、見舞金等の具体的な予算措置についてお答えいたします。

災害救助法における救助の対象は、市町村が発行する罹災証明書によって、住家が準半壊以上の被害を受けた世帯の応急修理等となっております。沖縄県では、同法と同等の支援として、住家の応急修理に係る支援金3460万8000円を予備費から充当して支給することが決定しております。また、災害救助法では、市町村が実施した避難所の設置等も応急救助の対象となることから、同等の支援ができるよう取組を進めております。なお、見舞金については、今回の災害に鑑みた県独自の見舞金を支給できるよう、本議会の補正予算として追加提案することとしております。

次に１の(3)、県政ＤＸの推進状況についてお答えいたします。

沖縄県では、県民への利便性向上のための行政サービスのオンライン化を進めており、オンライン申請可能な手続は年々増加しております。また、県庁内においては、ノーコードツールなどのデジタルツールを活用した業務の効率化を進めながら、生成ＡＩの活用に向けた検証を行うなど、ＤＸ施策の推進を図っているところです。各施策の着実な推進に当たりましては、沖縄県ＤＸ推進計画を策定し、外部人材も活用した体制を整備するとともに、ＰＤＣＡサイクルによる検証を毎年度行っております。これらの検証結果につきましては、進捗状況等を整理し、同計画や施策集と共に県のホームページで公開をしているところです。

次に、文化観光スポーツ行政についての御質問の中の３の(7)、沖縄交通リ・デザインに対する基本的な考え方についてお答えいたします。

沖縄交通リ・デザインでは、企業や個人の行動変容と公共交通の利便性の向上に向けたアクションを官民で推進することを目的としております。本年８月に、沖縄総合事務局が主体となって、県、経済界、金融機関、交通事業者等で構成する沖縄交通リ・デザイン県民運動推進会議が設置され、９月には沖縄交通リ・デザイン官民共同宣言が取りまとめられたところです。

沖縄県としましては、同宣言を踏まえた官民連携の取組が促進されるよう、同局と連携しながら、企業や個人の行動変容と公共交通の利便性の向上に向けた取組を展開してまいります。

その他の質問につきましては、部局長から答弁させていただきます。

○中川京貴 議長　生活福祉部長。

〔北島智子　生活福祉部長登壇〕

○北島智子 生活福祉部長　１、知事の政治姿勢についての御質問のうち(1)のア、被害状況と被災者の支援についてお答えいたします。

令和６年11月８日からの大雨により、北部１市４村において、12月２日時点で半壊が１件、床上浸水76件、床下浸水69件の住家被害が報告されております。また、国頭村において、現時点で計18名がホテル等での避難生活を送っております。県では、災害救助法と同等の支援として、住宅の応急修理に係る経費を支援金として予備費を充当し支給することを決定しており、28日から受付を開始しております。また、市町村が実施した避難所の設置等についても、同等の支援ができるよう、現在、関係部局と調整を進めているところです。

続きまして同じく(1)のイ、災害救助法の適用が困難となった経緯についてお答えいたします。

11月８日19時50分に国頭村に大雨警報が発令され、防災危機管理課では気象庁からの情報を入手し、地域防災計画に基づき災害対策準備体制が取られ、生活福祉部においては福祉政策課で連絡員が自宅待機しながら情報収集を行っている状況でありました。８日深夜から10日にかけては、福祉政策課及び県の災害救助法を担当する生活安全安心課において、自宅待機をしながら、市町村が報告した情報が反映された県の防災情報ポータルサイトにて随時避難所の設置状況や避難者数の把握、関係機関の状況の把握を行っておりました。その間、９日未明から朝方にかけて、内閣府から県生活安全安心課に電話がありましたが、自宅待機状態であったことから、受電できませんでした。11月11日に災害対策本部が設置され、内閣府に災害救助法４号適用の確認を行ったところ、大雨が収まり

多数の者が避難し継続的に救助を要する状況ではない現時点においては、適用は困難であるとの回答を得ました。

続きまして４、子育て支援・健康保健・医療介護・県民生活についての御質問のうち(9)、犯罪被害者の支援サポートの状況についてお答えいたします。

県では、沖縄県犯罪被害者等支援総合窓口を設置し、情報提供や関係機関の案内など、犯罪被害者等に寄り添った支援を行っているところであり、県が委託をしている公益社団法人沖縄被害者支援ゆいセンターにおいては、相談対応や市町村の相談窓口における担当職員等の研修などを行っております。また、被害者支援の拡充として、本年９月に、沖縄県犯罪被害者等見舞金制度を創設したところであり、今後も関係機関と連携を図りながら、犯罪被害者等の支援に努めてまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

〔前川智宏　土木建築部長登壇〕

○前川智宏 土木建築部長　１、知事の政治姿勢についての(1)のア、北部地域豪雨災害の被害状況と復旧の見通しについてお答えいたします。

県管理道路においては、北部地域の大雨に伴う土砂崩れ等により、県道14号線で全面通行規制、県道２号線等８区間で片側通行規制を行いました。土砂撤去及び舗装復旧により、現在、全面通行規制の区間は解消され、県道２号線及び県道14号線で片側通行規制を行っております。引き続き、道路の早期復旧に向けて取り組んでまいります。

次に同じく１の(6)、安和桟橋及び本部港旧塩川地区の安全対策についてお答えいたします。

安和桟橋及び本部港旧塩川地区の安全対策については、事業者である沖縄防衛局においても検討がなされるべきものと考えております。安和桟橋の出入口付近においては、沖縄防衛局と協議の上、道路管理者である県が街路樹の剪定を実施し、視認性の向上などの安全対策を図っております。引き続き、その他の安全対策について沖縄防衛局と調整を行い、関係法令に基づき、県の取り得る対策を検討してまいります。

次に２、離島過疎地域振興についての(2)、離島の住宅確保における県の取組等についてお答えいたします。

離島地域の住宅確保について、県は公営住宅の整備のほか、地域優良賃貸住宅の推進に取り組んでおります。同住宅は、子育て世帯や高齢者世帯などを対象とし、事業主体となる地方公共団体や民間事業者などに対して、国による整備費の補助があります。県では、市町村説明会の開催のほか、離島市町村を訪問し意見交換を行うなど、事業活用促進に取り組んでおります。

次に同じく２の(3)のア、伊江島空港の就航計画についてお答えいたします。

伊江島空港は、昭和50年７月に開催された沖縄国際海洋博覧会関連事業として建設されましたが、昭和52年２月に定期便の運航が休止しております。現在の主な利用は、巡回診療や救急搬送などとなっており、令和５年度は合計123回の利用実績となっております。伊江村が実施した利活用調査によると、現時点では、定期便の就航計画はないとのことであります。空港施設の整備については、具体的な航空会社の就航計画を踏まえ検討していきたいと考えております。

次に同じく２の(3)のイ、伊平屋・伊是名架橋、伊平屋空港の検討状況についてお答えいたします。

伊平屋・伊是名架橋の整備については、費用対効果や膨大な予算確保など、多くの課題が明らかとなっていることから、現在、調査研究に取り組み、事業化の可能性を検討しているところであります。検討結果については、伊平屋村、伊是名村に対して説明し、意見交換を行う予定であります。

伊平屋空港については、令和５年度に実施した検討業務の結果から、航空需要や就航する航空会社の確保などの課題が明らかとなっております。今後も、伊平屋村、伊是名村と連携しながら課題解決に取り組み、早期事業化を図っていきたいと考えております。

次に同じく２の(4)、南部離島地域の下水道対策についてお答えいたします。

土木建築部においては、本島南部周辺離島で下水道事業を実施する座間味村、渡嘉敷村、久米島町に対して技術的支援を行うなど、連携を図っているところであります。今後、県としては、３町村から定住人口や観光客の増加等に伴う下水道施設増設の要望等がありましたら、適切に支援してまいります。

次に３、文化観光スポーツ行政についての(1)、駅やバス停から歩いて快適に移動できる歩行空間の整備についてお答えいたします。

県管理道路の歩道整備については、道路構造令やいわゆるバリアフリー法等に基づき、必要に応じて、ベンチ等の休憩施設の設置及び緑陰を形成する樹木の植樹を行っているところです。引き続き、快適な歩行空間の整備に取り組んでまいります。

次に同じく３の(2)、中城御殿や首里城正殿等の施設管理体制等についてお答えいたします。

中城御殿は、県と那覇市が連携して、文化財等を適切に収蔵するための施設管理体制の構築に取り組むとともに、県において、ガス消火設備等の消防設備の設置や大規模修繕を行うこととしております。首里城正殿等は、県において国と連携して、国営・県営公園の区域を横断した施設管理体制の強化に取り組むとともに、国においてスプリンクラー等の消防設備の設置や大規模修繕を行うこととしております。

県としては、引き続き関係機関と連携の下、首里城公園の防災機能の強化に取り組んでまいります。

次に同じく３の(6)、北部テーマパーク開園に向けた交通対策についてお答えいたします。

県では、関係機関が所管する交通課題への対応等について共有・連携を図るため、沖縄本島北部大規模テーマパーク開業に伴う課題等に関する連絡会議を設置し、交通対策に取り組んでおります。県管理の名護本部線においては、白銀橋（西）交差点改良工事やテーマパーク入り口右折帯設置に向けた用地取得等に取り組んでいるところであります。また、国においては、中長期対策として名護東道路の本部方面への延伸を検討しております。引き続き、国や名護市、今帰仁村などの関係機関と連携し、道路管理者として必要な対策を実施してまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　知事公室長。

〔溜　政仁　知事公室長登壇〕

○溜　政仁 知事公室長　１、知事の政治姿勢についての中の(2)ア、危機管理監と危機管理補佐官の関係についてお答えいたします。

危機管理監は、沖縄県行政組織規則において部等に属しない職として位置づけられ、知事公室長をもって充て、その職務は上司の命を受けて危機管理に関する事項を処理することとなっております。危機管理補佐官は、危機管理監を補佐し、その役割は、所掌する災害対策、国民保護及び危機管理の分野において、専門的な知見に基づく助言等に加え、大規模災害や危機事象へ迅速かつ的確に対応することとなっております。

同じく１(2)イ、危機管理補佐官の連絡体制についてお答えいたします。

危機管理補佐官は、これまでのキャリアで培った国や有識者などの幅広い人脈に加え、本県における津波警報や台風への対応を通して、沖縄気象台や自衛隊、第11管区海上保安本部、関係市町村など県内の防災関係機関と連絡体制を構築しているところです。今回の大雨災害に当たっては、非常の呼出し時に参集できるように備えておりましたが、防災危機管理課からの情報が限られた被害情報にとどまり、詳細な気象情報等が報告されなかったことから、市町村などと十分に連携することができませんでした。今後は、災害時に危機管理補佐官の専門的な知見や能力が最大限発揮されるよう、気象情報等の迅速な提供を含め連絡体制を改善してまいります。

同じく１(2)ウ、危機管理補佐官のサポート組織についてお答えいたします。

危機管理補佐官は、災害対策、国民保護及び危機管理を所掌しており、防災危機管理課の職員が連携して取り組んでおります。

次に４、子育て支援・健康保健・医療介護・県民生活についての中の４(11)、消防防災ヘリの導入についてお答えいたします。

消防防災ヘリの導入に当たっては、１機の先行導入、日中の運航、市町村からの隊員派遣等、基本的な項目について全市町村の同意を得た上で協議会を設立し、協議してまいりました。同協議会において、市町村と具体的な検討を進めた上で、現行案となる４つの議案を可決し、39の市町村から承認を得ておりますが、石垣市及びうるま市から承認いただけておりません。

県としましては、能登半島地震や本県における大雨災害等を念頭に、大規模災害時における航空機による消防防災体制の強化が必要との考えの下、引き続き丁寧な説明を行い、消防防災ヘリ導入に向けて取り組んでまいります。

以上になります。

○中川京貴 議長　農林水産部長。

〔前門尚美　農林水産部長登壇〕

○前門尚美 農林水産部長　１、知事の政治姿勢についての中の(4)、畜産農家に対する県の支援についてお答えいたします。

飼料価格高騰、子牛競り価格の下落により畜産農家の経営状況が厳しいことは十分認識しております。県では、畜産農家の経営安定を図るため、令和４年度からこれまで飼料価格高騰対策や肉用子牛価格安定対策等として54億6000万円を予算措置してきたところです。特に、経営が厳しい肉用牛繁殖農家に対し、繁殖成績向上に向けた生産技術支援や制度資金融資に必要な経営改善計画の作成支援などの取組を強化しております。引き続き、市町村、関係団体と連携し、畜産農家の経営安定に努めてまいります。

次に２、離島過疎地域振興についての中の(1)のア、農林水産物条件不利性解消事業の成果と課題についてお答えいたします。

県では、持続可能な物流ネットワークを構築し、農林水産業及び離島地域の稼ぐ力の向上を目的に事業を実施しております。令和５年度の成果としては、58団体に対し、約16億3200万円の補助を行い、約５万6000トンの出荷を支援しました。課題としては、コールドチェーン構築や出荷団体の集約などに時間を要しており、持続可能な物流ネットワークの構築に向け、引き続き生産者団体等関係者と連携し、輸送費低減及び総合的な流通合理化に取り組んでまいります。

同じく２の(1)のイ及び２の(1)のウ、来年度内閣府概算要求における県の評価と事業スキームについてお答えいたします。２の(1)のイと２の(1)のウは関連しますので、一括してお答えいたします。

来年度の内閣府概算要求において、本事業は、内閣府新設の補助金を財源として実施予定であります。内閣府直轄の補助事業となることで、継続的な予算確保が期待できると考えています。来年度以降の事業では、出荷団体などを対象とした県外出荷促進事業、北部・離島市町村を対象とした北部・離島地域振興事業の２つの輸送費補助を実施するとともに、コールドチェーン構築や出荷団体の集約化に向け、民間事業者や離島市町村が実施する実証事業などへの支援を拡充するなど、国と調整してまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　教育長。

〔半嶺　満　教育長登壇〕

○半嶺　満 教育長　１、知事の政治姿勢についての中の(5)ア及びイ、学校給食費無償化に係る市町村長等との意見交換についてお答えいたします。１の(5)のアと１の(5)のイは関連しますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

学校給食費無償化につきましては、これまで６月と９月に市町村説明会を開催し、県の取組方針や補助対象経費、上限額等について意見交換等を行ってまいりました。現在、各市町村の令和７年度要望額調査の結果を取りまとめ、当初予算概算要求を行うとともに、制度設計について市町村との調整を進めているところであります。市町村長等との意見交換につきましては、できるだけ早い時期の開催に向けて調整してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　総務部長。

〔宮城嗣吉　総務部長登壇〕

○宮城嗣吉 総務部長　１、知事の政治姿勢についての(5)のイ、給食費無償化に関する市町村との意見交換についてお答えします。

給食費無償化の実現を図るためには、市町村との連携は大変重要と認識しております。予算編成事務を所管する当部は、各部局が立案する施策について協議し、必要な予算を取りまとめる役割を担っております。意見交換につきましては、このような役割分担を踏まえつつ、学校給食に関する事務を所管する教育庁とともに、開催に向けて調整してまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　保健医療介護部長。

〔糸数　公　保健医療介護部長登壇〕

○糸数　公 保健医療介護部長　２、離島過疎地域振興についての(4)のうち、南部離島地域の上水道対策についてお答えします。

県は、離島における水道の基盤強化を図るため、水道広域化のステップ１として、本島周辺離島８村の水道広域化に取り組んでおります。これまでに南部離島地域では、平成30年３月に粟国村、令和２年３月に北大東村、令和３年３月に座間味村阿嘉・慶留間地区、令和５年２月に南大東村、令和６年９月に渡嘉敷村で県企業局による水道用水の供給が開始されたところです。なお、上水道の施設整備に当たっては、将来の需要予測を踏まえて整備を行っているところです。

次に４、子育て支援・健康保健・医療介護・県民生活についての(1)のア、遠隔診療の導入推進の現状と課題についてお答えします。

県では、令和６年３月に策定した第８次沖縄県医療計画に基づき、県庁内にワーキンググループを設置し、オンライン診療を含む遠隔医療の活用について検討を進めていくこととしております。オンライン診療の導入推進に当たっては、医療機関のニーズ把握や効果的な活用方法、運用体制の構築等についてしっかりと検討する必要があることから、今後は関係機関とのさらなる意見交換や他県の先進事例の情報収集等も踏まえ取り組んでまいりたいと考えております。

同じく４の(1)のイ、外国人介護人材の住宅確保についてお答えします。

外国人介護人材の雇用に当たっては、海外からの渡航費用に加え、雇用者が住宅を確保する必要があり、費用負担が課題となっていることから、県では家賃等の生活支援に必要な経費や離島における渡航費に対する補助を行っております。

県としましては、介護人材不足の解消に向け、外国人介護人材の確保は重要であると認識しており、引き続き住宅確保の課題把握に努め、必要な支援に取り組んでまいります。

同じく４の(5)、県内大学への薬学部設置について

お答えします。

県は、令和４年９月に県内国公立大学薬学部設置推進協議会を設置し、令和５年２月に沖縄県内国公立大学薬学部設置に関する基本方針を公表しました。同方針に基づき、薬学部の設置を希望する県内国公立大学の公募を令和５年９月から12月までの期間で実施しましたが、応募はありませんでした。しかしながら、琉球大学から薬学部設置の可能性を含め協議を進めたいとの回答があったことから、令和６年５月及び同年９月に検討連絡会を開催して協議を行っており、引き続き意見交換を行いながら、財政支援を含め、どのような支援が可能であるか検討してまいります。

同じく４の(7)、がじゅまるの家の利用状況等についてお答えします。

ファミリーハウスがじゅまるの家については、公益財団法人沖縄県保健医療福祉事業団がＮＰＯ法人こども医療支援わらびの会へ委託し、運営を行っております。部屋数が10室で時期によっては満室になることがありますが、一方で、令和５年度の施設稼働率は53.9％となっており、稼働率が低いことが課題となっております。

県としましては、夏休み等のピーク時の対策や稼働率の平準化について、事業団等と意見交換をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　環境部長。

〔多良間一弘　環境部長登壇〕

○多良間一弘 環境部長　２、離島過疎地域振興についての(4)のうち、南部離島地域の観光活性化等に伴うごみ処理問題の今後の対策や見通しについてお答えいたします。

市町村が廃棄物処理法に基づいて策定する一般廃棄物処理計画において、10から15年先を目標年次とし、観光客を含む将来の人口動態等から予測したごみの発生量に基づき、適切な処理が確保されるよう処理施設の整備等が位置づけられます。また、急激な人口増加などを前提とした諸条件に変動があった場合は計画の見直しが行われることとなり、処理施設の基幹改造を行う方法や島外輸送する広域化などの対応が検討されます。

県においては、市町村からの要望に応じ、国の補助金の確保や技術的支援等を行ってまいります。

次に同じく２の(5)、海中に堆積した赤土等の回収についてお答えいたします。

県等がこれまでに実施してきた調査研究等から、海域に堆積した赤土等については、台風等の波浪による自然の力で浄化されることが分かっております。一方、陸域からの赤土等の流出が続く限り、海域で堆積を繰り返すことから、発生源における赤土等の流出防止対策の取組が重要であると考えております。御指摘の赤土等の回収については、流出が収まった海域では自然浄化に加え、さらに堆積赤土等を削減できると考えられることから、回収技術等の情報収集に努めてまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　文化観光スポーツ部長。

〔諸見里　真　文化観光スポーツ部長登壇〕

○諸見里　真 文化観光スポーツ部長　３、文化観光スポーツ行政についての(3)、大型ＭＩＣＥ施設整備事業についてお答えいたします。

大型ＭＩＣＥ施設整備は、平成25年度に基本構想を策定し、平成28年度に事業者の公募及び選定を行いました。その後、令和４年８月にＰＦＩでの整備や施設規模を見直した基本計画を策定し、令和６年６月に入札公告を行い、入札不調となっております。県は現在、再度の入札公告に向けて、事業者への参加表明に至らなかった理由の聞き取り、ＭＩＣＥ需要調査等を行っております。今後は、有識者で構成する委員会で調査結果等を踏まえた事業手法、事業範囲、事業効果、ホテルの整備手法等を検証してまいります。

同じく３の(4)、利用者に分かりやすい表示等についてお答えいたします。

県では、知事公室、文化観光スポーツ部、土木建築部などの各部局に加え、水上安全条例を所管する県警察がそれぞれの役割分担の下、連携して各種水難事故防止対策に取り組んでおります。海の安全情報については、現在、ポータルサイトやスマートフォンで確認できるハザードマップなどで周知啓発を行っております。

県としては、引き続きポータルサイトに各機関の水難事故防止対策の取組を一覧にして表示するなど、利用者に分かりやすい周知広報に取り組んでまいります。

同じく３の(5)のア、観光目的税の使途についてお答えいたします。

観光目的税は、安全・安心で快適な観光の実現、県民・観光客双方にとって満足度の高い受入れ体制の充実強化、観光地における環境及び良好な景観の保全並びに魅力ある付加価値の高い観光地ブランドづくり、観光の振興に通じる文化芸術の継承及び発展並びにスポーツ振興などの新規または拡充する取組に活用することを想定しております。これらの取組により、県

民・観光客・県内事業者それぞれの満足度を最大限に高めながら、世界から選ばれる持続可能な観光地の実現を目指してまいります。

同じく３の(5)のイ、税導入後の観光振興基金についてお答えいたします。

観光目的税の税収は、適切な管理執行の観点から基金を設置して他の歳入と区別して管理するものとし、積み立てた基金から特定事業の財源として充当する予算編成の仕組みを検討しております。観光目的税を導入する段階で同税を管理するための新たな基金を設置し、既存の観光振興基金を廃止する方法または観光振興基金で観光目的税を管理する方法が考えられます。具体的な方法は、今後観光関連団体等と意見交換を重ねながら検討してまいります。

同じく３の(5)のウ、税事業に係る民間との協議等についてお答えいたします。

観光目的税の運用に当たっては、使途の検討や事業効果の検証などを行うことを目的として、観光関連団体や有識者で構成する沖縄観光振興戦略検討会議（仮称）の設置を検討しております。また、観光目的税検討委員会では、検討会議の事務局を沖縄観光コンベンションビューローが担うとする意見が取りまとめられたところです。一方で、観光目的税は県の歳入であることから、県で予算編成、事業の執行を行い、予算案を議会にて審議していただくことになります。

同じく３の(5)のエ、市町村との協議の状況についてお答えいたします。

県では、これまで観光目的税の導入を予定している５市町村との連絡会議を開催し、県と導入市町村との税の配分等の意見交換を実施するとともに個別に協議を重ね、県と税導入５市町村の税配分を２対３とすることで合意したところでございます。また、観光目的税検討委員会においても、県と税導入５市町村の税配分を２対３とする意見が取りまとめられたところでございます。

以上でございます。

○中川京貴 議長　商工労働部長。

〔松永　亨　商工労働部長登壇〕

○松永　亨 商工労働部長　３、文化観光スポーツ行政についての(8)のア、琉球泡盛の海外展開の状況についてお答えします。

沖縄県酒造組合によりますと、令和５年の泡盛の海外出荷量は３万7000リットルで、上位輸出先の出荷量は、アメリカが約１万リットル、韓国が約6300リットル、香港が約5800リットルとなっております。また、その他の地域として、本県からの移民も多く関わりの深いブラジルやペルーなど南米への出荷量は約1000リットルとなっております。なお、出荷額につきましては、各酒造所の取引の関係もあり、公表できないとのことです。

同じく３の(8)のイ、泡盛と琉球料理のマリアージュについてお答えします。

県では、泡盛の出荷量拡大等を図るため、業界による泡盛のプロモーションへの支援に加え、各酒造所の酒蔵ツーリズムやホテルでの試飲会の際に、県産食材とのマリアージュを実施するなどの取組への支援を行っているところです。これらの取組は、泡盛の国内外への市場拡大やブランド力の強化につながるものと考えております。

県としましては、引き続き泡盛業界の意見を聞きながら、泡盛と琉球料理を組み合わせた情報発信等の取組を検討してまいります。

以上です。

○中川京貴 議長　こども未来部長。

〔真鳥裕茂　こども未来部長登壇〕

○真鳥裕茂 こども未来部長　４、子育て支援・健康保健・医療介護・県民生活についての(2)、保育所等の賃上げの確認方策についてお答えいたします。

保育所等への給付費には、人件費を含む運営費に係る基本部分と処遇改善に係る加算部分があります。加算部分については、適切に処遇改善に用いられたかを確認することになっていますが、基本部分については把握できない状況となっております。これを踏まえ、国は次年度より新たな制度を導入し、施設単位で経験年数等に応じた保育士のモデル給与を公表することとしております。

県としましては、国と連携し、同制度の円滑な導入が図られるよう取り組んでまいります。

続きまして同じく４の(3)、子どもの貧困対策の予算総額と効果についてお答えいたします。

第１期計画の平成28年度から令和６年度までの県予算総額は、約2301億円となっております。効果としては、子どもの居場所の利用者数は、平成28年度の17万人から令和５年度には45万人へと増加し、令和５年度の困窮世帯の割合は、令和３年度より３ポイント改善し20.2％となっております。

県としましては、ヤングケアラーや若年妊産婦などの新たな課題に対応した事業やひとり親世帯への支援など、引き続き総合的かつきめ細やかな支援に取り組んでまいります。

続きまして同じく４の(4)、ひとり親世帯への自立支援の取組の成果等についてお答えいたします。

県では、ひとり親世帯の自立に向けた取組として、好条件の転職等に役立つ資格取得支援を行い、令和５年度は27名が日商簿記２級、29名が同３級を取得しております。また、看護師等の資格取得を目指す方に、修業期間中の生活の負担軽減を図るため、上限月額10万円の給付金を令和５年度は40名に支給しています。これらの取組は、ひとり親世帯の就職や正規雇用、昇給等の処遇改善につながることから、引き続きひとり親家庭の生活安定と自立支援に取り組んでまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　企業局長。

〔宮城　力　企業局長登壇〕

○宮城　力 企業局長　４、子育て支援・健康保健・医療介護・県民生活についての(6)、国の経済対策に係る企業局の事業についてお答えいたします。

企業局においては、将来にわたって水道用水の安定供給を図るため、令和６年度から令和19年度までの水道施設整備計画を策定し、老朽化した水道施設の更新・耐震化に取り組んでおります。今般の国の総合経済対策においては、防災・減災及び国土強靱化の施策例として、「沖縄振興公共投資交付金を活用した沖縄の水道施設老朽化対策等の加速化」が挙げられており、国の補正予算において当該関連予算が措置された際には、施設の更新・耐震化事業の加速化に取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　病院事業局長。

〔本竹秀光　病院事業局長登壇〕

○本竹秀光 病院事業局長　４、子育て支援・健康保健・医療介護・県民生活についての(8)、病院総務システムエラーに起因する手当の不足払いについてお答えします。

病院総務システムのエラー等に起因する手当の支給誤りが生じたことにより、御迷惑をおかけしている職員に対して大変申し訳なく思っております。プログラムの修正は、既存の契約の範囲内で行っており、追加の経費負担は生じておりません。

病院事業局としましては、システムエラーを解消するとともに、支給誤りに対する追給を早期に行うことが重要と考えております。県立病院の役割を果たせるよう、安定的な労務管理と組織運営に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　警察本部長。

〔小堀龍一郎　警察本部長登壇〕

○小堀龍一郎 警察本部長　11月18日付で警察本部長を拝命しました小堀龍一郎と申します。

県民の安全・安心のため、力を尽くしてまいります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

答弁させていただきます。

４、子育て支援・健康保健・医療介護・県民生活についての御質問のうち(9)、組織的な犯罪グループ対策についてお答えいたします。

近年、組織犯罪については、従来からの暴力団による犯罪に加え、ＳＮＳを通じるなどした緩やかな結びつきで離合集散を繰り返す、匿名・流動型犯罪グループという新たな形態の犯罪集団が全国的に台頭し、治安対策上の脅威となっております。この匿名・流動型犯罪グループは、中核的な人物は自らに捜査が及ぶことのないよう匿名性の高い通信手段を使用し、実行犯へ指示するなどして匿名化する一方、犯罪の実行者は、ＳＮＳでその都度募集され、検挙されても新たな者が募集されるなど流動化しているという特徴を有し、強盗をはじめとする各種の犯罪を行っております。

県警察におきましては、このように組織犯罪が多様化・複雑化する状況を踏まえ、組織犯罪グループの情報収集の強化と部門の垣根を越えた情報連携による実態解明の推進、戦略的な取締りと資金源の遮断及び犯罪収益の剥奪、いわゆる闇バイト等を通じて青少年等を犯罪に加担させないための取組などを推進しているところであります。引き続き、組織犯罪グループの壊滅・弱体化に向け、関係機関とも連携しながら、警察組織の総力を挙げた総合的な対策を強力に推進してまいります。

続きまして同じく４の(10)、闇バイトの現況と対策についてお答えいたします。

昨今、闇バイトと呼ばれる仕事の内容を明らかにせずに著しく高額な報酬の支払いを示唆するなどして、犯罪の実行者を募集する投稿がＳＮＳ等で数多く見られ、全国的な治安上の課題となっております。県内においても、特殊詐欺等で検挙した被疑者の中に、闇バイトで犯罪に加担したと疑われる者もおります。このような青少年等を犯罪に加担させないための対策を強化していくことが極めて重要な課題であると認識しております。

県警察といたしましては、安心ゆいメールや多くの若い世代が利用するＳＮＳ、ユーチューブなどを活用した広報活動、児童生徒、大学生、社会人を対象とした防犯講話を通じて、闇バイトの手口や危険性、犯罪に加担しないよう注意を呼びかけるとともに、闇バイ

トに応募してしまった者が犯罪から抜け出せるよう相談対応の強化、本人及びその家族の保護対策の実施などをしております。また、インターネット上で犯罪実行者を募集する違法・有害な広告については、サイト管理者に削除依頼を行うなどの対策も強化しているところでございます。引き続き、青少年をはじめ、県民が闇バイトに引き込まれ、犯罪に加担してしまうことがないよう、関係機関と連携しながら各種の取組を進めてまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　下地康教議員。

○下地　康教 議員　まず、知事の政治姿勢についての(1)、11月９日に発生した北部地域豪雨災害についてであります。

11月８日金曜日ですね。最初の大雨警報が19時50分に国頭村に発表されています。そして、３時間後の東村でも大雨警報が発表されて、この２日間にわたり観測史上最多と言える637ミリを記録しております。これは11月の月平均降水量とされる月90ミリから130ミリの約５倍の降水量がこの２日間で降ったという驚異的な降水量なんですね。また、北部地域では11月８日の夜12時から翌日の午前３時までの間、実に12回も記録的短時間大雨情報が発表されています。そういう状況を、当時の県の対策関連の担当者はどういう受け止め方をしたのか、まずそれを聞かせてください。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　県におきましては、11月８日の大雨警報発表後、沖縄県災害対策準備体制及び沖縄県災害対策北部地方本部により対応し、各部局出先機関の職員が情報収集体制を取っておりました。その間、防災危機管理課の職員等は関係市町村とつぶさに連絡を取りながら警戒をしていたということでございます。

以上です。

○中川京貴 議長　下地康教議員。

○下地　康教 議員　私が先ほど申し上げましたように、一月間に降る降水量、その５倍もの降水量が２日間で降り注いだ。これバケツをひっくり返すという話ではないですよ、もう洪水ですね。そういう状況の中で、この情報の収集等そういったものがどういうふうに行われたのかお聞かせください。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　先ほど申し上げました災害対策準備体制におきまして、職員は24時間体制で気象庁等に対する情報の収集、あるいは当該市町村との連絡、県警との連絡等を行って対応をしていたということでございます。

○中川京貴 議長　下地康教議員。

○下地　康教 議員　こういう非常に厳しい豪雨の中で、これはもう異常事態としか言いようがないと思います。その情報は、刻々とその対策関連の担当のところに来ていると思いますけれども、このような状況で、知事はなぜ災害救助法による適用を決定して国に報告をしなかったのか、そういう連携はどういうふうにされていたのか、知事に対する報告についてはどうでしょうか。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　準備体制を取っていたものの大雨という時間が経過するごとに大きく変化する気象情報について的確に把握することができなかったということでございます。知事三役――私も含めて、その被害の状況等について定期的に連絡は取ってはいたものの、大雨等の情報というのを的確に情報提供がし切れなかったというところが反省点でございます。

以上です。

○中川京貴 議長　下地康教議員。

○下地　康教 議員　今回の北部地域の豪雨災害のエリアというのは、９市町村の自治体に大雨警報はじめ記録的短時間大雨情報の発表がされていますね。これだけ多数の自治体の被害状況を把握するためには、早急に災害対策本部を立ち上げて人員体制を準備して情報収集に取り組まなければならなかったはずなんですけれども、災害対策本部が設置されたのが２日後の11日午前９時。災害救助法の災害が発生するおそれ段階の適用要件、これどういうふうになっていますか。つまり、こういう多くの関連する自治体のほうに大雨情報が飛び交っている中で、それをしっかりとまとめていく、その情報を整理していくためには早急に災害対策本部を設置しなければならなかったのではないですか、どうですか。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　御指摘のとおり、大雨という時間が経過するごとに大きく変化する気象情報に的確に対応できなかったということ、そして地方本部で一定程度の応急対応がなされていたという認識から結果的に災害対策本部を設置することが遅れてしまったということでございます。

○中川京貴 議長　下地康教議員。

○下地　康教 議員　この災害が発生するおそれ段階の適用、これは災害本部が立ち上がらないとできないのかどうか、これどうですか。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後２時57分休憩

午後２時58分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　災害救助法の、いわゆる４号適用には、内閣府の通知により４号基準の適用を積極的に検討すべきと考えられる場合の一例として、災害対策本部を設置して災害対策に対する体制が整えられていることが挙げられているところではございます。

○中川京貴 議長　下地康教議員。

○下地　康教 議員　この災害救助法の災害が発生するおそれの段階の適用というのは、今答弁があったように、災害対策本部が立ち上がらないと適用できないんですよ。そうですよね。確認します。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　繰り返しになりますが、４号基準の適用を積極的に検討すべきと考えられる場合の一例として、災害対策本部を設置して災害に対する体制が整えられていることが挙げられているということでございます。

○中川京貴 議長　下地康教議員。

○下地　康教 議員　要するに、災害救助法の適用ができなかったというのは、災害対策本部が立ち上がっていなかったからなんですよ。つまり、鹿児島県は既にそれを見越して、対策本部を立ち上げて、そのみなしの段階の適用を早急に済ませているんですね。なぜそれができなかったのか、ですよ。どうなのですか。もう一度答えてください。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　鹿児島県に確認したところ、８日の大雨警報の発令を受けて、本県の災害対策準備体制に相当する鹿児島県情報連絡体制を取り、９日未明に顕著な大雨に関する気象情報、記録的短時間大雨情報の発表があり、９日午前２時40分に、与論島に大雨特別警報が発表されたことを受け、同時刻に鹿児島県災害対策本部を設置して、災害対応に当たったということでございます。

○下地　康教 議員　休憩。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後３時０分休憩

午後３時１分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○溜　政仁 知事公室長　失礼いたしました。

鹿児島県におきましては、９日の午前２時40分に与論島に大雨特別警報が発表されたことを受けて、鹿児島県災害対策本部を設置して対応に当たったということでございます。

沖縄県におきましては、大雨警報の発表後、災害対策準備体制等を取って各部局の職員が情報収集する体制を取っていたと。しかしながら、沖縄県においては大雨特別警報までには至らなかったということでございますが、いずれにしましても、大雨という時間が経過するごとに大きく変化する気象情報に的確に対応できなかったために、災害対策本部の設置が遅れてしまいました。

○中川京貴 議長　下地康教議員。

○下地　康教 議員　結論からすると、沖縄においては大雨警報、鹿児島においては大雨特別警報、この違いがあったということですけれども、この２日間で637ミリ、要するに一月の降雨量の５倍の雨が２日間で降っているんですよ。それは、大雨警報だとしても対策本部をつくるという、この危機感があるべきじゃないですか。これはもう県民のことを考えれば、それは早急に危機感を持ってやるべきですよ。それができなかったというのは問題ですよ。それで、今回の北部地域豪雨災害エリアについてですけれども、これは知事の判断の過ち、結果的には知事の判断の過ちになるんですよ、これは。やはり下から上がってこないと、結果的に知事が責任を取らなければならない、そういうことになります。そして、被害者の救援措置が十分に行えない事態は、沖縄県民の損失です。知事の誰一人取り残さない公約もむなしく今回の北部豪雨の被害では響いているんですね。取り残された県民の無念をどのようにして晴らすのか、知事の謝罪を含めた決意を伺いたいと思います。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　今回、私は日曜日もほぼ知事公舎でこの情報の収集に当たる課員からの連絡を待ちながら待機をしておりましたけれども、11月８日の大雨警報発表後、沖縄県災害対策準備体制及び沖縄県災害対策北部地方本部により対応していたものでありますが、結果的に災害対策本部の設置の遅れ、そして災害救助法の適用に関し、連絡体制が十分でなかったことなどによって、災害発生のおそれの段階で災害救助法の適用の機会を失ったということは非常に重く受け止めております。かかる状況には、早急に現場の状況を調査するとともに、必要な財政的な措置を含め、この受入れ体制の窓口の一本化と、そして組織体制の見直しについて直ちに着手するよう今指示を出しているところであります。そのことにつきましても、今後万

全な体制をもって県民の安全・安心に生かせる行政としてしっかり取り組んでまいりたいと思います。

○中川京貴 議長　下地康教議員。

○下地　康教 議員　今回の案件を教訓に、県民が不利益にならないように対応していただきたいと思います。

次に、知事の政治姿勢についての(4)、畜産農家に対する支援であります。

これまでにない畜産農家の深刻な状況下で、国及び県の支援は畜産農家に届いているのかということなんですけれども、これまで和牛子牛価格安定特別対策事業の数値や沖縄県和牛子牛生産者緊急支援事業、優良県産ブランド和子牛生産支援事業、それに配合飼料価格差補助緊急対策事業、それと併せて離島子牛流通活性化を図るための肉用牛経営安定対策補完事業、そういったものを畜産農家に対して支援を措置されているんですけれども、この畜産農家の現状を見る限り、それらの支援事業が畜産経営にとって十分な支援となっているのか非常に疑問なところであります。そして、困窮する要因がどこにあるのか。つまり、これだけの支援をしながら、なぜ畜産農家は経営が困窮しているのか、それをどういうふうに捉えているんですか、お伺いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後３時６分休憩

午後３時７分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

農林水産部長。

○前門尚美 農林水産部長　お答えいたします。

議員御指摘のとおり、飼料価格の高騰が高止まりしている現状、そして子牛競り価格の下落ということで、なかなか競りの単価のほうも下落が続いている。また、飼料価格の高騰もあるということで、畜産農家の経営というのは厳しい状況が続いております。そしてこれまで飼料価格の高騰ですとか、肉用牛子牛安定対策として54億6000万円を予算措置してきたところでありますけれども、なかなか高止まりをしているということで厳しいという状況です。そして、それにはまた借り入れた資金の融資などの返済とかもあるということで、それに伴う経営改善の支援対策なども併せてサポート体制の強化もしているところですけれども、なかなか――何ていうんですか、すぐに改善というわけではなくて、資金の融資の利子の補給ですとか、また繁殖成績の向上に向けた生産技術の支援等も行っているところです。サポート体制の強化も行いながら、また市町村、関係団体と連携して引き続き畜産農家の経営安定に努めてまいりたいと思います。

○中川京貴 議長　下地康教議員。

○下地　康教 議員　子牛競り価格の下落による支援に対する効果、これ一部発現をされているのかなというふうに考えています。しかし、配合飼料価格についての支援策が有効に働いていない。この原因というのは、つまり配合飼料価格差補助緊急対策事業は、前年度との飼料価格差を補塡する事業になっているということなんですね。つまり、前年度と今年度の飼料価格の差額があればそれを補塡しますよという事業ですよね。しかしながら、その価格がもう高止まりになっているんですよ。つまり、前年度の価格と今年度の価格の差がもう発生しない。もう国の支援が止まっている。これを何とかしなければならないというのが一番大きな狙いだと僕は思いますよ。それと先ほど部長がおっしゃったように、その借入金の返済の問題。この２つですよ、今。この２つを集中的に力を入れてやるというところが今農家に対する経営の最大の支援策だというふうに考えるんですけど、どうですか。答えてください。

○中川京貴 議長　農林水産部長。

○前門尚美 農林水産部長　お答えいたします。

議員御指摘のとおり、畜産農家は経営が厳しい状況でありまして、配合飼料価格も長期的な対応策が必要となってまいりますけれども、危機突破大会から現在に至るまで、関係機関と意見交換も実施しております。また、昨年は関係機関と一緒になって国のほうへ支援の拡充ということで要請も行ってまいりました。そしてまた、配合飼料価格の要請も行いながら自家草地の開発等々も行うのですけれども、長期的な対応策も必要になってくるかと思っております。そのためには、全国的に未利用資源の活用とかの拡大も進んでおりますので、あわせて本県のほうでも高栄養価で高収量が期待できる飼料作物の活用についても試験的な取組がなされておりますので、県としましてもこれまでの支援、そして国への要請と併せて配合飼料の取組等々の長期的な対応策についても検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○中川京貴 議長　下地康教議員。

○下地　康教 議員　知事、聞きましたでしょう。これは、配合飼料の価格差補助じゃないんですよ、もう。配合飼料の緊急支援事業です。価格差じゃないんですよ。それをしっかりと国に要請をして、知事、やらないと、畜産農家はもう破産ですよ。これしっかりとこの決意を聞かせてください。知事ですよ、知事。

知事、答えてください。
○中川京貴 議長　農林水産部長。
○前門尚美 農林水産部長　お答えいたします。
　このような状況を踏まえまして、少し繰り返しにはなるんですけれども、本年８月には飼料価格の高騰に対する支援制度の見直しと、また予算確保について関係団体と共に照屋副知事も一緒に国へ要請を行ってまいりました。
　県としましては、今後も配合飼料価格や国の動向を注視しながら、関係団体と連携し、取り組んでまいりたいと思います。
　以上でございます。
○中川京貴 議長　下地康教議員。
○下地　康教 議員　もうここまで来たら、知事に汗をかいてもらわないと問題は解決しません。これはしっかりと十分肝に銘じてください。
　次、安和桟橋及び本部港旧塩川地区における安全対策ですけれども、新聞報道によりますと、先月26日、沖縄防衛局は、当該事故現場において安全対策を講ずるよう県に要請をしています。要請の中で、事故は抗議活動に起因して作業が妨害されること自体が問題で、道路管理者である県による対応が極めて重要であるとしていて、沖縄防衛局の要請は８月15日以降、もう３回にわたっています。なぜ実効性のある安全対策が講じられないのか、知事、どう思いますか。答弁してください。
○中川京貴 議長　土木建築部長。
○前川智宏 土木建築部長　お答えをいたします。
　安和桟橋の安全対策につきましては、事業者である沖縄防衛局においても検討がなされるべきものと考えているところでございます。道路管理者としましては、沖縄防衛局と協議の上、対応可能な対策を実施し、今後とも沖縄防衛局と協議し、その他の対策についても検討してまいりたいと考えているところでございます。
○中川京貴 議長　下地康教議員。
○下地　康教 議員　これはもう豆腐にかすがいですね。もう本当に何を言っても答弁が変わっていない。
　沖縄防衛局のこれまでの要請に対して合理的な理由も示さずに、実施ができないと述べるだけで、事故から約５か月も経過して、何ら安全対策が実施されていない。それが現状です。そして、死亡事故が発生している現場ですけれども、再発防止のための実効性のある対策を取らない道路管理者たる県は、人命を軽視しているとしかもう本当に言わざるを得ない。被害者の御家族は、さぞ無念だというふうに思います。被害者の御家族の苦しい思いを収めるためには、この痛ましい事故が二度と起こらないような安全対策を道路管理者がしっかり行うことが重要なことだと思いますけれども、知事、どうでしょうか。お答えください。
○中川京貴 議長　玉城知事。
○玉城デニー 知事　土建部長から答弁をさせていただきましたとおり、事業者である沖縄防衛局においても安全対策の検討がなされるべきものというように考えております。なお、私はその都度協議を継続して行っているというような報告も受けておりますので、その安全対策については双方において確認をしながら進められていくものであろうというように認識しているところ、要請文のような形でその考えが示されるということについては、なお真剣な方向性を持って話合いを進めていく必要があるのではないかというように考えております。
○中川京貴 議長　下地康教議員。
○下地　康教 議員　知事、また知事を支援する団体の皆さん方は、日頃から命ドゥ宝という言葉をよく使います。そういう意味では、この死亡事故、それこそ命ドゥ宝じゃないんですか。要するに人の命を区別する、そういったことはしてはいけないと思います。しっかりとこの安全対策、防護柵設置を含めた実効性のある安全対策を講じてもらうように、しっかりとお願いしたいというふうに思っています。
　次に、離島過疎地域振興についての(2)、建設資材・人件費単価の高騰に関する問題であります。
　現在、宮古地区においては、土地の高騰、建築単価の高騰などによって、50坪前後の敷地に30坪未満の新築住宅が4000万かかると言われているんですよ。これでは、将来家を持つ希望を今もう宮古地区の若者たちは失いつつあります。さらに、若い家族向けの賃貸住宅が非常に不足しております。そして、家賃も高騰しているというような状況の中で、島外に出ていく若者が増えて、少子化現象に拍車をかける状況がこれから十分予測されるというふうに思います。宮古島市をはじめとする離島の逼迫した住宅状況の対策をどのように考えているのか、それをお聞きいたします。
○中川京貴 議長　土木建築部長。
○前川智宏 土木建築部長　離島の住宅確保につきましては、重要な課題であると認識をしております。県におきましては、公営住宅を整備するほか、先ほど答弁でもお答えいたしましたが、地域優良賃貸住宅の推進などに取り組んでおりまして、本制度の推進に向け離島に出向いて意見交換を行うなどの取組を行っているところでございます。引き続き、離島地域における

住宅行政の推進に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○中川京貴 議長　下地康教議員。

○下地　康教 議員　先ほど答弁をしていただいた地域優良賃貸住宅制度。それについてちょっと詳しく説明していただけますか。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　地域優良賃貸住宅制度の助成内容について御説明をいたします。

地方公共団体が公的賃貸住宅を建設する場合、全体工事費に対して国が２分の１を助成する制度となっております。そのほか、家賃低廉化事業などを併せまして、住宅確保の施策として推進しているところでございます。

○中川京貴 議長　下地康教議員。

○下地　康教 議員　これまで地方自治体が住宅を準備するためには団地というような手法があったんですけれども、そうではなくて、つまり公共団体が国の補助を受けて――約半分ですか、住宅を造って、低廉な家賃で公営住宅の目的とは別に低廉な家賃で若者を含めたそういった方々に住居を提供する、できるという事業だと思いますけれども、これぜひ進めていただきたい。そして、進めていただくためには、県有地を――極端に言えば、60年間無償で貸し出すと。それぐらいの政策を取っていただきたい。それをすることによって、住宅事情を改善していただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いしたいと思っております。

次は、赤土流出防止対策についてですけれども、赤土等流出防止条例を所管する環境保全課は、主に開発行為や土木工事による赤土流出について条例に基づいた指導監督を行っていると思いますけれども、その方面では、ほぼその目的を達成してきているのかなというふうに思っております。しかし、赤土流出の大半は農地からの流出なんですね。そして、農地整備を所管する農林水産部としては、ため池などの浸透機能の改修や農地からの赤土流出防止対策を講じているというふうにしていますけれども、赤土流出防止に関しては別に問題があるんですよ。何かと言うと、既に流出して堆積している赤土。これの環境に対する影響、それを考えなければならないんじゃないかというふうに思っています。つまり、この流出した赤土というのは、河川の河口区域や海岸など公共水域に堆積するんですよ。これは赤土流出防止を所管する環境部であるとか農林水産部の手を離れてしまっているんですね。この赤土が堆積しているという問題は、どこでも起こっているはずなんです。それをどういうふうにしてやっていくかというような、環境に対する影響も含めて、これは対策をしなければならないというふうに思います。これは、組織に横串を刺さないとこの問題は解決できないと思いますので、必ずやっていかなければならないというふうに思っておりますので、これは十分に考えていただきたい。これを所管する部署がどうなるか分かりませんけれども、これ知事にちょっとお伺いしたい。こういった公共水域における赤土の堆積、それをどのように対策していくのか。イメージとして意見を聞かせていただきたいというふうに思います。お願いします。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　議員御意見のように、赤土流出は、陸域における流出防止は農林水産部所管、そして堆積した赤土については環境部が主に所管するということになるんですが、先ほども部長が答弁をいたしましたが、以前に沖縄県内でも堆積した赤土がどのようにサンゴの生育に影響するかということで、それを吸い上げてしばらく定点観測をしたというような、そういう例があったやに聞いております。ですから、堆積した赤土等をどのようにして削減できるのか、あるいはそれがどのように効果があるのかということは、引き続きそのような技術の情報収集などにも努め、でき得る限り赤土を流出させないということも含めて県全体の環境施策に取り組んでいきたいと思います。

○中川京貴 議長　下地康教議員。

○下地　康教 議員　赤土に関しては非常に沖縄では環境に対する影響が大きい問題になってきますので、これ全庁体制で考えていただきたいというふうに思っています。

最後になりますけれども、子育て支援・健康保健・医療介護・県民生活について(7)、離島などからの小児患者と保護者が付添いで利用できるファミリーハウスがじゅまるの家ですけれども、夏休みに稼働が集中しているというところで、平均すると50％ぐらいしか稼働していないと。どうしても夏休みなどの長期休暇を利用した診療による施設利用が多くなるというところでありますけれども、やはり稼働率の平準化を守るためにその対策をしっかりと取っていただきたいと。その対策を取る必要があると思いますけれども、どのような対策を考えているのかお聞きしたいというふうに思っております。

○中川京貴 議長　保健医療介護部長。

○糸数　公 保健医療介護部長　お答えいたします。

ファミリーハウスにつきましては先ほど申し上げま

したように、ＮＰＯ法人のほうに運営を委託しているというふうな形で行っております。そちらのほうでは、毎年定期的に運営協議会がございますので、全体的に見ると年の稼働率をどうやって上げていったらいいかという広報をしっかりと行うということと、今御指摘のあった稼働率の平準化という、やはり夏休みとかそういうときには予定している手術あるいは入院が増えるということで、病院の利用者も増えるということがありますので、そういう両面合わせた効果的な情報の提供の仕方であるとか、あるいは何かそういうツールが必要かというふうなことについて保健医療福祉事業団のほうにこちらのほうからも意見を申し入れて、中の運営協議会で話し合ってもらうというふうな形を考えております。

○下地　康教 議員　子どもたちが喜ぶような特典も考えながら協議会でお願いしたいと思います。

どうもありがとうございました。

○中川京貴 議長　20分間休憩いたします。

午後３時27分休憩

午後３時46分再開

○中川京貴 議長　休憩前に引き続き代表質問を行います。

山里将雄議員。

〔山里将雄　議員登壇〕

○山里　将雄 議員　てぃーだ平和ネット、山里です。

質問を始める前に、９日、10日の北部豪雨、本当に被災された皆さんには心からお見舞いを申し上げたいと思います。特に国頭、大宜味については、まだ大変な状況が続いています。ぜひ、みんなでしっかりと支援できればいいなと思っています。

ところで、大宜味とか国頭がいろいろと取り上げられているんですけれども、実は名護のほうでも、大宜味に近い羽地地域でかなりの被害が出ています。床上浸水で――私はついこの間も行ってきたんですけれども、まだその片づけに非常に追われて大変な状況があるんだというお話もされていました。県にはぜひ名護のことも含めて、今回の被災者に対してしっかりと取り組んでいただきたいというふうにお願いをしておきたいと思います。よろしくお願いします。

さて、質問に入ります。

１、石破内閣発足と衆議院選挙結果について。

石破新総理が就任し、その後の衆議院選挙では与党が過半数に届かない結果となりました。野党の足並みがそろわずに政権交代とはなりませんでしたけれども、これまでの数に任せた自公の強引な政権運営は難しくなると思われます。沖縄の問題にもこれまでとは違う状況が生まれてくることも予想されますが、県としての対応等、知事の見解を伺います。

２、米軍機、自衛隊機の相次ぐ事故、緊急着陸の発生について。

10月27日、自衛隊と米軍による実動演習キーン・ソード25に参加するため与那国に飛来した陸上自衛隊のオスプレイが駐屯地の地面に接触する事故を起こしました。また11月14日には、普天間飛行場所属のＵＨ１ヘリコプターが国頭村の民間地に不時着しています。そのほかにも８月末から11月までの約３か月の間に鹿児島県、沖縄県で10件以上の事故や緊急着陸が発生していて、まさに異常な状況にあります。この中には那覇空港のほか、民間空港への着陸も含まれています。一歩間違えれば大惨事につながっていたかもしれません。沖縄県民は常にそういったリスクにさらされた中で生活しているということが言えると思います。県民の生命財産を守るために県として対応していく必要があると思いますが、いかがでしょうか。

３、宮城島からの辺野古埋立土砂搬出開始について。

沖縄防衛局は11月20日、うるま市宮城島から辺野古新基地建設の埋立てに用いる土砂の搬出を開始しました。しかも、総合事務局が港湾整備工事のため一時的に管理している場所から台船に積むという違法性が疑われる方法での強行です。これまでも法の勝手な解釈で辺野古新基地建設を強行してきた国であり、またもや総合事務局や沖縄防衛局は、法的問題はないとしています。県の対応を伺います。

４、米兵家族の撤収を提言する論文について。

米海兵隊幹部が米海軍協会雑誌に論文を発表し、有事を想定して攻撃対象となる沖縄から隊員の家族を米本国に撤収させることを提言しました。隊員の家族がいることで戦闘態勢を取ることに遅れが生じることを理由の一つとしていますが、沖縄県民の被害については言及していません。県の見解を伺います。

５、国連特別報告者マルコス・Ａ・オレリャーナ氏の来沖について。

有害物質及び廃棄物に関する国連特別報告者、マルコス・Ａ・レリャーナ氏が県の招聘により来沖しました。オレリャーナ氏は宜野湾市や嘉手納町など、県内のＰＦＡＳ汚染の現場を視察するとともに、県主催のシンポジウムで講演を行い、今回の調査結果を国連に提出する考えを示しました。国連特別報告者招聘の意義について知事の見解を伺います。

６、災害対策について。

11月８日から10日にかけて発生した北部豪雨は、広範囲にわたって甚大な被害をもたらしました。今回の大雨災害発生においては、災害救助法の４号基準が適用されない事態となりました。県は災害復旧と被災者支援にしっかりと取り組むとともに、今回の経緯と結果を検証し、今後の災害対応の在り方を再構築する必要があると思います。県の方針を伺います。

７、太平洋・島サミットの沖縄開催について。

照屋副知事が太平洋島嶼国６か国駐日大使と面談し、太平洋・島サミットの沖縄開催について意見を交わしたとのことであります。３年ごとに日本で開催されている島サミットは、今年の東京開催まで10回を数えています。これまでに沖縄でも３回開催されていますが、第11回目の開催が決まれば2012年以来15年ぶりとなります。沖縄開催の意義と開催に向けての取組を伺います。

８、泡盛のユネスコ無形文化遺産登録について。

泡盛を含む日本の伝統的酒造りがユネスコの無形文化遺産に登録されることとなりました。泡盛が人類の貴重な文化遺産と位置づけられ、価値が再認識されることはすばらしいことと思います。登録されれば沖縄の文化や観光への注目度が高まり、海外からの観光客の増加や泡盛の輸出拡大も期待できます。知事の見解を伺います。

９、テーマパーク、ジャングリア開業に向けた道路整備について。

テーマパーク、ジャングリアの開業に向けて急ピッチで準備が進んでいます。ジャングリアの運営会社は今月、来園者１日１万人、県道84号線白銀橋交差点から中山交差点の交通量が現在よりも1000台から2000台多い、１日１万台から１万3400台との想定を公表しました。かねてより地元では交通渋滞の発生を懸念していますが、県はこの数字の想定を共有しているのか。また計画の道路整備の進捗状況はどうか伺います。

10、セグロウリミバエの侵入域拡大について。

今年３月に21年ぶりに名護市で侵入が確認されたセグロウリミバエについて、６月議会において県から、発見された地域以外への広がりは確認されていないとの答弁がありました。名護市以外の北部市町村でも、大宜味村、本部町、今帰仁村でもトラップの誘殺や寄生果が確認され侵入域が拡大しています。蔓延するとウリ科の作物に大きな被害をもたらす懸念があります。農作物への被害など現在の状況と対策を伺います。この件は、御承知のとおり今日の県紙２紙に載っておりました。これは通告した以降に、私の想定した以上のことが今日の新聞に載っていましたので、後で再質問の時間があれば質問をしたいと思いますのでよろしくお願いします。

以上でございます。

○中川京貴 議長　玉城知事。

〔玉城デニー　知事登壇〕

○玉城デニー 知事　山里将雄議員の御質問にお答えいたします。

石破内閣発足と衆議院選挙結果についての御質問の、第２次石破内閣政権発足の受け止めについてお答えいたします。

総選挙の結果、与党が過半数割れとなったことから、与野党間の協議は、これまで以上に多くなることが予想されています。また、石破総理は、臨時国会の所信表明演説において「民主主義のあるべき姿とは、多様な国民の声を反映した各党派が、真摯に政策を協議し、よりよい成案を得ることだと考えます。」と述べられております。同所信演説においては、沖縄経済の強化に向けて支援を継続することを表明されており、県経済と県民生活の再生に取り組んでいただけるものと思います。また、子どもの貧困、過重な米軍基地負担など沖縄の課題の解消・解決についても真摯に向き合っていただきたいと考えております。一方、辺野古新基地建設問題については、「辺野古移設が唯一の解決策」と表明されておりますが、石破総理は、総裁選における報道機関が実施した沖縄政策に関するアンケートにおいては、沖縄県との対話に前向きな姿勢も示していただいています。石破総理には、普天間飛行場の辺野古移設が唯一の解決策との固定観念にとらわれることなく、一日も早い危険性の除去に向けて沖縄県との対話の場を設けるよう求めてまいります。

次に、災害対策についての６(1)、県の今後の災害対応についてお答えいたします。

北部地域における大雨の対応について、沖縄県では、11月８日の大雨警報発表後、沖縄県災害対策準備体制及び沖縄県災害対策北部地方本部により対応しておりましたが、災害対策本部の設置の遅れや災害救助法の適用に関し連絡体制が十分ではなかったことなどにより、災害発生のおそれの段階での災害救助法４号の適用の機会を失いました。今後、災害救助法を迅速に適用するため、災害救助法に関する緊急連絡窓口を常時24時間体制で人員を配備している防災危機管理課に一本化し、あわせて今回の災害について、災害救助法と同等の支援として、被災者への生活物資に係る費用等を市町村へ支援することなどを検討しております。また、現在進めている災害応急対策に引き続き

取り組むとともに、速やかに災害対策本部を設置できるよう設置基準等の見直しや沖縄県の防災組織体制の強化などにも努めてまいります。さらに、今回の災害対応について、関係部局をはじめ、市町村や気象台など国の関係機関等と振り返りを行い、市町村や関係機関との連携強化などにも取り組んでまいります。

次に、泡盛のユネスコ無形文化遺産登録について、お答えいたします。

泡盛を含む日本の伝統的酒造りに関するユネスコ無形文化遺産への登録は、泡盛の価値を世界に広く発信する契機となることから、大変喜ばしいことだと思っております。泡盛は、約600年の歴史を持つ日本最古の蒸留酒と言われており、伝統的に黒こうじ菌が使用されるなど、その製法は独自の特徴や技術を持ちながら発展し継承されてきました。また、琉球料理や各種伝統行事等にも用いられるなど、県民生活の様々な場面で重要な役割を担っており、文化的にも大変価値があります。さらには、泡盛事業所の約４割が離島地域に所在し、雇用の確保や地域の活性化に寄与する重要な産業となっております。今回のユネスコ無形文化遺産への登録を契機として、泡盛の認知度が高まることで、国内外への出荷量の拡大が期待されるとともに、離島地域を含め観光地としての新たな魅力が加わるなど、観光振興の観点からも大変意義があるものと考えております。

その他の質問につきましては、部局長から答弁させていただきます。

○中川京貴 議長　知事公室長。

〔溜　政仁　知事公室長登壇〕

○溜　政仁 知事公室長　２、米軍機、自衛隊機の相次ぐ事故、緊急着陸の発生についてお答えいたします。

米軍機及び自衛隊機については、本年10月に与那国駐屯地で自衛隊オスプレイのエンジンが損傷する事故が発生したほか、11月には辺戸岬付近の民有地に普天間飛行場所属のＵＨ１ヘリコプターが不時着する事故が発生するなど、本年８月以降、沖縄及び奄美において、14件の事故等が発生しております。航空機に関連する事故は、一歩間違えば人命や県民の財産に関わる重大な事故につながりかねず、あってはならないものと考えております。県は、航空機事故が発生するたびに安全管理の徹底等を強く申し入れているところであり、引き続き抜本的かつ実効性のある再発防止策を講ずるよう、求めてまいります。

次に４、米兵家族の撤収を提言する論文についてお答えいたします。

米海兵隊幹部が昨年12月に発表した論文で、中国が沖縄を攻撃する可能性が高まった場合、隊員の家族を米本国へ撤収させる旨、提言していることは承知しております。この論文がどのような立場で執筆されているのか承知しておりませんが、いずれにしましても県としては、軍の論理を押しつけ、県民の存在を無視するかのような考え方は、全く受け入れることができません。

次に５、国連特別報告者マルコス・Ａ・オレリャーナ氏の来沖についてお答えいたします。

国連特別報告者のマルコス・Ａ・オレリャーナ氏の招聘においては、関係者との面談、米軍基地周辺の現地視察やシンポジウムを通して、沖縄が置かれている現状を理解していただくことができました。オレリャーナ氏からは、日米地位協定は、米国で主要な環境の法律ができる前に結ばれたものであり、新たな国際基準に従うべき。今回の視察結果も含め軍事活動と有害物質をテーマにした報告を国連に提出するとの発言があるなど、大きな成果があったものと考えております。

次に７、太平洋・島サミットの沖縄開催についてお答えいたします。

太平洋・島サミットは、太平洋諸国が直面する諸課題について意見交換を行い、地域の安定と繁栄に貢献すること等を目的に、1997年から３年ごとに日本で開催されている首脳会議であり、本県では、過去３回、直近で2012年に名護市の万国津梁館で開催されています。同サミットは国が主体となり、関係自治体と協力しながら開催のおおむね２年前から準備をする必要があります。

県としては、新・沖縄21世紀ビジョン基本計画に掲げる「世界に開かれた交流と共生の島」の実現に向け、太平洋島嶼国との交流を深めることは大変重要であると考えており、同サミットの沖縄開催については、国の動向等、情報収集を行いながら、前向きに検討してまいります。

以上になります。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

〔前川智宏　土木建築部長登壇〕

○前川智宏 土木建築部長　３、中城湾港からの土砂搬出に対する県の対応についてお答えいたします。

宮城島からの土砂搬出に利用する中城湾港新港地区の作業用地等については、国が公用財産として管理する国有地となります。国によると、同国有地の利用については、国有財産法に基づき公有財産の用途または目的を妨げない限度において使用を許可しているとの

ことです。このため、県としては、状況を注視するとともに、県管理の港湾施設が利用される場合には、関係法令に基づき適切に対応してまいります。

次に９、テーマパーク開園に向けた交通対策についてお答えいたします。

県では、関係機関が所管する交通課題への対応等について共有・連携を図るため、沖縄本島北部大規模テーマパーク開業に伴う課題等に関する連絡会議を設置し、交通対策に取り組んでおります。県管理の名護本部線においては、白銀橋（西）交差点改良工事やテーマパーク入り口右折帯設置に向けた用地取得等に取り組んでいるところであります。また、国においては、中長期対策として名護東道路の本部方面への延伸を検討しております。引き続き、国や名護市、今帰仁村などの関係機関と連携し、道路管理者として必要な対策を実施してまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　農林水産部長。

〔前門尚美　農林水産部長登壇〕

○前門尚美 農林水産部長　10、セグロウリミバエの侵入域拡大についての中の(1)、現状と対策についてお答えいたします。

セグロウリミバエについては、９月補正予算を計上するなど防除対策を実施してきました。現在のところ、家庭菜園や放置された果実からの発生が中心で、農作物の出荷に影響が出るような被害は確認しておりませんが、10月以降これまで発見のなかった国頭村、大宜味村、東村、恩納村、うるま市でトラップへの誘殺が確認されました。そのため、これまでの対策範囲を拡大するほか、追加の予算措置について国と調整を行い、必要な薬剤の確保に努めるなど、対策を強化しているところです。引き続き、国や市町村等、関係機関と連携し、防除対策の徹底に努めてまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　山里将雄議員。

○山里　将雄 議員　それでは、少しだけ。

私は６月定例会で、このセグロウリミバエの侵入について取り上げたんですけれども、そのときには、部長の答弁ではそんなに深刻な状況ではないという印象を受けたんですけれども、今蔓延が懸念される状態になっているということですね。９月の補正予算で対策費を組んだということだったんですけれども、３月にこれが名護で認識されてから、９月の補正予算では少しこの対策が遅かったんじゃないのかなと思うんですけれども、その辺いかがですか。

○中川京貴 議長　農林水産部長。

○前門尚美 農林水産部長　お答えいたします。

県では、病害虫の異常発生対策などを行うため、病害虫総合防除対策事業を計上しております。本年３月の発見以降、同事業の既決予算で防除や調査など対策を行ってまいりました。その後、予算の不足が見込まれたことから９月補正を計上したところです。なお、今後さらに対策費の増加が見込まれることから、追加の予算措置について国と調整を行っているところであります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　山里将雄議員。

○山里　将雄 議員　新聞によると、不妊虫の放飼による駆除を予定しているというのですが、そうなのですか。

○中川京貴 議長　農林水産部長。

○前門尚美 農林水産部長　不妊虫のセグロウリミバエの大量増殖技術ということで、現在、本県ではウリミバエの不妊虫放飼で培われた知見を応用しまして、不妊虫放飼に必要となる技術の開発を行っているところであります。今後も不妊虫放飼法の早期実用化を目指して技術開発を進めてまいりたいと思います。

○中川京貴 議長　山里将雄議員。

○山里　将雄 議員　この不妊虫放飼というと、ウリミバエを根絶した――これは非常に成功例として認知されている部分があるんですけど、今回これを取り上げるとなると、何かそこまで本当に深刻なのかなと逆に心配になってしまうんですね。その辺はどうですか。本当にまだまだ蔓延が広がる可能性が高いんですか――蔓延が広がるというのはおかしい言葉でしたね。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後４時10分休憩

午後４時10分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

農林水産部長。

○前門尚美 農林水産部長　セグロウリミバエは、植物防疫法で移動制限がかかる種ではございませんが、蔓延した場合、農作物へ大きな影響が懸念されております。今回、これまで発見のなかった地域でトラップへの誘殺が確認されたことから、警戒度を上げまして、県民への注意喚起と協力依頼を行ったものです。なお、不妊虫放飼法は、ミバエ類の防除対策に有効なことから、本種がさらに分布を拡大した場合に備え、これまでの防除対策に加え、技術開発を進めることといたしました。

以上でございます。

○中川京貴 議長　山里将雄議員。

○山里　将雄 議員　まあ予防的な対策ということなんでしょうかね。この不妊虫の放飼はいつ頃から始める予定ですか。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後４時11分休憩

午後４時11分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

農林水産部長。

○前門尚美 農林水産部長　お答えいたします。

現在、セグロウリミバエの技術開発を進めておりまして、早くて半年後、６か月後を計画しております。

以上です。

○中川京貴 議長　山里将雄議員。

○山里　将雄 議員　半年後ということですと、その間でまた広がってしまうんじゃないかと思ってしまうんですけれども、その間はどんな対応をするのですか。そもそもこの不妊虫放飼というのは、もっと早くできないのですか。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後４時12分休憩

午後４時12分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

農林水産部長。

○前門尚美 農林水産部長　お答えいたします。

当面の防除対策としまして、国や市町村など関係機関と連携し、トラップ調査と寄生果実の調査で発生地点の特定を行いまして、寄生果が確認された地点及び周辺の寄主植物を除去するとともに、ベイト剤などの殺虫剤を散布するなど徹底した防除を実施していくこととしております。また、家庭菜園での発生が多く見られたことから、庭先でのウリ科植物栽培の自粛等への協力のお願いを広く県民へ呼びかけているところであります。

以上です。

○中川京貴 議長　山里将雄議員。

○山里　将雄 議員　もう時間がないんですけど、新聞によると、一般家庭でのウリ科の作物の栽培を自粛するように求めるとありましたけれども、ウリ科のゴーヤーやナーベーラー、それからシブイとかキュウリ、これは家庭菜園の中心となる作物ですよね。それが作れないとなると、ちょっとお年寄りの楽しみも奪ってしまいかねないというふうに思うんですね。そうはならないように、ぜひしっかりと取り組んでいただきたいということをお願いして終わりたいと思います。

終わります。

○中川京貴 議長　玉城健一郎議員。

〔玉城健一郎　議員登壇〕

○玉城　健一郎 議員　皆さん、こんにちは。

てぃーだ平和ネット、代表質問を行います。玉城健一郎です。よろしくお願いします。

質問する前に、先日、高校への出前講座に伺ってきました。那覇みらい支援学校ということで、初めての支援学校ということで、子どもたちへの接し方だったりとかいろんなことが気になりましたが、実際行ってみると職員の皆さんだったり、県議会事務局の皆さんがしっかり対応をしていただき、そしてまた議員においては、比嘉忍議員が非常に子どもたちと接するのが上手なところも見え本当に充実した一日でありました。また、その子どもたちからも様々な要望がありまして、特に役所での手続、小さな字が書けないことだったりとか、あとは登下校の道の狭さや街灯がついていない、そういった状況に対して改善してほしいという声がありました。このような声を一つ一つ拾い上げながら、誰一人取り残さない社会の実現に向けて一緒になって取り組んでいこうではありませんか、よろしくお願いします。

それでは、質問通告にのっとって質問させていただきます。

１、米軍普天間飛行場の閉鎖・返還について、石破政権となった中、危険性除去を話し合うために普天間飛行場負担軽減推進会議を開催するべきだと考えるが、県の見解をお伺いいたします。

２、台湾有事の際に南西諸島にミサイルを配備するという日米の発表があった。ミサイルの配備は標的になる可能性を高めるものであり、住民の生命財産を守る立場から、認めるわけにはいかない。県知事の考えをお伺いします。

３、有事の際、民間施設や民有地の利用手続を簡素化するために日米地位協定の改正を提言する趣旨の米海兵隊現役幹部の論文が発表された。このような日本の主権を制限し、沖縄をはじめ日本列島を戦場にする軍事戦略、米国の国益や安全保障戦略を優先するような主張であり決して受け入れることはできない。発表された論文について県知事の見解をお伺いします。

４、米国民主党連邦議会議員はオスプレイによる事故が相次いでいることを受け、安全対策が講じられるまで飛行を止めるよう国防省へ要請した。また、11月25日米国ホワイトハウスの職員らを輸送する任務に就いていた海兵隊のＭＶ22オスプレイが、飛行前

に安全上の懸念が生じ飛行停止となった。目撃では、エンジン周辺からの出火があったとも言われている。さらに、米国最大の通信社も2019年から2023年までの事故調査報告書や飛行データを調べた上で、オスプレイの運用に対して依然として疑問が残ると示している。米政府の要人輸送でも事故が起き、欠陥が指摘され続けているオスプレイが県民の頭上を飛んでいることについてどのように考えるか見解をお伺いします。

５、海外の県系人の活躍について。

大谷選手などが所属し、県系人でもあるデーブ・ロバーツ監督率いるロサンゼルス・ドジャースがワールドシリーズを制覇した。2021年に続き２度目の快挙である。世界のウチナーンチュに自信と誇りを与えたことは県民栄誉賞に値すると考えるが、知事の考えをお伺いします。

６、県内企業優先発注について。

沖縄の発展に使われるべき予算が県外の大手企業に流れるという、いわゆるざる経済。原因の一つに挙げられているのが、公共事業の県外への還流である。

(1)、県内事業者への発注状況割合をお伺いします。

(2)、総合事務局、沖縄防衛局の発注状況を伺う。

(3)、県内企業育成の観点から、国の出先機関でも同様に地元優先発注、地元に利益が残る仕組みづくりが必要だと考えるが、見解をお伺いします。

７、ワシントン駐在について。

(1)、駐在が始まったときの不適切な処理への対応をお伺いします。

(2)、米国内の法令に抵触するおそれはあるのかお伺いします。

(3)、これまでの実績と今後の取組についてお伺いします。

８、ふるさと納税について。

(1)、県内のふるさと納税の状況をお伺いします。

(2)、クラウドファンディング型のふるさと納税のこれまでの実績をお伺いします。

９、済州との姉妹都市について。

(1)、姉妹都市を締結するに至った経緯をお伺いします。

(2)、今後の取組をお伺いします。

10、観光目的税の導入について。

(1)、検討状況をお伺いします。

(2)、今後の課題をお伺いします。

(3)、今後のスケジュールをお伺いします。

11、パートナーシップ制度について進捗状況をお伺いします。

12、子の権利救済機関設置の導入を求めますが見解をお伺いします。

13、年収の壁（103万円の壁）について。

所得を増やすという意味では非常にいい提案ではあるが、その影響が地方自治体にあってはいけません。地方自治体では、住民の所得がなかなか上昇しない中、住民負担の軽減を行い、可処分所得の向上を図ってきた。税収の減が自治体に波及した場合、これらの政策への影響が出てくるおそれがある。住民生活への影響がないよう国には制度設計を考えていただきたいと思いますが、本県への影響をお伺いします。

以上です。よろしくお願いします。

○中川京貴 議長　玉城知事。

〔玉城デニー　知事登壇〕

○玉城デニー 知事　玉城健一郎議員の御質問にお答えいたします。

日米地位協定の改正を提言する趣旨の米海兵隊現役幹部の論文についてお答えいたします。

米海兵隊幹部が９月に発表した論文で、いわゆる台湾有事の際、米軍による民間施設や民有地の利用手続を簡素化するために、日米安全保障条約の改正が必要と提言していることは承知しております。この論文がどのような立場で執筆されているのかは承知しておりませんが、いずれにしましても、沖縄県としては、軍の論理を押しつけ、県民の存在や憲法で保障された国民の権利を無視するかのような考え方は、全く受け入れることはできません。また、いわゆる台湾有事は決してあってはならないと考えており、台湾有事が不可避であるかのような議論が過度に高まることを懸念しています。

沖縄県としては、政府に対して関係国等による平和的な外交・対話による緊張緩和、信頼醸成の取組などを求めるとともに、沖縄県としても各国・地域との対話、交流を通じて積極的な役割を担ってまいりたいと考えております。

次に、済州との姉妹都市についての御質問の中の(1)、友好協定締結の経緯についてお答えいたします。

済州特別自治道とは、1996年の共同声明の発表から観光や青少年など様々な分野で交流を重ねてまいりました。特に昨年以降は、済州特別自治道の副知事が来県され、また沖縄県の副知事が済州フォーラムや済州４・３犠牲者追悼式へ参加するなど、積極的な相互交流を行ってきております。これらの交流実績を踏まえ、本年８月に済州側から友好協力都市協定締結の提案があり、沖縄県としても両地域の相互理解と友好を

促進し、共同発展を図ることは意義があるものと考え、済州特別自治道のオ・ヨンフン知事が来県された機会を捉え、去る11月14日にこの協定を締結したものであります。

そして今後の取組について併せてお答えいたします。

去る11月14日に締結した済州特別自治道との友好協力都市協定には、両地域が平和、文化、スポーツ、経済、青少年分野などにおける交流拡大に努めること、相互の観光活性化に向けて積極的に協力することなどが示されております。本協定を踏まえ、沖縄県としてもさらなる交流の拡大を図るとともに、民間部門も含めた幅広い分野において連携や協力が広がるよう、県内関係機関と取り組んでまいります。

その他の質問につきましては、部局長から答弁させていただきます。

○中川京貴 議長　知事公室長。

〔溜　政仁　知事公室長登壇〕

○溜　政仁 知事公室長　１、米軍普天間飛行場の閉鎖・返還について、普天間飛行場負担軽減推進会議についてお答えいたします。

普天間飛行場の一日も早い危険性の除去を実現するため、県は政府に対し、様々な機会を通じて普天間飛行場負担軽減推進会議の早期開催を求めております。本年８月30日の軍転協定期要請の場において、木原防衛大臣や栗生官房副長官に対し、普天間飛行場の速やかな運用停止と同推進会議の早期開催等を要望したところであり、直近では、本年10月５日の伊東沖縄担当大臣の来沖の際に、同様の要望を行っております。

県としては、引き続き政府に対し、同推進会議の早期開催を求めてまいります。

次に２、台湾有事に係る南西諸島へのミサイル配備についてお答えいたします。

いわゆる台湾有事を想定した南西諸島等へのミサイル部隊の展開に関する報道について、沖縄防衛局に照会したところ、具体的内容等の詳細については、緊急事態における日米両国の対応に関わるものであり、これを明らかにすることで我が国の平和と安全を損なうおそれがあることから回答を差し控えるとのことでした。

県としては、事前に十分な説明もなく計画ありきで進めることがあってはならないと考えております。

次に４、欠陥が指摘され続けているオスプレイが県民の頭上を飛んでいることについてお答えいたします。

オスプレイについては、昨年８月にオーストラリアで３人が死亡する事故や昨年11月に屋久島沖で８人が死亡する事故が発生したほか、先月には米国でホワイトハウス関係者が搭乗する機体から出火する事故が発生するなど、重大な事故が相次いで発生しております。米国での報道によりますと、2019年から2023年までの５年間に安全上の問題が増加し、機体自体の設計が事故の多くで直接的な原因となっているとのことです。このようなことからも、県としては、オスプレイに対する県民の不安は一向に払拭されていないと考えており、機会あるたびに政府に対し、オスプレイの配備撤回を求めているところです。

次に５、海外の県系人の活躍について、ロバーツ監督の表彰についてお答えいたします。

ロバーツ監督率いるドジャースが２回目のワールドシリーズ制覇を成し遂げたことは、県民に大きな喜びや希望を与え、誇らしく思います。県民栄誉賞は、広く県民に敬愛され、県民に明るい希望と活力を与える顕著な功績があったものに対して、その栄誉をたたえることを目的としています。県民栄誉賞を含め、何らかの形で表彰することができないか検討してまいります。

次に７、ワシントン駐在についての中の(1)及び(2)、法人設立の際の処理及び米国内での活動の法適合についてお答えいたします。７(1)と７(2)は関連しますので、一括してお答えします。

ワシントンＤＣにおける法人の設立に関し、県では、11月以降、設立当時の庁内の事務手続や日本及び米国の法令等との適合性について、調査を行ってきました。その結果、意思決定に係る庁内の手続及び地方自治法に基づく議会への経営状況の報告など、日本の法令等との適合性については、改善を要する点が見つかったことから、今後、十分に整理を行った上で、遅くとも２月議会開会までには必要な措置を講じ、報告・公表したいと考えております。一方、米国の法令等との適合性については、法人の設立やビザの取得に関して、違法性はなく改善を要する点は認められておりません。ワシントン駐在については、沖縄の基地問題の解決はもとより、観光等の情報発信や在米県人会等との連携に重要な役割を果たしていることから、今後も活動を継続することができるよう、一層丁寧な説明を心がけ、県民や議会の皆様の御理解をいただきたいと考えております。

同じく７(3)、これまでの実績と今後の取組についてお答えいたします。

ワシントン駐在は、令和５年度までの９年間で、累

計5778名の米国政府や連邦議会関係者と面談等を行い、沖縄の基地問題の解決について精力的に働きかけてきました。今年だけを見ても、５月に連邦議会において、ワシントン駐在の意見を踏まえたＰＦＡＳ汚染に関する国防権限法の修正案が提出されたこと、７月に米軍人による性的暴行事件等について、速やかに米国政府関係者等に県の対応等を説明したこと、９月の知事訪米に際して、共和党系シンクタンク、ハドソン研究所での講演といった新たな取組を実現したことなど、大変重要な役割を果たしております。ワシントン駐在においては、米国政府関係者等に対するさらなる働きかけや有識者等との連携、在米県人会との交流など、幅広く活動していきたいと考えております。

以上になります。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

〔前川智宏　土木建築部長登壇〕

○前川智宏 土木建築部長　６、県内企業優先発注についての(1)及び(3)、公共事業の県内発注状況割合と地元に利益が残る仕組みづくりについてお答えいたします。６の(1)と６の(3)は関連しますので、一括してお答えします。

県発注工事においては、県内企業への優先発注及び県産品の優先使用基本方針に基づき、可能な限り分離・分割発注を行う等、県内企業の受注機会の確保に努めております。土木建築部発注工事において、令和５年度は、発注件数403件、約361億円のうち県内企業は390件、約336億円を受注し、受注率は件数で96.8％、金額で93.0％となっております。また、県では毎年、沖縄総合事務局や沖縄防衛局に対し、県内建設業者への受注拡大等を要請しており、引き続き県内企業のさらなる受注拡大について取り組んでまいります。

次に同じく６の(2)、国の公共事業の県内発注状況割合についてお答えいたします。

沖縄総合事務局においては、令和５年度は、発注件数170件、約488億円のうち県内企業は154件、約272億円、受注率は件数で90.6％、金額で55.7％となっております。また、沖縄防衛局においては、令和５年度は、発注件数175件、約2397億円のうち県内企業は165件、約954億円、受注率は件数で94.3％、金額で39.8％とのことであります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　総務部長。

〔宮城嗣吉　総務部長登壇〕

○宮城嗣吉 総務部長　８、ふるさと納税についての(1)、ふるさと納税の状況についてお答えします。

令和５年度のふるさと納税受入額は、県分と市町村分を合わせて約148億7500万円となっております。一方、令和６年度の住民税に係る寄附金税額控除額は、県分と市町村分を合わせて約38億7900万円となっており、控除額よりも受入額のほうが約109億9500万円上回っております。

同じく８の(2)、クラウドファンディング型ふるさと納税の実績についてお答えします。

県では、令和５年度より、ふるさと納税の使い道を示し、事業内容に共感した方から寄附を募る方法によるクラウドファンディング型ふるさと納税に取り組んでおります。これまで、沖縄平和賞及び離島高校生の部活動派遣費支援に対する寄附を募り、約317万円の寄附が寄せられました。現在、空手振興、若手芸術家支援に対する寄附を募っているところです。引き続き、本県の事業内容を県内外の方々に知ってもらい、御支援いただけるよう取り組んでまいります。

次に10、観光目的税の導入についての(3)、今後のスケジュールについてお答えします。

本年11月27日に、観光目的税検討委員会から文化観光スポーツ部長宛て意見書が提出されたことを受けて、県庁内の協議機関である沖縄県法定外目的税制度協議会で検討を開始しております。今後は、同協議会で12月中旬までに制度設計素案を取りまとめ、パブリックコメントや検察庁との協議を実施した上で、２月議会に条例案を提出する予定としております。条例案の可決後に総務大臣との協議を行い、同意を得た後に、県民等への周知及び広報、宿泊事業者への説明会を実施するとともに、特別徴収義務者の登録など所要の手続を経て、令和８年度の導入を目指してまいります。

次に13、年収の壁についての(1)、年収の壁の引上げによる減収の見込みと影響についてお答えします。

年収の壁の見直しによる減収額は、沖縄県及び市町村の個人住民税、地方交付税の合計で約616億円と試算しております。内訳は、個人県民税が146億円、市町村民税が220億円で合計366億円。地方交付税は、県分が154億円、市町村分が96億円で合計250億円と試算しております。見直しについては、可処分所得の増に伴い個人消費が促進され、また、多様な働き方が選択できる一方で、減収により沖縄県の財政に多大な影響を及ぼす可能性があります。県では、地方財政に影響があってはならないと考えており、国に対し、臨時財政対策債ではなく、恒久的財源を措置していただくよう、全国知事会と連携して取り組んでまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　文化観光スポーツ部長。

〔諸見里　真　文化観光スポーツ部長登壇〕

○諸見里　真 文化観光スポーツ部長　10、観光目的税の導入についての(1)、観光目的税の検討状況についてお答えいたします。

観光目的税の導入に向けては、本年８月から観光目的税検討委員会にて議論を開始し、去る11月20日の第３回の会合にて、税率を定率２％、2000円を上限とすることなどの意見が取りまとめられたところです。また、委員会では、税率、上限額等の税の制度は、定期的に見直すこと。特に、導入直後は、当初の想定とは異なる事態が生ずることも考えられることから、３年程度で見直しを検討することなどの留意事項も取りまとめていただきました。

同じく10の(2)、今後の課題についてお答えいたします。

観光目的税検討委員会が取りまとめた意見書では、留意事項として、税を充当して実施する事業の詳細は沖縄観光振興戦略会議（仮称）で検討すること、離島住民を課税対象とすることについては、離島市町村の意向を踏まえ、税を活用した使途事業などにより配慮すること、制度の導入に係る特別徴収義務者の経費負担について十分に配慮することなどが挙げられております。

県としては、意見書を踏まえ、観光関連団体や市町村と丁寧に意見交換を行いながら、導入に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　こども未来部長。

〔真鳥裕茂　こども未来部長登壇〕

○真鳥裕茂 こども未来部長　11、パートナーシップ制度の進捗状況についてお答えいたします。

県では、パートナーシップ制度の導入に向け、２度にわたり有識者、当事者、支援団体で構成する検討委員会を開催し、制度の要件や利用可能となる行政サービスについて意見聴取を行いました。制度の対象者については、性的マイノリティー当事者だけではなく、事実婚のカップルも含めることを検討しております。今後は、年内にパブリックコメントを実施し、年度内に制度を開始したいと考えております。

続きまして12、子の権利救済機関設置の導入についてお答えいたします。

子どもの救済機関については、現在策定を進めている沖縄県こども計画（仮称）において、設置の方向性を示したところです。一方、県では子どもを対象とする相談窓口を数多く設置しており、また、社会福祉審議会といった法律に基づく審議機関等を設置しているところです。子どもの救済機関の設置については、既存の相談窓口や審議機関の活用等も視野に含めながら、他県の救済機関における役割や権限及び効果や課題を検証の上、関係機関と連携し検討を進めてまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　玉城健一郎議員。

○玉城　健一郎 議員　ありがとうございました。

再質問なんですけれども、県内の優先発注に関して昨年も質問した中で、県としては目標のものを総合事務局や防衛局に対して要請をしながらやっているということなんですけど、昨年に比べて数値が契約金額においては悪くなっている状況にあると思うんですよ。やはり改めて、契約金額の６割なら６割しっかり守ってもらうよう、強く要請してほしいと思いますけどいかがですか。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　土木建築部におきましては、国の工事に対しましても県内企業を優先発注するよう、件数、金額両方とも考慮するように毎年要請を行っております。引き続き、要請を継続して県内企業の受注拡大につなげてまいりたいと考えております。

○中川京貴 議長　玉城健一郎議員。

○玉城　健一郎 議員　特に沖縄の予算というものは、地元の企業を育成するための予算でもありますから、そこはしっかり沖縄県として主張して、特に総合事務局のものに関してはしっかり声を上げていく必要があると思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、次の再質問に移ります。

８番のふるさと納税についてなんですけれども、沖縄県のふるさと納税は、市町村とのすみ分けをしていて、非常に僕はすばらしいなと思っていて、しかもその中で出ていく金額よりも入ってくる金額のほうが多いという状況は非常に評価しています。その中で昨年からクラウドファンディング型のふるさと納税ということで、まさにこの――県内に住んでいるかどうかは置いておいてなんですけれども、この政策に対して賛同する方たちがそういった政策に対して使ってくださいということでクラウドファンディングをするというのは、非常にいい政策だと思います。それで実際、先日、私たち土木環境委員会で宮城県に行ってきまして、宮城県ではＴＮＲ活動、犬・猫の不妊・去勢手術の費用というものをクラウドファンディングで集めて、それを事業化しているんですね。まさにこういっ

た、特に沖縄で課題とされているところで、ぜひこのクラウドファンディングを活用してほしいと思いますけれども、私の提言として、犬・猫の殺処分のものやＴＮＲ活動に対してもぜひこのクラウドファンディングをやってはどうかと思いますけど、いかがでしょうか。

○中川京貴 議長　環境部長。

○多良間一弘 環境部長　お答えいたします。

県におきましては、ＴＮＲ活動に関しまして、県としても避妊・去勢手術等の支援を行っているところですけれども、議員の提案についても研究を重ねていきたいと思います。

○中川京貴 議長　玉城健一郎議員。

○玉城　健一郎 議員　本当にかなり注目されているものなので、ぜひ県としても取り組んでいただきたいですし、また、今行われているクラウドファンディングも、一つ一つ本当に重要なことだと思うんですけれども、なかなかこの周知が少しまだうまくいっていないのかなというふうに感じましたので、その辺りの強化もよろしくお願いします。

以上です。

○中川京貴 議長　幸喜　愛議員。

〔幸喜　愛　議員登壇〕

○幸喜　愛 議員　ハイタイ　グスーヨー　チューウガナビラ。

会派てぃーだ平和ネットの幸喜愛です。

私のほうからも、11月８日から10日にかけて起こりました北部豪雨について、一言申し上げさせてください。

私は、長く自治会長をしておりましたけれども、地域の自主防災組織の長もしておりました。今回の豪雨被害については人ごとではなく、私どもも台風があればすぐに公民館に駆けつけて防災無線で避難や警戒を呼びかける仕事を長年やってまいりました。今回のような県の対応については、いささかといいますか、かなりの不安を感じるところでございまして、県の今後の対応については議会を挙げて県を挙げて、ぜひとも整えていただきたいと思います。特に、災害関連健康被害、災害が起こった後については対応に当たった人たちの健康被害が懸念されます。ここについては、ぜひとも特段の御配慮をいただき県も十分なサポートに努めていただきたいということを要望させていただきたいと思います。

それでは、通告書に従って質問をさせていただきます。

１、知事の政治姿勢について。

(1)、米兵による少女暴行事件に抗議し、再発防止を求める県民大会が女団協を中心とした実行委員会で12月22日日曜日、沖縄市民会館で開催されることが決まりました。県議会において全会一致で決議されたことを県民一丸となって実現するための趣旨であると考えております。知事のこの県民大会に対する見解と大会への参加について姿勢をお伺いいたします。

(2)、令和６年11月、沖縄県が有害物質と廃棄物に関する国連特別報告者であるマルコス・Ａ・オレリャーナ氏を招聘し、沖縄県のＰＦＡＳ汚染の状況を直接伝えることができました。今回の招聘は、玉城知事の粘り強い取組により実現したと考えています。今後ともＰＦＡＳ汚染問題の解決に向け前向きな取組を継続し、国連と一緒になって日米両政府に働きかけ、米軍基地内への立入調査の実現に向かってほしいと考えますが、知事の見解をお伺いいたします。

(3)、国連女子差別撤廃委員会勧告についてです。

ア、国連女子差別撤廃委員会が10月にスイス・ジュネーブで開かれ、日本政府に対し、沖縄の女性と女児に対する性的暴力や、その他の紛争関連のジェンダーに基づく暴力の被害を防ぎ、捜査、起訴し、加害者を適切に処罰し、十分な補償を提供するための適切な措置を講じることを勧告しました。国連において、沖縄で米軍人による性暴力が繰り返されていることに強い懸念が示されたということでの意義は大きいと思います。会合では、日米地位協定の改定についても意見が出されたとのことですが、知事の見解をお伺いいたします。

イ、同委員会では日本の女性政策に対する最終見解を公表し、選択的夫婦別姓の導入も勧告されました。勧告は今回を含め４回目で、日本政府が何の行動も起こしていないことを厳しく批判しています。選択的夫婦別姓の導入について、知事の見解をお伺いいたします。

ウ、1979年に生まれた女子差別撤廃条約は、日本も条約批准国となっています。しかしながら、この女子差別撤廃条約の実効性を強化し問題を解決するために、1999年に改めて採択された女子差別撤廃条約選択議定書へは、採択から25年たった今日でもまだ日本は批准していません。国際基準となる女子差別撤廃条約選択議定書への批准を実現し、選択議定書の個人通報制度と調査制度を実行可能なものにすることが、沖縄における差別的な事件のみならず、日本におけるジェンダーギャップの解決に向けても大きな役割を果たすと考えますが、知事の見解をお伺いいたします。

２、教育行政について。

(1)、長引く物価高騰の影響を受け、生活に困窮する子育て世帯の多くが待ち望んでいる給食費無償化への取組ですが、その第一歩とも言える県による学校給食費半額補助の取組について、県は令和７年４月からの導入に向けて市町村との調整を進めているとのことですが、その進捗状況についてお伺いいたします。

(2)、文科省は公立学校教員の残業代の代わりに一律支給されている教職調整額をこれまでの基本給の４％から13％への引上げを検討、2026年からの増額を目指しているとのことですが、残業が常態化している学校現場において約50年ぶりの処遇の改善という点では画期的な一歩とも捉えることができます。しかし一方で、手当の増額によりますます残業の固定化を招くのではないかとの懸念もあります。この教職調整額の引上げについて、現段階での県の見解と引き上げられた場合の教職員の働き方への影響についてお伺いいたします。

(3)、沖縄県は12歳児における永久歯の虫歯の数が全国ワースト１位という調査結果を受け、学校におけるフッ化物洗口を導入するとのことですが、その経緯と今後の方針、また予想される課題についてお伺いいたします。

３、次年度沖縄振興予算の要望を3000億円以上と積極的に国に働きかけていますが、その取組状況と実現に向けた知事の決意をお伺いいたします。

以上です。よろしくお願いいたします。

○中川京貴 議長　玉城知事。

〔玉城デニー　知事登壇〕

○玉城デニー 知事　幸喜愛議員の御質問にお答えいたします。

知事の政治姿勢についての御質問の中の１の(1)、米兵による暴行事件に抗議する県民大会に対する見解と参加についてお答えいたします。

米兵による暴行事件に抗議する県民大会は、沖縄県女性団体連絡協議会、通称女団協が中心となって、今月22日に沖縄市にて開催されることが決定されています。今般相次いで発覚した米軍人による女性への性的暴行事件は、女性の人権や尊厳をないがしろにする重大かつ悪質なものであり、断じて許すことはできません。県民大会の開催を求める意見は、このような事件が二度と繰り返されてはならないとの思いが広がっていることの表れであると受け止めております。11月26日に女団協が主催いたしました、私、知事と語る会に私が参加した際、県民大会の開催について報告を受けるとともに、出席を検討してほしいとの依頼を受けたところであり、今その出席の可否について、検討を進めているところです。

次に１の(2)、ＰＦＡＳ汚染に係る基地内立入調査についてお答えいたします。

沖縄県は、平成28年以降、ＰＦＡＳ汚染源の蓋然性が高い嘉手納飛行場や普天間飛行場等への立入り申請を行っておりますが、いまだ実現しておりません。先月招聘した国連特別報告者のマルコス・Ａ・オレリャーナ氏は、県主催のシンポジウムにおいて、日米地位協定は、米国で主要な環境の法律ができる前に結ばれたものであり、新たな国際基準に従うべきであるという意見や、今回の視察結果も含め軍事活動と有害物質をテーマにした報告を国連に提出するなどと発言されるなど、大きな成果があったと考えております。

沖縄県としては、今後も環境や人権、平和など国際的な有識者を沖縄に招聘し、沖縄の思いを世界に向け発信するなど、国際社会からの理解と協力を得る取組を行い、沖縄県の取組を後押しする国際世論の形成を図ってまいりたいと思います。また、日米両政府に対しても引き続き米軍基地内への立入調査の実現と、同協定の見直しを強く求めてまいります。

次に、次年度沖縄振興予算についての、予算確保の取組についてお答えいたします。

沖縄県においては、８月末の内閣府の概算要求を踏まえ、伊東沖縄担当大臣が10月５日に来沖された際や、11月21日から22日にかけて、伊東沖縄担当大臣をはじめとする関係要路へ沖縄振興予算の所要額の確保に関する要請を行いました。この一環で、立憲民主党、日本維新の会、国民民主党、日本共産党にも要請をさせていただいたところです。11月に行った私からの要請に対し、伊東沖縄担当大臣から、地域の実情を踏まえて財政当局と調整していくとの御発言をいただいたところです。また、11月27日には、県選出国会議員や県議会議員の御協力の下、立憲民主党沖縄協議会において、沖縄振興予算の所要額確保の必要性についての御説明をさせていただいたところです。

沖縄県としましては、今後もあらゆる機会を捉え、沖縄振興予算の所要額の確保に向けてしっかり取り組んでまいります。

その他の質問につきましては、部局長から答弁させていただきます。

○中川京貴 議長　知事公室長。

〔溜　政仁　知事公室長登壇〕

○溜　政仁 知事公室長　１、知事の政治姿勢についての中の(3)ア、米軍人の性暴力に関する国連での言及及び地位協定改定についてお答えいたします。

国連の女子差別撤廃委員会による日本政府報告書に

対する見解に、在沖米軍人により女性がジェンダーに基づく暴力を受けているとの記述がなされており、国連でも沖縄が抱える問題に対する認識が高まりつつあると考えております。県は、これまで日米両政府に対する日米地位協定見直し要請において、起訴前の米軍人等の被疑者の拘禁移転や迅速かつ十分な被害者補償を求めております。

県としては、国際社会からの理解と協力を得る取組を行うことで、県の取組を後押しする国際世論の形成を図ってまいります。

以上になります。

○中川京貴 議長　こども未来部長。

〔真鳥裕茂　こども未来部長登壇〕

○真鳥裕茂 こども未来部長　１、知事の政治姿勢についての(3)のイ、選択的夫婦別姓の導入等についてお答えいたします。

国連の女子差別撤廃委員会が公表した総括所見では、選択的夫婦別姓の導入について勧告が行われております。選択的夫婦別姓を導入した場合のメリットとしては、姓の改姓に伴う事務手続の負担軽減や結婚前の姓でのキャリアの継続などが挙げられます。デメリットとしては、子どもの姓の選択が難しいことなどが考えられます。

県としましては、第６次沖縄県男女共同参画計画に基づき、ジェンダー平等や女性が活躍できる社会の実現を目指し、啓発活動等を一層推進してまいります。

続きまして同じく１の(3)のウ、女子差別撤廃条約選択議定書の批准についてお答えいたします。

国連の女子差別撤廃委員会が勧告した女子差別撤廃条約選択議定書については、条約で保障された権利が侵害された場合の国際的な救済策を規定しております。国の第５次男女共同参画基本計画においても、早期締結について真剣な検討を進めるとしているところです。

県としましては、これらの国内外の動向を注視していくとともに、性別に関わりなくその個性や能力を十分に発揮し、多様な生き方を選択することができる社会の実現に向けて、各種施策に取り組んでまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　教育長。

〔半嶺　満　教育長登壇〕

○半嶺　満 教育長　２、教育行政についての中の(1)、学校給食費無償化の進捗状況についてお答えいたします。

学校給食費無償化につきましては、これまで６月と９月に市町村説明会を開催し、県の取組方針や補助対象経費、上限額等について意見交換等を行ってまいりました。現在、各市町村の令和７年度要望額調査の結果を取りまとめ、当初予算概算要求を行うとともに、制度設計について市町村との調整を進めているところであります。その結果を踏まえ、令和７年１月末までには補助金交付要綱を策定し、同年４月からの実施に向けて取り組んでまいります。

同じく(2)、教職調整額の引上げ等による影響についてお答えいたします。

文部科学省が、令和７年度概算要求を行っている教職調整額の引上げについては、専門職にふさわしい教師の処遇を実現するために行うものであり、教職の魅力向上や人材確保に資するものと考えております。

県教育委員会としましては、教職員が心身ともに健康で働きやすさと働きがいを実感できる環境整備に向けて、処遇改善と併せて、教員の長時間勤務の削減が必要と考えており、引き続き定数改善等による学校の指導・運営体制の充実について、全国都道府県教育長協議会等を通して国に要望するとともに、学校における働き方改革のさらなる推進に取り組んでまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　保健医療介護部長。

〔糸数　公　保健医療介護部長登壇〕

○糸数　公 保健医療介護部長　２、教育行政についての(3)、フッ化物洗口の県の方針等についてお答えします。

県では、平成31年３月に制定した沖縄県歯科口腔保健の推進に関する条例に基づき、科学的根拠に基づく虫歯予防方法である保育所・幼稚園・学校等での集団フッ化物洗口実施を推進しています。課題としましては、小中学校等において全国と比較して実施拡大が進んでいないことから、保健医療関係団体や保育・教育関係者等で構成する沖縄県歯科口腔保健推進協議会の中で意見交換をしながら、実施拡大に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　幸喜　愛議員。

○幸喜　愛 議員　ありがとうございました。

では、知事の政治姿勢についての(2)のＰＦＡＳ問題について、再質問をさせてください。

沖縄のみならず、他府県の米軍基地でも米軍基地由来のＰＦＡＳ汚染が懸念されている中、昨今、米軍基地への立入調査の見通しがつかない状況です。ただ、この国連の報告の中で、ドイツの米軍基地では、ＰＦ

ＡＳ汚染の浄化に取り組まれており、今年10月には処理施設が完成し、米軍によって稼働しているとの情報を得たというふうな報告を受けております。この受け止めについて、県ではどのように考えておられるかをお聞かせください。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　お答えいたします。

米陸軍は、ドイツ米陸軍アンスバッハ飛行場で、ＰＦＡＳに汚染された地下水からＰＦＡＳを除去する処理施設の稼働を令和６年10月15日に開始したと陸軍のホームページで公表しております。一方、日本では、地元自治体が希望するＰＦＡＳ汚染源調査を目的とした基地内立入調査について、日米両政府から明確な説明がないまま、いまだ実現していない状況であります。県は、平成29年９月に、日米両政府に対し、環境保全に関する日本の国内法の適用等を求めているところでございます。毎年度、渉外知事会や軍転協等においても立入調査等の実現を求めているところであり、引き続き、国及び米軍に対して、基地内への立入調査の実現を強く求めてまいりたいと考えております。

○中川京貴 議長　幸喜　愛議員。

○幸喜　愛 議員　ありがとうございます。

先ほどネットのニュースで、石破首相が本日の参院本会議でＰＦＡＳのうち、ＰＦＯＳ、ＰＦＯＡに関し、水道事業者への検査、公表義務づけなどの管理強化対策を来春をめどに取りまとめる考えを示したというようなニュースが伝わっております。朗報かとは思いますが、現行の法律上では、米軍基地内への立入りというのは認められていないというか、できていないのが現状です。ただし、政府がこのようにＰＦＡＳ、ＰＦＯＳ、ＰＦＯＡなどの有害物質に言及したというところは、大きな一歩だと考えています。どうぞこれからも県民・国民のために、沖縄県としても国への要請を続けていただければと思います。知事、お願いします。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　これまでにも全国知事会でも、このＰＦＡＳの問題については全国のいろいろな地域でその検出が問題となり、国においてはしっかりと調査を行い、できることであれば水道水の完全な安全基準などについても十分検討し、健康被害によることに関する調査も進めるべきであるというような意見も出ています。

議員が今日お示しいただいた第９回報告に対する女子差別撤廃委員会の最終見解では、実は、人権委員会の設置に関する法案が――2012年以降日本ではこの人権委員会の設置が保留されているということについて非常に問題だと指摘がされています。ＰＦＡＳの問題は、健康の問題であると同時に人権の問題でもあるということを、ぜひ石破総理にも御認識をいただきながら、沖縄県からも積極的にこの地位協定の改定も含めた人権の問題についても取り上げていただくよう、ＰＦＡＳ問題共々頑張ってまいりたいと思います。

○幸喜　愛 議員　ありがとうございました。

○中川京貴 議長　以上で、本日の代表質問は終わりました。

本日の日程はこれで終了いたしました。

次会は、明４日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後５時11分散会

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

議　　長　　中　　川　　京　　貴

会議録署名議員　　喜 友 名　　智　　子

会議録署名議員　　比　　嘉　　　　忍

令和６年12月４日

令和６年
第　４　回

沖縄県議会（定例会）会議録

（第３号）

令和６年
第　４　回　**沖縄県議会（定例会）会議録（第３号）**

令和６年12月４日（水曜日）午前10時開議

議　事　日　程　第3号

令和６年12月４日（水曜日）
午前10時開議

第１　代表質問

本日の会議に付した事件

日程第１　代表質問

出　席　議　員（47名）

48番	中川京貴　議長	24番	当山勝利　議員
42番	上原　章　副議長	25番	西銘純恵　議員
1番	瑞慶覧長風　議員	26番	新垣光栄　議員
2番	瀬長美佐雄　議員	27番	上原快佐　議員
3番	喜友名智子　議員	28番	玉城健一郎　議員
5番	大田　守　議員	29番	山里将雄　議員
6番	高橋　真　議員	30番	糸数昌洋　議員
7番	宮里洋史　議員	31番	仲里全孝　議員
8番	徳田将仁　議員	32番	仲村家治　議員
9番	比嘉　忍　議員	33番	下地康教　議員
10番	新垣善之　議員	34番	座波　一　議員
11番	新里　匠　議員	35番	新垣　新　議員
12番	平良識子　議員	36番	大浜一郎　議員
13番	比嘉瑞己　議員	37番	渡久地　修　議員
14番	次呂久成崇　議員	38番	仲宗根　悟　議員
15番	米須清一郎　議員	39番	仲村未央　議員
16番	幸喜　愛　議員	40番	照屋大河　議員
17番	當間盛夫　議員	41番	山内末子　議員
18番	松下美智子　議員	43番	西銘啓史郎　議員
19番	喜屋武　力　議員	44番	又吉清義　議員
20番	大屋政善　議員	45番	呉屋　宏　議員
21番	小渡良太郎　議員	46番	花城大輔　議員
22番	新垣淑豊　議員	47番	島袋　大　議員
23番	島尻忠明　議員		

欠　席　議　員（1名）

4番　儀保　唯　議員

説明のため出席した者の職、氏名

玉城デニー	知事	池田竹州	副知事
照屋義実	副知事	小川和美	政策調整監

溜　　政仁	知事公室長	前川智宏	土木建築部長
宮城嗣吉	総務部長	宮城　　力	企業局長
武田　　真	企画部長	本竹秀光	病院事業局長
多良間一弘	環境部長	友利公子	会計管理者
北島智子	生活福祉部長	金城康司	総務部財政統括監
真鳥裕茂	こども未来部長	半嶺　　満	教育長
糸数　　公	保健医療介護部長	小堀龍一郎	警察本部長
前門尚美	農林水産部長	下地　　誠	労働委員会事務局長
松永　　享	商工労働部長	森田崇史	人事委員会事務局長
諸見里　　真	文化観光スポーツ部長	渡嘉敷道夫	代表監査委員

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

平田正志	議会事務局長	安田　　健	主査
前田　　敦次	長	比嘉太一	主査
中村　　守	議事課長	儀間俊江	総務課課長補佐

○中川京貴 議長　これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に申し上げます。

質問においては、議員の質問時間に加え、質問、答弁を合わせた往復時間を設けており、規定の往復時間を超過した場合、質問時間が残った状態であっても質問は終了となりますので、説明員の皆様におきましては、答弁に際しては、簡潔に要点をまとめ、明瞭に答弁していただくよう御協力をお願い申し上げます。

○中川京貴 議長　日程第１　代表質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

喜友名智子議員。

〔喜友名智子　議員登壇〕

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前10時１分休憩

午前10時１分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○喜友名　智子 議員　皆様、おはようございます。

本日、一番最初の代表質問ということでちょっと緊張しておりますが、始めさせていただきます。

まず、冒頭、北部の大雨災害で被災された皆様にお見舞いを申し上げます。県の対応にいろいろと言いたいことはあります。そして現地にも出向きながら必要な支援につながるよう私も取り組んでいきたいと思っております。

さて、本日申し上げたいことが何点かあるんですけれども、まず陸上自衛隊配備計画への賛否を問う住民投票を求め活動した石垣市住民投票を求める会が６年間の活動に区切りをつけ、先日解散式を行ったと報道がありました。自らの島の将来に関わる重大事に意見を反映させようと取り組んだ様々な活動に敬意を表します。彼らの活動を最も受け止められなかったのが、実は政治ではないかとじくじたる思いです。私の地元である小禄地域にも自衛隊基地がございます。先日、陸上自衛隊第15旅団の創隊14周年、そして那覇駐屯地創立52周年の式典に参列をいたしました。自衛隊の日頃の活動に敬意を表するものではありますが、一方で、防災と防衛業務の一体化、米軍との一体化が当たり前のように進み、県民のイメージと実態とのギャップが大きいのではないかと疑問も感じております。北部の大雨災害の初動対応の一つとして、自衛隊へ出動要請するかの是非、そして韓国では昨日、大統領による戒厳令、これを受けて軍と警察が国会に出動し、それを阻止しながら戒厳令の解除を行ったという出来事もありました。防衛組織と地域社会、政治の関係がどうあるべきなのか考えさせられる出来事が続きますが、自分の目で見て、多くの様々な意見を聞きながら、あるべき姿を模索していきたいと考えているところです。

それでは、代表質問、通告に従いましてお伺いをいたします。

１、知事の政治姿勢。

(1)、北部大雨災害の対応について。

ア、県が災害救助法と同等の支援をするに当たり、住家被害支援の対象を伺います。

イ、道路復旧、河川しゅんせつ、農作物被害支援に必要な予算見込みと財源を伺います。

ウ、災害時における市町村・国との連携体制について伺います。

エ、県が今年４月から配置した危機管理補佐官の役

割と今回の大雨災害の対応を伺います。

(2)、ワシントン駐在事務所の庁内手続の不備について、内容と今後の対応を伺います。

(3)、台湾有事を想定し、ミサイル攻撃・ハイブリッド戦を想定した動きが急速に進められています。この中、米海兵隊の現役幹部が民有地利用の手続簡素化を提言していると報じられました。住民無視の軍事的合理性のみに基づく一連の動きに知事はどう対応しますか。

(4)、ＰＦＡＳ問題に関して岡山県吉備中央町が住民を対象に公費による血液検査を開始いたしました。県内でも公費による血液・土壌検査への要望が強いですが、知事の姿勢を伺います。

(5)、韓国・済州特別自治道との友好協定について、目的と経緯、今後の展開について伺います。

(6)、国連の女子差別撤廃委員会で８年ぶりの日本政府の対面審査が行われ、県内団体からも沖縄での問題が報告されました。選択的夫婦別姓、米軍基地由来の人権侵害など国内で解決できない実態を国連に訴えざるを得ない現状があります。知事の見解を伺います。

２、沖縄振興について。

(1)、県内産業の稼ぐ力強化の取組に向けた各種イベントが10月から11月にかけて開催されました。沖縄の産業まつり、リゾテックエキスポ、沖縄大交易会を通じ、今後強化する稼ぐ力の領域と次年度以降の展開を伺います。

(2)、沖縄県マリンタウン国際会議・大型展示場整備運営等事業が入札不調となりました。本島東海岸地域の発展、地元のまちづくりとの連動、世界ウチナーンチュセンターの併設など期待が寄せられる事業です。今後の取組について伺います。

(3)、交通渋滞の緩和に向けたシームレスな交通体系の構築について進捗を伺います。

(4)、沖縄振興の中で交通問題の解決に向け、県が公共交通局を設置するなど率先して取り組む時期ではないでしょうか。県の見解を伺います。

(5)、次年度沖縄振興予算の概算要求で、特定事業推進費の伸びが目立ちます。事業の内容と予算要求のプロセスにおいて、県がどのように関わったのか伺います。

３、法定外目的税（宿泊税）についてです。

(1)、税率２％、上限2000円の方針を検討会が決定しました。数字の根拠を伺います。

(2)、観光客から高く評価される沖縄の自然環境の保護及び平和学習の発展に寄与し、オーバーツーリズム問題に対処するためにも、税の使途内容は重要です。財政需要額にも関わると考えますが試算段階で県はどう検討したのでしょうか。

(3)、県民、特に離島島民は課税対象外にするべきではないでしょうか。根拠を伺います。

４、病院事業局関連です。

(1)、勤務管理システムの開発導入・稼働後に、時間外勤務の未払い問題が続いています。

ア、開発業者との契約における納期・納品条件、開発遅延によるペナルティーを伺います。

イ、開発業者と契約解除をした場合の条件を伺います。

(2)、コロナ禍後の病院経営の課題について、特に患者の受療行動の変容による病院経営への影響と、県立病院が担う医療機能の変化、今後の対応を伺います。

５、保育・福祉行政です。

(1)、子育て世帯生活応援クーポン、沖縄県くらし応援サポート事業について。

ア、子育て世帯生活応援クーポンにベビーミルク支援を含めた点を評価いたします。現在の申請と利用状況を伺います。

イ、くらし応援サポート事業の対象者を伺います。支援団体からの聞き取りを行った点は評価しますが、ウェブ予約と整理券配付で課題がありました。今後の対応を伺います。

(2)、ひとり親支援は、基本となる福祉面での支援に加えて時代に合わせた就業支援が課題となっています。今年度と次年度以降の県の取組を伺います。

(3)、学童・放課後クラブに配置する職員の資格要件について、児童厚生指導員の位置づけと他資格の互換性について県の認識を伺います。

６、南部離島・先島諸島の課題について。

(1)、離島町村で処理ができない廃棄物について、処理・回収ルートの広域化、輸送費の補助制度への要望があります。現状と今後の取組について伺います。

(2)、海岸漂着ごみにより海浜の景観が損なわれ、小規模離島の自治体では回収と処理にかかる多額の費用に苦慮しています。防止策と事業費支援への県の取組を伺います。

(3)、那覇港泊埠頭の利用者から、とまりん－美栄橋駅の間でシャトルバスの運行をしてほしいと、特に航路を利用する女性たちからの潜在的ニーズがうかがえます。利用者アンケート調査が必要と考えますが、県の見解を伺います。

以上、御答弁よろしくお願いいたします。

○中川京貴 議長　玉城知事。

〔玉城デニー　知事登壇〕

○玉城デニー 知事　ハイサイ　グスーヨー　チューウガナビラ。

皆様、おはようございます。

本日も真摯に答弁に対応してまいります。

喜友名智子議員の御質問にお答えいたします。

まず、知事の政治姿勢の御質問の中の１の(2)、ワシントン駐在に係る庁内手続と今後の対応についてお答えいたします。

ワシントンＤＣにおける法人の設立に関し、沖縄県では、11月以降、設立当時の庁内の事務手続や日本及び米国の法令等との適合性について調査を行ってまいりました。その結果、庁内の手続及び日本の法令等との適合性については、法人設立を決定した文書が残されていないことや、取得した株式が公有財産として管理されていなかったこと等、改善を要する点が見つかったことから、今後、十分に整理を行った上で、遅くとも２月議会開会までには必要な措置を講じ、報告・公表したいと考えております。なお、ワシントン駐在につきましては、沖縄の基地問題をはじめとする諸問題の解決を図るために重要な役割を果たしており、今後も活動を継続することができるよう、一層丁寧な説明を心がけ、理解を得てまいりたいと思います。

次に１の(3)、いわゆる台湾有事を想定した動きへの対応についてお答えいたします。

米海兵隊幹部が９月に発表した論文で、いわゆる台湾有事の際、米軍による民間施設や民有地の利用手続を簡素化するために、日米安全保障条約の改正が必要と提言していることは承知しております。しかし、この論文がどのような立場で執筆されているのかは承知をしておりませんが、いずれにしましても、沖縄県としては、軍の論理を押しつけ、県民の存在や憲法で保障された国民の権利を無視するかのような考え方は、全く受け入れることはできません。また、いわゆる台湾有事は決してあってはならないと考えており、台湾有事が不可避であるかのような議論が過度に高まることを懸念しています。

沖縄県としては、政府に対して関係国等による平和的な外交・対話による緊張緩和、信頼醸成の取組を求めるとともに、沖縄県としても各国・地域との対話、交流を通じて積極的な役割を担ってまいります。

次に１の(5)、済州特別自治道との友好協定についてお答えいたします。

済州特別自治道とは、1996年の共同声明の発表から、観光や青少年など様々な分野で交流を重ねてまいりました。特に昨年以降は、済州特別自治道の副知事が来県され、また沖縄県の副知事が済州フォーラムや４・３犠牲者追悼式へ参加するなど、積極的な相互交流を行ってきております。これらの交流実績を踏まえ、本年８月に済州側から友好協力都市協定締結の提案があり、沖縄県としても両地域の相互理解と友好を促進し、協同発展を図ることは意義があると考え、済州特別自治道のオ・ヨンフン知事が来県された機会を捉え、去る11月14日に同協定を締結しております。今後は、平和、文化、スポーツ、経済、青少年分野などにおけるさらなる交流の拡大を図るとともに、民間部門も含めた幅広い分野において連携や協力が広がるよう、県内関係機関と取り組んでまいります。

その他の質問につきましては、部局長から答弁させていただきます。

○中川京貴 議長　生活福祉部長。

〔北島智子　生活福祉部長登壇〕

○北島智子 生活福祉部長　１、知事の政治姿勢の御質問のうち(1)のア、住家被害支援の対象についてお答えいたします。

災害救助法における救助の対象は、市町村が発行する罹災証明書によって、住家が準半壊以上の被害を受けた世帯の応急修理等となっております。県では、同法と同等の支援として、住家の応急修理に係る経費を支援金として、予備費を充当し、支給することが決定しております。なお、応急修理については、半壊以上の住家被害で71万7000円以内、準半壊の住家被害で34万8000円以内となっております。また、当該支援金の申請手続等に関する説明会を11月27日に開催し、28日から受付を開始しております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

〔前川智宏　土木建築部長登壇〕

○前川智宏 土木建築部長　１、知事の政治姿勢の(1)のイ、北部地域の大雨被害に関する道路復旧、河川しゅんせつに必要な予算と財源についてお答えいたします。

土木建築部においては、北部地域の大雨被害に関し、既決単独費による応急対応として、道路については約4700万円で４路線の土砂撤去等を行い、河川については約1800万円で比地川のしゅんせつを行っているところであります。また、補正予算として、道路については緊急自然災害防止対策事業債を活用した道路護岸対策工事費を、河川については緊急浚渫推進事業債を活用した比地川を含む８河川のしゅんせつ工事

費をそれぞれ予定しております。

県としては、引き続き、早期の道路復旧及びしゅんせつ工事の着手に取り組んでまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　農林水産部長。

〔前門尚美　農林水産部長登壇〕

○前門尚美 農林水産部長　１、知事の政治姿勢の(1)のイのうち、農作物被害支援についてお答えいたします。

北部地域における大雨災害については、農作物被害が花卉類や果樹類、野菜類、畜産被害が畜舎の浸水による家畜・家禽の死亡、施設や機械等への浸水、農道、林道の被害などが確認されております。農家に対する支援として、営農相談窓口の設置、既決予算を活用し病害防除が必要な圃場を対象に農薬の提供などを行ったほか、農業共済、収入保険等による補償、国の補助事業等を活用し対応してまいります。また、県は保険加入を促す普及啓発に取り組んでおり、引き続き市町村や関係機関と連携を図りながら、各種支援に取り組んでまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　知事公室長。

〔溜　政仁　知事公室長登壇〕

○溜　政仁 知事公室長　１、知事の政治姿勢の中の(1)ウ、災害時における市町村・国との連携体制についてお答えいたします。

北部地域における大雨を受け、県では、市町村等と連絡を取っていたものの、人的被害に関する情報収集を優先し、物的被害の全容把握に時間を要することとなりました。また、災害救助法の適用に関し連絡体制が十分でなかったことなどにより、災害発生のおそれ段階での同法の適用の機会を失うなど、国・市町村との連携に課題があったと認識しております。このため、県では、今後災害救助法を迅速に適用するため、同法に関する緊急連絡窓口を常時24時間体制で人員を配備している防災危機管理課に一本化しております。また、現在進めている災害応急対策に引き続き取り組むとともに、速やかに災害対策本部を設置できるよう、設置基準等の見直しや県の防災組織体制の強化などに努めてまいります。

同じく１(1)エ、危機管理補佐官の役割と対応についてお答えいたします。

危機管理補佐官の役割は、高度な専門知識や災害現場での実務経験を生かし、危機管理監である知事公室長を補佐するとともに、国、市町村、関係機関等と緊密な連携を図りつつ、大規模災害や危機事象に対し迅速かつ的確に対応すること、平時においては、大規模災害等への備えや対処能力の向上を図ることとしております。危機管理補佐官は、今回の大雨災害に当たって、非常の呼出し時に参集できるように備えておりましたが、防災危機管理課からの情報が限られた被害情報にとどまり、詳細な気象情報等が報告されなかったことから、危機管理補佐官を十分に活用できておりませんでした。今後は、危機管理補佐官が災害時に対応できるように、気象情報等の迅速な提供を含め改善してまいります。

以上になります。

○中川京貴 議長　保健医療介護部長。

〔糸数　公　保健医療介護部長登壇〕

○糸数　公 保健医療介護部長　１、知事の政治姿勢の(4)のうち、ＰＦＡＳ等に関する血液検査についてお答えします。

ＰＦＡＳについて現時点では、血中濃度の基準に加え、基準を超過した場合の対処方針が定まっていないことなどから、県独自の血中濃度調査を実施するには課題があるものと考えております。県は、住民を対象とした健康に係る調査を実施することに加え、血中濃度の基準値や、それを超過した場合の具体的対策例の提示、健康影響等に関する研究の推進について、国に対して要請しているところです。また、国においては、次年度、ＰＦＡＳの血中濃度を含む化学物質の人への暴露量モニタリング調査を実施する見込みであり、その動向を注視してまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　環境部長。

〔多良間一弘　環境部長登壇〕

○多良間一弘 環境部長　１、知事の政治姿勢の(4)のうち、ＰＦＯＳ等の土壌調査についてお答えいたします。

環境部では、平成28年度から公共用水域や米軍基地周辺の地下水のＰＦＯＳ等調査を行ってきているところですが、残留実態を把握するため、宮古、八重山地域も対象とする全県的な水質と土壌の調査を令和５年度から実施しております。本年度も同調査を実施しており、その結果を踏まえ、引き続き国に対し、土壌に係る基準値を設定することなどを求めていくこととしております。

次に６、南部離島・先島諸島の課題の(1)、離島廃棄物の処理等に係る広域化及び補助についてお答えいたします。

一般廃棄物の処理は、市町村の責務となっておりますが、ごみ処理を広域化することで効率的な処理が図

られることから、県においては、令和３年度に沖縄県ごみ処理広域化計画を見直し、広域化の推進を図っているところです。また、使用済自動車及び家電については、各リサイクル法に基づき、国の指定法人による海上輸送費の補助が行われております。

県としては、引き続き市町村の理解を得ながら、連携してごみ処理の広域化を促進してまいります。

同じく６の(2)、海岸漂着物に係る県の取組についてお答えいたします。

海岸漂着物は、海外を発生源とする物が多く、毎年際限なく漂着するため、発生源対策と継続的な回収・処理が課題となっております。県では、国が９割を補助する地域環境保全対策費補助金を活用し、海岸管理者による回収・処理だけでなく、回収等に要する費用の補助により市町村及びボランティア団体の協力も得ながら、回収・処理に取り組んでおります。また、海外を含めたボランティア団体と発生抑制に向けたワークショップを実施するなど、普及啓発にも取り組んでいるところです。

以上でございます。

○中川京貴 議長　こども未来部長。

〔真鳥裕茂　こども未来部長登壇〕

○真鳥裕茂 こども未来部長　１、知事の政治姿勢の(6)、国連に訴えることについてお答えいたします。

国連の女子差別撤廃委員会は、日本における女子差別撤廃条約の実施状況を８年ぶりに審査し、総括所見において、選択的夫婦別姓や米兵による性暴力など、多岐にわたり勧告を行いました。これらの勧告については、国内のＮＧＯや沖縄の女性たちが、国際社会に問題の深刻さを訴えたことが反映されたものと認識しております。

県としましては、全ての人が個人として人格及び個性が尊重されることが重要と考えており、差別のない社会の形成に取り組んでまいります。

続きまして５、保育・福祉行政の(1)のア、クーポンの申請及び利用状況についてお答えいたします。

本事業は、生活困窮の子育て世帯及び難病児等を持つ子育て世帯に対し、ミルク・おむつ等の物価高騰相当分の支援を行う事業となっております。当該事業は、11月１日より受付を開始しており、11月25日時点では、生活困窮世帯について3125件の申請があり、うち1507件について交付済みとなっております。難病児を育てる世帯については、対象世帯の３割を超える1069件の申請があり、申請のあった全世帯に交付済みとなっております。

続きまして同じく５の(1)のイ、くらし応援サポート事業の対象者と今後の対応についてお答えいたします。

当事業は、経済的に困難な状況にあるひとり親及び女性を対象とした県単独事業です。対象者数は、18歳以上の女性の数に相対的貧困率を乗じ、生活保護受給者数を差し引き、児童扶養手当受給父子世帯数を加え、令和５年度沖縄子ども調査で、現在の暮らしを、大変苦しいと回答した低所得層Ⅰの割合を乗じ、２万人と設定いたしました。受け取り方法等に課題があったことは、重く受け止めております。今後は、課題や実施しているアンケート結果を踏まえ、支援や施策等に生かしてまいります。

続きまして同じく５の(2)、ひとり親への就業支援についてお答えいたします。

県では、ひとり親家庭の就業を支援するため、就職に必要なパソコン講習会や求人が多い介護関係の資格取得研修や講座を実施しております。また、令和６年度は、新たにドラッグストア等で一般用医薬品の販売等を行う専門資格である登録販売者講座を実施する等、ニーズに合わせた就業支援に取り組んでいるところです。

県としましては、ひとり親家庭の生活の安定や自立を支援するため、就労選択の幅を広げる資格取得や就業支援等の充実に引き続き取り組んでまいります。

続きまして同じく５の(3)、放課後児童クラブ配置職員の資格要件等についてお答えいたします。

放課後児童クラブには、１名以上の放課後児童支援員を配置することとされており、支援員の認定は研修を修了した者に対し、県が行っております。研修受講対象者は、保育士や教諭等の資格所有者、大学で社会福祉学等の課程を修了した者、高校卒業後２年以上児童福祉事業に従事した者などが対象となっております。児童厚生指導員の資格所有者は受講対象には含まれておりませんが、２年以上の児童福祉に関する実務経験等があれば、受講対象となります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　商工労働部長。

〔松永　享　商工労働部長登壇〕

○松永　享 商工労働部長　２、沖縄振興についての(1)、産業振興関連イベントを通じた県内産業の稼ぐ力の強化についてお答えします。

県では、海外への食品輸出等を目的とした国際商談会である大交易会、ＩＴ産業の振興や全産業のＤＸ推進等を目的としたリゾテックエキスポ、県産品の需要拡大等を目的とした産業まつりを民間企業・団体と連携して開催しております。これらのイベントは、開催

を重ねるごとに認知度が向上し、参加企業や来場者も年々増加傾向となっており、企業の経済活動を後押しする取組として定着してきております。

県としましては、引き続き、これらの産業振興関連イベントの開催を通して、ものづくり産業やＩＴ産業分野をはじめとする、県内全ての企業の稼ぐ力のさらなる強化に取り組んでまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　文化観光スポーツ部長。

〔諸見里　真　文化観光スポーツ部長登壇〕

○諸見里　真 文化観光スポーツ部長　２、沖縄振興についての(2)、大型ＭＩＣＥ施設整備事業についてお答えいたします。

県は現在、大型ＭＩＣＥ施設整備の再度の入札公告に向けて、事業者への参加表明に至らなかった理由の聞き取り、ＭＩＣＥ需要調査等を行っております。今後は、有識者で構成する委員会で調査結果等を踏まえた事業手法、事業範囲、事業効果、ホテルの整備手法等の検証及び再公告に向けたスケジュールを検討してまいります。

県としては、引き続き大型ＭＩＣＥ施設整備を推進し、経済の活性化や産業の振興を図るとともに、東海岸地域の振興による県土の均衡ある発展につなげてまいります。

続いて３、法定外目的税（宿泊税）についての(2)、観光目的税の使途についてお答えいたします。

観光目的税は、安全・安心で快適な観光の実現、県民・観光客双方にとって満足度の高い受入れ体制の充実強化、観光地における環境及び良好な景観の保全並びに魅力ある付加価値の高い観光地ブランドづくり、観光の振興に通じる文化芸術の継承及び発展並びにスポーツ振興などの、新規または拡充する取組に活用することを想定しております。これらの取組により、県民・観光客・県内事業者それぞれの満足度を最大限に高めながら、世界から選ばれる持続可能な観光地の実現を目指してまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　企画部長。

〔武田　真　企画部長登壇〕

○武田　真 企画部長　２、沖縄振興についての中の(3)、シームレスな交通体系構築の進捗についてお答えいたします。

県では、シームレスな交通体系の整備に向け、これまで沖縄県公共交通活性化推進協議会の中で行政機関や交通事業者も含めて協議を行い、取組を進めているところです。具体的には、モノレールてだこ浦西駅から琉球大学、沖縄国際大学を結ぶ新規バス路線の実証実験を行い、令和４年４月からの自走化につながっております。引き続き、行政機関や交通事業者と連携を図りながら、シームレスな交通体系の構築に取り組んでまいります。

同じく２の(4)、交通問題の解決に向けた体制についてお答えいたします。

本県における交通政策については、沖縄県総合交通体系基本計画及び地域公共交通計画等に基づき、企画部が総合調整を行いながら、国、県関係部局、市町村及び交通事業者等との役割分担、連携の下、様々な施策を推進しております。具体的には、バス・モノレールの利便性向上や離島航路及び航空路の確保など、陸・海・空をシームレスに移動できる公共交通ネットワークの構築、観光やまちづくりと連携した交通拠点の整備のほか、教育、福祉、環境等の様々な分野と関連した施策を推進しているところです。

企画部としましては、引き続き関係機関との連携を図りつつ、交通政策に係る総合調整の役割を果たしていきたいと考えております。

次に６、南部離島・先島諸島の課題の中の(3)、とまりんからモノレール駅への結節についてお答えいたします。

泊ふ頭旅客ターミナルは、国道58号に面し、多数の路線バスが運行していることから、路線バスがおもろまち駅、県庁前駅、那覇バスターミナルなどのモノレール駅に結節しております。そのため、まずは路線バスの活用を促す取組として、情報発信の強化を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　総務部長。

〔宮城嗣吉　総務部長登壇〕

○宮城嗣吉 総務部長　２、沖縄振興についての(5)、沖縄振興特定事業推進費についてお答えします。

沖縄振興特定事業推進費は、ソフト交付金を補完し、機動性を持って迅速・柔軟に対応すべき市町村や民間事業者の事業に対して、国が補助するものであります。同推進費は、国から直接市町村等へ交付されるものであり、概算要求に際して県と国との調整は行われておりませんが、市長会及び町村会から概算要求額の満額確保について要請が行われております。同推進費について様々な御意見があることは承知しておりますが、県としては、ソフト交付金の所要額の確保を要請しており、それが確保されることが重要であります。ソフト交付金と併せて同推進費も効果的に活用することで、新・沖縄21世紀ビジョン基本計画に掲げ

た諸施策の着実な展開が図られるものと認識しております。

次に３、法定外目的税（宿泊税）についての(1)、税率設定の根拠についてお答えします。

学識経験者、宿泊事業者等で構成される観光目的税検討委員会において、税率は定率とし、宿泊者の税負担が著しく過重とならないための方策として、税額に一定の上限額を設けることで意見の一致を見ました。具体的な税率は、税収入を必要とする財政需要額を確保する手段として、その範囲内での税収となるよう定めることとなりますので、財政需要額が76億円であることを踏まえ２％とすることとし、上限額については、既に宿泊税を導入している地方公共団体の最高額である2000円で設定することで、意見が取りまとめられたところです。

同じく３の(3)、県民の課税免除についてお答えします。

租税の基本原則に、公平の原則があります。課税免除は、税負担の公平と課税しないことによる社会一般の利益とを比較検討し、公益上の事由がある場合に行うことができるとされております。その判断に当たっては、税法上限定的に解釈されていることから、慎重に検討する必要があります。観光目的税検討委員会では、県民の課税免除を求める意見がある一方で、県民と県民以外の観光客を区別することは、税の公平性や法の下の平等に反するおそれがあるとの指摘がありました。現段階では、税の公平性の観点を上回る県民の課税免除による公益上の事由を整理することは難しいと考えております。そのため、検討委員会において、修学旅行生及びその引率者を課税免除とすることで意見が取りまとめられたところでございます。

以上でございます。

○中川京貴 議長　病院事業局長。

〔本竹秀光　病院事業局長登壇〕

○本竹秀光 病院事業局長　４、病院事業局関連の御質問の(1)のア及び(1)のイ、病院総務システムの契約についてお答えします。４(1)アと４(1)イは関連しますので、一括してお答えします。

病院総務システムの開発に当たっては、令和４年11月に購入し、令和５年８月に追加改修、令和６年度に追加改修及び保守管理契約を締結しております。各年度の追加改修業務の内容及び期限については、契約に定める仕様書に記載する機能を満たし、年度末までにプログラムを完成するものとしており、改修の遅延には当たらないものと考えております。また、現在生じているシステムエラーについて、病院事業局としましては、事業者に対して、エラーを解消し機能要件を満たすよう求めているところであり、契約の解除は考えておりません。手当の支給誤りが続いていることにより、職員に対して御迷惑をおかけしており、早急に追給できるように対応してまいりたいと考えております。

同じく４の(2)、コロナ禍後の県立病院の経営課題及び今後の医療機能についてお答えします。

県立病院は、コロナ患者を優先して診療してきたこと等により、令和５年度の延べ入院患者数はコロナ前と比べて約７万8000人減少しております。人口構成の変化等長期的な患者数の減少があったところに、コロナを経て、軽症患者・再診患者の受診控え等、受療行動の変化に拍車がかかり、令和５年度決算では過去最大の約65億円の純損失となっております。また、県立病院は、離島・僻地医療、救急医療等の政策医療を担っており、引き続きその役割を果たせるよう、第８次医療計画や新たな地域医療構想等を踏まえ、検討を進めてまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　喜友名智子議員。

○喜友名　智子 議員　すみません、休憩お願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前10時44分休憩

午前10時45分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○喜友名　智子 議員　もろもろ、御答弁ありがとうございました。

災害対応、それからワシントン事務所の対応、それから本会議でもずっとお尋ねをしております病院事業局の対応、全て個別の事象とも言えるとは思いますけれども、やはり見ていくと、県の中でのこの事務体制、やはり根本的に共通した課題があるようにも思うんです。個別のことについては、ほかの会派や議員からも質問がありますので同じ質問は省きますけれども、県の中で基地問題、それから災害対応といろいろ続く中で、通常の事務機能の弱さ、これはやはり全般的に見直していただきたい。その中のツールの一つとして、内部統制で業務を見直して、職員の皆さんが業務の中で新しい仕事ばかり増えてなかなか業務の削減が続かないということは、様々な部門から聞いております。このスクラップ・アンド・ビルドの中で、スクラップをしないで新しい業務ばかり追加されるというところが、どの部門においても共通した課題ではないかと私のほうからは見えております。ぜひ、こういっ

た大きな視点で取り組んでいただきたいということを最初に申し上げたいと思います。

それでは再質問ですけれども、すみません、続きますが、病院事業局からお尋ねをいたします。

改修においては、納品・納期の遅延には当たらないということでした。関連する契約書、私も全て見させていただきましたけれども、勤務管理システムについては、大きな契約というか４つあって、最初の契約については、システムの開発というものではなく、システムを物品として購入している契約になっております。それで、この中では確かにシステム開発ではないので、納期・納品という意味での遅延はないと思いますけれども、この契約の中に検査というものがありまして、病院事業局はこのシステム業者の納品について、検査に合格した物品でなければ納入することができないという項目があります。こういった項目を見ると、最初の物品売買契約書――これは最初の4900万の随意契約の中で、やはりこの発注の経緯、それから納品するときの検査についても、局の対応が甘かったのではないかと思っております。これについては、毎回申し上げて、こちらもちょっとどう指摘したらいいのか迷うぐらいになってきてはいますけれども、やはり――何ていうんでしょう、契約に問題があったことは認めつつ、責任や処分がないまま、だらだらと未払い問題が続いていると。これはやはりどこかでけじめをつけていただきたいと要望だけいたします。

休憩お願いいたします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前10時49分休憩

午前10時49分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○喜友名　智子 議員　すみません、病院事業局ですけれども、今、この総務事務センター職員の負担が増えているようにも思いますけれども、残業時間、今どれくらいになっていますか。

○中川京貴 議長　病院事業局長。

○本竹秀光 病院事業局長　病院総務事務センターですか、それともそれぞれの病院の事務の……。

○喜友名　智子 議員　休憩お願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前10時49分休憩

午前10時50分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○本竹秀光 病院事業局長　病院総務事務センターのほうは、昨年と今年の時間外についての比較はできませんけれども――今持っていません、すみません。ただ、システム稼働後の事務職員全体の１人当たりの月平均の時間外勤務時間は、前年度と比較しますと、令和５年度の上半期が23時間、６年度の上半期が22.2時間で、0.8時間の減少となっております。さらに、時間外勤務増減の要因として、病院総務事務センターの影響がどの程度生じているかということに関しては明らかではないのですけれども、病院総務事務センターへ事務移管済みの北部病院、中部病院、それから精和病院、宮古病院は、月平均4.2時間の減少です。南部医療センター・こども医療センター、八重山病院はまだ移管していないということで、その２病院は月平均で3.9時間の増加になっております。ということは、事務移管することで、そこの部分はもう軽減するだろうということは一応予想はしております。

以上です。

○中川京貴 議長　喜友名智子議員。

○喜友名　智子 議員　すみません、病院総務事務センターの職員の残業時間は今おっしゃいましたか。すみません、聞き逃していたのでもう一度お願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前10時51分休憩

午前10時51分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

病院事業局長。

○本竹秀光 病院事業局長　病院総務事務センターについては、今年からの出先なのでまだ比較するデータがありません。

○喜友名　智子 議員　今年の絶対値はないですか。

○本竹秀光 病院事業局長　今年のですか。

○喜友名　智子 議員　はい。

○本竹秀光 病院事業局長　今年の……。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前10時52分休憩

午前10時52分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○本竹秀光 病院事業局長　月平均で37.3時間ということです。

○喜友名　智子 議員　それが残業時間ですか。

○本竹秀光 病院事業局長　はい。

○中川京貴 議長　喜友名智子議員。

○喜友名　智子 議員　月平均37時間ほどあるということでした。実は、たまたまなんですけれども、病院総務事務センターの様子を週末と平日の夜にちょっと見る機会があったのですね。土日のどちらか、ちょっと私も記憶が定かではないのですが、週末も職員が２

人出勤されていて、平日の夜、ほぼ事務センターの机が埋まっているほど職員の皆さんが残業されていたタイミングがありました。やはり総務事務の負担軽減ということで始まりはしましたけれども、まだシステムの稼働がうまくいかず、紙で処理している負担が来ているのではないかなと見受けられます。数字を見ると残業時間は減っているよということでしたけれども、これはやはり引き続ききちんと管理をして、職員に負担がいっていないかどうかというところは厳しく見ていただきたい。私のほうには、やはり職員の負担が重いという声が届いているんですけれども、今、職員の残業時間は減っていますということではありましたけれども、この職員の負担解消のために今取り組んでいることがあれば御答弁いただけますか。前は、ラウンドテーブルをやっていますというお話がありましたけれども、こういったところが事務の負担の削減、それから残業時間の解消にきちんとつながっているかどうか、そういったところをお聞きしたいと思います。

○中川京貴 議長　病院事業局長。

○本竹秀光 病院事業局長　今、病院総務事務センターの人数は、一番最初の頃に申し上げましたけれども増えていませんので、各病院のそういう事務が全部病院総務事務センターのほうに移管された場合に、そこの負担の部分は軽減されるはずですし、実際軽減されていますね。そこの部分で、その病院総務事務センターのほうの人数を増やすことになると思います。それで、中部病院の事務長とはよく話をする機会があります。中部病院はさっき言ったように、システム移行していますので、実は給与担当の事務の負担は軽減されていまして、その職員は別の事務ができるような形でいけるという話を伺っていますので、行く行くはそれぞれの病院の事務の――そこの部分を減らすわけではないのですけれども、そこの負担分は病院総務事務センターがやっぱり負担しないといけないので、そこに関しては人を増やしていく必要があるだろうと。増やし方に関しては、これはまたそれぞれ病院事業の中で考えていかないといけないとは思っています。

以上です。

○中川京貴 議長　喜友名智子議員。

○喜友名　智子 議員　病院の職員によっては、まだちょっと負担が重いという声がありまして、ちょっとまだかみ合わないなというところがあります。ここは引き続き話をさせてください。

休憩お願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前10時56分休憩

午前10時56分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○喜友名　智子 議員　引き続き、病院事業局です。

先ほど病院経営の今後について、欠損が65億、令和５年度であったとおっしゃいました。これが今後の病院経営に与える影響と次年度以降どう取り戻していくかというところを、長期的な視点で見解をお伺いいたします。

○中川京貴 議長　病院事業局長。

○本竹秀光 病院事業局長　お答えします。

昨年の５月に５類に移行した後も、県立病院ではコロナ患者を受け入れる数がかなり多くて、まだまだ令和元年度以前の入院患者数には程遠い、戻らないという状況が続いています。これは沖縄県立病院のみならず、全国の自治体病院も同じような傾向で、全国に自治体病院は860ぐらいありますけれども、今のところ83％は赤字経営です。そうは言っても、やっぱり経営の改善をしないといけないということで、沖縄県病院事業局では、先日６県立病院の幹事者を全部集めまして――日にちは覚えていませんが、土曜日に１日かけて経営のマネジメントの研修会を実施しました。これはあと３回実施しますけれども、そこは当然プロの経営の人たちをお呼びしまして、そこで勉強会をしました。それから、やはり再建計画を早急につくらないといけないということで、今病院事業の中でその前のプロジェクトチームを立ち上げて、そういうことをしながら経営再建、それから一番は、やはり患者に来てもらうためには各県立病院の院長をはじめとして、先生方が地域のクリニックに出向いて、そういう紹介であったりとか逆紹介であったりとか、そういうことを一つ一つやっていかないとなかなか厳しいという環境に今あるかなと思います。まあこれは県立病院だけではないんですけれども、恐らくどこの病院でも今そういう環境で、病院経営はかなり苦しい状況にありますので、それを打開していくための施策を今進めているところです。

以上です。

○中川京貴 議長　喜友名智子議員。

○喜友名　智子 議員　今後、北部基幹病院の件も進んでおりますし、この病院の収支体制については、私はこの病院事業局だけではなくて、外部の専門コンサルタント――医業の経営に詳しい方の活用というのも積極的に進めていただきたいと思っております。

次も同じ医療分野なんですけれども、沖縄においては医師の偏在、これが非常に大きな問題となっております。国の基準についても現場の医師や専門家の方た

ちからは、やはり国の指標が沖縄にとっては厳しいのではないかという指摘があります。この医師偏在の数字の見直しについて、県のほうからも国に要請していいのではないかと思いますけれども、これまでどのような取組を行ってきたのか、御答弁をお願いします。

○中川京貴 議長　保健医療介護部長。

○糸数　公 保健医療介護部長　お答えいたします。

御指摘のように、厚生労働省のほうでは医師偏在指標というものを使って、全国の医師多数県、少数県の中で、この偏在が少なくなるような形ということで、沖縄県は今多数県に位置づけられていますので、研修医の定員とか地域枠とかというのは削減の方向に今向かっているというのが現状でございます。この偏在指標については、島嶼県である沖縄県にとっては、地理的な特殊性、医師の働き方等、本県の実情が考慮されていないというふうに考えておりまして、去る10月10日、同じく医師多数県の鳥取県、徳島県を含む医師多数県の連名により、国に対して医師偏在対策を求める要望を行い、玉城知事が直接、小規模離島での医師１人体制、それから小児科の夜間診療制限等、地域の実情を踏まえてしっかりと医師を確保し、研修医を増員することがひいては地方創生、少子高齢化の共通した課題であり、しっかり取り組んでいただきたいということを訴えてきたという状況でございます。

○中川京貴 議長　喜友名智子議員。

○喜友名　智子 議員　ありがとうございます。

沖縄にとって医療というのは、やはり島に住むか住まないかを決めるための大きなポイントだと思います。この沖縄の地理的事情は、本当に国のほうに訴えて、もし通常の制度でできないのであれば、沖縄振興法の中でも予算を確保してやるぐらいの意気込みをぜひ県のほうには見せていただきたいと思います。

休憩お願いいたします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前11時１分休憩

午前11時１分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○喜友名　智子 議員　ちょっと残り時間短くなっていますけれども、観光税ですね。本当にいろいろな方から、この制度で本当に始めていいのかという心配、それから不満の声しか私のほうには届いていなくて、それでも県全体で一律で税を始めるというところに意義を見いだしたいと思っております。それでもやはり財政需要額の算定、必要な分野に関してきちんとカバーできていないんじゃないかという指摘はさせてください。

今日の紙面でも、「修学旅行生　来年11％減」という数字が出ておりました。こういったところも本来は観光税でカバーできるのではないかという部分もあります。こういったところがカバーできていたのかも含めて、観光税の議論、また今後も続けさせていただきたいと思います。

以上で終わります。ありがとうございました。

○中川京貴 議長　松下美智子議員。

〔松下美智子　議員登壇〕

○松下　美智子 議員　ハイタイ　グスーヨーチューウガナビラ。

公明党の松下美智子です。

代表質問の前に一言申し上げます。

私ども公明党は、11月17日に結党60周年の節目を迎えました。斉藤鉄夫新代表の下、また沖縄県本部も再任された上原章代表、糸数昌洋幹事長体制で衆望に応える、清新で温かい公明党の構築に総力を挙げてまいります。

さて、11月は児童虐待防止月間、オレンジリボンキャンペーンが行われました。さらに、11月25日は女性に対する暴力撤廃の国際デーでした。そして、11月12日から25日までパープルリボンをシンボルとする女性に対する暴力をなくす運動週間でもありました。私も今日、シンボルマークをつけてまいりましたが、力弱き女性や子どもたちへの暴力の撤廃、そして全ての人権を守る社会を構築するため、共に力を合わせてまいりましょう。

それでは通告に従いまして、代表質問を行います。

１、先月11月８日から発生した、本島北部地域における１市４村の豪雨災害からの早期復旧・復興及び被災者支援について。

まず、被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げます。新年を前に落胆されている被災者の皆様への支援に全力を尽くしたいと思っています。

そこで(1)、災害救助法の適用機会を逸したことについて、知事並びに県の責任は重大だと思いますが、知事の見解、原因、そして県の災害対策本部体制の再構築についてお伺いします。

(2)、適用外となってしまった災害救助法と同等の財政措置を行うとのことですが、具体的な取組についてお伺いします。

(3)、知事は、被災者支援にお見舞金を支給すると発言されていますが、内容についてお伺いします。

２、物価高騰対策の取組について。

(1)、国は総合経済対策の中で、自治体が独自の物価高騰対策に使える、重点支援地方交付金を増額する

としていますが、県の取組についてお伺いします。

３、福祉・健康施策について。

(1)、母子及び父子家庭等医療費助成事業について。

県女性団体連絡協議会、県母子寡婦福祉連合会からも切実な陳情が届いています。18歳に達すると児童扶養手当の受給資格が喪失します。

そこでア、対象年齢を18歳までの児童から二十歳までに引き上げることについて見解をお伺いします。

イ、自動償還払いから、窓口支払いの負担のない現物給付を導入することについて見解をお伺いします。

(2)、物価高騰対策の女性・子育て世帯支援として取り組まれている、くらし応援サポート事業、子育て世帯生活応援クーポンの取組状況についてお伺いします。

(3)、帯状疱疹ワクチンの定期接種化についてお伺いします。

(4)、子宮頸がん予防のためのＨＰＶワクチン接種について。

ア、キャッチアップ接種への最後の周知の取組について。

イ、接種率の推移について。

ウ、対象者への周知の取組について。

この通告提出後にワクチン接種の希望が増えて、供給が間に合わない現状を鑑み、キャッチアップ世代の方が令和６年度中に３回接種のうちの１回でも接種していることを条件に、令和７年度中、１年延期されることになったと報道がありました。これに沿っての御答弁をお願いいたします。

(5)、ＲＳウイルス感染症の予防について。

(6)、遷延性（持続する）意識障害者・家族の会九州「つくし」主催の講演会が12月15日に開催されます。沖縄県として後援してくださり感謝いたします。沖縄県で家族会をつくることが目的の一つとも伺っています。対象者の方々に情報が届きますよう取組についてお伺いします。

(7)、保険適用となった不妊治療への県独自の支援についてお伺いします。

４、ひとり親女性への支援について。

(1)、運転免許取得費用の支援について。

(2)、高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金の県としての取組について。

５、全ての人権を守り性の多様性を尊重する社会を実現するための理解促進の啓発の取組についてお伺いします。

６、教育行政について。

(1)、県の学校給食費無償化事業について、各自治体との協議の結果、どのような取組になるのかお伺いします。

(2)、県バス通学費等支援事業の現在の取組状況と今後の拡充についてお伺いします。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。残りは答弁を伺い再質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○中川京貴 議長　玉城知事。

〔玉城デニー　知事登壇〕

○玉城デニー 知事　松下美智子議員の御質問にお答えいたします。

まず、本島北部地域における豪雨災害からの早期復旧・復興及び被災者支援についての御質問の中の(1)、災害救助法の適用機会を逸した原因と災害対策本部の再構築についてお答えいたします。

災害救助法の４号基準については、災害が発生し、生命・身体への危害またはそのおそれが生じた場合に適用されます。今回の災害におきましては、11月11日に災害対策本部が設置された後に、内閣府に災害救助法適用の確認を行いましたところ、大雨が収まり多数の者が避難し継続的に救助を必要とする状況ではない現時点において、４号基準の適用は困難であるとの回答でありました。今回の大雨の対応では、生活福祉部と知事公室の連携が十分でなかったこと、災害対策本部の立ち上げの遅れなど御指摘をいただいていることについても重く受け止め、災害救助法に関する緊急連絡窓口を常時24時間体制で人員を配置している防災危機管理課に一本化して生活福祉部と知事公室の連携を強化し、あわせて災害対策本部の設置基準や各種マニュアルの見直し、沖縄県の防災組織体制の強化などにより災害対策本部体制を改善してまいります。

次に(2)と(3)、災害救助法と同等の具体的な取組と見舞金の内容についてお答えいたします。(2)と(3)は関連しますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

令和６年11月８日からの大雨により、北部１市４村において、多くの住家被害が発生しております。沖縄県は、被災者の一日も早い生活再建を図るため、災害救助法と同等の支援として、住家の応急修理に係る支援金について、3460万8000円を予備費から充当して支給することを決定しております。災害救助法では、市町村が実施した避難所の設置や食品、飲料水の供給等についても、応急救助の対象として位置づけられていることから、沖縄県から市町村に同法と同等の支援ができるよう、取組を進めております。

見舞金につきましては、今回の災害に鑑みた県独自の見舞金を支給できるよう、本議会の補正予算として追加提案することとしております。引き続き、被災者の生活再建を支援し、被災地の速やかな復旧に向けて全庁一丸となって取り組んでまいります。

次に、性の多様性を尊重する社会の実現についての、性の多様性に関する啓発についてお答えいたします。

沖縄県では、性の多様性に関する普及啓発を行うとともに、パートナーシップ制度の令和６年度導入に向けた機運の醸成を図るための啓発イベントを計画しております。啓発イベントでは、広く一般県民への周知を図るため、性の多様性への理解の高い、いわゆるＬＧＢＴＱの当事者たちに共感し、寄り添いたいと表明をするＡｌｌｙ――アライと申しますけれども、このアライの企業や大学等と協力し、県民が気軽に参加し、楽しく制度を理解できる企画となるよう、実施方法や形態等について、委託事業者と調整を進めていきたいと考えております。また、パートナーシップ制度の普及啓発を図り、制度のスムーズな導入に努めてまいります。

沖縄県としましては、全ての県民がその個性や能力を十分に発揮し、個人の尊厳と多様性が尊重される社会の実現に向け、引き続き、全力で取り組んでまいります。

その他の質問につきましては、部局長から答弁させていただきます。

○中川京貴 議長　企画部長。

〔武田　真　企画部長登壇〕

○武田　真 企画部長　２、物価高騰対策の取組についての中の(1)、重点支援地方交付金による県の取組についてお答えいたします。

県においては、これまで電気やＬＰガスの料金高騰に対する支援、畜産農家や保育所等への支援など、様々な分野における物価高対策に取り組んでおりますが、物価高が継続する中、引き続き厳しい状況にある県民生活や事業活動への支援が必要であると考えております。

県としましては、国が追加するとしている重点支援地方交付金の配分額や事業メニューなどの詳細が明らかになり次第、早期の対策が行えるよう、必要な検討を進めてまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　こども未来部長。

〔真鳥裕茂　こども未来部長登壇〕

○真鳥裕茂 こども未来部長　３、福祉・健康施策についての中の(1)のア、母子及び父子家庭等医療費助成事業の対象年齢の引上げ及び現物給付について。３の(1)アと３の(1)イは関連しますので、一括してお答えいたします。

本事業は、厳しい状況にあるひとり親家庭等の生活の安定や健康保持に大きな役割を果たしているものと認識しております。対象を二十歳まで拡大することについては、条件付での拡大を含め16市町村が希望しているものの、約６割の市町村が拡大を希望しないとしております。現物給付については、10市町村が導入を希望しているものの、自動償還等の維持を求める市町村が約８割となっております。現物給付の課題の一つとして、国庫負担減額調整措置――いわゆるペナルティーがあることから、県は国に対し廃止を要望しているところです。対象年齢の引上げ及び現物給付の導入については、県のみならず、実施主体である市町村の費用負担も生じること等から、引き続き市町村と意見交換を行ってまいります。

続きまして同じく３の(2)、くらし応援サポート事業、子育て世帯生活応援クーポンの取組状況についてお答えいたします。

くらし応援サポート事業は、11月１日から事業を開始し、現在面談期間が終了したところであり、11月28日時点で、面談者数の９割の方からの申請に対し、８割の方へポイントを交付済みとなっております。子育て世帯生活応援クーポンは、11月１日より受付を開始し、11月25日時点で、生活困窮世帯からは3125件の申請があり、うち1507件交付済みで、難病児を育てる世帯については、対象世帯の３割を超える方へ交付済みとなっております。

続きまして同じく３の(7)、不妊治療に対する支援についてお答えいたします。

不妊治療については、令和４年度より保険適用となったものの、一部は保険適用外となっていることから、県においては、先進医療費に対する助成を行っております。具体的には、申請は、年齢に応じて１人当たり３回または６回まで可能となっており、申請１回当たりの上限額は７万円で、費用の約７割を助成しております。令和５年度の実績としましては、助成件数が993件、助成金額は約2300万円となっております。

続きまして４、ひとり親女性への支援についての(1)、ひとり親女性への運転免許取得費用の支援についてお答えいたします。

県では、ひとり親家庭等を対象に母子父子寡婦福祉資金を活用し、運転免許など就職等に必要な知識・技

能の習得に係る費用について、無利子または低利での貸付けを実施しております。さらなる運転免許取得費用の支援につきましては、今後、関係機関との意見交換や情報収集を行ってまいりたいと考えております。

県としましては、引き続き、ひとり親家庭の生活の安定及び自立支援に取り組んでまいります。

続きまして同じく４の(2)、高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金に対する県の取組についてお答えいたします。

本事業は、ひとり親家庭の学び直しを支援し、よりよい条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、就業につなげることを目的として、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講する場合の費用の一部を支援する制度となっております。申請に際しては、事業を実施する市において、町村については県福祉事務所が窓口となっております。県では、引き続き本事業の周知を図り、ひとり親家庭の学び直しを支援してまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　保健医療介護部長。

〔糸数　公　保健医療介護部長登壇〕

○糸数　公 保健医療介護部長　３、福祉・健康施策についての(3)、帯状疱疹ワクチンの定期接種化についてお答えします。

国においては、令和６年６月に厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会ワクチン評価に関する小委員会で、帯状疱疹ワクチンを定期接種に用いるワクチンとする方向性が適当であるとされ、翌７月に同部会で、対象年齢等について検討が進められたと聞いております。

県としましては、全国衛生部長会を通して、定期接種化について国に要望しているところであり、引き続き国の動向を注視して、情報収集に努めてまいります。

同じく３の(4)のア、キャッチアップ接種を含むＨＰＶワクチン接種対象者への周知の取組についてお答えします。３の(4)のアと３の(4)のウは関連しますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

ＨＰＶワクチンの従来定期接種対象者は、小学校６年生から高校１年生相当までの女子、キャッチアップ接種の対象者は、令和６年度において、平成９年度から平成19年度に生まれた女子となっております。キャッチアップ接種の期間は令和７年３月末までとなっておりますが、国からの通知では、この期間中に１回以上接種した方については、３回の接種を完了できるよう、期間終了後１年間を公費での接種対象とする経過措置の方針が示されたところです。県では、これまで予防接種に関する情報について県ホームページで周知を図るとともに、学校等の関係機関にリーフレット等の啓発資材を配布してきたところであり、引き続き接種を希望する方が円滑に接種できるよう市町村と連携し、周知徹底に取り組んでまいります。

同じく３の(4)のイ、ＨＰＶワクチンの接種率の推移についてお答えします。

ＨＰＶワクチンの従来定期接種における接種率は、小学校６年生から高校１年生の合計接種者数を標準的な対象人口で除して算出しており、当県においては、第１回接種率は、令和４年度21.2％、令和５年度25.3％、令和６年度は上半期で28.4％となっております。また、キャッチアップ接種における接種率の推移について、国は令和４年度の値のみを公表しており、本県の第１回接種率は、2.1％となっております。令和５年度以降は、県独自で算出した推定値となりますが、令和５年度2.7％、令和６年度は上半期で7.6％となっております。

同じく３の(5)、ＲＳウイルス感染症の予防についてお答えします。

本県のＲＳウイルス感染症の状況は、毎週、県内32か所の小児科定点医療機関からの患者数報告により把握しております。県では、報告数が増加傾向にある際は、手洗い、マスク着用といった基本的な感染対策の周知を含めた注意喚起を行っているところです。また、予防接種については、60歳以上及び生まれてくる子の予防を目的に妊婦に接種するワクチンがありますが、任意接種であることから、現在、国において定期接種化への議論が行われていると聞いております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　生活福祉部長。

〔北島智子　生活福祉部長登壇〕

○北島智子 生活福祉部長　３、福祉・健康施策についての御質問のうち(6)、遷延性意識障害者・家族の会主催の講演会の取組についてお答えいたします。

12月15日に県立博物館・美術館で開催予定の、遷延性意識障害者・家族の会九州「つくし」が主催する講演会につきましては、県において、県庁舎及び県福祉事務所などにポスターを掲示するとともに、県立病院や保健所、各市町村の障害福祉担当課など関係機関へチラシを配布し講演会開催の周知を図っております。また、県関係機関にも改めて12月２日に周知を行ったところであり、当講演会に多くの方々が参加され、事故や病気等により脳に重大な損傷を受け意識障

害が３か月以上続いている遷延性意識障害者についての理解が広がり、家族の会について広く周知されることを期待しております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　教育長。

〔半嶺　満　教育長登壇〕

○半嶺　満 教育長　６、教育行政についての中の(1)、学校給食費無償化の取組についてお答えいたします。

学校給食費無償化につきましては、これまで６月と９月に市町村説明会を開催し、県の取組方針や補助対象経費、上限額等について意見交換等を行ってまいりました。現在、各市町村の令和７年度要望額調査の結果を取りまとめ、当初予算概算要求を行うとともに、制度設計について市町村との調整を進めているところであります。その結果を踏まえ、令和７年１月末までには補助金交付要綱を策定し、同年４月からの実施に向けて取り組んでまいります。

同じく(2)、バス通学費等支援事業の取組状況についてお答えいたします。

県は、令和２年度から子どもの貧困対策として、高校生のバス・モノレール通学費無料化を実施したところです。これまで、通学区域が全県域の中学校及び要件を満たすフリースクールの生徒にも支援を拡大しており、令和５年度には約5200名を認定し、支出額は約３億6000万円となっております。また、令和５年度からは、高額通学費が原因で進学等を断念することがないよう、中間所得層までの生徒の通学費の一部補助を開始しております。制度のさらなる拡充につきましては、持続可能な支援の在り方を引き続き検討してまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　松下美智子議員。

○松下　美智子 議員　一通り御答弁をいただき、ありがとうございます。

それでは再質問をさせていただきます。

まず１の北部豪雨災害についてですけれども、すみません、ここで少し時系列に申し上げたいと思います。

私ども公明党は、11月12日、高橋真県議が公明党の名護市議と共に被災地の視察を行い、15日には沖縄自民党・無所属の会、公明党、維新の会として玉城知事に要請を行いました。その後、17日には、再度、公明党県議団４名で被災地を視察の上、22日に上京、公明党斉藤鉄夫代表に要請。そして、伊東良孝内閣府沖縄担当大臣にも現場視察を終えた金城泰邦衆議院議員も同席の下、沖縄本島北部地域における豪雨災害からの早期復旧・復興及び被災者支援に関する要請を行いました。大臣からは、沖縄総合事務局の職員の増員を行いたい、また補正予算や来年度予算も含めて、被災された皆さんの窮状に応えていきたいとの踏み込んだ御発言もいただきました。

今回の豪雨災害の対応について、知事並びに県の失態は痛恨の極みだと思っております。人命に被害のなかったことが何よりの救いですけれども、二度とこのようなことが起きないよう最大の教訓として先ほどの御答弁のとおり体制を立て直していただきたい。しっかりと国と連携し予算の確保に最大限の尽力をされて、被災者の方に安心を届けてください。強く要望いたします。再度御答弁をお願いいたします。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　今回の大雨の対応について、災害対策本部の立ち上げに係る要件、あるいは部局の連携、そして情報の収集の在り方、災害対策本部を立ち上げるマニュアルなどなど、私たちは一つ一つしっかり点検をし、そしてそれを早期に改善を行って、いつ来るか分からないこの災害等に対してしっかりと対応できるように、気を引き締めて取り組んでまいりたいと思います。

○中川京貴 議長　松下美智子議員。

○松下　美智子 議員　ぜひよろしくお願いいたします。

皆様心を一つにしてしっかり取り組んでいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、(3)の帯状疱疹ワクチンの定期接種化についてですけれども、糸数部長からは、私が６月に取り上げたとき、また９月の高橋真県議の代表質問のときと状況が変わっていないということなんですが、いよいよ定期接種化されるというふうに聞いておりますので、先ほどの年齢ですとか時期ですとか、しっかり決定される動向を注視していただいて、決まり次第、速やかに実施できるようによろしくお願いをいたします。

それでは次、子宮頸がん予防のためのＨＰＶワクチン接種についてです。

休憩お願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前11時33分休憩

午前11時33分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○松下　美智子 議員　先ほどキャッチアップ世代に関しては、この令和６年度中に１回でも接種すれば、

延長１年間、令和７年度まで延長できるという御答弁をいただいたんですけれども、普通の定期接種の高校１年生――最後の年齢ですね、この方々への対応について御答弁をお願いいたします。

○中川京貴 議長　保健医療介護部長。

○糸数　公 保健医療介護部長　お答えいたします。

キャッチアップ接種の対象者は、先ほど述べましたように平成９年度から平成19年度生まれとなりますけれども、今回、経過措置が取られることになりましたので、令和６年度の定期接種の最終年度である高校１年生――いわゆる平成20年度生まれ、2008年度生まれの女子も経過措置の対象となるということで連絡が来ております。

○中川京貴 議長　松下美智子議員。

○松下　美智子 議員　徐々にこのワクチン接種をされる方が増えているということで、ワクチンの供給が足りなくなったことの経過措置と聞いております。うれしいことですけれども急な経過措置になっていますので、この１年間延長になる方々には、ぜひ個別勧奨を実施していただきたいというふうに思いますけれどもいかがでしょうか。

○中川京貴 議長　保健医療介護部長。

○糸数　公 保健医療介護部長　お答えいたします。

今御指摘のありましたように、市町村のほうが主体となりますので、市町村については対象者への個別通知を検討していただけるように依頼をすることとしております。

以上です。

○中川京貴 議長　松下美智子議員。

○松下　美智子 議員　ぜひよろしくお願いいたします。

それでは３の(7)の不妊治療についてですけれども、公明党の長年の取組で不妊治療が保険適用になったことは画期的なことだと思っております。また、県でも先進医療への助成に取り組んでいただいていますことに感謝を申し上げます。しかし、先ほどの御答弁の中にもありましたが、不妊治療についてはそれ以外にも様々御負担があります。当事者の方が不妊治療で休む際の補助――要するに、有給休暇が取れない仕事場などへの補助、病院に通う交通費の補助等できるところから検討していただきたいとのお声があります。取組についてお伺いいたします。

○中川京貴 議長　こども未来部長。

○真鳥裕茂 こども未来部長　お答えいたします。

不妊治療を行うに当たっては、仕事と不妊治療を両立できる環境を整備することがとても重要だというふうに考えております。県外では、不妊治療のための休暇を取得させた事業主に奨励金を支給する事業等を行っている自治体もあることから、今後これらの自治体の取組状況について情報を収集し、事業展開の検討を行ってまいりたいというふうに考えております。

○中川京貴 議長　松下美智子議員。

○松下　美智子 議員　どうぞよろしくお願いいたします。

不妊治療は、された方しか分からないと思いますが、身体的にも精神的にも大きな負担があると理解をしております。不妊治療での流産、不育症など相談窓口の充実に関してもお声があります。ホームページでも様々相談窓口の設置をうたっていただいておりますけれども、周知拡大についてもしっかりと取組をお願いしたいと思います。要望しておきます。

では５番の、全ての人権を守り性の多様性を尊重する社会を実現するための啓発イベントの件ですけれども、知事自ら御答弁をいただきました。今回、このイベントを行うに際して公募をしていただいて、11月１日にこの公募案内が行われています。これ９月議会ですか、10月にこの提案をさせていただいて、11月１日に公募をされて、もう11月20日には締切りをされるという大変タイトな公募の仕方だったというふうに思っております。また応募資格の中に、沖縄県内に事業所を有し、また共同企業体の場合は、構成員のうち１者以上がこの要件を満たすことというふうに付されております。私が前回の議会で提案させていただいた、沖縄カミングアウト物語の映画ですけれども、沖縄にもあって県外にもあって選べるならこのこともいいかとは思うんですけれども、こういう県外でつくられて、沖縄の方が主人公で沖縄が映されている、沖縄でその物語が進んでいくというものがほかにはないものですから、私はぜひこの映画の上映をこのイベントの中に入れていただきたいというふうに思って質問させていただいたんですけれども、この沖縄カミングアウト物語の松岡監督は県内の総合広告代理店の方と――時間がありませんでしたので短期間の中でやり取りをされて応募されましたけれども、公募の結果、残念なことに不採択になっております。私はとっても残念だなというふうに思っております。映画はそのまま残りますので、今回が厳しかったとしても何らかの形で、教職員の方へのそういう啓発に使っていただくとか、また、てぃるるで上映をしていただくとか、ともかくこのパートナーシップ制度が今回、令和６年度に制定されるまでには間に合わないかもしれませんけれども、また別の機会でしっかり活用していただけるよ

うに部長に要望させていただきたいんですが、いかがでしょうか。

○中川京貴 議長　こども未来部長。

○真鳥裕茂 こども未来部長　ありがとうございます。

前回の議会でも答弁させていただいたんですが、先日行われた浦添のシンポジウムで上映された、沖縄カミングアウト物語ですか、うちの職員も参加させていただいて、性の多様性に対する理解を得るのにかなり有益なものであったということで聞いております。ですので、今後もできる限り有効な活用を検討してまいりたいというふうに考えております。

○中川京貴 議長　松下美智子議員。

○松下　美智子 議員　もう今日は時間がありませんので、３の(2)のくらし応援サポート事業、子育て世帯生活応援クーポンにつきましても、別の議員からも質問がありましたが、ともかく届けたい方々になかなか届かない。私県議にさせていただいて６か月、半年がたつんですけれども、私が関わらせていただいたこの県の事業、大変性急に進んでいるなという印象をとても強く持っております。この方々を支援したいというものであれば、その方々にしっかり届くように施策を推進していただきたいというふうに思っております。この子育て世帯生活応援クーポンは12月13日まででまだ間に合いますので、しっかり対象者の方には告知をしていただいて周知をしていただいて、より多くの方々が残念な思いをされないように、届くように取組をお願いして、代表質問を終わります。

ありがとうございました。

○中川京貴 議長　西銘純恵議員。

〔西銘純恵　議員登壇〕

○西銘　純恵 議員　皆さん、こんにちは。

日本共産党を代表して、質問を行います。

その前に、北部の豪雨災害で被災された北部地域の皆さんに心よりお見舞いを申し上げます。

それでは質問を行います。

１、北部の豪雨災害への生活支援、復旧・復興支援について。

(1)、被害状況と被害救済のための県の支援策を伺います。

(2)、なぜ、県の初動が遅れたのか。災害予防の観点から今後の対応策を伺います。

(3)、気候変動が世界中で危機的な災害をもたらしている。災害・被害の種類ごとに地域防災計画を見直すことが急務だが、実態と対応を問います。

(4)、福祉避難所やジェンダー視点の避難所の実態を伺います。

(5)、県の災害見舞金を他府県並みに300万円に引き上げること。

２、総選挙の結果、与党が過半数割れとなり、国民・県民の要求が実現する可能性が広がっている。全国一律時給1500円、学費無償、現行の保険証の存続、日米地位協定の改定、企業・団体献金の禁止などへの期待が高まっている。知事の見解を伺います。

３、米大統領選挙でのトランプ氏の再選について。

(1)、トランプ前大統領は、2019年に従来の３倍超の年間80億ドル（約１兆2000億円）の負担を日本側に求めたとジョン・ボルトン元トランプ大統領補佐官が回顧録で記述しています。大統領選後の電話会談で、石破首相はトランプ氏と日米同盟をより高い次元に引き上げることで一致したと報道された。沖縄の基地が強化され、再び戦場にされるおそれが高まっているのではないか。知事の見解を問います。

(2)、ミサイルが配備された自衛隊基地と在沖米軍基地の強化や訓練が増加しているが、実態を伺います。軍事力の増強は、軍事的緊張を高めるばかりです。憲法９条を生かした外交が重要であり、デニー県政の進める地域外交の取組は東アジアの平和構築に大きく貢献している。これまでの成果と今後の取組を伺います。

４、県は、有害物質及び廃棄物に関する国連特別報告者マルコス・Ａ・オレリャーナ氏を招聘し、シンポジウムを行いました。ＰＦＡＳ汚染問題で、日本政府は主体的に有害物質から人々を守るべき、汚染者負担の原則である国際基準に従うことなど、来年の国連総会に報告書を提出すると述べて解決への方向性を示しました。マルコス・Ａ・オレリャーナ氏招聘の成果と県の今後の取組を伺います。

５、戦後80年を迎える次年度、６月23日の全戦没者追悼式に国連代表や広島市長、長崎市長の招聘を求めたい。特段の平和施策が必要と思うが、取組を伺います。

６、米兵による女性への性暴行事件の解決のために。

(1)、在沖米軍関係者による県内の性暴行事件、復帰後の検挙人数と起訴率を伺います。

(2)、米兵の少女への性暴行事件に対し、県議会が全会一致で意見書・抗議決議を行い、要請行動も行いました。12月22日の県民大会に、ぜひ知事に参加してもらいたい。

(3)、女性の人権と尊厳を守るため、米兵犯罪を根絶する方策は米軍基地をなくすことではないか。被害

者救済、加害者の処罰など、日本の国内法を適用するための日米地位協定の改定を米国や国際世論に広げる取組が必要だが、対応を伺います。

７、米軍基地問題について。

(1)、戦争をあおるような日米合同訓練キーン・ソード25などの日米合同演習に、県は反対をすべきです。県内での実施状況と住民生活への影響・被害を伺います。

(2)、航空自衛隊那覇基地で全国初のミサイル攻撃を想定した避難ごうの整備が進められている。与那国での県外への避難訓練、石垣の防災訓練に米軍が初参加するなど、沖縄がミサイル攻撃をされる事態を想定した軍事施設の強化、訓練が加速している。現役の米海兵隊幹部が、昨年12月、台湾有事を想定して「第三海兵遠征軍を戦闘態勢に」と題する論文で、米海兵隊の家族を沖縄から米本国に撤収させるよう主張したようだが、沖縄県民を再び捨て石にするもので許せない。知事の見解を伺います。

(3)、墜落や緊急着陸を繰り返す欠陥機のオスプレイが、昼夜住宅上空を低空飛行して、県民は爆音と墜落の恐怖にさらされている。オスプレイの事故状況を伺う。米ＡＰ通信が５年間の事故調査で重大事故が46％増加して機体に問題があると報道したことへの見解を問う。オスプレイの撤去を求めるべき。

８、辺野古新基地問題について。

(1)、宮城島の土砂が中城湾港から搬出されたのは、港湾利用の許可を得ない違法行為ではないか。また、宮城島の島民や伊計島への観光客や学生が頻繁に利用する農道を、１日に10トントラック100台が往来すれば、交通安全への支障、農道の損壊が危惧される。農道破壊の土砂搬出を認めることはできないのではないか。

(2)、普天間基地の離着陸回数、爆音被害はどうなっているか。政府は、普天間基地の一日も早い危険性除去のためには辺野古が唯一と言っている。辺野古新基地は12年かかるというが、12年は4380日になる。政府は、普天間基地の返還時期を示すことができないでいる。一日も早い危険性の除去は、即時運用停止、閉鎖・撤去ではないか。辺野古新基地建設を断念させるデニー知事の決意を伺います。

９、浦添新軍港建設問題について。

(1)、浦添新軍港は、日本の法律が及ばない治外法権の専用軍港になるのではないか。防衛局が示した２つの回頭円と制限水域について説明を求める。

(2)、サンゴ礁や環境への影響、米原子力空母や原子力潜水艦などの艦船の使用、オスプレイやミサイルの運搬など、軍港の運用、防波堤の埋立面積、軍港建設にかかる費用は明らかにされているのか。明らかにするよう求めるべきではないか。浦添新軍港について一切分からないまま建設を進めさせていいのか。自然破壊、税金の無駄遣いの浦添新軍港の建設中止を求め、那覇軍港の即時無条件返還を求めるべきである。

10、教育行政について。

(1)、教師の多忙化解消とメンタルヘルス対策の取組、その成果と拡充について伺います。

(2)、国が抜本的に教育予算を増やし、正規雇用の教職員を増やして少人数学級にすれば、教師の多忙化や不登校など多くが改善され、子どもに分かる喜びの学校教育が実現できると思うが、教育長の見解と取組を伺います。

11、異次元の規制緩和による円安によって物価高が長期化し、所得の低い県民ほど暮らしが脅かされている。子育て世帯への調査で支援を希望する物に、お米が81％。物価高の影響は、食費・日用品費が９割、回答した６割が母子世帯と報道された。県の支援が急がれるが、対策を伺う。

12、日本政府は子どもの権利条約を批准しているが、財政的にも政策的にも取組が弱過ぎる。

県が独自に行っている子ども貧困対策の実績と次年度の支援策と拡充について伺う。

13、国連女子差別撤廃委員会での日本への勧告を受けて、ジェンダー平等を推進することについて。

(1)、女子差別撤廃条約選択議定書の批准に対する勧告内容と知事の見解、取組を伺う。

(2)、選択的夫婦別姓に対する勧告内容と知事の見解、取組を伺う。

(3)、男女の賃金格差や低賃金の改善に対する勧告内容と知事の見解、取組を伺う。

(4)、婚姻の自由に対する勧告内容と知事の見解、取組を伺います。

よろしくお願いします。

○中川京貴 議長　質問の途中ではありますが、時間の都合もありますので、西銘純恵議員の質問に対する答弁は午後に回したいと思います。

休憩いたします。

午前11時55分休憩

午後１時15分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

午前の西銘純恵議員の質問に対する答弁を願います。

玉城知事。

〔玉城デニー　知事登壇〕

○玉城デニー 知事　西銘純恵議員の御質問にお答えいたします。

米大統領選挙でのトランプ氏の再選についての御質問の中の３の(2)、自衛隊基地及び在沖米軍基地の強化、訓練の増加についてお答えいたします。

戦後80年近く経た今もなお、国土面積の約0.6％に過ぎない沖縄県に在日米軍専用施設面積の約70.3％が集中しています。日常的に発生する航空機騒音など、沖縄県民は過重な基地負担を強いられ続けており、これ以上の負担は容認できるものではありません。また、米軍の機能や規模が縮小されないまま自衛隊の配備拡張が進められることは、沖縄の基地負担の増加につながるということから、負担軽減に関しては、米軍と自衛隊を併せて検討される必要があると考えております。米軍基地が集中していることに加え、反撃能力を有する装備の配備等による抑止力の強化がかえって地域の緊張を高め、不測の事態が生ずることを懸念しており、ましてや沖縄が攻撃目標となることは決してあってはならないと考えております。

次に、地域外交の成果と今後の取組についてお答えいたします。

沖縄県が推進する地域外交について、今年度は、私が米国ワシントンＤＣとニューヨークの国連本部を訪問し、沖縄の基地問題の解決や平和的な外交・対話による緊張緩和と信頼醸成の重要性について訴えてまいりました。また、池田副知事が韓国済州特別自治道と南米のボリビア、ペルー、照屋副知事は中国、台湾を訪問し、経済分野の交流、ウチナーネットワークとの連携強化等を図っております。さらに、北東アジア地域自治体連合への参加や済州特別自治道との友好協力都市協定の締結など、海外自治体とのネットワークの構築に取り組んでおります。

沖縄県としましては、引き続き平和的な外交・対話による沖縄独自の地域外交を積極的に展開し、アジア太平洋地域の平和構築と相互発展に貢献してまいります。

次に、マルコス・Ａ・オレリャーナ氏の招聘について、招聘の成果、今後の取組等についてお答えいたします。

国連特別報告者のマルコス・Ａ・オレリャーナ氏の招聘においては、関係者との面談、米軍基地周辺の現地視察やシンポジウム等を通して、沖縄が置かれている現状を理解していただくことができました。オレリャーナ氏からは、日米地位協定は、米国で主要な環境の法律ができる前に結ばれたものであり、新たな国際基準に従うべきであるという御意見ですとか、今回の視察結果も含め軍事活動と有害物質をテーマにした報告を国連に提出する等との発言があるなど、大きな成果があったものと考えております。

沖縄県としては、今後も環境や人権、平和などの国際的な有識者を沖縄に招聘し、沖縄の思いを世界に向けて発信するなど、国際社会からの理解と協力を得る取組を行い、沖縄県の取組を後押しする国際世論の形成を図ってまいります。

その他の質問につきましては、部局長から答弁させていただきます。

○中川京貴 議長　知事公室長。

〔溜　政仁　知事公室長登壇〕

○溜　政仁 知事公室長　１、北部の豪雨災害への生活支援、復旧・復興支援についての中の(1)、被害状況と県の支援策についてお答えいたします。

12月３日現在、人的被害に関する情報はありません。住家・非住家被害に関する情報は、現在調査を継続中ではありますが、床上浸水80件、床下浸水74件、半壊・一部損壊各１件、非住家被害２件、車両被害28件、土砂崩れ９件、道路損壊等25件が確認されております。県では、今回の大雨による住家被害については、災害救助法と同等の支援として、被災者への生活物資に係る費用等を市町村へ支援することなどを検討しております。また、農作物への被害、道路・河川などの被害については、道路・農道等や河川の護岸の破損箇所の応急対応、道路等被災調査への県職員の派遣、被災した農林水産事業者向けの各種相談窓口の設置等を通じて支援しているところです。市町村や関係機関と連携して、北部地域の一日も早い復旧に向けて取り組んでまいります。

同じく１(2)、県の初動対応と今後の対応策についてお答えいたします。

北部地域における大雨の対応について、県では、11月８日の大雨警報発表後、沖縄県災害対策準備体制及び沖縄県災害対策北部地方本部により対応しておりましたが、災害対策本部の設置の遅れや災害救助法の適用に関し連絡体制が十分ではなかったことなどにより、災害発生のおそれ段階での同法の適用の機会を失いました。今後、災害救助法を迅速に適用するため、同法に関する緊急連絡窓口を常時24時間体制で人員を配備している防災危機管理課に一本化しております。また、現在進めている災害応急対策に引き続き取り組むとともに、速やかに災害対策本部を設置できるよう設置基準等の見直しや県の防災組織体制の強化などに努めてまいります。さらに、今回の災害対応について、関係部局をはじめ市町村や気象台など国の関

係機関等と振り返りを行い、市町村や関係機関との連携強化などに取り組んでまいります。

同じく１(3)、沖縄県地域防災計画の見直しについてお答えいたします。

沖縄県地域防災計画は、共通編、地震・津波編、風水害等編の３編で構成され、風水害等編では、台風、大雨、洪水のほか、危険物等災害、海上災害、航空機事故災害、道路事故災害、原子力災害、軌道事故災害及び林野火災が一括して編さんされております。県では、近年、災害が多様化・激甚化していることを踏まえ、様々な災害に対応できるよう沖縄県地域防災計画の全面見直しに向けて作業を進めているところです。

次に２、総選挙の結果、国民・県民の要求実現の期待が高まっていることについてお答えいたします。

総選挙の結果、与党が過半数割れとなったことから、与野党間の協議はこれまで以上に多くなることが予想されます。また、石破総理は、臨時国会の所信表明演説において、民主主義のあるべき姿とは、多様な国民の声を反映した各党派が真摯に政策を協議し、よりよい成案を得ることだと考えると述べられております。

県としては、石破総理の強いリーダーシップの下、国民の生活、経済を立て直すための経済対策など様々な課題の解決に、国会における議論などを通して国民の理解を深め、取り組まれるものと考えております。

次に３、米大統領選挙でのトランプ氏の再選についての中の(1)、トランプ氏の再選による沖縄の基地の強化等についてお答えいたします。

トランプ氏の大統領就任が、日本の安全保障体制及び在沖米軍基地に対し、どのような影響をもたらすかについては現段階では明らかではなく、引き続き情報収集に取り組んでまいります。

県としては、大統領の交代による政策の変更が、過重な基地負担を強いられ続けている沖縄のさらなる負担の増加につながることはあってはならないと考えております。次期政権関係者との関係構築や情報収集のためには、ワシントン駐在の活用が大変重要であると考えております。

次に５、戦後80年を迎える次年度の取組について、戦後80年に向けた平和施策についてお答えいたします。

県では、来年は戦後80年の節目を迎えることから、沖縄戦の犠牲者を追悼するとともに平和を希求する「沖縄のこころ」を次世代に継承すること等を目的に、戦後80周年平和祈念事業（仮称）を行うこととしております。具体的には、国連関係者の招聘によるシンポジウムの開催、文化芸能イベント、国内外との交流など、次世代を担う若者をはじめ多くの県民の平和を考える機会の創出に向け、全庁体制で取り組んでまいります。

次に６、米兵による女性への性暴行事件についての中の(2)、県民大会への参加についてお答えいたします。

県民大会は、沖縄県女性団体連絡協議会が中心となって今月22日に開催されることが決定されております。11月26日に同協議会が主催した知事と語る会において、知事は出席を検討してほしいとの依頼を受けたところであり、知事の出席の可否については現在検討しているところです。

同じく６(3)、日米地位協定改定の取組及び国際世論喚起についてお答えいたします。

県は、日米両政府に対し、米軍人である被疑者の起訴前の拘禁移転など日米地位協定の抜本的な見直しを求めているところです。日米地位協定の見直しを実現するためには、国民的議論を喚起していくことが重要であり、また、国際世論が後押しになるものと考えております。このため、トークキャラバンやシンポジウムを通して、同協定の問題点や沖縄の実情を広く発信するとともに、知事訪米の際のシンポジウムや海外メディアの取材などの機会を通して国際世論の喚起につなげていきたいと考えております。

次に７、米軍基地問題についての中の(1)、県内における日米共同統合演習の実施状況等についてお答えいたします。

去る10月から11月にかけて全国的に実施された日米共同統合演習キーン・ソード25では、本県において自衛隊による本島内の公道を利用した車両行進訓練や伊是名島での情報収集訓練のほか、米軍及び自衛隊のオスプレイを使用した訓練や戦闘訓練などが行われております。

県としては、かねてから米軍基地の整理縮小、さらなる基地の返還を求めている中、日米共同訓練等の増加により、これ以上の基地負担が生じることはあってはならないと考えております。このため、９月27日、沖縄防衛局に対し、県内民間空港における米軍機の使用を自粛すること、県内での米軍及び自衛隊オスプレイの使用を自粛するよう求めたほか、訓練の実施に当たっては、県民生活や事業活動への影響を最小限とすることなどを求めたところです。

同じく７(2)、軍事施設の強化や訓練等についてお答えいたします。

安保関連３文書では、南西地域を第一線として位置

づけた上で、沖縄における防衛力強化に関連する記述が多数見られます。また、自衛隊と米軍は、いわゆる台湾有事を想定し、南西諸島等に米軍がミサイル部隊を展開させる予定であるとの報道がなされております。いずれにしましても、かねてから沖縄の米軍基地の整理縮小を求めている中、配備増強等によりこれ以上の基地機能の強化は到底容認できるものではありません。また、米軍基地が集中していることに加え、自衛隊の急激な配備拡張による抑止力の強化がかえって地域の緊張を高め、不測の事態が生ずることを懸念しており、ましてや沖縄が攻撃目標となることは決してあってはならないと考えております。

同じく７(3)、オスプレイの事故状況等についてお答えいたします。

オスプレイについては、昨年８月にオーストラリアで３人が死亡する事故や昨年11月に屋久島沖で８人が死亡する事故が発生したほか、先月には米国でホワイトハウス関係者が搭乗する機体から出火する事故が発生するなど、重大な事故が相次いで発生しております。米国での報道によりますと、2019年から2023年までの５年間に安全上の問題が増加し、機体自体の設計が事故の多くで直接的な原因となっているとのことです。

このようなことからも県としては、オスプレイに対する県民の不安は一向に払拭されていないと考えており、機会あるたびに政府に対し、オスプレイの配備撤回を求めているところです。

次に８、辺野古新基地問題についての中の(2)、普天間飛行場の騒音被害及び辺野古新基地建設断念の決意についてお答えいたします。

沖縄防衛局の調査によると、普天間飛行場における今年４月から９月の離着陸回数は9002回で、昨年同時期と比べて3424回、約61％の増となっております。また、県と市町村が実施した令和５年度の航空機騒音測定結果では、普天間飛行場周辺の11測定局中２局で環境基準値を超過しています。一方、政府が唯一の解決策とする普天間飛行場の辺野古移設は、軟弱地盤の存在が判明し、提供手続の完了までに約12年を要するとされており、さらなる工期の延伸も懸念されます。

県としては、普天間飛行場の危険性の除去は辺野古移設に関わりなく実現されるべき喫緊の課題であると考えており、引き続き日米両政府に対し、あらゆる機会を捉えて同飛行場の早期閉鎖・返還を求めてまいります。

次に９、浦添新軍港建設問題についての中の(1)、那覇港湾施設代替施設の回頭円及び制限水域についてお答えいたします。

沖縄防衛局に照会したところ、回頭円の具体的な大きさや位置について、今後防衛省において米側と調整していくものと承知しているが、現時点で民港の形状案と整合し、民港に期待する機能を失わないことを那覇港管理組合が確認しているとの回答がありました。また、那覇港湾施設代替施設には、隣接する提供水域を含むこととされており、その具体的な範囲については、今後防衛省において米側と調整していくものと承知しているとの回答がありました。

同じく９(2)、那覇港湾施設代替施設の運用や費用等についてお答えいたします。

那覇港湾施設は、那覇港に隣接し、那覇空港にも近く、産業振興の用地として極めて開発効果の高い地域となっており、基地負担の軽減と産業振興の観点から、早期の返還が必要であると考えております。移設に係る環境への影響については、現在、沖縄防衛局において環境影響評価方法書の作成業務を実施中であると認識しております。また、運用について、国はこれまでの移設協議会において、代替施設においても現有機能の確保を目的としており、米軍艦艇を恒常的に展開する計画や、空母や原潜を運用する計画があるとは承知していないと回答しております。防波堤の面積及び代替施設の整備に要する費用については、現時点でお示しすることが困難であるとの説明を受けております。

以上になります。

○中川京貴 議長　生活福祉部長。

〔北島智子　生活福祉部長登壇〕

○北島智子 生活福祉部長　１、北部の豪雨災害への生活支援、復旧・復興支援についての御質問のうち(4)、福祉避難所やジェンダー視点の避難所の実態についてお答えいたします。

11月８日からの大雨に対して、市町村では福祉避難所の開設はありませんでしたが、国頭村が福祉避難所として指定している高齢者施設において、高齢者の方の避難を受け入れていることを確認しております。

県としましては、要配慮者が必要とする車椅子等の確保など、今後も必要な配慮が行われるよう支援してまいります。また、一般避難所においては、東村に２世帯２名が避難しておりましたが、開設の翌日には帰宅し、避難所は閉鎖されております。避難所の運営主体である市町村には、ジェンダー視点での配慮に取り組むよう明記された国作成の避難所運営ガイドラインを周知しておりますので、それに沿った運営となるよ

う、市町村と引き続き連携してまいります。

続きまして同じく１の(5)、災害見舞金を他府県並みに300万円に引き上げることについてお答えいたします。

国の被災者生活再建支援制度は、全壊の場合、基礎支援金で100万円、また加算金として建設・購入の場合に200万円、合計で最大300万円支給される制度となっております。他県では、同一災害において、被災者生活再建支援法が適用された市町村と適用されなかった市町村が生じた場合に、後者の市町村に支援金を支給する独自制度が設けられており、その財源を県と市町村で負担している事例が多くあります。当該支援金制度と異なり今回の被害で検討している見舞金は、被災者の生活再建を迅速に支援することを目的とした見舞金制度として検討しております。被災者生活再建支援法が適用されなかった場合の本県の独自支援制度等については、他県の事例等を参考としながら検討してまいりたいと考えております。

続きまして５、戦後80年を迎える次年度の取組についての御質問のうち(1)、沖縄全戦没者追悼式に国連代表や広島・長崎市長を招聘することについてお答えいたします。

沖縄全戦没者追悼式は、戦没者の御霊を慰めるとともに、世界の恒久平和を願う「沖縄のこころ」を発信し、沖縄戦の歴史的教訓を正しく伝え、次世代の子どもたちに平和の尊さを継承することを目的としております。

県としては、戦後80年の節目の年に、国際の平和及び安全を維持することを目的の一つとする国際連合の関係者に参列いただくことは有意義なことと考えておりますので、その実現に向けて関係機関と調整してまいりたいと考えております。広島・長崎両市長の参列につきましては、先方の意向や日程等を確認の上、対応を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　警察本部長。

〔小堀龍一郎　警察本部長登壇〕

○小堀龍一郎 警察本部長　６、米兵による女性への性暴行事件の解決のためにの御質問のうち(1)、米軍構成員等による不同意性交等罪、不同意わいせつ罪に係る検挙件数等についてお答えいたします。

米軍構成員等による不同意性交等罪及び不同意わいせつ罪について、致死傷を含む平成27年から本年10月末までの過去10年間における検挙件数・人員を申し上げますと、16件21人となっております。その内訳については、不同意性交等罪が11件16人、不同意わいせつ罪が５件５人となっております。事件検挙、すなわち警察が事件を送致した後の起訴・不起訴の処分については、検察庁の所管となっておりますが、直近の令和５年及び令和６年10月末までの状況について申し上げますと、検挙件数７件のうち４件が起訴されたものと承知しております。その内訳については、不同意性交等罪が検挙件数６件中３件が起訴、不同意わいせつ罪が検挙件数１件中１件が起訴されたものと承知しております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

〔前川智宏　土木建築部長登壇〕

○前川智宏 土木建築部長　８、辺野古新基地問題についての(1)、中城湾港からの土砂搬出に対する県の対応についてお答えいたします。

宮城島からの土砂搬出に利用する中城湾港新港地区の作業用地等については、国が公用財産として管理する国有地となります。国によると、同国有地の利用については、国有財産法に基づき公有財産の「用途又は目的を妨げない限度」において使用を許可しているとのことです。

このため、県としては、状況を注視するとともに、県管理の港湾施設が利用される場合には、関係法令に基づき適切に対応してまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　農林水産部長。

〔前門尚美　農林水産部長登壇〕

○前門尚美 農林水産部長　８、辺野古新基地問題についての(1)のうち、土砂搬出に係る農道使用についてお答えいたします。

宮城島農道は、県営一般農道整備事業で整備し、平成10年度にうるま市へ財産譲渡されております。当該農道は、１日当たり100台の大型車の交通量は想定されていないことから、舗装面の破損などにより農業用車両や一般交通の支障となることが予想されます。交通規制等を行う場合、管理者であるうるま市が、県公安委員会等との道路交通法に基づく調整が必要となります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　教育長。

〔半嶺　満　教育長登壇〕

○半嶺　満 教育長　10、教育行政についての中の(1)、教員の多忙化解消とメンタルヘルス対策の取組等についてお答えいたします。

県教育委員会では、子どもたちに対してよりよい教育を行うことを目的として働き方改革を推進してお

り、そのためには教職員一人一人の時間と機会を創出することが必要と考えております。今年３月に策定した「私たちのピース・リスト2023」では、校務ＤＸの推進や労働安全衛生管理の充実等を掲げ、各学校や地域の実情に応じた取組を推進しており、令和６年度の県教育委員会調査では、市町村立学校における産業医の選任や衛生委員会の設置状況が大幅に改善しております。引き続き、各市町村教育委員会等と連携強化を図りながら、働き方改革とメンタルヘルス対策を一体的に推進してまいります。

同じく(2)、少人数学級の取組等についてお答えいたします。

県教育委員会では、小学校１・２年生で30人学級、小学校３年生から中学校３年生まで35人学級を実施しております。少人数学級の取組は、児童生徒の学習規律の定着や一人一人に対するきめ細かな指導の充実につながっていると考えております。

県教育委員会としましては、教職員定数の改善について、引き続き全国都道府県教育長協議会等を通して国に要望してまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　こども未来部長。

〔真鳥裕茂　こども未来部長登壇〕

○真鳥裕茂 こども未来部長　11、子育て世帯への支援についてお答えいたします。

県及び民間団体の調査結果により、子育て世帯の大部分が物価高の影響を受けていることが明らかとなったため、県では、６月補正予算で子育て世帯に対する各種支援を計上しました。これまで生活困窮世帯等に対するミルク・おむつ等の支援や、経済的に困難な状況にあるひとり親及び女性に対する生活関連物資の支援に取り組むとともに、県内５圏域で経済的に問題を抱える子育て世帯に対し食料品等を配布するフードパントリーを開催しているところです。

続きまして12、県が独自に行う子ども貧困対策についてお答えいたします。

県では、国・市町村と連携し、子どもの貧困対策を推進してまいりました。その結果、令和６年３月時点で市町村設置の子どもの居場所は193か所となり、子どもの学習意欲や自己肯定感の向上に寄与しています。また、県が設置した無料塾では、事業開始以降8336名を支援し、うち受験者の約９割が高校・大学等に合格しております。

県としましては、今年度策定する沖縄県こども計画（仮称）において、子どもの貧困対策を最重要課題に位置づけ、施策の充実強化に向けて取り組んでまいります。

続きまして13、国連女子差別撤廃委員会での日本への勧告を受けてジェンダー平等を推進することについての中の(1)、女子差別撤廃条約選択議定書の批准等の勧告内容等について、13の(1)、13の(2)及び13の(4)は関連しますので、一括してお答えいたします。

国連の女子差別撤廃委員会は、日本における女子差別撤廃条約の実施状況を８年ぶりに審査し、総括所見を公表しました。勧告内容としては、選択議定書の批准に対するあらゆる障害に速やかに対処すること等を求めるとともに、選択的夫婦別姓の導入について法規定を改正すること、また、同性婚を認めること等が勧告されています。

県としましては、差別や偏見のない優しい社会の実現に向けて人権啓発を推進していくとともに、県で導入を進めているパートナーシップ制度の対象に事実婚を含めることを検討するなど取組を行っているところです。引き続き、第６次沖縄県男女共同参画計画に基づき、ジェンダー平等及び女性活躍に関する啓発活動等を推進してまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　商工労働部長。

〔松永　亨　商工労働部長登壇〕

○松永　享 商工労働部長　13、国連女子差別撤廃委員会での日本への勧告を受けて、ジェンダー平等を推進することについての(3)、男女の賃金格差等に対する国連勧告の内容等についてお答えします。

国連女子差別撤廃委員会は、男女間の賃金格差の解消に向け、同一労働同一賃金の原則を効果的に実施することや、女性の正規雇用の増加等を勧告しております。県としましても、男女の賃金格差の是正は重要と考えております。賃金格差の主な要因として、男女の平均勤続年数の違いが挙げられていることから、女性が働き続けられる職場づくりに取り組む企業を支援しております。また、女性の非正規雇用の割合が高いことから、正規雇用化の促進等に取り組んでいるところです。

以上でございます。

○中川京貴 議長　西銘純恵議員。

○西銘　純恵 議員　再質問を行います。

最初に、５番の６月23日の国連代表の招聘、そして一緒にシンポジウムを国連代表に取り組んでいただきたいと思うのですが、知事の決意を伺います。沖縄戦で県民の４人に１人が命を奪われた沖縄の知事として、戦後80年、沖縄を再び戦場にさせないために、

シンポジウムを含めて招聘をしていただきたいと思います。知事、どうでしょうか。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　お答えいたします。

沖縄県としては、来年は戦後80年に当たり、これを大きな節目と捉え、国連事務次長で軍縮担当の上級代表である中満泉次長を沖縄に招聘し、併せて平和外交についてのシンポジウムを開催したいと考えています。去る９月に、私が訪米した際にも中満次長に面会をさせていただき、沖縄全戦没者追悼式典への参加のお願いと、それからシンポジウムも併せて開催したいということをお願いしておりますので、今、ワシントン駐在を通じて連絡を取り合って、内容の確認と日程等を調整させていただいております。引き続き、沖縄県からも、世界に対して非核・軍縮のメッセージを含めて「沖縄のこころ」を発信していく取組に鋭意取り組んでまいりたいと思います。

○中川京貴 議長　西銘純恵議員。

○西銘　純恵 議員　１番の豪雨災害に対して、九州沖縄地区農協青年組織連絡協議会から、激甚災害の指定など４項目の緊急支援要請が出されていますけれども、県の対応を伺います。

○中川京貴 議長　農林水産部長。

○前門尚美 農林水産部長　お答えいたします。

ただいまありました要請４項目については、認識しているところです。県では、災害復旧事業や一括交付金などを活用し、土砂が流入した農地の復旧や既存施設に対する補強・改修対策等を進めているところです。また、資金支援については、融資機関に対して償還猶予等について協力依頼を行っているところです。あわせて、農業共済や収入保険については、被災した加入者が共済金やつなぎ融資を迅速に受けられるよう、沖縄県農業共済組合へ依頼しているところであります。再生産に向けた各種支援に取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○中川京貴 議長　西銘純恵議員。

○西銘　純恵 議員　ありがとうございます。

あと、８番の宮城島の土砂搬出ですが、お尋ねします。１日に100台の往来を想定しない農道を造ってうるま市に譲渡したということですけれども、これは規制をしなければ、住民の皆さんも生活圏が破壊されるということなのです。うるま市に対して、規制のための助言を行うべきではありませんか。

○中川京貴 議長　農林水産部長。

○前門尚美 農林水産部長　お答えいたします。

宮城島農道は、１日当たり15台から40台未満の大型車の交通利用区分の設計基準で施工されております。当該農道は、県から設計条件等に関する情報共有は行っておりまして、交通規制等の実施に関しては、うるま市の判断となると考えております。

以上です。

○西銘　純恵 議員　ありがとうございます。

○中川京貴 議長　当山勝利議員。

〔当山勝利　議員登壇〕

○当山　勝利 議員　ハイサイ　グスーヨー　チューウガナビラ。

沖縄社会大衆党の当山勝利です。

質問が多いので、早速ですが会派を代表して質問を行います。

１、知事の政治姿勢について伺います。

(1)、11月９日に与論島と沖縄北部に線状降水帯が発生し、さらに10日にも北部に大雨が降り、多くの被害が出ました。被災された方々に心よりお見舞い申し上げます。しかし、県の対応が遅れたために災害救助法が適用できず、国費での被災者支援が現在できなくなっています。過去に日本国内において線状降水帯が発生し、甚大な水害が各地で何度も起きています。県はその教訓をこれまでどのように生かしてきたのか、過去に水害の例がありながら今回県の対応が遅れたことは甚だ残念です。昨日の答弁にもありましたけれども、判断に苦慮するところもあったということですので、であるならば、なおさら今後の体制についてどう取り組まれるのか伺います。そして、県内の被害について、その補償及び支援について県の対応を伺います。

(2)、トランプ氏のアメリカ合衆国大統領再選について、知事の所見を伺います。また、政治的な激変が予想される中、ワシントン駐在の意義について伺います。さらに、辺野古新基地建設断念に向けた取組についても伺います。

(3)、衆議院議員選挙の結果は、少数与党となり、その中、第２次石破茂内閣が発足しました。知事の所見と辺野古新基地建設断念や沖縄振興など対話に向けた取組について伺います。

(4)、国連の女子差別撤廃委員会において、日米地位協定により加害者が日本の司法で裁かれないことに言及がなされました。その後の日本政府の対応について伺います。また、米軍が表明したフォーラムがいまだ開催されておりませんが、そのことについて伺います。

(5)、キーン・ソード25による沖縄県内の軍施設以

外での訓練の実態について伺います。また、県内での米軍と自衛隊による共同訓練について、知事の所見と対応について伺います。

(6)、与那国での自衛隊オスプレイ機事故について、防衛省からの報告内容について伺います。また、知事の所見について伺います。

(7)、ウクライナとロシアの戦闘において、北朝鮮兵が参加しているとの報道があり、アジア地域を巻き込む事態となっています。さらに、ロシアと北朝鮮は包括的パートナーシップを結びました。このような状況の中で、県の地域平和外交は非常に重要な施策であり、アジアを中心とした取組を加速化すべきではないか、知事の考えを伺います。

２、沖縄県地域公共交通計画について。

(1)、マイカーから公共交通への取組について伺います。

(2)、地域の足となる公共交通網構築の取組について伺います。

(3)、観光客の移動手段の選択肢を増やす公共交通の取組について伺います。

３、平成10年度に発刊された自然環境の保全に関する指針の更新について。

(1)、環境カルテは整っているようですが、指針としていつまでに整備するのか伺います。

(2)、前回の結果とどのような変化があったかを調べ、指針に盛り込んではどうでしょうか、伺います。

４、子ども若者政策について。

(1)、虐待件数が年々増加しています。相談を受ける児童相談所のキャパシティーを超えているのではないか。対応について伺います。

(2)、子どもの貧困対策を含む子どもの権利を守るための沖縄県こども計画（仮称）について、進捗状況と方向性について伺います。

５、健康長寿沖縄の実現について。

(1)、65歳未満の死亡率と全国との比較について伺います。

(2)、健康長寿沖縄を実現するための取組について伺います。

６、上下水道耐震化率改善について。

(1)、能登半島地震の教訓から、国土交通省は上下水道施設等の耐震化率を調査しました。全国的に耐震化が進んでいないようですが、沖縄県の実態と対応について伺います。

(2)、上下水道耐震化計画の策定状況と国の支援について伺います。

(3)、下水道事業において、ウォーターＰＰＰの導入検討を進めているようですが、概要と導入によるメリット・デメリットについて伺います。

７、県みどりの食料システム基本計画について。

(1)、デジタル技術等を活用したスマート農林水産業技術の確立について、農業分野での検討状況について、畜産業の研究・技術開発の進捗状況について伺います。また、水産業や林業においてデジタル技術を活用した技術の推進に取り組む必要があるのではないか伺います。

(2)、新品種の育成に関する事業について、化学農薬の使用の低減に資する品種の開発や先端技術を活用した農作物の優良品種の開発とあります。いずれも必要で期待される技術ですが、実現に向けた取組について伺います。

８、県経済について。

(1)、令和６年度の全国月額所定内賃金の全産業の平均引上げ額は、初めて１万円を超えました。沖縄県の賃上げ額の実態について伺います。また、引き続き次年度以降も賃上げを望む声は大きいところですが、県のサポート体制について伺います。

(2)、令和５年度沖縄振興推進調査報告において、コロナ禍前の令和元年沖縄県内観光市場で消費された食料品・菓子は625億円、そのうち県内製造は229億円、県外は396億円と63.3％を占めました。コロナ禍後の動きはどうか伺います。また、同報告において、県内製造業の付加価値を高めるためには、県内ＯＥＭの拠点整備拡大に対する支援について指摘していますが、県の考えと取組について伺います。

(3)、泡盛を含む日本国内で製造されるこうじを使った伝統的酒造りを無形文化遺産に登録するようユネスコの評価機関が勧告し、決定される見通しとなりました。泡盛市場の活性化に期待を寄せるところではありますが、何もしなければ日本酒や焼酎に埋没する可能性があると指摘もされているところです。泡盛の無形文化遺産登録に対する知事の所見と機を逸することがないように泡盛市場活性化のための県の取組について伺います。

９、沖縄県のＤＸ推進について。

(1)、沖縄県内自治体のＤＸ推進の現状と県の取組について伺います。

(2)、民間企業におけるＤＸ推進について伺います。

(3)、ＩＳＣＯの役割について伺います。

(4)、リゾテックエキスポｉｎオキナワは今年で６回目の開催となりました。県は、観光をはじめとする全産業のＩＴ化、ＤＸの推進により県内企業の稼ぐ力

の強化につなげるために支援していますが、本イベントに対する県の評価を伺います。

10、沖縄県クリーンエネルギー・イニシアティブ推進に向けて、進捗状況を伺います。また、沖縄県の脱炭素化に向けた取組を加速化するために、民間の専門性を生かすＧＸアドバイザーを活用すべきと思われますが伺います。また、ハワイと沖縄の連携から得られた知見をどのように政策や制度設計に生かしているのか伺います。

11、教育行政について。

(1)、過労死ラインとされる時間外勤務平均80時間を超えた割合において、小中学校では改善方向にありますが、県立学校では改善がなされていません。県の認識と対策について伺います。

(2)、県内不登校が過去最多、小学校の1000人当たりの不登校者数も全国最多となっています。要因と対策について伺います。

(3)、学校に通っていない子どもたちの受皿となっているフリースクールの利用料が、関係団体の調査で高額であることが分かりました。関係団体は公的支援を訴えています。県の考え方、対応について伺います。

(4)、理数離れが改善できていません。また、理系女子が少ない実態や全国学力・学習状況調査で正答率に男女差はないが、科学技術関係職に対する性差があるようです。所見と対応について伺います。

以上、御答弁のほどよろしくお願いいたします。

○中川京貴 議長　玉城知事。

〔玉城デニー　知事登壇〕

○玉城デニー 知事　当山勝利議員の御質問にお答えいたします。

知事の政治姿勢についての御質問の中の(2)、トランプ氏再選に係る所見とワシントン駐在の意義等についてお答えいたします。

トランプ次期米国大統領には、大統領としての経験やリーダーシップを発揮され、世界経済の安定的な成長、不安定化している国際情勢の安定など、国際社会における諸課題に対し、各国の協調の下、取り組まれることを期待しております。一方、トランプ氏の大統領就任が、日本の経済政策及び安全保障体制、在沖米軍基地に対してどのような影響をもたらすかについては、現段階では明らかではなく、引き続き情報収集に取り組んでまいります。次期政権との関係構築や情報収集のためには、ワシントン駐在の活動は大変重要であります。ワシントン駐在は、日頃から共和党議員にも働きかけを行っているところであり、９月の訪米活動の際には、共和党系シンクタンクであるハドソン研究所において、辺野古新基地建設問題をはじめとした基地負担の現状についての講演などの取組を実施いたしました。今後も、引き続きワシントン駐在を活用した、次期政権の関係者との関係構築や情報収集に努めていきたいと考えております。

次に、子ども若者政策についての御質問の中の、こども計画の進捗状況と方向性についてお答えいたします。

沖縄県では、子ども・若者や子育て当事者、関係団体等の意見を取り入れながら、有識者会議や庁内推進会議による審議を経て、現在、計画の素案を取りまとめているところです。今後、パブリックコメント等を実施し、今年度末までに計画を策定することとしております。本計画においては、子どもの貧困対策を最重要課題の解消に向けた施策として位置づけ、強力に推進するほか、黄金っ子応援プラン、少子化対策や子ども・若者育成支援等の施策を統合した計画とし、関係機関が緊密に連携しながら、子ども・若者を取り巻く複雑化した課題に対し、横断的・重層的に切れ目なく取り組んでまいります。

沖縄県としましては、子どもを権利の主体として、意見表明や社会参画の取組を進め、社会の一番の宝である沖縄の子どもたちが生まれ育った環境に左右されることなく、生き生きと暮らせる「誰一人取り残さないこどもまんなか社会」の実現を目指し、子ども施策を力強く推進してまいります。

次に、県経済についての御質問の中の８の(3)、泡盛のユネスコ無形文化遺産登録に対する知事の所見等についてお答えいたします。

泡盛を含む日本の伝統的酒造りに関するユネスコ無形文化遺産の登録は、泡盛の文化的価値を県民が再認識するとともに、その価値を世界に広く発信する契機ともなり、国内外における認知度やブランド力が高まることから、泡盛の市場拡大につながることが期待されています。沖縄県では、泡盛業界全体で取り組むプロモーション等への支援を実施しておりますが、今後、県民をはじめ国内外の観光客に対して、この機会を最大限に生かした情報発信等への支援を行ってまいります。また、海外見本市への出展支援や市場ニーズに対応した商品開発の支援等を実施しており、泡盛の文化的価値の訴求により認知度を高めながら、さらなる海外展開を促進してまいります。今後とも、泡盛業界や関係機関と連携を図りながら、泡盛の魅力を国内外に発信する取組や、さらなる市場の拡大に向けた支援策を講じてまいります。

その他の質問につきましては、部局長から答弁させていただきます。

○中川京貴 議長　知事公室長。

〔溜　政仁　知事公室長登壇〕

○溜　政仁 知事公室長　1、知事の政治姿勢についての中の(1)、今後の災害対応体制と被害に対する補償、支援についてお答えいたします。

県では、速やかに災害対策本部を設置できるよう設置基準等の見直し、県の防災組織体制の強化などに努めるとともに、今回の大雨の対応について振り返りを行い、市町村や関係機関との連携強化などに取り組んでまいります。また、今回の大雨による住家被害については、災害救助法と同等の支援として、被災者への生活物資に係る費用等を市町村へ支援することなどを検討しております。農作物への被害、道路・河川などの被害については、道路・農道等や河川の護岸の破損箇所の応急対応、道路等被災調査への県職員の派遣、被災した農林水産事業者向けの各種相談窓口の設置等を通じて支援しているところです。市町村や関係機関と連携して、北部地域の一日も早い復旧に向けて取り組んでまいります。

同じく1(3)、第2次石破内閣発足の受け止めと対話に向けた取組についてお答えいたします。

石破総理は、臨時国会における所信表明演説において、沖縄経済の強化に向けて支援を継続することを表明されており、県経済と県民生活の再生に取り組んでいただけるものと思います。一方、辺野古新基地建設問題については、辺野古移設が唯一の解決策と表明されておりますが、石破総理は、総裁選における報道機関が実施した沖縄政策に関するアンケートにおいて、沖縄県との対話に前向きな姿勢を示しております。石破総理には、普天間飛行場の辺野古移設が唯一の解決策との固定観念にとらわれることなく、沖縄県との対話の場を設けるよう求めてまいります。

同じく1(4)、国連での日米地位協定に係る政府の言及と新たなフォーラムについてお答えいたします。

外務省によると、国連の女子差別撤廃委員会での対日審査において、委員からの、現行の日米地位協定の下、被害者の権利はどのように保護されているか等の趣旨の質問に対し、政府は同協定に規定する被疑者の拘禁移転と運用改善の状況を説明した上で、日本政府は、国内外を問わず、加害者不処罰の文化の終えんに資する支援を通じて、法の支配の一層の定着に取り組むとの回答をしたとのことです。また、新たなフォーラムについて、県は米軍及び日米両政府と個別に調整を進めており、先月も米側と意見交換を行いましたが、開催には至っておりません。引き続き、フォーラムの開催に向けて調整を進めてまいります。

同じく1(5)、日米共同訓練における訓練の実態と対応等についてお答えいたします。

去る10月から11月にかけて全国的に実施された日米共同統合演習キーン・ソード25では、本県において自衛隊による本島内の公道を利用した車両行進訓練や伊是名島での情報収集訓練のほか、米軍及び自衛隊のオスプレイを使用した訓練や戦闘訓練などが行われております。

県としては、かねてから米軍基地の整理縮小、さらなる基地の返還を求めている中、日米共同訓練等の増加により、これ以上の基地負担が生じることはあってはならないと考えております。このため9月27日、沖縄防衛局に対し、県内民間空港における米軍機の使用を自粛すること、県内での米軍及び自衛隊オスプレイの使用を自粛するよう求めたほか、訓練の実施に当たっては、県民生活や事業活動への影響を最小限とすることなどを求めたところです。

同じく1(6)、与那国での自衛隊オスプレイの事故についてお答えいたします。

10月27日の与那国駐屯地における陸上自衛隊のオスプレイの事故について、防衛省は、必要なスイッチの入れ忘れ等の人的要因に起因する事故であると説明しております。幸いにも事故による人的被害は発生しておりませんが、航空機事故は一歩間違えば人命・財産に関わる重大な事故につながりかねません。今回の事故は、事前の操作手順等の確認により、防ぐことが十分可能であったと考えております。そのため11月19日、沖縄防衛局に対し、県内の訓練ではオスプレイの使用自粛を申し入れていたにもかかわらず、事故が発生したことについて遺憾の意を伝えるとともに、今後も県内において自衛隊のオスプレイの運用を自粛するよう要請したところです。

同じく1(7)、地域平和外交の取組の加速化についてお答えいたします。

ロシアによるウクライナ侵攻について、来年2月には侵攻から3年を迎え、戦争が長期化し、両国に多くの犠牲者が生じております。また、直近では北朝鮮による派兵が報道されるなど、憂慮すべき事態が続いており、一日も早い解決が求められます。アジア太平洋地域においても、安全保障環境はより一

層複雑さを増しており、平和的な外交・対話を通じた緊張緩和と信頼醸成がこれまで以上に必要であると考えております。

このため県としては、北東アジア地域自治体連合への参加や海外自治体との関係構築に取り組むほか、国内外の有識者による会議やシンポジウムの開催を通して平和の重要性を訴えるなど、地域外交をこれまで以上に積極的に展開することにより、アジア太平洋地域の平和構築と相互発展に貢献してまいりたいと考えております。

以上になります。

○中川京貴 議長　企画部長。

〔武田　真　企画部長登壇〕

○武田　真 企画部長　２、沖縄県地域公共交通計画についての中の(1)、マイカーから公共交通への利用転換に向けた取組についてお答えいたします。

県では、公共交通への利用転換を促す交通需要マネジメントとして、わった～バス党のキャンペーンによる意識啓発活動などの各種取組を推進しております。また、今年９月には、企業や個人の行動変容と公共交通の利便性向上に向けた沖縄交通リ・デザイン官民共同宣言が取りまとめられたところです。

県においては、同宣言とも連携したバス運賃の無料実証事業を実施したところであり、効果検証の結果を踏まえながら、積極的に利用転換に向けた取組を推進したいと考えております。

同じく２の(2)、地域公共交通網の構築についてお答えいたします。

県では、地域の実情に応じた公共交通網の構築を目的に、沖縄本島の３つの圏域で連携交通会議を開催し、市町村及び交通事業者と検討を行っているところです。具体的には、コミュニティーバスや路線バス等の連携による通学や高齢者等の移動手段の確保、他県の事例等を踏まえ、各圏域における最適な公共交通網の構築に向け検討しており、引き続き市町村及び交通事業者と連携して取り組んでまいります。

次に９、沖縄県のＤＸ推進についての中の(1)、県内自治体のＤＸ推進状況についてお答えいたします。

県内自治体のＤＸ推進については、那覇市の母子手帳スマートフォンアプリや竹富町のオンライン窓口など、デジタル技術を活用した行政サービスを向上する取組が進められております。また、国の方針に基づき、住民基本台帳などの基幹業務のシステム標準化にも取り組んでおり、完了率は令和６年10月末時点で59.5%、全国13位となっております。

県としては、市町村へ専門員を派遣する伴走支援やＤＸ人材の育成研修等、引き続き市町村のＤＸ推進を支援してまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　文化観光スポーツ部長。

〔諸見里　真　文化観光スポーツ部長登壇〕

○諸見里　真 文化観光スポーツ部長　２、沖縄県地域公共交通計画についての(3)、観光客の移動手段を増やす公共交通の取組についてお答えいたします。

県では、観光客の移動手段の選択肢を増やす取組として、観光二次交通結節点「北谷ゲートウェイ」を実証的に設置し、那覇空港から直行バスを運行するとともに、観光地間を結ぶ民間バスへの支援を行っております。また、スマートフォン等での容易な乗換検索が可能となるよう、公共交通のオープンデータ化の取組に支援を行っております。

県としては、引き続き多様な観光ニーズの把握に努め、観光客が快適に沖縄旅行を楽しめるよう受入れ環境の整備に取り組んでまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　環境部長。

〔多良間一弘　環境部長登壇〕

○多良間一弘 環境部長　３、平成10年度に発刊された自然環境の保全に関する指針の更新についての(1)及び(2)、新たな指針の整備時期と内容についてお答えいたします。３の(1)と３の(2)は関連しますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

県では、自然環境の保全の在り方を示し、適切な土地利用への誘導及び調整を図るため、平成10年に自然環境の保全に関する指針を策定しました。その後、本県の自然環境は、土地の改変による影響に加え、外来種の侵入や高水温によるサンゴ礁生態系の劣化など取り巻く状況が複雑化していることを踏まえ、県は、生物多様性の現状と保全の方向性を明示するとともに、自然環境の持続可能な利活用を促すため、令和３年度に生物多様性保全利用指針ＯＫＩＮＡＷＡの暫定版を公開したところです。従来の指針は、希少種の分布や法的な規制に重点を置き評価しておりましたが、新たな指針では一般種を含む分布や生物多様性の観点から評価を行っております。そのため、両指針での評価結果を単純に比較できないことから、現在、新たな指針の利用上の留意事項などについて整理しているところであり、今年度中の公表に向けて取り組んでいるところです。

次に10、沖縄県クリーンエネルギー・イニシアティブについてのうち、ＧＸアドバイザーの活用についてお答えいたします。

国は、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、地域主導の脱炭素の取組が重要であるとして、ＧＸアドバイザーの派遣制度を設けております。当該アドバイザー制度は、地域脱炭素化に取り組む地方公共団体へアドバイザーを派遣し、地域脱炭素ロードマップに掲げる重点対策に関する支援を行う制度となっております。

県としましては、沖縄県地球温暖化対策実行計画で位置づける施策について、必要に応じＧＸアドバイザーの活用を検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　こども未来部長。

〔真鳥裕茂　こども未来部長登壇〕

○真鳥裕茂 こども未来部長　４、子ども若者政策についての(1)、児童虐待件数増加に対する児童相談所の対応についてお答えいたします。

児童相談所における児童虐待相談対応件数は年々増加し、令和４年度は2585件で過去最多となっております。このような状況に対応するため、県では、児童相談所の正職員及び会計年度任用職員を平成16年度の77名から令和６年度の212名と、20年間で135名増員し体制強化を図ってきたところです。経験の浅い職員の増員により資質向上が課題となっていることから、今後も研修やスーパーバイザーによる指導体制の強化等により、さらなる体制強化に努めてまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　保健医療介護部長。

〔糸数　公　保健医療介護部長登壇〕

○糸数　公 保健医療介護部長　５、健康長寿沖縄の実現についての(1)、20歳から64歳までの年齢調整死亡率についてお答えします。

人口動態統計特殊報告によりますと、20歳から64歳までの人口10万人当たりの年齢調整死亡率は、全国、沖縄県ともに低下傾向にありますが、令和２年の値で比較すると、男性は全国が252.7に対し沖縄県は326.7、女性は全国が126.5に対し沖縄県は149.3となっており、男女とも沖縄県が高い状況にあります。

同じく５の(2)、健康長寿沖縄を実現するための取組についてお答えします。

健康長寿沖縄を実現するため、今年度から県の健康増進計画である健康おきなわ21（第３次）を開始しており、重点的に取り組む事項として、働き盛り世代の健康づくりを掲げ、県内事業所及び経済団体等に対する健康経営をさらに推進することとしております。また、無関心層を含む多くの県民が主体的に健康づくりに取り組むための情報発信や各種支援等を行う生活習慣病予防対策事業、がん検診機関や市町村における検診の精度管理及び受診率向上を図る事業等に取り組むなど、健康長寿おきなわ復活に向けて官民一体となって推進していくこととしております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　企業局長。

〔宮城　力　企業局長登壇〕

○宮城　力 企業局長　６、上下水道耐震化率改善についての(1)のうち、上水道施設の耐震化の実態と対応についてお答えいたします。

国は、令和６年11月に市町村を含めた全国の上下水道施設の耐震化状況の緊急点検結果を公表しており、そのうち市町村等が所管する上下水道の両方が耐震化されている避難所等の重要施設の割合は、全国で約15％となっております。一方、企業局施設の耐震化率は、令和５年度末時点で取水施設は40.3％、導水管は57.0％、浄水施設は39.0％、送水管は37.3％、配水池は87.6％となっております。

企業局としましては、水道用水の安定供給を図るため、引き続き計画的な水道施設の耐震化に取り組んでまいります。

同じく６の(2)のうち、上下水道耐震化計画の策定状況と国の支援についてお答えいたします。

国は、市町村を含めた全ての上下水道事業者に対して、令和７年１月末日までに上下水道耐震化計画を策定するよう要請しており、現在、企業局では、アセットマネジメント手法を取り入れた施設整備計画を基に同計画の策定を進めております。また、国においては、上下水道施設の耐震化を計画的・集中的に進めるため、個別補助の創設等が検討されているところです。水道施設の計画的な更新・耐震化を推進するため、国の財政支援の検討状況を注視するとともに、引き続き沖縄振興公共投資交付金の確保に努めてまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

〔前川智宏　土木建築部長登壇〕

○前川智宏 土木建築部長　６、上下水道耐震化率改善についての(1)、下水道施設の耐震化の実態と対応についてお答えいたします。

土木建築部の管理する流域下水道施設の耐震化率については、令和５年度末時点で下水処理場は

50％、下水道管路は41％、ポンプ場は14％となっております。

県としては、災害に強い下水道施設の構築に向け、引き続き関係機関と連携し、計画的に耐震化に取り組んでまいります。

次に同じく６の(2)、上下水道耐震化計画の策定状況と国の支援についてお答えいたします。

土木建築部では、令和６年９月の国土交通省による上下水道耐震化計画の策定の要請を受け、現在、計画策定に向けて関係部局と調整を行っているところです。また、下水道施設の計画的な更新・耐震化を推進するため、引き続き社会資本整備総合交付金及び沖縄振興公共投資交付金の確保に努めるとともに、国における個別補助の創設等の検討状況を注視してまいります。

次に同じく６の(3)、ウォーターＰＰＰの概要とメリット・デメリットについてお答えいたします。

土木建築部では、現在、流域下水道へのウォーターＰＰＰ導入可能性調査を実施しており、民間事業者への参画意欲・参加条件の確認や導入対象範囲の検討・整理等を行うこととしております。導入により期待されるメリットは、下水道施設の維持管理業務の契約期間や範囲が拡大されることで、民間の創意工夫がより一層発揮され、経費削減等による効率的な運営が挙げられます。一方、懸念されるデメリットは、下水道職員の技術力継承や地元企業の受注機会の減少等が挙げられます。

以上でございます。

○中川京貴 議長　農林水産部長。

〔前門尚美　農林水産部長登壇〕

○前門尚美 農林水産部長　７、県みどりの食料システム基本計画についての(1)、スマート農林水産技術の取組についてお答えいたします。

県では、亜熱帯海洋性気候等の特性を踏まえた資源循環型農業の促進等に取り組んでいるところです。同基本計画において、環境負荷軽減を図るためのスマート農林水産技術開発として、農業ではＡＩを活用した病害虫及び生理障害の画像診断システムの構築、畜産ではスマート技術を活用したふん尿処理の開発等に取り組んでおります。加えて、林業・水産業では、スマート技術を活用した森林クラウドシステムの運用やドローンによるモズク養殖の生産性向上に取り組んでおります。

同じく(2)、化学農薬低減に向けた新品種開発についてお答えいたします。

県では、同基本計画に基づき化学農薬の使用低減に対応した品種開発として、サトウキビでは黒穂病抵抗性品種の育成、ゴーヤーではＤＮＡマーカーを活用したうどんこ病抵抗性品種の育成等の試験研究を実施しております。そのほか、土着天敵等を活用した化学農薬の低減に向けた技術開発に取り組んでおります。

県としましては、引き続き環境負荷軽減及び先端技術を活用した農林水産技術の開発に取り組んでまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　商工労働部長。

〔松永　享　商工労働部長登壇〕

○松永　享 商工労働部長　８、県経済についての(1)、賃上げの実態と県のサポート体制についてお答えします。

民間調査会社によりますと、今年度賃上げを予定している企業は86.1％となっておりますが、賃上げ額については公表されておりません。県内企業の支援体制につきましては、商工会等支援機関において相談窓口の設置、専門家派遣、経営革新の促進等に取り組んでおります。また、県では、賃上げにつながる企業の稼ぐ力を強化するため、生産性・収益性の向上に向けたデジタル化の促進、資金繰り支援、所得向上応援企業認証制度などの各種施策を推進しているところです。

同じく８の(2)、食料品等の県内製造に対する県の取組等についてお答えします。

本県観光市場におけるコロナ禍後の食料品等の県外製造割合の推計はございませんが、県内製造業の生産能力が十分でないため、県外での製造割合は高いと推察しております。県内自給率を高めるには、県内で生産できるものを増やし、安定的な供給体制を構築することが重要であると考えております。県では、沖縄総合事務局と連携し、食料品等の県内生産力と技術力強化に向けた支援策を検討しており、国の施策との相乗効果を図りながら、県内食料品製造業の競争力強化に取り組んでまいります。

９、沖縄県のＤＸ推進についての(2)、県内企業のＤＸ推進についてお答えします。

令和４年度に県が実施したアンケート調査によりますと、県内企業の約８割がデジタルツールを活用していると回答した一方で、経営変革を伴うＤＸに取り組んでいると回答した企業は約２割にとどまっております。企業がＤＸに取り組めない要因としましては、ＤＸ推進人材の不足やＤＸの効果に関する理解不足等が挙げられております。

県としましては、引き続きデジタル人材を育成する

とともに、経営者向けセミナー等の実施により企業のＤＸを促進してまいります。

同じく９の(3)、県内民間企業のＤＸ推進におけるＩＳＣＯの役割についてお答えします。

ＩＳＣＯは、県経済の振興を図る産業支援機関としての役割を担っており、令和５年度は43事業を実施し、720社を支援しております。具体的には、ＤＸ推進計画の策定から実施まで一貫した伴走支援やデジタル技術に関する知識の習得を促すデジタルリテラシー研修等を実施しております。成果の一例としましては、業務システムの連携により情報管理を一元化したことで、繁忙期の残業時間を80％削減した企業がございます。

県としましては、引き続きＩＳＣＯと連携し、企業のＤＸを促進してまいります。

同じく９の(4)、リゾテックエキスポに対する県の評価についてお答えします。

リゾテックエキスポは、令和元年度のスタートから徐々に規模を拡大し、今年度は参加企業数及び来場者数ともに対前年度比約20％増で過去最多となるなど、着実に成長を続けております。今回は海外との連携を強化した結果、アジア各国からの参加が倍増し30団体となるとともに、スタートアップ関連イベントなど新たな取組も広がっております。本イベントを契機として、様々な分野のデジタル技術の導入が進み、生産性向上や新たなビジネスの創出等、稼ぐ力の強化に寄与しているものと考えております。

10、沖縄県クリーンエネルギー・イニシアティブについての(1)、イニシアティブの進捗状況及びハワイから得られた知見の活用についてお答えします。

県では、2030年度再エネ電源比率の意欲的な目標を18％に定め、2022年度は12％となっております。再エネの導入が進んでいるハワイ州とは法制度等が異なるものの、亜熱帯の島嶼地域という共通点があることから、定期的に情報交換を行っております。この情報交換等を通して得られた、太陽光発電と蓄電池を組み合わせた再エネ最大導入に関する知見を活用しているほか、民間企業における技術交流を促進し、再エネ導入の課題解決に取り組んでいるところです。

以上でございます。

○中川京貴 議長　教育長。

〔半嶺　満　教育長登壇〕

○半嶺　満 教育長　11、教育行政についての中の(1)、県立学校における時間外勤務の対策等についてお答えいたします。

県立学校における令和５年度の月80時間を超える長時間勤務者の割合は2.6％で、令和４年度と同じ値となっております。令和５年度は、新型コロナウイルス感染症が５類に移行し、学校行事や部活動等が再開する中で、令和４年度と比較して同水準で抑えられたことは、各学校において働き方改革の取組が進められた結果であると捉えております。

県教育委員会としましては、引き続き、令和６年３月に策定した「みんなの学校！ピースフル・プラン」と題した働き方改革推進計画及び具体的な取組目標である「私たちのピース・リスト2023」に基づき、働き方改革とメンタルヘルス対策を一体的に推進してまいります。

同じく(2)、不登校の要因と対策についてお答えいたします。

令和５年度問題行動等調査によりますと、不登校の主な相談内容は、無気力や不安、生活リズムの不調となっております。また、不登校の増加の背景として、児童生徒の休養の必要性を明示した教育機会確保法の趣旨の浸透等も指摘されております。

県教育委員会としましては、校内自立支援室事業による不登校児童生徒等への支援を市町村教育委員会と連携して取り組むとともに、引き続きスクールカウンセラー等を活用した初期対応及び関係機関と連携した組織的な支援等に取り組んでまいります。

同じく(3)、フリースクールの利用料の支援についてお答えいたします。

フリースクールなどの民間施設等を利用している不登校児童生徒については、居場所を確保するとともに学びを保障することが重要であり、当該施設と学校との連携が図られるよう文書等による周知を行っているところであります。フリースクールへの公的支援については、他県の実施状況等を踏まえ研究してまいります。

同じく(4)、理数離れの実態等についてお答えいたします。

県教育委員会では、科学技術系人材の育成に資することを目的に沖縄科学技術向上事業を実施し、沖縄科学グランプリの開催や、つくば市の先端研究施設への生徒派遣等を行っております。令和５年度の進路状況調査によると、県立高校における理系学部への進学率は29％と、過去10年で10ポイント以上上昇しており、本県における理数離れは改善傾向にあります。また、理系分野を選択する男女の比率については、国の調査によると、女子生徒の割合は全国的に少ない状況にあります。

県教育委員会としましては、生徒が性別にかかわら

ず多様な進路を選択することができるよう、理数教育やキャリア教育の充実に取り組んでまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後２時47分休憩

午後２時48分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

当山勝利議員。

○当山　勝利 議員　御答弁ありがとうございます。

11の(3)のフリースクールなんですが、新聞等で見ると４万6000円の負担――高額のものはもっと高額。そして、お子さんが複数名いる場合は、さらに大きな負担になっているということなんですよね。なので、話に聞くと、本当に今担当されているのがそこでいいのか、ひょっとしたら総務のほうではないのかというのもありまして、きちんと窓口がはっきりしないと、担当される場所がそこで適当なのかというのが分からないと――決めないと、これに対応ができないと思います。今回ちょっと質問に上げて、そういうことを感じましたがどうでしょうか。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　不登校児童生徒の対応については、担当は教育庁の義務教育課というふうになっております。居場所としてフリースクールが今活用されておりますので、基本的には教育委員会のほうで担当して研究してまいりたいと考えております。

○中川京貴 議長　当山勝利議員。

○当山　勝利 議員　であれば、しっかりと対応していただきたいと思います。

休憩お願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後２時49分休憩

午後２時49分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○当山　勝利 議員　今回の大雨なんですけれども、災害時、雨が降っているときには適用されて、それが終わった途端ハードルが高くなるような、こういう法の立てつけになっているということに私はどうもすとんと納得がいかないんですよ。そして、こういうのは災害を受けた人――被災された方は、本当に被災されている方なのでしっかりと支援しなければいけないというのであれば、法の立てつけもそうであるべきだと思うんですね。これまでどこの都道府県でもこういう水災害はあったはずなんですよ。ぜひ、知事のほうでもやっていただきたいのは、こういう災害の場合は、そのときであろうが終わった後であろうが、きちんと災害時に支援できる国の法制度に変えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○中川京貴 議長　総時間が過ぎておりますので、答弁はできません。

○当山　勝利 議員　オーケー。じゃ、よろしくお願いします。

○中川京貴 議長　引き続き代表質問を行います。

當間盛夫議員。

〔當間盛夫　議員登壇〕

○當間　盛夫 議員　皆さん、こんにちは。

維新の会、當間盛夫でございます。拍手ありがとうございました。

去る日曜日、ＮＡＨＡマラソンでした。去年、私は32キロでリタイアしたということでリベンジしますという話だったんですけど、選挙にかまけてしまって練習もせずに、今回ボランティアに回りました。あと４キロという地点で、我が県議会の議員であります玉城健一郎議員がしっかりとした足取りで完走して、そしてまた糸数部長もしっかりとした足取りで完走しております。ぜひ来年は瑞己議員と私またリベンジで出て頑張っていきたいなというふうにも思っておりますので、ＮＡＨＡマラソン、健康管理の意味でも大事かなと思っておりますので、お疲れさんでございました。

それでは質問を行います。

まず１、知事の政治姿勢であります。

(1)、日本と物品役務相互提供協定（ＡＣＳＡ）の締結国は、米国等を含め８か国になります。安全保障上、私は重要だというふうに思ってはいるんですが、他国軍隊の嘉手納・普天間基地への飛来や艦船の寄港など過重な米軍基地や増強される自衛隊基地からも沖縄の負担は増すばかりであります。どのような影響があるのか、状況と対策、そしてまた我々沖縄の基地負担は過重でありますので、基地削減の具体的取組も併せてお答えください。

(2)、ワシントン事務所の在り方が問題となっておりますが、偽装で事務所を設置し議会には内容を隠蔽する中、多額の血税を使いながら基地問題の解決ということでワシントン事務所は開設しているはずでしょうが、全く成果がないということであります。地域外交をうたう玉城県政であれば、南米事務所の設置等に方針展開すべきだと考えますが、どのように検討するのかお伺いをいたします。

(3)、北部豪雨での対策本部設置の初動遅れは危機管理体制の欠如であります。不測の事態に迅速・的確に対処できる市町村との連携強化にどのように取り組

むのか、また、災害救助法の適用基準の見直しをどのように国に求めていくのか、そしてまた具体策と対応の責任として、県四役・部長級・県議会議員の給与や報酬の３か月削減を行うべきだと私は考えておりますが、見解をお伺いいたします。

(4)、所得税の非課税枠の引上げ、いわゆる103万円の壁やガソリン減税など、我が県や各市町村の財政にどのように影響するのか試算額と具体的対策、全国知事会で玉城知事が求めた給食費無償化や保育士処遇改善、放課後児童クラブの利用料無償化に係る予算と財源確保における事業効率化、そして身を切る改革などの具体的取組をお伺いいたします。

(5)、県クリーンエネルギー・イニシアティブの報告書で再生可能エネルギーの電源比率は約12％となっております。2030年度までの意欲的目標で18％、挑戦的な目標26％に向けての重点プロジェクト推進状況とさらなる具体的取組――また、再エネ賦課金は毎年上がっております。今年もまたこの賦課金は上がっているという状況でありますので、その電気料金低減というものをまたどのように具体的に取り組むのか、対策等をお伺いいたします。

(6)、総務省から約11年周期で太陽の異常活動――太陽フレアというのがありますが、様々な影響が2025年に到来予想とあります。約２週間にわたり通信障害や広域停電、また航空運用への被害等あらゆる問題を引き起こすとありますが、県の認識と具体的対策をどう考えているのかお伺いいたします。

(7)、国から、2027年末の蛍光ランプの製造・輸出入の廃止を民間へ周知する事務連絡がなされております。ＬＥＤ資材不足の懸念もあり、ＬＥＤ化に向けて県各部署の施設規模状況とそのＬＥＤ化に関する予算額、民間への周知をどのように行っているのか具体的取組をお伺いいたします。

２、公共交通について。

(1)、路線バスの過去10年間の廃線状況と乗務員不足、待遇改善に対する具体的支援策をお伺いいたします。

(2)、75歳以上の高齢者や中高生の通学バス・モノレールの無料化、また所得制限の撤廃を行うための予算額と取組状況をお伺いいたします。

(3)、県土の均衡ある発展のためには、交通政策重要強化策として新たな部署設置での事業推進の必要があると考えておりますが、検討状況と鉄軌道の導入、モノレール延伸や路線バス統合等の進捗・取組状況をお伺いいたします。

最後に３、教育行政についてであります。

(1)、財務省提言と文部科学省が求める教職調整額引上げで、教員の定数改善や働き方改革にどのように影響するのか見解をお伺いいたします。

(2)、英語立県を目指している沖縄の中高生の全国比での英語能力達成状況と具体的――改善プランというんですか、取組をお伺いいたします。

(3)、国際性に富む人材育成事業の予算額と活動実績、成果達成状況と今後の具体的取組をお伺いいたします。

よろしくお願いいたします。

○中川京貴 議長　玉城知事。

〔玉城デニー　知事登壇〕

○玉城デニー 知事　當間盛夫議員の御質問にお答えいたします。

知事の政治姿勢についての御質問の中の(2)、南米事務所設置への方針展開についてお答えいたします。

ワシントン駐在は、今年だけを見ても、５月の連邦議会においてワシントン駐在の意見を踏まえた国防権限法の修正案が提出されたこと、７月には米軍人による性的暴行事件等について、速やかに米国政府関係者や連邦議会関係者等に県の対応等を説明したこと、９月の私の訪米に際し、共和党系シンクタンク、ハドソン研究所での講演といった新たな取組を実現したことなど、大変重要な役割を果たしております。今回、ワシントンＤＣオフィス社の設立に当たって、適切に文書による処理がなされず、その結果として、議会への経営状況等の報告や公有財産の管理等に改善を要する事態が生じ、公務に対する県民の信頼を損ねることとなった事態を重く受け止めております。このような事態を踏まえ、沖縄県としては速やかに必要な措置を講ずるとともに、議会や県民の皆様に対して説明責任を果たしてまいりたいと考えております。一方、南米事務所の設置に向けては、関係部局間及び関係機関と連携を図りながら、現地の沖縄県人会との意見交換や南米調査の結果等を踏まえ検討してまいります。

次に１の(3)、不測の事態に対処するための市町村との連携強化についてお答えいたします。

北部地域における大雨を受け、沖縄県では、市町村等と連絡を取っていたものの、人的被害に関する情報収集を優先し、物的被害の全容把握に時間を要することとなりました。また、災害救助法の適用に関し連絡体制が十分でなかったことなどにより、災害発生のおそれ段階での同法の適用の機会を失うなど、国・市町村との連携に課題があったと認識をしております。このため、沖縄県では、現在進めている災害応急対策に引き続き取り組むとともに、速やかに災害対策本部を

設置できるよう、設置基準等の見直しや沖縄県の防災組織体制の強化などに努めてまいります。さらに、今回の災害対応について、関係部局をはじめ、市町村や気象台など国の関係機関等と振り返りを行い、市町村や関係機関との連携強化などに取り組んでまいります。

次に１の(3)、災害救助法の適用基準の見直しについてお答えいたします。

災害救助法については、人口規模が少ない市町村ほど適用基準が厳しくなっていることから、適用要件の緩和や制度の拡充について、全国知事会や九州地方知事会を通して国へ要請をしているところです。また、今回の災害対応に関し、多くの皆様から御指摘いただいております災害救助法の適用の遅れについては重く受け止め、今後はこのような事態を二度と発生させないよう再発防止策に万全を期し、県民の皆様の期待に応えられるよう、県政運営に取り組んでまいる決意であります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁させていただきます。

○中川京貴 議長　知事公室長。

〔溜　政仁　知事公室長登壇〕

○溜　政仁 知事公室長　１、知事の政治姿勢についての中の(1)、物品役務相互提供協定（ＡＣＳＡ）の影響等についてお答えいたします。

防衛省に照会したところ、物品役務相互提供協定（ＡＣＳＡ）は、あくまで自衛隊と相手国の軍隊が活動を行うに際し、両者の物品・役務の相互提供に適用される決済手続等の枠組みを定めるものであり、同協定を締結したからといって、沖縄における自衛隊と諸外国軍との共同訓練等の増加が想定されるものではないとの回答がありました。また、基地の整理縮小について、県は令和３年、日米両政府に対し、ＳＡＣＯ及び統合計画に続く具体的な返還計画の検討・策定を求めており、今年２月にも、防衛大臣に改めて要望したところです。このような日米両政府への要請のほか、ワシントン駐在を活用した米国政府関係者への情報発信、国民的議論の機運醸成などに取り組んでおります。

以上になります。

○中川京貴 議長　総務部長。

〔宮城嗣吉　総務部長登壇〕

○宮城嗣吉 総務部長　１、知事の政治姿勢についての(4)、年収の壁の見直し等による影響と対策についてお答えします。

年収の壁の見直しによる減収額は、沖縄県及び市町村の個人住民税、地方交付税の合計で約616億円と試算しております。トリガー条項凍結解除に伴うガソリン減税による減収額は、合計で約41億2000万円と試算しております。これらの見直しについては、減収により沖縄県の財政に多大な影響を及ぼす可能性があります。年収の壁の見直しに当たっては、地方財政に影響があってはならないと考えており、国に恒久的財源を措置していただくよう全国知事会と連携し取り組んでまいります。また、トリガー条項凍結解除によるガソリン減税の影響については令和８年度税制改正で見直す方向となっていることから、今後の動向を注視してまいります。県では、歳入と歳出のバランスが取れた持続可能な財政基盤の確立に向け、新税導入等の新たな自主財源の確保、事業のスクラップ・アンド・ビルドのさらなる徹底等、限られた財源の効果的な活用などに取り組んでまいります。

同じく１の(7)、県有施設の規模とＬＥＤ化に係る予算額についてお答えします。

各部局に確認したところ県有施設は、企業局15施設、病院事業局22施設、下水道関係４施設、県営住宅133団地、県立学校85校、県警施設181施設、その他の施設が249施設で、合計689施設となっております。県においては、施設ごとにそれぞれの所管部局においてＬＥＤ化を進めていくこととしており、総務部では令和６年度及び令和７年度において計78施設のＬＥＤ化を進めてまいります。令和６年度は合同庁舎等の延べ床面積及び電気使用量の大きい施設等、18施設のＬＥＤ化を進めており、予算額は３億8700万円となっております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　教育長。

〔半嶺　満　教育長登壇〕

○半嶺　満 教育長　１、知事の政治姿勢についての中の(4)、公立小中学校の学校給食費無償化についてお答えいたします。

学校給食費無償化に係る費用の総額について、令和６年度の公立小中学校の児童生徒数で試算いたしますと、就学援助等も含めて約78億円となります。

続きまして２、公共交通についての中の(2)、バス通学等の無料化に係る予算額等についてお答えいたします。

県は、令和２年度から子どもの貧困対策として、中高生のバス・モノレール通学費無料化を実施しているところです。所得制限を撤廃した場合に係る予算額について詳細な調査は実施しておりませんが、令和４年度沖縄子ども調査における高校生が通学に公共交通機

関を利用した割合と令和５年度バス通学費等支援事業の実績額を基に算出したところ、約15億6000万円となります。制度のさらなる拡充については、持続可能な支援の在り方を引き続き検討してまいります。

続きまして３、教育行政についての中の(1)、教職調整額引上げによる影響等についてお答えいたします。

文部科学省が、令和７年度概算要求を行っている教職調整額の引上げについては、専門職にふさわしい教師の処遇を実現するために行うものであり、教職の魅力向上や人材確保に資するものと考えております。

県教育委員会としましては、教職員が心身ともに健康で働きやすさと働きがいを実感できる環境整備に向けて、処遇改善と併せて教員の長時間勤務の削減が必要と考えており、引き続き定数改善等による学校の指導・運営体制の充実について、全国都道府県教育長協議会等を通して国に要望するとともに、学校における働き方改革のさらなる推進に取り組んでまいります。

同じく(2)、中高生の英語能力達成状況と具体的取組についてお答えいたします。

令和５年度の調査によりますと、英検３級以上相当の中学３年生の割合及び英検準２級以上相当の高校３年生の割合は、ともに40.3％となっており、調査が始まった平成25年度から、中学生は15.9ポイント、高校生は23.6ポイント改善しております。しかしながら、全国平均と比較すると10ポイント程度下回っており、さらなる取組の充実を図っていく必要があると考えております。

県教育委員会としましては、引き続き生徒の学びを高めるための英語能力判定テストや教員の指導力向上を目的とした英語小中高大連携研修会等を実施し、生徒の英語力向上に取り組んでまいります。

同じく(3)、国際性に富む人材育成事業についてお答えいたします。

国際性に富む人材育成事業に係る令和６年度当初予算額は約１億6000万円であり、アジア太平洋や欧米等への長期留学や短期研修を実施しております。事業を開始した平成24年度から令和５年度までに、高校生2669名を海外へ派遣しており、海外や県外の難関大学へ進学した生徒やパイロット、総領事館職員、ジャーナリスト等として県内外の各界で活躍している方もおります。

県教育委員会としましては、今後とも留学事業等の充実に取り組むとともに、引き続き国際感覚を身につけたグローバル人材の育成に努めてまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　こども未来部長。

〔真鳥裕茂　こども未来部長登壇〕

○真鳥裕茂 こども未来部長　１、知事の政治姿勢についての(4)、保育士処遇改善・放課後児童クラブ利用料無償化に係る予算についてお答えいたします。

待機児童の解消に当たっては、保育士のさらなる処遇改善が重要であり、また、就労と子育ての両立に当たっては、放課後児童クラブ利用料の無償化を含めた負担軽減を図ることが重要であることから、先般、全国知事会を通して国に求めたところです。これらの取組については、数十億円規模の予算が必要になると考えております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　商工労働部長。

〔松永　享　商工労働部長登壇〕

○松永　享 商工労働部長　１、知事の政治姿勢についての(5)、再エネ導入の状況及び取組等についてお答えします。

県では、2030年度までの再エネ導入拡大に向けた重点プロジェクトとして、自家消費型太陽光発電の拡大等に取り組んでいるところです。具体的には、令和４年度から宮古島市及び久米島町、今年度からは石垣市で太陽光発電等の導入支援を実施しており、現在は、本島内への導入に向けた財源の確保について国と意見交換を重ねているところです。

県としましては、国際情勢等の影響が大きい化石燃料に依存せず、電気料金の低減にも寄与する太陽光発電等の拡大に引き続き取り組んでまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　企画部長。

〔武田　真　企画部長登壇〕

○武田　真 企画部長　１、知事の政治姿勢についての中の(6)、太陽の異常活動がもたらす影響の認識等についてお答えいたします。

太陽活動が社会インフラや社会経済に与える影響等については、総務省が検討会報告書として公表していることを確認しております。この中で、国家レベルで危機管理を行う視点や災害対策基本法に基づく対処など基本的な考え方が示されていることから、県では、通信障害について沖縄総合通信事務所や一般財団法人自治体衛星通信機構などから情報を収集しているところです。引き続き、最新情報の収集に努めるとともに、関係機関や国の動向を注視してまいりたいと考えております。

次に２、公共交通についての中の(1)、過去10年間の廃線状況と運転手不足や待遇改善の対策についてお

答えいたします。

県内の過去10年間で廃止されたバス路線数は13路線となっており、直近２年間では、２路線が運転手不足や需要の減少を背景に廃線となっております。

県においては、バス事業者の求人広告や大型二種免許取得の支援等を実施し、運転手の確保を通じた路線バスの維持や労働環境の改善に取り組んでいるところです。引き続き、運転手不足の解消に向けた取組を推進していきたいと考えております。

同じく２の(2)、高齢者のバス・モノレール無料化についてお答えいたします。

企画部においては、高齢者のバス等の無料化について、広域性、継続性、制度条件等の観点から整理が必要であると考えており、県外事例の情報収集を行うとともに、関係部局と連携しながら検討を行っているところです。無料化に必要な予算規模については、これらの進捗を踏まえながら検討を行う必要があると考えております。

同じく２の(3)、交通政策に関する体制と鉄軌道等の取組状況についてお答えいたします。

本県における交通政策については、沖縄県総合交通体系基本計画及び地域公共交通計画に基づき、企画部が総合調整の役割を果たしながら、関係部局等との役割分担・連携の下、総合的に施策を推進しております。鉄軌道の導入及びモノレールについては、費用便益比等の向上に向けた調査や延伸可能性調査を実施しております。路線バスの統合については、バス事業者自らの経営判断が必要であることから、必要に応じて事業者と意見交換してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　環境部長。

〔多良間一弘　環境部長登壇〕

○多良間一弘 環境部長　１、知事の政治姿勢についての(7)、ＬＥＤ化に向けた民間への周知についてお答えいたします。

水銀に関する水俣条約において、一般照明用の蛍光ランプの製造・輸出入が2027年までに廃止される件につきましては、環境省沖縄奄美自然環境事務所から県内各市町村に対し周知が図られているところです。県では、ＬＥＤ照明は省エネ効果が高いことから、地球温暖化対策の一環として、ラジオＣＭの放送、環境月間や県民環境フェアでのチラシの配布などを通じて、県民等に対しＬＥＤ照明への転換を促しているところです。

県としましては、地球温暖化対策の観点から、引き続き省エネ効果の高いＬＥＤ照明への転換について周知を図ってまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　當間盛夫議員。

○當間　盛夫 議員　ありがとうございました。

まず、このＡＣＳＡに関する部分、１番の基地問題の部分からではあるんですが、公室長、分かる範囲でいいんですけど、最近、外務省のほうから朝鮮国連軍と我が国の関係ということで、日米――この在日米軍基地と国連軍の基地使用というんですか、これどのように皆さん認識されていますか。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　ちょっと手元に資料がないので記憶の中で話させていただきたいんですけれども、国連軍につきましては、基本、以前から嘉手納・普天間・ホワイトビーチについては、国連軍が使用できるということになっているというふうに承知しております。

○中川京貴 議長　當間盛夫議員。

○當間　盛夫 議員　今、公室長から言われた分で、我々も認識不足で、もう在日米軍基地の専用施設という認識しかないわけですよ。でもこれは、朝鮮国連軍――朝鮮戦争のときからずっと朝鮮国連軍という流れの中で、国連軍がこういう全国で７か所、沖縄は嘉手納・普天間・ホワイトビーチの米軍専用施設が使えるよというのがあるんですけど、この分で嘉手納に外国機の飛来だとかいろんな形で問題になって、昨今、また北部の訓練場にオランダの視察がという話が――これどういう絡みになるんですか。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　嘉手納あるいはホワイトビーチ等に外国の艦船あるいは航空機が来るのは、まさしくその国連軍の規定に基づいて飛来しているということだと承知しております。ただ、北部の訓練場に外国の部隊といいますか、軍が参加したという話があって、あれについては結局視察だということですので、これについてはその国連軍との関係というものはないのではないかというふうに考えております。

○中川京貴 議長　當間盛夫議員。

○當間　盛夫 議員　その中で、だから今回、こういう分での日本とこのＡＣＳＡということで、アメリカを含めて最近イタリアが締結したということで、もう８か国、この自衛隊のそういう役務の提供ができるという中には、この自衛隊施設が使えるよというのがあるわけですよ。それからすると、台湾有事があおられているのかどうかは分からないんですけど、我々沖縄にとってはこの台湾有事というのが近くにある。そし

て、この中で国連軍というんですけど、これはあくまでも朝鮮戦争の国連軍という中で、この中には国連軍といっても中国は入っていないという形になるわけですから。あくまでもその米軍基地を含めたものは今、台湾有事を含めた、やっぱり中国を敵国として見ての安全保障というような考えでいいんでしょうか。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　台湾有事というものを念頭にしているというのであれば、仮想の敵国というのは中国になろうかというふうに考えております。

○中川京貴 議長　當間盛夫議員。

○當間　盛夫 議員　知事、知事はかねてからこの辺野古ということと、米軍基地の過重なということがあるんですけど、今、私が言ったこのＡＣＳＡ、日本の自衛隊と他国の軍隊、そしてまたこの米軍基地における朝鮮国連軍という在り方、知事はどのように認識されていますか。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　第二次大戦、そして朝鮮半島における戦闘が今停止の状態にあるという状況の中から、あくまでも米軍はそれらを監視するという形での基地の使用が認められているというふうに承知をしております。ですから、この日本、アメリカの日米の同盟関係においては、いわゆる台湾有事ということよりも、この日常における基地の使用を認めているという方向での連携を図っているものと思われます。

○中川京貴 議長　當間盛夫議員。

○當間　盛夫 議員　僕は、もっと皆さんこの部分を研究して、この訓練含めて我々はもう過重だと言っているわけですから、この過重な部分で、この国連だとかいろんな他国とのＡＣＳＡというようなものからしたら、どういうふうな形で沖縄県は基地対応をすればいいのかということをもっと皆さんも具体的にその取組状況を示したほうがいいというふうに思っていますので、このことはまた検討して、ぜひ取り組んでいただければというふうに思っています。

ワシントンのほうは、自民党含めて私は決していい方向性ではないと思っていますので――先ほど南米事務所を検討しているというのがありましたが、ただ検討ばかりじゃなくて、年間１億もワシントン事務所に経費を使うのであれば、南米事務所を含めて南米と、そしてまたアメリカに置くのであれば、ハワイのホノルルとの提携のほうがあるわけですから、ハワイにそういう沖縄事務所を置くというのも一つの予算の効率的な使い道として私はそのほうがいいというふうに思っていますので、これはもう私の意見として聞いておいてください。

(3)番、(4)番なんですけど、私はこの分で今回災害救助法が適用されずに3700万を予備費から出したということになると、それに対応し切れなかった県の責任はやっぱり問うべきだというふうに私は思うわけですよ。だからこそ、じゃ責任の取り方がどうかということになってくると、自らのそういうものをやるべきでもあるし、(4)番においてもこの所得税の部分で皆さんから公表されている分で616億の減収があったり、このガソリン税においても約41億の減収ということであれば、知事自ら、知事会でその分での給食費無償化だとかそういったものを国に求めますと、全国で求めますと言うんじゃなくて、私は何をしますと。このことに関して財源が減少するのであれば、まず自らそういった形のことを示していくということが大事だと思うんですけど、知事、どう考えますか。

○中川京貴 議長　総務部長。

○宮城嗣吉 総務部長　２つお答えしたいと思いますけど、知事の権限という部分につきましては、責任という部分につきましては、知事は県の事務について包括的な執行管理権限を有するとともに、その事務を自らの判断と責任において誠実に管理し、執行する義務を負っています。今回の北部地域における大雨被害については、災害対策本部の立ち上げの遅れや災害救助法の適用が困難との事態が生じたことで、県民の公務に対する信頼を損なう結果となっております。

県としましては、一日も早い北部地域の復旧に向け、知事を先頭に市町村と連携し、職員の派遣、予備費や補正予算の措置等による支援に取り組むとともに、今後このような事態が生じないよう再発防止に取り組んでまいります。

○中川京貴 議長　総務部長、どうぞ。

○宮城嗣吉 総務部長　すみません、２つ質問があったと思いますので。

持続可能な財政基盤の確立に向け、取り組む必要がまた重要だというふうに考えております。歳入歳出の両面から取り組んでおりまして、歳入面では新税の導入等、課税自主権の行使、ふるさと納税を活用したクラウドファンディング、県税の徴収強化の取組、使用料・手数料の見直し、県有財産の有効活用、有利な県債など、財源の確保に取り組んでいるところでありまして、歳出のほうでは、施策事業の効率性や実効性の向上、スクラップ・アンド・ビルドのさらなる徹底、ＰＰＰ／ＰＦＩの活用可能性の検討、県単補助金の見直し、公債管理の徹底など、こういった歳入歳出の両面からの取組を実施するとともに、中長期的には今、

様々な形で実施しております産業振興施策による税源の涵養に努めることが重要であるというふうに考えております。

以上です。

○中川京貴 議長　當間盛夫議員。

○當間　盛夫 議員　知事が答えないから改めてまた質問しますけど、先ほど教育長のほうからありましたこの給食費無償化でも約78億かかるというわけですね。知事の公約――これ知事の公約ですよ、給食費無償化というのは。その中高生のバスの無料化も知事の公約です。これも所得制限の撤廃をすると、約15億の予算がかかるわけです。だから、知事自らこの分の公約を言っているのであれば、自らそういう分での身を切る改革とかやるべきじゃないですか。東京都知事もその分での減収、あれだけもらうところでもやるわけですよ。知事、玉城デニー知事より東京都知事の今の給与のほうが低いわけですよ。兵庫もやる。大阪もやる。皆さん、このような形でトップ自らそういうものを公約にするのであれば、予算をどうするというのを示すのが知事じゃないですか。どうですか。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　先ほど、県の財政基盤の確立については総務部長から答弁をさせていただいたとおりであります。我々は常にこの入りと出のバランスを勘案しながら、中長期的な計画に対して、財政のスタミナ化も含めてどのように取り組んでいくかという、この財政基盤を根本的にしっかりと立てていくこと、計画を立てること、それにかかる予算をしっかりと整理をすることであると思います。今般、持続可能なこの財政基盤の確立についても、私、一県知事の身を切る改革を重要視するかということは、これもまた一つの政治的な考え方につながるであろうと思いますし、そこは私も研究する余地はあるであろうと思います。しかし、さはさりながらやはり、健全な県政運営のためには、財政の健全化――この健全化もただ切るばかりではなく、どこにどの分を配分していくか、子どもの貧困対策をどうするか、公平公正な子育て支援をどうするかなど、それぞれのバランスが重要であると考えておりますので、引き続き、丁寧にそのことを説明しながら取り組んでまいりたいと思います。

○中川京貴 議長　當間盛夫議員。

○當間　盛夫 議員　いや、これはね、総務部長が答えるんだったらいいけど、ここは知事が答えるというのは、そうじゃない。私も、そのことは道義に倣って、知事が掲げた公約であるわけですから、今問題になっているワシントン事務所でも、我々に全く株式会社だとかそういうことを説明もせずに、もう10億近くの予算を皆さん費やしているわけですよ。血税ですよ。あなたのお金じゃないんですよ。それを考えると、そのワシントン事務所の在り方だとか今度の災害救助の3700万に対するものだとか、あなたが掲げているものを考えると、自らの予算もこういう形で自らの報酬を含めた退職金もこうあるということを、私は知事だからこそやるべきだと思うし、もう玉城知事もあと残り２年切っていますよ。その成果、基地問題も成果が出ていない。皆さん、県民の豊かさの成果も出ていないということであれば、何をもって成果を出すのかなというふうに今思っていますので、これは當間盛夫の苦言だと思って聞いておいてください。

それでＬＥＤ、先ほど部長のほうからは周知していますということであるんですけど、これ別に、私は県の広報でＬＥＤ化を皆さん進めてくださいということを聞いたこともないし、市町村は国からそういう通達が来てるというふうになるんですけど、これ国は民間事業者にもよく周知してくださいということの事務手続だと思うんですけど、その辺はどうなんですか。

○中川京貴 議長　環境部長。

○多良間一弘 環境部長　お答えいたします。

先ほどの国からの事務連絡というものにつきましては、環境省の沖縄奄美自然環境事務所からはメールで県内各市町村に周知がなされておりまして、その際、沖縄県のほうにも送られてきておりますけれども、この事務連絡そのものは、その際添付されておらず、送られてきていないという状況になっております。

沖縄県におきましては、この水銀の問題とは別に地球温暖化の対策の一環としまして、ＬＥＤについては周知を図ってきておりまして、県民向けにつきましては先ほども答弁したとおり、令和５年度からラジオＣＭ、それからイベント等におきまして、チラシ等の配布を行ってＬＥＤ照明の転換の周知を行ってきているということでございます。

○中川京貴 議長　當間盛夫議員。

○當間　盛夫 議員　よく周知してください。例えば、民間の貸しビルでも、誰がじゃあＬＥＤ化をするのかという問題もあるでしょうし、民間でアパート管理をしている不動産業者も、どういう形でこのＬＥＤ化を進めていくのか、これは所有者がやるのか、借りている人がやるのかといういろんな問題があるはず。その中で、このＬＥＤの資材というものが足りるのかです。そういったことも皆さんよく検討してもらえればと。先ほど600、もう700近くの公共の施設が――学校も含めてあるんですけど、この議会棟だけでＬＥ

Ｄのその予算が、皆さん１億ですよ。議会棟はこれだけの高さがあって、ＬＥＤの機材からすると約4000万というのがあるんですけど、そういったものでＬＥＤに替えるだけでもそれだけの予算がかかるわけですよ。そのことを考えると、私はもっと皆さんの周知というのは大事だというふうにも思っておりますので、よろしくお願いします。

休憩。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後３時32分休憩

午後３時33分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○當間　盛夫 議員　それでは最後、国際性に富む部分なんですけど、教育長、この受託業者、ずっと変わらないんですよ。長期留学、このＥＩＬ――日本国際生活体験協会がずっと取られて、アメリカにおいてもずっとこの生活体験協会が取られて、今年は近畿日本ツーリストが取りました。僕は何でこの英語教育のもので旅行社が取るのかが分からない。旅行社をかまさないといけない。ところが、何で旅行社が主になるのか分からないですし、このＥＩＬ――日本国際生活体験協会が何でずっと継続のような形でこの事業を取られているのか、ちょっと説明してください。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　今お話のありました委託業者の選定については、企画提案選定要領に基づき行っておりまして、企画提案委員会においてプロポーザルを実施し、委託業者を選定しているところでありますので、広く公募して、応募していただいた業者をしっかりとその中から選定しているというふうに、そういう過程で決定をしております。

○當間　盛夫 議員　プロポーザルしてずっと随契で、こういう形で同じ一業者に取らせていること自体が問題だということは指摘して終わります。

○中川京貴 議長　以上をもって、代表質問は終わりました。

本日の日程はこれで終了いたしました。

次会は、明５日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後３時34分散会

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

議　　長　　中　　川　　京　　貴

会議録署名議員　　喜 友 名　　智　　子

会議録署名議員　　比　　嘉　　　　忍

令和６年12月５日

令和６年
第　４　回

沖縄県議会（定例会）会議録

（第４号）

令和６年
第　４　回　**沖縄県議会（定例会）会議録（第４号）**

令和６年12月５日（木曜日）午前10時開議

議　　事　　日　　程　第４号

令和６年12月５日（木曜日）

午前10時開議

第１　一般質問

第２　甲第１号議案から甲第３号議案まで及び乙第１号議案から乙第38号議案まで（質疑）

本日の会議に付した事件

日程第１　一般質問

日程第２　甲第１号議案から甲第３号議案まで及び乙第１号議案から乙第38号議案まで

甲第１号議案　令和６年度沖縄県一般会計補正予算（第４号）

甲第２号議案　令和６年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計補正予算（第１号）

甲第３号議案　令和６年度沖縄県流域下水道事業会計補正予算（第１号）

乙第１号議案　沖縄県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

乙第２号議案　沖縄県行政機関設置条例の一部を改正する条例

乙第３号議案　沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

乙第４号議案　沖縄県税条例の一部を改正する条例

乙第５号議案　沖縄県動物の愛護及び管理に関する条例

乙第６号議案　沖縄県保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

乙第７号議案　国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例

乙第８号議案　沖縄県都市公園条例の一部を改正する条例

乙第９号議案　建築基準法施行条例の一部を改正する条例

乙第10号議案　沖縄県物品調達基金条例を廃止する条例

乙第11号議案　沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

乙第12号議案　工事請負契約についての議決内容の一部変更について

乙第13号議案　財産の処分について

乙第14号議案　車両損傷事故に関する和解等について

乙第15号議案　車両損傷事故に関する和解等について

乙第16号議案　損害賠償の額の決定について

乙第17号議案　指定管理者の指定について

乙第18号議案　指定管理者の指定について

乙第19号議案　指定管理者の指定について

乙第20号議案　指定管理者の指定について

乙第21号議案　指定管理者の指定について

乙第22号議案　指定管理者の指定について

乙第23号議案　指定管理者の指定について

乙第24号議案　指定管理者の指定について

乙第25号議案　指定管理者の指定について

乙第26号議案　指定管理者の指定について

乙第27号議案　指定管理者の指定について

乙第28号議案　指定管理者の指定について
乙第29号議案　指定管理者の指定について
乙第30号議案　指定管理者の指定について
乙第31号議案　指定管理者の指定について
乙第32号議案　指定管理者の指定について
乙第33号議案　指定管理者の指定について
乙第34号議案　指定管理者の指定について
乙第35号議案　指定管理者の指定について
乙第36号議案　指定管理者の指定について
乙第37号議案　当せん金付証票の発売について
乙第38号議案　沖縄県教育委員会委員の任命について

出　席　議　員（47名）

48番	中川京貴　議長	24番	当山勝利　議員
42番	上原　章　副議長	25番	西銘純恵　議員
1番	瑞慶覧長風　議員	26番	新垣光栄　議員
2番	瀬長美佐雄　議員	27番	上原快佐　議員
3番	喜友名智子　議員	28番	玉城健一郎　議員
5番	大田　守　議員	29番	山里将雄　議員
6番	高橋　真　議員	30番	糸数昌洋　議員
7番	宮里洋史　議員	31番	仲里全孝　議員
8番	徳田将仁　議員	32番	仲村家治　議員
9番	比嘉　忍　議員	33番	下地康教　議員
10番	新垣善之　議員	34番	座波　一　議員
11番	新里　匠　議員	35番	新垣　新　議員
12番	平良識子　議員	36番	大浜一郎　議員
13番	比嘉瑞己　議員	37番	渡久地　修　議員
14番	次呂久成崇　議員	38番	仲宗根　悟　議員
15番	米須清一郎　議員	39番	仲村未央　議員
16番	幸喜　愛　議員	40番	照屋大河　議員
17番	當間盛夫　議員	41番	山内末子　議員
18番	松下美智子　議員	43番	西銘啓史郎　議員
19番	喜屋武　力　議員	44番	又吉清義　議員
20番	大屋政善　議員	45番	呉屋　宏　議員
21番	小渡良太郎　議員	46番	花城大輔　議員
22番	新垣淑豊　議員	47番	島袋　大　議員
23番	島尻忠明　議員		

欠　席　議　員（1名）

4番　儀保　唯　議員

説明のため出席した者の職、氏名

玉城デニー	知事	溜　政仁	知事公室長
照屋義実	副知事	宮城嗣吉	総務部長
池田竹州	副知事	武田　真	企画部長
小川和美	政策調整監	多良間一弘	環境部長

北島智子	生活福祉部長	本竹秀光	病院事業局長
真鳥裕茂	こども未来部長	友利公子	会計管理者
糸数公	保健医療介護部長	金城康司	総務部財政統括監
前門尚美	農林水産部長	半嶺満	教育長
松永享	商工労働部長	小堀龍一郎	警察本部長
諸見里真	文化観光スポーツ部長	下地誠	労働委員会事務局長
前川智宏	土木建築部長	森田崇史	人事委員会事務局長
宮城力	企業局長	渡嘉敷道夫	代表監査委員

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

平田正志	議会事務局長	安田健主	査
前田敦次	長	比嘉太一主	査
中村守	議事課長	川満鈴花主	任
宮城亮	課長補佐		

○中川京貴 議長　これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に申し上げます。

質問においては、議員の質問時間に加え、質問、答弁を合わせた往復時間を設けており、規定の往復時間を超過した場合、質問時間が残った状態であっても質問は終了となりますので、説明員の皆様におきましては、答弁に際しては、簡潔に要点をまとめ、明瞭に答弁していただくよう御協力をお願い申し上げます。

○中川京貴 議長　日程第１及び**日程第２**を一括し、これより直ちに**一般質問**を行い、**甲第１号議案から甲第３号議案まで及び乙第１号議案から乙第38号議案まで**を議題とし、質疑に入ります。

質問及びただいま議題となっております議案に対する質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

島袋　大議員。

○島袋　　大 議員　おはようございます。

沖縄自民党・無所属の会の島袋大でございます。

前回に引き続き、水道料金の減免措置についてお聞きします。

我々沖縄自民党として、県議会議員選挙の公約として、この料金問題を取り上げてきました。そして、さきの令和７年度の概算要求におきまして、政府に対して水道料金の予算を要望し、事項要求という形で盛り込まれました。そして、前回の議会において、補正予算も積極的に取りに行くように、我々も全力で支援するということで県に対して提案させていただきました。

さて、この２か月間、沖縄県と内閣府の間を取り持ちながら、補正予算の調整をさせていただきましたけれども、11月22日に発表された補正予算の中に「沖縄振興公共投資交付金を活用した沖縄の水道施設老朽化対策等の加速化」という文言が盛り込まれました。その上で、11月29日には、沖縄分の補正予算でハード交付金62億円が示されました。まだ水道料金分は明確にされておりませんけれども、昨年のハード交付金の補正が39億円だったのを考えれば、かなりの額が水道料金の減免予算になることは確実と思っております。これにより、沖縄県が現在10月から来年３月末まで行っている減免措置をさらに継続できる環境が整ったと我々沖縄自民党は考えますけれども、まずはこの補正予算についての感想を、知事お聞かせください。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前10時４分休憩

午前10時４分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

企業局長。

○宮城　力 企業局長　先ほど議員がおっしゃったとおり、今回、国の総合経済対策において、施策例として沖縄振興公共投資交付金を活用した沖縄の水道施設老朽化対策等の加速化が盛り込まれたところで、補正予算でこの水道予算が措置されれば、これまで進めてきた水道施設の耐震化等の加速化が図られるというふうに認識しております。

○中川京貴 議長　島袋　大議員。

○島袋　　大 議員　私は、政治は結果だと思っておりますし、言ったことは守る。そして我々自民党は、県議選で言った公約を守る。これでしっかりと補正予算を獲得しましたので、県としましても、水道料金の減免措置の延長をぜひ実現していただきたいと思っております。もちろん沖縄関係予算全体はこれから示さ

れるわけですけれども、そことのバランスについては重々承知しております。

知事、知事は要請しているかもしれないけど、何か与党の皆さん方もペーパーを持って同じような内容でしたみたいですけど、中身を分かっていないんですよ。この２か月間どれだけ我々が調整してきて議論してきたかということですよ。ですから、これをしっかりと予算確保することによって水道料金の減免措置をするという理解でいいですか、どうですか。

○中川京貴 議長　企業局長。

○宮城　力 企業局長　今般の国の総合経済対策に係る補正予算、それから令和７年度のハード交付金の措置状況、これらを踏まえた上で、また企業局の財務状況も精査した上で、水道料金のスケジュールの見直しが可能かどうか検討することになろうかと思います。

○中川京貴 議長　島袋　大議員。

○島袋　　大 議員　我々は、県民のために与野党関係ないですよ。しっかりとやるということを我々も努力したわけですから、しっかりとその辺の減免措置はやるようにお願いしたいと思っております。

次に移ります。

本部港における安全対策についてであります。

本部港の安全対策について聞きますけれども、今週２日、本部港において埋立土砂等の搬入作業が再開されました。現地では、再開当日から早々とダンプの前方で牛歩活動が行われております。沖縄防衛局は、港湾管理者たる県に対し、危険な活動をやめるよう呼びかけてほしいと何度も依頼したと聞きました。県は、この依頼を踏まえて何らかの安全対策を講じましたか。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　お答えいたします。

当該箇所の安全につきましては、事業者である沖縄防衛局においても検討されるべきものと考えているところでございます。現在、北部土木事務所と沖縄防衛局との間で調整等を行っているところでございます。

○中川京貴 議長　島袋　大議員。

○島袋　　大 議員　土建部長、知事もそうですけど、当日の危険な妨害活動の状況は、北部土木事務所からの報告で把握していると思っておりますよ、県も土建部長も。それにもかかわらず何ら安全対策も講じないのは、港湾管理者としての責務を放棄しているのに等しいと思いますよ、私は。私は、本部港湾内で車両の妨害のために反対派が行っている牛歩活動、これによって港湾内の臨港道路の機能が妨げられていると理解しております。そして、その活動を野放しにしているから、安和桟橋での痛ましい死亡事故が起きたことも認識しているんですよ。そうなるんですよ。だからこそ、管理者である県が安全確保のためにはっきりと港湾内を立入禁止にするべきだと私は思っております。しかし、土建部長は前回の議会でこう答弁しているんですよ。港湾施設内を支障のないように歩行することを規制することは困難、こう答弁しているんですよ。ここを今日は議論させていただきたいと思っています。

議長、休憩お願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前10時８分休憩

午前10時８分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○島袋　　大 議員　（パネルを掲示）　この港湾施設内には、信号機が設置されておりません。にもかかわらず、ダンプは繰り返し停車を強制されているわけですよ。皆さん、この状況は港湾管理者として把握していますよね。はいか、いいえか、どうぞ。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　塩川地区からの作業再開後の状況につきましては、北部土木事務所において現場を確認しておりまして、私もその報告を受けているところでございます。

○中川京貴 議長　島袋　大議員。

○島袋　　大 議員　何が原因でダンプは停車させられて滞留しているんですか。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　港湾施設内に歩行者がおりまして、その通行等に関しまして安全を保つということから、現場において警備員等により指導が行われているという認識でございます。

○中川京貴 議長　島袋　大議員。

○島袋　　大 議員　これは、牛歩活動によってダンプが停止させられ、滞留しているのは明らかなんですよ。

議長、休憩お願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前10時10分休憩

午前10時10分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○島袋　　大 議員　（パネルを掲示）　この写真を見てください。このような牛歩活動でダンプは滞留するわけですよ。

議長、休憩お願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前10時10分休憩

午前10時10分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○島袋　　大 議員　（パネルを掲示）　この写真も見てください。このビラにはこう書かれております。「工事を少しでも遅らせたいという思いで、ダンプの前を横断する牛歩が続けられています。」という文言や、「粘り強い牛歩戦術で搬入ダンプの台数を確実に減らしています。」と書かれています。これからも分かるように、明確にこの反対派の人たちは妨害活動の意図を持って牛歩をしているわけですよ。

ここで伺いたい。

港湾管理条例第３条、ここにはこう書かれております。「何人も、次の各号に掲げる行為をしてはならない。」、その(5)にはこう書かれております。「前各号のほか、港湾施設を損傷し、若しくは損傷するおそれのある行為又は港湾施設の機能を妨げる行為をすること」、こう書かれているわけですよね。間違いありませんね。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　議員御発言のとおりでございます。

○中川京貴 議長　島袋　大議員。

○島袋　　大 議員　土建部長、この牛歩活動。これは、港湾管理条例第３条の(5)、港湾施設の機能を妨げる行為に当たりますよね。だから看板出したんでしょう。もし該当しないのであれば、どのような状態なら該当するのか、併せて教えてください。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　港湾施設内を支障のないように歩行する行為は、先ほど申し上げました港湾管理条例の規定に抵触するものではないというふうに考えております。また、歩行速度をもってこの規定に抵触するものではないというふうに併せて考えているところでございます。同規定に抵触する行為としましては、寝そべるなど明らかに邪魔となるような行為がそれに該当するものというふうに考えております。

○中川京貴 議長　島袋　大議員。

○島袋　　大 議員　土建部長、何度も言いますけれども、前回の質問で、港湾施設内を支障のないように歩行することを規制することは困難と答弁しているんですよね。これ反対解釈すれば、港湾内における支障ある歩行なら規制できると読めませんか。本部港で行われている牛歩は、明らかに港湾施設機能を妨げる行為であって、支障のある歩行ではありませんか。違いますか、どうですか。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　先ほどもお答えいたしましたが、港湾施設内を支障のないように歩行するということにつきましては、歩行速度が遅いことをもって禁止行為に該当するというふうには考えていないところでございます。

○中川京貴 議長　島袋　大議員。

○島袋　　大 議員　この反対派の活動は、港湾管理条例に明らかに違反しているんですよ。なので、港湾管理者である沖縄県、玉城知事は、条例に従って安全対策を立てないといけないわけですよ。しかしながら、今あなた方が本部港に立てている看板は――議長、休憩お願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前10時14分休憩

午前10時14分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○島袋　　大 議員　（パネルを掲示）　「作業中危険」「大型車両の往来があり危険ですので、作業中の立入はご遠慮下さい。」、この程度の注意喚起なんですよ。そうではなくて、明確に立入禁止の看板を出してくださいよ。当然でしょう。そもそも、昨年６月議会でこの問題を私が取り上げたとき、部長に読み上げてもらいましたよ――興奮してるからかんでるさ。今度は私が読みますよ。

議長、休憩お願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前10時14分休憩

午前10時15分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○島袋　　大 議員　昨年の６月に沖縄県が立てた看板です。「警告」「大型車両の往来を妨害する行為等港湾施設の機能を妨げる行為は、沖縄県港湾管理条例第３条５号で定める禁止行為に該当します。禁止行為を行った場合には、沖縄県港湾管理条例第33条に基づき過料を処することがあります。本部港管理者　沖縄県」。土建部長、皆さんに今読み上げた看板を立てたんですよね。この文言にもあるとおり、あなた方は反対派の活動を港湾施設の機能を妨げる行為と認識していたからこの看板を立てたわけでしょう、どうですか。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　本部港旧塩川地区におきまして、大規模抗議活動が予定されているということから、港湾施設内の安全確保を目的とした看板を設置したところでございます。その後、同地区で活動を行う

市民団体の代表者と面談を行い、同地区における安全が確保されることを確認できたことから、看板を元の状態に戻したところでございます。

○島袋　　大 議員　休憩、休憩。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前10時16分休憩

午前10時16分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

島袋　大議員。

○島袋　　大 議員　（パネルを掲示）　過料を科しますよと。違反した場合には罰金となりますという看板から、今、立入りを御遠慮くださいと。トーンダウンですよ、トーンダウン。今言ったように、なぜそうしたのか。反対派が県庁の１階でわめき散らして、看板外せ、何だこうだと言っておいて、副知事室に通して、副知事が判断してこの看板を切り替えたのでしょう。再度聞きます、どうですか。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　看板の設置後、同地区で活動を行う市民団体の代表者と両副知事及び私、土木建築部長で面談を行い、同地区における安全が確保されることの確認を行ったものでございます。

○島袋　　大 議員　休憩、休憩。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前10時17分休憩

午前10時17分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

島袋　大議員。

○島袋　　大 議員　（パネルを掲示）　少し質問を変えます。

他県ではどのような対応をしているか調べてみました。この写真を見てください。これは新潟県のある港湾に立てられた立入禁止の看板です。これは新潟県のホームページにあります。新潟県の港湾管理条例、これも沖縄県のものとほぼ同じであります。第３条に港湾施設の利用を妨げることは何人もしてはならないと書いてるわけでありますよね。部長、法にのっとって答弁してくださいよ。新潟県では立入禁止看板が立てられているんですよ。同じ内容の港湾管理条例なのに、なぜ沖縄県は立入禁止看板を立てられないのですか。新潟県が間違っているんですか。新潟県がやり過ぎなんですか。部長、どういう理屈で沖縄県は立入禁止看板を立てられないのか、その根拠を教えてください。そして、条例のどこを読んだら立入禁止ができないとあるんですか。そこも同時に教えてください。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　県の管理する港湾施設は公の施設でございまして、一般の方々も利用できるということが原則となっております。このことから立入禁止などの制限はできないものと考えております。

○中川京貴 議長　島袋　大議員。

○島袋　　大 議員　部長、立入禁止にできるかできないかについて、所管省庁の国交省に確認したことあるんですか。近くに出先の沖縄総合事務局開発建設部もあるでしょう。港湾法や関係法令に照らして立入禁止にできるのかできないのか、確認したことありますか。どうですか。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　立入禁止の措置につきましては、港湾管理者として主体的に判断したものでございまして、議員御提示にあるような他県の事例もしくは国の意見などは聞いておらず、県の判断で立入禁止にしていないというところでございます。

○中川京貴 議長　島袋　大議員。

○島袋　　大 議員　いいかげんな答弁しないでくださいよ。国に確認したことはないのか。これだけ何回も質問されて確認したこともないんですか。なぜ確認しないんですか。これ確認してどういう見解だったかも調べていないんですか。どうなんですか。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前10時19分休憩

午前10時20分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　県管理の港湾につきましては、土木建築部として主体的にその管理を行っているところでございまして、特段国の意見は確認していないというところでございます。

○中川京貴 議長　島袋　大議員。

○島袋　　大 議員　部長、新潟県の事例を見ても、今回の答弁を聞いても、港湾管理者として立入禁止にすることができるのは明らかなんですよ。これは県の判断なんですよ。ですが、あなた方はやらない。反対派の活動の危険性は認識しているにもかかわらず、反対派がまた県庁に来るからこうなるんですか。これはもう行政とは言えません。行政の役割を果たしておりません。玉城知事、そのことを指摘して次に移ります。

反対派が乗り込んできて、１階でわめき散らしたらこんなに変わるんですか。死亡事故も起きているんですよ。あなた方はもうちょっと考えたほうがいいですよ。これ部長だけじゃないよ。照屋副知事、あなたが撤去させたんでしょう。知事、あなたは何で判断でき

ないんですか。この答弁だけ聞きたい。部長じゃないでしょうが、議長。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　先ほど部長が答弁したとおりでございます。

○中川京貴 議長　島袋　大議員。

○島袋　　大 議員　県民の皆さん、こういう答弁ですよ、知事は。１人の方が死亡したんですよ。それにもかかわらず何ら対策も打たない。これが沖縄県の実態であります。

次に移ります。

安和桟橋の事故対策についてであります。

安和桟橋の事故対策。部長、事故から５か月がたちました。前回も聞きましたよね。どうなりましたか。何らかの対策はしましたか。５か月ですよ、もう。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　安和桟橋の安全対策につきましては、事業者である沖縄防衛局においても検討がなされるべきものと考えております。安和桟橋入り口付近におきましては、沖縄防衛局と協議の上、道路管理者である県が街路樹の剪定を実施し、視認性の向上などの対策を行っているところでございます。

○中川京貴 議長　島袋　大議員。

○島袋　　大 議員　あなた方ふざけているんですか、本当に。死亡事故が起きているんですよ。あなた方は事の重大さを全く分かっておりません。玉城知事、11月27日の地元の新聞に載っておりましたけれども、沖縄防衛局から安全対策を急ぐようにと要請を受けたのでしょう。その中で、９月以降、県と安全対策の協議を続けているけれども、「建設的でない不誠実な対応に終始し、形式的に場を設けているだけで、安全対策のための実施的な協議とはなっていない」と痛烈に批判されているんですよ。あなた方は公共機関からここまで言われて恥ずかしくないんですか。なぜちゃんと協議しないんですか。納得のいく説明をしてくださいよ。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　北部土木事務所並びに土木建築部と事業者の沖縄防衛局においては、今しっかりと協議が行われているというように報告を受けております。その協議が行われているさなかに、あの要請の文書が出されたことも承知をしておりますが、引き続き真摯に協議を進めていくようにということで指示をしております。

○中川京貴 議長　島袋　大議員。

○島袋　　大 議員　知事、あなたの答弁が紳士的なら、しゃべりも紳士的だね。これ今一大事な状況ですよ、知事。１人が亡くなってどうするのかと５か月も引っ張っておいて、何ですかこれ。協議、協議、ずっと協議か。あと何年するんですか。あなたは通常のマスコミのぶら下がりでも、協議を見守りたい、こういうことしか言っていないんですよ。あなたは中身の確認をしたことあるんですか。どうなんですか。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　安和桟橋における事故については、現在県警のほうで捜査が進められているというように認識をしております。その捜査の結果も待って、我々としても判断すべきところは判断してまいりたいというように考えております。

○中川京貴 議長　島袋　大議員。

○島袋　　大 議員　県が判断すればいいことなんですよ。誰に聞くんですか、知事。あなたは沖縄県のリーダーなんですよ。あなたが決めれば済むことなんですよ。誰に聞くんですか。

休憩お願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前10時24分休憩

午前10時25分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○島袋　　大 議員　次、和牛繁殖農家への今後の支援や取組について伺いたい。どうですか。

○中川京貴 議長　農林水産部長。

○前門尚美 農林水産部長　お答えいたします。

県では、繁殖牛農家の経営安定を図るため、①肉用子牛価格安定対策に係る国及び県独自の支援策の実施、②草地基盤整備の推進、③高齢繁殖牛から優良繁殖牛への更新、④繁殖成績向上に向けた技術支援、⑤県産牛肉の消費拡大などに取り組んでおります。また、現在、繁殖牛農家の経営力強化を図るためのプラン策定に向けて取り組んでいるところであります。今後は、当該プランを基に繁殖成績等のデータを活用した技術指導等、繁殖牛農家のさらなる支援に努めてまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　島袋　大議員。

○島袋　　大 議員　和牛繁殖農家は、子牛の売上げや補塡金ではもう経営が厳しい状況になっています。また、ダブルワークをしても足りず、母牛を売って資金繰りを回している状況と伺っています。この母牛が減少すると、次年度以降子牛の出荷頭数も減り、さらなる収入減となって、もう確実に廃業になるんですが、そこで江藤大臣はコメントの中で、繁殖農家の人

たちはコストを下げようにもほぼ手を尽くしていると。もうこれ以上コストを下げたいと思ったら餌を絞るしかないんですよね。そうなりますと、子牛の大きさも非常に小さくなる。母牛を売ってしまったら、２回３回と産んでいるのに母牛を出してしまうと、もう経営は成り立たない。そうなるとどうなるかといったら、地域がもう破綻しますよ。この繁殖農家が止まってしまうと。ですから、国は今補正予算で出口予算として今言う焼き肉店や和牛に関する肉屋とかに助成金を出している。しかし、入り口論ですよ。地域は、我々沖縄県は、繋殖農家を押し上げているのだから、そこをどうするかということ。出口戦略は国がやっているんだから、この入り口を県がどうするかというのが今大きなポイントなんですよね。ですから、我々も与野党関係なしにかんかんがくがくしているのは、新年度予算はなかなか厳しいかもしれないけど、知事、これは基金をつくって、基金をつくった中で新年度からもいろんな面で各畜産の皆さん方に回せるようなスキームをつくるべきだと思っているんですけど、そこはどうですか。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　これまで飼料高騰の問題、あるいは和牛繋殖農家への支援については、令和４年から約54億円ほど予算を措置させていただき、経営安定に向けて取り組んできているところではあります。私もこれまで沖縄本島、宮古島、多良間島などを訪問し、農家の皆さんの意見を直接伺う機会を設けさせていただきました。この多くの皆様が非常に厳しい状況にある中で、新たな基金の創設については、やはり財源の確保が課題になるというように認識をしております。国においても、新たな経済対策として、物価高騰対応の重点支援地方創生臨時交付金の追加なども予定されておりますので、引き続きこのような国の動向を注視しつつ、財源の確保に係る調査などを続けさせていただき、基金についての検討もそれらの財源の確保と併せて検討できればというように思います。

○中川京貴 議長　島袋　大議員。

○島袋　　大 議員　ひとつ知事の英断をお願いしたいと思っています。

農林水産部長も既に関係団体と議論をしていると言いますけれども、農家の皆さん方は逼迫しているんですよね。今や関係団体を通り越して、農家の皆さん方とも対話をしているかもしれません。知事も対話をしていると思いますけれども、確実にこの基金をつくることが大事だということは、今我々与野党で共有している点でもあると思いますので、しっかりとその辺はお力添えを賜りたいと思っています。

議長、休憩お願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前10時29分休憩

午前10時29分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○島袋　　大 議員　次、学校給食費無償化の支援事業であります。

我が会派から要請した市町村との意見交換はどうなっているのか伺います。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　お答えします。

学校給食費の無償化につきましては、これまで６月と９月に市町村説明会を開催しまして、県の取組方針や補助対象経費、上限額等についての意見交換等を行ってまいりました。現在、各市町村の令和７年度要望額調査の結果を取りまとめ、当初予算概算要求を行うとともに、制度設計について市町村との調整を進めているところでございます。市町村長等との意見交換につきましては、できるだけ早い時期の開催に向けて調整しているところでございます。

○中川京貴 議長　総務部長。

○宮城嗣吉 総務部長　給食費無償化の実現を図るためには、市町村との連携は大変重要と認識しております。予算編成事務を所管する当部は、各部局が立案する施策について協議し、必要な予算を取りまとめる役割を担っております。意見交換につきましては、このような役割分担を踏まえつつ、学校給食に関する事務を所管する教育庁と共に開催に向けて調整してまいります。

○中川京貴 議長　島袋　大議員。

○島袋　　大 議員　次に行ってまとめてしたいと思っています。

学校給食費無償化の支援事業Ｑ＆Ａについて伺います。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　お答えします。

学校給食費無償化支援事業Ｑ＆Ａは、給食費無償化に係る県の方針や制度設計の考え方を示したものであり、市町村説明会等において資料として活用しております。現在、Ｑ＆Ａを使用し、市町村との調整を行い、令和７年４月からの実施に向けて詳細な制度設計を進めているところでございます。

○中川京貴 議長　島袋　大議員。

○島袋　　大 議員　このＱ＆Ａというのが２回行われていますね。この質問事項を分かりやすく言えば、中

学校の学校給食費を市町村が無償化しなくても県の補助を受けられるんですかに対して、答えは、市町村の補助にもかかわらず県の補助を受けることができます。学校給食費の無償化に向けた取組は重要な課題であると考えており、市町村におきましてもさらなる保護者の負担軽減に御協力をお願いします。

次、市町村独自のスキームで助成している場合は、県の補助を受けられますか。その回答で、市町村で行っている助成内容にもかかわらず、市町村が条例等で定めた中学生、就学援助対象者を除く学校給食費の２分の１を補助しますというふうにあります。

そして最後、大体Ｑ＆Ａに20ぐらい質問があります。今後のスケジュールは、９月中旬以降に各市町村の無償化の検討状況や要望額の調整を行い、県の予算要求に反映させていきます。現時点で調査中の部分については整い次第、令和７年１月末をめどに補助金交付要綱を策定する予定であります、と言っております。

皆さん、２回しか議論をしていない。このＱ＆Ａというのは、統一性のＱ＆Ａですよね。誰が見ても分かるように。そして今、総務部長がおっしゃったように、知事、今、市町村長は、町村長も反対なんですよ。知事が言っているのは小学校、中学校の給食費の無償化ですよ。ゼロ。持ち出しは。県が全部見てくれる。その中で中学校を半分見ると言っている。しかし、市町村はこの半分持てませんよという話ですよ、みんな。出してしまったら、破綻すると言っているんですよ、市町村は。だから求めているのは、知事の公約どおり全額してくださいよと言っているんですよ。知事、時間はたっぷりありますよ、見ないでください。そこをどうするかなんですよ。市町村長は財政負担も出てくるから財政課との議論をしたいって、何もしてないんですよ。教育委員会との２回しかしていない。これが来年からスタートできますかという話ですよ。どうですか、知事。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　これまでにも答弁をさせていただいておりますけれども、学校給食費の無償化に向けましては段階的に財源を確保して実施をしてまいりたい。今般はその中学生の、特に学校給食実態調査における各家庭の家計から費用の捻出が多い中学生のいらっしゃる御家庭からまず半額負担をさせていただきたいということで協議を進めさせていただいております。来年４月からの施行に向けて、現在教育委員会においては各市町村と協議を進めておりますし、総務部長からも答弁がありましたとおり、必要に応じて県三役を含めて執行部ともまた連携をさせていただければというように考えております。

○中川京貴 議長　島袋　大議員。

○島袋　　大 議員　今の知事の答弁で、そういう意見、またこういう意見がきちんと――市町村長みんな言っている。高校進学、中学進学はありますけれども、小学校の進学がない。部活はあるが学童はないといった感じで悪意を持って中学生のみの支援をする根拠となっているんですよ、この予算は。このシステムの持っていき方は、こういったことを論しながら全く小学校に関心を持っていない。やる気がないんですよ、知事。早急に議論をしていただきたいと思っております。どうですか。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　子どもたちの成長を支えていくための行政の役割としては様々なものがあると思いますが、まず令和４年４月からは、各41市町村の協力をいただいて、それまでそれぞれの市町村の取組が別々であった通院費の窓口無料化については、41全ての市町村で少なくとも中学卒業までの無償化が実現できております。このように、市町村との協力を踏まえて様々な取組を進めていく、あるいは県独自でなし得ることは努力をしていく、それぞれに話し合いながら協力して進めていくことが沖縄県の41市町村、子どもたちの誰一人取り残さない育ちを支えていく、こどもまんなか社会の実現に資するものであるというように考えております。

○中川京貴 議長　島袋　大議員。

○島袋　　大 議員　ですから知事、今の知事のお考えが誰一人取り残されるんですよ。残るんですよ。今、中学校の半額をしただけで残りの半額を市町村が持つにしても、市町村の中で財政破綻するところがあるんですよ。出てくるんですよ。だからそこをどうにかしてほしいと言っているのに、まさしく前に進んでおりません。ここをしっかりとやらないと、来年度からやるということで拳を上げてもなかなかついていくことはできないと思っています。

すみません、もう締めますけれども、議長から一言言っていただきたい。

人が亡くなって大変な状況の質問の中で、各政党の考えはいろいろあるかもしれませんけれども、議会というのは言論が非常に自由ですから、そういうやじ的な、茶々の入れ方も必要だと思っていますよ。しかし、人が亡くなった問題、これをどう対策をするかの質問に、自分たちが政党の論者みたいに、自分たちの思いだけを私に押しつけるようなことはナンセンスで

すよ。ここは議長から注意してください。ひとつよろしくお願いしたいと思っております。
○中川京貴 議長　宮里洋史議員。
○宮里　洋史 議員　議長、休憩お願いします。
○中川京貴 議長　休憩いたします。
午前10時36分休憩
午前10時37分再開
○中川京貴 議長　再開いたします。
○宮里　洋史 議員　初めての一問一答方式での質問になりますので、どうぞよろしくお願いいたします。
まず８番、我が会派の代表質問との関連について。
大浜一郎議員の大項目２、ワシントン事務所(4)の部分の質問をしたいんですけれども。
議長、休憩お願いします。
○中川京貴 議長　休憩いたします。
午前10時37分休憩
午前10時41分再開
○中川京貴 議長　再開いたします。
○宮里　洋史 議員　株主の同意書について、資料は必ずあるはずですので、その提供を求めます。
○中川京貴 議長　知事公室長。
○溜　政仁 知事公室長　現在、ワシントン駐在において確認をしているところで、我々のところに今ございませんので、ありましたら、あるいはないというのが判明しましたら、至急その旨報告したいと考えております。現在は手元にないということでございます。
○中川京貴 議長　宮里洋史議員。
○宮里　洋史 議員　議長、休憩お願いします。
○中川京貴 議長　休憩いたします。
午前10時42分休憩
午前10時43分再開
○中川京貴 議長　再開いたします。
○宮里　洋史 議員　分かりました。
じゃ、進行いたしますけれども、まず駐在員と法人の確定申告についてどのように行われているのか、どこに納税しているのかお聞きしたいと思います。
○中川京貴 議長　知事公室長。
○溜　政仁 知事公室長　お答えします。
まず、駐在員の確定申告につきまして、ワシントン駐在は、毎年米国に所得を申告する際に、日・米租税条約の適用を受ける旨を申告しております。同条約第18条は、米国で勤務する日本の地方公共団体の職員が当該地方公共団体から給与の支払いを受ける場合、日本においてのみ課税される旨を規定しているため、米国においては課税されておりません。
続いて、ワシントンＤＣオフィス社の確定申告についてでございます。
ワシントンＤＣオフィス社は、毎年税務申告を行っておりますが、課税所得がないため、連邦税は課税されておりません。また、同社が所在するコロンビア特別区――ワシントンＤＣですね。コロンビア特別区に対しては、利益がマイナスであっても発生するフランチャイズ税というのがありまして、その申告を行った上で、毎年250ドルを納付しているということでございます。
○中川京貴 議長　宮里洋史議員。
○宮里　洋史 議員　分かりました。
地方公共団体の職員であれば、アメリカで申告しなくていいとあるんですけれども、まずその前にビザのステイタスがあります。アメリカは居住しているか、非居住者かなんですね。それで非居住者扱いなのは、例えばＡビザの外交官とか、Ｇビザの国際機関職員なんです。今駐在に行っている職員、Ｌビザです。Ｌビザは、滞在日数で居住者か非居住者かが決まります。なので、課税義務が発生するというのが濃厚だと思われますが、その確認を行いましたか。
○中川京貴 議長　知事公室長。
○溜　政仁 知事公室長　御指摘のとおり、駐在は年間183日以上米国に滞在しておりますので、米国の税法上、居住者になるというふうに承知しております。このために、駐在も毎年所得を申告しております。その上で、先ほど申し上げました日・米租税条約第18条では、米国で勤務する日本の地方公共団体の職員が当該地方公共団体から給与の支払いを受けている場合、日本においてのみ課税される旨を規定しており、その申告の際、その適用を受ける旨申告しているため、米国においては課税されていないということでございます。
○中川京貴 議長　宮里洋史議員。
○宮里　洋史 議員　すみません、公室長。向こうに対して、申告している内容がビジネスマンであるということじゃないですか、今。だから、向こうとしてどう捉えるかが問題であって、こっちでの立場がどうこうではないと思うんですよ、アメリカにとっては。アメリカに対して、地方公共団体だから申告しなくていいとか、そういう税の調査はちゃんと行っているんですか。
○中川京貴 議長　知事公室長。
○溜　政仁 知事公室長　繰り返しになって恐縮なんですけれども、税申告の際は、日・米租税条約第18条の適用を受けるということを申告しているということで、米国においては課税はされていないということで

す。
○中川京貴 議長　宮里洋史議員。
○宮里　洋史 議員　すみません、じゃ今のはどこに確認をしたんですか。誰に。
○中川京貴 議長　知事公室長。
○溜　政仁 知事公室長　ワシントン駐在に確認しております。基本的に、そのビザの申請の書類においても、給与は沖縄県から支給されるということは明記されておりますので、そこについては疑義がないところだというふうに考えております。
○中川京貴 議長　宮里洋史議員。
○宮里　洋史 議員　皆さん、税法をもう少しちゃんと見たほうがいいと思うんですけれども、アメリカは住んでいるかどうかなんですよ。日本もそうですけどね。183日以上住んでいたら居住者になるし、その免除がもらえるのはＡビザかＧビザと言ったじゃないですか。Ｌビザで取っているんですよ。これもし納税していないとなったら、これ個人の所得税――職員なんですよ。もしこれ追徴が来たら、どう責任を取るんですか。
○中川京貴 議長　知事公室長。
○溜　政仁 知事公室長　繰り返しになりますが、駐在については、年間183日以上滞在しているということも踏まえて、向こうの弁護士等と確認の上、毎回申告をしているというところでございますので、そこについては問題はないかというふうに考えております。
○中川京貴 議長　宮里洋史議員。
○宮里　洋史 議員　この点も、職員の身分もありますから、しっかりと確認のほうをお願いしたいと思います。
　次に行きます。
　議長、休憩お願いします。
○中川京貴 議長　休憩いたします。
　　午前10時49分休憩
　　午前10時49分再開
○中川京貴 議長　再開いたします。
○宮里　洋史 議員　（パネルを提示）　これは、代表質問でありました図なんですけれども、沖縄県からＤＣ株式会社へ送金されているというＦＡＲＡ報告書を基に作った図でございます。この資金の流れ、当たっていますか。
○中川京貴 議長　知事公室長。
○溜　政仁 知事公室長　お答えいたします。
　正確には、沖縄県から委託を受けたワシントンコア社に資金が送金されて、ワシントンコア社がそのＦＡＲＡ報告書でワシントンＤＣオフィス社が申告する必要がある、マーキュリー社――コンサルティングをやっているマーキュリー社及び現地職員の給与については、ワシントンＤＣオフィス社の口座に振り込んでいると。そして、そのほかの支払いについては、ワシントンコア社が支払っているということでございます。
○中川京貴 議長　宮里洋史議員。
○宮里　洋史 議員　それでは、ＦＡＲＡ報告書にある、沖縄県からＤＣ株式会社に振り込んでいますよ、支払っていますよというのは虚偽ということなんですか。
○中川京貴 議長　知事公室長。
○溜　政仁 知事公室長　失礼いたしました。
　ＦＡＲＡ報告においては、ＦＡＲＡ登録を行っている者が外国のどのような団体を代理しているかを報告した上で、その外国の団体から受け取った資金の額、受領日、目的等を報告することとなっております。それで、ワシントンＤＣオフィス社のＦＡＲＡ報告においては、沖縄県の代理をしている旨を報告した上で、沖縄県から資金を受け取っていることを報告しているものです。そして、資金の流れとしては、一旦ワシントンコア社を介してはいるものの、その資金源はあくまで沖縄県であり、実態を踏まえて適正な報告がなされているものと認識しております。
○中川京貴 議長　宮里洋史議員。
○宮里　洋史 議員　あくまで沖縄県ではなく、委託料ですよね。沖縄県からワシントンコア社に委託をして、そこから払っているというのであれば、この図は誤りじゃないですか。
○中川京貴 議長　知事公室長。
○溜　政仁 知事公室長　その図につきましては、我々は事実と異なるかと思っております。その上でもう一度説明いたしますと、ＦＡＲＡ報告においては、ＦＡＲＡ登録を行っている者が外国のどのような団体を代理しているかを報告した上で、その外国の団体から受け取った資金の額等を報告するということで、ワシントンＤＣオフィス社のＦＡＲＡ報告においては、沖縄県の代理をしている旨を報告する必要があります。ですので、沖縄県から資金を受け取っているということを報告しています。そして、ワシントンコア社は、沖縄県から委託を受けて、ワシントン駐在の活動を支援しております。ですので、沖縄県の支出、沖縄県から――失礼しました。その資金源はあくまで沖縄県であって、実態を踏まえて適正な報告がなされているというふうに考えております。
○中川京貴 議長　宮里洋史議員。

○宮里　洋史 議員　実態は、ワシントンコア社からＤＣ株式会社に入金されたということでよろしいですね。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　ワシントンコア社は、沖縄県の委託を受けて、ワシントンＤＣオフィス社の活動支援を行っております。ですので、その委託――沖縄県からワシントンコア社に一旦委託料が支払われて、そこからワシントンＤＣオフィス社の口座に入っているということでございます。

○宮里　洋史 議員　議長、休憩お願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前10時53分休憩

午前10時53分再開

○中川京貴 議長 再開いたします。

○溜　政仁 知事公室長　ワシントンＤＣオフィス社への支払いというか、口座への入金は沖縄県の委託を受けているワシントンコア社から送金されているということです。

○中川京貴 議長　宮里洋史議員。

○宮里　洋史 議員　そのとおりです、でいいと思うんですけれども、その場合、ＦＡＲＡ報告として米国司法省に出している内容に疑義があるんじゃないかと思いますので、次に行きます。

では、ワシントンコア社からＤＣ株式会社に支払っています。これ会計処理はどうなっていますか。売上げですか、貸付けですか。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前10時54分休憩

午前10時55分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　明確にこの科目が何かというのを今ちょっと確認ができていないところなんですけれども、基本的には沖縄県からの支出――支出といいますか送金ということになるというふうに思います。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前10時56分休憩

午前10時56分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○溜　政仁 知事公室長　親元である沖縄県からの送金ということで整理されているということです。

○中川京貴 議長　宮里洋史議員。

○宮里　洋史 議員　沖縄県からの送金とおっしゃいました。委託料から支払われているけど。取扱いはどうなっているのかと聞きました。じゃ、沖縄県から貸しているということになるんですか。答弁お願いします。売上げと貸付け以外で入金できるんですか。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前10時57分休憩

午後10時58分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　申し訳ございません。

繰り返しになりますが、ワシントンコア社からワシントンＤＣオフィス社への支払いにつきましては、沖縄県からの送金ということで整理されているということでございます。

○宮里　洋史 議員　議長、休憩お願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前10時59分休憩

午後１時20分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

午前の宮里洋史議員の質問に対する答弁を願います。

知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　まず、どのような科目でワシントンＤＣオフィス社が資金を受け入れているかということでございますが、ワシントンＤＣオフィス社の税務申告においては、アディショナル・ペイドイン・キャピタルということで日本語で仮訳すると、追加払込資本として整理されているということでございます。その分は、マーキュリー社への支払いや現地スタッフの給与等の支払いに充てられているということです。なお、追加払込資本の受入れに伴って資本金が増えるということはないということでございます。

以上でございます。

○宮里　洋史 議員　何ですか、ごめんなさい、最後ちょっと聞こえなかった。

○溜　政仁 知事公室長　追加払込資本の受入れに伴って資本金が増えるということではないということでございます。

○宮里　洋史 議員　休憩お願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後１時21分休憩

午後１時23分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○溜　政仁 知事公室長　追加払込資本というもので整理されていて、それについてはマーキュリー社への支払いや現地スタッフ等への支払いに充てられているということです。

○宮里　洋史 議員　議長、休憩お願いします。
○中川京貴 議長　休憩いたします。
午後１時23分休憩
午後１時28分再開
○中川京貴 議長　再開いたします。
宮里洋史議員。
○宮里　洋史 議員　答弁できていないので、改めて調べていただきたいんですけれども、我々は、沖縄県からＤＣ株式会社に送金があったという話からこの話をしています。ＦＡＲＡ報告を基に。でも、ワシントンコア社からＤＣ株式会社に払われていますと。じゃ、とにかくＤＣ株式会社からマーキュリー社に支払いがあるから、その入りは何でやっているんですかと聞いているんです。ただ、一株式会社にもかかわらず、いやこれは特に資本でもなければ何でもないんですと。じゃあこの支払いの領収書、それはワシントンコア社の経費なのか沖縄県の経費なのかと今度はその問題になりますね。その場合、ＦＡＲＡ報告書もまず間違っているし、委託料から支出していいかも分からないし、出資金なのかどうかも分からないし、沖縄県の経費であれば沖縄県の決算書に載ってくるはずじゃないですか。一つもない。説明が全くできていない。真剣に答弁してください。お願いします。
○中川京貴 議長　休憩いたします。
午後１時29分休憩
午後１時30分再開
○中川京貴 議長　再開いたします。
知事公室長。
○溜　政仁 知事公室長　委託の支払いにつきましては、毎年度決算をしていますので、その中で確認をしているというところでございます。それと、この追加払込資本につきましては、やはりちょっと説明が難しいところでございますので、一旦整理して改めて説明させていただきたいというふうに考えております。
○宮里　洋史 議員　休憩お願いします。
○中川京貴 議長　休憩いたします。
午後１時30分休憩
午後１時33分再開
○中川京貴 議長　再開いたします。
○溜　政仁 知事公室長　大変失礼いたしました。
まず、この委託についてはコア社に委託をして、最終的な支出については確認をして決算しているところでございます。ただその途中の支払いについて、明確に確認ができていないというところでございます。また、前回も答弁したことがあると思うんですけれども、この会計については、米国では財務諸表の作成が義務づけられていないということもあります。議会への報告については適正にやっていくということにしておりますので、その中で明確にしていきたいというふうに考えております。
○中川京貴 議長　宮里洋史議員。
○宮里　洋史 議員　今、財務諸表を作らなくていいという答弁がありましたけど、何を根拠にそのようなお話をされているんですか。
○中川京貴 議長　休憩いたします。
午後１時34分休憩
午後１時35分再開
○中川京貴 議長　再開いたします。
知事公室長。
○溜　政仁 知事公室長　米国の証券法上、上場されている企業ではないということで、財務諸表は作っていないということでございます。
○中川京貴 議長　宮里洋史議員。
○宮里　洋史 議員　明確な間違いだと指摘させていただきます。そこは、上場企業が監査報告をする必要があるというだけであって、一非上場企業が決算書を作らなくていいという法律には全くなっておりませんし、国内法もそうはなっておりません。こんな答弁していいんですか、大丈夫ですか、ちゃんと調べてますか。
○中川京貴 議長　休憩いたします。
午後１時35分休憩
午後１時36分再開
○中川京貴 議長　再開いたします。
知事公室長。
○溜　政仁 知事公室長　我々、ワシントン駐在を通して米国の法律の専門家に確認してそのような回答をいただいております。疑義があるということですので、また改めて確認したいと思います。
○中川京貴 議長　宮里洋史議員。
○宮里　洋史 議員　代表質問でも今回の一般質問でも様々な疑義が出ておりますし、まず民間と公的機関――駐在の取扱いも全く分かっていないと思うんですね。だからこうやって答弁できないんですよ。誰の経費なのか、誰の売上げなのか、誰の収入なのか、全く答弁できておりません。こんなワシントン事務所を今なお継続させている危険性ないですか、知事。
○中川京貴 議長　知事公室長。
○溜　政仁 知事公室長　ワシントン駐在につきましては、今問題点を整理しているところでございます。問題点を整理しまして改めて公表するとともに、できるだけ速やかに改善をしていきたいというふうに考えて

おります。
○中川京貴 議長　宮里洋史議員。
○宮里　洋史 議員　公室長、知事、もう問題点を洗い出せばいいという問題じゃないんですよ。もう明らかに――明らかにと言ったら失礼ですが、法的違反だと思われる事情がここまで出ている。ここまで出ているんですよ。職員の身分もよく分からない。税法上の取扱いもよく分かっていない。こういった中で公金を支出する。県民は不安ですよ、こんなお金の使い方をされて。マネーロンダリングじゃないかと疑われてもしようがないじゃないですか。こういったことを続けていること自体がおかしい。隠蔽と言われてもおかしくない現状は、我々の民主主義、法治国家がこれまでつくり上げた社会秩序を破壊する行為ですよ。県民に対する大きな裏切りですよ。本当に重いことと受け止めてほしいです。ですから私からは、今分からないことだらけと言うのであれば、一旦閉鎖をして第三者委員会――税法も弁護士も国際法も含めて第三者委員会をつくって、ちゃんと県としても検証すべきじゃないですか。いかがですか、知事。
○中川京貴 議長　玉城知事。
○玉城デニー 知事　現在のところで米国駐在――ワシントン駐在、そして法律の専門家等とも確認をしながら議会で答弁できるよう努めさせていただいておりますが、しかしまだきちんと整理ができていない点が多々ございます。その点をしっかりと確認をした上で、ではどのように対応していくかということについてもしっかり検討させていただければと思います。
○中川京貴 議長　宮里洋史議員。
○宮里　洋史 議員　これ以降の質問は次の議員からもたくさんあると思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。
　議長、休憩お願いいたします。
○中川京貴 議長　休憩いたします。
　午後１時39分休憩
　午後１時39分再開
○中川京貴 議長　再開いたします。
○宮里　洋史 議員　続きまして質問項目第１、虐待再発防止の取組についてお伺いいたします。
○中川京貴 議長　こども未来部長。
○真鳥裕茂 こども未来部長　お答えいたします。
　児童虐待に当たる行為を行った保護者に対しましては、児童相談所において再発防止のため継続的に助言指導を行いながら、必要に応じてアンガーマネジメントまたはペアレントトレーニングなどの保護者支援プログラムを実施し支援を行っているところでございます。また、要保護児童対策地域協議会において情報共有を行い必要な支援につなぐなど、市町村をはじめとした関係機関と協力して、児童の養育環境の改善に取り組んでおります。
○中川京貴 議長　宮里洋史議員。
○宮里　洋史 議員　僕はＳＮＳのときもお話ししたんですけれども、やっぱり大人に対しての指導もより強くやっていかないといけない。再発されるということもよく聞きますので、そこら辺をしっかりやっていただくためにも、今の児童相談所の職員の配置の現状をお伺いしたいと思います。
○中川京貴 議長　こども未来部長。
○真鳥裕茂 こども未来部長　お答えいたします。
　現在、児童相談所に配置されている児童福祉士及び児童心理士についてですが、人口や児童相談対応件数に応じた配置基準というのが法令で定められております。職員数については、平成16年度から令和６年度までの20年間で135名増員を行っておりまして、体制強化をこれまで図ってきたところでございます。虐待相談対応件数の増加により増員が追いついていない状況となっておりまして、児童福祉士、児童心理士ともに不足している状況という形になってございます。児童相談所の役割は拡大し続け体制強化が求められていますので、今後も関係部局と継続的に調整を行った上で、適正な人員配置ができるよう努めてまいりたいというふうに考えております。
○中川京貴 議長　宮里洋史議員。
○宮里　洋史 議員　福祉はマンパワーです。このマンパワーの強化は否定するものではないと思います。しっかりと財政出動して職員配置を高めていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。
　次の質問に行きます。
　警察官の数、交番の数の今後の計画についてお伺いしたいと思います。
○中川京貴 議長　警察本部長。
○小堀龍一郎 警察本部長　令和６年度における県警察の条例定員は警察官が2921人、一般職員が311人で合計3232人となっております。また、本年10月31日現在の充足率は約98％となっておりますが、この欠員分につきましては臨時的任用職員等を採用して補充しております。この状況が十分なものであるかどうかという点につきましては、様々な警察事象が発生する中で一概に申し上げることは難しいところでありますが、匿名・流動型犯罪グループによる特殊詐欺等の新たな犯罪、サイバー事案への対応、当県の深刻な飲酒運転、水難事故、児童虐待、少年非行への対応など県

内の情勢の変化等に的確に対応していくため、今後も体制の在り方については不断に検討していきたいと思っています。

次に、交番等の施設についてでありますが、県内には交番が61、駐在所が55、警備派出所が６ございます。

県警察におきましては限られた体制を効果的に活用するため、各地域における人口の変動、治安情勢、周辺環境の変化などをきめ細かく見た上で、交番等の新設、大型化、統廃合などを実施するとともにパトカー等を用いた機動性の向上を併せて図ることにより治安の確保に努めているところであり、引き続き施設面の在り方につきましても不断の検討を進めてまいりたいと考えております。

○中川京貴 議長　宮里洋史議員。

○宮里　洋史 議員　沖縄県はやはり入域観光客が多いので、現在の警察職員の数、交番の数は十分なのか、引き続き検証のほどよろしくお願い申し上げます。

そして、昨年の議会で少年問題の対応として少年警察調査官を増員しているとお聞きしておりますけれども、現在足りているのかお聞きしたいと思います。そして併せて配置している警察署もお聞きできればと思います。

○中川京貴 議長　警察本部長。

○小堀龍一郎 警察本部長　今年度、当県で深刻な課題となっております少年の非行問題や児童虐待事案に対し的確に対応するため、一般職員を５人増加した上で、新たに少年警察調査官として計６人を配置しております。その６人の少年警察調査官につきましては、那覇警察署、豊見城警察署、糸満警察署、与那原警察署、宜野湾警察署、うるま警察署に配置しております。今後の配置の拡大につきましては、少年非行や児童虐待事案の状況、少年警察調査官の活動状況などを踏まえまして必要な検討をした上で、関係機関等との調整に努めてまいりたいと考えております。

○中川京貴 議長　宮里洋史議員。

○宮里　洋史 議員　配置されていない警察署は何か所ございますか。

○中川京貴 議長　警察本部長。

○小堀龍一郎 警察本部長　現在、警察署は14ございます。今、６警察署に配置しておりますので、８警察署に配置していないということになります。

○中川京貴 議長　宮里洋史議員。

○宮里　洋史 議員　この調査官は、虐待防止にも大変関わっていく方だと思いますので、全警察署への配置を要望いたしたいと思います。

次の質問に行きます。

２、船だまりの管理についてお聞きしたいと思います。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　船だまりなどの県内港湾施設については、権限移譲により所在市町村において日常管理を行っております。

○中川京貴 議長　宮里洋史議員。

○宮里　洋史 議員　私の地元も船だまりがありまして、その中で大きな問題になってくるのは放置艇でございます。放置艇については、現在議長でございます中川議長にも当時取り上げていただきましたけれども、その現状と対策をお聞きしたいと思います。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　まず、放置艇の現状でございますが、令和５年３月時点の調査におきまして、放置艇は県が管理する38の港湾におきまして、689隻を確認しているところでございます。

放置艇の対策でございますが、放置艇は一義的には所有者の責任で処理されるべきものと考えております。

県としましては、権限移譲している所在市町村と協力して、所有者の確認や撤去命令などの対応を行うこととしております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　宮里洋史議員。

○宮里　洋史 議員　この撤去命令は、その管理をしている市町村が持つということでお聞きしたんですけれども、やっぱり先立つ予算がないと撤去命令は簡単に出せないと思うんですよね。これ基金や条例等で――条例というか事業等々でもし予算があれば、撤去できるものもあるんじゃないですか。地域の住民はこの放置艇――特に廃船とか、ごみ問題とかで結構窮するところがあるんですね。その点についていかがですか。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　放置艇の現状は、様々な港湾の施設的なもの、景観等も含めまして、非常に解決すべき課題であると考えております。

県としましては、先ほどもお答えいたしましたが、所在市町村と協力して、所有者の確認、また撤去命令などの対応を行うこととしております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　宮里洋史議員。

○宮里　洋史 議員　次の質問に行きます。

県職員普通退職者増加の現状についてお聞きしたいと思います。

○中川京貴 議長　総務部長。

○宮城嗣吉 総務部長　知事部局の一般行政職の普通退職者は、従来の定年年齢である60歳を除き、令和３年度が43人、令和４年度が60人、令和５年度が95人と増加傾向で推移しております。

○中川京貴 議長　宮里洋史議員。

○宮里　洋史 議員　やはり普通退職者が多くなるということは、県の今までの行政マンを育てていく中では大変な損失だと思うんですね。やはり今後は離職率を下げるところにも注力していただきたいと思いますし、人事評価はどのようになっていますか。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後１時48分休憩

午後１時48分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

総務部長。

○宮城嗣吉 総務部長　人事評価は、職員の能力及び業績に基づく人事管理の徹底が図られ、評価制度の仕組みを通じて職員一人一人のモチベーションの向上や主体的な能力開発につなげる目的で導入をしているところです。

○中川京貴 議長　宮里洋史議員。

○宮里　洋史 議員　私これ確認したところ、人事評価――上司が部下に対してするというのは分かるんですけど、今、部下から上司に対しての評価というか、様々な見えるやり方もあると思うんですね。それを取り入れているのかというのと、また職員――普通退職された方の再採用制度は沖縄県にはあるのかお聞きしたいと思います。

○中川京貴 議長　総務部長。

○宮城嗣吉 総務部長　現在の人事評価につきましては、上司が部下を評価するという形になっております。その評価に当たっては、人事面談を通して、期首に目標を定め、期中にはその進捗状況を確認し、期末にはその達成状況とか次年度への改善状況とかを確認するというような形で行っているところでございます。今議員御提案の、部下が上司を評価するということにつきましては、国や他の自治体で一部やっているということも承知をしておりますので、民間の情報収集を行っていきたいと思っておりますが、その制度につきましては、現行制度との整合、それから評価者の匿名性を確保する必要性があること、そして客観的合理的な評価基準の設定など課題があると承知をしておりますので、それらを研究していきたいと思っております。

○中川京貴 議長　宮里洋史議員。

○宮里　洋史 議員　今の答弁だと、今やっている人事評価も疑わざるを得ません。なぜなら、客観性ということをおっしゃっていました。上から下に対して評価をするのは客観性があるから今やっているということにも聞こえますので、僕は、それはそうはならないと思っているんですね。部下から上司に対して評価をしたとしても、それですごい著しくこの評価を下げることにはやはりならないので、そのような制度をやっているところからしっかり研究をして、風通しのいい職場環境をつくるためにも、ぜひ導入していただきたいんですけどいかがでしょうか。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後１時51分休憩

午後１時52分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

総務部長。

○宮城嗣吉 総務部長　評価制度を通して、業務に職員の意見を反映するということにつきましては、先ほども申し上げましたように、上司が一方的に目標を押しつけることがないよう、職員と上司による十分な意思疎通の下、職員が主体的に設定しております。また、期中におきまして、目標の進捗状況の確認、目標達成に向けての問題点への助言指導など、必要に応じて業務に関するフォローアップのための面談を行うこととしております。そして、期末では職員との意思疎通を、意見交換を通して目標達成状況の確認や職員のよかった点、改善点等についてアドバイスを行い、次年度の業務に向けてモチベーションの向上や職員の人材育成につなげるための取組を行っているところでございますけれども、御提案のあります全方位評価といいますか、部下から上司を評価するという部分につきましては、先ほど申しました課題もありますので、それは他県の状況を確認していきたいと思っております。

もう一つ、先ほど御質問のありました再採用の実施という部分につきまして、県では、採用試験の受験者数が減少傾向にありまして、一部の技術職――これは電気、土木、建築、農業土木、機械、林業でございますけれども、これにつきましては、新卒者・若年者のみを対象とした試験のみでは人材確保が困難な状況となっておりますので、これらの職種につきましては、過去に県職員として実務経験を有する者を対象とした再採用制度を現在検討しているところでございます。

以上です。

○中川京貴 議長　宮里洋史議員。

○宮里　洋史 議員　引き続き、よろしくお願いいたします。

４番行きます。

教育行政の(1)、教職員の正規割合やその課題についてお伺いいたします。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　お答えします。

令和５年５月１日時点における公立小中学校の教員正規率は、沖縄県が80.3％、全国平均が91.9％となっております。その主な要因としましては、特別支援学級の増加等や初任者研修制度により採用者数に制限がかかることなどから、正規教員の配置が追いつかない状況がございます。県教育委員会においては、令和５年９月に、小中学校正規率改善計画を改定したところでありまして、令和６年５月１日時点における公立小中学校の教員正規率は改善を見込んでおります。

県教育委員会としましては、引き続き、計画的な採用等を行い、正規率等の改善に努めてまいりたいと考えております。

○中川京貴 議長　宮里洋史議員。

○宮里　洋史 議員　かしこまりました。

正規率の引上げ、どうぞよろしくお願いいたします。

(2)、児童生徒の県外派遣費補助の検証について。

７月の答弁で情報交換をして研究してみたいとあったが、その後いかがですか。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　まず、県の派遣の状況を御説明させていただきたいと思いますが、県教育委員会では、これまで中体連、中文連、高体連、高文連主催の九州大会・全国大会に参加する中高校生に対して、各連盟を通して派遣費を助成しております。今年度から新たに離島生徒の派遣費支援の拡充を図るため、クラウドファンディング型ふるさと納税を実施したところであります。今、議員からお話がありましたが、これは小学生に対してのということであろうかと思います。前回も申し上げましたが、小学校の学習指導要領におきましては、部活動については学校教育外となっておりますので、教育委員会としては、小学校については今公的な支援はできていない状況にあります。その後、関係課と情報交換等を行っているところでございます。

○中川京貴 議長　文化観光スポーツ部長。

○諸見里　真 文化観光スポーツ部長　児童の県外派遣費補助についてお答えいたします。

県では、沖縄県スポーツ協会を通じて、沖縄県スポーツ少年団に加盟しているスポーツ団体に対し、交流大会の開催費用、指導者養成研修会への参加費、全国及び九州ブロック競技別交流大会への指導者の旅費を支援しております。現在、児童の県外派遣費補助は実施しておりませんが、令和７年度については、少年団が主催する沖縄本島の大会に対し、離島チームの派遣費補助の事業化に向けて取り組んでいるところでございます。

以上です。

○中川京貴 議長　宮里洋史議員。

○宮里　洋史 議員　新しい取組、大変すばらしいと思いますが、さらなる拡充を求めたいと思います。

次の質問に行きます。

県立高校の学校車について。

これ様々、今までＰＴＡで購入しているとあるんですけれども、さすがに学校車が高くて、何か県としての補助が出せないのかお伺いしたいと思います。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　県立高校の学校車につきましては、主に専門高校の職業実習等で使用する公用車のほか、ＰＴＡ等の団体が所有している車両がございます。ＰＴＡ等の所有車両につきましては、主に部活動で使用されている状況がございます。公的な支援につきましては、今ＰＴＡ等での支援が行われているところでありまして、ＰＴＡの車両につきましては、それぞれのＰＴＡの団体の自主的な判断により購入が行われているものでありまして、この購入については、今公的な支援はできていない状況でございます。

○中川京貴 議長　宮里洋史議員。

○宮里　洋史 議員　次の質問に行きます。

看護師・薬剤師の確保の取組について。

看護師については、離島赴任のときの住居手当が県の職員と相違はないのか、その負担感をすごく感じているので、どういった取組、新しい取組ができないのかをお伺いしたいのと、薬剤師についての確保も中部・北部・宮古地区ではかなり今確保が厳しい状況だとお聞きしております。それに対しても、薬剤師確保に向けて様々な取組ができないのかお聞きしたいと思います。

○中川京貴 議長　保健医療介護部長。

○糸数　公 保健医療介護部長　お答えいたします。

まず最初に、県全体での看護師の確保状況ということで答弁させていただきます。

看護師の確保については、看護師養成所に対する運営費の補助、それから看護学生に対する修学資金の貸

与事業、それから潜在看護師の方の再就職支援事業など、新規養成、復職支援、離職防止、定着促進というふうな形で県全体で取り組んでいるところです。

それから、薬剤師の確保につきましては、県内各地域の差はございますけれども、県全体として10万人当たりの薬剤師数が全国で一番低いというふうな状況がございますので、現在は、県出身者が多く在籍する県外の大学での就職説明会、それから県内での就職を条件として奨学金返還額の一部を助成する薬剤師確保対策モデル事業などの事業を実施しており、そして県内国公立大学への薬学部の設置に併せて取り組んでいるという状況でございます。

以上です。

○宮里　洋史 議員　すみません、休憩で。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後２時０分休憩

午後２時０分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

病院事業局長。

○本竹秀光 病院事業局長　県立病院の看護師等々含めて、住居手当に関しては、知事部局と同等の額で最高２万8000円を今お支払いしている状況なんですけれども、ただ、今議員御指摘のとおり、実は宮古・八重山、特に宮古のほうが家賃の高騰でかなり――平均的には本島とそれほど差はないんですけれども、かなり高額な家賃を払っている職員もいます。そういうことで、数か月前に宮古病院・八重山病院に出かけまして、住宅の状況を視察してきました。それで、実際県立病院で用意できている住宅はまだ少ないです。既存の建物については修理をするとか、それから今、実際宮古では民間の――宮古病院のＯＢの方が今アパートを造るということで準備を進めており、それからもう一つ、八重山病院は、旧八重山病院跡地に職員住宅を建てる計画を進めているところであります。看護師については以上です。

○中川京貴 議長　宮里洋史議員。

○宮里　洋史 議員　分かりました。

引き続き、確保の取組、特に離島・中部・北部に対して、いろんな取組をよろしくお願いいたします。

議長、休憩お願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後２時２分休憩

午後２時３分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○宮里　洋史 議員　（パネルを掲示）　最後７、沖縄県の財政状況についての質問でございます。

皆さん、このお手元のパネル、見ていただきたいんですけど、これは県の借金の推移です。僕が赤字で書いているのは、平成26年から10年間で1393億円返済しております。そのうち２番目、地方交付税交付金の代わりに地方で債券を発行していいよと言われている臨時財政対策債の返還が1007億です。その下、通常の県債の返済が386億円。これ、相当借金返済していると思うんですけど、これの原資何か分かりますか。お聞きしたいと思います。原資は何ですか。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後２時３分休憩

午後２時４分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

総務部長。

○宮城嗣吉 総務部長　公債費の支払い原資は、税等の一般財源となります。

○中川京貴 議長　宮里洋史議員。

○宮里　洋史 議員　休憩お願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後２時４分休憩

午後２時４分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○宮里　洋史 議員　（パネルを掲示）　そうです。税収で一般財源の中で返済ができます。これは沖縄県の税収の推移です。平成16年から20年間で176％も上がっております。それで返済をしているんです。その税収で返済していたわけなんですが、ここ５年で712億返済しております。しかし、財政課から頂いた資料では、そのうち返済しないでさらに借換えをして、返済期限を猶予できるお金が５年間で685億もあるんです。知事、執行部、それは知っていましたか。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後２時５分休憩

午後２時６分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

総務部長。

○宮城嗣吉 総務部長　議員おっしゃるのは借換債のことだというふうに承知しておりますけれども、単年度の公債費負担の軽減を図るため、満期を迎えた既発債の一部を借り換えるための新規発行する県債のことを借換債と言っております。なぜ、この借換債を発行するかということにつきましては、銀行資金等の貸出期間が５年とか10年とか比較的短期間であるために既発債の満期を迎えた償還額相当の一部につきまして、それを借り換えるということで借換債を発行しているというような状況でございます。ですので、借換

え予定債の全てについて借り換えているわけではありませんので、議員のおっしゃるとおりその分の差額が出ているという状況はございます。

○中川京貴 議長　宮里洋史議員。

○宮里　洋史 議員　これ、知事に知っているのかと聞いたんですけど、次に行きます。

この685億円、私はなぜ県民のために使わないんだと思っているんですよ。このお金があれば、私が本日質問した県の組織体制の強化、子どもたちへの支援、そして例えば宮古の大型遊具だったり、豪雨災害の前のしゅんせつ工事だったり、バス代・給食費の無償化、ましてや水道料金も上げなくてよかったんじゃないですか。ＭＩＣＥの取組も東海岸についても、取組が変わっていたんじゃないですか。給食費単独でも685億あれば10年間小中学校完全無償化できますよね。知事、これ知っていましたか。

○中川京貴 議長　総務部長。

○宮城嗣吉 総務部長　まず、本県の財政状況について御説明させていただきたいと思います。

本県の財政は、歳入面では地方税の割合が低く、国庫支出金や地方交付税の割合が高く、国の動向の影響を受けやすい状況となっております。一方、歳出面では他県と同様に人件費や扶助費の割合が高く、弾力性に乏しい構造でありますけれども、全国平均に比べ今議員の御指摘のとおり、実質公債費比率、将来負担比率、１人当たりの県債残高が低いと。また、主要３基金についても一定の基金残高を確保しておりますので、現時点では堅実な財政運営ができているものというふうに考えておりますが、今後もその取り巻く状況を注視して慎重な財政運営に努める必要があるというふうに考えております。今議員御提案の借換えを積極的に行って事業を実施すべきではないかということの部分につきましては、借換債の発行に当たりましては、県債が将来の財政負担につながるものであることを踏まえ、金利の動向や今後の財政状況等を見極めながら慎重に判断しております。今後も大前提としましては、財政需要に基づいて、必要な事業については所要額を精査した上で、それに見合う財源を確保して措置してまいりたいと考えております。

以上です。

○宮里　洋史 議員　休憩。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後２時９分休憩

午後２時10分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

宮里洋史議員。

○宮里　洋史 議員　（パネルを掲示）　皆さん、このパネルを見てください。ちょっと見づらいんですけど、これ人口順に並べた九州８県です。沖縄県が今一番借金が少ないんです。見てください、一番借金が少ない。これで、実質公債費比率は令和３年で全国で４番目に負担が低い。そして将来負担比率は全国２位、東京都の次に負担率低いんですよ、沖縄県。私たちは政治家としてルールとお金の使い道を決めています。この根幹を自分たちで動かさないと、知事の政治家としての能力を僕は疑わざるを得ません。数字の先には、県民、子どもたちの未来があるんです。市町村財政は逼迫して校舎造るのもどうしよう、ＰＦＩを入れようと言っているのに水道料金を上げて、680億円を税収で全部返して、使えるお金を。沖縄県はこれ、680億使ったら破綻するんですか、いかがですか。

○中川京貴 議長　総残時間が過ぎましたので、答弁はできません。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後２時11分休憩

午後２時12分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

新垣善之議員。

○新垣　善之 議員　ようやく３番手、沖縄自民党・無所属の会、新垣善之、一般質問始めていきたいと思います。

まず大問１、防災・減災について。

(1)、北部豪雨災害について。

ア、災害発生前に記録的短時間大雨情報は発出されていたと思うが、北部地域と県の災害対策本部、国との連絡体制、初動対応はどうだったか。そして、危機管理監が担った具体的な役割・指揮系統は何かお願いします。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　お答えいたします。

北部地域における大雨の対応について、県では、11月８日の大雨警報発表後、沖縄県災害対策準備体制及び沖縄県災害対策北部地方本部を設置するとともに、市町村等と連絡を取っていたものの、災害対策本部の設置の遅れや災害救助法の適用に関し連絡体制が十分ではなかったことなどにより、災害発生のおそれ段階での同法適用の機会を失いました。危機管理監である私は、災害対策準備体制において非常の呼出し時に参集できるように備えるとともに、関係部局に対して、把握している被害情報を知事等へ直接報告することなどを指示していたところでございます。

以上です。

○中川京貴 議長　新垣善之議員。

○新垣　善之 議員　危機管理監として、災害対策準備体制を設置してから、11月11日月曜日までの災害対策本部を立ち上げるまでの四役へ被害状況を報告した日時を教えてください。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後２時14分休憩

午後２時15分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　まず、11月９日土曜日の朝の10時49分に被害状況等を報告しております。その次に、その日は夕方の18時２分に報告しております。そして、10日の朝８時49分に四役へ被害状況を報告、さらに16時55分に四役へ被害状況の報告ということでございます。

○中川京貴 議長　新垣善之議員。

○新垣　善之 議員　最初の四役への被害状況報告は、11月９日の10時49分。そのときまでに北部地域では、約12回にわたって記録的短時間大雨情報が発令されております。そのときに被害状況というか、そのときの被害状況は対策本部を立ち上げるまでの被害ではなかったとの判断でしょうか。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後２時16分休憩

午後２時16分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　お答えいたします。

先ほどお答えしたとおり、11月８日の大雨警報発表後、県では災害対策準備体制を取っておったものの、その間、警報等が出ていることは当然承知しております。しかしながら、大雨という時間が経過するごとに大きく変化する気象情報に的確に対応できなかったということや、地方本部で一定程度の応急対応がなされていたという認識から、災害対策本部の設置が遅れてしまったということでございます。

○中川京貴 議長　新垣善之議員。

○新垣　善之 議員　準備体制という中で、私としてはそのときに例えば消防であったり、市町村の自治体であったり、災害時協力協定団体との連携であったり、今災害が発生しそうだよ、ちょっと待機してくれないか、ドローンを飛ばしてくれないか、そういうところで準備体制が管理監としてあるべきなのに、道路が破損していた、川が氾濫しているというのは、人が行けない場所、そういったところを機械を使って行くべきだと思うが、そういったところ。状況によっては、自衛隊支援の要請があったりとか、そういった判断までもこの11月９日の10時、11時においては判断されていなかった。そういったところがまだまだ沖縄県は災害に対する危機感が甘いなと私自身は思います。

続いてイ、福祉避難所の設置状況はどうだったか。適切に避難できなかった点があれば、その要因と改善点は何かお願いします。

○中川京貴 議長　生活福祉部長。

○北島智子 生活福祉部長　お答えいたします。

11月８日からの大雨に対して、市町村では福祉避難所の開設はありませんでしたが、国頭村が福祉避難所として指定している高齢者施設においては、高齢者の方の避難を受け入れていることを確認しております。

○中川京貴 議長　新垣善之議員。

○新垣　善之 議員　決算委員会で、県は災害時要配慮者支援事業アドバイザー業務を実施しているとのことだが、どの程度の成果が昨年出ていたのか。また、執行率が54.6％、不用額が700万円でありました。昨年度、また今年どのような取組が今なされているのかお願いします。

○中川京貴 議長　生活福祉部長。

○北島智子 生活福祉部長　お答えいたします。

災害時における要配慮者支援の主体となる市町村に対しましては、市町村の要望を踏まえまして県においてアドバイザーの派遣事業というものを実施しております。当該事業におきましては、アドバイザーから福祉避難所の設置・運営に係る助言や市町村担当者向けのセミナーの開催、あと先進自治体の取組等、事例の紹介などの支援を行っております。福祉避難所の運営におきましては、同事業のほか、国の福祉避難所の確保・運営ガイドラインを周知しておりまして、災害時に配慮を要する方へよりよい対応ができる運営となるよう、今後とも引き続き市町村と連携してまいりたいと思っております。

○中川京貴 議長　新垣善之議員。

○新垣　善之 議員　続けます。

ウ、被害の状況とその復旧計画、予算について伺います。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　私のほうから被害状況についてお答えいたします。

12月４日現在、人的被害に関する情報はありません。住家・非住家被害に関する情報は現在調査を継続

中でありますが、床上浸水80件、床下浸水74件、半壊・一部損壊各１件、非住家被害２件、車両被害28件、土砂崩れ９件、道路損壊等25件が確認されております。

以上です。

○中川京貴 議長　農林水産部長。

○前門尚美 農林水産部長　お答えいたします。

北部地域の大雨災害により被災した農道や林道等の公共施設のうち、暫定法に基づき国庫補助の対象となる箇所については、国の災害査定を受け、災害復旧事業により復旧を行ってまいります。また、国庫補助の対象とならない小規模な災害箇所については、県及び市町村単独事業により、優先度に応じて随時復旧していく予定であります。

以上です。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　土木建築部においては、北部地域の大雨により、道路については県道14号線等４路線で土砂崩れ等が発生し、河川については比地川等で浸水被害、田嘉里川等で護岸破損が発生しております。予備費等による応急対応として、道路については約4700万円で県道14号線等４路線の土砂撤去等を行い、河川については約5400万円で比地川のしゅんせつや田嘉里川の護岸保護等を行っているところであります。また、復旧に係る補正予算として、道路については道路護岸対策工事費を、河川については比地川を含む８河川のしゅんせつ工事費をそれぞれ計上しております。引き続き、早期復旧に向け取り組んでまいります。

○中川京貴 議長　新垣善之議員。

○新垣　善之 議員　予備費、補正予算において、災害復旧のための予算を講じるのは当然でありますが、先日、當間盛夫議員からもあったように、三役としての責任はどうなるのかお答えください。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後２時23分休憩

午後２時23分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　先ほど来、お答えしているとおり、県では災害対策準備体制を取って対応をしており、逐次被害状況を知事等に報告をしていたところです。しかしながら、防災危機管理課では11月８日の大雨警報発表後、沖縄県災害対策準備体制及び沖縄県災害対策北部地方本部により対応をしておりましたが、大雨という時間が経過するごとに大きく変化する気象情報に的確に対応できなかったということと、地方本部で一定程度の対応ができていたということなどの認識から、知事に判断を仰ぐこともなく、災害対策本部の設置が遅れるということとなりました。県では、現在進めている災害応急対策に引き続き取り組むとともに、速やかに災害対策本部を設置できるよう、設置基準等の見直しに努めたいというふうに考えております。

○中川京貴 議長　新垣善之議員。

○新垣　善之 議員　今現在、沖縄県内外からも個人や団体から義援金という形で、チバリヨー、復旧頑張れよーということで、応援の声が寄せられております。それに対して、道義的な責任はないのかお答えください。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後２時24分休憩

午後２時24分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

総務部長。

○宮城嗣吉 総務部長　知事は、県の事務について包括的な執行管理権限を有するとともに、その事務を自らの判断と責任において誠実に管理し執行する義務を負っております。今回の北部地域における大雨被害については、災害対策本部の立ち上げの遅れや災害救助法の適用が困難となる事態が生じたことで、県民の公務に対する信頼を損ねる結果となっております。

県としましては、一日も早い北部地域の復旧に向け、知事を先頭に市町村と連携し、職員の派遣、予備費や補正予算の措置等による支援に取り組むとともに、今後このような事態が生じないよう再発防止に取り組んでまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　新垣善之議員。

○新垣　善之 議員　県民の生命や財産を預かる長として、本部長として、これは何らかの責任を取ってもらわないと。いや流れが駄目だったから、記録的な短時間で気象がどう変わるか分からなかったというところをしっかり県が対応して、人命・財産を守るのが当然であって、そこを我々ワジワジーしているんですよ。今、与党・野党、我々この災害対策について、防災について思いっ切りぶつけているんだけれども、県からは今後施策を取っていきますという答弁しかないので、それに対してまだまだ甘いと感じます。

続いてエ、今回の豪雨災害を教訓に迅速な対応や弱者保護、将来の防災強化を目指すために、防災計画やハザードマップの改定など、課題は何かお願いしま

す。
○中川京貴 議長　知事公室長。
○溜　政仁 知事公室長　北部地域における大雨の対応については、被害情報の集約や被害全容の把握に時間を要したこと、国との連絡体制が十分ではなかったことなど多くの課題があったと認識しております。県では、現在進めている災害応急対策に引き続き取り組むとともに、速やかに災害対策本部を設置できるよう設置基準等の見直しや県の防災組織体制の強化などに努めてまいります。さらに、今回の災害対応について、関係部局をはじめ市町村や気象台など国の関係機関等と振り返りを行い、市町村や関係機関との連携強化のほか、県地域防災計画や市町村のハザードマップの課題についても検証してまいりたいというふうに考えております。
　以上です。
○中川京貴 議長　新垣善之議員。
○新垣　善之 議員　今現在、知事公室長が危機管理監を兼務しております。しかし、熊本県では危機管理防災企画監として災害対応の指揮を執る重要な任務を行う、もう専門職なんです。災害時のオペレーターとしての役割を担っているが、本県でも取り組む必要がないかお答えをお願いします。
○中川京貴 議長　知事公室長。
○溜　政仁 知事公室長　他県においては、様々なというか、専門的な組織をつくっているところもあるということは承知しております。
　県としましても、防災体制の充実強化を図るという意味で、今年度から危機管理補佐官という職を配置するなど、危機管理体制を強化しているところでございます。
　以上です。
○中川京貴 議長　新垣善之議員。
○新垣　善之 議員　十分な災害対策ができるように、よろしくお願いします。
　続いて(2)、河川しゅんせつ事業について。
　（パネルを掲示）　ア、長堂川の現状評価としゅんせつ工事の計画について伺います。
　まず現状。今これが長堂川ですね。こちらが上流。そして下流に進んでいくんですけれども、ほとんど川の流れ、流水を確認するものが見えません。なので、ほとんど土砂が堆積している状態なのです。このことについて答弁願います。
○中川京貴 議長　土木建築部長。
○前川智宏 土木建築部長　長堂川につきましては、一部区間において土砂の堆積や雑草木の繁茂が見られることから、県としてはしゅんせつ工事の必要性を認識しており、しゅんせつの実施に向け検討しているところでございます。
○中川京貴 議長　新垣善之議員。
○新垣　善之 議員　今回、国頭村比地川でも氾濫が起き、浸水被害が発生しました。過去に村からのしゅんせつ要請もあったが工事が行われておりませんでした。このことからも、県内河川の洪水リスクの軽減に予算の確保をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。
○中川京貴 議長　土木建築部長。
○前川智宏 土木建築部長　県管理河川においては、河積が阻害されている箇所については、危険性及び緊急性の高い箇所から予算の範囲内で順次しゅんせつや除草等を行っているところでございます。今後も引き続き現状把握の上、浸水被害の軽減に努めてまいります。
○中川京貴 議長　新垣善之議員。
○新垣　善之 議員　続いて(3)、土砂災害対策についてお願いします。
　（パネルを掲示）　これは県道82号線の低地のほうから上がっていくんですけれども、両サイドに土砂の急傾斜が見られます。ここも土砂の警戒区域としていますが、ア、県道82号線沿いの土砂災害警戒区域、急傾斜地の対策と計画について伺います。
○中川京貴 議長　土木建築部長。
○前川智宏 土木建築部長　八重瀬町宜次における那覇糸満線は、道路のり面に変状が生じていることから、応急対策を行っているところでございますが、部分的な崩壊が懸念されることから、安全確保のために両側の歩道を通行止めにしている状況でございます。抜本的な対策としましては、現在設計を行っているところでございまして、令和７年度から対策工事を予定しております。引き続き道路のり面の早期対策に努めてまいります。
○中川京貴 議長　新垣善之議員。
○新垣　善之 議員　よろしくお願いします。
　続いて大問２番、学校教育と貧困問題の解消について。
　(1)、教育現場について。
　ア、現在の不登校者数といじめの認知件数はどのくらいかお願いします。
○中川京貴 議長　教育長。
○半嶺　満 教育長　お答えします。
　文部科学省が実施する問題行動等調査によると、沖縄県の国公私立小・中・高等学校の不登校児童生徒数

の推移は、令和３年度から令和５年度にかけて5286人、6853人、8240人となっております。また、沖縄県の国公私立小・中・高等学校及び特別支援学校のいじめ認知件数の推移は、令和３年度から令和５年度にかけて１万1551人、１万4139人、１万3838人となっております。

○中川京貴 議長　新垣善之議員。

○新垣　善之 議員　イ、教職員の精神疾患による休職者数、また中途退職者は何名かお願いします。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　お答えします。

公立学校教育職員の精神疾患による病気休職者数は、令和３年度199人、令和４年度229人、令和５年度268人となっております。また、公立学校教職員の普通退職者数及び早期退職者数は、令和３年度135人、令和４年度194人、令和５年度は従来の定年年齢である60歳で退職した者を除き、199人となっております。

○中川京貴 議長　新垣善之議員。

○新垣　善之 議員　ウ、部活動の加入率は何％か。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　お答えします。

令和３年度から令和５年度にかけての部活動加入率は、運動部については、中学校で56％、53.3％、50.6％、高等学校では42.5％、42.2％、38.3％となっており、ともに減少傾向にあります。文化部については、中学校で10％、10.1％、10.2％、高等学校では26.2％、26.3％、28％となっており、ともに微増となっております。

○中川京貴 議長　新垣善之議員。

○新垣　善之 議員　エ、教職員が生徒に指導する際、保護者の過剰な介入や社会的プレッシャーが教職員の指導力に影響を与えていると考えます。これに対して県はどのように対応しているかお願いします。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　お答えします。

文部科学省の生徒指導提要によりますと、「的確な児童生徒理解を行うためには、児童生徒、保護者と教職員がお互いに理解を深めることが大切です。」と示されております。各学校においては、生徒指導上の課題に対し、必要に応じた指導や援助をするなど、児童生徒、保護者に寄り添った対応を行っているところです。

県教育委員会としましては、引き続き生徒指導提要の内容を各研修会等で周知徹底し、教職員の資質向上に取り組んでまいります。

○中川京貴 議長　新垣善之議員。

○新垣　善之 議員　再質問します。

最近では、教員が指導に対して自信を持てなくなっている。教育現場では秩序がなくなり、生徒の学びや生徒指導の質が低下しているとの指摘があります。また、授業中の集中力の欠如、規律の乱れが増加し、学力低下や将来の社会適応能力に悪影響を与えているとの声もありますが、その点、教育長としていかがですか。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　議員御指摘のとおり、学校においては様々な課題がございまして、生徒も多様化しているというふうに理解しております。そのためには、やはり教職員が個々のそのような状況に対応できるように、しっかりと資質能力を高めていく必要があるというふうに考えております。そのため県においては、そのライフステージに応じた研修等の体系もつくって、計画もつくって実施をしているところでありますので、やはりまずは教職員の資質能力を図るための研修等、これを充実させていく必要があるというふうに考えております。

○中川京貴 議長　新垣善之議員。

○新垣　善之 議員　続いてオ、教職員の指導力向上や心理的負担軽減を目的とした研修の支援制度がある場合、その具体的な内容と成果はどのようなものがありますか。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　お答えします。

県教育委員会においては、沖縄県公立学校教員等育成指標に基づき、教職員研修を体系的に実施し、教職員の指導力向上を図っております。また、校長研修会等において、保護者対応に関する講義を実施し、各学校の組織的体制構築の推進を図るなど、教職員の心理的負担軽減に取り組んでおります。

県教育委員会としましては、引き続き、教職員研修の充実と心理的負担の軽減に取り組み、教職員が指導力を身につけ、安心して力を発揮できる環境づくりに努めてまいります。

○中川京貴 議長　新垣善之議員。

○新垣　善之 議員　続いて(2)番にまいります。

特色ある教育課程の編成について。

ア、地域の伝統文化や観光産業を教育に取り入れる実践例の評価と課題は何か。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　お答えします。

県内の学校においては、地域の人材や関係機関と連

携した伝統文化や観光産業に関する学習が展開され、地域の特色を学ぶ機会が増えていると認識しており、その中では児童生徒に身近な地域に対する興味・関心や課題意識を持たせることが重要だと考えています。

県教育委員会としましては、引き続き、外部の教育資源の効果的な活用を促し、地域の伝統文化や観光等に関する学習の充実に努めてまいります。

○中川京貴 議長　新垣善之議員。

○新垣　善之 議員　今教育長がおっしゃったように、やっぱり外部の方々を学校に取り入れるというところで、中学校ではコミュニティ・スクールの導入、地域の人材や産業を活用した取組を多く増やし、自身の特性を探る、人格を形成する意味でも重要と考えます。その意味でもこの進捗、今後どう取り組んでいくかお願いいたします。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　これからの変化の激しい時代においては、やはり学校教育において教職員の力だけではなくて、地域の人材等の力もお借りしながら地域と一体となって取り組む必要があるというふうに考えております。まさに、チーム学校というふうに申し上げますけれども、学校の職員そして地域の人材、これが一体となって学校教育に取り組む、このことが今後重要であるというふうに考えておりますので、今コミュニティ・スクールのお話もございましたが、そういった取組も進めてしっかり取り組んでいきたいと思います。

○中川京貴 議長　新垣善之議員。

○新垣　善之 議員　続いてイ、金融・生活などのファイナンシャルプランについて、家計管理や収入の多様化、人生設計など、生活スキルの向上を目指す教育課程の導入はないかお願いします。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　お答えします。

児童生徒が将来自立した生活を営む上で、生活設計や金融に関する知識、判断力を身につけることは重要であると考えております。各学校においては学習指導要領に基づき、小中学校では買物の仕組みや金銭の管理等について、高等学校では家計管理、生活設計について学ぶなど、発達段階に応じて教育課程を編成し、家庭科教育を実践しております。

県教育委員会としましては、教科研修会や授業研究会等を通して、指導方法の研究・改善を図り、引き続き家庭科教育の充実に取り組んでまいりたいと考えております。

○中川京貴 議長　新垣善之議員。

○新垣　善之 議員　現在起こっている金融・消費者トラブル、無駄な支出、税金、社会保険など卒業後の進学や就職、結婚、子育てに向けた具体的な資金計画を組み立てる意味でも、小・中・高、継続的に取り組む必要があります。これを教育課程の中に取り組む必要があると考えますが、どのようにお考えですか。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　議員御指摘のとおり、子どもたちが社会の中で自立した社会人、職業人としてしっかりと生活をしていく力を身につける、このことは大事だと思っています。先ほど申し上げましたが、学校の教育活動の中では、主に家庭科教育の中で取り組んでおりまして、やはり家計の構造や生涯を見通した生活における経済の管理や計画、あるいはリスク管理の考え方、あるいは金融・消費者トラブルについて被害に遭った際の救済方法、契約の重要性、あるいは共生社会において税金や社会保険料を払う意味について学習する、そういった社会の中でしっかりと生きていくための知識を身につけさせることは重要であるというふうに考えておりますので、引き続きしっかりとこの家庭科教育を中心としながら、また教育活動の中でしっかり取り組んでいきたいと思います。

○中川京貴 議長　新垣善之議員。

○新垣　善之 議員　ウ、ＧＩＧＡスクール構想の導入により、目指していた教育の変化（ＩＣＴ活用の普及、個別最適化された学びなど）はどの程度実現できていますか。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　お答えします。

各学校においては、クラウド環境下における１人１台端末を活用した、個別最適な学びと協働的な学びの実現に向けた授業改善に取り組んでおります。学校からは、児童生徒が積極的に対話をし、お互いの学習活動を共有することで学びを深めることができるようになり、また、教員は個々の児童生徒のつまずき等を迅速かつ的確に把握し、個別の支援の充実につなげることができるようになったとの報告がございます。

県教育委員会としましては、引き続き、先進的な取組の周知やＩＣＴ活用研修を行うなど、教育ＤＸの推進に努めてまいりたいと考えております。

○中川京貴 議長　新垣善之議員。

○新垣　善之 議員　エ、小・中・高等学校の教育課程において、動画教材の活用により難しい概念の視覚的な理解が可能となります。動画作成の現状について伺います。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　お答えします。

各学校においては、ＩＣＴを活用した授業の取組の一つとして、視覚効果が高く、児童生徒の興味関心を引く動画教材を活用し、生徒の学習効果を高めるよう工夫しております。動画教材については、教科書のＱＲコードから利用できる動画やインターネット上に公開された学習動画共有サイト等が活用されております。

県教育委員会としましては、引き続き効果的な動画教材の活用に努めてまいりたいと考えております。

○中川京貴 議長　新垣善之議員。

○新垣　善之 議員　オ、沖縄県独自の特色ある教育課程の編成に向けて、教育モデル構築に向けた専門チームの設置ができないか。地域の文化や特性を反映しながら、県が直面する教育・貧困問題を打破するためにも、国に対して特例措置認証の可能性を探ることはできないかお願いします。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　お答えします。

各学校においては、児童生徒や学校、地域の実態及び児童生徒の発達段階を考慮し、教育課程を編成しております。小中学校においては、各市町村教育委員会等の主体的な判断の下で、教育課程特例校の申請を行っており、現在、10市町村が特例校の指定を受けております。また、高等学校においては、学科の特色等に応じた学校設定教科や科目を設定するなど、特色ある教育課程の編成に取り組んでおります。

県教育委員会としましては、引き続き、社会に開かれた特色ある教育課程の編成に向けて、各学校を支援してまいりたいと考えております。

○中川京貴 議長　新垣善之議員。

○新垣　善之 議員　続いて(3)、貧困問題に対応した教育支援について。

ア、沖縄の貧困率について伺います。

○中川京貴 議長　こども未来部長。

○真鳥裕茂 こども未来部長　お答えいたします。

令和５年度の沖縄子ども調査においては、困窮世帯の割合が20.2％と、令和３年度調査時から３ポイントの改善が見られました。一方、暮らし向きでは、大変苦しいと苦しいの合計が10.7ポイント増加しており、昨今の物価高騰が県民に大きな影響を及ぼしていることが推察されております。

県としましては、関係機関と連携し、引き続き子どもの貧困解消に向けた各種施策の充実に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○中川京貴 議長　新垣善之議員。

○新垣　善之 議員　休憩お願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後２時44分休憩

午後２時44分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○新垣　善之 議員　次にイ、経済的に困難な家庭の子どもたちに対する学習支援拡充のために、無料補習などを強化する予定はあるか。

○中川京貴 議長　こども未来部長。

○真鳥裕茂 こども未来部長　お答えいたします。

県では、生活困窮家庭の児童生徒を対象とした無料塾の設置や難関校などへの進学希望者に対する民間学習塾への通塾支援のほか、県内の子どもの居場所に大学生ボランティアを派遣し学習支援を行っております。これらの事業を通して、児童生徒の学習習慣の定着や学力の向上、講師等とのコミュニケーションを通じた自己肯定感の向上につながっているものと考えていることから、県としましては、引き続き事業の充実強化に向けて取り組んでまいります。

○中川京貴 議長　新垣善之議員。

○新垣　善之 議員　続いてウ、沖縄の平均寿命と平均余命はそれぞれ何歳で、全国何番目か、その推移を伺います。

○中川京貴 議長　保健医療介護部長。

○糸数　公 保健医療介護部長　お答えいたします。

まず、沖縄県の平均寿命及び全国順位の推移ですが、男性では、平成22年が79.40歳で全国30位、平成27年が80.27歳で36位、令和２年が80.73歳で43位となっております。女性では、平成22年が87.02歳で３位、平成27年が87.44歳で７位、令和２年が87.88歳で16位となっており、平均寿命は延伸しているものの全国順位が下がっております。また、令和２年の沖縄県の年代別平均余命の全国順位ですけれども、男性の20歳と40歳では43位、65歳では15位、75歳では２位となっております。女性においては、20歳と40歳では15位、65歳と75歳では１位となっており、男女とも65歳と75歳は全国上位となっていますけれども、20歳と40歳男性については下位に位置しているという状況です。

以上です。

○中川京貴 議長　新垣善之議員。

○新垣　善之 議員　次にエ、子どもの貧困解消に向けた学校給食費の完全無償化に向けて、県としてどのように取り組んでいるかお願いします。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　お答えします。

学校給食費無償化につきましては、これまで６月と９月に市町村説明会を開催し、県の取組方針や補助対象経費、上限額等について意見交換等を行ってまいりました。現在、各市町村の令和７年度要望額調査の結果を取りまとめ、当初予算概算要求を行うとともに、制度設計について市町村との調整を行っているところであります。その結果を踏まえ、令和７年１月末までには補助金交付要綱を策定し、同年４月からの実施に向けて取り組んでまいります。

○中川京貴 議長　新垣善之議員。

○新垣　善之 議員　この(3)のア、イ、ウ、エなんですけれども、ア・イが子どもの貧困率、そして経済的に困難な家庭の子どもたちへの支援ということで、今その実態が分かりました。そしてウ・エに関しては、沖縄の子どもたちの健康教育について強化したいと考えており、１つは、学校給食における地産地消の推進と、子どもたちは食事摂取基準に照らして標準であると思うんですけど、食べ盛りなのでもっともっと食事の量を増やしたりとか、２つ目には、学校教育において沖縄の郷土料理の特色や栄養学、生活習慣病に関する教育を充実させて、若年層からの健康意識の向上を図りたいという思いで質問しましたが、しかしながら、今保健医療介護部長の答弁を聞いてみると、生産年齢人口の平均余命、20歳から40歳の男性が断トツで低い状態にあるので、今のこの小・中・高校の段階から食事に対する――昔、オジー、オバーからも、ただ上にあるものを食べるんじゃなくて、チブルしてカムンドーと言われていたので、そういったところを学校教育で、何を食べたらエネルギーにつながる、体につながるというところをしっかりと給食とつなげてやっていけるといいなと思うんですが、そういった点いかがですか。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　今取り組んでいる学校給食費の無償化につきましては、やはり子育て世帯の経済的負担の軽減、そして本県の子どもたちの育ちをしっかりと支えていくというふうな趣旨で行っております。学校における栄養のバランス等につきましても、管理栄養士等がしっかりと計画を立てて給食の実施をしているところでありますので、その中でやはり地産地消の視点も取り入れながら取り組んでいるところでありますので、その栄養のバランス等もしっかり今後考えて、食育の推進を図っていきたいと考えております。

○中川京貴 議長　新垣善之議員。

○新垣　善之 議員　このエの学校給食費の無償化については知事公約でありますが、ニーニーはただで食べれて、ワンネージン払わんとナランバーと言われないように、しっかりと全体を無償化して、もう満足に食べられる。みんなが給食を楽しみにしながら学校生活に取り組む、給食時間を楽しみながらまた午後の学習に取り組むという意味では、しっかりと無償化に向けて取り組んでいただきたいなと思っております。

続いて(4)番、卒業後の若者支援について。

ア、現在の若年層の進学率と失業率の推移について伺います。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　若年層の進学率についてでありますが、学校基本調査によりますと、沖縄県の高等学校卒業時の進学率は令和２年度73.5％、令和３年度75.8％、令和４年度75.4％となっております。

○中川京貴 議長　商工労働部長。

○松永　享 商工労働部長　失業率の推移についてお答えします。

沖縄県の15歳から29歳の若年者完全失業率は、令和３年が6.8％、令和４年が６％、令和５年が6.5％となっております。なお、この３年間を見ますと、全国より1.9ポイントから2.4ポイント高い状況となっております。

以上です。

○中川京貴 議長　新垣善之議員。

○新垣　善之 議員　続いてイ、若年層の離婚率と離職率の推移について伺います。

○中川京貴 議長　保健医療介護部長。

○糸数　公 保健医療介護部長　まず、離婚率について答弁いたします。

人口動態統計から算出をしました沖縄県の29歳以下の人口1000人当たりの離婚率の推移につきましては、令和３年は2.74、令和４年は2.58、令和５年は2.65となっております。なお、直近の令和５年では全国と比べ0.75ポイント高い状況となっております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　商工労働部長。

○松永　享 商工労働部長　離職率の推移についてお答えします。

沖縄県における高卒者の３年以内の離職率は、平成31年卒業者が49.3％、令和２年卒が48.5％、令和３年卒が51.2％となっております。なお、この３年間を見ますと、全国より11.5ポイントから13.4ポイント高い状況となっております。

以上です。

○中川京貴 議長　新垣善之議員。

○新垣　善之 議員　ウ、若年層の社会参画を促進し、同時に人手不足を解消するため、県として新たに取り組むべき政策や課題はあるかお願いします。

○中川京貴 議長　商工労働部長。

○松永　享 商工労働部長　お答えします。

県では、若年者の失業率改善等を目的として、大学等にキャリアコーチを配置し就職に向けたカウンセリングを実施するほか、企業におけるインターンシップの実施や合同企業説明会の開催など、若年者に対する様々な支援を行っております。また、産業団体等に対しましては、求人票の早期提出や早期内定を要請するなど、新規学卒者の内定率向上に取り組んでおります。

県としましては、引き続き、若年者のキャリア教育や就職支援を通じて、県内企業の人手不足の解消につなげてまいりたいと考えております。

以上です。

○中川京貴 議長　新垣善之議員。

○新垣　善之 議員　今、大問２で学校教育と貧困問題の解消について伺いました。そして(1)から教育現場、(2)特色ある教育課程の編成、(3)貧困問題に対応した教育支援、(4)卒業後の若者支援について、今の現状、推移を伺ってきましたが、沖縄の貧困の連鎖を断ち切るという施策について、この９年間、内閣府からの補助金、子ども対策で約180億という予算が投入されておりますが、なかなか解消されずにいる。追跡調査を行いながら、その個々においては伸びているかもしれないですけれども、本当に沖縄全体として、この子どもたちが不登校であったり、いじめであったり、今学ぶべきところで子どもたちの学習が失われているというところがなかなか――私自身も大学を卒業して教職に就きました。そしてその後、生徒とも生徒指導でやり合って、たばこを吸っているのに、たばこを吸っていないと。何でお前駄目じゃないかとやり合って、保護者ともやり合って、お前のためだよと言って。今現在10年後、先生、結婚したよとか、あのときはごめんねとか、もう本当に熱いやり取りをしていたんですけれども、今なかなかその現場でのやり取りであったりとか、本当に子どもたちの将来のための――高校を卒業して後の出口にしても今のような離職率、そして離婚率とかがあるので、今現在沖縄が抱えている貧困、社会経済が安定していないというところも子どもたちの将来に係る希望が全然ないので、そういったところをしっかりと県の施策をまた新たに考え直す、沖縄こども計画も始まるということで今施策を練っているところだと思いますので、本当に――沖縄では戦後80年を迎えます。しかしながら、子どもたちの――なぜ今ながら子どもたちが貧困にさらされているのか。若者の離職率や経済の不安定さが将来への大きな壁となっているんです。子どもたちには学び、挑戦、自信を持って社会に羽ばたける環境づくりが今学校においても必要なんです。教育の充実、地域社会の安定を両輪として沖縄の未来を担う子どもたちの希望を守っていただきたい。そういったところを教育課程の編成も広く浅く柔軟にして、今沖縄がやるべき教育の問題を教育のところで担っていくという過程も本当にやっていかなければ、この子どもたちが我々の将来を担っていく、沖縄の繁栄を子どもたちが担ってくれる。知事、中長期じゃない、短期的に子どもたちを改善していけるような施策、どう考えてますか。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　沖縄県における子どもの貧困の問題は、これは子どもの問題ではなく、社会、地域、家庭、企業、それぞれの中の課題が複雑に絡み合っているということから、我々は全庁を挙げて、それぞれ稼ぐ力を企業や働く方々に構築していただいたり、子どもたちが安心して学べるような、地域全体で見守りができるような、そういう環境をつくったりというように、全庁を挙げてこの沖縄における一人一人が豊かさを実感できる社会をつくっていくために現在取り組んでおります。議員御意見の、沖縄県こども計画（仮称）は、子どもを30歳までと捉え、若者を青年期も含めて40歳までと捉えていくと、やはり幅広いそのための支援が緊急的に、かつ中長期の計画も含めて必要であるということを今策定に向けて進めさせていただいております。それぞれのライフステージに応じた支援がしっかりと実行できるように、引き続き引き締めて頑張っていきたいと思います。

○中川京貴 議長　新垣善之議員。

○新垣　善之 議員　時間もありますので、教育長、今、私は教職を離れましたが、今先生方ともつながっております。いろんなところで生徒指導であったり、進路指導であったり、校則であったり、いろんな問題が多様化する中で本当にやりにくい。私はこのまま教職をやっていいのかなという生きがいさえ――給料の問題じゃない。この子どもたちのために一生懸命やりたいんだという熱意はあるんだけれども、なかなか実態とそぐわないというところがあります。そういったところも県庁として子どもたちのために、またこれからどう接していくのか、一言お願いいたします。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　今、議員の教職経験を基にした

熱い情熱を聞いて、私もそうだなと実感して、学校現場を思い出しているところであります。やはり、我々の使命は、沖縄県の時代を担う子どもたち、健全な子どもたちの育成を図っていく。これが我々教育を担う者の使命であるというふうに考えております。そういった視点で今様々な御指摘いただいた課題がございます。不登校、いじめ、あるいは教育ＤＸの推進、あるいは学校現場における働き方改革と、様々な課題がありますが、我々は逃げずにそれを真正面から見据えて何ができるのか、そういったことを全庁体制でしっかりとその対策を考えていきたいというふうに考えております。やはり視点は、これからの激動の時代を生きていく子どもたちにしっかりと生きる力を身につけさせること、そしてその教育ができるしっかりとした環境を整えていくこと、この２点、これがまず重要であるというふうに考えておりますので、しっかりと知恵を絞りながらその課題解決に向けて取り組んでいきたいというふうに思います。

○中川京貴 議長　新垣善之議員。

○新垣　善之 議員　本当に沖縄の子どもたちに充実した教育課程と、そして今沖縄が問題とする健康問題――生産人口年齢の生活習慣病の問題もありますけど、子どもたちをしっかり教育して、子どもたちの充実した人生プランができるような、本当に沖縄のたくましい子どもたちがしっかり沖縄を担っていけるような施策づくり、教育づくりに邁進してほしいなと思います。

以上です。終わります。

○中川京貴 議長　仲村家治議員。

〔仲村家治　議員登壇〕

○仲村　家治 議員　皆さんこんにちは。

沖縄自民党・無所属の会の仲村でございます。

通告書に基づく質問の前に所見を述べさせていただきます。

本日11時30分から那覇市議会の本会議場にて、ロサンゼルス・ドジャースのデーブ・ロバーツ監督が那覇市長より那覇市特別栄誉賞を受けられました。ロバーツ監督おめでとうございます。その授与式のときにロバーツ監督は、この表彰状はワールドシリーズで頂いたカップのそばに飾るということをおっしゃっていたそうです。ロバーツ監督の母上が那覇市出身で、ルーツが宮古の伊良部島ということで何度も島を訪問しているそうです。我が会派には宮古島出身の島尻議員、下地議員、新里議員がおります。世界一の監督のルーツが宮古の伊良部島ということは、私たち会派にとりましても大変誇らしいことであります。サッカーのワールドカップで活躍した堂安律選手のおじいさんも伊良部島の出身だそうです。私はワールドカップ終了後に一般質問で、沖縄県として何らかの形で表彰ができないかと提案しましたが、当時の文化観光スポーツ部長の答弁は検討したいとのことでありましたが、何の動きもありません。今回、那覇市同様に沖縄県としてロバーツ監督に早急に栄誉賞を授与すべきであります。ロバーツ監督は1972年５月31日生まれ、すなわち復帰っ子であります。私どもの議会にもお二人の復帰っ子がおりますので、ロバーツ監督のように躍進を期待しております。

それでは、質問通告書に基づきまして質問をさせていただきます。

１、知事の政治姿勢について。

(1)、学校給食費無償化に向けた取組について。

ア、知事は膝を交えて市町村長との意見交換を開催すべきだと思うがどうか。

(2)、沖縄県の自衛隊基地の主要は、航空自衛隊那覇基地、陸上自衛隊那覇駐屯地、海上自衛隊那覇航空基地と那覇市小禄地域に集中しております。戦前に海軍小禄飛行場の開設から戦後は米軍基地、復帰後に自衛隊基地へと変遷してきました。小禄地域の住民は基地との共存をしてまいりました。大浜一郎議員の代表質問の答弁と併せて、小禄地域の住民に対して、知事の所感をお聞かせください。

２、教育行政について。

(1)、令和６年９月議会で質問をしました、県立特別支援学校における教職員による校内駐車場の交通誘導については改善されたのか伺います。

３、スポーツアイランド構想について。

(1)、新Ｊリーグ規格スタジアム建設の進捗状況とＦＣ琉球のライセンスの状況を伺います。

４、海の安全・安心について。

(1)、水難事故の現状と昨年度の同時期（４月から９月）と比較してどのようになっているか。また、発生件数に対する死亡・行方不明者の割合は昨年同時期と比較してどのようになっているか伺う。

(2)、今年度、水難事故が多く発生している地域はどこか。また、その地域に対する次年度の取組を伺う。

(3)、沖縄県の水難事故を減少させるためには、海浜に関するウオーターセーフティーやシュノーケルなどの体験学習を小学校から取り入れるべきだと思いますが、教育長の見解を伺います。

(4)、沖縄のきれいな海で、一人たりとも死亡者を出さないという姿勢を示すべく水難事故死亡者ゼロ宣

言を掲げてはどうか、知事にお伺いいたします。

５、我が会派の代表質問との関連についてです。

まず、大浜一郎議員の２、ワシントン駐在に関する諸問題についての関連です。

さきの本会議での決算の不認定、監査請求、大浜議員への答弁を鑑み、少なくとも監査委員の監査の結果が出るまで、ワシントン駐在所は閉鎖もしくは休業すべきだと考えるがどうか。

次に３、基地問題・安全保障についての(4)、陸上自衛隊記念行事の開催について。

１、記念行事に三役が出席しなかったその理由を聞きたい。

２、来る12月８日に航空自衛隊那覇基地で開催される航空祭、美ら島エアフェスタ2024への三役の参加の有無について聞きたい。

続きまして５、農林水産行政についての(1)、付加価値の高い農林水産ブランド品の開発について。

12月３日に報道された、「魚の陸上養殖技術　全国へ　ＮＴＴアクアと紅仁　ろ過と管理で連携」について報道の詳細を把握しているか。また、沖縄県の陸上養殖には画期的な技術革命だと思うが所感を聞きたい。

続きまして下地議員の３、文化観光スポーツ行政についての(5)、観光目的税導入、観光振興基金、財源を活用した事業執行について。

それについては、特に海の安全・安心への事業関連予算を確保すべきだと考えるがどうか。

以上で壇上からは終わりますけれども、残りは再質問に充てたいと思います。よろしくお願いします。

○中川京貴 議長　玉城知事。

〔玉城デニー　知事登壇〕

○玉城デニー 知事　仲村家治議員の御質問にお答えいたします。

知事の政治姿勢についての御質問の中の１の(1)のア、学校給食費無償化に係る市町村長との意見交換についてお答えいたします。

学校給食費の無償化につきましては、現在、県教育委員会において、市町村との意見交換を基に詳細な制度設計を行っております。令和７年４月からの実施に向けて取組を進めているところであります。学校給食費無償化の実現を図るためには、市町村との連携は大変重要であると認識しております。市町村長との意見交換につきましては、県三役を含めできるだけ早い時期に開催できるよう、教育委員会において調整を行っていただいているところであります。

その他の質問につきましては、部局長から答弁させていただきます。

○中川京貴 議長　知事公室長。

〔溜　政仁　知事公室長登壇〕

○溜　政仁 知事公室長　１、知事の政治姿勢についての中の(2)、小禄地域住民に対する所感についてお答えいたします。

県民は悲惨な沖縄戦を経験したこともあり、復帰後も米軍だけでなく自衛隊に対する見方も厳しく、かつては、小禄地区において成人式への自衛官の出席を拒否する動きがありました。自衛隊は本県において、急患搬送や不発弾処理、災害支援など、県民の生命財産を守るために大きく貢献しており、近年は、自衛隊に対して肯定的な意見を持つ県民が増えてきているものと考えております。自衛隊基地を抱える小禄地域の住民の方々は、県民の自衛隊に対する考えの変化の中でコミュニティーの形成に御苦労されてきたものと承知しております。

次に５、我が会派の代表質問との関連についての中の(1)、事務所の閉鎖・休業についてお答えいたします。

ワシントンＤＣオフィス社設置に係る庁内の事務手続等について調査を行った結果、意思決定に係る庁内の事務手続及び地方自治法等の日本の法令等との適合性について、改善を要する点が見つかったことから速やかに必要な措置を講じてまいります。ワシントン駐在については、沖縄の基地問題の解決はもとより、観光等の情報発信や在米県人会等との連携に重要な役割を果たしていることから、今後も活動を継続することができるよう、一層丁寧な説明を心がけ、県民や議会の皆様の御理解をいただきたいと考えております。

同じく５(2)、記念行事の対応についてお答えいたします。

陸上自衛隊第15旅団創隊及び那覇駐屯地創立記念行事については、これまで副知事または知事公室長にて対応させていただいているところです。先月24日に開催された陸上自衛隊第15旅団創隊14周年・那覇駐屯地創立52周年記念行事については、知事公室長である私と危機管理補佐官が出席しております。

同じく５(3)、美ら島エアフェスタへの対応についてお答えいたします。

12月８日に開催される美ら島エアフェスタにつきましては、当日朝から本会議の答弁調整の対応がありますが、可能な限り早期に終わらせ、池田副知事が参加する方向で調整を行っているところでございます。

以上です。

○中川京貴 議長　教育長。

〔半嶺　満　教育長登壇〕

○半嶺　満 教育長　２、教育行政についての中の(1)、特別支援学校における交通誘導の改善についてお答えいたします。

県立特別支援学校における保護者等の送迎については、児童生徒の安全管理の観点から、校内への車両乗り入れを許可し、車両の誘導については教職員が行っているところです。

県教育委員会としましては、学校を訪問し、現状を確認するとともに、管理者や関係職員と意見交換を行っているところであり、引き続き関係各課と情報を共有し、教職員の負担軽減の取組について研究してまいります。

続きまして４、海の安全・安心についての中の(3)、学校における海浜に関する体験学習についてお答えいたします。

小中学校では、学習指導要領に基づき、長く浮くことなどの安全確保につながる基本的な技能指導を行っており、高校ではクロールなどの泳力指導を行っております。また、水難事故防止に関する取組として、学校に対して、関係機関による講習等の活用を呼びかけており、体育、特別活動等の時間を活用し、講習を実施しております。

県教育委員会としましては、引き続き関係団体の協力による水難事故防止に係る取組を推進してまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　文化観光スポーツ部長。

〔諸見里　真　文化観光スポーツ部長登壇〕

○諸見里　真 文化観光スポーツ部長　３、スポーツアイランド構想についての、Ｊリーグ規格スタジアム整備の進捗とライセンスについてお答えいたします。

Ｊリーグ規格スタジアムについては、現在、基本計画に基づく整備計画の策定に取り組んでおり、去る11月19日には、第１回Ｊリーグ規格スタジアム整備計画検討委員会を開催し、施設計画や事業スキーム等について検討を行いました。また、県のスタジアム整備に向けた取組の進展を受け、９月27日にはＦＣ琉球の2025シーズンクラブライセンスの交付が決定されたところです。

県としては、引き続きＦＣ琉球、那覇市、関係機関等と連携し、スタジアムの早期整備に向けて取り組んでまいります。

続いて５、我が会派の代表質問との関連についての(5)、海の安全対策の予算確保についてお答えいたします。

海の安全対策については、令和６年度は予算を３倍に拡充し、スマートフォンで確認できるハザードマップでの情報発信、自然海岸でのライフガードの巡回に関し、観光ハイシーズンの６月から９月への拡大及び水難事故が多発する恩納村での通年実施に取り組んでおります。令和７年度は、水難事故の多い宮古・八重山圏域等の自然海岸での巡回を強化するため、大幅な予算の拡充を検討しております。また、令和８年度に観光目的税が導入された際は、海の安全対策に関する施策事業のさらなる強化拡充に取り組むこととしております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　警察本部長。

〔小堀龍一郎　警察本部長登壇〕

○小堀龍一郎 警察本部長　４、海の安全・安心についての御質問のうち(1)、水難事故の現状及び死亡・行方不明者の割合についてお答えします。

統計につきましては、年度ではなくて年で取っておりますので、令和６年１月から10月末までの水難事故の状況について申し上げますと、暫定値で発生件数が117件で、前年同期比17件増加、罹災者数が132人で同じく13人減少。このうち死者・行方不明者数が41人で同じく11人減少となっております。また、ただいま申し上げました発生件数に対する死亡・行方不明者数の割合は、令和６年が35％、令和５年が52％となっており、17ポイントの減少となっております。

次に、同じく４の(2)、水難事故の多い地域及びその対策についてお答えいたします。

本年、水難事故が多く発生している地域としましては、宮古島市、石垣市、本部町、渡嘉敷村などが挙げられます。県警察では、こうした水難事故の多い地域の事故防止対策としまして、各地域の関係機関・団体で構成する水難事故防止推進協議会を開催し、事故防止対策について意見交換を行ったほか、夏季期間中には、警察官の体制を増強して、海浜警らを強化するなど各種対策に取り組んできたところであります。また、本年の水難事故の状況を見ますと、外国人旅行客の罹災者数が19人で、前年同期比18人増加し、うち死者・行方不明者数が７人で、前年同期比７人増加しており、外国人旅行者の罹災が急増している状況が見られます。そこで、今後の対策としましては、これまでの各種事故防止対策を引き続き実施するほか、外国人旅行客の事故防止のため、多言語による注意喚起アナウンスの実施や多言語ポスターの作成など、新たな対策も追加的に行い、関係機関・団体とも連携しなが

ら、水難事故防止の取組を強化してまいります。

次に、同じく４の(4)、水難事故死亡者ゼロ宣言についてお答えいたします。

県警察におきましては、現在、水難事故を防止するため、県民、観光客への水難事故防止を呼びかける広報啓発活動、パトカーや船舶等を活用した海浜パトロール、海域レジャー提供事業者に対する安全指導などの各種対策に取り組んでおります。また、マリンレジャーの多様化・活発化に伴う水難事故の増加を踏まえ、事業者による安全対策の向上を一層図るため、水上安全条例の改正に取り組んでおります。

県警察としましては、県内における水難事故による死者・行方不明者を出さないよう、関係機関・団体と連携を強化し、各種事故防止対策を推進してまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　農林水産部長。

〔前門尚美　農林水産部長登壇〕

○前門尚美 農林水産部長　５、我が会派の代表質問との関連についての(4)、スジアラの陸上養殖技術に関する報道についてお答えいたします。

スジアラの陸上養殖に関しては、国立研究開発法人水産研究・教育機構において完全養殖技術が開発されておりますが、その後の実証試験等の結果に加え、施設整備や電気代等のコストから、採算性が課題であると認識しております。今回報道のあった養殖システム開発については、これらの課題を改善できる可能性があるものと期待しているところです。また、当該民間企業に対しては、水産業普及指導員による巡回指導や魚病診断などの支援を行っております。

県としましては、引き続き大学や関係者等と連携しながら、本県陸上養殖業の振興に努めてまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　仲村家治議員。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後３時21分休憩

午後３時21分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○仲村　家治 議員　御答弁ありがとうございました。

まず学校給食費ですけれども、知事の答弁がありました。今前向きに各市町村の首長との調整を教育庁がやっているということなんですけれども、再三この給食費のことはずっと６月の議会からやっているんですけれども、私たちに入ってくる各市町村の首長の言葉は、大変県のこの方針が唐突過ぎるということで、何ら相談もなくというのが、まず最初に聞いていて一番思うんですけれども、多分11月25日に町村会、そして11月29日に市長会から要請があったと思うんですけれども、照屋副知事が対応なさっておりますので、そのときの首長たちの意見はどのようだったかお答えいただけますか。

○中川京貴 議長　照屋副知事。

○照屋義実 副知事　11月25日には町村会のほうから要請をいただきましたし、また、続きまして――その前でしたか、市長会からも要請を頂いております。市長会からは21日だったかと思うんですけれども、いずれも新聞報道でありますように、学校給食費の全額を県のほうで負担をしていただきたいというふうな要請でございました。真摯に今教育庁のほうで協議しているところでありますので、早い時期に市町村長の意見も聞くべく、今日程について探っているところでございます。

○中川京貴 議長　仲村家治議員。

○仲村　家治 議員　多分、大変切実な要請だったと思うんですけれども、今回唐突に中学２分の１――当初は２分の１を負担するのであれば、県は出しますということがあったんですけれども、それがなくても２分の１を出すというお話なんですけれども、市町村によっては財政的に大変厳しい市町村もありまして、特に県が２分の１を出すのに何で市町村はやらないんですかと、父兄から出てくるのはもう必至なんですね。市町村の首長は、出したくても財政的に厳しいという状況がありますので、知事、なるべく早く市町村の首長とまずは膝を交えて意見交換をなさって、市町村の皆さんがどういう希望を持っているのか、まず聞き取りをしてからやるべきだと思うんですけれども、いきなり教育長が行っても向こうは政治家の首長です。やっぱり知事、政治家ですので政治家同士の話合いというのは大切だと思うんですけど、どうでしょうか。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　答弁をさせていただきましたとおり、そのように意見交換につきましては、県三役を含め調整を図っていただいております。それぞれの首長のお考えをしっかりとまた聞かせていただくことも、大変重要であろうというように考えております。

○中川京貴 議長　仲村家治議員。

○仲村　家治 議員　あと、また新たな課題というか、103万円の壁とか出てきて、知事会は猛反発をしております。税収が６兆か７兆円全国で減ると。特に宮城県の知事は会長ですかね、大変厳しい御意見をお持ちのようなんですけれども、那覇市のほうを調べ

てみると、約56億8000万税収が減ると。そうするといろんなところに、行政サービスに支障が出てくるという大変厳しい状況に置かれるということで、学校給食費の負担分もなかなか拠出できないんじゃないかということで、今市議会でも議論をなさっているようなんですね。県としても多分、代表質問の中で県全体の減収も三桁になっていたと思うんですけれども、大変厳しい状況に置かれると。ですから、この辺を知事も知事会と一緒になっていろんな形で議論をしていかないと、なかなか税収の部分で大変厳しい部分が出てくると思いますので、この辺は真摯な対応をしていただきたいと思っております。これは質問通告にしていませんので、答弁は要りませんけれども、大変厳しい状況に置かれていると。これから税制改正、そして予算編成がやってきますけれども、若干この辺はちょっと時間がかかるようですので、私たち自民党、公明党、しっかりとした形で国民が困らないような税制改正をぜひしていきたいと思っております。税制は簡単なものではなくて、大変専門性が高い部分がありまして、この辺は私たちも注視をしていかないといけないなと思っております。

続きまして、知事の政治姿勢の(2)の小禄地域の住民に対しての件なんですけれども、実は復帰したとき私が小学校５年生。それで小禄中学校が成人式の会場になったのが多分中学に入ってからだったと思うんですけれども、当初那覇市は、那覇市民会館の１か所でやっておりまして、その際、那覇市長が新成人に招待状を出していたんですけれども、当時の市長は自衛隊を認めておりませんでしたので、自衛官の成人の方には招待状さえ送っていなかった。ですから、当初は自衛隊の成人の方は成人式に出ていなかった。ですから、問題が起こらなかったんですけど、地域別にしたんですね。実行委員会形式に。小禄地域ではほぼ100％、自衛隊の方は小禄に住んでおりまして、この実行委員会の皆様が名簿をもらって、全員に招待状を出した。もちろん自衛隊の皆様も喜んで小禄中学校の会場に行きました。ただ、自衛隊を認めない県民の一部の方が校門に来て、自衛官は正装で来ますからすぐに分かるんです。もう猛烈に汚い言葉で、お前ら帰れと。それで泣きながら帰って行く自衛官の方たちを見て、小禄地域の有志が42年前に小禄地区自衛隊親睦会という会を設立しました。私は５代目の会長を今やっているんですけれども、私も当時の小禄中学校のあの場面は記憶にあります。ですから、私たちは自衛隊の皆様とどうやって付き合っていけばいいかということを長い間親身になってやってきたんですね。知事、最近この自衛隊に対する反対意見があって、私たちも困惑しているんですよ。最近、陸自の記念式典、そして多分来るエアフェスタにも自衛隊反対という横断幕を掲げた一部の方々がいらっしゃると思うんですけれども、私はこういった小禄地域の大変な苦労をした歴史を鑑みたら、我慢できないんですね。ですから、知事、ぜひ今年は自衛隊基地の記念式典とかエアフェスタ――当初は誰も来ないと言ったんですけど、先ほど公室長の話では副知事が参加するということですのでよしとしますけれども、小禄地域の皆様のこの辺の御苦労に対して、知事本人からぜひお言葉をいただきたいと思うんですけれども。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　自衛隊の主な基地を抱えていらっしゃる小禄地域の住民の方々、この復帰以降の自衛隊に対する様々な考え方の中で、この小禄地域が自衛隊と共にあるというような関係をつくっていこうということにおいては、非常に御苦労されてきたということをやはり我々もしっかり認識しておかなければならないであろうと考えております。そして、自衛隊は我が国の防衛任務に加え、多くの離島を抱える沖縄県にとっても急患搬送、不発弾処理、大型台風時のリエゾン派遣など災害の復旧・復興においても県民の生命財産を守るという点で大きく貢献をしてきていただいているということを深く捉えて、これからも自衛隊の式典や様々な催しについてもまた、県三役を含めて調整をさせていただきたいというように思います。

○中川京貴 議長　仲村家治議員。

○仲村　家治 議員　ぜひよろしくお願いいたします。

それでは順番を変えますが、陸上養殖の件ですけれども、アカジンという魚は養殖が大変難しい魚で、いち早く紅仁株式会社がこの養殖に成功して、ずっとＮＴＴとこの養殖を目に見える形でやるということでデータ化したりして、今回の報道になったと聞いております。陸上養殖というのは、台風とかに影響されないということと、データ化されると養殖の技術がなくてもできるということ、また一つの新しい職業としても僕は確立できると思うんですけれども、先ほど農水部長が答弁なさったように、沖縄の水産業にとって大変大きな画期的な技術改革だと思うんですけれども、この辺推進はどのように進めていく考えかお聞かせください。

○中川京貴 議長　農林水産部長。

○前門尚美 農林水産部長　お答えいたします。

県では、新・沖縄21世紀農林水産業振興計画に基

づき、令和13年度までの海面養殖業生産量の目標値を３万300トンと設定し、その達成に向け各種施策を実施しているところです。近年の全国的な動向としまして、海洋環境の変動や水産資源の減少を背景とした海面漁業における漁業生産力の低下から、高度な技術等を用いた陸上養殖の取組が注目されております。

県としましては、陸上養殖の推進と併せて引き続き沖縄のつくり育てる漁業の振興を図ってまいりたいと思います。

以上でございます。

○中川京貴 議長　仲村家治議員。

○仲村　家治 議員　新たな技術革命ですので、これもいろんな形で活用しながら水産業の発展にぜひ県として頑張っていただきたいなと思います。

休憩。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後３時34分休憩

午後３時35分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○仲村　家治 議員　新スタジアムの建設の件なんですけれども、実は全国にはいろんなＪリーグの立派なスタジアムがあります。ただ、イギリスの事例でイングランドフットボールリーグのフォレストグリーン・ローバーズというところが100％木造のスタジアム――これ規模は小さいんですけど5000人ということで、屋根から全部木造にしてあります。新しい国立競技場も一部ですけれども、47都道府県の木材を使っております。このように、そういった新しい発想で全国でも珍しいスタジアム建設に向けて、ぜひその辺頑張ってほしいなと思っております。

休憩。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後３時35分休憩

午後３時35分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○仲村　家治 議員　ワシントン駐在に関する話ですけれども、この代表質問から我が会派の一般質問、多分ほとんどの議員がやると思うんですけれども、今現在、大変な問題が起きているのにもかかわらず――一度閉鎖するなり、休業するという形で一旦止まってこの辺の結果を調査して、問題があるのかないのか。それで問題があったら何を処理しないといけないということが決まるまでは、僕は最低でも休業すべきだと思うんですけど、もう一度答弁お願いします。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　ワシントン駐在につきましては議会のほうからも各指摘をいただいているところでございますが、ワシントンＤＣオフィス社設置に係る庁内の事務手続等について現在調査を行っていて、これについて改善を要する点は速やかに改善をしたいというふうに考えております。一方、ワシントン駐在については、現在基地問題の解決はもとより観光の情報発信あるいは県人会との関連について重要な役割を担っているというところから活動を継続していきたいと思っておりますので、一層、丁寧な説明を心がけ、県民や議会の皆様の御理解をいただきたいと考えております。

以上です。

○仲村　家治 議員　まだワシントン事務所の質問は続くと思いますので、公室長頑張ってください。

○中川京貴 議長　20分間休憩いたします。

午後３時37分休憩

午後３時55分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

休憩前に引き続き質問及び質疑を行います。

比嘉　忍議員。

〔比嘉　忍　議員登壇〕

○比嘉　忍 議員　こんにちは。

それでは沖縄自民党・無所属の会、比嘉忍、今県議会定例会一般質問をさせていただきたいと思いますが、その前に先日、豪雨により被災された北部地域、我がふるさとヤンバル、特に国頭村、東村、大宜味村の被災された皆様方にはお見舞いを申し上げますとともに、これまでの代表質問や一般質問でそれぞれの議員の皆様に取り上げていただきました。県としての初動体制の遅れはあったものの、しっかり予備費等を活用して対応していくということでございますので、我々議会からチェックしながら、この対応をしっかりとさせていきたいと思っております。

それでは一般質問始めさせていただきます。

１、北部地域における豪雨災害について次のとおり答弁を求めます。

(1)、災害対策本部の立ち上げが遅れた原因について。

(2)、災害救助法の適用ができなかったことに対する知事の認識について。

(3)、同法適用の場合と適用しない場合のメリット・デメリットについて。

(4)、我が会派並びに公明党及び維新の会合同で提出した要請への対応について。

２、令和６年11月21日に事業者より提出された、ベルトコンベヤーの道路占用許可申請について次のと

おり答弁を求めます。

(1)、現時点での状況について。

(2)、今後の予定、見通しについて。

３、令和６年６月26日に本部港本部地区（旧塩川地区）の港湾施設使用に係る連絡会より提出された安全対策の申入れについて次のとおり答弁を求めます。

(1)、現時点での状況について。

(2)、今後の予定、見通しについて。

４、北部地域の課題解決に向けて次のとおり答弁を求めます。

(1)、喜知留川河川整備について。これ名護市です。

(2)、東村です。有銘川のしゅんせつ計画について。

(3)、羽地内海で火災に遭った作業船の処理について。

(4)、県道14号線の早期の復旧について。

以上、１次質問といたします。２次質問は質問席から行います。

○中川京貴 議長　玉城知事。

〔玉城デニー　知事登壇〕

○玉城デニー 知事　比嘉忍議員の御質問にお答えいたします。

北部地域における豪雨災害についての御質問の中の１の(4)、沖縄自民党・無所属の会、公明党及び維新の会の要請についてお答えいたします。

11月15日に沖縄自民党・無所属の会、公明党及び維新の会から４項目の要請書を頂きました。このうち、災害救助法の適用と同等の財政措置を沖縄県が講じることについては、同法と同等の支援として、被災者への生活物資に係る費用等を市町村へ支援することなどを検討しております。国との連絡窓口の一元化と危機管理補佐官に係る体制の再整備については、災害救助法に関する緊急連絡窓口を防災危機管理課に一本化したほか、危機管理補佐官について、その専門的な知見や豊富な実務経験を最大限発揮できるよう取り組んでまいります。河川のしゅんせつ工事については、これまでに13河川でしゅんせつ工事を行い、今回の大雨により氾濫した比地川を含む８河川のしゅんせつ工事を行うため補正予算を計上することとしております。接近していた台風の防災体制については、11月15日に災害対策本部会議を開催し、台風接近への備えと安全の確保等に配慮して災害応急対策を実施することを指示したところであります。

その他の質問につきましては、部局長から答弁させていただきます。

○中川京貴 議長　知事公室長。

〔溜　政仁　知事公室長登壇〕

○溜　政仁 知事公室長　１、北部地域における豪雨災害についての中の(1)、災害対策本部の立ち上げについてお答えいたします。

県では、11月８日の大雨警報発表後、沖縄県災害対策準備体制及び沖縄県災害対策北部地方本部により対応し、各部局・関係出先機関の職員が情報収集する体制を取っておりました。しかしながら、大雨という時間が経過するごとに大きく変化する気象情報に的確に対応できなかったことや、地方本部で一定程度の応急対応がなされていたという認識から、災害対策本部の設置が遅れました。県では、現在進めている災害応急対策に引き続き取り組むとともに、速やかに災害対策本部を設置できるよう設置基準等の見直しや県の防災組織体制の強化などに努めてまいります。さらに、今回の災害対応について、関係部局をはじめ市町村や気象台など国の関係機関等と振り返りを行い、市町村や関係機関との連携強化などに取り組んでまいります。

以上になります。

○中川京貴 議長　生活福祉部長。

〔北島智子　生活福祉部長登壇〕

○北島智子 生活福祉部長　１、北部地域における豪雨災害についての御質問のうち(2)、災害救助法の適用ができなかった認識についてお答えいたします。

北部地域における大雨の対応については、災害対策本部の設置の遅れや災害救助法の適用に関し連絡体制が十分ではなかったことなどにより、災害発生のおそれ段階での同法適用の機会を失いました。今回の災害について、災害救助法の適用が困難となっていることを重く受け止め、同法に関する内閣府からの緊急連絡窓口を24時間体制で職員を配備している防災危機管理課に一本化したこととともに、災害救助法と同等の支援として、住家の応急修理に係る支援や被災者への生活物資に係る費用等の市町村への支援、また見舞金を今回県の独自制度として創設するなどして被災者を支援していくこととしております。

続きまして同じく１の(3)、災害救助法適用のメリット・デメリットについてお答えいたします。

災害救助法が適用された場合は、市町村が負担した住家の応急修理や避難所の設置等の応急救助に要した経費について、県に対して求償することができます。また、県が負担した市町村の応急救助等に要した経費については、国から国庫負担や特別交付税措置の対象となります。同法が適用されない場合は、これらの制

度を利用できないことが挙げられると考えているところです。

以上でございます。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

〔前川智宏　土木建築部長登壇〕

○前川智宏 土木建築部長　２、令和６年11月21日に事業者より提出された、ベルトコンベヤーの道路占用許可申請についての(1)及び(2)、申請の現時点の状況、今後の予定及び見通しについてお答えいたします。２の(1)と２の(2)は関連しますので、一括してお答えします。

令和６年11月21日付で事業者から北部土木事務所へ道路占用許可申請書が提出され、同日に受け付けております。現在、北部土木事務所において、同申請書の内容について精査しているところであり、道路法に基づき適切に処理してまいります。

次に３、令和６年６月26日に本部港本部地区（旧塩川地区）の港湾施設使用に係る連絡会より提出された安全対策の申入れについての(1)及び(2)、本部港旧塩川地区の安全対策に関する申入れについてお答えいたします。３の(1)と３の(2)は関連しますので、一括してお答えします。

６月26日、本部港本部地区（旧塩川地区）における港湾施設使用に係る連絡会から、立入禁止看板の設置等、同地区における安全対策の申入れがありました。本部港旧塩川地区の安全対策については、事業者においても検討がなされるべきものと考えております。引き続き、事業者と安全対策について調整を行い、関係法令に基づき適切に対応してまいります。

次に４、北部地域の課題解決に向けての(1)、喜知留川河川整備についてお答えいたします。

喜知留川は、我部祖河川合流部から渡名喜橋までの約250メートルの区間について平成30年度から事業を実施しており、用地取得を完了し、令和４年度から工事に着手しております。現在、我部祖河川合流部で護岸整備を行っており、引き続き名護市と連携し、喜知留川の早期整備に取り組んでまいります。

次に同じく４の(2)、有銘川のしゅんせつ計画についてお答えいたします。

県管理河川において、河積が阻害されている箇所については、危険性及び緊急性の高い箇所から予算の範囲内で順次しゅんせつや除草等を行っているところであります。有銘川については、令和６年11月の北部大雨による河川氾濫を受けて、緊急浚渫推進事業債を活用し、しゅんせつ工事を行うため補正予算を計上しております。引き続き、浸水被害の軽減に向け、適切な維持管理に努めてまいります。

次に同じく４の(3)、運天港において火災に遭った作業船への対応についてお答えいたします。

放置船や廃船の処理については、一義的には所有者が対応するべきものと認識しております。運天港において火災に遭った作業船については、海洋汚染防止法に基づき設置される沖縄本島北西部地区排出油等防除協議会において、油の流出を予防するためのオイルフェンスを設置したところです。

県としては、引き続き、海上保安庁や今帰仁村等の関係機関と連携しながら対応を検討してまいります。

次に同じく４の(4)、県道14号線の早期復旧についてお答えいたします。

県道14号線においては、北部地域の大雨に伴う土砂崩れ等により全面通行規制を行いました。土砂撤去及び舗装復旧により、現在、全面通行規制は解消され、一部区間のみ片側通行規制を行っております。引き続き、道路の早期復旧に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　比嘉　忍議員。

○比嘉　忍 議員　休憩お願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後４時９分休憩

午後４時10分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○比嘉　忍 議員　大項目１から順次２次質問をしていきたいと思っております。

まず、北部豪雨災害に関しましては、代表質問やそれぞれの一般質問等でもありました。組織の体制を構築するとか連絡体制を見直して一本化するとかというふうにもございましたが、これはまず認識として知事、国からどうですかと沖縄県に連絡が来て、災害救助法申請をお願いということと考えているのか。我々は会派として内閣府へ行ってきました。これは県から――言い換えれば知事から国のほうへ連絡して災害救助法を申請すべき事案だと認識しておりますが、いかがですか。

○中川京貴 議長　生活福祉部長。

○北島智子 生活福祉部長　お答えいたします。

災害救助法の適用については、沖縄県の災害対策本部の立ち上げ、それから市町村の対策本部の立ち上げをもって、市町村の意向も確認しながら、沖縄県のほうから内閣府に対して災害救助法の適用を依頼するというようなことになっております。

○中川京貴 議長　比嘉　忍議員。

○比嘉　忍 議員　部長がおっしゃるとおり、本当に11月８日から降り出した雨が２日間で３か月分ぐらい、600ミリ――５か月分ですか。２日間で降ったということで、さきの下地議員の代表質問でもありました。これちょうど９日の深夜から名護市、大宜味村に大雨警報発表とか、それから国頭村北部、西部に記録的短時間大雨情報等が連発して、午前０時７分から３時17分までに出ています。これを踏まえて、その日の10時49分に県四役へ被害状況を報告とありますが、その報告を受けた時点で、知事が先ほどありましたように認識して、国へ適用の申請をすべきだったんじゃないかと思いますが、いかがですか。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　大雨情報、あるいは記録的短時間大雨情報等が出ていたという状況もありますけれども、うちの防災危機管理課あるいは災害対策準備体制において、大雨という時間が経過するごとに大きく変化する気象情報に的確に対応できなかった。あるいはその被害状況についても、市町村等から上がってくる被害状況が十分反映されていなかったということもありまして、なかなか対策本部の立ち上げには至らなかったということでございます。

○中川京貴 議長　比嘉　忍議員。

○比嘉　忍 議員　公室長も代表質問、一般質問で答弁しておりますが、これは組織としての答弁でいいと思います。だから私が聞いてるのは、知事として、やはりこういった体制、このような北部地域での状況を鑑みて――報告を聞いたことも分かりますよ。情報収集として、それらの判断される情報がなかったということがあるかもしれませんが、ただその情報も持ちながら、この事実として記録的短時間大雨情報が何件も続いて行われた状態を、知事として認識して判断すべきだったんじゃないかなと申し上げているんですよ。その辺どう考えますか。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　今回は、この大雨が時間の経過とともに非常に大きく変化する気象条件、気象情報に的確に対応できなかった。まさに議員おっしゃるとおり、例えば雨量が前年比あるいは前月比などで、どのぐらいの量が降っているのかというようなことも適宜情報としてしっかりと収集できるようにしていきながら、どの段階で対策本部を立ち上げるべきかという判断を、今後しっかりやっていくことが重要であろうと考えております。今後のこの対策本部の立ち上げ等に関する見直しについては、そのような様々な気象条件、気象情報なども加味しながら、即刻に対応できるような、そういう見直しも含めていきたいというふうに思います。

○中川京貴 議長　比嘉　忍議員。

○比嘉　忍 議員　組織の体制として構築してこれをやっていく、それは当然です。私が聞いてるのは知事、知事として、やはり認識して、この時点で災害対策本部の立ち上げを指示して、それから国へこの災害救助法の適用を申請すべきだったんじゃないかと思っております。ただ、それができなかったというのは、知事の判断能力の欠如と言わざるを得ないと思いますよ。その辺を――組織はもちろんです。代表質問や一般質問でも公室長が答弁しています。組織で構築、当たり前です。それから連絡体制も一本化する、当然です。それもやりながら、今回の一番の問題は知事の判断だったと私は思っております。その点に関してですよ、その点に関して判断できなかったこと、悪かったなと思わないんですか。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　大変、今回のことは非常に重く受け止めておりますし、我々もしっかり反省して取り組まなければならないと思います。なお今回、対策本部の立ち上げの判断が遅れたのは、先ほど申し上げましたとおり、判断するための情報、なかなかそれを集約することができなかったという体制の不備もあるということも、これからは絶対にそういうことがないように見直していきたいということも申し上げている次第でございます。

○中川京貴 議長　比嘉　忍議員。

○比嘉　忍 議員　体制の不備ということで、本当に知事、組織として公室長や職員なんかはかわいそうですよ。まずそういったことを一生懸命やってきてあげて、そういう時点で、そのような状態でもしっかり判断すべきだったんじゃないかなと私は申し上げておりますが、質問しても組織の体制をこれから構築していくという答弁に終始しておりますので、ほかの２次質問をしていきたいと思います。

　この豪雨災害について、北部の３村長から要請を受けていると思いますが、その内容についてと、その内容を実現するために今どのような対応をされているか、答弁お願いします。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　お答えいたします。

　北部３村の村長の方々からは、11月13日に玉城知事が北部の災害を視察した際に要請をいただいているところです。３点あります。まず、被害支援活動に係る支援、見舞金等の助成について、災害復旧工事に係

る支援――県道あるいは県営管理施設の早期復旧等になります。もう一つは、情報連絡員の派遣ということになります。それにつきまして、まず情報連絡員の派遣につきましては、要請を受けまして15日から３村に職員を派遣して、情報、ニーズの把握に当たったというところでございます。応急職員の派遣につきましては、３村の意向を踏まえ、東村では11月22日に終了しております。大宜味村では11月26日まで、国頭村も12月６日までには派遣を完了する見込みということになっております。支援にかかる費用、見舞金等の助成につきましては、先ほど生活福祉部長が答弁したとおり、今県で対応に向けて取り組んでいるところで、もう一つ、災害復旧工事に係る支援につきましても、県道等の県営管理施設の早期復旧及び３村の施設の復旧費用について、担当する土建部において、県道の路面陥没や土砂崩れ及び河川の護岸崩落等については、災害復旧事業や起債事業等を考慮して、早期復旧に向け取り組むとともに、３村から災害復旧事業の申請に向けた被害報告を踏まえ、国交省に対して災害報告を行っており、３村が実施する災害復旧事業について、引き続き連携して取り組んでいくということとなっております。

以上です。

○中川京貴 議長　比嘉　忍議員。

○比嘉　忍 議員　やっぱり首長の方々からの要請ということは、地域の住民を代表する長の皆様方からの要望と捉えていただいて、しっかり対応していただきたいと思います。先日もありました見舞金を200万から300万にすべきじゃないかとか、復旧だけではなく対策に対しても、しっかり今後事業化してやっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○中川京貴 議長　生活福祉部長。

○北島智子 生活福祉部長　お答えいたします。

今回の災害に対しましては、通常の見舞金制度から大幅に拡充いたしまして、11月８日からの災害に特化した見舞金制度というのを創設して、今議会、11月補正の追加提案に出させてもらっておりますので、今後も引き続き支援を続けてまいりたいと存じます。

○中川京貴 議長　比嘉　忍議員。

○比嘉　忍 議員　よろしくお願いいたします。

それから大問２です。

休憩お願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後４時21分休憩

午後４時22分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○比嘉　忍 議員　これまず今、申請が出されている段階で、法令に沿って対処していくということなんですが、通常そのような案件の標準処理期間はどれぐらいと捉えてますか。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　道路占用につきまして、申請を受け付けてから許可するまでの期間についてでございますが、まず道路占用の内容により異なる部分がございますので、許可を要する時間もそれぞれ異なってまいります。したがいまして、一概に申し上げることは困難でございますが、通常一般的に行われている電柱ですとか水道管など、よく占用の申出があるような物件につきましては、特に問題となる事項がなければ、二、三週間程度で許可まで行っているというのが現状でございます。

○中川京貴 議長　比嘉　忍議員。

○比嘉　忍 議員　今ございました、特に問題になるようなことがなければ、二、三週間ということで、もう大分過ぎておりますが、今、許可に値しない何か問題があるんですか。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　現在、占用の対象となっている国道449号でございますが、こちらは緊急輸送道路に指定をされております。また、周辺に迂回路がないということから、施工方法も含めた安全性の面で道路構造への影響などについて慎重な判断が求められていることから、審査に時間がかかっているというところでございます。

○中川京貴 議長　比嘉　忍議員。

○比嘉　忍 議員　緊急輸送道路と今答弁ございましたが、それにおける禁止事項とかございますか。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　特にどういうことが禁止されているということはございませんが、緊急輸送道路でございますので、万が一この占用物件が破損などしたときに、緊急車両が通れないようなことがあっては困りますので、そういった面での安全性について確認を慎重に行っているというところでございます。

○中川京貴 議長　比嘉　忍議員。

○比嘉　忍 議員　部長、これ埋設ですよ。埋設。道路の下から行きます。なので、何もこの道路の上にベルトコンベヤーが行くわけでもないですし、緊急輸送道路で禁止されている事項は新設の電柱ぐらいなんですよ。存じていると思いますが、埋設物に関しましては、耐震化をしっかりやれば全然オーケー、問題ないということなんですけれども、それを捉えてもこの標

準処理期間で処理できない理由が全然分からないです。なぜ止めているんですか。
○中川京貴 議長　土木建築部長。
○前川智宏 土木建築部長　先ほども答弁させていただきましたが、施工方法も含めた安全性の面で道路構造への影響などについて、慎重に判断するために時間がかかっているというところでございます。
○中川京貴 議長　比嘉　忍議員。
○比嘉　忍 議員　申請者の方々から、この目的とかあったと思いますが、大きな目的について答弁お願いします。
○中川京貴 議長　土木建築部長。
○前川智宏 土木建築部長　申請の内容につきましては、企業情報もあり、詳細な答弁は差し控えさせていただきます。
○中川京貴 議長　比嘉　忍議員。
○比嘉　忍 議員　こっちにありますけどね。全部読み上げたらまた時間がかかりますので、まず大前提として、私が認識しているのは、やはり国道を通行するダンプの台数の減少、環境負荷の低減、妨害活動に起因する危険な状況の解消のため、民間事業者が設置をすると。これ後ほどの塩川の大きな３番でも行いますけれども、県の許可を得て、通常なる業務をしているこの営業の妨害、経済活動を阻止している、妨害しているという話になります。それがゆえに、先日の６月議会でも申し上げさせていただきましたが、やはり海洋博に向かうレンタカー、観光客の車の往来がすごいです。それが原因で、この通行車両が道路の真ん中で止められているという状態もあるんですよ。見たことないと思いますが、私は何回か通って見ています。そういったことで県民だけではなく、観光客に対してもやっぱり厳しい危険な状況ですよ。我々名護市民はあの辺通るとこういった活動があって、ダンプが止まっているかもしれないという次の予測ができますけれども、観光客たちはできませんよ。信号機もありませんから、結構速度も飛ばしてきます。こういった形で、左車線辺りが止められているという状況で、本当に観光立県にはふさわしくない状況が生まれているということをぜひ認識していただきたいと思います。そういった前提、先ほども申し上げましたが、そういった形で県の正式な許可を得て事業展開している方々の業務遂行を妨害されているという認識です。これをしっかりやるがために、今回の申請に当たっていると思いますので、先ほど申し上げました。また、埋設物です。この近くに同じような国道がございます。御存じですか、ボックスカルバート。
○中川京貴 議長　土木建築部長。
○前川智宏 土木建築部長　道路の占用物件について、詳細に全てを把握しているわけではございませんが、同地域においては、同様な占用物件も幾つかあるのではないかと考えているところでございます。
○中川京貴 議長　比嘉　忍議員。
○比嘉　忍 議員　ぜひ調べて――すぐ近くにあります。同じようなボックスカルバートがですね。埋設で国道を横断しているところがございますので、あれと何ら構造とか変わらないと思いますよ。ですので、速やかに調べて許可を出すべきだと思いますが、いかがですか。
○中川京貴 議長　土木建築部長。
○前川智宏 土木建築部長　同申請書につきましては、現在、北部土木事務所において内容の精査を行っているところでございます。道路法に基づき適切に処理をしてまいります。
○中川京貴 議長　比嘉　忍議員。
○比嘉　忍 議員　先ほども申し上げました。緊急輸送道路という形での禁止事項は、あくまでも電柱の新設のみです。埋設物に関しましては、耐震化をちゃんとしっかりやれば、何ら問題ないという指針でありますので、これは問題ない申請を意図的に許可をせず延ばしているとしか思えませんので、しっかり対応していただきたいと思っております。
　議長、休憩お願いします。
○中川京貴 議長　休憩いたします。
　午後４時29分休憩
　午後４時29分再開
○中川京貴 議長　再開いたします。
○比嘉　忍 議員　（パネルを掲示）　これ、先日再開されました塩川です。牛歩です、牛歩。知事、知事見てください。これ歩行者じゃないですよ。行ったり来たり、しかも道路交通法で――先日の９月議会で県警本部長からも答弁がありましたように、往来する車の前後に飛び出すのは道路交通法違反ですよね。そして港湾管理条例にも違反している。さきの島袋大県議の一般質問でもありました。これ、通行者じゃないですよ。しかも港湾管理施設内、これで止められているんです。同じような状況なんですよ。それでもありました、禁止ではなくて自粛するように、遠慮してください。これは弱すぎると思いますよ。まず港湾管理条例でも大議員がおっしゃっていました、第３条の第５号にありますよ。港湾施設の機能を妨げる行為。しかも先ほど申し上げました県の許可を得て、正当な業務、経済活動をしている、企業活動をしている。活動

をしている。経済活動ですよ、企業活動。営業妨害になりませんか。横断歩道も何もないですよ、道でもないです。港湾施設です。ここで正当な企業活動をしているダンプの前を牛歩しています。これ事実です、事実。副知事も知事も見てください。見に行ったことないと思いますが、こんなです、こんな。６月議会に私申し上げさせていただきましたが、机上の議論だけで安全が確認されたというのは、県民怒ってますよ。現場の声を反映してないです。これが事実、現実です。こんな状況で、また事故が起きたらどうするんですか、知事。知事の責任って、今ここでもし同じようなことが起きたら、私の責任ですと明言できますか。知事、管理者は知事。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　県としましては、港湾施設内を支障のないように歩行することは、港湾管理条例の規定に抵触するものではないと考えているところでございます。

○中川京貴 議長　比嘉　忍議員。

○比嘉　忍 議員　だから、このような県の――もう何回も申し上げますが、許可を得て経済活動、企業活動をしている状況の中で、このような方々が牛歩して妨害活動をしています。県民の皆さんからは、時として工期が延びているとか、予算が膨らんでいる、こういった形で工事が遅れているから延びているんでしょう、膨らんでいるんでしょうという声が寄せられてきています。そういった形もぜひ認識していただいて、正確に――新潟県の事例も先輩議員がおっしゃっていました。禁止すべきですよ。しっかりとこのような現状――今こう見ても禁止すべきとは思わないんですか、いかがですか。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　県の管理する港湾施設は公の施設であり、一般の方々も利用できることが原則となっております。このため、立入禁止などの制限はできないものと考えております。

○中川京貴 議長　比嘉　忍議員。

○比嘉　忍 議員　だから一般の方とか、歩行者とかよく使いますけど、じゃないですよ。業務妨害ですよ。牛歩しているんですよ。これには映っていませんけど、寝転がる方もいると聞いてます。こんな状況です、こんな状況。今現在です、現在、この間。１週間もたっていないです。これおかしいと思いませんか。禁止にすべきじゃないですか。先ほどの港湾管理条例や道路交通法からも違反している方々、もうこの際、県警本部長もいらっしゃいますから、知事が、管理者がこのような妨害活動をしているような――　一般市民でない、歩行者でない、牛歩する、妨害活動ですよ。反対活動はいいですよ。企業活動を、真っ当な企業活動を妨害しているんですよ、このような方々は。県の利益にもならないじゃないですか。県民が所属している企業の真っ当な営業活動、企業活動をこのように活動家が牛歩戦術で止めている。これ、取り締まってくださいと、今県警本部長に知事から指示してください。お願いします。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　本部港本部地区（旧塩川地区）は港湾施設でございまして、県が管理する港湾施設となっております。繰り返しになりますが、港湾施設内を支障のないように歩行することは、港湾管理条例の規定に違反するものではないと考えているところでございます。

○中川京貴 議長　比嘉　忍議員。

○比嘉　忍 議員　これだけ、私あるいは同僚、先輩議員からも、港湾管理条例や道路交通法等に抵触するだろうと言っているにもかかわらず、これが認識できないということが、もう知事、おかしいと思いますよ。しっかり照らし合わせて、反対活動は反対活動、この妨害活動じゃなくて、マットーバ、ちゃんとした形でさせたらいいじゃないですか。これ真っ当じゃないですよ。もう本当に人命も失われた事案でもあります。関連してきますし、しっかりと禁止の看板をやるべきだと思います。

最後になりますが、有銘川のしゅんせつに関しましては、起債ですが対応できるということでございます。県道14号線に関しましては、片側通行になりましたが全面復旧をなるべく早急にできるように要望したいと思います。

以上です。

○中川京貴 議長　新里　匠議員。

○新里　匠 議員　休憩お願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後４時37分休憩

午後４時37分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○新里　匠 議員　お疲れさまです。

沖縄自民党・無所属の会、新里匠です。

一般質問をしてまいります。

来年１月19日に、宮古島市長選挙が執り行われます。そのことは御承知だと思いますけれども、その際に候補者一本化をするために県のポストとのバーターがあるのではとの話が聞こえます。私はうわさだと

思って意に介してはいませんが、そんなことは絶対にあってはならないので所見として表明をしておきます。

休憩お願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後４時38分休憩

午後４時38分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○新里　匠 議員　先ほど、忍議員が安和桟橋の件を最後に言ったので、そこから入りたいと思います。

知事や副知事は、安和桟橋の死傷事故の動画を見ていないと前回の議会でおっしゃられていますけれども、もう見られましたか。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　その動画につきましては、今後の安全対策を検討する上で参考となると考えたことから、実務担当部である土木建築部において映像を確認したところでございます。

○中川京貴 議長　新里　匠議員。

○新里　匠 議員　土建部長は、そうおっしゃられますけれども、知事はなぜ見ないんですか。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　実務を担当いたします土木建築部において映像を確認し、その対策等について検討することで安全対策につながるということで、実務担当部が見ればその検討は可能であるということから、土木建築部において映像を確認したところでございます。

○新里　匠 議員　休憩お願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後４時39分休憩

午後４時40分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

玉城知事。

○玉城デニー 知事　部局において、その状況を判断するということで映像を確認しているということでございます。そして、事業者とはこの安全対策について協議を進行しているということで報告も受けております。

○新里　匠 議員　休憩お願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後４時40分休憩

午後４時40分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

新里　匠議員。

○新里　匠 議員　知事、責任回避するために見ないほうがいいと思っているんですか。港湾事業者から北部土木事務所にガードレール設置等の要望があって、それをしないで事故が起こってしまったから、その責任が自らにあるということを認識しているから責任回避をしているように映りますよ、僕からすればね。けど、知事、警察の捜査の行方はいずれ出てきます。そこから誰が悪いとかの話でもないと私は考えます。警察の仕事は捜査です。けど、道路管理者すなわちそのトップである知事の仕事は、道路を安全に管理することです。事故が起こる前と起こってしまった後では、知事の対応は変わる必要があると考えます。二度と同じことが起きてはならない。その確率を上げる措置をすることが今求められています。何が起こったかを直視して、何をするべきか考え行動する。これが今知事の取るべき行動ではないかと私は思います。もしも、責任回避をしたいから、追求されるのが嫌だからとか、自分を守れればいいという考えが少しでもあるのであれば、私は知事にがっかりします。歩道とか車道とか私には判断できない難しいことがたくさんあります。けれども、やらなければいけないことは分かります。安全対策です。ガードレールの設置です。知事にこれを伝えたかったので、この質問を入れました。

知事、安全対策とガードレールの設置をしていただけないでしょうか。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　事故の状況については、県警において捜査が進んでいるというように認識をしておりますので、その報告も待ちたいと思います。他方で、北部土木事務所と事業者では話合いが進められております。どのような安全対策が取られるか、これは事業者においても安全対策を取るべきであろうということの認識も含めて、お互いにそのような調整の方向で進めております。

○中川京貴 議長　新里　匠議員。

○新里　匠 議員　それも、もちろん大事だと思います。事業者とお話をして、すばらしい安全管理がどれかということを話をするのはいいんですよ。ただ、もう一回事故が起こるかもしれない状況は今もあるわけです。なので、今県ができることは、知事がすぐ土建部長にでも言って、このガードレールをつけてとりあえずの対策をしましょうというのが知事の姿勢なんです。警察の捜査はもう粛々とやりますよ。その結果は出てくる。けれども、それによって沖縄県はその手法を変えるんですか。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　当該箇所の安全対策につ

いては、事業者においても検討されるべきものと考えております。現在、北部土木事務所において事業者との協議を継続しているところでございます。なお、道路管理者としましては、視認性向上のために植栽を伐採するなどの対策を行っております。引き続き協議を継続し、安全対策に努めてまいりたいと考えております。

○中川京貴 議長　新里　匠議員。

○新里　匠 議員　では、その協議の中で双方の主張に隔たりがあるので、多分決まってこないと思うんですよ。その隔たりは何でしょうか。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　事業者との協議の内容につきましては、現在まだ協議中でございますので、詳細についてはお答えを差し控えたいと思います。

○中川京貴 議長　新里　匠議員。

○新里　匠 議員　いやいや、そこら辺はオープンにしても全然何ら問題ないと思いますよ。知事、やはり知事はその権限があるのでぜひとも安全対策をやっていただきたいなと思っております。

休憩お願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後４時45分休憩

午後４時45分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○新里　匠 議員　我が党関連から行きたいと思います。

下地康教議員の質問中、１の(4)についてです。

畜産農家に対する県の支援を伺うという質問でありました。答弁で54億6000万円の支援をしているとの答弁がありました。予算の執行率をお伺いいたします。

○中川京貴 議長　農林水産部長。

○前門尚美 農林水産部長　お答えいたします。

県は、畜産農家の経営安定を図るため、令和４年度から令和５年度にかけて配合飼料価格安定対策として予算措置した22億3521万8000円のうち20億5642万7000円を執行しており、約92％の執行率となります。また、令和５年度に肉用子牛価格安定対策として予算措置した８億411万6000円のうち６億194万3000円を執行しており、約75％の執行率となります。

以上でございます。

○新里　匠 議員　議長、休憩お願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後４時46分休憩

午後４時47分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

新里　匠議員。

○新里　匠 議員　令和６年の補正の額と執行率を教えていただきたいと思います。

○中川京貴 議長　農林水産部長。

○前門尚美 農林水産部長　畜産農家の経営安定を図るため、配合飼料購入費の補助拡充、子牛競り価格下落に対する補助拡充として、本年６月議会において、予算措置したところです。令和６年度事業については現在実施中のため、執行率は未確定となります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　新里　匠議員。

○新里　匠 議員　今年度分は執行中だということでありますけれども、支援のイメージを教えていただきたいんですよ。いつの分がいつ入るのかということをはっきり言ってもらわないと、いつ支援されるのかなというのが分からないので、そこを教えていただきたいです。

○中川京貴 議長　農林水産部長。

○前門尚美 農林水産部長　お答えいたします。

繁殖牛農家に対する支援としまして、配合飼料価格差補助緊急対策事業における補助金については、生産者に対して10月末に第１・四半期分が振り込まれておりまして、12月中に第２・四半期分、来年３月上旬頃に第３、４・四半期分が振り込まれる予定であります。また、和牛子牛価格安定特別対策事業においては、８月末に第１・四半期分、11月末に第２・四半期分が振り込まれており、来年３月上旬頃に第３・四半期分が振り込まれる予定であります。引き続き、関係機関と連携して当該事業による繁殖牛農家に対する円滑な支援に努めてまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　新里　匠議員。

○新里　匠 議員　これ年度を四半期ごとに４つで割って、そのものが２か月後ぐらいに入るというイメージですよね。そのアナウンスをぜひとももっとやってほしいんですよ。議会で決めても、どの日にもらえるのかというのが分からなくて、不安がっている農家さんがいっぱいいるので、ぜひともアナウンスはお願いをしたいと思っております。

次ですけれども、先ほどＲ５年度の執行率75％とありました。和子牛の生産者支援事業ということで、これというのはどういった理由で75％となっているんでしょうか。

○中川京貴 議長　農林水産部長。

○前門尚美 農林水産部長　お答えいたします。

県内肉用子牛の安定対策を目的とした沖縄県和牛子牛生産者緊急支援事業でございますけれども、県内の雌子牛の平均取引価格が保証基準価格を下回った場合に、その差額の９割を補塡する事業となっております。令和５年度の事業費については、子牛平均価格の推移や事業要件を満たす雌子牛の頭数などから積算しまして、支援に必要な予算を措置したところですが、雌子牛平均価格の下落幅が予算計上時の積算値より下回ったことから執行残が生じ、75％の執行率となりました。

以上でございます。

○中川京貴 議長　新里　匠議員。

○新里　匠 議員　この農家への支援のスピードというのは――やはり国の制度に上乗せを――乗っかってやるということが県の支援の方法であります。それは、委託料とかの低減をするという意味合いもあると思うんですけれども、どこかで沖縄県の実情に合わせた独自の制度をつくるべきだと思っております。午前中の島袋大議員の質問でも、やはりこの基金というものをつくるべきだということがありましたけれども、この基金をつくることによって雌牛更新の事業がうまく回るんですよ。これは回るためだけの資金があれば、雌牛更新が農家でうまくいって高い牛をつくれるということになっておりますので、ぜひとも再度この検討はお願いしたいんですけれども。

○中川京貴 議長　農林水産部長。

○前門尚美 農林水産部長　休憩お願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後４時52分休憩

午後４時53分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○前門尚美 農林水産部長　お答えいたします。

県では、これまで沖縄本島や宮古島、また多良間村などを訪問し、意見交換などを開催しました。また、アンケート等も実施しておりますが、このような状況の中、今新たな基金創設については財源の確保が課題になると考えております。国においては、新たな経済対策として物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の追加や農林水産関係の補正予算案が閣議決定されております。この基金も含めて調査研究すると同時に、交付金についても財源の確保含めて財源の確保に係る調査等を続けてまいりたいと思います。

以上でございます。

○中川京貴 議長　新里　匠議員。

○新里　匠 議員　続いての質問です。

これも同じく下地康教議員の質問中、４の(7)についてであります。

ファミリーハウスがじゅまるの家についての質問でありました。稼働率が56％で稼働率を上げることが課題だとの答弁がありました。支援が必要なときに受けられるかということが大事であって、稼働率を上げることが大事ではありません。なので、ピーク時に施設に入れない人がどの程度いるか、それでその入れない人に対してどのような支援をしていくかということが課題であると思うんですけれども、この支援については現在ありますか。

○中川京貴 議長　保健医療介護部長。

○糸数　公 保健医療介護部長　お答えいたします。

がじゅまるの家の利用については、７月から８月にかけて比較的多くなる傾向がありますが、年末などに緊急的に利用する方もおり、満室になった場合はキャンセル待ちや近隣の宿泊施設を案内して現在は対応していると聞いております。施設を利用できない方の人数については、今把握はできておりません。

県としましては、離島から本島の医療機関へ入院・通院する子どもとその家族に優先して利用していただけるようにファミリーハウスの運営協議会というものがございますので、その中で意見交換をしてまいりたいと考えております。

○中川京貴 議長　新里　匠議員。

○新里　匠 議員　部長、離島の家族を優先しているというような話がありましたけれども、私に相談してきた小児がんを患っている方のお父さんが言っていました。がじゅまるの家の職員さんたちは一所懸命やってくれると。そして、その一緒に入っている別の家族も本当に一生懸命やっていると。そこで家族的なつながりが生まれるわけですよ。なので、このお父さんが言っていたのは、私よりほかの家族のほうが恵まれていないというか、家庭が――何ていうんですか、余裕がないように見えるので、私はそのときは別のところに行くようにしているんだという声があったんですよ。なので、行政側がそれを言ったとしてもですよ、やっぱりそのとおりにはならないんです。ならないので、そういう気持ちを持ったお父さん、お母さんを助けていただきたいんですよ。なので、その支援をやっていただけないでしょうか。何らかの方法で。

○中川京貴 議長　保健医療介護部長。

○糸数　公 保健医療介護部長　保健医療福祉事業団においては、このファミリーハウスを補完するような事業は今行っておりませんけれども、もちろん運営状況というのもありますので、課題の中で先ほど御指摘

があった、やはり稼働率を上げて安定的に運営するということも必要ということでございます。それから、どうしても本島の方が利用するとかそういうふうな稼働状況もありますので、それについては先ほど言ったように、やはり離島を優先すべきというふうなことを、こちらのほうから意見として申し述べることはできるかと思います。

県としましては、離島からの患者の通院費の補助事業というのを平成29年から宿泊費を付添いも含めた形で市町村と支援をしておりますので、そういうふうな別の手段でまた患者の通院の支援をしていきたいと考えているところでございます。

○中川京貴 議長　新里　匠議員。

○新里　匠 議員　僕は、本島の人を優先するなとは言っていないですよ。この利用料って１人1000円とか1500円ですよね。それで部屋は10部屋しかない。それからすると、１日当たり１万5000円。これでどうやって安定的な運営ができるのかよく分からないんですけれども、そうじゃなくて、やっぱり困っている人を助けるというところを念頭に置いてやっていただきたいなと思っております。

休憩お願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後４時58分休憩

午後４時58分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○新里　匠 議員　１に戻ります。

子育て・生活環境の整備について。

(1)、遊具のある公園を整備することについてお伺いをいたします。

現在、宮古島市及び多良間村において、沖縄県は遊具を設置する方法について持っているか教えていただきたいと思っております。これについては、６月に県立公園の進捗について質疑をした際に、それができなければ遊具を設置してほしいと知事に言ったんですけれども、答弁は、様々な意見があるということで承知していますとのことでした。私はもう相当厳しいなと思って落ち込んだんですけれども、まあ諦めていました。そして、宮古に帰ったんですよね、議会の間に。そして、クリニックに行ったんです。そうすると小６の男の子から、匠くん、公園どこに造るのかというふうに言われまして、もう心が痛くなりました。なので、これは絶対できるまで頑張ろうというふうに思いました。なので、沖縄県は、この遊具を設置する方法があったら教えていただきたいんですよ。どう言ったら公園が造れるのか、僕はどこに行けばいいのかというのも含めて教えていただきたいと思っております。

そして、もう一つ。もし県でできなければ、できないと言ってほしいんですよ。その使途のやり取りがあると思うんですけれども、ぜひともお願いします。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　県が事業主体となっております宮古広域公園につきましては、基本計画では、２か所の遊具広場を設置することとしているところでございます。ただし、宮古広域公園の供用開始の時期につきましては、土地取得の状況等もございますので、まだ明確にお答えすることができない状況でございます。遊具広場につきましては、先行して整備する必要があるという御意見を頂戴しておりますので、どのような形で先行整備ができるのかというところについては検討したいと考えております。

○中川京貴 議長　新里　匠議員。

○新里　匠 議員　部長、これ前回の答弁で、提案内容については地元と調整してまいりたいと思いますというのがあったんですけれども、それはやったんですか。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　宮古地域への遊具の設置等につきましては、宮古島市のほうで活用できる沖縄振興公共投資交付金などを利用した都市公園の整備などにつきまして、地元と連携しているところでございます。

○中川京貴 議長　新里　匠議員。

○新里　匠 議員　連携がちょっと見えないんですけれども。まあ、県はやはり県自体ではできないということですかね。県立公園の供用開始も分からないので、先に遊具を設置していただきたいと思いました。それで、これって――すみません、別の角度から行くんですけれども、沖縄県立の児童福祉施設、厚生施設というのは、宮古にありますか。通告はしていないけど、関連でできるかなと。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後５時２分休憩

午後５時２分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○新里　匠 議員　この沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例というのがありまして、その中には、「児童遊園等屋外の児童厚生施設には、広場、遊具及び便所を設けること」とかがあるんですけれども、なので、沖縄県として、その厚生施設があるのかなと思って聞いたんです。何が言いたいかというと、どうしても造ってほしいんですよね。いろ

んな理由づけをして。なので、ぜひともお願いをしたいと思っております。先ほど、宮里議員から600億ほどお金が眠っているという話があって、宮古に大型遊具を造れる財源があるんではないかというような話があったので、ぜひともこれは宮里議員にお願いしようかなと思っております。

では、次に行きます。

休憩お願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後５時３分休憩

午後５時４分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○新里　匠 議員　４番、観光目的税検討委員会の検討結果についてお伺いいたします。

(1)、県民の課税免除に関する事項についてお伺いをいたします。

11月26日に行われた第３回観光目的税検討委員会での検討結果についての文章中、留意事項における(4)、県民の課税免除について、税導入の際には実施できないとしても、県民の観光への理解促進のため、引き続き実現可能性に向けて幅広い意見を聞きながら検討することとしています。一方で、今議会での答弁では、租税の基本である平等に欠けるという答弁がありました。再度方針をお伺いいたします。

○中川京貴 議長　総務部長。

○宮城嗣吉 総務部長　租税の基本原則に、公平の原則があります。課税免除は、税負担の公平と課税しないことによる社会一般の利益とを比較検討し、公益上の事由がある場合に行うことができるとされております。その判断に当たっては、税法上、限定的に解釈されていることから、慎重に検討する必要があります。観光目的税検討委員会では、県民の課税免除を求める意見がある一方で、県民と県民以外の観光客を区別することは、税の公平性や法の下の平等に反するおそれがあるとの指摘がありました。現段階では、税の公平性への観点を上回る県民の課税免除による公益上の事由を整理することは難しいと考えております。検討委員会におきましては、修学旅行生及びその引率者を課税免除とすることで意見が取りまとめられたところでございます。

以上です。

○中川京貴 議長　新里　匠議員。

○新里　匠 議員　次の質問に行きます。

(2)、税を活用した使途事業の設計についてお伺いをいたしますけれども、基本的に、県民には課税するべきではないと僕は考えているんですけれども、課税の平等性でそういうことがかなわないのであれば、それに代わる仕掛けをしていただきたいなと思っております。特に離島は、通院するためや資格試験、その他様々な分野で離島ではできないことをするために本島に出てきたりします。宿泊自体が生活といっても過言ではありません。そこに課税をするということになると、これは離島住民を苦しめるための税金であります。先ほどの検討結果の留意の中の(5)で、離島住民を課税対象とすることについては、離島市町村の意向を踏まえ、税を活用した使途事業などにより配慮することとありますけれども、どのように行うか見解をお伺いいたします。

○中川京貴 議長　文化観光スポーツ部長。

○諸見里　真 文化観光スポーツ部長　お答えいたします。

観光目的税検討委員会が取りまとめた提言書、その中では、今議員おっしゃったように、離島住民を課税対象とすることについて、離島市町村の意向を踏まえて税を活用した使途事業などにより配慮することが挙げられております。

県としましては、提言書を踏まえ、離島市町村と丁寧に今後意見交換を行いながら、既存制度の活用または税を活用した事業や市町村への交付金などの新たな取組を検討してまいります。

以上です。

○中川京貴 議長　新里　匠議員。

○新里　匠 議員　税金を取るときには、平等性の観点からできないとしても、例えば離島の住民が宿泊してその税金を払ったら、その分は離島はそのまま返してほしいんですよ。それともう一つ、その分配については、やはり公平に分けるというようなことも考えられると思っておりますので、ぜひともよろしくお願いをいたします。

休憩お願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後５時８分休憩

午後５時８分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○新里　匠 議員　２番ですけれども、空港の管理と機能強化についてであります。

(1)、宮古空港機能強化の今後のスケジュールについてお伺いをいたします。

10月16日に、宮古空港活性化協議会から要望書が出されていると思っております。2023年から15%お客さんが増加していて、機能が追いついていない状況があります。そこについて、今後のスケジュールをお

伺いいたします。
○中川京貴 議長　土木建築部長。
○前川智宏 土木建築部長　宮古空港の機能強化につきましては、現在、航空会社等の意向を踏まえ、大型機材の就航適合性の検討を行っているところでございます。
○中川京貴 議長　新里　匠議員。
○新里　匠 議員　続いてなんですけれども、空港の管理状況についてお伺いをいたします。
　10月18日の午後３時半頃から約１時間にわたり滑走路が閉鎖されました。滑走路のアスファルトが50センチ掛ける30センチ、深さ５センチ陥没をして、多くの飛行機が引き返したり、便が遅延となりました。原因と管理体制をお伺いいたします。
○中川京貴 議長　土木建築部長。
○前川智宏 土木建築部長　沖縄県が管理する空港の滑走路及びその他の施設につきましては、定期的に点検を実施し、路面状況等を確認しているところでございます。その点検結果に基づき、順次修繕等を行っているところでございます。引き続き、空港施設の適切な維持管理に取り組んでまいります。
○中川京貴 議長　新里　匠議員。
○新里　匠 議員　次(3)、放置車両の対応についてお伺いをいたします。
　放置車両の対応はどうなっているんですか。放置には、何らかの行政上の――放置されている車をどかすとか、そういう部分について、行政上の何かハードルがあるのでしょうか。
○中川京貴 議長　土木建築部長。
○前川智宏 土木建築部長　県管理空港において、放置車両の対応といたしましては、各空港で定めている駐車場管理規程等に基づいて、放置車両の所有者に引取り請求を行うなどの対応を行っているところでございます。
○中川京貴 議長　新里　匠議員。
○新里　匠 議員　それができていないから、その先を聞いているんですけれども。
○中川京貴 議長　休憩いたします。
　　午後５時11分休憩
　　午後５時11分再開
○中川京貴 議長　再開いたします。
　土木建築部長。
○前川智宏 土木建築部長　放置車両につきましては、市町村において、放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例が制定されておりますことから、手続を経た上で、廃棄物として認定して処分することも可能となっております。これらの処分の方法につきましては、空港管理事務所と連携しながら検討してまいりたいと考えております。
○中川京貴 議長　新里　匠議員。
○新里　匠 議員　各空港について、その条例等とのすり合わせをやって、今すぐにでもこの放置車両を処理する手だては持っていますか。
○中川京貴 議長　土木建築部長。
○前川智宏 土木建築部長　放置車両の状況につきましては、空港管理上、解決すべき課題であると認識しております。先ほども答弁いたしましたが、市町村等と連携をしながら早期の撤去等に向けて取り組んでまいりたいと考えております。
○中川京貴 議長　新里　匠議員。
○新里　匠 議員　今、県管理空港に何台の放置車両があるか確認できますか。
○中川京貴 議長　休憩いたします。
　　午後５時12分休憩
　　午後５時12分再開
○中川京貴 議長　再開いたします。
　土木建築部長。
○前川智宏 土木建築部長　県管理空港におきましては、令和６年11月現在、12の空港に合計1999台の――大変失礼いたしました。
　ちょっと休憩お願いします。
○中川京貴 議長　休憩いたします。
　　午後５時12分休憩
　　午後５時13分再開
○中川京貴 議長　再開いたします。
○前川智宏 土木建築部長　大変失礼いたしました。
　先ほどの台数は駐車場の台数でございました。県管理空港では、令和６年11月現在で14台の放置車両を確認しております。
○中川京貴 議長　新里　匠議員。
○新里　匠 議員　各市町村と条例のすり合わせができていないから、手だてがなくてその先に行けていないと思っているので、再度、今回整理をしていただきたいなと思っております。
　続きまして――今回はもうここまでにしておきます。
　ありがとうございました。
○中川京貴 議長　又吉清義議員。
○又吉　清義 議員　一般質問に入る前に、一言所見を述べさせていただきます。
　我が沖縄県議会ですね、特に議会あるたびに大問題があれよあれよと生まれてくるわけでございます。一

つだけお願いしたい。我が沖縄県、一体本当にどうなるんだろうと。多くの県民、我々、本当に真剣に心配していますよ。本来ならば、過ちがある、これ人間だからあります。しかし七転び八起きです。我が沖縄県、七転びチャークルビですよ、皆さん。いつになったら起き上がるんですか。本当に情けなくてしゃあない。これは強く言っておきます。そういった意味で、少し今日は夢のある質疑もいたします。しかし後は、むちの政策もしっかりと言わせていただきます。

まず、道路行政について質問いたします。

道路標識について９月定例会で質問いたしましたが、担当部局としてはまだ状況等を十分に調査、確認がされてなく、12月定例会までにはその調査結果を行うとの御答弁でした。その結果について、ア、県道、国道等の調査結果と対応について伺います。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　道路標識・標示板の視認性に関する調査の結果、県管理道路においては約310基、国管理道路においては７基について改善が必要となっております。視認性の改善につきましては、劣化状況等を考慮し、対応してまいりたいと考えております。

○中川京貴 議長　又吉清義議員。

○又吉　清義 議員　今、皆さんが調べた中でもこれだけの数があります。私が持っている情報ではこの程度でありませんということを一つ忠告しておきます。もちろん見る立場によって違いますからこれは仕方ないです。そういうふうにして、道路標識このぐらい大変だということです。

それでこの結果についてイ、新年度予算にどのように反映させていく計画であるかを伺います。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　県管理道路においては、ハード交付金等を活用し、令和７年度から年間約30基の視認性改善が行えるよう予算の確保に努めてまいります。国管理道路においては、劣化状況等を踏まえ計画的に予算を充当し、道路標識・標示板の視認性改善に取り組んでいくということを聞いているところでございます。

以上でございます。

○中川京貴 議長　又吉清義議員。

○又吉　清義 議員　少しは前向きに進んでいるのかなと思うんですが、年間30基ですか。しかし全部直すのに10年以上かかりますよ、皆さん。これでいいのかなと。気持ちはよく分かります。なぜそういうことを言うかといいますと、観光立県を目標に掲げている我が沖縄県です。これから訪れる1000万人以上の観光客の方々に安全で無事故で観光を楽しんでもらうためには、一日も早い案内や道路標識の整備は必要不可欠なんですよ、皆さん。ですから、努力は認めますがさらに10年間で終わらすんじゃなくて、いかにスピーディーにできるか努力をしていただきたいと思います。

そしてもう一点、国道についてのものは皆さん管轄外ですが、対策はどのように取り組んでいくのか、打合せしているのか、それについて御答弁お願いします。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　国管理道路においては、劣化状況等を踏まえ道路標識・標示板の視認性改善に取り組んでいると聞いております。引き続き、適正な管理に取り組んでいるとのことでございます。

○中川京貴 議長　又吉清義議員。

○又吉　清義 議員　実際、この県道、国道に対して皆さんとの打合わせ等はあるんですか、ないんですか。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　道路標識につきましては、標識適正化委員会というものがございまして、そちらで新設の場合などは情報共有などを行っているところでございます。

○中川京貴 議長　又吉清義議員。

○又吉　清義 議員　ぜひ一体となって、観光立県を目指す我が沖縄県です。積極的に県のほうからも打合せをしていただきたいということを要望しておきます。

次は、植栽ますや街路樹の管理について伺います。

街路樹の剪定方法はどのようなビジョン等将来像に向けて構想があるか伺います。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　県では、新・沖縄21世紀ビジョン基本計画において、世界水準の観光地にふさわしい良好な沿道景観の形成に重点的に取り組むこととしております。令和４年度に、「～美ら島沖縄～花と樹木の沿道景観計画」を策定しております。本計画において、街路樹の目標とする樹形について基本的な考え方を整理し、重点管理路線や短期・中期目標など、行動計画を定めているところでございます。

○又吉　清義 議員　ちょっと休憩してください。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後５時20分休憩

午後５時20分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

又吉清義議員。

○又吉　清義 議員　（パネルを掲示）　土木環境委員会におきましては、11月の11、12、13日まで、杜の都・仙台市まで街路樹の管理及び犬・猫の殺傷ゼロに向けての取組について調査に行きました。そのときに、仙台市を見てびっくりいたしました。仙台市の街路樹の在り方とは、どのような理念を持っているかといいますと、仙台市においては、街路樹は植栽だけではなく、まちづくりとどのようにマッチングさせ、かつどのような剪定を行い、維持管理を行うべきかと取り組まれ、時とともに取り組まれたその手法は、人々に潤いと安らぎを与える空間を生み出し、そして街を活性化させ、観光名所として街のシンボルに生まれ変わっていました。そういった意味で見てください。これが仙台市の街路樹の管理の仕方です。これは沖縄の管理の仕方です。なぜ、このような違いがあるのか。県内での街路樹の剪定方法は、どのように取り組まれているか伺います。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　県では、令和５年度に街路樹植栽・維持管理ガイドラインを策定しております。本ガイドラインでは街路樹の管理目標として、矯正型自然樹形を基本とし、街路樹の統一美に配慮した剪定を行うこととしております。ただし、病害虫などの影響により、写真のような強剪定を行う場合もございますが、引き続き、道路緑化による景観の向上に取り組んでまいりたいと考えております。

○中川京貴 議長　又吉清義議員。

○又吉　清義 議員　行ってみてこれも分かったんですが、私も好きですからこういうものをよく取り扱っているんですね。もう根本的な違いは、剪定をどういう形にもっていきたいかなんですよ。我が沖縄県で行われているのはこのようにぶち切れたやつです。邪魔な枝は全部ぶち切ると。しかし、仙台市はどうするかというと、透かし切りです。伸ばしながら形をつくるためのものです。ですから街がこのように変わってきて、ここが街のシンボルに生まれ変わるということです。そしてなおかつ皆さん、この剪定方法によって剪定の期間にまたえらい差があるんですね。私はこの剪定はさらに厳しいかと思いました。沖縄県は毎年剪定しないといけませんが、仙台市のこの剪定方法は年に何回剪定するか御存じでしょうか。剪定はどのようなサイクルであるか御存じでしょうか。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後５時23分休憩

午後５時23分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　５年に１回程度というふうに聞いておるところでございます。

○中川京貴 議長　又吉清義議員。

○又吉　清義 議員　ですから、沖縄県のぶち切りは毎年剪定しないといけないと。この透かし切りというのは５年に１回の程度で済むと。もちろん沖縄ですからもう少し、４年に１回になるかもしれません。そういうことは経費もかなり削減をされるということです。ですから部長、ぜひそういった今までの在り方を根本から変えて、しっかり取り組んでいただきたいということを要望いたします。御存じのとおり、街路樹、とてもじゃないけどもう本当にかわいそうなぐらいです。ただ生えているだけです。それじゃいけないと、街のシンボルに変えるという意気込みでやってください。

次、ウのほうに移らさせていただきます。

植栽ますの管理について伺います。

地域と共にどのように取り組み、また取り組んでいる団体や企業等に対してどのような制度があるか伺います。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　県管理道路につきましては、道路ボランティア団体による植栽管理の拡充に努めており、令和６年度は588団体と連携し、道路の美化に取り組んでいるところでございます。県では、道路ボランティア団体の植栽管理に対し、傷害保険の適用、花の苗や消耗品の提供、ごみの回収などの支援を行っているところでございます。

○中川京貴 議長　又吉清義議員。

○又吉　清義 議員　ボランティアにこういうのをやる中で、大いに私は進めていいかと思いますよ。そしてボランティアの基準も、もっと地域にＰＲをすると。そしてなおかつ一個人ボランティアだけではなくて――もう一つすばらしいなと仙台で思ったのは、企業関係も自ら率先して美化運動に取り組んでいるみたいです。その取り組む中で、これがどういった結果を招くかというと、やっぱりそういうふうに頑張っている企業等には総合評価方式等のメリットの配慮をしていると。ですから我が沖縄県もそれを配慮することによって、さらに街がきれいになるのではないかと。それで、ボランティアも増えていくのではないかと思いますが、そういったものもぜひ検討していただけませんかということです。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　企業を対象としたボランティア制度の新設に向けて、現在検討を進めているところでございます。議員御提案の内容も含めて検討してまいりたいと考えております。

○中川京貴 議長　又吉清義議員。

○又吉　清義 議員　ぜひこの検討、早急に結論を出してください。行政用語で検討というのは、何年かさっぱり見えないのが行政用語ですから、明確にいつまでにやるんだということを決めて頑張っていただきたいと思います。

次は２のほうに移らさせていただきます。

11月８、９、10日に発生した線状降水帯による北部地域の災害に対する県の対応は、県民が理解できるような機能を果たしていたとは思えない。確実に機能を発揮するためにどのような反省と改善がなされたかを伺う。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　北部地域における大雨を受け、県では市町村等と連絡を取っていたものの、人的被害に関する情報収集を優先し、物的被害の全容把握に時間を要することとなりました。また、災害救助法の適用に関し連絡体制が十分でなかったことなどにより、災害発生のおそれ段階での同法適用の機会を失うなど、国・市町村との連携に課題があったと認識しております。このため、県では、現在進めている災害応急対策に引き続き取り組むとともに、速やかに災害対策本部を設置できるよう設置基準等の見直しや県の防災組織体制の強化などに努めてまいります。さらに、今回の災害対応について、関係部局をはじめ市町村や気象台などの国の関係機関等と振り返りを行い、市町村や関係機関との連携強化などに取り組んでまいりたいと考えております。

○中川京貴 議長　又吉清義議員。

○又吉　清義 議員　相変わらず前進のない答弁です。大変ありがとうございます。もっと真剣に考えていただきたいと思います。この程度の答弁では、これ防げませんよ。

では次です。

同じく10日の午前９時７分までに、県四役へは３回も被害状況の連絡を入れてあります。この四役からの返事はどのようにありましたか、お答えください。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後５時28分休憩

午後５時29分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○又吉　清義 議員　この10日までに３回、被害状況を知事、副知事２人、政策調整監に連絡が行っております。皆さんそれを受けて、どのように県に返事したかお一人お一人お答えしていただけませんか。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後５時29分休憩

午後５時30分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

玉城知事。

○玉城デニー 知事　私への連絡は、９日、10日それぞれ午前・午後の連絡を受けております。しかし、それ以外の詳細な情報は北部の地方本部、あるいは災害準備等で対応しているという状況もあるだろうということを認識し、特にこちらから連絡はしておりません。

○中川京貴 議長　又吉清義議員。

○又吉　清義 議員　四役にはメールでちゃんとどのような実績報告をしたか――行ってるんですよ、皆さん。行ってるんですよ、被害状況が皆さんに。そして、その日４回も皆さんに行くんですよ。あえてなぜ10日の午前９時かといいますと、皆さん、まだ申請が間に合う段階だからですよ。４回も報告が行っている四役から返事が来なくて担当職員は困っている。災害対策本部を立ち上げたくても、皆さんから指示が来ないから立ち上げることができない、これが現状ですよ。いかに四役の皆さんがいいかげんだったか。担当職員かわいそうですよ、皆さん。そして、このまとめ方について知事公室長にお伺いします。

皆さんが送った４回の被害状況――メールで送った被害状況と実際11月25日に議員団に説明した被害状況、どのぐらい乖離していますか。どのぐらいかけ離れていますか。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　例えば11月25日と11月10日の16時時点の被害状況を比べますと、まず11月10日は床上浸水が６件で報告しております。25日では69件、床下浸水は10日では４件、それが25日では67件というふうになっております。次、非住家被害が10日の時点で１件、25日では２件、半壊・一部損壊というのが10日の時点ではなかったんですけれども、25日には２件あります。さらに土砂崩れについて10日では５件、25日は９件、さらに道路損壊等については10日は６件で、25日には25件ということでございます。

○中川京貴 議長　又吉清義議員。

○又吉　清義 議員　このぐらいの被害が出ていたわ

けですよ、皆さん。それを皆さん調べようともしない。調査しようともしない。防災危機管理課に返事もしない。大変ですよ。一体どこにいたんですか。うわさによると運動場にいる人、ウシナーにいる人、いろんなうわさが飛び交ってますよ。沖縄県民の北部の方がこんなに苦しんで命がけで大変な状況の中で、皆さんはのんびりとする。もうこれ許される問題じゃないですよ。

そして、次お伺いします。

国の防災担当から電話がありました。その電話があったことに関して四役や防災危機管理課はどのように調整をしたかお答えください。電話があったことに対して。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後５時34分休憩

午後５時34分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

生活福祉部長。

○北島智子 生活福祉部長　お答えいたします。

内閣府からの電話があったことについては、報道等で分かりまして、それで着信を確認したらば夜中に２回電話があったということを確認した次第――11日の朝に確認した次第です。

○又吉　清義 議員　大丈夫か。11日か。違うはずよ。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後５時35分休憩

午後５時37分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○北島智子 生活福祉部長　お答えいたします。

先ほどのどこからというのがちょっと不明確でございまして、申し訳ありません。

内閣府のほうからは、９日の未明から朝方にかけて電話があったということでございますが、それを知りましたのは、11月11日に県の災害対策本部が設置されたことから内閣府に災害救助法４号適用の確認のためお電話をしたところ、内閣府のほうから、実は９日の未明にも電話をしたんですよということを生活安全安心課のほうが聞き取りまして、それで生活安全安心課の電話の着信を確認したところ、確かに着信があったことを確認したということでございます。

○中川京貴 議長　又吉清義議員。

○又吉　清義 議員　今若干の違いはありますけど、この生活安全安心課に電話があったのに機能しなかったと。これはなぜですか。

○中川京貴 議長　生活福祉部長。

○北島智子 生活福祉部長　お答えいたします。

突発的な大雨に関する休日や夜間の配備態勢が不十分であったというふうに考えております。

○中川京貴 議長　又吉清義議員。

○又吉　清義 議員　部長、違うでしょう。こんな緊急事態が来るときに内閣府とやり取りしているんだから、転送ぐらいはするように設置をするのが当たり前なんですよ、皆さん。皆さんの職員は午前中誰もいません。しかし、防災危機管理課はちゃんと２名から５名まで待機をしている。課長もその日、10日の午後には出勤をした。いなかったのは担当だけですよ。土曜日も、日曜日も。何ね、この担当は。これカバーするもんじゃないよ。しっかりみんなでどのように改善するかをやっていかないと、このように伏せていくからまた起きますよ。防災危機管理課はこれを知って大変ですよ、責任をなすりつけられて。皆さんの担当がしっかり取って、そして四役も10日の９時にもメールが来ている、３回目。そして、16時にも来ている。それでも何の反応もない。知事、沖縄県職員の担当はかわいそうですよ。皆さんに危機感を訴えるけど皆さんは相手にしてくれない。知事、こういうのを本当に直す意思はありませんか。今の転送に関しても防災危機管理課に代表番号を置いて専属をつくる。そして、転送メールもするようにする。どうですか、知事。相変わらず今の体制なんですか。だから、七転びチャークルビと言うんですよ。もっと転びますよ。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　議員の御意見も含めまして、今どのような体制にするかということを見直し、また災害対策のマニュアルについても見直しを進めています。その大雨災害が発生したときには、残念ながら連絡先が生活安全安心課であったということで、常時24時間体制で職員がいる部署ではないところに架電をしたことによって、その連絡体制が取れなかったということから、今後は24時間365日きちんと対応が取れる防災危機管理課に一元化して、そこでしっかりと対応するというようなことで取組を進める。一つ一つそのように、今回の件について改めてどのような体制でしっかりと見直していくかということを現在進めているということでございます。

○中川京貴 議長　又吉清義議員。

○又吉　清義 議員　そしてもう一つ、知事、大問題があるんですよ。４年前から起きている県の職員内の人事です。人事。これは臆測で大変申し訳ございません。専門用語では、仲よし人事と言います。皆さんの担当部署、長くて２年いない。１年で８割から９割替

わってしまう。職員はどのようにして学ぶんですか。今ミスが生じているところです。ミスが生じているところ。とても多い、これが。特にこういうミスが生じているところ。名簿を持っていますよ。持っているからそんなこと言うんですよ。名簿を持っていないと言えませんよ。皆さん、今までミスが生じたところ多過ぎる、これが。これは無理もないですよ。学ぶことができない。後で――今答弁要りませんよ。調べてみてください。調べて後で議論しましょう。議会終わった後に。そういった一つ一つもぜひ直していただきたい。そうしないと沖縄県民大変ですよ。

そして、部長にあと一回伺いますけど、この電話が来たことに関しては四役との調整は11日に行ったということで理解していいんですか。その日、10日には行わなかったんですか。

○中川京貴 議長　生活福祉部長。

○北島智子 生活福祉部長　お答えいたします。

この電話があったことを知ったのが11日でございまして、その11日に対策本部が立ち上がったときに――ときにというか、朝にその旨を四役に報告したところでございます。

○中川京貴 議長　又吉清義議員。

○又吉　清義 議員　じゃ、これについての最後の質問です。

鹿児島県の大島郡与論町は、８日にこれを出しました。これについてどのような手続を踏んでどういった内容で出されたか調べてみましたか。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　鹿児島県に確認したところ、８日の大雨警報の発表を受けて、本県の災害対策準備体制に相当する鹿児島県情報連絡体制を取り、９日未明に顕著な大雨に関する気象情報で記録的短時間大雨情報の発表がありました。そして９日の午前２時40分に、与論町に大雨特別警報が発表されたことを受けて、同時刻に、鹿児島県災害対策本部を設置して災害対応に当たったということのようでございます。

○中川京貴 議長　又吉清義議員。

○又吉　清義 議員　知事、このような大雨特別警報、沖縄は何回出たんですか。すごい出ているんですよ。こういうのが出た時点で鹿児島県はすぐ取り組んだということですよ。いかに危機意識があったかですよ。皆さんは警報を送ってもメールを見もしない。四役の皆さん。返事もしない。大変ですよ。しっかり学んだほうがいいですよ。知事は今、ああ違うといったようなニュアンスですが、ちゃんと記録にあるんですからこれ見てください。どのようにして出ているか、記録を。大変ですよ。答弁は要りません。

次は、名護市安和桟橋における交通死傷事故について伺います。

交通事故のその後の検証について伺います。

○中川京貴 議長　警察本部長。

○小堀龍一郎 警察本部長　本件につきましては、現在捜査中の事案でありますので、具体的な状況につきましては答弁を差し控えさせていただきますが、現在、県警察といたしましては、実況見分、関係者からの聴取など必要な捜査を行い、誰が、どのような刑事責任を負うのか、あらゆる観点から事故原因等の究明を図っているところであります。本件は、死傷事故であり、関係者も多いことから、多くの捜査すべき事項について慎重に捜査を行っているところでありますので、捜査終結までどの程度の時間を要するかについては、お答えすることは困難でありますが、県警察としては引き続き適切に捜査を進めてまいります。

○中川京貴 議長　又吉清義議員。

○又吉　清義 議員　部長については今からお伺いするんですけど、去る土木環境委員会でこのビデオを見せてもらいました。そして、こればかりじゃないです。今ユーチューブでも流れております。これを見たら、もうあからさまに分かります。なぜ起きたか。部長もビデオを見たから分かっていると思いますよ。

そこで、事故現場の安全対策に対する県の考え方と対応について、再度伺います。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　安和桟橋の安全対策については、事業者である沖縄防衛局においても検討がなされるべきものと考えております。安和桟橋の出入口付近においては、沖縄防衛局と協議の上、道路管理者である県が街路樹の剪定を実施し、視認性向上などの安全対策を図っております。引き続き、その他の安全対策について沖縄防衛局と調整を行い、関係法令に基づき県の取り得る対策を検討してまいります。

○中川京貴 議長　又吉清義議員。

○又吉　清義 議員　じゃあ部長、皆さんは法律にのっとってとか、いろいろ安全対策しているんですが、土建部長、（パネルを掲示）　これは撤去いたしましたか。安和桟橋の入り口にある植栽ますに設置しているテント、横断幕、こういうのがかなりありますが。北部土木事務所に私は２か月前に注意をしましたが、これは撤去したかどうか確認しましたか。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後５時48分休憩

午後５時48分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　道路区域内に道路管理者の許可を得ず物件を設置することは、道路法に違反いたします。議員御提示のこの物件につきましては、撤去が完了しているかどうかはまだ確認をしていないところでございます。

○中川京貴 議長　又吉清義議員。

○又吉　清義 議員　あのね部長、人の命を守るガードレールに関して皆さんああだこうだ言う。これに関してはこんなに長らく３か月たっても相変わらず見逃す。どっちが大事ですか、皆さん。一方はまずくなれば法律を守る。自分たちに有利な反対運動に、これはもしかして貢献すると思ったら知らぬふりをする。皆さん、それでいいんですか。今確認してください。私は２か月前にちゃんとしっかり念を押してありますよ。すぐにやりますと言いましたよ。まず確認してみてください。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　道路管理者の許可を得ず道路区域内に物件を設置することは、道路法に違反するものでございます。県では、不法占用物件の所有者に対して行政指導を行い、所有者自らの撤去を促しているところでございます。議員御提示の本案件につきましても、道路法に基づき適切に対応してまいります。

○中川京貴 議長　又吉清義議員。

○又吉　清義 議員　ですから、この対応をするのは皆さんの、県庁の本庁がやるんですか。北部土木事務所がやっていいんですか。どちらがやるんですか。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　北部土木事務所の職員において行います。

○中川京貴 議長　又吉清義議員。

○又吉　清義 議員　であるならば、道路管理においてこれに関しては北部土木事務所がやる。ガードレールの設置に関しては、何で皆さんがやるんですか。使い分けおかしくないですか、皆さん。おかしいと思いませんか。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　不法占用物件の撤去につきましても、道路附属物の設置につきましても、管理者である北部土木事務所において行っているものでございます。

○中川京貴 議長　又吉清義議員。

○又吉　清義 議員　ですから、ガードレールに関しても設置をさせない、そして認めないのは皆さんでしょう。北部土木事務所ですか。北部土木事務所は皆さんに伺いを立てているんですよ。知事含め皆さんがノーという――言っちゃ悪いけど意思表示ですよ。おかしいと思いませんか。もう一度お答えください。本当に北部土木事務所ですね、管理は。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　北部土木事務所の職員において行っているところでございます。

○中川京貴 議長　又吉清義議員。

○又吉　清義 議員　最後に忠告だけしてもう終わりたいと思います。

安全策について、県は歩行者を妨げてはいけないという答弁の繰り返しでありますが、歩道を歩く方々は反対運動と営業の妨害をするために他の地域からわざわざ車に乗ってくる方であり、県は歩行者について地域の方々であることを確認したことはないと思います。県の対応は、一日も早い危険性の除去を行うための取組を常識外の手法で困難に陥れ、県民の命をできる限り危険にさらし続けている状況に加担し、大切な税金の無駄遣いをさせているとしか私には思えません。今後、事故原因が明らかになり誰が被害者か加害者か判明すると、県のこれまでの対応は大いに責任が伴ってくるのではないかと私は危惧をしております。

御答弁ありがとうございます。以上です。

○中川京貴 議長　15分間休憩いたします。

午後５時53分休憩

午後６時10分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

休憩前に引き続き質問及び質疑を行います。

島尻忠明議員。

〔島尻忠明　議員登壇〕

○島尻　忠明 議員　皆さん、こんにちは。

会派沖縄自民党・無所属の会の島尻忠明でございます。

今日は、国際ボランティア・デーだそうです。そして、ウォルト・ディズニーの誕生日だそうです。65歳の生涯ではあったんですけど、ディズニーランドというテーマパークを造って多くの子どもさん、そしてまた我々にもすばらしい世界を見せていただきました。我々政治家も県民、国民が夢の見えるような政治を頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず１、知事の政治姿勢についてでございます。

(1)、那覇港浦添埠頭地区の整備についてでございます。

ア、現状としてどのような調査をなされているのか伺います。

イ、今後の取組・課題についてお聞かせをください。

ウ、第２回てだこ協議会の協議内容について伺います。

２、土木建築行政について。

(1)、県道浦添西原線の整備についてでございます。

御案内のとおり、この県道浦添西原線は、県土を東西方向に横断する幹線道路であり、国道329号、沖縄自動車道、国道330号、国道58号及び沖縄西海岸道路など交通量の多い南北幹線を相互に連結し、縦軸の車両交通を分散化する横軸の幹線道路として重要な役割を担っているものと認識しております。ただ一方で、この県道浦添西原線は、平日の朝夕のラッシュ時だけでなく、土日や雨の日も交通渋滞が発生し、沿道の住民及び沿道に立地する企業の経済活動に大きな影響を与えている状況となっております。その交通渋滞の緩和のため、県による拡幅事業が浦添市内及び西原町内で実施されていることと存じますが、浦添市内の事業区間、特に浦添市安波茶交差点付近の安波茶工区においては、事業を実施しているのかどうかさえ確認できない状況となっております。また、浦添前田駅周辺において進められている土地区画整理事業に伴って新設される道路との接続についても、完成形での接続となるように、土地区画整理事業と足並みをそろえた整備が必要になると認識しております。つきましては、両市町で実施されている県道浦添西原線拡幅事業における事業区間ごとの事業進捗率や事業費などの事業概要を伺いいたします。

(2)、舗装工事等専門職種の技術的評価について、県の考え方を伺います。

(3)、勢理客、株式会社沖縄メディコ前の安謝川２級河川、いわゆる県管理の氾濫防止策の取組について伺います。

３、原付一種（50ｃｃ）のバイク生産終了についてでございます。

(1)、原付一種（50ｃｃ）のバイク生産終了に伴う2025年11月以降の原付バイクの取扱いについて伺います。

(2)、原付免許の免許区分見直しについて伺います。

４、資格外活動許可についてでございます。

(1)、留学生の資格外活動に係る対策について、県の考えを伺います。

５、我が会派の代表質問との関連についてでございます。

まず１つ目に、我が会派の大浜一郎議員の５の(3)、那覇港の沖防波堤への立入禁止についてでございます。

渡し船に関する登録は、どこが担当課となっているのか。そして、那覇港沖防波堤は法律改正前から立入禁止であり、その状況でも渡し船の登録を受け付けてきたのが現状であります。この場所では、全国釣り大会の催しもされたり、復帰以降これまで約55年間ですか、多くの釣り人がずっとこのように釣りを楽しんでいる場所でありました。その件について、県の考えをお聞かせください。

同じく大浜一郎議員の２、ワシントン駐在に関する諸問題についてでございます。

ワシントン事務所の職員は兼業状態にあり、兼業許可を得ずに二重の目的で働いており、速やかに兼業届を提出させ適正化を図る必要があると答弁がありましたが、適正化するまでワシントン事務所を一歩立ち止まって考える時期ではないかと思いますが、その件について伺いをいたします。

同じく２、大浜一郎議員のワシントン駐在に関する諸問題についてでございます。

この件について、知事は、テレビあるいは新聞、報道機関でこのことが明るみになってからお聞きをしたということがありましたが、いつワシントン株式会社の件について知ったのかどうか、日付を明確に答弁いただきたいと思います。

○中川京貴 議長　玉城知事。

〔玉城デニー　知事登壇〕

○玉城デニー 知事　島尻忠明議員の御質問にお答えいたします。

知事の政治姿勢についての御質問の中の１の(1)のウ、第２回てだこ協議会についてお答えいたします。

去る11月29日に開催されました那覇港湾施設移設に係るてだこの都市（まち）・浦添の振興に関する協議会においては、浦添市から振興策である内陸エリア及び西海岸周辺エリアの基本構想策定事業に着手しているとの説明がありました。また、両エリアにおいて実現可能性を踏まえつつ優先的に進めていく事業として、福祉関連総合拠点整備事業及び西洲地区避難道路整備事業を提示し、具体的なコンセプトの説明がありました。浦添市の説明を受け、各構成員において内陸エリア及び西海岸周辺エリアの基本構想の具体化、福

祉関連総合拠点整備事業及び西洲地区避難道路整備事業の実現に向けてしっかりと協力していくことを確認しております。

その他の質問につきましては、部局長から答弁させていただきます。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

〔前川智宏　土木建築部長登壇〕

○前川智宏 土木建築部長　１、知事の政治姿勢についての(1)のア及び(1)のイ、那覇港浦添埠頭地区整備の現状と課題についてお答えいたします。１の(1)のアと１の(1)のイは関連しますので一括してお答えします。

那覇港管理組合によると那覇港港湾計画において、浦添埠頭地区では物流空間の形成や交流・賑わい空間等を位置づけているとのことであります。那覇港浦添ふ頭地区交流・賑わい空間については、浦添市と那覇港管理組合において、令和５年度から環境アセスメントの手続などに取り組んでおり、方法書に基づく現地調査を本年８月から着手しているとのことであります。

県としても、同空間の整備促進に向け、引き続き浦添市及び那覇港管理組合と連携して必要な予算の確保等に取り組んでまいります。

次に２、土木建築行政についての(1)、県道浦添西原線の進捗状況等についてお答えいたします。

浦添西原線は、沖縄本島の東西軸を結ぶハシゴ道路ネットワークを構築する道路であり、道路事業、街路事業等により整備を推進しております。道路事業の西原町翁長から小那覇の区間については、令和５年度末の進捗率は、事業費ベースで約47％となっております。街路事業の浦添市安波茶から前田の区間については、令和５年度末の進捗率は、事業費ベースで約63％となっております。引き続き、浦添市、西原町と連携を図りながら、事業予算の確保に努め、早期整備に向け取り組んでまいります。

次に同じく２の(2)、舗装工事等専門職種の評価についてお答えいたします。

土木建築部では、総合評価方式における配置予定技術者の評価について、建設業法に基づく技術検定の資格及び保有年数等を評価しております。また、配置予定技術者以外の現場で直接生産活動に従事する技能労働者については、建設業法施行規則に基づく登録基幹技能者の配置の有無を評価しております。一方、舗装施工管理技術者等の民間資格を総合評価方式等で評価することについては、国や他県の状況を調査研究してまいります。

次に同じく２の(3)、安謝川の溢水対策についてお答えいたします。

安謝川の勢理客３丁目付近については、一部区間において階段式護岸となっており、前後の護岸高さより約50センチメートル低くなっております。溢水対策として、階段を２段追加し、前後の護岸と同じ高さに合わせることとして詳細設計を完了しております。

県としては、浸水被害軽減に向け、早期の工事着手に取り組んでまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　警察本部長。

〔小堀龍一郎　警察本部長登壇〕

○小堀龍一郎 警察本部長　３、原付一種（50ｃｃ）のバイクの生産終了についての御質問について、(1)と(2)は関連しておりますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

現在、総排気量50ｃｃ以下の一般原動機付自転車は、原付免許で運転することができますが、令和７年11月以降、この一般原動機付自転車の製作に当たって、新たな排ガス規制が適用されることとなり、現行のままでの一般原動機付自転車の生産・販売の継続が困難となります。そこで、道路交通法施行規則等が改正され、令和７年４月から総排気量125ｃｃ以下で最高出力を4.0キロワット以下に制御した二輪車を新たに一般原動機付自転車として区分し、現行の原付免許があれば運転できることとなりました。他方、この新たな基準の原付に該当しない二輪車、例えば、総排気量50ｃｃを超え125ｃｃ以下の二輪車で、最高出力が4.0キロワットを超えるものについては、従来どおり普通二輪免許などが必要となります。また、令和７年11月以降であっても、それ以前に製作された総排気量50ｃｃ以下の一般原動機付自転車については、これまで同様に公道を走行することが可能であります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　商工労働部長。

〔松永　享　商工労働部長登壇〕

○松永　享 商工労働部長　４、資格外活動許可についての(1)、留学生の資格外活動に係る対策についてお答えします。

外国人留学生の在留資格は、留学として位置づけられ、原則として就労はできませんが、地方出入国在留管理局長の許可を受けた上で、資格外活動として週28時間まで就労が可能となっております。一方、経済界から留学生の就労制限緩和の要望があることや企業へのヒアリング等を踏まえ、県におきましては、

今年10月15日に国家戦略特区を所管する内閣府に対し、活動時間拡大の提案をしたところです。年内には、国からの回答が公表される予定となっております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　農林水産部長。

〔前門尚美　農林水産部長登壇〕

○前門尚美 農林水産部長　５、我が会派の代表質問との関連についての(1)、遊漁船業法改正に伴う登録についてお答えいたします。

これまで遊漁船業者の業務規程は、遊漁船業者の登録後に提出する届出制でありました。令和６年４月、旅客の安全を確保するために改正された遊漁船業法では、業務規程が登録時の提出資料となるとともに、施設管理者が定める立入禁止区域への瀬渡しを行わないことを明記する必要があります。もし、立入禁止区域への瀬渡しを行うものであった場合、法第６条に基づき、その登録申請は拒否されることとなります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　知事公室長。

〔溜　政仁　知事公室長登壇〕

○溜　政仁 知事公室長　５、我が会派の代表質問との関連についての中の５(2)、ワシントン事務所の廃止についてお答えいたします。

ワシントン駐在は、県職員としての身分を保有し、県の事務に従事しておりますが、米国の法制度との適合性を確保するために設立したワシントンＤＣオフィス社の役員としての身分も保有していることから、２つの身分を併せ持っております。今般、改めて調査する中で、営利企業従事許可が必要であることを確認しましたので、会社設立に係る意思決定手続の改善措置を講じた後、速やかにその手続を取りたいと考えております。ワシントン駐在については、沖縄の基地問題の解決はもとより、観光等の情報発信や在米県人会等との連携に重要な役割を果たしていることから、今後も活動を継続することができるよう、一層丁寧な説明を心がけ、県民や議会の皆様の御理解をいただきたいと考えております。

同じく５(3)、知事が説明を受けた正確な日付についてお答えいたします。

10月24日木曜日の総務企画委員会における決算審査を受け、同日夕方、知事及び池田副知事に決算審査の概要を電話で報告し、10月28日月曜日に決算審査の内容及び法人設立の状況等を説明したところであります。

以上です。

○中川京貴 議長　島尻忠明議員。

○島尻　忠明 議員　議長、休憩お願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後６時30分休憩

午後６時31分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○島尻　忠明 議員　答弁をいただきましたので、再質問をさせていただきます。

(1)の浦添埠頭地区なんですけど、これまでも港湾計画改定を受けて、この議会でもいろんな那覇港湾施設代替施設の話がありましたが、やはり我々浦添はその地先をしっかりと整備をして、これからの次世代に向けていろんな計画がある中で、これまでなかなかどういった調査をしているのかということが見えなかったものですから、質問をさせていただきました。

先ほど部長からもありました方法書あるいはアセスの中で、次は準備書、評価書と続きますが、今後の取組はどのようになっていますか。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　那覇港管理組合によりますと、環境アセスメントの手続といたしまして、今年度より現況調査を開始し、その結果をもって事業による環境影響評価について予測評価を実施した上で、準備書及び評価書の手続を行うというふうに聞いているところでございます。その後、埋立申請を行い、埋立免許取得後に工事着手というスケジュールで取り組んでいるということでございます。

○中川京貴 議長　島尻忠明議員。

○島尻　忠明 議員　先月ですか、アセスが今度冬に入りますから一度終了しておりますが、その後いつ頃から再開する予定ですか。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　那覇港管理組合によりますと、夏期――夏の調査は主に９月に、秋期――秋の調査は主に11月に完了したと聞いております。また、冬期――冬の調査でございますが、本年12月から令和７年２月、春の調査が令和７年３月から６月に実施する予定と聞いております。

○中川京貴 議長　島尻忠明議員。

○島尻　忠明 議員　順調に進んでいるということで安心をしております。部長の答弁がありましたように、予算のほうについても今どのような状況なのかお聞かせいただきたいと思います。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　県といたしましても浦添埠頭地区の交流・賑わい空間の整備促進に向けて、引

き続き予算の確保に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○中川京貴 議長　島尻忠明議員。

○島尻　忠明 議員　部長、この浦添の地先の埋立てについては、皆さんと一緒になれて大変うれしく思っておりますので、引き続き御尽力をお願いしたいと思っております。

次に、てだこ協議会の内容をもう一度細かく説明をお願いしたいと思います。協議内容。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　協議会においては、まず浦添市から振興策である内陸エリア及び西海岸周辺エリアの基本構想策定事業に着手しているという説明があったということです。そして、両エリアにおいて実現可能性を踏まえつつ優先的に進めていく事業として、福祉関連総合拠点整備事業及び西洲地区避難道路整備事業を提示し、具体的なコンセプトの説明があったということでございます。

○中川京貴 議長　島尻忠明議員。

○島尻　忠明 議員　浦添は福祉のまちというふうなキャッチフレーズでやっておりますので、しっかりとまた福祉の施設も整えながら、そして西洲地区は海抜がゼロのところもありますので、キャンプ・キンザーを通って長年いろいろと要請をさせていただきましたが、先月ですか、日米合同委員会でもしっかりと承認をされて、市民・県民の安心・安全のために避難道路も前に進んだということで理解をしております。そして、浦添市も今公園の遊具が大変厳しい中で、遊具も――先般、新聞にも出ていたんですけど、この協議会のメンバーに浦添市内の公園の視察をしていただきまして、５つの公園が整備をされるということで了承を得ていますので、引き続き、てだこ協議会を通して浦添市の振興のために頑張っていただきたいというふうに思っております。

休憩いたします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後６時35分休憩

午後６時36分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○島尻　忠明 議員　部長、前田駅のほうの答弁はありましたが、安波茶工区ですね、私も浦添市議会に二十何年籍を置いていましたが、網はかぶせたものの全く進展が見られないものですから、この安波茶交差点の用地取得率と――進捗率は多分厳しいと思うんですけど、今後の状況も含めて答弁をいただきたいと思います。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後６時36分休憩

午後６時36分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　安波茶交差点付近の用地の進捗状況についてでございますが、安波茶交差点付近から浦添警察署前交差点までの用地の進捗率は、令和６年３月末時点において筆数ベースで3.8％となっているところでございます。

県としましては、当該区間を含む路線の整備につきまして、引き続き取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○中川京貴 議長　島尻忠明議員。

○島尻　忠明 議員　事業を行うにはいろんな優先課題があるんですけど、ここの、今私が質問している中で、優先的にどのような方向性で皆さん事業を進めるのか答弁いただけますか。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　県は、前田駅周辺における浦添市のまちづくりの事業の促進を図るために、浦添警察署前交差点から浦添消防署前の区間の整備を優先して取り組んでいるところでございます。同区間の進捗状況を踏まえまして、主要渋滞箇所に特定されている安波茶交差点の整備に着手していきたいと考えているところでございます。

○中川京貴 議長　島尻忠明議員。

○島尻　忠明 議員　今の浦添警察署の前は区画整理がなされていてちょっと高低差もあるものですから、後でこれがまた追加で工事にならないように、しっかりと区画整理と並行してやっていただきたいというふうに思っております。

休憩お願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後６時38分休憩

午後６時38分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○島尻　忠明 議員　部長、ＪＡおきなわ浦添支店から大平のほうに行く区間も、もう網はかぶされているんですよ。ですが、なかなかここが進まなくて、もうそこは網がかぶっていろんな法の制限もかかっているんですよ。もう何十年もやって、特に仲間のユニオンの後ろら辺はちょっと崖になってまして、あれは用地買収をしても残った敷地で建築は厳しい状況がありますので、その辺は皆さんどのように把握をして、どのように対応していくのかお聞かせください。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　事業認可を取得いたしますと、都市計画法によりまして土地の形質の変更、建築物の建築その他工作物の建設等の制限がかかります。当該区間につきましては、進捗状況が遅れておりまして、都市計画法に基づく制限が続いている状況でございますが、引き続き地元の理解を得ながら浦添市と連携して早期整備に向けて取り組んでいきたいと考えております。議員御指摘の箇所の整備方針につきましては、現場状況を勘案の上、対処方針を確立したいと考えております。

○中川京貴 議長　島尻忠議員。

○島尻　忠明 議員　部長、この法の制限がかかって長くなることは、皆さんどう考えていますか。これを良とするのかどうなのか。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　事業認可を取得いたしますと、先ほど申し上げましたような制限がかかりますので、県としましては一日も早くその制限を解除すべく用地買収等に取り組みたいと考えているところでございます。早期の事業着手が、そういった制限をかけている地権者の期待に応えることになるというふうに考えているところでございます。

○中川京貴 議長　島尻忠明議員。

○島尻　忠明 議員　ぜひ、沿線には事業をしている方もおりますし、あるいはまたそこでお住まいの方もおりますので、しっかり地権者の思いを受けて早めに頑張っていただきたいというふうに思っております。

冒頭申し上げたように、浦添西原線を早めに整備することが交通渋滞の緩和、あるいは県民や沿道企業の社会的・経済活動に大きく寄与すると思いますので、どうぞ早めの事業執行をよろしくお願いいたします。

休憩お願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後６時40分休憩

午後６時41分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○島尻　忠明 議員　部長、先ほどの舗装専門業者の件なんですけど、これは公募とかいろんなものがありまして、Ａランク、Ｂランクと。その中にアスファルトも入っている工事を皆さん一括で発注するんですよね。ですが、やっぱりそこは専門業者に下請けが行くんですよ。皆さんも下請けもしっかり回るようにということで、いろいろ御指導していると思うんですけど、やはり沖縄はインフラ整備、特に道路が整備されなければ、なかなか厳しい状況でありますので、そこでこの専門職を育てるという意味でも、その専門職種に――これは舗装業者だけではなくて、塗装もあるし、いろんな業種があります。人材育成のためにも、やはりその業種業種で頑張っている皆さんがそれなりの収入を得てやらないことには、なかなか厳しい。昨今、人材不足ですから、その辺も勘案をして、この専門職を生かすような方策をお願いしたいと思いますがいかがですか。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　先ほども答弁いたしましたが、専門職を総合評価方式で評価することにつきましては、国や他県の状況を調査研究してまいりたいと考えております。

一方、下請業者への労務費につきましては、土木建築部では令和４年２月から「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事を施行しております。この取組は、元請企業が下請企業へ見積り依頼する際に、下請企業から労務費を内訳明示してもらい、これを尊重するとの宣言を公表した元請企業を加点評価するものでございます。そういった取組も含めまして、専門職への利益等については取り組んでまいりたいと考えております。

○中川京貴 議長　島尻忠明委員。

○島尻　忠明 議員　部長、答弁があって、民間の資格を取っている方々も今いるんですよ。ここほとんど――ちょっと言いにくいんですけど、天下り先がその資格を取りなさいとか言って一個一個取るんですけど、なかなか反映できませんので、その辺をぜひ勘案してやっていただきたいというふうに思っております。

休憩お願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後６時43分休憩

午後６時43分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○島尻　忠明 議員　(3)の勢理客の株式会社沖縄メディコ前ですけど、これは多分令和３年に、皆さんも大分危険ということで、事業決定されたと思うんですよ。それから長いことなっていないものですから再度質問いたしますけど、この設計図はできてはいるんですけど、この沿線は勢理客の自治会が草刈りをしたり管理をしているんですよ。その皆さんともしっかりお話をしながら、地域の皆さんと協議をしてここは対応していただきたいんですけど、その辺はいかがですか。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　議員御指摘のとおり、当該箇所につきましては、既に設計が完了しているところでございます。こういった規模の改修などにつきましては、単独費等により整備などを行っております。近年は、浸水被害が発生した河川を優先的に行っておりますが、安謝川につきましても対策の必要性を認識しておりますので、地元との協議も踏まえながら、工事に着手していきたいと考えているところでございます。

○中川京貴 議長　島尻忠明委員。

○島尻　忠明 議員　私もちょっと満潮のときに写真を撮って聞き取りのときに担当にも見せておりますので、大変危険でありますから早めの対応方をお願いしたいと思います。

休憩お願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後６時45分休憩

午後６時45分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○島尻　忠明 議員　御答弁ありがとうございました。

この原付バイクですが、なぜ質問をするかというと、沖縄は農作業をするときとか、例えばお仕事をするときにスーパーカブといって、あれが大分重宝されているんですよ。その辺で皆さん御心配をしていろんな御相談があったものですから、質問をさせていただいておりますが、これはいろんな規制、排気ガスの規制があってこういうふうになっておりますが、そしてあと１点、答弁にもありましたが、高齢者の皆様方は――我々もそうですが、普通免許を取るとひもづけで50ｃｃに乗るんですよ。これが使えないのかなということを一番心配しておりますので、ぜひこの広報活動も皆さんのほうでできるのであれば、しっかりと対応していただきたいんですけど、その辺はいかがですか。

○中川京貴 議長　警察本部長。

○小堀龍一郎 警察本部長　議員の御指摘を踏まえまして、県民の方々に誤解が生じないように、この施行が来年４月になりますので、それ以前にはしっかり制度の周知を図っていきたいと思っております。

○中川京貴 議長　島尻忠明委員。

○島尻　忠明 議員　多くの皆さんが50ｃｃを利用しておりますので、ぜひ周知徹底方をお願いしたいと思います。

休憩お願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後６時46分休憩

午後６時47分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○島尻　忠明 議員　外国人労働の件なんですけど、こういうふうに特区制度がありますのでぜひ活用して、これ前回も質問させていただきましたが、皆さんこの国家戦略特区を活用して申請をしているということですので――新聞でも大分人手不足で困っているんですよ。ぜひ、それを引き続き取り組んでいただきたいんですけど、いかがですか。

○中川京貴 議長　商工労働部長。

○松永　享 商工労働部長　お答えします。

国家戦略特区を活用した留学生の就労制限の緩和の提案につきましては、過去にも他府県から提案されておりますけれども、いずれも認められていないという状況にございます。過去に他県等が行った提案におきましては、緩和の対象が広かったことなどを踏まえまして、今回の沖縄県からの提案におきましては、日本語学校が推薦する学生に限るなどの一定の要件を定める緩和を提案しているというところでございます。現在、法務省で提案内容に対する検討が行われているというところでございますので、県としましては国の回答を待ってみたいと思います。

以上です。

○中川京貴 議長　島尻忠明委員。

○島尻　忠明 議員　この外国人の学生は１日４時間しか授業を受けませんので、しっかり活用すれば、県民のいろんな人手不足に対応できると思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。

休憩お願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後６時49分休憩

午後６時49分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○島尻　忠明 議員　那覇港防波堤の件なんですけど、これは北海道の、例のＫＡＺＵＩの事故を受けてこの法整備がされたと私も認識しておりますが、やはりこれは沖縄の釣り文化の一つとして長年継続してきているわけですよ。国交省もある程度のところでは、そこで釣りがしっかりとできるということもありますので、確かに皆さん、今額面どおりの話は厳しいと思いますが、これまで県民がこのように活用してきたわけですから、その辺について何とか解決策が見つけられないのかどうか、ちょっと答弁をいただきたいと思います。

○中川京貴 議長　農林水産部長。

○前門尚美 農林水産部長　お答えいたします。

立入禁止区域への瀬渡し利用等については、一義的には遊漁船業者と施設管理者との間で調整されるものと理解しております。引き続き、遊漁船の利用者の安全の確保や漁場の安定的な利用関係の確保等に資するよう、適切な制度運用に努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○中川京貴 議長　島尻忠明委員。

○島尻　忠明 議員　ワシントンの件なんですけど、知事は10月の総務企画委員会の後に知ったということでありますが、この予算は何予算ですか。このワシントンに出している予算は。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後６時50分休憩

午後６時51分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○島尻　忠明 議員　知事、これは政策予算ですよ。皆さん、普天間基地問題ということで、これ知事の政策予算ですよ。それ知らないというのはおかしいんじゃないですか、いかがですか。これ選挙で皆さんが掲げた政策予算ですよ。普通の予算じゃないですよ。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　この件につきましては、決算委員会等での審査の中で明らかになってきたものですから、その後、知事に報告をしたということでございます。

○島尻　忠明 議員　休憩お願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後６時51分休憩

午後６時52分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

玉城知事。

○玉城デニー 知事　私がこのワシントンオフィスがワシントンＤＣオフィス株式会社であると知ったのは、10月24日の電話連絡、そして10月28日の決算審査の内容を聞いたときであります。ですから、それまでこのような経費は委託費として計上されているものというように私は認識をしておりました。

○島尻　忠明 議員　議長、休憩してください。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後６時52分休憩

午後６時53分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○玉城デニー 知事　私は選挙において公約を掲げて当選をさせていただき、県勢発展のため、そして平和を構築するための県民の思いを実現するために活動させていただいております。県事業はそのような点も含めて県勢発展と県民の福祉向上のため、あるいは、よりよいウチナーネットワークの発展のために、それぞれ措置されているものというように認識しております。

○島尻　忠明 議員　議長、休憩お願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後６時54分休憩

午後６時54分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

島尻忠明議員。

○島尻　忠明 議員　給食費の無償化にしても何にしても、選挙期間中ただ言えばいいということでは県民を愚弄してますよ。これ政策予算ですよ。皆さん、答弁あるじゃないですか。沖縄県の基地の現状を向こうに届けるって。これどこの沖縄県の行政に書いていますか。そのときどきの選良が、選挙で選ばれた方々がやっている政策予算ですよ。それも知らないって、ちゃんちゃらおかしな話ですよ。よくそれで県政運営できますね。これ県議会を見てる県民に対して、大変県民を愚弄していますよ。選挙のときだけ言いたい放題して、自分がやりたいことの予算がどういう位置づけかも分からない。大変私は残念であります。

以上で終わります。

○中川京貴 議長　以上で、本日の一般質問及び議案に対する質疑を終わります。

本日の日程はこれで全部終了いたしました。

次会は、明６日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後６時55分散会

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

議　　長　　中　　川　　京　　貴

会議録署名議員　　喜 友 名　　智　　子

会議録署名議員　　比　　嘉　　　　忍

令和６年12月６日

令和６年
第　４　回

沖縄県議会（定例会）会議録

（第５号）

令和６年
第　４　回

沖縄県議会（定例会）会議録（第５号）

令和６年12月６日（金曜日）午前10時開議

議　事　日　程　第５号

令和６年12月６日（金曜日）
午前10時開議

第１　一般質問
第２　甲第１号議案から甲第３号議案まで及び乙第１号議案から乙第38号議案まで（質疑）

本日の会議に付した事件

日程第１　一般質問
日程第２　甲第１号議案から甲第３号議案まで及び乙第１号議案から乙第38号議案まで
甲第１号議案　令和６年度沖縄県一般会計補正予算（第４号）
甲第２号議案　令和６年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計補正予算（第１号）
甲第３号議案　令和６年度沖縄県流域下水道事業会計補正予算（第１号）
乙第１号議案　沖縄県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
乙第２号議案　沖縄県行政機関設置条例の一部を改正する条例
乙第３号議案　沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
乙第４号議案　沖縄県税条例の一部を改正する条例
乙第５号議案　沖縄県動物の愛護及び管理に関する条例
乙第６号議案　沖縄県保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
乙第７号議案　国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例
乙第８号議案　沖縄県都市公園条例の一部を改正する条例
乙第９号議案　建築基準法施行条例の一部を改正する条例
乙第10号議案　沖縄県物品調達基金条例を廃止する条例
乙第11号議案　沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例
乙第12号議案　工事請負契約についての議決内容の一部変更について
乙第13号議案　財産の処分について
乙第14号議案　車両損傷事故に関する和解等について
乙第15号議案　車両損傷事故に関する和解等について
乙第16号議案　損害賠償の額の決定について
乙第17号議案　指定管理者の指定について
乙第18号議案　指定管理者の指定について
乙第19号議案　指定管理者の指定について
乙第20号議案　指定管理者の指定について
乙第21号議案　指定管理者の指定について
乙第22号議案　指定管理者の指定について
乙第23号議案　指定管理者の指定について
乙第24号議案　指定管理者の指定について
乙第25号議案　指定管理者の指定について
乙第26号議案　指定管理者の指定について
乙第27号議案　指定管理者の指定について

乙第28号議案　指定管理者の指定について
乙第29号議案　指定管理者の指定について
乙第30号議案　指定管理者の指定について
乙第31号議案　指定管理者の指定について
乙第32号議案　指定管理者の指定について
乙第33号議案　指定管理者の指定について
乙第34号議案　指定管理者の指定について
乙第35号議案　指定管理者の指定について
乙第36号議案　指定管理者の指定について
乙第37号議案　当せん金付証票の発売について
乙第38号議案　沖縄県教育委員会委員の任命について

出　席　議　員（47名）

48番	中川京貴　議長	24番	当山勝利　議員
42番	上原　章　副議長	25番	西銘純恵　議員
1番	瑞慶覧長風　議員	26番	新垣光栄　議員
2番	瀬長美佐雄　議員	27番	上原快佐　議員
3番	喜友名智子　議員	28番	玉城健一郎　議員
5番	大田　守　議員	29番	山里将雄　議員
6番	高橋　真　議員	30番	糸数昌洋　議員
7番	宮里洋史　議員	31番	仲里全孝　議員
8番	徳田将仁　議員	32番	仲村家治　議員
9番	比嘉　忍　議員	33番	下地康教　議員
10番	新垣善之　議員	34番	座波　一　議員
11番	新里　匠　議員	35番	新垣　新　議員
12番	平良識子　議員	36番	大浜一郎　議員
13番	比嘉瑞己　議員	37番	渡久地　修　議員
14番	次呂久成崇　議員	38番	仲宗根　悟　議員
15番	米須清一郎　議員	39番	仲村未央　議員
16番	幸喜　愛　議員	40番	照屋大河　議員
17番	當間盛夫　議員	41番	山内末子　議員
18番	松下美智子　議員	43番	西銘啓史郎　議員
19番	喜屋武　力　議員	44番	又吉清義　議員
20番	大屋政善　議員	45番	呉屋　宏　議員
21番	小渡良太郎　議員	46番	花城大輔　議員
22番	新垣淑豊　議員	47番	島袋　大　議員
23番	島尻忠明　議員		

欠　席　議　員（1名）

4番　儀保　唯　議員

説明のため出席した者の職、氏名

玉城デニー	知事	溜　政仁	知事公室長
照屋義実	副知事	宮城嗣吉	総務部長
池田竹州	副知事	武田　真	企画部長
小川和美	政策調整監	多良間一弘	環境部長

北島智子	生活福祉部長	友利公子	会計管理者
真鳥裕茂	こども未来部長	金城康司	総務部財政統括監
糸数　公	保健医療介護部長	半嶺　満	教育長
前門尚美	農林水産部長	小堀龍一郎	警察本部長
松永　享	商工労働部長	下地　誠	労働委員会事務局長
諸見里　真	文化観光スポーツ部長	森田崇史	人事委員会事務局長
前川智宏	土木建築部長	渡嘉敷道夫	代表監査委員
宮城　力	企業局長	武田昌則	選挙管理委員会委員長
本竹秀光	病院事業局長		

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

平田正志	議会事務局長	宮城　亮	課長補佐
前田　敦次	長	安田　健主	査
中村　守	議事課長	比嘉太一	主査

○中川京貴 議長　これより本日の会議を開きます。

諸般の報告については、お手元に配付の文書により御了承願います。

〔諸般の報告　巻末に掲載〕

○中川京貴 議長　この際、念のため申し上げます。

質問においては、議員の質問時間に加え、質問、答弁を合わせた往復時間を設けており、規定の往復時間を超過した場合、質問時間が残った状態であっても質問は終了となりますので、説明員の皆様におきましては、答弁に際しては、簡潔に要点をまとめ、明瞭に答弁していただくよう御協力をお願い申し上げます。

○中川京貴 議長　日程第１及び**日程第２**を一括し、これより直ちに**一般質問**を行い、**甲第１号議案から甲第３号議案まで及び乙第１号議案から乙第38号議案まで**を議題とし、質疑に入ります。

質問及びただいま議題となっております議案に対する質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

新垣　新議員。

〔新垣　新　議員登壇〕

○新垣　　新 議員　おはようございます。

通告に従い、質問を行います。

１、戦後80周年を迎える特別事業の推進について。

平和に対する思いを込めて、この摩文仁の平和祈念公園が、世界の恒久平和に貢献する国際平和創造拠点として世界遺産に登録されるよう期待を込めて、質問を行います。

(1)、摩文仁地区における戦後処理は、まだ終えていません。不法投棄ごみの回収処理や不発弾処理、念願である遺骨収集に向けた取組について、市、県、国の連携はどうなっているのか見解を求めます。

(2)、監視体制の確立について。

平和祈念公園内における夜間監視カメラの設置及び管理システムの構築、防護柵、立入禁止柵の設置について、質問及び意見交換会を行っていますがどうなっていますか。見解を求めます。

(3)、平和発信拠点としての整備について。

平和祈念公園内の再整備、休憩所、Ｗｉ－Ｆｉ、トイレ等の施設整備を行うべきでないか見解を求めます。

(4)、平和祈念公園に隣接する糸満市が所有する土地を平和祈念公園として編入を行い、糸満市と県が連携を図り、国に整備等を要請していただきたいのですが見解を求めます。

(5)、摩文仁自治会及び地域の念願ですが、糸満市と県が連携し、国に摩文仁海岸への里道の整備を行っていただけないか見解を求めます。

２、国連機関の誘致について。

(1)、令和６年９月定例会でも質問しましたが、国との連携や課題などの進捗状況はどうなっているのか伺います。また、国連の専門分野機関は、経済・社会・文化・教育・保健・その他分野の幅広い機関があります。県として、各国首脳が訪れるサミット等の会議施設や世界保健機関（ＷＨＯ）、ユネスコ、国際連合大学を含む国連機関を平和祈念公園内に誘致すべきでないか、知事の見解を求めます。

３、平和の道について。

(1)、県道77号線（平和の道）の進捗状況と取組について見解を求めます。

４、南部土砂問題について。

(1)、知事をはじめ、これまでの南部土砂は遺骨が混じったまま公共事業で使用されていると考えているのか見解を求めます。

(2)、少し所見を申し上げます。

この南部土砂をめぐって、一連の報道があります。メディアの皆様にお願いがあります。南部土砂には、遺骨は一切混じっていません。賛成の意見・反対の意見をしっかり公正公平にきれいに県民に伝えていただきますよう、心からお願いを申し上げます。基地問題等について、偏った報道等が目立ちます。ぜひとも賛成の意見・反対の意見を丁寧に県民に伝えていただきますよう、心からお願いします。傷ついている方がいるということを、この場をお借りしまして、心から県民の声を発信していきたいと思います。

そこで(2)、一連の報道等で、南部土砂関係者への風評被害や人権侵害等の問題があります。知事をはじめ、本当に南部土砂について遺骨が混じっていると考えているのか、知事の見解を求めます。

５、糸満市兼城ハイツの住民の健康を害するヤードについて。

(1)、兼城ハイツの住民から、粉じん、騒音、くぎの飛散等の苦情があり、住民の悲鳴を県はどのように受け止めていますか。見解を求めます。

(2)、この民間会社のヤードは、農地法及び農業振興地域の整備に関する法律に違反する状態だが、一日も早く改善を行うべきでないか。あわせて、糸満市との連携はどうなっているのか見解を求めます。

６、我が会派の代表質問との関連については、今回取下げをいたします。

○中川京貴 議長　玉城知事。

〔玉城デニー　知事登壇〕

○玉城デニー 知事　ハイサイ　グスーヨー　チューウガナビラ。

皆様、おはようございます。

今日も真摯に答弁に努めさせていただきます。

新垣新議員の御質問の中の、国連機関の誘致についてお答えいたします。

沖縄県では、これまで国際機関の誘致に向けて、国連機関等の現地調査、国内で誘致に成功した機関や自治体の訪問調査等に取り組んでまいりました。今年度は、９月に外務省沖縄事務所と国連機関などの誘致について意見交換を行い、一般論として、まずは国連関係者との長期的な視点での協力関係を築くことが重要ではないかという御意見を頂戴しております。また、11月には国際法や環境法などの専門家であります、国連特別報告者マルコス・Ａ・オレリャーナ氏によるＰＦＡＳ問題に関するシンポジウムでの基調講演や私も参加したパネルディスカッション等を通じ、国連専門機関の取組についても理解を深めたところです。今後も、国連機関等の関係者との意見交換や関係者による講演会等の機会などを捉え、長期的な視点で協力関係を築いてまいりたいと考えております。

その他の質問につきましては、部局長から答弁させていただきます。

○中川京貴 議長　環境部長。

〔多良間一弘　環境部長登壇〕

○多良間一弘 環境部長　１、戦後80周年を迎える特別事業の推進についての(1)のうち、摩文仁地区における不法投棄ごみの取組についてお答えいたします。

平和祈念公園隣接地の不法投棄ごみにつきましては、行政として各種法令に基づきどのような対応が可能か、庁内関係課との会議や糸満市と意見交換を継続して実施しているところです。今年度は既決予算を活用し、基礎調査として廃棄物量の把握や撤去方法の案を検討したところです。引き続き関係者間で今後の対応について検討していくこととしております。

次に５、糸満市兼城ハイツの住民の健康を害するヤードについての(1)、住民からの苦情に係る県の見解についてお答えいたします。

兼城ハイツの住民から糸満市に対して、騒音や粉じん等の苦情がある事業場は、騒音規制地域外にあり、木材加工用の製材機も大気汚染防止法等の対象外でありますが、当該事業者は糸満市の指導を受け、製材機の設置場所の変更や防じんシートの設置等の対策を講じたとのことです。しかしながら、いまだ住民から苦情があり、同市から県に相談があったことから、県では同事業場の現地確認をするとともに、事業者に対して行政指導を行ったところであります。

県としましては、今後も糸満市と連携し、適切な対応をしてまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　知事公室長。

〔溜　政仁　知事公室長登壇〕

○溜　政仁 知事公室長　１、戦後80周年を迎える特別事業の推進についての中の(1)、不発弾処理についてお答えいたします。

糸満市における不発弾処理については、市や国と連携しながら、地権者の要望に基づく広域探査発掘加速化事業や不発弾の現地処理に係る事業等に取り組んでいるところであります。

以上です。

○中川京貴 議長　生活福祉部長。

〔北島智子　生活福祉部長登壇〕

○北島智子 生活福祉部長　１、戦後80周年を迎える特別事業の推進についての御質問のうち(1)、摩文仁地区における遺骨収集の取組に係る国や市との連携についてお答えいたします。

県は、県民などからの情報により、地表付近で発見された遺骨の収集等を行っております。重機による掘削等が必要な大規模な遺骨収集は国が実施することとされており、遺骨に関する確度の高い情報が得られた場合には、国に情報提供を行うこととしております。摩文仁地区を含む周辺一帯においても、遺骨に関する情報がある際は、県へ報告いただくよう糸満市と連携を図っているところです。

続きまして４、南部土砂問題についての御質問のうち(2)、南部地域と遺骨についてお答えいたします。

沖縄県では、さきの大戦における住民を巻き込んだ苛烈な地上戦で、多くの貴い命が失われました。戦後79年余りが経過しましたが、激戦地となった南部地域を中心に、いまだに戦没者の御遺骨の収容が続いている状況にあります。

県としましては、いまだ収容がかなっていない御遺骨について、一柱でも多く収容できるよう、引き続き遺骨収集に取り組んでまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

〔前川智宏　土木建築部長登壇〕

○前川智宏 土木建築部長　１、戦後80周年を迎える特別事業の推進についての(2)、平和祈念公園の監視体制についてお答えいたします。

平和祈念公園隣接地の不法投棄ごみに係る対応として、令和６年５月に夜間監視用のビデオカメラを２台設置しております。日々の園内見回りの際に録画内容を確認する管理体制を取っておりますが、現在のところ不法投棄は確認されておりません。そのため、不法投棄ごみに係る防護柵及び立入禁止柵の設置については、今後の動向を見極めつつ、関係部局や糸満市との意見交換を踏まえた上で判断してまいります。

次に同じく１の(3)、平和祈念公園の平和発信拠点としての整備についてお答えいたします。

国内外の観光客や修学旅行生が多く訪れる平和祈念公園において、来園者の利便性向上を図るため、平成24年度に観光客受入体制整備事業を活用し、無料Ｗｉ－Ｆｉを設置しております。また、強い日差しや降雨時の環境を考慮した屋根つき休憩スペースの整備やバリアフリー化を目的としてトイレの改修等を検討しております。

次に同じく１の(4)及び(5)、平和祈念公園へ市有地を編入し海岸への里道を含む周辺整備を国に要請することについてお答えいたします。１の(4)と(5)は関連しますので、一括してお答えします。

平和祈念公園へ糸満市有地を編入して、摩文仁海岸への里道を含む周辺整備を国に要請することについては、関係部局と連携し、国、糸満市など関係機関を交えて意見交換を行う必要があると考えております。

次に３、平和の道線の進捗状況等についてお答えいたします。

平和の道線は、糸満市山城から真栄里までの約7.8キロメートルの区間について、平成20年度に事業着手し、令和５年度末の進捗率は、事業費ベースで約48％となっております。また、用地取得率は、令和５年度末の取得面積ベースで、山城・喜屋武工区が約25％、喜屋武・真栄里工区が約98％となっております。引き続き糸満市や地元と連携を図りながら、早期供用に向けて取り組んでまいります。

次に４、南部土砂問題についての(1)、南部土砂の公共事業での使用についてお答えいたします。

これまで南部地域から産出された土砂は、公共事業において、盛土等で広く使用されていると認識しております。使用する際は、締固め試験等、あらかじめ定められた品質管理基準を満たす材料を使用しております。なお、当該品質管理に係る項目以外の調査は行っておりません。

以上でございます。

○中川京貴 議長　農林水産部長。

〔前門尚美　農林水産部長登壇〕

○前門尚美 農林水産部長　５、糸満市兼城ハイツの住民の健康を害するヤードについての中の(2)、農地法及び農振法違反への対応についてお答えいたします。

農業生産の基盤となる農地は、農地法に基づき農地以外の利用が規制されております。また、農振法に基づき市町村が設定する農用地区域は、農業上の利用を確保するものとされております。当該事案については両法に違反していることから、県及び市で現地確認や協議を重ね、現在、市において是正に向けた指導を行っているところであります。

県としましては、引き続き糸満市、関係機関と連携し、法令に基づき適切に対応してまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　新垣　新議員。

○新垣　　新 議員　大項目１、戦後80周年を迎える特別事業の推進について。まず知事に伺いたいと思いま

す。
　知事、来年戦後80周年記念を迎えます。知事の平和に対する思いをお聞かせください。
○中川京貴 議長　玉城知事。
○玉城デニー 知事　これまでの間、戦後沖縄県においては、復帰前・復帰以降様々な取組を進め、国の特別措置法の支援も受けながら社会資本の整備、そして環境、教育、医療、離島振興等々、様々な取組を進めてまいりました。しかし一方で、いまだ0.6％の県土面積に70.3％の米軍専用施設面積が過重な負担となっていることなど、この戦後の歩みを振り返るとともにこれから先の、例えば戦後90年、100年を見通したときに、どのような平和への取組を進めていくことができるかということも県民の暮らし、福祉の向上、県政の発展と併せて取り組んでいく必要があるものというように認識をしております。
○中川京貴 議長　新垣　新議員。
○新垣　　新 議員　知事、平和・地域外交推進課を今年度から築いて平和を希求していくと。そしてまた、今年の知事の慰霊の日のメッセージですけど、「この島が世界の恒久平和に貢献する国際平和創造拠点となるよう、全身全霊で取り組んでいく」と知事は宣言しています。そこで提言・提案をしたいと思います。（パネルを掲示）　知事、この平和祈念公園を世界遺産として登録を目指してほしいんです。国際平和創造拠点として国内外にさらなる発信をしていただきたいんですけど、知事の見解を伺いたいと思います。
○中川京貴 議長　企画部長。
○武田　真 企画部長　議員御質問の世界遺産についてでございますが、ユネスコ協会連盟によれば、世界遺産として文化遺産、自然遺産、複合遺産、その３つの類型があるようです。摩文仁地域の登録の可能性については、今後担当部局のほうで検討されるものと考えております。
○中川京貴 議長　新垣　新議員。
○新垣　　新 議員　企画部長、ぜひ検討を行っていただきたいと思います。知事、なぜ私がこうやって質問したかというと、来年戦後80周年を迎えるこの記念事業で、石破総理と知事のメッセージに、ここを国際平和創造拠点としてこの平和のすばらしさを国内外に、この形で世界遺産を目指すと――今すぐにできるとは思っていませんけど、中長期的な観点でメッセージを頂いて、さらなる平和の発信を行っていただきたいんですけど、知事いかがですか。
○中川京貴 議長　玉城知事。
○玉城デニー 知事　平和発信及び創造拠点としてこの平和祈念公園一帯をどのように活用していくかについては、様々な方々の意見を拝聴して幅広く考えていきたいと思います。
○中川京貴 議長　新垣　新議員。
○新垣　　新 議員　ぜひ知事、期待をしています。
　次に移らせていただきます。
　(1)の不法投棄についての問題でございます。
　休憩お願いします。
○中川京貴 議長　休憩いたします。
　　午前10時23分休憩
　　午前10時23分再開
○中川京貴 議長　再開いたします。
○新垣　　新 議員　（パネルを掲示）　知事も国会議員時代からこの摩文仁の崖、たくさん見ていると思います。たくさんのごみがあります。瓶ビールや缶――実はこの缶ビールは、66年前のものです。もうこういうのがたくさんうじゃうじゃあって、本当に危険な場所なんです。先ほどの答弁を聞くと、今、市と協議していると言っているんですけど、もうこれは戦争が終わってからずっとあったと地域の方々に聞き取りしているんですよ。市と県が主体を決めてごみの回収をやっていないんですよ。糸満市から聞いても、地域住民から聞いても。いいかげんにこれ主体を早く決めないと遺骨収集ができないんですよ。まず、これはごみを取って磁気探査をして遺骨収集。地域の方々に聞いたら、あそこで集団自決や飛び降り自殺があったと強い証言があるんですよ。ここを大事にしてくれないかと。戦後処理が終わっていないというのは、こういう意味なんですよ。まずここを、一日も早く糸満市と連携を図っていただきたい。何でこう言うかというと、世界遺産登録を目指してほしいから言っているんですよ。だから、県と市も国も連携して世界遺産になるように頑張っていただきたい。いかがですか、環境部長。
○中川京貴 議長　環境部長。
○多良間一弘 環境部長　お答えいたします。
　この問題につきましては、昨年来お答えしているところですけれども、廃棄物処理法での対応が困難というところもありまして、土地の管理者であります糸満市とか県の関係部局等といろいろ意見交換をしてきているところでございます。その中で、今議員がおっしゃるとおり、危険な地形であるという部分もいろいろ踏まえまして、ごみの分布状況であるとか、それから土地の境界の問題との兼ね合いという部分もはっきりしないということで、意見交換の中でこの廃棄物の状況、それから回収方法をまずは先に検討するべきで

はないかというような共通認識に至ったものですから、先ほど答弁しましたとおり、今年度の既決予算で廃棄物の分布状況――全体の量と回収方法の案というものを検討したところでございます。これにつきましては、また引き続き意見交換を進めながらどのような対応が可能か検討してまいりたいというふうに考えております。

○中川京貴 議長　新垣　新議員。

○新垣　　新 議員　この崖が、市の土地なのか県の土地なのかが分からないからずっとこうなっているんですよ。これもう戦後ずっとこういう状態なんですよ。これ県が主体となって行っていただきたいんです。そしたら早く進むんですよ。いかがですか。

○中川京貴 議長　環境部長。

○多良間一弘 環境部長　今お答えしたとおりですけれども、我々のほうが主体となりまして、今糸満市、それから関係部局といろいろ意見交換を行っております。それで、それぞれの役割の下でどういった対応が可能か引き続き検討しているということでございます。

○中川京貴 議長　新垣　新議員。

○新垣　　新 議員　ぜひ、一日も早くこの問題等を解決していただきたいと強く求めます。来年２月の定例会でも質問します。ぜひ県が引き取って早くやっていただきますよう、強く要請をいたします。

　続きまして小項目(4)と(5)なんですけど、ぜひ国と市と県で連携して来年の慰霊の日、戦後80周年記念を迎える特別事業として頑張っていただきたいんですけど、改めて土木建築部長、答弁いただけますか。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　平和祈念公園へ糸満市有地を編入しまして、議員御提言の里道を含む周辺整備につきましては、関係部局と連携し、国、糸満市などと意見交換を行い検討していく必要があると考えております。

○中川京貴 議長　新垣　新議員。

○新垣　　新 議員　私もこの事業が成功するよう、国とのパイプを生かしてしっかり支えていくということを、ここで頑張っていく決意を申し上げます。共に頑張っていきましょう。

　（パネルを掲示）　続きまして、大項目２です。

　国連機関の誘致です。

　企画部長に伺います。

　先ほどの知事の答弁の中で、長期的な視点が必要ということがあるんですけど、企画部長はさきの９月定例会で国連の様々な分野はアップデートしていると。

　そこで伺います。

　WHOとユネスコ、どれだけアップデートできていますか。具体的に示してください。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

　　午前10時28分休憩

　　午前10時28分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

　企画部長。

○武田　真 企画部長　県では、平成23年あたりから国際機関の調査を行っております。それを今年度にかけて実際に調査を行ったところについてアップデートをしておりますが、その中に先ほど言ったWHOとかユニセフについては含まれておりません。

○新垣　　新 議員　休憩。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

　　午前10時28分休憩

　　午前10時28分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○武田　真 企画部長　県が実際に調査を行った機関には含まれておりません。

○中川京貴 議長　新垣　新議員。

○新垣　　新 議員　なぜ含まれていないんですか、伺います。

○中川京貴 議長　企画部長。

○武田　真 企画部長　県のほうでこれまで行ってきた調査――国内には県のほうで調べた範疇で47の機関がございますが、その中にある特に地方に誘致されている施設を中心に調査してまいりました。そういった施設で、沖縄に誘致の可能性がないかというところで調査をしているところです。

○中川京貴 議長　新垣　新議員。

○新垣　　新 議員　これから、このWHOそしてユネスコ――外務省も厚生労働省も文部科学省もまたがります。調査していただけませんか、伺います。

○中川京貴 議長　企画部長。

○武田　真 企画部長　国際機関の誘致に当たっては、まず知事の答弁にもございましたとおり、長期的な視点での関係構築というのは大変重要だと思っています。その中で、沖縄の優位性を発揮できるような分野、そういったものから調査をし、長期的な協力関係を築く中で、これまで挙げられてきた様々な課題――例えば、交通アクセスの充実であるとか自治体の財政支援であるとか、生活環境の整備であるとか、そういった様々な課題があります。そういったものに一つ一つ取り組みながら誘致に向けた取組を進めてまいりたいと考えております。

○中川京貴 議長　新垣　新議員。

○新垣　　新 議員　企画部長、今言っていることは分かりました。これ沖縄21世紀ビジョンに掲げて何年目になりますか。

○中川京貴 議長　企画部長。

○武田　真 企画部長　沖縄21世紀ビジョンに掲げて、約十三、四年だと考えております。

○中川京貴 議長　新垣　新議員。

○新垣　　新 議員　知事、知事はこの国連機関の誘致、知事選挙で公約になされましたか、伺います。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　国連に限らず国際機関の誘致について、公約に掲げさせていただいております。

○中川京貴 議長　新垣　新議員。

○新垣　　新 議員　この分野において、知事、申し上げます。

私の県議選の総決起大会、つい最近10月に行われた私の激励会でも石破総理から温かいメッセージを頂いています。入り口に入れようと、担当者レベルの協議会の場もつくろうと。そしてこの摩文仁の平和祈念公園内に、糸満市の平和という拠点に国連はふさわしいと石破総理は強くおっしゃってくれています。だから、早く分野を決定していただきたいんですけど、知事、改めて企画部に対してハッパをかけていただきたいんですよ。もう分野ははっきり言います。ＷＨＯとユネスコ、それから国際会議――ＭＩＣＥやサミット等ができるそういった世界的な会議、そして大学機関も含め４つに絞って頑張っていただきたいんですけど、知事どうですか。この件において国も間に入りますよ。いかがですか。

○中川京貴 議長　企画部長。

○武田　真 企画部長　先ほども申し上げましたが、様々国際機関との長期的な視点での協力関係が必要だと考えております。本年11月には、ＰＦＡＳに関連するシンポジウムや講演も行いました。今後も環境・人権・平和など国際的な有識者を沖縄に招くなどの機会を捉えて、関係機関との協力関係を築いてまいりたいと考えております。

○中川京貴 議長　新垣　新議員。

○新垣　　新 議員　ぜひ取り組んでいただきますように思います。

改めて伺います。

もう13年目ですよ。熱意が――基地問題は本当に熱意を感じるが、この問題はもう熱意を感じないですよ。大体どの分野をやりたいってもう13年たったら結論が言えると思っているんですよ。知事も就任して６年たっている。もうそろそろ言える時期だと思うんですよ。企画部長、改めて頑張っていただきたいんです。私が何でこう言うかというと、来年の慰霊の日に、知事と石破総理に、県民に向けて未来志向のメッセージを国内外に発信していただきたい。平和というのを風化させたくない。その思いを込めて質問しているんです。石破総理はこれに理解があるんですよ。私自身も意見交換しています。だからこれを、あえて早い形で――13年たって分野も決めきれない、決まらない政治なのかと非常に心配になっているんですよ、いかがですか。早く決断してほしいんです。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　議員の御意見も参考にしながら、石破総理ともし会談するチャンスがあれば、この国連機関の件についてもお話しさせていただければと思います。しかし、どのような方向性になるかについては、今後また部局内においても様々な長期的な展望も持って検討してまいりたいと思います。

○中川京貴 議長　新垣　新議員。

○新垣　　新 議員　ありがとうございます。

早く主体を決めて、ぜひ来年の２月定例会ではちゃんと言えるように期待をしています。

続きまして大項目３、平和の道についてです。

この喜屋武山城線の間なんですけど、無願埋立てがあります。この問題等で早く道路整備ができるように土木建築部の土地に変える、その手続等はどうなっていますか。最短で大体どのくらいで整備ができますか、伺います。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　喜屋武・真栄里工区の道路区域の一部に、無地番の土地があるということは把握をしているところでございます。無地番の土地を取得するまでには、新たに生じた土地の確認、表示登記、また公用・公共用財産としての用途廃止手続等、糸満市や国との調整が必要でございます。その取得までにどの程度の期間を要するかというところについては、現在まだ調整中でございまして、明確にお答えすることは現時点では困難な状況でございます。

以上でございます。

○中川京貴 議長　新垣　新議員。

○新垣　　新 議員　担当課は１年ぐらいの時間がかかると。ぜひ頑張っていただきたいんですけど、改めて伺います。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　様々手続はございますが、当該路線は重要な路線であると認識をしておりまし

て、一日も早い用地取得に向け取り組んでまいります。

○中川京貴 議長　新垣　新議員。

○新垣　　新 議員　ぜひ頑張っていただきたいと期待を込めます。

次大項目５、糸満市兼城ハイツの住民の健康を害するヤードについてですけど、先ほど市と県が協議していく、糸満市が指導している、県も指導してきたと言いますが、実はもう５年間も苦しい思い――窓も開けきれない、洗濯物も干せない、そして喘息状態や肺炎になり、県民が苦しんでいる。この違法性、県として改めて法的措置を含めて糸満市と共にタッグを組んで、住民を一日も早く安心させていただきたいんですけど、農林水産部長、見解を求めます。

○中川京貴 議長　農林水産部長。

○前門尚美 農林水産部長　お答えいたします。

農地法及び農振法に基づく是正措置を講じるためには、勧告、聴聞または弁明など所定の手続を踏まえ、復旧などの監督処分を検討することとなります。県では、違反事案の是正に向けて法令にのっとり適切に対応してまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　新垣　新議員。

○新垣　　新 議員　適切に対応してまいりますって、手続終わっているんじゃないのですか。もうこの問題は法的措置を行うべきではありませんか。農林水産部長、改めて答弁を求めます。

○中川京貴 議長　農林水産部長。

○前門尚美 農林水産部長　お答えいたします。

県としましては、農地法及び農振法に基づき当該土地の農業上の利用が確保されるよう、違反者に対して是正に向けた指導を行ってまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　新垣　新議員。

○新垣　　新 議員　糸満市長から違反行為事案報告書が県に提出されています、令和６年10月23日に。糸満市は一緒に法的措置をやろうって言っているんですよ、住民に寄り添って。県も一緒に寄り添って住民を安心させるべきではありませんか。農林水産部長、いかがですか。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前10時37分休憩

午前10時37分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

農林水産部長。

○前門尚美 農林水産部長　お答えいたします。

糸満市が令和６年３月、事業者に対し違反行為の停止及び復旧を求める勧告を発出し、事業者から復旧措置の工程表が提出されております。市及び県では、連携して事業者へ履行を促す指導を行っているところであります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　新垣　新議員。

○新垣　　新 議員　指導を通り越して、市とかがいろんな手続をやってきても、もうらちが明かないんです。住民は悲鳴を上げているんですよ、部長。もう部長ではらちが明きませんので、担当副知事、もうこれ法的措置で住民を安心させてほしいんです。もう手続は終わっていると思っているんですよ、糸満市の言い分も。どうですか、悲鳴ですよ、いかがですか。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前10時38分休憩

午前10時38分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

農林水産部長。

○前門尚美 農林水産部長　お答えいたします。

市の指導に従わない場合は、県が違反者に対する是正措置として文書指導、勧告などの行政指導を行います。その後、改善が見られない場合は、聴聞または弁明の手続を踏まえた上で、復旧等の行政処分を検討することとなります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　新垣　新議員。

○新垣　　新 議員　じゃ現時点では、どの位置にいますか。伺います。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前10時39分休憩

午前10時39分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

農林水産部長。

○前門尚美 農林水産部長　お答えいたします。

現在、市の行政指導を行っているところであります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　新垣　新議員。

○新垣　　新 議員　この報告書を出して、指導助言、勧告ではらちが明かないから、私今回質問しているんですよ。そこをちゃんと市との連携、さらなる強化を――住民を一日も早く安心させていただきたいんですけど、担当副知事にお答えいただきたいんですよ。糸満市はもう役割やっているんです、いかがですか。指導レベルじゃないですよ、これ。伺います。誤ってい

ると思うよ、今。

○中川京貴 議長　照屋副知事。

○照屋義実 副知事　住民福祉の向上に資するというのは、行政の重要な眼目でもありますので、近隣住民の御期待に応えられるように改善の実相をしっかり上げていきたいと思っております。

○中川京貴 議長　新垣　新議員。

○新垣　　新 議員　一日も早く住民の健康被害がないように、安心・安全で――もう大変なんですよ、電気代も上がる、水道料金も上がる、孫も呼べない。５年間もこんな苦しい思いをしているんですよ。一日も早く解決していただくよう強く求めます。

続きまして大項目４、南部土砂問題についてです。

先ほどの小項目１、ちょっと分かりづらい土木建築部長の答弁でした。これ、今まで那覇空港、首里城、県内各地の公共事業、民間も含めて、遺骨が混ざったということはありますか。品質管理とかおっしゃる。入っていませんか、入っていますか。はいかいいえでいいです。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　南部地域から産出された土砂を公共事業で使用する際、建設資材として品質が適正であるかを確認した上で使用しております。なお、当該品質管理に係る項目以外の調査は行っておりません。

以上でございます。

○中川京貴 議長　新垣　新議員。

○新垣　　新 議員　じゃあ、行っていないんだったら、調査しに行きませんか、知事も含めて。実は、土砂にはいろんな種類があると思うんですけど、これが表土とします。この南部の土砂、一番風評被害に遭っているのは鉱山関係者ですよ。この表土があって二、三メーター掘って、そこには遺骨は混じっているんですよ。でも鉱山には入っていないんです。それが一連の報道等で遺骨が混じっていると。混じってもいないのに混じっているとか。これ県内のインフラが大変な問題になりますよ。こういう形で風評被害に遭って、この鉱山関係者やトラックの関係者は報道等で傷ついているんですよ――ちょっと、お待ちください。

休憩します。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前10時42分休憩

午前10時42分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○新垣　　新 議員　（パネルを掲示）　これ見てください。糸満市内にポスターとか横断幕が貼られて、「遺骨が眠る　糸満の土で　辺野古　埋めるな！」と。遺骨は混じっていないんですよ、一切。もうこんなだったら沖縄県の公共事業は終わるんですよ。

照屋副知事、改めて伺います。

照屋副知事は、過去に沖縄県建設業協会の会長もなさっています。この南部の鉱山に遺骨が混ざっていると思いますか、伺います。

○中川京貴 議長　照屋副知事。

○照屋義実 副知事　建設業界の立場にいたときに、この件に関して関心を持ったことはあまりありませんでしたけれども、せんだってガマフヤーの具志堅隆松さんをテーマにした映画――たしか「骨を掘る男」という映画でしたか、それを鑑賞しました。その折に、思わぬところから遺骨が出てくるというふうなことをリアルに映像で証明していたわけでありますけれども、あのシーンを見ますと、戦争のときにどのような形で逃げ惑った住民が災害に遭って命を絶たれたか――その状況にもよると思うんですけれども、例えば倒れてそのまま亡くなる方は遺骨がそのまま一体丸ごと残されると思うんですけれども、砲弾で腕がちぎれて飛び散ったとか、ばらばらに亡くなられた方については、どこにその遺骨が散在したか分からないというような状況であれば、具志堅さんの掘っている遺骨のシーンというのは納得できるなというふうに思うわけであります。思わぬところから、本当に骨片として小さな遺骨が出てくるというような状況を考えますと、南部土砂のどこかには潜んでいるかもしれない遺骨が存在しているのではないか、というふうに推測もできるんじゃないかなというふうに思っております。

○新垣　　新 議員　議長、休憩。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前10時44分休憩

午前10時45分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　先ほどもお答えいたしましたが、品質管理に係る項目以外の調査は行っていないことから、その遺骨等についてはお答えいたしかねるところでございます。

○中川京貴 議長　新垣　新議員。

○新垣　　新 議員　知事と担当部に伺います。

この際はっきりさせたいんです。この表土の部分にはありますよ。供養していますよ、鉱山組合関係者、南部の方々もみんなやっています。

そこで伺います。

残り2000体の推計と担当課からも伺っています。

みんなでこうやって供養しようと、哀悼の意を込めてやろうとやっています。知事、この南部の鉱山に入って、現地調査をして視察を一緒にしましょうよ。私がアテンドしますよ。一緒に視察行きませんか、南部の鉱山に。検証しましょうよ。これだけ騒いでいるんです。知事はまた今年の慰霊の日の取材でも、遺骨が混ざっている可能性があると言っているんです。鉱山の部分に遺骨が混ざるはずがない。これ検証しに行きませんか、いかがですか、知事。知事ですよ。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　議員御案内のその鉱山の部分ということと表土の部分、それからこの表土に新たに砲弾の攻撃によって土が覆いかぶされた場所と遺骨が眠る場所は、やはり御遺体が埋められている、あるいはここで亡くなった方がいるという情報を基に調査を行っているものと思います。ですから、その調査が必要な場合においては、そのように場所をある程度限定して調査を行っているものというように思いますし、鉱山の形状がどういう形状かにもよるとは思いますけれども、そのような証言や、あるいは何らかの資料があった場合には様々な方法で検討がなされているものというように思慮いたします。

○中川京貴 議長　新垣　新議員。

○新垣　　新 議員　これはもうはっきり言って、政局化されているんですよ。全然違います。鉱山の部分に混ざるはずがない。表土の部分でしっかり供養している。だから検証しようと言っているのに、今逃げの答弁にしか聞こえない。

改めて伺います。

検証しましょうよ、知事。鉱山の部分に入るはずがないんです。いかがですか。これ南部に限らず、沖縄県全体の問題ですよ、どうですか。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　部局において、どのような状況においてその調査が可能かどうかということについては、予算面、それから国との協力関係も含めて検討が必要であると思います。

○中川京貴 議長　新垣　新議員。

○新垣　　新 議員　知事は調査すると言っています。土木建築部長、３時間あればこれ検証結果が出ます。ぜひ糸満市に、この現場に私たち一緒に視察に行きましょうよ。沖縄県全体に関わる問題ですよ、これ。遺骨は混ざっていません、鉱山の部分に。政局化するのはおかしいということを知事、オール沖縄の皆様に――もうこんなになったら沖縄のインフラもできない、失業者も出る、もう大変だよ。ぜひこういうことを政局化しないように、二度とやめてほしいということを――誰一人取り残さないという言葉、誰一人取り残しているじゃないですか。それを是正してほしい。ぜひ知事、強く求めて私の――じゃ答弁求めます。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　御案内のポスターについては私がその経緯について知る由はありませんけれども、県民の中には様々な御意見があると思います。我々はその様々な御意見をしっかりと聴取しながら、必要に応じて行政として努力を重ねてまいりたいと思います。

○新垣　　新 議員　終わります。ありがとうございました。

遺骨は入っていませんので、御理解ください。

○中川京貴 議長　喜屋武　力議員。

〔喜屋武　力　議員登壇〕

○喜屋武　力 議員　おはようございます。

沖縄自民党・無所属の会会派の喜屋武力です。

県民には優しく、執行部には厳しく質問を行っていきますので、執行部の皆様、本日は簡明な答弁をよろしくお願いいたします。

１、教育行政について。

県内不登校の生徒が他県と比較して２倍以上と聞いておりますが、県内の小・中・高校の状況について伺います。

２、中城湾港国際物流拠点地域ターミナルと中城湾港について。

現在、国の補助金を活用して東埠頭の整備計画が始まっていますが、その内容と進捗状況について伺います。

３、防災行政について。

11月５日は防災の日で、県全体の取組として防災訓練を実施した。その訓練の内容をお聞かせください。

４、公園行政について。

うるま市には、都市計画決定公園として昭和43年から約56年間、県から網をかぶせられた未開発の公園用地の土地があるが、地権者は現在まで何の補償もなく、何の開発行為もできず、税金を納め続けております。地権者や土地所有者に対して、今後の対応等どのように考えているのかお聞かせください。

５、津堅島開発について。

津堅島のトマイ浜の砂が流され、海中道路開通後から浜の浸食が始まり、現在では、海面までの距離５メートルのところまで浸食されて四十五、六年前とは比較にならない形となっており、現在でも毎年砂が流されている状態である。県は浜の前に消波ブロックや

防波堤を設置し、砂の流出を食い止め、以前のトマイ浜の原形に戻せないものか伺います。

６、県知事、関係部長への質問。

私のところへ同じ内容の文書が３名の方から送られてきております。多分、他の県議、市町村議員の方にも送られていると思います。現在、パレスチナ自治区ガザ、ヨルダン川西岸地区で起きているイスラエルとパレスチナの戦争についてでありますが、2023年12月、沖縄県議会で決議が全会一致で可決されております。内容は、ガザ地区で破局的な事態を回避するため即時の人道的停戦に応じることを強く求め、全ての人質の即時かつ無条件の解放及び人道的支援の拡大を求めるものです。その中で、2024年５月20日、イスラエルのネタニヤフ首相に国際刑事裁判所（ＩＣＣ）から戦争犯罪容疑で逮捕状が請求されている中、2024年９月18日に県庁で池田副知事がイスラエルのギラッド・コーヘン駐日大使と面談をしておりますが、国連決議を軽んじていませんかとの質問でありました。池田副知事、お答えください。県議会の決議と矛盾していませんかということです。

７、北部豪雨被害について伺います。

11月９日から11日までの知事、両副知事の日程について伺います。

８、我が会派の代表質問との関連については、行いません。

あとは壇上を降りて再質問を行いますので、よろしくお願いいたします。

○中川京貴 議長　玉城知事。

〔玉城デニー　知事登壇〕

○玉城デニー 知事　お答えいたします。

喜屋武力議員の御質問の中の、中城湾港国際物流拠点地域ターミナルと中城湾港についてお答えいたします。

中城湾港は、国内外との物流・人流を支え、中部圏域や東海岸地域の拠点として重要な役割を担っております。新港地区の東埠頭では、国において大型貨物船の寄港やクルーズ需要等に対応するため、国際物流ターミナル整備事業として令和６年度から耐震強化岸壁整備に着手をしております。沖縄県では、国の事業と連携して岸壁背後の埠頭用地等を整備することにより、大規模地震発生時においても幹線貨物の物流を維持することとしております。引き続き、沖縄の自立型経済の実現に向けて、効率的で生産性の高い産業支援港湾として機能強化と拡充を推進してまいります。

その他の質問につきましては、部局長から答弁させていただきます。

○中川京貴 議長　池田副知事。

〔池田竹州　副知事登壇〕

○池田竹州 副知事　６、イスラエルとパレスチナの戦争についての(1)、駐日イスラエル大使との面談についてお答えいたします。

本年９月18日に、ギラッド・コーヘン駐日イスラエル特命全権大使が来県された際、知事の代理として私が表敬対応しております。今回の面談については、大使の地方訪問の一環として受け入れたものであり、様々な分野で交流することにより、対話の窓口を築き、信頼醸成を図っていくという考えの下に対応したところでございます。

沖縄県としては、ガザにおける危機的な人道状況、また空爆等により多数の民間人が犠牲になっていることを懸念しており、県議会の決議と同様の考えでございます。このため、面談の中で私のほうから、沖縄は沖縄戦で住民の４人に１人が亡くなり、大変つらい経験をしていることから、平和を希求する思いが県民の願いであることなどをお伝えしたところであり、県内の視察先として、平和の礎や平和祈念資料館を御覧いただき、より強く沖縄県民の平和への思いについてお伝えしたところでございます。

以上でございます。

○中川京貴 議長　教育長。

〔半嶺　満　教育長登壇〕

○半嶺　満 教育長　１、教育行政についての中の(1)、小・中・高校の不登校児童生徒数についてお答えいたします。

令和５年度問題行動等調査によりますと、沖縄県の国公私立小・中・高等学校の不登校児童生徒数は、小学校3284人、中学校3729人、高等学校1227人となっております。また、1000人当たりの人数は、小学校が32.7人で全国21.4人、中学校が73.9人で全国67.1人、高等学校が28.9人で全国23.5人となっております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　知事公室長。

〔溜　政仁　知事公室長登壇〕

○溜　政仁 知事公室長　３、防災行政について。

11月５日に実施した訓練内容についてお答えいたします。

県では、沖縄県地域防災計画に基づき、大規模地震・津波の発生を想定し、県民等の避難行動に特化した県下全域を対象とした広域地震・津波避難訓練を、11月５日の津波防災の日に合わせて市町村と共催して平成24年度から実施しております。今回の訓練で

は、事前の希望があった39市町村に在住の住民等への緊急速報メールの配信や、市町村の防災行政無線により実際に避難を呼びかけ、自治会や学校など参加団体による住民等の避難誘導や避難路の確認、避難行動による検証等を行いました。今後とも市町村等関係機関と連携した訓練を継続的に実施し、防災意識の普及啓発に取り組んでまいります。

次に７、北部豪雨被害について。

11月９日から11日の三役日程についてお答えいたします。

11月９日土曜日、知事は沖縄県倫理法人会設立40周年記念式典及び島豆腐品評会表彰式に出席。両副知事は対外的な行事への出席等はありませんが、池田副知事は前日の渡嘉敷村での公務後の移動日となっております。10日日曜日、知事は知事公舎にて待機。照屋副知事は国立自然史博物館誘致沖縄シンポジウムに出席、池田副知事は秋の闘牛大会に出席しております。11日月曜日、知事は幹部会議の後、沖縄県畜産共進会受賞者の表敬、沖縄の基地負担軽減を考える議員の会に出席、さらに11月８日からの大雨に係る沖縄県災害対策本部会議に本部長として出席しております。照屋副知事は幹部会議の後、沖縄県食品ロス削減推進会議、沖縄の基地負担を考える議員の会の意見交換会へ出席しております。池田副知事は幹部会議の後、北部地域の大雨被害の状況の視察、さらに沖縄県保健医療福祉事業団設立50周年記念式典・祝賀会へ出席しております。

以上になります。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

〔前川智宏　土木建築部長登壇〕

○前川智宏 土木建築部長　４、うるま市における長期間未着手の都市公園についてお答えいたします。

うるま市に確認したところ、昭和43年に都市計画決定され、長期間未着手であった都市公園のうち、ヌーリ川公園、江洲第２公園については、現在整備中とのことであります。また、その他の公園につきましては、地域の実情等を踏まえ、都市計画の変更や整備に向けて検討していくとのことであります。

県としては、引き続きうるま市と連携して、都市公園の整備に取り組んでまいります。

次に５、うるま市勝連津堅地区の海岸浸食対策についてお答えいたします。

うるま市勝連津堅地区の当海岸は、海岸保全区域に指定されていない一般公共海岸となっております。海岸浸食対策の実施に当たっては、海岸保全区域指定などの事業採択要件を満たす必要がありますが、当海岸背後地の状況が要件を満たさないことから、海岸事業による対策は困難であると考えております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　喜屋武　力議員。

○喜屋武　力 議員　それでは、再質問を行います。

教育行政ですが、なぜ不登校になってしまうのか。分析結果や調査の内容、専門家の意見などについて伺います。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　お答えします。

令和５年度問題行動等調査によりますと、不登校の主な相談内容は、無気力や不安、生活リズムの不調となっております。また、不登校の増加の背景として、児童生徒の休養の必要性を明示した教育機会確保法の趣旨の浸透等も指摘をされているところであります。

○中川京貴 議長　喜屋武　力議員。

○喜屋武　力 議員　教育長、小学校低学年では不登校は少ないように見えるが、高学年から中学校に進学する時期に多くなっている。これを教育委員会が以前ゆとり教育を始めた頃に遡って考えてみますと、その頃から不登校が多くなっているような気がしますが、それについてどうでしょうか。伺いたいです。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　お答えします。

令和５年度の問題行動等調査によりますと、全国の小中学校において、長期欠席の学年別の状況につきましては、学年が上がるにつれて不登校児童生徒数も増加している状況がございます。ゆとり教育が要因となっていることについては、すみません、情報を持ち合わせておりませんが、児童生徒が不登校となる理由はその生徒によって様々でございます。国においては、先ほど申し上げました、この不登校の増加の背景として、児童生徒の休養の必要性を明示した教育機会確保法の趣旨の浸透等もあるのではないかというふうな指摘がなされているところであります。

○中川京貴 議長　喜屋武　力議員。

○喜屋武　力 議員　それでは、近年、フリースクールの開校の話を耳にしますが、義務教育の趣旨・目的について伺いたい。お願いします。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　基本的には、児童生徒の発達段階に応じてしっかりとした学習を身につけさせること、それが重要な役割であるというふうに考えております。

○中川京貴 議長　喜屋武　力議員。

○喜屋武　力 議員　発達段階といいますか、この義務

教育の趣旨というのは、やっぱり９年間で安定した学力を身につけて、周囲の子どもたちといかに溶け込んで、社会に出て行ってどれぐらい子どもたちが付き合えるか、付き合って社会に出て成功するための教育だと私は聞いていますが、そうではないでしょうか。子どもたちが安心して学校へ通えるように、私たち大人や教師が毎日声かけをし、魅力があり目的を持った学校づくりをし、保護者やＰＴＡとの連携を取ることではないでしょうか。そうすることで、いじめや自殺から子どもたちを守り、学校に通わせ、仲間と楽しく過ごし、目標を持ち精神力をつけさせることが必要だと考えます。教師も子どもたちも目的・目標を持ち、魅力ある学校にしていくことで不登校やいじめ、自殺する子どもも少なくなると考えるが、それについて教育長はどう思われますか。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　議員御指摘のとおり、義務教育においてはしっかりとした確かな学力を身につけさせること、また豊かな心、そしてしっかりとした生活習慣を身につけさせること、それから人間関係を構築していく力を身につけさせること、そういった知・徳・体のバランスの取れた学力を身につけさせることが重要であるというふうに考えております。そういう意味で考えたときに、やはり学校が子どもたちが行きたいと思う魅力ある場でなければならないというふうに思います。

そのために教育委員会としましては、その魅力ある学校づくりを推進するためのパンフレットを作成しまして、周知をし、取組をしているところでありますが、その柱としましては、まず子どもたちがしっかりと目標を持ち、仲間と協力しながら学び、成長が実感できる学校、それから教員にとってもやりがい、働きがいのある職場、そして保護者・地域にとっても子どもの成長を共に共有できる場となる、そういった柱を基に魅力ある学校づくりを今進めているところであります。

○中川京貴 議長　喜屋武　力議員。

○喜屋武　力 議員　それでは最後に教育長に伺いますが、あなたも学校現場で教壇に立ったことがあると思いますが、子どもたちや教師が何を求めているのか、何が必要なのか、自分の体験したことから中身は把握していると私は思っているんですよ。自分だったらこうすれば解決できると思う案があれば、指示を出して行うことも上に立つ指導者としての役目だと思いますが、どのように考えていますか。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　先ほど申し上げましたが、やはり学校は、知・徳・体のバランスの取れた生きる力をしっかりと身につけさせる場であるというふうに思っております。その指導をする教職員は、やはり自らの経験等を基にしながらしっかりと子どもたちを指導していく、そういったことが求められているというふうに考えておりますので、そういう教職員の視点もしっかりと研修等を通して高めていく必要があるというふうに考えております。

○中川京貴 議長　喜屋武　力議員。

○喜屋武　力 議員　教育長、ぜひ自分が経験したこと、現場を見て本当に分かっていることを、どういうふうにすれば教師が本当に働きやすい職場になるのか、また子どもたちが本当に学校に行きたいなと、行きやすいような学校づくりができるようにもっともっと力を出して、自分の考えでこうしたら本当によくなるんじゃないかと思うんだったら、はっきり物を言って教育現場で指導することをお願いして、この件については終わります。

次に進みます。

中城湾港国際物流拠点地域ターミナルと中城湾港についてですが、目的としては、クルーズ船や貨物船だけか、バージ船の接岸や自衛隊使用の目的もあるのか伺いたい。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　耐震強化岸壁の整備では、貨物船やクルーズ需要等に対応するとともに、大規模地震発生時においても物流の機能を維持することを目的としております。このため、大規模地震発生時においては、物資等の緊急輸送を目的とした自衛隊の利用も可能と考えているところでございます。

○中川京貴 議長　喜屋武　力議員。

○喜屋武　力 議員　ターミナルビル、待合所、入国管理事務所、税関などが必要と考えるが、当局の考えを伺います。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　今回、国により整備される岸壁背後において、クルーズ船の受入れを目的としたターミナルビル、待合所、入国管理所の整備計画はございません。

港湾管理者としましては、港湾計画において人流と物流の分離を図り、新たにクルーズ船専用ターミナルの整備を位置づけているところでございます。

○中川京貴 議長　喜屋武　力議員。

○喜屋武　力 議員　土建部長、この待合所とかターミナルビルがなければ、今の状況では本当に出入りが

ひどいんですよ。誰も管理しているところがなくて。ここから変なものが密輸されたりそういったものが入ってくるという可能性もありますので、ぜひ県としても考えてもらいたい。

次に進みます。

クルーズ船が入港するに当たっては、バス・タクシーなどの駐車場の確保、その整備もしなければならないが、計画はあるのか伺います。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　クルーズ船に対応しました２次交通用の駐車場の整備計画については、クルーズターミナルの整備と併せて検討していくことになるであろうと考えているところでございます。

○中川京貴 議長　喜屋武　力議員。

○喜屋武　力 議員　完了後の港や建物の維持管理について、どこが行うのかお聞かせください。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　ターミナルビル等の施設につきましては、整備主体も含めまして、ターミナルビルの維持管理の在り方について受入れ体制構築に向けた取組と併せて、関係する団体や機関と協議・検討していく必要があると考えているところでございます。

○中川京貴 議長　喜屋武　力議員。

○喜屋武　力 議員　現在、中城湾港には物資を積み下ろす機械がないため貨物船やコンテナ船の入港が不可能となっており、物流港湾としての機能が果たされていない。港湾組合から県へクレーンの要請が出されていると聞いているが、進捗状況について伺います。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　中城湾港新港地区におきましては、平成24年度に130トンクレーンを整備しておるところでございますが、故障によりまして令和４年度以降は使用ができない状況でございます。このクレーンの修繕等につきましては、港湾利用者と意見交換を行いまして、現在検討中でございます。

○中川京貴 議長　喜屋武　力議員。

○喜屋武　力 議員　部長、130トンクレーンでコンテナとかいろんな貨物が下ろせますか。使用目的によっては、ガントリークレーン、コンテナクレーン、橋形クレーンの設置が考えられるが、今後の物流の主要運航を考えて、県だけで負担することなく使用する側とのリース契約等を交わすことで、将来のことを考えて港湾の作業が安心・安全に運営ができるように考えていただきたいのですが、もう一度お願いいたします。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　物流の円滑な荷役に係るクレーンの設置につきましては、重要な検討課題であると考えておるところでございます。現在港湾利用者との間で意見交換を行っているところでございます。議員御提示の手法につきましても、可能性を含め解決策を考えてまいりたいと考えているところでございます。

○中川京貴 議長　喜屋武　力議員。

○喜屋武　力 議員　ぜひ、国際物流拠点地域と挙げられたからには、大きなコンテナとかいろいろな物がいろいろな国から運んでこられるような設備に投資してもらいたいなというのが中城湾港、またうるま市、沖縄市の願いでありますので、よろしくお願いいたします。

次に進みます。

防災行政について。

沖縄県では、低い土地に住居を構える人たちや低い土地で働く県民のため、津波から身を守る対策・支援としてどのような取組がなされているのかお聞かせください。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　お答えいたします。

津波浸水想定――津波があった場合に想定される浸水区域及び浸水の設定は、津波防災地域づくりに関する法律に基づいて県が実施することとなっております。

県としては、地域防災計画に基づき、ハード面では公共施設等の耐震化や避難等の機能を有する道路、公園の整備などに取り組むとともに、ソフト面では、防災訓練や防災知識の普及啓発などに取り組んでおります。引き続き、市町村等関係機関と連携しながら、地震・津波対策の充実強化に取り組んでまいります。

以上です。

○中川京貴 議長　喜屋武　力議員。

○喜屋武　力 議員　沖縄県内に３メートル以上の津波が押し寄せてきた場合、危険箇所は自治体単位で何か所ありますか。津波から身を守るためには高いところへの避難が重要と思われますが、その地域にＲＣ構造の高層建物への避難ができるように、建物の所有者、入居者へ使用のお願いと説明を行い、緊急時の使用許可をお願いしてあるのか、また高層建物等がない地域や少ないところには、半径徒歩10分から15分以内に徒歩で避難できる高さ10メートルの避難タワーの設置をぜひ確保してもらいたいのでありますが、この件に対してお願いいたします。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　今幾つか質問があったと思い

ます。一つずつ答えていきたいと思います。

まず、県内に３メートル以上の津波が来ると想定される自治体数でございますが、これにつきましては西原町、南風原町、南北大東を除く37の市町村が当たるとなっております。それから、津波から身を守るための頑丈なＲＣ構造の高層建物等について、建物の所有者や使用者等への説明に際して、県も一緒にお願いしてはどうかというような質問だったと思います。それに対しましては、災害対策基本法にて災害の危険から命を守るために緊急的に避難をする指定緊急避難場所を指定するために、施設の管理者と協議を行うのは市町村長と定められております。

県としましては、市町村長が施設の管理者と協議を行い、指定緊急避難場所を円滑に指定することができるよう、内閣府が策定している指定緊急避難場所の指定に関する手引きにおいて記載のある民間施設等の指定に当たっての事例や課題等について改めて周知を行うことで、市町村を支援してまいりたいと考えております。

もう一つ、避難タワーの活用についてでございます。令和５年４月時点で、津波避難ビルは327棟、津波避難タワー等は８棟が整備されております。そして、津波避難施設については、市町村において浸水範囲、土地や道路の状況、人口等を踏まえて公共施設や民間の建築物の避難ビルの指定などのソフト対策を講じ、それでもなお津波避難困難地域が解消されない場合に、津波避難ビルや津波避難タワー等の整備を行っているところでございます。

県としましては、津波避難ビルや津波避難タワー等の整備について相談があった場合には、県内市町村の事例や活用可能な支援制度の紹介をするなど、可能な支援を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○中川京貴 議長　喜屋武　力議員。

○喜屋武　力 議員　公室長、この建物の使用依頼とかを市町村で行うこともこれは当たり前ですが、県からもやはり広報か何かでこんな緊急事態にはこういったものを使わせてもらいたいということを流すなり、県民に幅広く知らせるのが県の仕事じゃないかなと私は考えています。よろしくお願いします。市町村とちゃんと話し合ってそういったものをやってください。

次に進みます。

海岸地域で働く県民の安心・安全の観点から、人数割合を計算し、工場や会社の一角に避難タワーの整備を義務づけし、また各自治体へも同様に、国や県からの防災補助金を利活用して設置できないものか伺います。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　繰り返しになって恐縮なんですけれども、津波避難施設については市町村において整備を行っているところでございます。

県としましては、津波避難ビルや津波避難タワー等の整備について相談があった場合には、県内市町村の事例や活用可能な支援制度の紹介をするなど、可能な支援を行ってまいりたいと。また、先ほど御提案のありました広報につきましても、防災関係の広報についてはより一層力を入れて行っていきたいというふうにも考えております。

以上です。

○喜屋武　力 議員　休憩お願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前11時22分休憩

午前11時23分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○溜　政仁 知事公室長　繰り返しになるところなんですけど、津波避難施設については、市町村においてその整備等に取り組んでいるところでございます。

県としては、市町村と連携して取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○中川京貴 議長　喜屋武　力議員。

○喜屋武　力 議員　海岸近くの低地帯に住む高齢者や自宅介護を要する寝たきりの住民等、移動避難を必要とする方の支援はどのように考えているのか。また、各市町村の職員、消防隊員や自衛隊との打合せで、どの地域に移動避難を要する人が住んでいるかを毎年毎回話合いを持って、移動避難体制に対してどのように考えているのかお答えください。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前11時24分休憩

午前11時27分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

生活福祉部長。

○北島智子 生活福祉部長　お答えいたします。

高齢者や障害者等の避難に配慮を要する方々については、要避難者のための避難行動要支援者名簿というものを市町村のほうで作成することになっております。県下の41市町村全てでそのような名簿を作っております。その名簿に基づきまして避難計画というものを市町村のほうで作成することになっておりまして、その計画に基づいて、要配慮者と言われる方々が

どこに避難するかという計画を立てていただいているところです。

○中川京貴 議長　喜屋武　力議員。

○喜屋武　力 議員　やっぱり寝たきりの人とか介護を要する人たちがどこにいるかを把握しておかなければ、この人たちの命は救えませんので、ぜひいろいろと市町村と話し合って、自衛隊とかこういった救護に当たる人たちが即時に支援に行けるように対策を取ってもらいたいということです。よろしくお願いします。

公園行政についてです。

この公園事業に関しては、私が市議時代、10年以上前から取り上げて質問をしていますが、県の予算がつかないとのことで進展がありません。この公園に指定された土地の現況は、丘や崖地、また平地の箇所もあります。平地の箇所に対しては一部見直しをしていただき、都市計画事業ができないものか伺います。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　都市計画は、都市の将来の見通しの下、長期的視点からその必要性が位置づけられております。うるま市が設置する公園の区域変更等に当たっては、都市計画法、都市公園法並びに都市緑地法の趣旨や都市の将来像も踏まえ、市において検討がなされるものと考えているところでございます。

○中川京貴 議長　喜屋武　力議員。

○喜屋武　力 議員　丘や崖地以外の平地に当たるところを住宅地や工場、商業地域に見直すことで、うるま市の発展と経済効果が考えられます。申請された土地の平米数を見直し検討することで、地権者への恩返しとうるま市の開発・発展にもつながると考えるが、当局の考えを伺います。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　うるま市の都市計画につきましては、先ほど答弁したとおりでございますが、うるま市において主体的に検討がなされるべきものと考えているところでございます。

県としましては、引き続き、うるま市と連携して取り組んでまいりたいと考えております。

○中川京貴 議長　喜屋武　力議員。

○喜屋武　力 議員　部長、平米数の件で、この平米数を小さくしてはいけないとか県とのあれがあるということで、いろいろともめてまして、その平米数を見直すことで利活用ができると思いますので、ぜひ市のほうと検討なさってください。お願いします。

津堅島の開発についてですが、津堅島のトマイ浜の砂の流出に対しては、市の予算で食い止めることはできません。防衛局に伺うと、この地域は訓練地域に指定されていると伺っています。離島振興交付金の利用か防衛庁予算を利活用して回復することを求めておきたいと思います。意見は要りません。

６番目の知事、関係部長への質問。

副知事は、イスラエルに直接停戦を求める話はいたしましたか。停戦合意の話どころかＩＴ分野での連携を進めていきたいと、そこでは合意を得ているとのことですが、矛盾する行動に、県民から大変不信感を覚えるとの声が上がっていますが、池田副知事、どう思いますか。

○中川京貴 議長　池田副知事。

○池田竹州 副知事　表敬を受ける場面におきまして、私どもも例えば抗議要請などをしますけれども、そういったところで目的を明確にしてやっております。表敬という申込みをして抗議要請を行うことはいたしておりません。今回、表敬を受けるという立場でしたので、ガザの状況について話をすることは差し控えたところでございます。交流を活発にしたいというお話がありましたので、沖縄県は観光、そして情報通信産業が基幹産業である旨をお話をして、そういうふうなお話になったところでございます。

○中川京貴 議長　喜屋武　力議員。

○喜屋武　力 議員　北部豪雨については、沖縄本島北部地域に線状降水帯が発生し、被害に遭われた方々に対し心よりお見舞いを申し上げますが、県の対応が悪く、災害補助金の活用が困難となった。北部では大雨等大変なことになっている状況で、トップに立つ四役がなぜ対応できなかったのか。我が自民党の先輩方が９日から10日に現場へ駆けつけていろいろＳＮＳで流されていましたが、玉城知事をはじめ池田副知事は――池田副知事は、闘牛大会を見ていたと。玉城知事はカチャーシーを踊っている動画が流されています。北部では物が流されているのに、こういった動画が流されているということに対して、簡明に答えてください。お願いします。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　私ども県三役の日程は、先ほど知事公室長からお伝えさせていただきました。かかる対応について、やはり十分な備えができていなかったこと、連携ができていなかったことはしっかりと反省をしていきたいと思いますが、一部ＳＮＳでは事実とは異なる映像が流されておりますので、そのことについては十分に注意を払っていただければというように思います。

○喜屋武　力 議員　ぜひ四役の足りないところは部長

たちが補って、部長たちの気持ちで県民のために頑張ってくれることをお願い申し上げ、私の質問を終わります。

○中川京貴 議長　大屋政善議員。

〔大屋政善　議員登壇〕

○大屋　政善 議員　皆さん、こんにちは。

沖縄自民党・無所属の会、大屋政善と申します。

ただいま議長の許可を得ましたので、一般質問を行います。

その前に、先月の北部豪雨では、比地川の氾濫により水田が浸水し、ビニールハウスや農産物にも多大な被害が出ました。農家の皆さんをはじめ地域の皆さんには何かと御不便な中、頑張っていることと存じます。私ども議員といたしましても、北部豪雨による被害・損害について早期に改善されるよう努めてまいりたいと考えております。

では、通告に従って一般質問を行います。

今回は、前回の９月議会の再質問という形で行っていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

まず１、農業政策について。

(1)、５年後及び10年後の本島内におけるサトウキビの生産量の予想について伺います。

(2)、ゆがふ製糖工場について検討会で協議を行ったとのことであるが、その協議の内容及び今後の対応等についてお聞かせください。

(3)、ゆがふ製糖工場の移転計画に対する県の見解をお聞かせください。

次に２、県立中部病院についてお伺いをします。

まず(1)、中部病院の建て替え場所について、現地での建て替えを最適とする病院事業局長と現地での建て替えでは医療機能が落ちるとする病院長の見解が異なっていることについて、玉城知事本人はどのように考えているのか、御見解をお聞かせください。

(2)、病院事業局は、ヘリポートなどの課題は次のステップの基本計画で検討すると述べているが、今回の建て替え基本計画ではヘリポートについては検討しないということなのか。また、次のステップの基本計画とは、時期的に何年後以降になると想定しているのかお聞かせください。

(3)、病院事業局は、現地建て替えでも機能維持は可能と明言しているが、建て替えによって新たな機能も加わってくると思われる。その場合、どのような新たな機能が加わると想定されるのかお聞かせください。また、新たな機能が加わった場合でも現在の場所での機能維持は可能なのかお聞かせください。

(4)、パブリックコメントでは、現地での建て替えを要望しているのは３件にとどまっているとの新聞報道があったが、現地建て替えに賛同する県民が少ない中で、建て替えは現地が適地であると結論づけた理由・根拠等について分かりやすく御説明ください。また、現地での建て替えの場合のメリット・デメリットについてもお聞かせください。

(5)、病院の建て替えに関して、医師や看護師など現場で業務に従事している職員からはどのような要望・意見があるのかお聞かせください。

次(6)、県医師会が将来構想策定は時期尚早としていることに対する県の認識をお聞かせください。

次３番目に道路行政についてであります。

(1)、うるま市の伊計大橋の整備は50年前に終わり、伊計島側の取付道路となる区間はあと僅かの距離である。架橋時に道路整備の必要性、その後の一般県道・主要地方道への昇格を経て、いわゆる離島・地域振興、観光振興等などの議論は終わっている。なぜ県の答弁は、今頃必要性やうるま市との意見交換となるのですか。整備に向けた県の見解を改めて聞きたい。

(2)、うるま市の上原土地改良区から集落につながる下り坂は道幅が狭く急カーブになっている。このような道路の形状は、道路法上問題はないかを聞いたが、一括答弁として用地取得の答弁のみで道路法上の答弁がなかった。意図的に答えていないのではないか、再度答弁を求める。

(3)、市議会での、市道でもあり県道でもあるとの市答弁の趣旨を質問したものであるが、部長答弁は、市道に重複して県道の道路区域を変更したとの答弁であった。同道路は、道路法上、県道ですか市道ですか。道路管理者のみで答えてください。

(4)、うるま市景観計画において、宮城島は景観重点地区の候補地であり、伊計平良川線は平安座島、宮城島、伊計島を結ぶ景観骨格軸あやはしパールラインと位置づけられ、景観重要公共施設指定の候補になっている。県中部土木でも、シヌグ堂からの壮観な眺望や察温マーチ時代のウフドーマーチなどの地域資源を生かした魅力ある道路造りを景観整備基本構想でうたっている。同マーチは、道路残地等を有効活用したウフドーマーチの再現とシヌグ堂ロードパークの整備を通して魅力ある観光道路としていくことで、県、市、地元との協議も行われてきておりますが、同計画の進捗状況についてお聞きしたい。

次(5)、宮城島の旧海岸沿いの元県道が陥没し海側に崩れそうになっている。これからのキビ搬入、市道部の災害復旧事業に支障がある。その陥没場所の整備は、県が行うのか市が行うのか。また、その整備はい

つ対応するのですか、お伺いをします。

次に４、鉄道について。

(1)、県の鉄軌道計画は、鉄道事業法に基づき作成する計画なのか。鉄道と鉄軌道の違いについて伺う。また、県はどの方式を採用する予定なのか。

(2)、鉄道よりもモノレールなどの鉄軌道を導入したほうが建設費や運営費の面で安くなると思われるが、県の見解を伺う。

続きまして５、我が党関連質問。

比地川災害は人災だと思う。地元の事前予測の要請に対して県は何の動きもなかったが、２度の線状降水帯により被害が拡大した。地域住民の経験則による要請に対して、県で判断できなければ専門家への事前の相談は必要だと思うが、相談はあったのか。また、構造物等に何らかの兆候が出たら、壊れてから直すのではなく、事前予測により対応すべきと考える。そのことが人命・財産を守ることとなる。県の見解を伺います。

あとは、質問席のほうから再度質問したいと思います。よろしくお願いします。

○中川京貴 議長　玉城知事。

〔玉城デニー　知事登壇〕

○玉城デニー 知事　大屋政善議員の御質問にお答えいたします。

県立中部病院についての御質問の中の２の(1)、中部病院の建て替え場所に係る知事の見解についてお答えいたします。

中部病院の建て替えに当たりましては、病院事業局において、検討委員会を開催し、約１年をかけ検討を行い、現地建て替えにより、南病棟への早期の対応、本館狭隘化の改善等に加え、将来の医療需要の増加にも十分対応できることが示されたことから、現地を適地とする将来構想を策定しております。一方、中部病院長からは、医療機能の低下、工事期間中の駐車場の確保などの懸念が示されております。これらを踏まえ、病院事業局において、懸念事項等に係る基礎調査を実施し、中部病院の建て替えに対応しているものと承知をしております。

その他の質問につきましては、部局長から答弁させていただきます。

○中川京貴 議長　農林水産部長。

〔前門尚美　農林水産部長登壇〕

○前門尚美 農林水産部長　１、農業政策についての(1)、沖縄本島におけるサトウキビの生産見通しについてお答えいたします。

県では、令和４年度分蜜糖振興対策支援事業費により委託調査を行い、沖縄本島におけるサトウキビの生産見通しを推計しているところです。統計数値のトレンドを基に算出した成行推計値では、５年後の生産量は約10万トン、10年後は約８万8000トンであります。また、重点的な生産対策を実施した場合の施策推計値については、５年後及び10年後の生産量が約11万トンから12万トンとなっております。引き続き、各種施策を推進し、サトウキビの生産振興に取り組んでまいります。

同じく１の(2)、ゆがふ製糖工場に係る協議内容と今後の対応についてお答えいたします。

ゆがふ製糖工場につきましては、沖縄県分蜜糖製糖工場安定操業対策検討会議等により、同工場の老朽化の現状や建て替えの必要性、事業費、事業実施主体などを検討し、工場整備に係る方策について市町村や関係機関等と協議を重ねてきたところです。同工場は老朽化対策の緊急性が高いことから、引き続き市町村や関係機関と連携し、工場整備に係る早期の事業化に向けて取り組んでまいります。

同じく１の(3)、ゆがふ製糖工場の移転計画に対する県の見解についてお答えいたします。

ゆがふ製糖工場は、沖縄本島唯一の製糖工場であり、生産農家の経営や関連産業への影響も大きいことから、老朽化対策は重要であると認識しております。県では、同工場の建て替えについて、ゆがふ製糖株式会社や市町村、関係機関等と検討を重ねてきましたが、建設費用、事業実施主体、財源の確保などが大きな課題となっているため、事業主体について市町村会と意見交換を行うとともに、同社に対し見積りの再徴収と精査を求めているところです。引き続き、工場整備に係る早期の事業化に向けて、関係機関等との協議を進めてまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　病院事業局長。

〔本竹秀光　病院事業局長登壇〕

○本竹秀光 病院事業局長　２、県立中部病院についての御質問の(2)、ヘリポート設置検討の有無と基本計画の時期についてお答えします。

ヘリポートの設置につきましては、中部病院が本県唯一の基幹型災害拠点病院であることから、重要なものであると認識しております。そのため、次の基本計画において、中部病院や関係機関と協議・調整を行いながら、具体的な検討を進めてまいりたいと考えております。また、現在、懸念事項等に係る基礎調査を実施し、その結果を関係者に説明する予定としております。

病院事業局としましては、このことを踏まえ、喫緊の課題である南病棟の耐震化等に対応するため、基本計画について早期に対応してまいりたいと考えております。

同じく(3)、現地建て替えで想定される新たな機能と現地での機能維持についてお答えします。

検討委員会での検討の結果、建て替え後の施設機能を、現在の機能を踏まえた許可病床559床と想定した場合、現病院の約1.6倍となる延べ面積５万7700平方メートルの施設を現地で整備することが可能であります。また、救急搬送の増加や周産期機能の集約化・重点化など、将来の医療需要の増加を見込んで643床に増床することを想定した場合、現病院の約1.9倍となる延べ面積６万6500平方メートルの施設も整備可能であり、新たな機能を加えても現在の機能を維持することは十分可能であると考えております。

同じく(4)、中部病院を現地建て替えと結論づけた理由と、現地建て替えのメリット等についてお答えします。

パブリックコメントでは、12の個人または団体から御意見をいただき、そのうち建て替え場所については、現地と主張したものは３、移転は６、その他は３との結果でございました。将来構想については、パブリックコメント等を考慮しつつ最終的な意思決定を行っており、建て替え場所は、外部有識者を含む検討委員会の意見等を踏まえ総合的に勘案した結果、現地が適地とする将来構想を示しております。また、現地建て替えの場合のメリットとデメリットについては、土地取得費用等の不要や事業の早期着手が可能である一方、工事期間中における駐車場の確保などの懸念が示されております。

同じく(5)及び(6)、中部病院の建て替えに係る現場関係者や県医師会の意見等についてお答えします。(5)と(6)は関連しますので、一括してお答えします。

中部病院の現場関係者からは、医療機能の低下、工事期間中の駐車場の確保などを懸念する意見やヘリポートの設置等の要望がございます。また、沖縄県医師会会長からは、令和６年８月14日付で県立中部病院将来構想（案）の実現へ向けた要望書をいただいており、建て替えに際して、中部病院関係者をはじめ周辺自治体や地域住民とのコンセンサスの機会を充分に確保するよう要望する内容となっております。このようなことを踏まえ、現在懸念事項等に係る基礎調査を実施しており、建て替えに向けて丁寧に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

〔前川智宏　土木建築部長登壇〕

○前川智宏 土木建築部長　３、道路行政についての(1)、離島振興等に考慮した道路整備についてお答えいたします。

県では、離島における生活環境の改善及び産業等の振興を図るため、伊計大橋や浜比嘉大橋等の離島架橋整備を行ってきたところであります。現在、宮城島周辺の地域振興等に資する県道伊計平良川線（宮城島工区）の道路整備に取り組んでいるところであります。引き続きうるま市と連携を図りながら、事業予算の確保に努めるとともに早期の整備に向けて取り組んでまいります。

次に同じく３の(2)、道路法の適用についてお答えいたします。

伊計平良川線（宮城島工区）の北側に位置する宮城・池味地区の道路については、うるま市が管理する市道与那城26号線となっております。当該市道については、道路法の規定に基づき路線の認定がなされておりますが、道路構造令に則した道路線形等の改築が必要であると認識しております。今後、上原地区の進捗や予算の措置状況等を踏まえ、県による道路法の手続等を経て、整備する予定であります。

次に同じく３の(3)、伊計平良川線（宮城島工区）の整備状況等についてお答えいたします。

伊計平良川線（宮城島工区）については、平成24年度から事業に着手し、令和元年度に桃原橋の架け替え工事が完了しております。現在上原地区において、市道に重複した県道の道路区域の変更を行った約1.4キロメートルの区間について、道路整備に向けた用地取得等に取り組んでいるところであります。引き続きうるま市と連携を図りながら、早期の整備に向けて取り組んでまいります。

次に同じく３の(4)、地域資源を生かした道路整備についてお答えいたします。

伊計平良川線（宮城島工区）に隣接するシヌグ堂については、うるま市において観光拠点や地域の憩いの場等として活用できる周辺整備計画があると認識しております。

県としては、うるま市から道路整備と併せたシヌグ堂周辺整備に関する要望があることから、継続的に意見交換を行ってまいりたいと考えております。

次に同じく３の(5)、道路の修繕等についてお答えいたします。

宮城島西部の県道については、路面に亀裂や段差が

生じていることを確認しており、修繕等が必要であると認識しております。現在、うるま市と連携しながら応急対応について検討を進めているところであります。令和７年度に詳細な現地調査等を行い、県において必要な修繕等を実施する予定であります。

次に５、我が党の代表質問との関連についての(1)、比地川のしゅんせつに係る県の判断についてお答えいたします。

比地川については、国頭村から要望を受けて、土木事務所職員が直接現場確認を行い、土砂の堆積状況からしゅんせつが必要と判断しております。

次に同じく５の(2)、防災的観点からの事前対策についてお答えいたします。

県管理河川においては、報得川など32河川についてしゅんせつが必要と認識しており、これまでに３河川が完了し、現在10河川でしゅんせつ工事を実施しているところであります。令和６年11月の北部大雨による河川氾濫を受けて、比地川など８河川のしゅんせつ工事を行うため補正予算を計上しております。引き続き、比地川の浸水被害の軽減など、防災・減災に取り組んでまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　企画部長。

〔武田　真　企画部長登壇〕

○武田　真 企画部長　４、鉄軌道についての中の(1)及び(2)、鉄軌道の事業実施についてお答えいたします。４の(1)と４の(2)は関連しますので、一括してお答えいたします。

平成30年５月に県が策定した沖縄鉄軌道の構想段階における計画書は、概略的な鉄軌道事業のイメージを取りまとめた構想段階の計画となっております。

県としましては、同計画書の次の事業化判断を行う段階において、かねてより国に要望している全国新幹線鉄道整備法を参考とした特例制度に基づく計画の策定を想定しており、鉄道事業法に基づく事業計画の策定については想定しておりません。同計画では、普通鉄道や小型鉄道に加え、専用軌道を走行するモノレールやＬＲＴなどのシステムを含めたものを鉄軌道と位置づけております。システムの方式による建設費や運営費の違いについては、ある程度の違いが生じるものと想定しておりますが、具体的には、事業化の判断を行う計画段階において検討されるものと考えております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　質問の途中ではありますが、大屋政善議員の再質問は時間の都合もありますので、午後に回したいと思います。

休憩いたします。

午後０時０分休憩

午後１時21分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

大屋政善議員の再質問を行います。

大屋政善議員。

○大屋　政善 議員　午前に引き続き、再質問をさせていただきます。

まず１番目の、農業政策についてお尋ねをします。

先ほどの答弁の中で、５年後、10年後のサトウキビの生産量については最終的には11万から12万トンを確保したいという答弁がありました。

そこで、ちょっとお尋ねをいたします。

サトウキビの生産量については、ここ数年のうちに急激に減少することはないと考えております。そこで、ゆがふ製糖工場の移転計画の策定に当たっては、５年後、10年後のサトウキビの生産量なども踏まえた計画であると思うのですが、そのためにはやっぱり生産農家の負担軽減にも配慮するなど、県の基幹作物にふさわしいものとなるよう県が中心となって関係市町村、関係団体、協議会、プロジェクトチームなどを立ち上げて、これまで以上にサトウキビ生産に対する支援や経営環境の改善に取り組んでいただきたいということであります。そのことについてお伺いをします。

○中川京貴 議長　農林水産部長。

○前門尚美 農林水産部長　お答えいたします。

ゆがふ製糖工場の検討につきましては、沖縄県分蜜糖製糖工場安定操業対策検討会議ということで令和２年に立ち上げまして、関係市町村、関係機関等との情報共有、そしてまた方針等に取り組んでいるところです。引き続き連携しながら、県のほうでリーダーシップを持って進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○中川京貴 議長　大屋政善議員。

○大屋　政善 議員　ありがとうございます。

サトウキビは沖縄の基幹作物であり、農家は絶対に守らなければならないと思うところであります。そのサトウキビ、これまで以上に増産することを考えた場合、やっぱり県の支援策が最も必要だと考えます。今現在、サトウキビの刈取りに利用されておりますハーベスタの利用料金、そしてトラクターの購入など、農業をするにはどうしてもトラクターなどの機械が必要であります。そういった助成金などを県としても考えられないか、お尋ねをします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後１時25分休憩

午後１時26分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

農林水産部長。

○前門尚美 農林水産部長　お答えいたします。

さとうきび生産総合対策事業におきまして、サトウキビの生産性、また品質の向上を図るために、高性能農業機械の導入や農業用施設の整備を支援する事業がございますので、県のほうでは国また市町村と連携を取りながら、ハーベスタ等の高性能農業機械の導入支援ということで取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

○中川京貴 議長　大屋政善議員。

○大屋　政善 議員　ありがとうございます。

今の答弁からしますと、そういった事業が多々あるのは分かっております。多々分かっておるんですが、県自体――国、県の補助事業があるということは分かるのですが、県自体でもそういったハーベスタ――各市町村でも出しているんですよ、ハーベスタの刈取り助成金は。県もそれを考えられないかと。トラクターの購入補助金・助成金。市町村でもトラクターの補助金とか――例えば、この市町村でトラクターを買うときには50％補助するとか、お隣の金武町ではそういう事業もやっているというのは聞いております。そういう関係もありますから、やっぱりこれからの農業、サトウキビの増産を考えた場合に、県からもそういったものを助成することが必要ではないですかということでありますので、まあその辺は今答弁はよろしいですが、ぜひこれに向けて頑張っていただくようお願いを申し上げます。

次、移ります。

製糖工場の移転について、製糖工場の移転は決まっておるということは理解します。工場移転予定地はどうなっておりますか。お願いします。

○中川京貴 議長　商工労働部長。

○松永　享 商工労働部長　お答えいたします。

ゆがふ製糖株式会社への国際物流拠点産業集積地域の用地の分譲につきましては、現在履行期限が令和８年――再来年の３月までとなっております。また、令和７年――来年の３月末までに、新工場の規模及び機能、整備事業費及び資金計画、運営体制について明らかにしていただくということを条件としているところでございます。

以上です。

○中川京貴 議長　大屋政善議員。

○大屋　政善 議員　予定地は令和８年までの期限が残っておるということで理解してよろしいんですか。そうなった場合に、やっぱりそれまでにはどうしても予算規模を確定しないと、どうなるか分からないということになりますよね。

農林水産部長、そのことについて協議会あるいは製糖工場との話合いを急ぐ必要があると思うんですが、その点についてお伺いをします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後１時30分休憩

午後１時30分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

農林水産部長。

○前門尚美 農林水産部長　お答えいたします。

県では、沖縄県分蜜糖製糖工場安定操業対策検討会議で検討を重ねているところでありますけれども、現在、建設費、事業実施主体、また財源の確保等が工場整備に関しましては大きな課題となっておりまして、現在同社に対しまして見積りの再徴収と精査を求めているところであります。引き続き進捗確認等行い、早期の工場整備に向けて取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

○中川京貴 議長　大屋政善議員。

○大屋　政善 議員　ぜひ頑張っていただきたいと思いますが、この工場も60年が経過していると言われております。60年ともなると、機械が老朽化しているのでいつ壊れてもおかしくないというような状況にもあると思います。そういうことでありますので、ぜひ地元、県が主体となって工場あるいは協議会と一緒に、早い時期に決定をしてもらいたいという要望をしておきます。お願いします。農業振興の立場からお願いをするわけですが、農業振興の発展にもつながると思いますのでよろしくお願いします。

次に移ります。

２番目の、中部病院の件について再度お尋ねします。

先ほど、病院事業局長から答弁をいただきました。知事からも答弁をいただきました。ありがとうございます。現地建て替えで決定ということで理解してよろしいですね――現地建て替えで理解します。これまでの病院側とのやっぱり――今病院の院長、先生、看護師などからいろいろありましたが、その点について、やっぱり医師とか看護師とかの働く環境、そういった改善はできるものと理解してもよろしいですか。そういうことであれば、そういった話合いの中でやっぱり

ちゃんとお互いに理解してやったということであると思いますが、その内容をちょっと答弁お願いします。

○中川京貴 議長　病院事業局長。

○本竹秀光 病院事業局長　お答えします。

南棟に関してが、今一番の喫緊の課題です。病院長時代からそれに対する対応ということでやってきました。今回もう43年にもなりまして待ったなしというところで、やはり建て替えないといけないということで１年前から委員会を開いてきたわけですけど、その中で病院側との――院長のＯＢということで病院に出かけることもよくあります。そこでもいろいろお話ししますけれども、移転したいとか、あるいは現地でもいいとかいろんな話がある中で、いろいろこちらの意見も述べながら、向こうも意見を述べながらこれまで来たということで、でもなかなか理解してもらえないことは、これからも十分説明していく必要があるだろうと思っています。

○中川京貴 議長　大屋政善議員。

○大屋　政善 議員　ありがとうございます。

病院事業局長からあったように、理解しておきます。この点については、時間がありませんので終わりたいと思います。

道路行政についてお尋ねをします。

今現在、上原地区の整備に取り組んでおりますが、上原地区のほうはいつ頃までに終わるんですか。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　上原地区の完了目標でございますけれども、現在、令和６年度は用地取得等に取り組んでいるところでございます。７年度も引き続き用地取得に取り組みますが、それらに期間を一定程度要しますことから、現時点におきまして完成時期を明確にお示しすることが難しい状況でございます。

○中川京貴 議長　大屋政善議員。

○大屋　政善 議員　いつ頃終わるという答弁ができないというのが、ちょっと残念でありますね。残念であります。その点については、後でまたぜひしっかりと頑張っていただきたいと思いますが、次の機会にまた質問してやっていきたいと思います。

３の(5)、今現在、滑っている土台に路盤材を入れるということでありましたが、そこはちゃんとした調査等を行って具体的にできるのか、どのような形でやるのか、お尋ねをします。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　令和７年度に詳細な現地調査等を実施いたしまして、県において必要な修繕を実施していく予定としているところでございます。

○大屋　政善 議員　ありがとうございます。終わります。

○中川京貴 議長　徳田将仁議員。

〔徳田将仁　議員登壇〕

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後１時37分休憩

午後１時37分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○徳田　将仁 議員　皆さん、こんにちは。

徳田です。

それでは、通告に従って一般質問を始めたいと思います。よろしくお願いします。

１、国道507号整備について。

(1)、国道507号（八重瀬道路）については、未整備である主要な交差点（座喜味交差点、富盛交差点）において、右折帯がなく、朝夕の渋滞が発生している状況であります。場所によっては右折するのに３回も信号を待つことから、運転者による無理な右折の危険性や渋滞を解消するためにも、主要な交差点において整備を急いでいただきたいが見解を伺いたい。

(2)、終点側の具志頭交差点についての交差点改良(整備)も早期に行なっていただきたいがどうか。

２、県道82号線、八重瀬町字宜次の地滑り対策事業について。

(1)、当該事業箇所は、南部徳洲会病院前から糸満市側に向けて約330メートル付近に位置しています。現在、地滑りに関する安全対策として両側の歩道約350メートルが通行止めとなっており、地域住民の買物や災害時の通行等に支障があることから、早期の完了に向けて取り組んでいただきたい。事業期間、計画等を伺いたい。

３、沖縄県内国公立大学薬学部設置について。

(1)、進捗を確認したい。令和５年２月９日に策定された沖縄県内国公立大学薬学部設置に関する基本方針のロードマップの中では、基本計画、基本設計、実施設計、教員確保の時期となっているが、今現在どのような段階なのか。

(2)、琉球大学との協議をなされたと思うがどういった声が上がったのか、また大学側が懸念している事項等は何か。

４、マリンタウン・ベイサイド・ビスタ県有地の譲渡要請についてお聞きします。

(1)、要請内容はどのようなものか伺いたい。

(2)、今後どのように県として対応するのか。想定される内容も含め具体的に伺いたい。

(3)、当該地区は平成17年に埋立竣工認可を受け、

陸地とみなされて約20年が経過しています。与那原町としては、一日でも早くＭＩＣＥエリア形成事業基本計画に沿った市街化形成を望んでいるが、県の整備計画では常に未定であります。この際与那原町に任せてはどうか、伺いたいと思います。

５、県道糸満与那原線バイパスについて。

(1)、会議への参加者及び会議内容を伺いたい。

(2)、今後どのようなスケジュールで事業を進めていくのか。

(3)、本路線の事業化のめどはいつ頃になるのか。

６、国道329号与那原バイパスと県道糸満与那原線との交差点について。

(1)、県はこの渋滞の現状を把握しているのか。

(2)、この交差点の渋滞を解消する考えはあるのか。

(3)、与那原町が改善を要望して約１年になるが、いまだ進捗していないのはなぜなのか。

(4)、町からの要望後、国や公安委員会との会議はいつ頃行ったのか。

(5)、改善のめどはいつ頃になるのか。

○中川京貴 議長　玉城知事。

〔玉城デニー　知事登壇〕

○玉城デニー 知事　徳田将仁議員の御質問にお答えいたします。

沖縄県内国公立大学薬学部設置についての御質問の中の３の(1)、薬学部設置の進捗状況ついてお答えいたします。

沖縄県は、薬学部の設置を希望する県内国公立大学の公募を令和５年９月から12月までの期間で実施しましたが、応募はありませんでした。しかしながら、琉球大学から薬学部設置の可能性を含め協議を進めたいとの回答があったことから、令和６年５月及び同年９月に、沖縄県と琉球大学による薬学部設置等薬剤師確保対応方策検討連絡会を開催して協議を行っております。

沖縄県としましては、引き続き琉球大学と協議を行いながら、県内国公立大学への薬学部設置及び薬剤師不足の解消に取り組んでまいります。

その他の質問につきましては、部局長から答弁させていただきます。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

〔前川智宏　土木建築部長登壇〕

○前川智宏 土木建築部長　１、国道507号整備についての(1)及び(2)、国道507号八重瀬道路の進捗状況等についてお答えいたします。１の(1)と１の(2)は関連しますので、一括してお答えします。

国道507号八重瀬道路の令和５年度末の進捗率は、事業費ベースで約53％であり、今年度は東風平中学校前の歩道橋撤去、令和７年度から東風平交差点部の整備完了に向け取り組むこととしております。東風平中学校前から具志頭交差点までの区間については、交差点部の暫定的な改良による整備も行いながら、用地取得にも取り組んでいきたいと考えております。引き続き、予算の確保に努めるとともに、八重瀬町と連携を図りながら早期整備に向け取り組んでまいります。

次に２、県道82号那覇糸満線ののり面対策についてお答えいたします。

八重瀬町宜次における那覇糸満線は、道路のり面に変状が生じていることから応急対策を行っておりますが、部分的な崩壊が懸念されることから、安全確保のために両側の歩道を通行止めにしております。抜本的な対策については、現在設計を行っているところであり、令和７年度から対策工事を予定しております。引き続き、道路のり面の早期対策に努めてまいります。

次に５、県道糸満与那原線バイパスについての(1)、検討状況等についてお答えいたします。

県道糸満与那原線バイパスについては、これまで検討したルート案について、去る11月５日に南城市、与那原町及び県の３者で意見交換を行ったところであります。意見交換では、ルート案に対する合意は得られたものの、整備に当たっての要望等が示されております。引き続き、地元自治体の理解が得られるよう取り組んでまいります。

次に、同じく５の(2)及び(3)、事業化に向けた今後のスケジュールについてお答えいたします。５の(2)と５の(3)は関連しますので、一括してお答えします。

事業化に向けた今後のスケジュールについては、要望に対する地元自治体の理解を得るとともに、地域住民の合意形成や環境影響評価等を行う必要があることから、現時点で明確にお示しすることが難しい状況であります。引き続き、地元自治体と意見交換を行い、事業化に向けて取り組んでまいります。

次に６、国道329号与那原バイパスと県道糸満与那原線との交差点についての(1)及び(2)、交差点の渋滞状況と対策についてお答えいたします。６の(1)と６の(2)は関連しますので、一括してお答えします。

当該交差点においては、国道329号与那原バイパスが暫定形であることから、交差する県道糸満与那原線において、車線の制限により右折車両が滞留し、渋滞が発生しております。そのため渋滞対策については、国において交差点の運用を検討し、公安委員会と調整を行っているところであり、県においても国と連携

し、改善に取り組んでいるところであります。

次に同じく６の(3)、(4)及び(5)、渋滞対策の進捗状況についてお答えいたします。６の(3)から６の(5)は関連しますので、一括してお答えします。

県は、国との調整を令和５年度から行っており、公安委員会との調整は、国と連携して令和６年６月から実施しております。現在、交差点の管理者である国と公安委員会が調整を進めているところであり、調整が整い次第、対策を行うこととしております。引き続き、早期の交差点の改善が図られるよう、国と連携して取り組んでまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　保健医療介護部長。

〔糸数　公　保健医療介護部長登壇〕

○糸数　公 保健医療介護部長　３、沖縄県内国公立大学薬学部設置についての(2)、琉球大学との協議内容等についてお答えします。

県は、検討連絡会において、県内の薬剤師不足に係る課題や県内国公立大学への薬学部設置の課題等について協議を行っております。琉球大学に薬学部を設置する場合の懸念事項としては、学生及び教員定員の確保、建設費及び運営費の確保等が確認されています。

県としましては、引き続き協議を行いながら、県内国公立大学への薬学部設置に取り組んでまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　文化観光スポーツ部長。

〔諸見里　真　文化観光スポーツ部長登壇〕

○諸見里　真 文化観光スポーツ部長　４、マリンタウン・ベイサイド・ビスタ県有地の譲渡要請についての(1)、要請内容についてお答えいたします。

令和６年11月13日に、与那原町から池田副知事に、マリンタウン・ベイサイド・ビスタ県有地の譲渡について要請書が手交されております。その内容は、マリンタウンＭＩＣＥエリアの魅力を高め、東海岸地域の発展に寄与するため、大型ＭＩＣＥ施設整備事業の任意提案エリアであるＨ２及びＨ３ゾーンの土地を町に譲渡し、町において積極的に活用することで早期の市街化形成を図りたいとするものです。

同じく４の(2)と(3)、県有地の譲渡要請への対応についてお答えいたします。４の(2)と４の(3)は関連しますので、恐縮ですが一括してお答えします。

県は、現在、事業者へ参加表明に至らなかった理由の聞き取りとＭＩＣＥ需要調査等を実施しております。今後、調査結果等を踏まえ、有識者で構成する委員会で要請のある地区を含む事業範囲等を検証し、その結果を与那原町を含む関係４町村で構成する東海岸地域サンライズ推進協議会と共有の上、マリンタウンＭＩＣＥエリアのまちづくりの在り方及び当該土地の適切な活用方法について検討してまいります。

県としては、新・沖縄21世紀ビジョン基本計画において、大型ＭＩＣＥ施設の整備とＭＩＣＥを中心とした魅力あるまちづくりを推進することとしており、県経済の活性化や産業の振興を図るとともに、東海岸地域の振興による県土の均衡ある発展につなげてまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　徳田将仁議員。

○徳田　将仁 議員　土建部長、すごいさらっと答え過ぎじゃないですか。もう少し何か深掘りしてしっかりとした説明があったらよかったなと思ったけど、少しずつ話していきたいと思います。今から褒めようと思っているのに、土建部長。

まず初めに再質問の前に、この国道507号の件、県担当課長、そして班長が八重瀬町に出向いて、町長、担当部局に対して今後の整備方針の説明を行っていただいたみたいで、本当にありがとうございます。本当に地元は感謝していました。ありがとうございます。このように、今後もじかに足を運んでいただいて、そして地域の声をしっかりと聞いて事業を進めていただきたいと思っていますので、どうぞよろしくお願いします。

大問１から再質問を始めたいと思います。

国道507号の整備について。

座喜味交差点、富盛交差点の渋滞緩和に向けた用地買収というのは、どの程度進んでいるのか答弁ください。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　今、議員御発言の座喜味交差点――東風平南交差点というふうに私どもは呼んでおりますが、こちらの渋滞箇所につきましては、取得済みの用地を活用して、令和７年度から北向け車線の右折帯の設置を検討する予定としております。また、富盛交差点や具志頭交差点につきましても、引き続き八重瀬町と意見交換を行いながら、暫定的な対策も含め対応を検討していきたいと考えているところでございます。

○中川京貴 議長　徳田将仁議員。

○徳田　将仁 議員　ありがとうございます。

課題を解決してほしい主要な交差点を、今回３つ挙げました。その中で、特に暫定的にでも課題解決できそうな交差点は座喜味交差点だと。そして、今までのお互いの調整の中で、非常に前向きな答弁、答えをも

らっています。これを暫定的に進めるためには、やっぱり今後県警とかそういったところの確認などがいろいろあると思いますが、どのような過程を経て、そしてどのようなスケジュール感で今後行くのか、答弁ください。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　先ほど、令和７年度から右折帯設置の検討をするというふうにお答えをいたしました。交差点の形状等につきましては、議員御発言のとおり、道路交通法に基づく公安委員会との協議等がございます。まずは、どのような形で右折帯を設置するのかという設計を進めつつ、公安委員会との協議も含め進めながら、右折帯の設置に向けて取り組んでいきたいと考えております。

○中川京貴 議長　徳田将仁議員。

○徳田　将仁 議員　ありがとうございます。

すぐにでもこうやって解決できそうなところを一つずつ示していく、そういったところをやっぱり大事にしてほしいなと思います。

先ほど答弁があったんですけど、507号八重瀬道路について、平成27年からこの９年で３％しか進んでいないことを、もう八重瀬町の方々はみんな知ってしまいました。事業の大幅な遅れを本当に申し訳ないと少しでも思うのであったら、ぜひとも暫定的にでも、すぐにでも解決できそうな座喜味の渋滞、目の前の課題を解決していただきたいと思います。期待しています。お願いします。

大問２に移りたいと思います。

県道82号線、八重瀬町字宜次地内の地滑り対策事業について再質問します。

緊急性があったからなのか分からないんですけど、地元自治体に対して何の説明もないまま、いきなり事業を開始したと伺っています。地元も町民に対して、告知や説明をする間もなかったんですよ。これは何でなんですか、答弁ください。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　当該箇所につきましては、のり面崩壊のおそれがあったということから、歩行者の安全確保を第一に考えまして通行止めにしたところでございます。通行止めの実施に当たりましては、八重瀬町役場や地元の区長などへのチラシの配布ですとか、対面の説明により周知を行っておりますが、議員御指摘のとおり十分に説明をする時間がなく、緊急性を優先していることから、そのような地元への説明が多少不足していた面はあろうかと思っております。この点は反省して、十分地元と調整していきたいと考えております。

○中川京貴 議長　徳田将仁議員。

○徳田　将仁 議員　さっき足を運んでいただいてありがとうございますと言った後で恐縮ではあるんですけど、ぜひともこういった場合も緊急性があったにしろ、必ず足を運んで少しでも地元自治体に協力を求めるように、次からは二度とないようにお願いします。

この道路ですけど、沖縄県緊急輸送道路ネットワーク計画において、第二次緊急輸送道路として指定されていると思います。災害時における重要な道路でもあるんですけど、その点はどう考えていますか。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後１時57分休憩

午後１時57分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　議員御指摘のとおり、県の緊急輸送道路に位置づけられております。八重瀬町の防災計画等において避難路等の指定はないというふうに聞いておりますが、いずれにしましても緊急輸送道路ということで位置づけられておりますので、対策工事の早期完了に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○中川京貴 議長　徳田将仁議員。

○徳田　将仁 議員　それぐらい大事な道路。地域住民の歩道が今現在でも７か月間通行止めになっています。350メートルも、両側ですよ、両側。両側350メートルも通行止めにしているので、とにかくスピード感を持って、片側からとかでもいいので歩道の通行止めの解除をお願いしたいと思います。答弁ください。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　議員御指摘のとおり、一定程度の区間を通行止めにしておりますので、地域住民の皆様方には大変御不便をおかけしていることかと存じます。安全を第一に行っておりますが、一日でも早く通行止めの解除に至れるように検討を進め、取り組んでまいりたいと考えております。

○中川京貴 議長　徳田将仁議員。

○徳田　将仁 議員　もう最初の答弁からそれぐらい誠意ある答弁であったらうれしかったなと思っています。

大問３に移ります。

沖縄県内国公立大学薬学部設置についてお聞きします。

2018年に琉球大学への薬学部の創設を求める署名

活動で、県薬剤師会、県医師会、そして県歯科医師会、県看護協会との連名で10万1660筆の署名も集まっております。人口10万人当たりの薬剤師数が、2012年から沖縄は全国最下位の状況ですよね。薬剤師偏在指標で令和18年の予測では、令和４年より状況が悪化するとの課題ももう見えているわけであります。薬剤師養成の状況は、毎年約110人の学生が県外の薬学部に入学しています。そして毎年約75人が薬剤師国家試験に合格しています。しかし、求人の状況は毎年度100人程度の求人が出ている状態。同時にここでやっぱり見えてくるのが、県出身者が薬剤師不足解消にあまり寄与していない現状が見えてくるわけでございます。その点をどう考えているのか、対策等どう考えているのか答弁ください。

○中川京貴 議長　保健医療介護部長。

○糸数　公 保健医療介護部長　お答えいたします。

今御指摘いただきましたように、10万人当たりの薬剤師の数が全国に比べてかなり低いというふうな状況がありまして、現場のほうからも薬剤師の確保が喫緊の課題というふうなことで伺っているところです。長期的には、薬学部を県内に設置することで、安定的に沖縄県内に薬剤師の供給ができるというふうなことで取り組んでいるところですけれども、先ほど答弁したように、琉球大学等と協議をして、まだ設置する大学の確定までには至っていないところでございます。短期的には、今薬学部に在籍している例えば県出身の学生の方々に、奨学金の支払いについて一部県のほうで助成をするという形で、毎年36万円を県が支出をすることで、沖縄県内に一定期間勤務していただけるというふうな形の薬剤師確保対策モデル事業というのも併せて実施をしておりますので、現場の薬剤師不足の状況が解消できるような動きをしながら、長期的な対策に取り組んでいるという状況でございます。

○中川京貴 議長　徳田将仁議員。

○徳田　将仁 議員　それでも駄目だから、次の手を考えて少しでも戻ってくるように頑張ってください。

国立大学は、原則として学生の定員を増やすことを認めていない。学部を増やすなら、ほかの学部の定員を減らさないといけない。設備投資や人件費に費用がかかるなどの課題がやはり挙がっているとは思うんですけど、しかしながら、そちらも御承知のとおり、令和４年度から、魅力ある地方大学の実現に資する地方国立大学の定員増について、特例的な定員増を実施できるようになったわけでございます。ここで大事なのは、沖縄県の本気度。そして知事の本気度。それがなくては大学も手を挙げられません。その点をどう考えているか、意気込みも含めて知事、お聞かせください。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　先ほど答弁させていただきました、県は検討連絡会において、県内の薬剤師不足に関する課題ですとか、あるいは県内国公立大学への薬学部の設置の場合の国による支援、あるいはどのような財政支援ができるかということも総合的に検討を進めさせていただいております。議員御意見のように、やっぱり県内で薬剤師を育成して、その人材をしっかりと確保するという将来構想も含めた協議の在り方について、さらに部局等を中心に検討を進めていきたいと思います。

○中川京貴 議長　徳田将仁議員。

○徳田　将仁 議員　知事のこの本気度、しっかりと見せていただきたいと思います。沖縄の今後の人材育成のためにも、そして県民がいつまでも元気で暮らせるように、どうか薬学部設置は全県を挙げて頑張っていきましょう。よろしくお願いします。

大問４、マリンタウン・ベイサイド・ビスタ県有地の譲渡要請について、再質問したいと思います。

この件に関しては、令和３年から要請をしていると思います。先ほど答弁であったように、今年も11月13日に与那原町から譲渡要請があったと思うのですが、この要請を受けて譲渡の可能性はあるのか。譲渡するのであれば、どのような基準または考えで譲渡する予定なのか、お聞かせください。

○中川京貴 議長　文化観光スポーツ部長。

○諸見里　真 文化観光スポーツ部長　県有地譲渡の県の考え方についてお答えいたします。

与那原町長を含む有識者で構成する委員会においては、当該県有地を現行どおり大型ＭＩＣＥ施設整備の事業範囲とする場合と事業範囲としない場合について検討し、事業範囲としない場合は、町への譲渡について所管する部局と調整し検討していきたいと考えております。また、譲渡価格につきましては、鑑定評価額と町から要請のある造成価格等を勘案し、適当な価格を検討してまいります。今後、事業範囲及び譲渡価格については、町の意向も十分に踏まえた上で判断してまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　徳田将仁議員。

○徳田　将仁 議員　今の答弁、譲渡するのであれば、基準また金額の問題じゃなくて――今話した金額ももちろんやるんですけど、どのような考えで譲渡するのか。例えば県の意向に沿ってくださいよとか、そう

いったものがあると思うんですけど、どういった考えで譲渡するのか、お願いします。
○中川京貴 議長　文化観光スポーツ部長。
○諸見里　真 文化観光スポーツ部長　現時点で、ちょっとそこまで踏み込んでのお答えはなかなか難しいところでありますが、委員会の中に与那原町長も入っていますので、できましたらそこで町長からしっかり直接背景とか考え方をお伝えいただいて、委員会を構成している他の分野の専門家の意見も十分踏まえた上で、なるべく町の意向に沿った形で検討していければと考えているところでございます。
○中川京貴 議長　徳田将仁議員。
○徳田　将仁 議員　与那原町からの要請で、造成単価での販売を依頼する内容であったと思うんですけど、どのような考えで譲渡価格を決定するのか、答弁ください。
○中川京貴 議長　文化観光スポーツ部長。
○諸見里　真 文化観光スポーツ部長　お答えいたします。
　県では通常、公有財産である土地の売払い、それについては２者の不動産鑑定士の鑑定評価額、これを平均する方法で土地価格を算定しております。今回、町から要望のある造成単価という形がございますので、それも含めて今後議論していきたいと考えております。
○中川京貴 議長　徳田将仁議員。
○徳田　将仁 議員　販売の根拠として、どのような根拠に基づき行われるのか。平成８年に締結した協定書及び覚書において、別途協議するとなっています。過去に与那古浜公園など、協議の上販売された実績もあります。今回についても、その協議により販売することは可能なのかどうか答弁ください。
○中川京貴 議長　文化観光スポーツ部長。
○諸見里　真 文化観光スポーツ部長　お答えいたします。
　先ほど答弁したように、通常県としましては、２者の不動産鑑定士から鑑定評価額を取って平均するという方法ですが、ほかにも具体的にそれとは別途違う対応をしている状況も把握しておりますので、それも踏まえて今後少し具体的に議論していくと。ちょっと今の時点では具体的にお答えできません。
○中川京貴 議長　徳田将仁議員。
○徳田　将仁 議員　県の言い分ももちろん分かります。でも、マリンタウン・ベイサイド・ビスタは、もちろん与那原町としても、沖縄県マリンタウンＭＩＣＥエリア形成事業基本計画に定める土地利用と整合を図りながら活用する予定であります。その中で仮に町が活用する場合は、現用地の改良をしたり、販売に向けて整備を行わなければいけません。それなりの費用がやはり発生してくるわけですから、土地代金として販売するため多くの企業に興味を持っていただくためには、販売価格を考慮して造成単価で譲渡する必要があると考えているんですよ、だからお願いしているんですよ。可能性があるのかだけお願いします。
○中川京貴 議長　文化観光スポーツ部長。
○諸見里　真 文化観光スポーツ部長　当然、議論はいろんな可能性が議論できると思いますので、そういう内容も含めて排除せずに、いろんな議論をしていきたいと思っています。
　以上です。
○中川京貴 議長　徳田将仁議員。
○徳田　将仁 議員　ありがとうございます。
　前議会でも、照屋副知事の答弁で、副知事自体も精力的にＭＩＣＥ誘致してきたと。入札不調は非常に残念でショックを受けている。しかし、経営は変化への対応。何かへ変化する条件に合わせて進めていく、デニー県政の不動の決意と答弁していました。私も、東海岸地域を活性化させたい議員として、何が何でもこのＭＩＣＥ事業を成功させたいんですよ。だからこそ、入札不調だった現状も合わせて、変化への対応をしていただきたいんです。あまり自分たちだけで荷物を抱えずに、地域のために沖縄県はあるわけでありますから、少し肩を預けるような、本当の意味で連携協力して共に進めていってほしいんですよ。知事、どうですか。
○中川京貴 議長　玉城知事。
○玉城デニー 知事　答弁をさせていただいておりますけれども、このマリンタウン・ベイサイド・ビスタ県有地の譲渡については、現在、そのＭＩＣＥ事業者に対して参加表明に至らなかった理由ですとか、あるいは今後検討されるべき周辺の環境整備等含めた全体像をもう一度見直してみようというようなことも含めて協議をすることが必要であると思います。その際には、現有地、マリンタウン・ベイサイド・ビスタの活用等も含め、あるいはスーパーヨット等を誘致できるようなマリンポートの整備等も含めて、どのような事業から先に先行させるべきかなど、総合的にいろんな観点から検討をしなければならないというように考えております。引き続き、このマリンタウンＭＩＣＥエリアをサンライズベルト構想の核となる施設として、しっかりと進めていけるように取り組んでまいりたいと思います。

○中川京貴 議長　徳田将仁議員。

○徳田　将仁 議員　知事、ありがとうございます。不動の決意でお願いします。

県も地元自治体も、このエリアに対して多額の予算と時間を投入しています。県の構想に沿ってしっかり地元が進めていくと言っていますので、お金を生まない現状をいつまでもほっておかないでお金を生み出していく、周辺地域に波及効果を生み出していく、そんな地域を先につくってＭＩＣＥを含めた周辺地域の経済基盤の呼び水にしていくとの与那原町の深い覚悟、そういった地元の意思を酌み取っていただきたいと思います。とにかくスピード感を持って、二度と入札不調にならないように強く要求したいと思います。

それでは大問５に移りたいと思います。

県道糸満与那原線バイパスについて。

環境アセスメントはどのぐらいの期間を考えているのか答弁ください。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後２時11分休憩

午後２時12分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　環境アセスメントにつきましては、現時点におきましては４年から５年程度かかるのではないかという見積りでございます。

○中川京貴 議長　徳田将仁議員。

○徳田　将仁 議員　何で４年も５年もかかるんですか、また答弁ください。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　環境影響評価につきましては、方法書ですとか準備書などの様々な手続がございますし、現況調査につきましても、１年を通してやらなければならないなどの調査がございますので、一定程度時間はかかるものと考えております。

○中川京貴 議長　徳田将仁議員。

○徳田　将仁 議員　４年から５年って本当に――じゃあ４年、５年、示せる時期はいつ頃になるんですか。どれぐらいで終わりますというのを示せる時期というのは、どれぐらいで分かるのですか。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　法令に基づきまして、環境影響評価の手続に着手した時点におきまして、一定程度スケジュールについてお示しできるのではないかと考えております。

○中川京貴 議長　徳田将仁議員。

○徳田　将仁 議員　分かりました。あまり時間がないので、何度も言ってますけど、この道は平成21年からずっと計画が止まったままなんですよ。これまで尽力してくださった方々の思いも止まったままなんですよ。ＭＩＣＥで交通渋滞が起きて迷惑施設にしてはいけない。これからの南部振興のためにも、この主要地方道の糸満与那原線バイパス、ルート案も含めて一歩踏み出したとは思っています。でも、このアセス期間も早急にしてほしいし、開通も早急にしてほしいので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

大問６、国道329号与那原バイパスと県道糸満与那原線との交差点について再質問したいと思います。

なぜそもそもこの２車線の場所を、このようにガードレールで１車線に狭める形態にしたのか答弁ください。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　当該交差点におきましては、国道バイパスが片側１車線の暫定形で開通するということから、交差点内の安全を確保するため、片側２車線の県道から流入する車両の通行を制限することを目的としてガードレールを設置したものでございます。

○中川京貴 議長　徳田将仁議員。

○徳田　将仁 議員　その当時は当時で思いがあったと思います。でも、今の現状現状に合わせて変化をしっかりしていく、それに対応してほしいと思います。この国道と県道が交わる交差点、朝の通勤・通学時に200メートルほどの渋滞ができるわけであります。道路整備はもうできています、道路はきれいにできている。あとはガードレールを取っ払うだけ。もうとっても簡単な話です。

最後に、再度、早期の改善の時期を具体的にお聞きしたいと思います。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　先ほどお答えしましたが、交差点の形状等、交差点内に区画線を設置する場合においては、道路法の規定によりまして、公安委員会と調整することと規定されております。現在、国において関係機関との調整をしているところというふうに聞いておりまして、その協議の進捗を勘案しながら、早期に現状の改善に取り組んでまいりたいと考えております。

○中川京貴 議長　徳田将仁議員。

○徳田　将仁 議員　ありがとうございます。

目の前の課題、しっかりとお互いで協議しながら解決していければと思っています。どうぞよろしくお願いします。

一般質問を終わります。

○中川京貴 議長　花城大輔議員。

〔花城大輔　議員登壇〕

○花城　大輔 議員　会派沖縄自民党・無所属の会、花城大輔です。

お聞き苦しいかもしれませんが、私も一生懸命生きておりますので、我慢してお付き合いいただければというふうに思います。

まずは泡盛のユネスコ無形文化遺産登録、大変うれしいニュースでありました。関係者の皆様には心からお祝いを申し上げます。本日質問の前に、私の政治生命に関わるこの泡盛について所見を述べるところから始めさせていただきたいと思います。

それは、去る９月定例会の中で行われた経済労働委員会の中で、泡盛乾杯条例に関する陳情を審査中の出来事でありました。ある委員が、不規則に、大輔はウイスキーしか飲まないからちゃんと泡盛を飲みなさい、と発言したことに端を発しました。翌日には、あろうことか県内紙の片隅にそのことが記事になったわけであります。私はその日から恐怖で寝られないようになりました。花城大輔は泡盛を飲まない。それが花城大輔はふるさとをあまり愛していないのじゃないか、そしてそれが花城大輔は県議会議員にふさわしくないんじゃないのか、そこまで発展しているように思え、私は出かけるたびに私が何を飲んでいるのか皆さんがチェックしているような気がして、落ち着きを取り戻すことができませんでした。ただ、私はビールや日本酒、焼酎、ワイン、全てのお酒が好きでありますけれども、何が一番好きかと尋ねられれば間髪入れずに泡盛と答えます。これが言いたいがためにもう既に２分使っておりますけれども、皆様、泡盛心中という歌を御存じでしょうか。これは十数年前に、タレントで歌手の上沼恵美子さんという方がシングルカットで全国にデビューした歌でありますけれども、この歌を作詞したのが石垣が誇る「やいま」で有名なミヤギマモルさんのお父様、そしてその歌詞に初めてミュージシャンとして曲をつけたのがミヤギマモルさんということで、今カラオケなどでも歌うことができます。曲名こそ少し過激な感じもありますけれども、この歌を聞きますとミヤギマモルさんのお父様がどれだけ泡盛を愛していたのか、その部分に触れると皆様も共通する部分が多いだろうと思います。また、泡盛がどれだけ大切な存在であるかが理解できる内容になっております。私も今日この一般質問がどのような結果になるかは分かりませんけれども、一生懸命やって、今夜は泡盛の情けに癒されたいと思います。

それでは質問に移ります。

１、知事の政治姿勢について。

(1)、給食費無償化に向けた取組の進捗について伺います。

(2)、陸上自衛隊記念行事に対する県の対応について伺います。

(3)、ゆがふ製糖のしゅんせつ工事の進捗について伺います。

(4)、令和５年最高裁判決に対する県の見解について伺います。

(5)、第50回衆議院選挙結果について伺います。

２、ワシントン事務所について。

(1)、ワシントンコア社とマーキュリー社との再委託の妥当性について伺います。

(2)、沖縄県ワシントン株式会社の設立目的について伺います。

(3)、決裁者としての知事の見解を伺います。

３、普天間飛行揚代替施設建設工事について。

(1)、安和桟橋における安全対策の進捗について伺います。

(2)、本部港塩川地区における安全対策の進捗について伺います。

４、県民の生活を守るための県警の活動について。

(1)、極左暴力集団とは何かについて伺います。

(2)、他に危険な団体が県内に存在するのかについて伺います。

(3)、上記の団体の普段の活動について伺います。

５、南部医療センターＩＣＵについて。

(1)、文教厚生委員会に提出されている陳情第101号について伺います。

６、我が党の代表質問との関連について。

まず１番、大浜一郎議員の質問の中のワシントン駐在に関する諸問題について。

質問は、営利企業と県職員の二重の身分について改めて見解を伺います。

そして、ワシントン駐在の県職員報酬として適正に処理されているか改めて見解を伺います。

以上になりますけれども、再質問はワシントン事務所のほうからさせていただきます。

○中川京貴 議長　玉城知事。

〔玉城デニー　知事登壇〕

○玉城デニー 知事　花城大輔議員の御質問にお答えいたします。

ワシントン事務所についての御質問の中の２(3)、決裁者としての見解についてお答えいたします。

ワシントンＤＣオフィス社の設立に当たって、適切

に文書による処理がなされず、その結果として、議会への経営状況等の報告や公有財産の管理等に改善を要する事態を招いたことは、公務に対する県民の信頼を損なうものであり、深く反省をしております。このような事態を踏まえ、沖縄県としては速やかに必要な措置を講ずるとともに、議会や県民の皆様に対して説明責任を果たしてまいりたいと考えております。

その他の質問につきましては、部局長から答弁させていただきます。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後２時23分休憩

午後２時24分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

教育長。

〔半嶺　満　教育長登壇〕

○半嶺　満 教育長　１、知事の政治姿勢についての中の(1)、学校給食費無償化の取組についてお答えいたします。

学校給食費無償化につきましては、これまで６月と９月に市町村説明会を開催し、県の取組方針や補助対象経費、上限額等について意見交換等を行ってまいりました。現在、各市町村の令和７年度要望額調査の結果を取りまとめ、当初予算概算要求を行うとともに、制度設計について市町村との調整を行っているところであります。その結果を踏まえ、令和７年１月末までには補助金交付要綱を策定し、同年４月からの実施に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　知事公室長。

〔溜　政仁　知事公室長登壇〕

○溜　政仁 知事公室長　１、知事の政治姿勢についての中の(2)、陸上自衛隊記念行事の対応についてお答えいたします。

先月24日に開催された陸上自衛隊第15旅団創隊14周年・那覇駐屯地創立52周年記念行事には、私と危機管理補佐官が出席しております。

次に１(4)、最高裁判所判決に対する見解についてお答えいたします。

県が主張した公有水面埋立法の承認要件の不充足性について何ら判断せずに訴えを退けた令和５年９月４日の最高裁判所判決は、県民投票で示された辺野古新基地建設のための埋立てに反対する県民の意思や県の主体的な判断を無にし、地方公共団体の自主性や自立性、ひいては憲法が定める地方自治の本旨をもないがしろにしかねないものであります。知事は、この判決について、最高裁判所には憲法が託した法の番人としての矜持と責任の下、地方自治の本旨を踏まえた公平・中立な判決を最後まで期待していただけに極めて残念でありますと述べております。

同じく１(5)、衆議院選挙の結果についてお答えいたします。

今回の衆議院選挙では、景気・物価高対策、社会保障制度の見直し、政治改革、外交・安全保障などに有権者の関心が高かったものと考えております。選挙結果につきましては、それぞれの候補者が自らの考え方に従って掲げた公約を踏まえ、有権者が判断したものと認識しております。

次に２、ワシントン事務所についての中の(1)、ワシントンコア社からマーキュリー社への再委託についてお答えいたします。

マーキュリー社は、連邦議会やワシントンＤＣの情勢に見識が深い専門家が多く所属し、駐在職員の活動を支援するため、連邦議会に係る動向を踏まえた助言や駐在職員が作成した英文資料に対する助言等を行っております。現在は、再委託ではなく、県が、ワシントンコア社とマーキュリー社により構成される共同企業体と契約をしておりますが、いずれにしましても、沖縄県の基地問題や県の施策に精通した駐在が、米国側の関係者と信頼関係を構築し、沖縄の基地問題に対する理解と協力を得る上で、マーキュリー社の知見、助言の効果があることから、同社への委託は妥当と判断したものです。

同じく２(2)、ワシントンＤＣオフィス社の設立目的についてお答えいたします。

沖縄県では、辺野古新基地建設問題をはじめとする米軍基地問題の解決については、日本政府のみならず、一方の当事者である米国政府に対しても沖縄県自らが直接訴えることが重要と考えていることから、平成27年度にワシントン駐在を設置しております。ワシントンＤＣオフィス社は、ワシントン駐在が米国でＦＡＲＡ登録を行って活動するに当たり、その受皿となる法人が必要だったことから、コロンビア特別区の法令に基づいて設立したものです。

次に６、我が党の代表質問との関連についての中の(1)、営利企業の役員と県職員の二重の身分についてお答えいたします。

ワシントン駐在は、県職員としての身分を保有し、県の事務に従事しておりますが、米国の法制度との適合性を確保するために設立したワシントンＤＣオフィス社の役員としての身分も保有していることから、２つの身分を併せ持っております。今般、改めて調査する中で、営利企業従事許可が必要であることを確認し

ましたので、意思決定に係る改善措置を講じた後、速やかにその手続を取りたいと考えております。

次に６(2)、ワシントン駐在の給与についてお答えいたします。

ワシントン駐在職員に対しては、給料、期末・勤勉手当のほか、外国勤務手当として在勤基本手当、住居手当、配偶者手当及び子女教育手当に相当する額を支給しており、条例等に基づき適正に処理されております。

以上になります。

○中川京貴 議長　農林水産部長。

〔前門尚美　農林水産部長登壇〕

○前門尚美 農林水産部長　１、知事の政治姿勢についての(3)、ゆがふ製糖株式会社のしゅんせつ工事の進捗についてお答えいたします。

県では、しゅんせつ工事に係る補助事業について、令和６年９月３日に交付決定を行っており、ゆがふ製糖株式会社は一般競争入札を行い、９月26日に施工業者と工事請負契約を締結したところです。その後、各機関から土砂採取や工事の許可を受け、10月29日から11月５日にかけて測量調査、11月11日から20日にかけて磁気探査を行い、11月24日からしゅんせつを開始しております。しゅんせつ工事は年内に完了する計画で進めており、引き続き、進捗管理を行ってまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

〔前川智宏　土木建築部長登壇〕

○前川智宏 土木建築部長　３、普天間飛行場代替施設建設工事についての(1)及び(2)、安和桟橋及び本部港旧塩川地区の安全対策の進捗についてお答えいたします。３の(1)と３の(2)は関連しますので、一括してお答えします。

安和桟橋及び本部港旧塩川地区の安全対策については、事業者である沖縄防衛局においても検討がなされるべきものと考えております。安和桟橋の出入口付近においては、沖縄防衛局と協議の上、道路管理者である県が街路樹の剪定を実施し、視認性の向上などの安全対策を図っております。引き続き、その他の安全対策について沖縄防衛局と調整を行い、関係法令に基づき、県の取り得る対策を検討してまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　警察本部長。

〔小堀龍一郎　警察本部長登壇〕

○小堀龍一郎 警察本部長　４、県民の生活を守るための県警の活動についての御質問につきまして、(1)から(3)までは関連しますので、恐縮でありますが一括してお答えいたします。

極左暴力集団は、暴力革命による共産主義社会の実現を目指し、民主主義社会を暴力で破壊することを企図している集団であり、過去多数のテロ、ゲリラ事件を引き起こし、社会に多大な被害を与えています。現在は、組織の維持・拡大をもくろみ、暴力性や党派性を隠し、社会情勢を捉えて反戦・反基地運動等に取り組むとともに、労働運動や大衆運動にも介入しています。その一方で、引き続き違法行為やテロ、ゲリラ事件を引き起こす可能性があるものであります。

県警察としましては、県民の平穏な生活を守り公共の安全を確保するため、今後も極左暴力集団の動向について重大な関心を払うとともに、違法行為が行われた場合には、法と証拠に基づき適切に対処してまいります。

また、極左暴力集団のほかに危険な団体が県内に存在するかという御質問に関しましては、警察では公共の安全と秩序の維持という警察の責務を果たすために必要な情報の収集を行っておりますが、具体的にどのような団体の情報を収集しているかについては、今後の警察活動に支障が生じるおそれがありますので、答弁は差し控えさせていただきます。

以上でございます。

○中川京貴 議長　病院事業局長。

〔本竹秀光　病院事業局長登壇〕

○本竹秀光 病院事業局長　５、南部医療センターＩＣＵについての御質問の(1)、県立南部医療センターへの陳情に対する県の対応についてお答えします。

今回の事案について改めて説明するため、令和６年10月に陳情者と院長が面談を行いました。面談では、陳情者から御意見を伺うとともに、説明対応が御家族の気持ちに十分寄り添えていなかった点などについて院長が謝罪し、一定の理解を得たと報告を受けております。本事案については、治療や療養に関する患者や御家族との話合いの過程に課題があったと認識しております。改めて院内検討会において事例の共有や検証を行い、今後の説明対応の改善に努めてまいりたいと思います。

以上です。

○中川京貴 議長　花城大輔議員。

○花城　大輔 議員　それでは、再質問させていただきます。

２番のワシントン事務所についての、ワシントンコア社とマーキュリー社との再委託の妥当性。答弁を聞きましたけれども、私、これはやはりかなり無理があ

るんじゃないかなと思っていまして、当初、ワシントンコア社と契約をしているわけですよね。そして、ワシントンコア社が県との契約を履行するに当たって、いろんな企業の力を借りることは、もうこれは当たり前のことです。その中にマーキュリー社がいたわけです。そのマーキュリー社が表に出てきて共同で委託というふうに話をしていましたけれども、マーキュリー社に単独でも代金の支払いとかが繰り返し行われているんですよ。これ、誰かがしっかりとひもとかないと説明できない状態に陥っていませんか。私はこうせざるを得ない理由の中に、また県民に説明できない何かが潜んでいるんじゃないかと思って、これを整理していただきたいというふうに質問を投げかけているんですけど、いかがですか。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後２時39分休憩

午後２時39分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　これまでも答弁させていただいているところなんですけれども、ワシントンＤＣオフィス社を経由して、そのマーキュリー社に支払いを行っている理由としましては、マーキュリー社も県の代理人としてＦＡＲＡ登録を行っていて、ワシントン駐在のロビー活動を支援しているということ、そしてそのため同社もＦＡＲＡ報告に際して、県を代理した活動資金の原資が県から提供されたものであることを示す必要があることから、ワシントンコア社は県から受け取った委託料の中からマーキュリー社に支払う金額をワシントンＤＣオフィス社の口座に送金し、当該口座からマーキュリー社に支払っているということでございます。

以上です。

○中川京貴 議長　花城大輔議員。

○花城　大輔 議員　だから、そこなんですよね。知事も昨日お話しされていましたけれども、ワシントンコア社だけとただ単純に委託契約をしているというふうに思っていましたと答弁がありました。これをあえてこんな複雑化している理由というのは、我々が調べても調べ切れるものじゃないんですよ。なので、これに至った経緯、私たちが質問で説明を求めなくとも、監査を待たずとも、もうどんどん説明していくべきだと私は思いますよ。じゃないと疑念というものは深まるばかりですよ。

そして次、沖縄県ワシントン株式会社の設立目的について伺いますとありましたけれども、知事公室長がお話しされていたのは――何ていいますか、知事公室長の考えの中の目的ですよ。私が言っているのは、商業登記簿謄本をつくるときに、この法人の設立目的というものを必ず書かないといけないんです。今、ああという顔をされたので、じゃ説明をお願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後２時41分休憩

午後２時42分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　ビザ等の申請のときに提出したワシントン事務所株式会社の設立についての部分の説明でございます。

2015年５月に設立された沖縄県ワシントン事務所株式会社は、沖縄県知事公室の全額出資を受けています。沖縄県ワシントン事務所株式会社の目的は、沖縄県と米国の利害関係者とのコミュニケーションを促進し、地域社会との関係や沖縄の米軍基地との関わり、沖縄と米国の経済・文化関係など地域の問題に関する理解と協力を深め、米国と沖縄の間のビジネスチャンスと国際貿易を促進することですと。これは英語で書かれているので仮訳ということでございます。

○中川京貴 議長　花城大輔議員。

○花城　大輔 議員　今の公室長の答弁で言えば、ワシントン株式会社は、いわゆるコンサルティング会社ですか。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　ワシントン駐在は、沖縄の基地問題を中心とした問題について、まず米国内での情報収集、情報発信等を中心に広く活動を行うということを目的にしているということです。

○中川京貴 議長　花城大輔議員。

○花城　大輔 議員　商業登記簿謄本の中の目的については、この組織が何で食べていくのかということが明確に書かれているわけですよね。それで今、公室長がおっしゃった部分はどこから利益を得るんですか。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後２時44分休憩

午後２時46分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　先ほど申し上げましたワシントン駐在の目的ですね、沖縄県の情報を発信する、あるいは米国内の情報を収集するということを目的にしており、そのため米国内での収益等を上げるというのは目的になっていませんので、それについては記述が

されていないということでございます。
○中川京貴 議長　花城大輔議員。
○花城　大輔 議員　休憩お願いします。
○中川京貴 議長　休憩いたします。
午後２時46分休憩
午後２時48分再開
○中川京貴 議長　再開いたします。
知事公室長。
○溜　政仁 知事公室長　ワシントンにおける定款の作成に当たっては、特にその会社の設立目的等を記述する必要はないということで、そこは明記されていないということでございます。
○花城　大輔 議員　どうやって法人登記したんですか。
○中川京貴 議長　休憩いたします。
午後２時49分休憩
午後２時50分再開
○中川京貴 議長　再開いたします。
○溜　政仁 知事公室長　定款でございますが、定款には以下の情報が必要となるということで、まずは法人の名称ですね。２つ目が法人が発行する株式数と各株式の額面等です。そして、コロンビア特区における登録代理人の氏名と住所、あと雑則というふうになっております。
○花城　大輔 議員　最後、一番最後何ておっしゃいましたか。
○溜　政仁 知事公室長　雑則です。
○花城　大輔 議員　雑則ですか。
○中川京貴 議長　花城大輔議員。
○花城　大輔 議員　その雑則の中に、全部事項ってあると思うんですよね――いいですよ。ただ、今日の答弁を覚えておいてくださいよ。
じゃ次に、決裁者としての知事の見解を伺いますという、これ何が言いたいかというと、知事は、最近になってワシントン株式会社の存在を知ることになったというふうにコメントしています。これ誰が聞いても理解できないんですよね。不思議ですよ。代表者がこれだけのことの――決裁権を持つ人が何も分からないと。また、去る代表質問の大浜一郎さんに対しての答弁では――これは知事公室長でしたかね。地方公務員法第38条では、職員は任命権者の許可を受けなければ、その他の団体の役員等の地位を兼ねてはならないという発言をしています。この場合、このワシントンに派遣されている職員の任命権者は誰に当たりますか。
○中川京貴 議長　知事公室長。
○溜　政仁 知事公室長　任命権者は知事であります。
○中川京貴 議長　花城大輔議員。
○花城　大輔 議員　じゃあ、この職員は、知事が分からないままに海外に――この会社の代表として役員を兼ねておりますから、この場合、この職員は減給か戒告の処分を受けなければいけませんね。
○中川京貴 議長　知事公室長。
○溜　政仁 知事公室長　ワシントン駐在は、先ほども御説明しましたが、県職員としての身分を保有して県の事務に従事していると。それと、米国の法制度との適合性を確保するために設立したワシントンＤＣオフィス社の役員としても身分を持っていることから、２つの身分を持っているということでございます。ですので、必ずしも――何ていうんですか、減俸ということには当たらないというふうに考えております。
（発言する者多し）
○中川京貴 議長　静粛にお願いいたします。
○花城　大輔 議員　休憩中でいいですか。
○中川京貴 議長　休憩いたします。
午後２時53分休憩
午後２時54分再開
○中川京貴 議長　再開いたします。
知事公室長。
○溜　政仁 知事公室長　失礼いたしました。
先ほど言ったように、ワシントン駐在は２つの身分を併せ持っているということで、今般改めて調査する中で、営利企業従事許可が必要であるということを確認しましたので、意思決定に係る改善措置を講じた後、速やかにその手続を取っていきたいというふうに考えております。
○中川京貴 議長　花城大輔議員。
○花城　大輔 議員　知事、公室長ちょっと厳しいみたいなので助けてあげてほしいんですけれども、知事が知らない間に、決裁権者をかたる方から命令が出されて、アメリカに行った職員がいます。残念ながらこの職員を処分すべきですか。それとも守るべきですか。どっちですか。
○中川京貴 議長　玉城知事。
○玉城デニー 知事　ワシントン駐在は、私の任命によって駐在として派遣をしておる者であります。しかし、今般、このワシントン事務所の株式会社に関しては、地方自治法などの関係法令に基づく手続がなされていないことなど、様々な改善を要する事態を招いているということに対しては、深く反省をいたしております。
このような事態を踏まえ、沖縄県としては、速やか

に必要な措置を講ずるとともに、議会や県民の皆様に対して説明責任を果たしてまいりたいというように考えています。

○中川京貴 議長　花城大輔議員。

○花城　大輔 議員　５日の一般質問の答弁で、知事の印鑑が庁内に６個あるとか４個あるとか、何かそんなことを聞いた覚えもあります。この感じとかいろんな意味で、今の県政の中身、非常に危ういと思います。では、これ早速明らかにしていただきたいと思います。

次に、これ我が党関連で出している質問なんですけど、駐在員の年棒がばらばらですね。多い方で年間16万ドル――140円で単純に換算すると、2250万円程度。少ない人では12万ドル――これも単純計算で140円で換算したら、1414万円。同じワシントン株式会社の社長として赴任した人ですね、1000万近く給与が違うんですよ。これは先ほど、給与所得のやり方としては適切でありますと公室長、答弁されていましたけれども、これ誰がどう考えてもおかしくないですか。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後２時56分休憩

午後２時56分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　一般的に、給料、期末・勤勉手当等、外国勤務手当については、職員の職務の級により支給額が変わるほか、配偶者や18歳未満の子を伴い赴任する場合には、外国勤務手当が増額されるということになります。

以上です。

○中川京貴 議長　花城大輔議員。

○花城　大輔 議員　これ一般的な県民は、県の職員が2000万円以上年収をもらっていると理解している人はいないと思いますよ。これ、この総額の中の分解をして、ぜひ資料として提供していただきたいと思います。例えば、県の課長クラスで幾らの年棒に合わせて幾らの海外勤務手当があって、これは幾らで2200万円を超えてますとか、こういった分かりやすいものを提示していただきたいと思います。

そして、これドルで支払われている理由は何ですか。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後２時58分休憩

午後２時59分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　送金――給与の支払いについては、本人の申出により、円建てで国内の口座に振り込む、あるいはドル建てで支払いするというふうに分けているというか、なっているということでございます。

○中川京貴 議長　花城大輔議員。

○花城　大輔 議員　この件は、明日一番最後の仲里全孝先生が引き取りますから覚悟していてください。

そして、今回のワシントン関連の質問に対して、決算委員会からずっと違法かどうか、これから精査するというコメントがあるんですよね。これ、行政らしくないですよね。皆さんが一番そう思っていると思いますよ。行政だろうが企業だろうが、家庭だろうが個人だろうが、違法性があるかないかを分かった上で行動を起こすのが当たり前じゃないですか。何で行政が税金を使いながら、海外の事務所のこういった重要な案件に対して、やっていいか分からないままにスタートしたと堂々と言えるのか。これには私はまた新たな疑惑を感じざるを得ません。何かフィクサーみたいな人がいて、その人の言うことを聞いていたらこうなったみたいな話じゃないですか。そして、それを隠そうとすればするほど新たな事実が浮かんできて、どんどんどんどんしゃべれなくなってきて、もう元の道に戻れなくなっている。私はそのようなところまで想像してしまいます。

なので、最後にもう一点だけ確認したいんですけれども、ずっと年間7000万円から8000万円ぐらいで、ワシントンコア社との契約が推移してきました。これ本当にその金額だけで止まっているんですか。本当は――今新しく会計の会社が出てきたり、弁護士の相談が出てきたり、登場人物まで増えてきていますよ。当初、我々に決算書、予算書で提示するのは7000万円台のワシントンコア社単独との取引だったはずが、今本当は総額で幾らになっているんですか。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後３時１分休憩

午後３時２分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　お答えいたします。

今年度のワシントン駐在の支援事業の委託についての契約額が約7600万円ということでございますので、それにつきましては、年度末に精算をして確定するということになります。

○中川京貴 議長　花城大輔議員。

○花城　大輔 議員　あくまでも公表している額以上はありませんということですね。私はもうここ最近やり取りを見て、過去に倒産したある証券会社のことばかり思い出しますよ。粉飾決算をして、歴代の役員が高額な役員報酬を受け取りながらも、これをずっと隠蔽してきた。そして、これが明るみになったときの社長が全ての責任を取った。ああならないように、私はしっかりとしていただきたいというふうに思っております。

そして次３番、普天間飛行場代替施設建設工事についての(1)と(2)について再質問しますけれども、この質問については、我が会派の島袋議員、比嘉議員、又吉議員がより深く質問をされて、私も理解することができました。なので、まとめたいと思います。

まずは安和桟橋の件ですけれども、反対活動家の飛び込み行為が死傷事故の原因になったことは、もう捜査の結果を待たずとも明らかであると思います。なので、ガードレールは設置すべきだという意見を多くの県民が今は持っています。また、県はガードレールの設置が不要だと言っていますけれども、その理由は、歩行者に支障を来すということでありますが、あの緑地帯の幅にガードレールを造っても、歩行者には何の支障も来しません。そして、旧塩川地区の港湾内を立入禁止にすることも可能であります。なぜならば、あの港湾内での抗議活動は、完全に法令違反だからです。しかも、民間の企業の営利活動を妨害しているわけですから、かなり悪質です。これに対して、県は条例違反ではないというお墨つきを与えたわけですから、さらに悪質です。これに対して、もはややりたくないからという理由になっていませんか、知事。しかも、なぜやりたくないかというと、これまでで判断すれば、沖縄県は基地反対活動に加担していることにつながっているから。そして、基地反対運動を阻害するような安全対策は取ることができない。これが今、県の方針になっているからだと私は思います。法にのっとって、県民に対する奉仕を行う県政ではなくて、一部のイデオロギーを支援する、その方針を持つ県政に今なっているというふうに思います。新たな事故が起こる可能性があるわけですから、一刻も早く安全対策に取り組んでいただきたいと思います。

それでは４番――答弁したいですか。いいですね。

４番、県民の生活を守るための県警の活動について。

この――県警本部長、初めまして。花城です。

答弁の中で、社会情勢を捉えて、反戦・反基地運動に取り組んでいるというふうに、この極左暴力集団に対するコメントがありました。ちなみに、沖縄での反戦・反基地運動にも同様に、この極左暴力集団の姿は確認されていますでしょうか。

○中川京貴 議長　警察本部長。

○小堀龍一郎 警察本部長　沖縄の基地反対運動を行っている者の一部には、極左暴力集団も確認しております。

○花城　大輔 議員　休憩お願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後３時６分休憩

午後３時６分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

花城大輔議員。

○花城　大輔 議員　知事は、時々反基地活動家のところを訪れて、マイクを持ったりもしていますね。皆様にお会いするたびに勇気をいただきますとか、共に頑張りましょうとか、そんなコメントを投げかけてやったりとか見た覚えがあります。また、久辺３区に行ったときには、久辺３区に行ってきましたという報告もされています。その中で、知事がこの極左暴力集団を確認できていたのかどうか教えてください。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　私は、様々な集会に参加していらっしゃる方々お一人お一人の思想について承知をしているわけではなく、この辺野古の現場を訪問している方々で極左暴力集団の有無等についても、承知をしているわけではありません。

○中川京貴 議長　花城大輔議員。

○花城　大輔 議員　確かにそうでしょうね。私たちも、いろんなところで出会う人たちが何をしているかよく分からない部分もあります。ただ、知事については、少し注意をしたほうがよろしいのではないかなというふうに申し上げておきます。

休憩お願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後３時７分休憩

午後３時７分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○花城　大輔 議員　最後、南部医療センターＩＣＵについてであります。

昨年、亡くなった16歳の少女。あれから明日でちょうど１年になります。この非常に短いけれども長かった時間でありますけれども、本当にキングスが好きで、よく笑う笑顔のかわいい女の子でした。その子が亡くなってから、御両親はずっとこの病院に対して改善を求めてきたわけですけれども、先ほど、病院事

業局長からもコメントがありましたけど、かなり初動が悪かったと思います。あれだけのものを見てきて聞いてきて陳情に上げた途端、陳情処理の場面で、この陳情者の言っていることは全部うそですというような解釈をされたわけですよ。これ非常に残念だと思っておりますけれども、先月、院長が謝罪に来たということも聞いておりますし、明日またお線香も上げに来ていただくというふうな話も聞いております。どうか、このようなことが二度と起こらないように、しっかりと努めていただきたいというふうに要望して終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○中川京貴 議長　20分間休憩いたします。

午後３時９分休憩

午後３時29分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

休憩前に引き続き質問及び質疑を行います。

小渡良太郎議員。

〔小渡良太郎　議員登壇〕

○小渡　良太郎 議員　皆さん、こんにちは。

会派沖縄自民党・無所属の会の小渡良太郎でございます。

私、前期の４年間の、特に真ん中から２年で体重が25キロほど増えました。それで今ボタンもなかなか閉まりにくいような状況で、ただ、まだ昔の服は捨てていません。痩せることを信じて、またあの服が着られることを信じて今も持っているんですけれども、そろそろ限界が近づいてきております。議会の中で、私少し――告白することでもないんですけれども、少し居眠りをしてしまうということがあり皆さん多々見られていると思います。これも先輩方から、ただの居眠りじゃなくて病気だよと。ちゃんと医者に通って治しなさいという温かい言葉をいただいて、早速病院に行ったところ無呼吸症候群というのが発覚しました。今、寝る際に吸入器をつけているんですけれども、これをつけるのとつけないのでは全然違います。皆さんもいろいろ年を取ってくると、いろんなものを抱えがちだと思うんですけれども、早めに原因を究明して対処をすれば、普通の生活が送れるという一つの事例になるかなとも思いますので、ぜひ放っておかずに――これ沖縄県では通院率、入院率の問題で入院率が高いという話もあります。病院に行ってちゃんと通院をしていれば、入院せずに済むというのが言えると思いますので、我々県民の代表としているわけですから、しっかり模範を示す意味でも未然に防止をすると、重症化させないということを皆さんと一緒に取り組んでいけたらなと思っております。

それでは、通告に従いまして一般質問させていただきます。

まず、知事の政治姿勢について。

(1)、沖縄が抱える積年の課題の大きな一つであり、知事も政治公約として掲げている日米地位協定の改定。これ前回も質問させていただいたのですが、前定例会では、知事の求める地位協定抜本改定には憲法改正が必要になるんじゃないかという可能性について言及をさせていただきました。改めて知事の見解を伺います。

(2)、知事は令和３年５月の要請で、当面は在日米軍専用施設面積の50％以下を目指すという数値目標の設定を日米両政府に求めておりますが、この50％という数字の真意とその後の県側の取組の進捗についてお伺いいたします。

次２番、沖縄県の住民避難計画に関して。

(1)、沖縄周辺情勢が緊迫化する現状において、いざというときの住民避難計画の確立は、昨今の県民最大の関心事の一つと言っても過言ではないと思います。県の取組の現状について、知事の基本的な考え方、避難先の各県との調整状況、現在の計画策定状況及び計画の確立までに要する時間等について現状を伺います。

３番、指定管理者制度の運用について。

(1)、2003年の地方自治法改正によって指定管理者制度が導入されてから20年余りたちます。この制度は、公の施設の設置目的を効果的に達成するために、期間を定めて民間事業者等を管理者に指定する行政処分でありますが、現在、県はどのような制度運営を行っているのか。基本方針、どれだけ住民サービスの向上に寄与しているかの判定基準、経費削減度合い、選定手続の妥当性等、制度運用の状況について現状を伺います。

４、病院事業について。

(1)、これは先ほどの花城大輔議員の質問にも重なるんですが、令和６年陳情第101号に関連して、その後の南部医療センターの対応については答弁いただきましたので、陳情の中にある対応策の詳細について伺います。

５、我が党の代表質問との関連について。

１、大浜一郎議員の２、ワシントン駐在に関する諸問題に関して、国外に国内会社の支社とかではなくて、独立して100％子会社を都道府県が持つということについては、私が調べたところ国内の法規定では規定がなかったように思います。なぜこの規定の範囲外

にある行為を行ったのか伺います。

２番、下地康教議員の１の(6)、知事の政治姿勢についてなんですが、安和桟橋の事故に関して危険な横断や往来を妨害する行為について、今後の対策等を伺います。

以上、壇上から一般質問とさせていただきます。残りは再質問で聞かせていただきます。

○中川京貴 議長　玉城知事。

〔玉城デニー　知事登壇〕

○玉城デニー 知事　小渡良太郎議員の御質問にお答えいたします。

知事の政治姿勢についての御質問の中の１の(1)、日米地位協定改定に伴う憲法改正の必要性についてお答えいたします。

米軍基地から派生する諸問題を解決するためには、米側に裁量を委ねる形となる運用の改善や補足協定の見直しだけでは不十分であり、国内法の適用など日米地位協定の抜本的な見直しが必要であると考えております。日米地位協定の見直しについて、県は、日米両政府に対し、平成29年に改めて11項目の要請を行い、航空法や環境保全、検疫等に関する国内法の適用等を求めてきているところであります。なお、これらの見直しについては、憲法改正の必要はないものと考えております。

その他の質問につきましては、部局長から答弁させていただきます。

○中川京貴 議長　知事公室長。

〔溜　政仁　知事公室長登壇〕

○溜　政仁 知事公室長　１、知事の政治姿勢についての中の(2)、米軍専用施設面積を50％以下とする真意と取組についてお答えいたします。

県としては、沖縄21世紀ビジョンの考え方や統合計画による返還が全て実施されても米軍専用施設面積が全国の69％程度にとどまること、日米安全保障体制の維持と基地の整理縮小の両立、駐留軍等労働者の雇用対策などを踏まえ、日米両政府に対して、具体的な数値目標の設定を求めたものであります。基地の整理縮小については、本年２月に防衛大臣に、８月には軍転協として関係大臣に要請したほか、９月の知事訪米において米国政府関係者や連邦議会議員等に求めたところです。引き続き、あらゆる機会を通じて、過重な基地負担の軽減が図られるよう取り組んでまいります。

次に２、沖縄県の住民避難計画についてお答えいたします。

住民避難について、本県は島嶼県であるため、島外への交通手段が空路と海路に限られるなど課題があるものと認識しております。そのため、県では令和４年度より、沖縄本島から遠距離にあり避難の困難性が高いと考えられる先島諸島について、地元市町村の意向も踏まえ、国民保護図上訓練に取り組んでおります。令和８年度には、本県において、国主導の下、国、県及び市町村の共同による国民保護実動及び図上訓練が予定されており、現在、当該訓練に向けて、国や先島５市町村、九州・山口各県と連携し、避難実施要領のパターン策定を進めているところです。

次に５、我が党の代表質問との関連についての中の５(1)、国外に法人を設立する法的根拠についてお答えいたします。

地方自治法及び同法施行令においては、県が株式会社に出資した場合に、当該株式会社の経営状況を議会に報告することとされており、株式会社に出資することが予定された規定が設けられております。また、総務省に照会したところ、外国会社であっても、会社法の規定により日本の株式会社とみなされるものであれば、地方自治法の規定が適用される旨の回答がありました。これらのことから、地方公共団体が外国に会社を設立することは可能であると考えております。

以上になります。

○中川京貴 議長　総務部長。

〔宮城嗣吉　総務部長登壇〕

○宮城嗣吉 総務部長　３、指定管理者制度の運用についてお答えします。

県では、公の施設の指定管理者制度に関する運用方針に基づき、民間能力を活用することで、多様化する住民ニーズにより効果的かつ効率的に対応し、サービスの向上と経費の削減等を図ることを目的に制度を運用しております。具体的には、施設ごとに学識経験者等から構成される指定管理者制度運用委員会を設置し、指定管理者の選定に当たって募集要項の事前審査から指定管理者の選定までを同委員会に諮問し、答申を受けております。また、同委員会において、毎年度各部等が行うモニタリングについて、利用者サービスの質や財務状況等実施結果の検証を行っており、民間能力を最大限活用することで、サービスの質の向上や経費の縮減が図られているものと考えます。これらの選定結果及びモニタリング実施結果を公表することで、手続の公平性・透明性を確保することとしております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　病院事業局長。

〔本竹秀光　病院事業局長登壇〕

○本竹秀光 病院事業局長　４、病院事業についての御質問の(1)、県立南部医療センターへの陳情に対する県の見解及び対応についてお答えします。

先ほど小渡議員からお話がありましたとおり、花城議員とかなり重複するところがございますので、先ほどおっしゃったところの体制の話について、少しお答えできればいいかなと思います。

陳情者の御意見を踏まえて、病院においては、職員アンケートや院長面談等の実施により現状を把握し、職種間でのタスクシフト等の推進や多様な勤務体制の導入等の業務負担軽減策に取り組むなど、職場環境の改善に努め、患者本位の医療を推進してまいりたいと思います。

以上でございます。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

〔前川智宏　土木建築部長登壇〕

○前川智宏 土木建築部長　５、我が党の代表質問との関連についての(2)、安和桟橋の安全対策についてお答えいたします。

安和桟橋の出入口付近においては、沖縄防衛局と協議の上、道路管理者である県が街路樹の剪定を実施し、視認性の向上などの安全対策を図っております。事業者がガードレール等の設置を求める箇所は歩道上であり、その設置は歩行者の通行を妨げ、歩道本来の目的を阻害するものであることから、道路管理者としてはこれらの措置は適切でないと考えております。歩道上への車止め及び道路反射鏡については、要望があれば検討は可能であると沖縄防衛局に伝えているところです。引き続き、沖縄防衛局と調整を行い、道路法に基づき県の取り得る対策を検討してまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　小渡良太郎議員。

○小渡　良太郎 議員　まず１番の(2)ですね、50％の話。これ以前、軍特委でも質疑をさせていただいたんですけれども、この50％の具体性が全くない。例えば、施設面積は一切変わらないけれども、共同使用によって専用施設面積が50％以下を達成した。または、県民の利活用に資さない山間部とか、そういったところを中心に返還をされて50％以下を達成したと。数字目標は達成しているんですけれども、もし万が一そういった状況になったとき、県は目標を達成したと喜べるんですか。県民に対して、しっかり50％以下を達成しましたって、誇りを持って言えるんですか。そうじゃないでしょう。だから、しっかり50％の中身、具体性というのをちゃんと検討して訴えていくべきじゃないかというのを以前指摘をさせていただきましたが、一切その動きは見られません。具体性がないので、50％という数字が独り歩きすることもありません。かつて基地返還アクションプログラムとか、跡地利用に付随して国際都市形成構想というのを沖縄県はつくりました。綿密につくり込まれた内容だなと今見ても感じます。でも、一方で玉城県政が打ち出す整理縮小のビジョンというのは、ただ辺野古に執着しているだけで具体性がない。どうしたいか分からない。じゃ嘉手納はどうするのか、ほかの基地はどうするのかというところもあまり見えてこない。基地問題の解決が一丁目一番地の公約と言うんだったら、もっと真剣に取り組んでくださいよ。もっと県民に分かりやすい、そういった公約の情報発信を行ってください。辺野古の建設を止めたいのだけは分かる。それ以外は一切分かりません。この基地問題の解決という部分について、50％の数字を取り上げて今回は質疑をさせていただくんですけれども、具体性がない行政の行動には何一つついてくる者はありません。しっかりとつくり上げてやっていただくよう要望します。答弁要りません。

次に、住民避難に関して。

これも以前、質問させていただきました。今、現状においても、そして沖縄戦当時においても、住民の避難の主体というのは県が担っているということは変わりません。当時の島田元知事以下、県庁職員の方々が最後の最後まで住民避難に尽力して、その後行方が分からなくなったということについて、私も強い敬意を覚えるところではあるんですが、その歴史を踏まえるのであれば、沖縄県は全国で最も国民保護先進地でなければならないと私は考えます。先ほど離島県であるからという答弁がありましたが、離島県であるからだけじゃなくて、歴史的経緯を踏まえた上で、一番真剣に取り組んでいる、一番どの県よりも国民保護の取組が進んでいると、そういう気概を持ってぜひ取り組んでいただきたい。沖縄戦の悲惨な歴史を繰り返さないのであれば、県がやるべきことは備えることです。有事があるないに関しては、沖縄県単独ではどうにもならない部分ではあるんですけれども、何かあったときに備えるというのはできるはずです。しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

そして３、そのまま少し長くなるんですけれども、指定管理者に関して今議会20件の議案が出ているので全て聞くと広くなりますから、一つ例を挙げて適切性を問いたいと思います。

私の地元にある沖縄県総合運動公園、以前から壊れた遊具がそのままになっているよとか、遊歩道に草が

たくさん生えている、広場も除草がなかなか行われていない、樹木の剪定もままなっていないと。落ち葉がいつまでもそのままで、ジョギングしたら滑るとか、様々なクレームを私はよく耳にします。また、子どもたちにまき割り体験をさせて、それをキャンプ場で販売しているとか――自主事業で行っているようなんですけれども、そういうクレームをよく聞くわけです。今回の選考に関しては、継続という形になっているようなんですけれども、この指定先の管理状況、私が耳にする公園利用者たちのクレームの部分も含めて、管理状況を直接ちゃんと確認しているのかどうかお伺いします。

○中川京貴 議長　総務部長。

○宮城嗣吉 総務部長　まず、私のほうからは、指定管理者制度におけるサービスの確認というところでのモニタリングの制度についてお答えしたいと思いますけれども、指定管理者により提供されるサービスの質や財務状況の確認等を行い、評価するとともに課題を共有し、必要に応じて指導または助言を行うモニタリングを各部局で毎年度実施しまして、それを制度運用委員会で検証しております。具体的には、利用状況、サービスの質の確認、財務状況等について総合評価を行っているところでございます。

以上です。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　お答えをいたします。

現場の確認状況については、担当課において随時現場を確認しているところでございます。

○中川京貴 議長　小渡良太郎議員。

○小渡　良太郎 議員　モニタリング制度の存在も分かりますし、担当とのやり取りで確認しているというのも聞きました。ただ、サブグラウンド横の池が水草が繁茂してもう水面が見えない状況になっているというのも数か月続いていますし、そういったことを指定管理業者も見ているはずです。この除去も含めてきちんとした連携が取れているのかなというところも大いに疑問に思う管理状況だなというふうに、近くに住んでいてよく子どもも連れて行くものですから本当に感じます。しっかりとそういったものを是正していただきたいと思います。

そしてまた、今回選考手続にもちょっと疑義があって、この最終的な意志決定の場に選考委員が５人中３人しか出席していなかったという話を聞きました。一応、条例等では過半の出席となっているんですけれども、少なくとも私が以前いた沖縄市では、基本全員出席、万が一でも一人いるかいないかという形で運用していたというのが記憶にあります。選考するわけですから――１社しかいないとかっていうんだったら別ですけれども、２社、３社応募がある場合には、１人の欠席でも結果が覆る可能性があるわけですよ。だから、できる限り全員がそろう日程の調整等をしっかりやっていくべきでありますし、事前に選考の時期というのは決まってますから、そういったことはできると思います。なぜ、今回の選考、人数が足りないまま強行したのか教えてください。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　委員の出席につきましては、議員御指摘のとおり、半数以上が出席すれば開催可の旨定められており、適正な対応であると考えております。しかしながら、より多くの委員が出席可能なよう日程を調整し、適切に委員会を運営してまいりたいと考えております。

○中川京貴 議長　小渡良太郎議員。

○小渡　良太郎 議員　より多くの委員と言うんですけれども、例えばうちの県議会みたいに48人いるんだったら、過半でもそんなに大きな影響はないかもしれない。でも、５人いて３人しかいない、残り２票はどこに入るか分からないというんだったら、さっきみたいに結果に大きく影響する可能性があるわけですよ。だから、過半で開催できるんだけれども、できるだけちゃんと５人満たすような状況をつくっていくというのが要らぬ誤解を招かずに済むことにもなりますし、不公平と言われないような選考にもつながっていくと思います。そこは先ほども言いましたように20年たっていますから、だんだん慣れてきている部分もあると思うんですけれども、ちゃんと全員出席できるような環境をつくっていく。これは県総の件だけじゃなくて、全ての指定管理者制度の運用の中で、ぜひいま一度、徹底をしていただきたいと思いますが、部長のやる気を聞かせてください。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　議員御指摘のとおり、委員会の出席は全員出席が原則でございます。御指摘の内容も踏まえまして、より多くの委員が出席可能になるよう日程調整に今後努めてまいりたいと考えております。

○中川京貴 議長　小渡良太郎議員。

○小渡　良太郎 議員　休憩お願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後３時54分休憩

午後３時54分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○小渡　良太郎 議員　すみません、ほかの議員に引き続いてワシントン事務所の件について、幾つか質問させていただくんですけれども、まず、以前から知事公室長から説明があったように、米国においてロビー活動を行うというのが本来の設立の趣旨というか目的だったと思います。この米国内において、ロビー活動を行うためには、連邦ロビイング規制法に基づいた登録をする必要があるという形になっているんですけれども、この歴々の職員はちゃんとその登録はされていますでしょうか。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　ＦＡＲＡの規定に基づいて登録をしております。

○中川京貴 議長　小渡良太郎議員。

○小渡　良太郎 議員　いや、ロビイストとしての登録はされているかということなので、ＦＡＲＡの中に含まれているということですか。違うはずだけど。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後３時55分休憩

午後３時56分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　活動する個人についても報告をしているところでございます。

○中川京貴 議長　小渡良太郎議員。

○小渡　良太郎 議員　もし登録していなかったら大変だったが、登録はしていたようでよかったです。

このワシントン事務所の活動費――これほかの議員の続きなんですけれども、（パネルを掲示）　ワシントン事務所の活動費――こっちで使うお金ですね。こっちで使うお金が、わざわざコア社経由になっている理由をいま一度、説明してください。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後３時56分休憩

午後３時58分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　マーキュリー社への支払いをワシントンＤＣオフィス社を通じて行っている理由でよろしいですよね……。

○小渡　良太郎 議員　違う。

○溜　政仁 知事公室長　すみません、ちょっと……。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後３時58分休憩

午後４時１分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○溜　政仁 知事公室長　すみません、時間がかかりました。

まず委託につきましては、県からコア社に支援委託をしているわけなんですけれども、現在、ワシントンＤＣオフィス社への支払いについては、マーキュリー社への支払い、あるいは現地スタッフへの支払いのみがコア社からＤＣオフィス社に送金されて、そこから支払っているという形です。それを直接オフィス社がやる場合は、かなりの出納といいますか、業務が発生すると。現在、ワシントン駐在は２名しか配置されておりませんので、この業務をワシントンコア社に委託しているということでございます。

○中川京貴 議長　小渡良太郎議員。

○小渡　良太郎 議員　いや、会社としてこれ当たり前の行為でしょう。何で外部委託――外注するのはありかもしれないんだけど、活動費そのものを直接受け取らずに委託費に紛れ込ませているというのがよく理解できないわけですよ、普通の会社から考えると。じゃあ、このコア社との委託契約の中にＤＣ社への払込みを委託するという条項はありますか。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　県は2024年度の委託業務仕様書において、業務の内容として事務所の運営支援に関すること、現地スタッフの支援に関すること、あるいは米国政府や連邦議会議員等への働きかけの支援などを掲げております。県としては、支払いの方法やワシントンＤＣオフィス社における税務申告上の整理の方法を指定して委託しているものではなく、ワシントンコア社からワシントンＤＣオフィス社に送られた資金は、現地スタッフの賃金、マーキュリー社への支出に充てられております。県としては、委託業務は仕様書に従って適正に行われていると思っておりますし、その――何ていうんですか、コア社からの支出については、条件は付していないということです。

○中川京貴 議長　小渡良太郎議員。

○小渡　良太郎 議員　2024年度は、ちゃんと盛り込んでいるということだけど、2023年以前はどうですか。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　同じ内容でございます。

○中川京貴 議長　小渡良太郎議員。

○小渡　良太郎 議員　2023年度以前は、運営支援とかは盛り込まれていなかったという今の答弁の理解でいいですか。2024年度から盛り込んだという言い方をしていたので。運営支援。

○中川京貴 議長　知事公室長。
○溜　政仁 知事公室長　年度によって書き方はいろいろあるかもしれないんですけれども、基本的に、運営支援は委託をしているところでございます。
○中川京貴 議長　小渡良太郎議員。
○小渡　良太郎 議員　この運営支援というのは分かるんですよ。でも、給与までコア社経由になっているというさっき答弁でしたが、それも正しい――合っていますか。
○中川京貴 議長　知事公室長。
○溜　政仁 知事公室長　給与につきましては、沖縄県から直接支払っております。
○小渡　良太郎 議員　すみません、勘違いでした。
○中川京貴 議長　小渡良太郎議員。
○小渡　良太郎 議員　休憩。
○中川京貴 議長　休憩いたします。
　午後４時５分休憩
　午後４時５分再開
○中川京貴 議長　再開いたします。
　知事公室長。
○溜　政仁 知事公室長　ワシントン駐在の２名については、県から直接支払っていると。そして、現地スタッフについては、委託料の中で支払っているということでございます。
○中川京貴 議長　小渡良太郎議員。
○小渡　良太郎 議員　現地スタッフというのは、オフィス社が雇っている現地スタッフということですか。
○中川京貴 議長　知事公室長。
○溜　政仁 知事公室長　オフィス社が雇用している現地スタッフでございます。
○中川京貴 議長　小渡良太郎議員。
○小渡　良太郎 議員　オフィス社の会社の中身は、県からの派遣２名と、あとほかに雇用している者を合わせて全部で何名いらっしゃいますか。
○中川京貴 議長　知事公室長。
○溜　政仁 知事公室長　お答えいたします。
　現地スタッフにつきましては、２名から１名で推移しているところでございます。
○中川京貴 議長　小渡良太郎議員。
○小渡　良太郎 議員　地方公共団体が100％出資して外国で設立された株式会社に対する資本金の払込み、また追加払込資本――昨日出てきました。その払込みに関して、この外国法人に対する出資金の支出は、地方自治法施行令第161条第１項に定める「外国において支払をする経費」というものに該当するという理解でよろしいのか、教えてください。
○中川京貴 議長　休憩いたします。
　午後４時６分休憩
　午後４時８分再開
○中川京貴 議長　再開いたします。
　知事公室長。
○溜　政仁 知事公室長　県としましては、あくまでも委託料ということで支払っているということでございます。
○中川京貴 議長　小渡良太郎議員。
○小渡　良太郎 議員　では、この資本金の払込み、追加払込資本の払込みを委託する場合、地方自治法第243条の２第１項に規定する指定公金事務取扱者の指定、または、その他同法に規定する公金の支出の委託に関する諸手続を経る必要があるのか。また併せて、ちゃんとワシントンコア社がその手続を経ているのか、お聞かせください。
○中川京貴 議長　知事公室長。
○溜　政仁 知事公室長　一般的に委託業務の実施においては、委託先は様々な支出を行っており、これらの支出を行うに当たって、全て指定公金事務取扱者としての指定が必要なものとは解されないというふうに承知しております。
○中川京貴 議長　小渡良太郎議員。
○小渡　良太郎 議員　一般論じゃなくて、（パネルを掲示）　じゃこの場合は必要、もしくは必要じゃない。どのように解釈していますか。
○中川京貴 議長　休憩いたします。
　午後４時10分休憩
　午後４時10分再開
○中川京貴 議長　再開いたします。
　知事公室長。
○溜　政仁 知事公室長　ワシントンコア社からワシントンＤＣオフィス社への送金は、あくまでワシントン駐在員活動事業として県がワシントンコア社を代表とする共同企業体と契約した上で、当該契約に係る業務の一環として実施されたものであり、指定公金事務取扱者の指定等が必要となるものではないというふうに考えております。
○中川京貴 議長　小渡良太郎議員。
○小渡　良太郎 議員　あと、もう１点。
　この資本金の払込み、または追加払込資本の払込み――さっきから同じこと言っているんですけれども、この委託料として予算計上した上で、執行するということについて法的に差し支えないのか、総務部長、教えてください。

○中川京貴 議長　総務部長。

○宮城嗣吉 総務部長　一般論として委託料については、本来各節に区分されるべきものが包括的にまとめられているものでありまして、事務事業を委託する場合において、それぞれ必要な経費を委託料で支払うことは適切な支出であると考えております。

○中川京貴 議長　小渡良太郎議員。

○小渡　良太郎 議員　通常の事業を遂行するための予算だったら十分理解できるんですよ。でもこれは設立のための資金、資本金という形になるわけじゃないですか。それも問題ないですか。

○中川京貴 議長　総務部長。

○宮城嗣吉 総務部長　委託契約の中の業務の一環として支出されるものであれば、適切であると考えております。

○中川京貴 議長　小渡良太郎議員。

○小渡　良太郎 議員　ありがとうございます。

なかなか難しい部分でもあるんですけれども、この――ちょっと私が見えづらいので後ろにずらします。

（パネルを掲示）　昨日、いろいろ質疑、答弁が出ていた中でまとめたのが、この表になっています。さっきも話したように、何でコア社を経由してお金が流れているのかということを聞かせていただいたんですけれども、このお金の流れも非常に不透明なんですね。何でそういう形で経由をしているのかが、説明を聞いてもいまいちよく納得ができません。（パネルを掲示）このワシントンコア社とマーキュリー社は、共同で事業を受け取るときもあるという説明があるんですけれども、このコンサル料の支払いはＤＣ社がやっているとかですね。（パネルを掲示）　何でここから払ってもいいじゃないですかという部分にもなってくると思います。このＤＣ社の存在意義というのが全く見えてこないんですよ。職員を駐在するなら、例えばマーキュリー社に出向させるとか、そういった手法だって考えられると思いますし、文書送付のアテンド程度なら、現地企業を単独で委託して、そっちに任せるということだってできるはずです。先ほど一番最初の質問で、法律の規定にないけど、規定にないからやっても問題ないみたいな答弁していましたけど、わざわざ無理を通せば道理が引っ込むみたいな会社の設立の仕方をしておいて、それを維持しようとし続けるということが、私はいまだに理解ができません。まずは、調査をしっかりすることも大事ですし、その間どうするのか、または今後どうしていくのかというところもちゃんとしっかり説明できるように、今後調査をしていただきたいとお願いを申し上げて、私の一般質問を終わります。答弁はいいです。

○中川京貴 議長　呉屋　宏議員。

○呉屋　　宏 議員　今日７番目、外からちょっと一歩引いて今議会を見させていただいたんだけれども、どうも選良だからといって――知事が当選をして、知事がやれと言っているからやっているという形で、部長の皆さんが、取り巻きが何も止めようともしないでそのまま突っ走るというような、そんなふうに映ってしようがない。これは、どこの市町村もそうだと思うんだけど、やっぱり内部から出てこなければ、やっぱり外から来ている人というのは行政法とかいろんなものが分からないわけだから、やっぱりそこにいるスタッフが止めるべきものはしっかりと止めないと、これはこういうような状況になっていくんじゃないかなと非常に感じてなりません。

質問に移ります。

まず、我が党関連からさせていただきますが、下地議員のところからです。

交通渋滞の問題がそこの中に記載されていました。３の(7)ですが、私は前期、13期でかなり渋滞問題をやってきました。特に宜野湾市の真栄原から大謝名までのこの渋滞、もうすさまじいものがありました。だけど今回、土建部に頑張ってもらって先月11月までに下り側、つまり国道58号向けの道路出入口を３車線から５車線に変えたんですね。これでかなりの渋滞が緩和されました。これには心から敬意を表してお礼を申し上げたいと思っています。

次に同じく４の(1)、外国人留学生の週28時間問題。

これも２年ぐらい前でしたか、随分質問させていただいたんですが、昨日説明に来られたときに、今内閣府を通して法務省まで行っていると。これを36時間に持っていく予定で今出させていただいて、法務省で検討していると。これが本当にできるということになると――これはコンビニでも人不足、そして特に私が気になっているのが介護。これは保育園の保育士とは全く違っていて、介護は本当に人が不足しているんですよ。賃金が安い。こんな状況の中で仕事をしておられる皆さんをどうにかサポートしてほしいなと。そういうふうな思いで私はこの外国人留学生の労働時間の拡張、これは非常に大きなところがあると思います。そこはもう一般質問で通告ではないけれども、この見通しはどうなんですか。

○中川京貴 議長　商工労働部長。

○松永　享 商工労働部長　お答えいたします。

国家戦略特区を活用した外国人留学生の資格外活動

時間の緩和につきましては、これまで企業や日本語学校等へのヒアリングを行うなど学業と就業のバランスを考慮した上で、適切な規制緩和の範囲を慎重に検討してきたところでございます。過去に他県等が行った提案におきましては、緩和の対象が広かったなどで認められなかった経緯がありますので、それを踏まえまして今回の本県からの提案につきましては、日本語学校が推薦する学生に限定するなど、一定の要件を定めて提案をしたというところでございます。結果につきましては、年内に国から回答が公表される予定となっているところでございます。

以上です。

○中川京貴 議長　呉屋　宏議員。

○呉屋　　宏 議員　本当に皆さん、喜んでいただけると思いますし、ここで沖縄が突破口を開くということでは、非常に大きなことになるんじゃないかなと思います。

同じく３の(5)、観光目的税導入。

この間、たまたま恩納村長から電話がかかってきて、これを質問するんだと、やると言ったらやめておけと。とにかく通せというようなプレッシャーばかりかけるもんですから、それはそれで、恩納村にとっては非常に大きな問題だと思いますから、非常にこれはよかったなと思っています。ただ、市町村はおのおの独自性を出しながらこの観光税の使い道というのが出てくると思うんです。問題は、県はどうやって使うつもりでおられるんですか。中心に。

○中川京貴 議長　文化観光スポーツ部長。

○諸見里　真 文化観光スポーツ部長　お答えいたします。

今考えているところ、大きく６つの項目について整理をしております。その内容については、県の各部局と市町村に調査をし、その取りまとめを行っております。今後はこの精査していく中で――観光戦略会議ですね、これビューローに事務局を委託する予定ですが、そこで精査をして実施していく予定としております。

○中川京貴 議長　呉屋　宏議員。

○呉屋　　宏 議員　あのね、僕いつも思うんだけど、僕は何に使うおつもりか、代表的なことが聞きたいと言っているのに、今答えになっているんですか。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後４時21分休憩

午後４時21分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

文化観光スポーツ部長。

○諸見里　真 文化観光スポーツ部長　失礼しました。

少し読み上げます。まず、安全・安心で快適な観光の実現、県民・観光客双方にとって満足度の高い受入れ体制の充実強化、観光地における観光及び良好な景観の保全並びに魅力ある付加価値の高い観光地ブランドづくり、観光の振興に通じる文化芸術の継承及び発展並びにスポーツの振興などの新規または拡充する取組に活用していきます。

以上です。

○中川京貴 議長　呉屋　宏議員。

○呉屋　　宏 議員　僕は深堀りするつもりはなかったので、今のは言葉明瞭、意味不明と言うんだよ。僕は具体的なことを聞いているんだよ。抽象的な話をしているわけじゃない。もうこれ以上やりませんけど。

次に、大浜議員の６の(2)、教職員のメンタルヘルス対策について伺いますけれども、教職員のメンタル問題は改善の方向に向かっているんですか。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　特に小中学校についてお答えさせていただきたいと思いますが、小中学校の教職員の精神疾患による病気休職者数について少し御説明申し上げます。

県内小中学校の教職員の精神疾患による病気休職者数と在職者に占める割合は、令和３年度154人、1.53％、令和４年度156人、1.50％、令和５年度191人、1.84％となっております。また全国の状況につきましては、令和３年度4352人、0.67％、令和４年度4778人、0.74％となっております。なお、令和５年度の全国の値については、現在、文部科学省から公表されていない状況であります。この状況を見ますと増加傾向にありますが、その状況を踏まえて令和５年度に働き方改革推進課を立ち上げまして、メンタルヘルス、働き方改革を２本の柱として、今現在その改善に向けて取り組んでいるところでございます。

○中川京貴 議長　呉屋　宏議員。

○呉屋　　宏 議員　これは何に原因があるんですか。原因。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後４時24分休憩

午後４時24分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

教育長。

○半嶺　満 教育長　精神疾患の要因は、教職員の職務内容だけではなく家庭の状況や生活環境等、原因が複合的なことも多いと考えられますが、那覇市と連携した国の調査研究事業において実施した教員アンケート

によりますと、メンタルヘルス不調を感じたことがある教員のうち、その要因が職場にあるとする回答が多く、仕事の質、仕事の量、人間関係についてストレスと感じている教員が多いという結果が得られております。

○中川京貴 議長　呉屋　宏議員。

○呉屋　　宏 議員　これ13期から僕はやってますけどね。教育長、これ今ぐらいのものでやったら絶対改善しませんよ。だから僕、前から言っているじゃないですか。もう教科と担任を分けなさいと。もう担任をやるのであれば担任だけ、教科は教科だけ。これ両方持っているから非常にきついんですよ。それと、やっぱり外からの父母のクレーム。この対処するところをやっぱり市町村ごとにつくらなければ駄目だよ。担任がずっと対応していたら、それはメンタルやられるよ。私はこれから宜野湾市とまた調整していきますけど、宜野湾市の中にこの専門の弁護士を入れて、あるいは校長ＯＢだとか退職した人たちを五、六名ぐらい入れてそれに対処する部署をつくらないと、これはもたないですよ。そこだけは言っておきます。それと、もう我々復帰して52年になりますが、いつまでこの体制をやるのか、今の市町村の小学校、中学校。私はもう半分は私立でもいいんじゃないかと思っていますよ。そこまで割っていかないと恐らくもうもたないし、教員も足りないし。僕は、格差をつけてもいいから私立がどんどんどんどん上に上がっていくような、そんな時代をつくっていかなければ人材はつくれないんじゃないかなと思っています。そういうことで終わらせておきますけれども。

次、下地康教議員の１の(1)、11月９日の北部地域豪雨災害について伺います。

災害対策本部の設置が遅れた理由は一応分かってますけど、簡単に説明してくれませんか。通告はそう言ってありますから。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　県では、11月８日の大雨警報発表後、災害対策準備体制あるいは災害対策北部地方本部により対応していたところでございます。しかしながら、大雨という時間が経過するごとに大きく変化する気象情報を的確に把握できなかったことや、地方本部で一定程度の応急対応が取れていたという認識から、災害対策本部の設置が遅れたということでございます。

○中川京貴 議長　呉屋　宏議員。

○呉屋　　宏 議員　総合的な部署は、知事公室ですか。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　知事公室の防災危機管理課が所管しております。

○中川京貴 議長　呉屋　宏議員。

○呉屋　　宏 議員　知事公室長はそこに何度足を運ばれたんですか。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　防災危機管理課のほうには私のほうからは行く機会はなくて、向こうの担当職員に随時説明をしていただいていたということでございます。

○中川京貴 議長　呉屋　宏議員。

○呉屋　　宏 議員　被災市町村に寄り添った対策をしてますか。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　知事が視察をした際に、３村の村長のほうから要請をいただきまして、早速リエゾンの派遣、応急対策等の措置をしたところでございます。

○中川京貴 議長　呉屋　宏議員。

○呉屋　　宏 議員　知事が行ったのは、被災して三、四日後ぐらいですよね、たしか。それよりも早く池田さんが行かれたということも分かっています。ただ、住宅が床下、床上あるいは半壊というようなものがありましたけれども、これ住民の皆さん非常に不安を感じているんですよ。なぜかって、皆さんが――僕はさっきも国頭の副村長と話しているんですよ。毎日のように副村長と話している。僕は国頭、東、大宜味、もう４回行っています。見てみて、とっても感じているのが何かというと、これ皆さん――要するに、床上だったら幾らお金をもらえるのか。区民に対して村が説明をしたら35万だと。そしてそれから何日かして新聞に載ったのが70万だと。要するに、県からこの細かい説明がないと言うんだよ。冗談だろと言ったら、いやそうではなくて、真面目な話、我々の情報は全部新聞からですと言うんです。これで寄り添っているんですか。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後４時30分休憩

午後４時30分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

生活福祉部長。

○北島智子 生活福祉部長　お答えいたします。

県では今回の災害においての、準半壊以上の住家被害に対する応急修理の経費を支援するために必要となる罹災証明書を可能な限り速やかに市町村が発行でき

るように、北部１市４村に対して11月19日に証明書発行のための技術的な助言を行う研修会を実施しております。また、その罹災証明書を発行するに当たっては、事前に必要となる住家被害認定の調査を支援するために北部３村の要望に沿った日程の調整を行って、11月21日から12月４日までの期間のうち９日間、生活福祉部及び土木建築部の建築技術職員を含む延べ37名の職員を北部３村の住家被害があった現地に派遣しており、現在市町村で罹災証明書の発行が始まっております。また11月27日には、県の予備費を充用した住家の応急修理支援金を支給するための説明会を被災市町村を対象に開催しておりまして、翌28日から当該支援金申請の受付を開始しておるところでございます。当該説明会の中で、県として今回の災害に対して災害救助法と同等の支援を行うこととして、具体的には住家の応急修理の支援金として、半壊以上の住家被害で71万7000円以内、それから準半壊の住家被害で34万8000円以内を支給する旨説明をしております。また、同法で市町村が実施した避難所の設置等の応急救助も対象となるということを説明しておりまして、県では同等の支援ができるように関係部局と現在調整を進めているところでございます。このほか、今回の災害に特化しました県独自の見舞金の支給も検討しておりまして、こちらのほうも本11月定例会の補正予算で追加提案することとしております。

説明については以上でございます。

○中川京貴 議長　呉屋　宏議員。

○呉屋　　宏 議員　（資料を掲示）　これが、その災害の起こった11月９日から21日までの新聞です、両紙。これ細かく僕読みましたけれども、皆さんは何が本当に困っていると思いますか、この３村が。僕は、国頭と東は副村長、大宜味は議長とずっとやり取りしています。何が困っていると思うか。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後４時33分休憩

午後４時33分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

生活福祉部長。

○北島智子 生活福祉部長　お答えいたします。

先日、東村、大宜味村、国頭村の３村を訪ねまして村長にお会いしてまいりました。やはり住民の方々からいろんな要望がございますということで、村としてもこれは全力でやっていきますので県の協力もお願いしますと、分かりましたということでお聞きしてきた次第であります。そういった各要望につきましては、防災危機管理課のほうでも日々要望のほうを取りまとめて、所管の部局等でどういった対応ができるのかということを日々やっているところでございます。

○中川京貴 議長　呉屋　宏議員。

○呉屋　　宏 議員　部長、笑い事じゃないよ。今一番問題になっているのは、市町村は12月に議会があるんだよ。補正で上げないといけないんだよ。そうでしょう。あなた方は幾ら出すと言っているのか、今。いいですか、比地地区の皆さんは――20名から今18名に減ったけど、あの奥間ビーチホテルにまだいるんだよ。もう１か月だよ。あなた方が初動対応したのはいつなのか。21日からこの罹災証明に基づいてあっちこっち歩いたんでしょう。それも全部分かっている。だけど、何で19日に説明会なのか。被災したのは10日だよ。これが寄り添っていると言えるのか。災害対策本部も立ち上げるのが遅い、現場に行ってどうしようということを決めるのも遅い、お金が届くのも遅い、幾らももらえるのかも分からない。これが不安ですよ。一家で３台の車が流されているところもあるんだよ。これ皆さんは本当にやるんですか。全部補償するのか、できるのかこれ。僕はそういうところをしっかりと相手に寄り添って不安がないよう、この不安を取り除きなさいよと。担当者が２日に１回通ってでも。権限を持って行かないとこれは無理ですよ、こんな状況をやっていたら。だから私は、本当に寄り添っているというのはそういうことを言っているんですよ。だから最初に聞いたでしょ、寄り添っているんですかと。あんまりこれやると一般質問ができなくなるので終わりたいと思います。とりあえず、ホテル代がどれぐらい出るのかというのは早急に知らせてあげてください。皆さんが出さないと――村は補正予算を出さないといけないんだよ。そういうこともありますから、ちゃんとやってください。

じゃあ通常の質問に入ります。

少年犯罪について。

少年犯罪の現状は、今現在どうなっているんですか。

○中川京貴 議長　警察本部長。

○小堀龍一郎 警察本部長　県内において、過去３年間に刑法犯で検挙・補導された少年は、令和３年が482人、令和４年が500人、令和５年が740人と直近３年間で増加傾向にあります。この人数は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により一旦減っておりましたが、その感染拡大前の水準に近づきつつあるところであります。

以上です。

○中川京貴 議長　呉屋　宏議員。

○呉屋　　宏 議員　刑法犯が全部ではないけれども、少年院というところに二十歳未満は送られるわけですよね。それでそこから出院したというか、出所したと言ったら失礼かもしれない、出院した子どもたちはどういうふうな経路をたどるんですか。

○中川京貴 議長　生活福祉部長。

○北島智子 生活福祉部長　お答えいたします。

法務省所管の沖縄少年院に確認しましたところ、出院後は、一定期間保護観察に付されながら、安定した生活を送ることができるよう改善更生を図っているとのことであります。出院者の多くは親元等に帰り再出発することになりますが、帰住先がない等の場合は、保護観察所において更生保護施設や自立準備ホームへの入所、または住み込み就労先へつなぐなどの調整を行っていると伺っております。

以上です。

○中川京貴 議長　呉屋　宏議員。

○呉屋　　宏 議員　それでは伺いますが、その出た子どもたちが親元に帰らないで行ける施設ってどれぐらいあるんですか。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後４時38分休憩

午後４時39分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

生活福祉部長。

○北島智子 生活福祉部長　お答えいたします。

自立準備ホームというのがございます。これは、帰住先のない刑務所出所者や少年院出院者等に対し、自立できるまでの一定期間宿泊場所を提供するとともに、生活の支援、就労先のあっせん等、自立に向けた支援を行う施設となっております。こちらの自立準備ホームについて所管する法務省那覇保護観察所によりますと、県内の自立準備ホームの登録数は令和６年11月末現在、33か所となっております。

以上です。

○中川京貴 議長　呉屋　宏議員。

○呉屋　　宏 議員　じゃ家庭に帰った子どもたちが主だと思うんですけど、この少年院から出た子どもたちの再犯率が高いと言われている。これは、その家庭に帰ればまた友達が集まってくるんだよね。そうすると、また悪いことをしてしまうというローテーションになってしまう。さっき33と言っていたけど、私は宜野座の村長に呼ばれて見てほしい施設があるということで行ったんだけれども、エステージというのが宜野座の漢那にありますよ。昭和54年生、今45歳ぐらいかな。この彼が１億2000万のお金を借りて定員６名の場所をつくっている。こういう施設は沖縄県に１つしかない。彼が全部１件１件回って就職先も探してくる。１年ぐらいそこで更生をしてそこから出していく。再犯している人は一人もいない。そんな状況になっている。彼はアメリカで学んだところもあるんだけれども、ただ、呉屋さん、ぜひこれをもっと広げてほしいと。あなたのところ土地は広いんだからもっと使わないのかという話をしたら、何て言ったかといったら、そういう人を10名とか20名集めると、そこでグループを組んでまた悪いことをすると言うんだよ。だからあんまり集めることもできない。彼が言った一番悲惨なことは、女子学園を出た女の子たちの行き場がない、混ぜることもできないと。こういう子たちも、我々県民の子どもですよ。法務省に任せておけばいいということなんですか。知事、どう思うか。

○中川京貴 議長　生活福祉部長。

○北島智子 生活福祉部長　お答えいたします。

国が新たな被害者を生まない安全・安心な社会を実現するということで、再犯者の割合というのが全国の中で沖縄が高いということもありまして、沖縄県では第二次沖縄県再犯防止推進計画というのを策定しております。こちらのほうは、各専門の方々に委員として来ていただきまして、那覇保護観察所、沖縄刑務所、沖縄少年院、沖縄女子学園、那覇少年鑑別所といった少年・少女に関する犯罪の更生を行っているところも含めて――これ計画自体は大人も含めてなんですけれども、そういったところで皆様から再犯防止に関する御意見とかを伺って、情報共有をしてそれに結びつける方法を模索しているところでございます。議員がおっしゃっている女子の更生施設に関しては、以前、がじゅまる沖縄というところで女性の更生施設として幾つかそこの枠がございました。そこを設けてあったんですけれども、なかなか希望者がいらっしゃらないということで今は閉鎖されているということでございます。したがいまして、そういった更生施設を希望する女性の出院者といいますか、方については現在本土のほうに紹介をしたりして、九州のほうの施設に行っていただいたりしているそうです。しかしながら、やはり親元といいますか、郷里を離れたところでその先就職を考えたりということになりますと、非常に厳しいのではないかという御意見もいただいておりますので、沖縄県のほうでも再びそういった施設を県内に誘致できないかというところで、また関係機関と話し合っていきたいと思っております。

○中川京貴 議長　呉屋　宏議員。

○呉屋　　宏 議員　部長、考えるなら真剣に考えて。

これ都会に置く施設ではない。これは仲間が訪ねて来ないところに置くべきだ。だから女子の施設はない。友達の家を転々としている。僕は今まで六十五、六年生きてみて、このことが分からなかった自分が恥ずかしい、とっても。40年間政治に関わってきて、これが分からなかったこと自体、ある意味では恥ずかしい思いがしました。この青年と話をしているときに。だから我々が何をやってあげられるのかということをもう一回原点から考えるべきではないのかなと思っています。

質問を変えます。

次に――もう通告全部はできないので、過疎対策に特化します。

県ができる過疎対策の完結とはどういうことを考えていますか。

○中川京貴 議長　企画部長。

○武田　真 企画部長　県においては、県過疎計画に基づいた施策を行っております。具体的には、生活基盤の充実に向けた定住条件の整備、地域の特色を生かした産業の振興、それを下支えするための移住促進による人材の確保・育成等の展開により、過疎地域がそれぞれの個性と潜在力を発揮する地域社会を目指すということを目標としております。

○中川京貴 議長　呉屋　宏議員。

○呉屋　　宏 議員　これは決算委員会でも部長とは議論をしたんだけれども、過疎対策って皆さんの主要施策の、23あった施策の中の11が過疎対策だったんだよね。だけどこれが進まない。なぜ進まないのか、連結性がないから。あなた方は縦割りでやっているから。僕はそこはもう一回――時間がないのではしょりながら話をしますけど、過疎対策というのは絶対縦割りでできるようなものじゃない。いいですか、先週の日曜日、私は国頭村の安田にいました。そこで安田の区長と２時間ぐらい話をしました。だけど、この２時間の中で彼女が僕に要望してきたことは何かと言ったら、何とか泊まるところがほしいと。山村留学でほかから来ていますと。たくさん問合せはあるけど住むところがないと言うんだよ。こんなのは農村住宅か何かで建てられないのか。ほかのところとリンクできないのか。企画部は団地を建てられないんでしょう。だからせいぜい古民家をリフォームするぐらいで終わるわけだよ。何十年リフォームすればいいのか。真剣にこれ考えたほうがいいし、僕は部長にも言ったはずなんだけど、ＥＶ車の補助をやりなさいよと、県が。今は経済産業省もやっているけど、僕はこのＥＶ車の補助は県が――那覇市だとか浦添市、宜野湾市に補助をあげる必要はないよ。指定されている17の過疎地域、ここにはＥＶ車補助をつけましょうと。ガソリンスタンドがないんだから、そうでしょう。だから分けて考えてくれと。那覇も国頭も同じではない。過疎対策というのはそういうものだと僕は思うよ。そして、皆さんにもそのとき言ったけど、あの消防防災ヘリなんかまさに過疎対策でしょう。だってあれ那覇市はダイヤル回せば、電話すれば救急車が来るんだのに。田舎は来ませんよ。これが過疎対策なんだよ。だから全ての対策を一元化してやるのであって、企画部だけでこれを考えようとするとできないですよ。そういうプロジェクトチームをつくるということを考えませんか。

○中川京貴 議長　企画部長。

○武田　真 企画部長　過疎対策というのは、教育から福祉、保健、医療それから社会インフラ、様々な分野に関わってくるところがございます。ですから今、企画部のほうで総合調整の役割を果たしながら全庁的な体制で過疎対策に取り組んでいるところです。議員から前回の議会においても、ＥＶのお話であったり大規模商業施設についてもお話しいただきました。11月――大雨の前なんですが、私、また３村の村長さんたちと意見交換させていただきました。それぞれ３村のＥＶの活用状況についても確認させていただきましたし、大規模商業施設についてのお話もさせていただきました。引き続き３村、あと過疎地域の離島も含めて、現場の意見を聞きながら施策展開を図ってまいりたいと考えております。

○中川京貴 議長　呉屋　宏議員。

○呉屋　　宏 議員　最近よく共同売店がテレビに出るようになりましたけど、実はそこは、市町村で共同で品物を取って配っているから何とかなっているんですよね。だけど、もし大宜味辺りにスーパーができたらそこから全部配達ができるわけですよ、３村ともね。だから、皆さん安田からスーパーに行くと言って名護まで行くんだよ。安田からＤＶＤを借りに行くと言って名護まで行くんだよ。この状況が過疎ですよ。ただ、部長もう最後に言いますけど、これだけは分かってください。過疎地に行きたい人というのは、それは覚悟して行っているんですよ。だけど住むところがない。あなたは自分たちの今の生活であそこにそれを求めようとしている。違う、あそこはあれでいいの。最低限のものを準備する。

以上です。終わります。ありがとうございました。

○中川京貴 議長　西銘啓史郎議員。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後４時51分休憩

午後４時53分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○西銘　啓史郎 議員　本日最後の質問者となります。よろしくお願いします。

会派沖縄自民党・無所属の会、西銘啓史郎です。

順番を入れ替えて質問をしたいと思います。

まず３番の指定管理業務について(1)、県における指定管理の事業数について伺います。

○中川京貴 議長　総務部長。

○宮城嗣吉 総務部長　指定管理の施設数につきましては、県において、平成17年度に指定管理者制度を導入して以来、令和６年４月までに52の施設・地区に同制度を導入しております。

○中川京貴 議長　西銘啓史郎議員。

○西銘　啓史郎 議員　(2)、今議会に提出された乙第17号議案から乙第36号議案の指定管理者の指定について。

ア、応募団体数が１社の事業が12事業ありますけれども、継続指定は何社か伺います。

○中川京貴 議長　総務部長。

○宮城嗣吉 総務部長　20施設のうち、応募団体が１団体であった12施設、そのうち指定管理者の継続指定を予定しているのは９施設となっています。９施設のうち平和の礎等の３施設は、対象施設の適正または効率的な管理運営を確保するため、相当の理由がある場合として、非公募による１団体の選定としております。

以上です。

○中川京貴 議長　西銘啓史郎議員。

○西銘　啓史郎 議員　では、次に行きます。

イ、応募団体数が複数社の場合の評価・査定等の実施方法について伺います。

○中川京貴 議長　総務部長。

○宮城嗣吉 総務部長　県では、応募団体のうちから、公共施設の効用を最大限に発揮する者を指定管理者として適正に選定することとしております。選定に当たっては、学識経験者や公認会計士等、財務に精通する者などから構成される指定管理者制度運用委員会において、事業計画等全ての項目を評価する総合評価方式により、最も効果的かつ効率的な管理が実施できる者を選定しております。

以上です。

○中川京貴 議長　西銘啓史郎議員。

○西銘　啓史郎 議員　今の運用委員会についてですけれども、これは例えば、ある部の指定管理事業に関しては、部ごとに委員会は設置されるという理解でよろしいですか。

○中川京貴 議長　総務部長。

○宮城嗣吉 総務部長　基本的には施設ごとという形になりますけれども、例えば住宅とか公園とかそういう部分については、複数施設をまとめた運用委員会もあります。

○中川京貴 議長　西銘啓史郎議員。

○西銘　啓史郎 議員　ではウ、指定管理料の算出根拠について伺います。

○中川京貴 議長　総務部長。

○宮城嗣吉 総務部長　指定管理者の公募に当たりましては、利用料金制を導入している施設では、利用料金収入と管理運営経費の収支差の見込額を、使用料制を導入している施設は、標準的な管理運営経費の見込額を指定管理料の上限額としております。上限額の設定に当たりましては、これまでの実績等を考慮しつつ、施設修繕などの特殊要因や人件費の単価上昇等も踏まえて設定しております。

以上です。

○中川京貴 議長　西銘啓史郎議員。

○西銘　啓史郎 議員　私が申し上げたいのは、今回提出された乙第17号から乙第36号の議案ですけれども、指定管理料はあるんですけど、その中身が私たちには見えないわけですよね、どういう査定をされたとか。ですから、例えばある事業――私52事業全部見てるわけじゃないんですけれども、要は本当に適正な単価なのか人件費なのかも含めて、事業によっては単価差があるような話も聞きますので、これは恐らくまた常任委員会で詳しく質問があると思いますけれども、それについてはまた後ほど委員会等でも確認をしたいと思います。

休憩お願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後４時57分休憩

午後４時57分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○西銘　啓史郎 議員　では、１番に戻りたいと思います。

知事の政治姿勢について多くの議員が質問していますけれども、確認のためにもう一度お願いします。

(1)、北部地域大雨時の危機管理体制について。

ア、災害対策準備体制の設置の指示は、いつ、誰が、誰に対して、どのように行ったのか伺います。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　沖縄県災害対策準備体制は、知事公室長の事前決定により、気象庁から大雨警報が

発表された際に自動設置することとしており、今回においても11月８日19時50分の大雨警報発表を受け、同時点で設置しております。

以上です。

○中川京貴 議長　西銘啓史郎議員。

○西銘　啓史郎 議員　休憩お願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後４時58分休憩

午後５時０分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　事前の取決めにおきまして、大雨警報が発表された際には自動的に災害準備体制を取るということにしておりまして、それについてはうちの防災危機管理課を中心としまして、各部局関係出先機関の職員が情報収集をする体制を取るということになっております。

○中川京貴 議長　西銘啓史郎議員。

○西銘　啓史郎 議員　資料によると２名が対応したようですけれども、２名で人数は間違いないでしょうか。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　防災危機管理課においては、２名が常駐したということでございます。

○中川京貴 議長　西銘啓史郎議員。

○西銘　啓史郎 議員　では、イに行きます。

災害対策北部地方本部設置の指示は、同じように、いつ、誰が、誰に対して、どのように行ったか伺います。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　沖縄県災害対策北部地方本部は、北部地方本部長――この場合は北部土木事務所長になります、の事前決定により、気象庁から大雨警報が発表された際に自動設置することとしており、今回においても11月８日19時50分の大雨警報発表を受け、20時54分に設置されております。

○中川京貴 議長　西銘啓史郎議員。

○西銘　啓史郎 議員　この１時間のずれは、なぜでしょうか。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　防災危機管理課におきましては、24時間体制を取っております。そのほかの所属につきましては、24時間の体制は取っていないところですので、参集した時間が20時54分ということになっております。

○中川京貴 議長　西銘啓史郎議員。

○西銘　啓史郎 議員　では、ウに行きます。

知事はその設置指示――設置指示というか自動的に設置されるようですが、これをいつ把握したかお答えください。知事に聞いているんです。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　沖縄県災害対策準備体制及び沖縄県災害対策北部地方本部の設置は、被害情報と併せて11月９日の10時49分に知事に報告しております。

○中川京貴 議長　西銘啓史郎議員。

○西銘　啓史郎 議員　では、エに行きたいと思いますけれども、11月９日深夜の線状降水帯発生、記録的短時間大雨情報、土砂災害警戒情報発表等の情報を、知事はいつ、どこで把握し、どのように受け止めていたか伺います。これは知事自らお答えください。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　私は、災害対策準備体制において災害対策本部の設置指示ができるよう、公務の後は知事公舎で待機をしておりました。防災危機管理課からの情報が限られた被害情報にとどまり、詳細な気象情報等が報告されていなかったこともあり、状況についてはテレビや気象庁ホームページなどを通じて情報などを得ておりました。

○中川京貴 議長　西銘啓史郎議員。

○西銘　啓史郎 議員　オに行きたいと思いますけれども、災害対策本部の設置基準と設置権限は誰にあるのか伺います。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　災害対策本部は、災害対策基本法及び沖縄県地域防災計画の定めるところにより知事が設置することとしております。その基準としましては、１つ目に、県の全域または一部の地域に気象業務法に基づく暴風、大雨、洪水または高潮等の警報が発表され、かつ重大な災害が発生するおそれがあるとき。２つ目に、暴風、大雨、その他の異常な自然現象により県の全域または一部の地域に重大な被害が発生したとき。３つ目に、大規模な火災、爆発、その他これらに類する事故により県の全域または一部の地域に重大な被害が発生したとき。４つ目に、県の全域または一部の地域に災害救助法の適用を要する災害が発生したときというふうになっております。

○中川京貴 議長　西銘啓史郎議員。

○西銘　啓史郎 議員　これキに行った後にもう一回聞きますけれども、今回は知事の危機管理能力の差が鹿児島県と比較し如実になったと私は思います。それを玉城知事はどう受け止めていらっしゃいますか。これ

知事が答弁してください。
○中川京貴 議長　玉城知事。
○玉城デニー 知事　鹿児島県では、11月８日の大雨警報の発表を受けて、沖縄県災害対策準備体制に相当する鹿児島県情報連絡体制を取り、顕著な大雨に関する気象情報、記録的短時間大雨情報が発表された後、９日の２時40分、与論町に大雨特別警報が発表されたことを受けて鹿児島県災害対策本部を設置して災害対応に当たったということです。沖縄県では、11月８日の大雨警報の発表後、沖縄県災害対策準備体制及び沖縄県災害対策北部地方本部により対応しておりましたが、大雨という時間が経過するごとに大きく変化する気象情報に的確に対応できなかったことや、地方本部で一定程度の応急対応がなされているものという認識から災害対策本部の設置が遅れたというように理解しております。
○中川京貴 議長　西銘啓史郎議員。
○西銘　啓史郎 議員　公室長、日本語で危機管理と言いますけれども、英語ではリスクマネジメントとクライシスマネジメントというふうに言葉を使い分けるようでありますが、その概要を説明してください。
○中川京貴 議長　休憩いたします。
午後５時６分休憩
午後５時８分再開
○中川京貴 議長　再開いたします。
知事公室長。
○溜　政仁 知事公室長　今調べたところによりますと、リスクマネジメントとクライシスマネジメントは、危機に対する管理の方法ということで、リスクマネジメントは、危機が発生する前にリスクを分析し、予防や軽減の対策を行うこと。クライシスマネジメントは、危機が発生した後に被害を最小限に抑えるための対応を行うということのようでございます。
○中川京貴 議長　西銘啓史郎議員。
○西銘　啓史郎 議員　公室長、これを公室長がすぐ答えられないというのは、私は危機管理監としていかがなものかと思います。もう一つは――知事首をかしげましたけど、鹿児島県知事との明らかな違い。先ほど知事が、鹿児島県は大雨特別警報が発表された段階でというふうに言いましたけれども、鹿児島県は危機管理防災局というものが単独で組織されています。その中には、危機管理課や災害対策課があって、ほかにも２課ありますけれども、９名体制で危機管理防災局担当参事、自衛隊ＯＢを含めて、もう２時40分には対策本部を設置して、６時14分に知事等の了解を得て災害救助法を適用させたとあります。私が申し上げたいのは、そのクライシスマネジメント――要は発生した後の対応も、先ほどの呉屋議員の答弁に対しても十分ではない気がします。それからもっと大事なことはこの線状降水帯、11月９日深夜、もう二十数回――私もテレビを見ていて、これ大丈夫なのかなと私ですら心配しました。それを知事がテレビで見ていて何とも思わないということが私は信じられません。その段階で対策本部を立ち上げようということも含めて、指示をすべきであったと私は思います。そういう意味で、今回は人的な被害はありませんけれども、私はいわゆるこれは人災の一つだと思っております。
休憩します。
○中川京貴 議長　休憩いたします。
午後５時９分休憩
午後５時10分再開
○中川京貴 議長　再開いたします。
○西銘　啓史郎 議員　(2)番に行きます。
文科省が行った、公立学校施設の防災機能に関する調査結果の沖縄県の状況について、下記のとおり伺います。
ア、備蓄倉庫等の確保状況について伺います。
○中川京貴 議長　教育長。
○半嶺　満 教育長　お答えします。
文部科学省が令和５年度に公表した調査結果によりますと、令和４年12月１日現在、避難所に指定されている沖縄県内の公立学校施設における備蓄倉庫等の確保状況は、362校中194校で、53.6％となっており、全国平均は82％であります。
○中川京貴 議長　西銘啓史郎議員。
○西銘　啓史郎 議員　ではイについて、非常用発電機等の確保状況について伺います。
○中川京貴 議長　教育長。
○半嶺　満 教育長　お答えいたします。
非常用発電機等の確保状況は、362校中137校で、37.8％となっており、全国平均は73.2％であります。
○中川京貴 議長　西銘啓史郎議員。
○西銘　啓史郎 議員　ウ、飲料水の確保対策の確保状況について伺います。
○中川京貴 議長　教育長。
○半嶺　満 教育長　飲料水の確保対策の状況は、362校中171校で、47.2％となっており、全国平均は80.8％であります。
○中川京貴 議長　西銘啓史郎議員。
○西銘　啓史郎 議員　エ、通信設備の確保状況について伺います。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　通信設備の確保状況は、362校中159校で、43.9％となっており、全国平均は82.9％であります。

○中川京貴 議長　西銘啓史郎議員。

○西銘　啓史郎 議員　オ、断水時のトイレ対策の確保状況について伺います。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　断水時のトイレ対策の確保状況は、362校中140校で、38.7％となっており、全国平均は73.6％であります。

○中川京貴 議長　西銘啓史郎議員。

○西銘　啓史郎 議員　知事、玉城知事、今の数字を聞いていてどのように思いますか。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　学校における災害に対する備蓄が圧倒的に足りていないと痛感いたします。

○中川京貴 議長　西銘啓史郎議員。

○西銘　啓史郎 議員　それを見てどのようにしたいとお思いでしょうか。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　学校は、子どもたちの学習・生活の場であるとともに、地域コミュニティーにおける拠点であり、災害時には避難所としての役割も果たすことから、避難所機能の強化が求められております。

県教育委員会としましては、引き続き市町村と意見交換を行いながら、避難所となる学校施設の防災機能の強化を推進してまいりたいと考えております。

○中川京貴 議長　西銘啓史郎議員。

○西銘　啓史郎 議員　教育長から答弁いただきましたけれども、この今の低さ――53.6、37.8、47.2、43.9、38.7％。全国の約半分の設置状況に対して、この事実を受け止めて、本来――もちろん予算の関係もあると思います。執行部とも調整しながら、これを拡大するのが先ほど言ったリスクマネジメントだと私は思っています。災害が発生する前に、この学校が避難所になったときに、例えば発電機がない、例えば飲料水がない、そういったもろもろを――まさかこんなことが起こるとは思わなかったなんて言えないんですよ。ですから、私があえて知事に申し上げたのは、知事がそれをどう受け止めて、この数字を見て――もちろん把握しているかどうか分かりませんけれども、そういったものに対して、事前の対策を打つことがリスクマネジメントだと私は思っております。ですので、ぜひ教育長含めて知事部局とも話をしながら、この体制、これだけ確保できていないという状況、事実を踏まえて対応をしっかりしてもらいたいと思います。

休憩お願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後５時14分休憩

午後５時14分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○西銘　啓史郎 議員　２番、辺野古基金についてですけれども(1)、直近の寄附金額及び支援済額(累計)について伺います。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　辺野古基金のホームページで確認したところ、2024年10月31日現在の寄附金額は７億9454万1578円で、支援済額・運営費は７億8763万8102円となっております。

○中川京貴 議長　西銘啓史郎議員。

○西銘　啓史郎 議員　今、タブレットに出しましたけれども、今出しているのは、私がホームページから拾った数字です。辺野古基金の決算状況ということで2015年から立ち上がっているんですけれども、残念ながら2015年、2016年の数字がありません。その中で、寄附金の欄を見てほしいんですけれども、2018年度からの数字しかありませんけれども、この総額で約１億です。先ほど答弁ありました今までの累計が約８億ですから、2015、16、17年で７億の寄附金が集まっているということになるんですね。そしてその支出が全くない。これ私、実は辺野古基金事務局に行って、事務局長とお会いしてきました。数字については答えられないということで、もし質問があるなら文書でくれと言われたので、文書も出してまいりました。いまだに答弁がありませんけれども、申し上げたいことは、このお金がどのように使われたかというのは非常に大事だと本当に思っています。

そして(2)、規約第２条と第３条について伺います。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　辺野古基金のホームページで確認したところ、辺野古基金規約第２条は、「本会は、辺野古新基地建設に反対し、建白書において要求されたオスプレイ配備の撤回、普天間基地の閉鎖・撤去及び県内移設を断念させる運動(活動)の前進を図るために物心両面からの支援を行い、沖縄の未来を拓くことを目的とする。」と定めており、同規約第３条は、「本会は、前条の目的を達成するために、必要な支援・活動を行う。」と定めております。

以上です。

○中川京貴 議長　西銘啓史郎議員。

○西銘　啓史郎 議員　ありがとうございます。

続いて、辺野古基金支援基本方針（６項目）について伺います。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　同じく辺野古基金のホームページで確認したところ、辺野古基金支援基本方針においては、１、辺野古新基地を作らせない活動をしている団体への支援。２、アメリカでのロビー活動への働きかけに対する支援。３、日米におけるマスコミへの広告活動をする団体への支援。４、日米両政府への要請活動をする団体の共通経費（通訳や現地での交通費等）の支援。５、国連等国際機関への要請活動する団体への支援。６、その他（県内外の団体などへの支援）の６項目が定められているとのことです。

○中川京貴 議長　西銘啓史郎議員。

○西銘　啓史郎 議員　では（4）についてですけれども、知事は同団体から支援を受けたことがありますか、伺います。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　私は、辺野古基金から金銭的支援は受けておりません。

○中川京貴 議長　西銘啓史郎議員。

○西銘　啓史郎 議員　（5）、政治資金規正法上の政治団体の定義について伺います。

○中川京貴 議長　選挙管理委員会委員長。

○武田昌則 選挙管理委員会委員長　政治資金規正法第３条第１項において、政治団体とは、「政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対すること」、「特定の公職の候補者を推薦し、支持し、又はこれに反対すること」のいずれかを本来の目的とする団体、またはこれらの活動を「その主たる活動として組織的かつ継続的に行う団体」とされております。

○中川京貴 議長　西銘啓史郎議員。

○西銘　啓史郎 議員　選挙管理委員長、このためだけにすみません、御足労いただいてありがとうございました。

今、政治団体の定義がありました。先ほどの辺野古基金の基本方針、それから規約の第２条、第３条も読んでもらいましたけれども、私はどう考えても政治団体ではないかと思ったのですが、政治団体の届出はあるかどうか、オール沖縄会議も含めてお答えいただけますか。

○中川京貴 議長　選挙管理委員会委員長。

○武田昌則 選挙管理委員会委員長　現時点において、県選挙管理委員会に対して、辺野古基金及びオール沖縄会議という名称の団体から政治資金規正法に基づく政治団体の届出はなされておりません。

○中川京貴 議長　西銘啓史郎議員。

○西銘　啓史郎 議員　任意団体として――別にこれが政治団体じゃないことは、この団体の思いですからいいんですけれども、一つちょっと気になったのが、先ほどの基本方針、公室長に読み上げてもらいましたけれども、これは「規約＆基本方針」ということでホームページに載っていましたが、つい最近から削除されているんですね。意図は分かりません。これがなぜなくなったのかよく分かりませんけれども、これを見てもロビー活動への働きかけに対する支援とか、それから国連への支援、知事が国連に行ったときにもいろんな支援があったのかどうか分かりませんけれども、知事はその辺野古基金とオール沖縄会議の事務所がどこにあるか御存じですか。知事、知らないなら知らないで結構です。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　ホームページに掲載されていると思いますが、確認したことはありません。

○中川京貴 議長　西銘啓史郎議員。

○西銘　啓史郎 議員　両方の事務局長との面識はありますか。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後５時20分休憩

午後５時20分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

玉城知事。

○玉城デニー 知事　面識はあると思います。

○西銘　啓史郎 議員　と思いますじゃなくて、ありますよね。思うじゃなくて……。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　あります。

○中川京貴 議長　西銘啓史郎議員。

○西銘　啓史郎 議員　実は、事務所は同じビルの中に入っていまして、３分の２がオール沖縄会議、３分の１が辺野古基金事務局というようになっているようであります。私は、いろいろ支出も調べてみましたけれども、2018年度から2023年度の間で、辺野古基金からオール沖縄会議に支出された件数、総件数549件中167件、約３割です。そして、年度によっては６割を超える年度もありました。そして、よく調べてみると、2018年度には送迎用車両の購入支援であったりカヌー、これは恐らく辺野古の海で使うカヌーじゃないかと思うんですが、５艇を購入支援というふうにありました。申し上げたいことは、辺野古に基地を造らせないというオール沖縄会議も結構なんですけれど

も、オール沖縄会議は残念ながら収支の報告が全く見られません。辺野古基金から支出された額は出てませんけれども、以前私が調べたときには、辺野古基金にも数字が支援行事ごとに入っていました。バスで何万、何とかで何万。それももう今は入っていません。どういう理由か分かりませんけれども、そういう意味では、私も実はある知り合いから辺野古基金ってどうなっているんだと、調べてくれないかという要請がありました。それを受けて、実際に事務局長にもお会いをして、質問事項も資料で出してくれと言われたので出しましたけれども、まだ回答はありません。

その中で(7)、一部訂正します。辺野古基金から、2017年８月のオール沖縄会議訪米時の支援が行われています。これ金額は出ていません。それで、これ翁長知事訪米といいまして、これ翁長前知事のほうは、事務方からは１月だったので、オール沖縄会議とは別だということで調べてみました。そうすると、2017年の８月16日から24日まで、当時の参議院議員伊波団長、糸数慶子副団長、県議、労組、女性、若者21名が訪米したようであります。そのときに、ワシントン事務所が手伝ったかどうか分かりませんし、その支援金が幾らかも分かりませんが、そういったものにもお金が使われているということであります。ということで、申し上げたいことは、政治団体ではないとするこの両団体――これは別に私はとがめるつもりもありません。ただし、これだけ８億のお金を動かす収入、支出――辺野古基金は収入と支出はあります。ただ、これについては、明細はありません。恐らく与党の皆さんは、場所もよく御存じで、実はこれまた古い新聞で調べてみたんですけれども……。

ちょっと休憩お願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後５時23分休憩

午後５時24分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○西銘　啓史郎 議員　これは2015年６月４日付の新聞ですけれども、辺野古基金の基金運営委員会が記者会見をして、ヘリ基地反対協議会と沖縄建白書を実現し未来を拓く島ぐるみ会議に1000万円ずつ支出しましたという記者会見があるんですね。そのときに、なぜ公表したかということに対して、当時の委員長だと思いますが、いずれ決算で明らかにする必要があるため、前もって明確にしようということになったと。これ2015年６月のことですので、当初は寄附金も集まって多くの資金が流れた時代だと思うんですけれども、そのときは間違いなく明確にしようということで金額が入っていました。今回入っていません。ずっと見ていますけれども、入れるつもりもないのかも今質問書で出しましたけれども、申し上げたいことは、政治活動じゃないという前提でもう全て活動していますけれども、多くのお金が動く。そしてこの支援団体というのは調べてみましたけれども、全部で――幾つでしたか、二千何件でしたか、とにかく多くの支援者が資金を提供している。その中で、県議会議員や参議院議員の訪米に幾ら使われたか分かりませんけれども、その辺についても本来は明確にすべきだと思います。その議員の方々も寄附を受けたのかどうか分かりませんけれども、その辺も本来はしっかりすべきだと私は思っています。

休憩お願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後５時25分休憩

午後５時25分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○西銘　啓史郎 議員　辺野古基金についてはこれを最後にしますけれども、今もう残金が700万ぐらいしかありません。今後寄附が幾ら集まるのか分かりませんけれども、玉城知事は――いろんな意味で玉城知事を支える、私は知事の仲間だと思っています。それで支援が苦しいときには、知事がその辺野古基金に寄附をしたらどうでしょうか、知事。後援会からでも結構ですから、知事は寄附をするつもりはないですか。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　我々は政治資金規正法、公職選挙法によって寄附は禁じられております。

○中川京貴 議長　西銘啓史郎議員。

○西銘　啓史郎 議員　まあ個人名でも名前は出ませんので分からないとは思いますけれども、まあいずれにしても、この２つの団体が支持母体であることは間違いないと思います。申し上げたいことは、いずれにしても、知事を支える方々が一生懸命頑張ってはいるものの、なかなかお金も集まらないということで、以前申し上げました、知事は辺野古に基地は造らせないという県民の民意は変わっていないと言いますけれども、この寄附の集まり方を見ても、私は大分トーンダウンしているんじゃないかということを申し上げて、次の質問に移りたいと思います。

休憩お願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後５時27分休憩

午後５時27分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○西銘　啓史郎 議員　大浜議員の質問の中で委託先の件ですけれども、今まではワシントンコア社が委託先で、マーキュリー社、ＰＢＣ、ルビノというのは――ＰＢＣ、ルビノは初めて知りましたけれども、再委託がマーキュリー社で、このＰＢＣ、ルビノというのは今まで出てきませんでした、私の認識の中では。今回、共同体ということで、再委託先ではないと思うのですが、ＰＢＣ、ルビノについては、再委託の県の承認は取れているのかお答えください。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　2024年、今年の委託と再委託について少し整理をしてお話ししたいと思います。よろしいでしょうか。

まず、2024年度のワシントン駐在員活動事業について、ワシントンコア社とマーキュリー社の共同企業体に委託しているということ。そして、この共同企業体は、３件の業務を再委託しております。確定申告等会計税務に係る支援業務をルビノ＆カンパニー社に、外国代理人登録法に基づく報告等に係る支援業務をシャルマン・ロジャース法律事務所に、ビザ申請及び維持の支援業務をキャピトルイミグレーション法律事務所に再委託しているということです。そしてもう一つ、ＰＢＣ1101コネチカットアベニュー社というものは、事務所の所在する建物を所有しているところでございまして、これについては再委託ではございません。

以上です。

○中川京貴 議長　西銘啓史郎議員。

○西銘　啓史郎 議員　休憩お願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後５時28分休憩

午後５時28分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　再委託の承認はしております。

○中川京貴 議長　西銘啓史郎議員。

○西銘　啓史郎 議員　では、マネーフローも先ほど来、ちょっと私も見えなくなってきたんですけれども、その再委託先にはどこからお金が支払われているのでしょうか。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　ワシントンコア社から支払われております。

○中川京貴 議長　西銘啓史郎議員。

○西銘　啓史郎 議員　これＦＡＲＡの報告によると、そうなっていないと思うんですけれども。まあいずれにしても、今回の件は、私いろいろ聞いていて、いろんな法的な問題、それから県の二重の、２つの何ですか――兼業の問題等も相当根が深いと思っているんです。でも、話を聞いていると、知事はそれを修正すれば来年も、またこれからもワシントン事務所は存続できるというふうに私は受け止めているんですけれども、知事、来年以降もこれを解消したらワシントン事務所は継続するつもりでいらっしゃるんでしょうか。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　今回のワシントン事務所株式会社については、地方自治法などの関係法令に基づく手続がなされていない事態、あるいは設立に当たって適切に文書による処理がなされておらず、議会への経営状況等の報告や公有財産の管理等に改善を要する事態を招いたことについては、しっかり反省をし、それを是正していかなければならないと思います。速やかに必要な措置を講ずるとともに、議会や県民の皆様に対して説明責任を果たしてまいりたいと思います。

○中川京貴 議長　西銘啓史郎議員。

○西銘　啓史郎 議員　説明責任を果たしたら、４月からまた新しく再委託先や委託先を探して、公募して、ワシントン事務所の事業を再開できると思っていると思うんですけれども、知事ね、この14期から玉城県政は少数与党になっているんですよ。私は知事がその辺の少数与党という認識が甘いと、薄いと感じざるを得ません。国政も今、私たち自民党は大変厳しい環境にありますけれども、つまり、これは全て共通するんです。危機感の欠如ですよ。先ほどの大雨災害、このワシントン事務所、それから先ほどの辺野古基金や――これは直接関係ないにしても、いずれにしても、私は全て知事がもっと危機管理意識を持っていれば、部下の方ももっと迅速な対応ができたと思います。正直に申し上げます。私、2015年の議事録も全部読みました。ワシントン事務所で検索すると上がってきます。そのときのいろんな――当時の公室長、町田さんの答弁かな、ワシントン事務所については、もし何かもう効果がないというのであれば、閉じることも含めて検討したいということを答弁しています。今回これだけいろんな不正が明るみになった以上は、知事公室長、これは速やかに職員を沖縄に戻して、もうその事業を私は閉鎖すべきだと思います。いかがですか。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　ワシントン事務所、ワシントン駐在につきましては、設立当時に取るべき手続を取っておらず、様々な課題があるということで、大変

重く受け止めております。これにつきましては、早急に改善をしていきたいと思っております。また、ワシントン駐在については、沖縄の基地問題の解決はもとより、観光等の情報発信や在米県人会等との連絡に重要な役割を果たしていることから、今後も活動を継続することができるよう、一層丁寧な説明を心がけ、県民や議会の皆様の御理解をいただきたいと考えております。

以上です。

○中川京貴 議長　西銘啓史郎議員。

○西銘　啓史郎 議員　（資料を掲示）　前回の一般質問で、私はワシントン駐在の活動報告書の話をしたと思います。これは公室長、目は通されていますよね。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　作成のときから目を通しております。

○中川京貴 議長　西銘啓史郎議員。

○西銘　啓史郎 議員　（資料を掲示）　玉城知事、知事はこれ目を通されていますか。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　報告を受け目を通しております。

○中川京貴 議長　西銘啓史郎議員。

○西銘　啓史郎 議員　（資料を掲示）　私、実はこれ見落としたんですけれども、この６ページ目、ワシントン駐在の主な活動実績の中で、米国内で日本の代理人事務所となった機関の中で第１位でしたというところに、このＦＡＲＡ登録の実績があるんですね。そこに、「Ｏｋｉｎａｗａ　Ｐｒｅｆｅｃｔｕｒｅ　Ｄ．Ｃ．　Ｏｆｆｉｃｅ　Ｉｎｃ．」と書いてあるんですよ。株式会社と書いてあるんですよ、ここに。それを知事、10月に知りました。溜さんも10月に知りましたと。あり得ませんよ。６月に出ているんですよ、報告書が。その前にも出ていると思います。これ私は言いました、これはあくまでもワシントン事務所がとても効果的だというための資料だと私は思っています。指摘もしました。年間で千何百名に会ったとありました。しかし、ワシントン事務所の報告を見ると、一月４名、５名ですよ。多くても９名でした。ですから、いろんな矛盾があるこのワシントン事務所については、私は即刻――間違っても現地のスタッフが解雇されたり、いろんなことがないように、私は最後の最後まで早めの対応をしてほしいということと、最後に申し上げます。

先ほど、今回の災害については、ある意味、人災と申し上げました。私は玉城知事では、県民の生命財産のみならず、県の職員も守れないのではないかと大変不安に思います。また、多くの声も聞いてきました。そういうことで、ぜひ玉城知事には猛省を促したいと思います。

以上です。終わります。

○中川京貴 議長　以上で、本日の一般質問及び議案に対する質疑を終わります。

本日の日程はこれで全部終了いたしました。

次会は、12月９日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後５時35分散会

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

議　　長　　中　　川　　京　　貴

会議録署名議員　　喜 友 名　　智　　子

会議録署名議員　　比　　嘉　　　　忍

令和６年12月９日

令和６年
第　４　回

沖縄県議会（定例会）会議録

（第６号）

令和６年
第　４　回

沖縄県議会（定例会）会議録（第６号）

令和６年12月９日（月曜日）午前10時開議

議　事　日　程　第６号

令和６年12月９日（月曜日）
午前10時開議

第１　一般質問
第２　甲第１号議案から甲第３号議案まで及び乙第１号議案から乙第38号議案まで（質疑）

本日の会議に付した事件

日程第１　一般質問
日程第２　甲第１号議案から甲第３号議案まで及び乙第１号議案から乙第38号議案まで
甲第１号議案　令和６年度沖縄県一般会計補正予算（第４号）
甲第２号議案　令和６年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計補正予算（第１号）
甲第３号議案　令和６年度沖縄県流域下水道事業会計補正予算（第１号）
乙第１号議案　沖縄県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
乙第２号議案　沖縄県行政機関設置条例の一部を改正する条例
乙第３号議案　沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
乙第４号議案　沖縄県税条例の一部を改正する条例
乙第５号議案　沖縄県動物の愛護及び管理に関する条例
乙第６号議案　沖縄県保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
乙第７号議案　国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例
乙第８号議案　沖縄県都市公園条例の一部を改正する条例
乙第９号議案　建築基準法施行条例の一部を改正する条例
乙第10号議案　沖縄県物品調達基金条例を廃止する条例
乙第11号議案　沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例
乙第12号議案　工事請負契約についての議決内容の一部変更について
乙第13号議案　財産の処分について
乙第14号議案　車両損傷事故に関する和解等について
乙第15号議案　車両損傷事故に関する和解等について
乙第16号議案　損害賠償の額の決定について
乙第17号議案　指定管理者の指定について
乙第18号議案　指定管理者の指定について
乙第19号議案　指定管理者の指定について
乙第20号議案　指定管理者の指定について
乙第21号議案　指定管理者の指定について
乙第22号議案　指定管理者の指定について
乙第23号議案　指定管理者の指定について
乙第24号議案　指定管理者の指定について
乙第25号議案　指定管理者の指定について
乙第26号議案　指定管理者の指定について
乙第27号議案　指定管理者の指定について

乙第28号議案　指定管理者の指定について
乙第29号議案　指定管理者の指定について
乙第30号議案　指定管理者の指定について
乙第31号議案　指定管理者の指定について
乙第32号議案　指定管理者の指定について
乙第33号議案　指定管理者の指定について
乙第34号議案　指定管理者の指定について
乙第35号議案　指定管理者の指定について
乙第36号議案　指定管理者の指定について
乙第37号議案　当せん金付証票の発売について
乙第38号議案　沖縄県教育委員会委員の任命について

日程追加　緊急質問

出　席　議　員（47名）

48番	中川京貴　議長	24番	当山勝利　議員
42番	上原　章　副議長	25番	西銘純恵　議員
1番	瑞慶覧長風　議員	26番	新垣光栄　議員
2番	瀬長美佐雄　議員	27番	上原快佐　議員
3番	喜友名智子　議員	28番	玉城健一郎　議員
5番	大田　守　議員	29番	山里将雄　議員
6番	高橋　真　議員	30番	糸数昌洋　議員
7番	宮里洋史　議員	31番	仲里全孝　議員
8番	徳田将仁　議員	32番	仲村家治　議員
9番	比嘉　忍　議員	33番	下地康教　議員
10番	新垣善之　議員	34番	座波　一　議員
11番	新里　匠　議員	35番	新垣　新　議員
12番	平良識子　議員	36番	大浜一郎　議員
13番	比嘉瑞己　議員	37番	渡久地　修　議員
14番	次呂久成崇　議員	38番	仲宗根　悟　議員
15番	米須清一郎　議員	39番	仲村未央　議員
16番	幸喜　愛　議員	40番	照屋大河　議員
17番	當間盛夫　議員	41番	山内末子　議員
18番	松下美智子　議員	43番	西銘啓史郎　議員
19番	喜屋武　力　議員	44番	又吉清義　議員
20番	大屋政善　議員	45番	呉屋　宏　議員
21番	小渡良太郎　議員	46番	花城大輔　議員
22番	新垣淑豊　議員	47番	島袋　大　議員
23番	島尻忠明　議員		

欠　席　議　員（1名）

4番　儀保　唯　議員

説明のため出席した者の職、氏名

玉城デニー	知事	小川和美	政策調整監
照屋義実	副知事	溜　政仁	知事公室長
池田竹州	副知事	宮城嗣吉	総務部長

武田　真	企画部長	宮城　力	企業局長
多良間一弘	環境部長	本竹秀光	病院事業局長
北島智子	生活福祉部長	友利公子	会計管理者
真鳥裕茂	こども未来部長	金城康司	総務部財政統括監
糸数　公	保健医療介護部長	半嶺　満	教育長
前門尚美	農林水産部長	小堀龍一郎	警察本部長
松永　享	商工労働部長	下地　誠	労働委員会事務局長
諸見里　真	文化観光スポーツ部長	森田崇史	人事委員会委員長
前川智宏	土木建築部長	渡嘉敷道夫	代表監査委員

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

平田正志	議会事務局長	宮城　亮	課長補佐
前田　敦次	長	安田　健主	査
中村　守	議事課長	比嘉太一主	査

○中川京貴 議長　これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

12月６日、知事から、お手元に配付いたしました議案３件及び補正予算説明書の提出がありました。

○中川京貴 議長　次に、11月20日から12月２日までに受理いたしました請願２件及び陳情19件は、お手元に配付の請願及び陳情文書表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託いたしました。

〔請願及び陳情文書表　巻末に掲載〕

○中川京貴 議長　この際、念のため申し上げます。

質問においては、議員の質問時間に加え、質問、答弁を合わせた往復時間を設けており、規定の往復時間を超過した場合、質問時間が残った状態であっても質問は終了となりますので、説明員の皆様におきましては、答弁に際しては、簡潔に要点をまとめ、明瞭に答弁していただくよう御協力をお願い申し上げます。

○中川京貴 議長　日程第１及び**日程第２**を一括し、これより直ちに**一般質問**を行い、**甲第１号議案から甲第３号議案まで及び乙第１号議案から乙第38号議案まで**を議題とし、質疑に入ります。

質問及びただいま議題となっております議案に対する質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

座波　一議員。

○座波　　一 議員　休憩お願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前10時２分休憩

午前10時２分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○座波　　一 議員　おはようございます。

先ほど私の順番になったときに誕生日であるというお話がありましたが、確かに私は今日65の誕生日を迎えます。まあ複雑な気持ちで前期高齢者になるわけですが、全く自覚はありません。

それでは、まいります。

我が会派の代表質問に関連しまして、ワシントン事務所の件。

これは、この疑惑は調べれば調べるほど本当に複雑になってくるわけです。さらに先日、ワシントン事務所初代所長の平安山さんは、株式会社の存在を知らなかったとする驚くべき発言が報道されたわけです。しかも、議員たる者はもっと知恵を出して働くべきだというような、我々議員を愚弄するような発言もついたわけなんですけれども、この発言、我が会派から県職員のビザ取得に関する疑義があると追求された結果、執行部側から現地法人の存在を公表したんです。その公表をした知事公室長は、この平安山さんの発言をどう捉えているんでしょうか。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　平安山氏がテレビのインタビューに応じ、株式会社と認識していなかった旨を説明されていることは承知しております。

県としましては、平安山氏を含め関係者へ聞き取りを行って、総合的に判断した結果、当時のワシントン駐在は弁護士の助言を受けて、ロビー活動に必要なＦＡＲＡ登録を行う手段として株式会社を設立するため、米国の法制度に沿って必要な手続を進めるとともに、本庁にも共有していた。ワシントン駐在は本庁から特段の疑義が示されなかったことから、委託先の提

案に沿って手続を進めたものと推察しております。
以上です。
○中川京貴 議長　座波　一議員。
○座波　　一 議員　平安山さんは知っていたということで理解しているということですか、知事公室長。
○中川京貴 議長　知事公室長。
○溜　政仁 知事公室長　平安山さん個人がどのように判断していたかというのは承知しておりませんが、県としては先ほど申し上げましたとおり、関係者へ聞き取りを行った結果、先ほどの答弁のように考えているということでございます。
○中川京貴 議長　座波　一議員。
○座波　　一 議員　平安山さんは設立時の会社設立登記の定款に、役員として、取締役としてサインしていることを書類では確認できているんですよね。知事公室からもらっていますよ。それは間違いないですよね。
○中川京貴 議長　知事公室長。
○溜　政仁 知事公室長　平安山氏が署名しているということで承知しております。
○中川京貴 議長　座波　一議員。
○座波　　一 議員　間違いなく2015年６月に平安山さんの名前、そして山里さんの名前でサインされております。
この問題は、そもそも沖縄県が米国内で辺野古基地を断念させるための活動する拠点を置くために、ＦＡＲＡ登録が認められなくて現地法人をつくり、民間会社の営利活動としてＦＡＲＡ登録をし、県職員を民間人としてビザを取得させて、米国政府機関などでこのロビー活動を展開したわけです。まとめればそういうことなんですよ。その当時の弁護士のアドバイスどおり、沖縄県は、事務方は事務執行を続けて、この現地法人の存在なしにはＦＡＲＡ登録や職員の派遣はできなかったわけでありますから、これは間違いなくこのワシントン事務所、ＤＣ株式会社の存在が大きな鍵を握るということであります。
何をもっても、この問題は様々な法律に抵触してきております。内部規定の問題、県条例、あるいは地公法、公営企業法、自治法、さらには税法、憲法73条などに抵触する可能性があった。このような状態で８年間続けてきたのであります。私はこのような違法行為が絡んでくる仕事を職員が率先してやってきたとは本当に思えないんですね。逆に、もう公務員に私は同情さえ感じます。知事公室長のつじつまの合わない答弁、これも本当に情けない。何よりも職員を守るべき知事は知らなかったと言っているわけですね。とんでもない話なんですよ。知事は本当に株式会社を知らなかったんですね。初代所長の平安山さんが整合性を取るような発言をしているが、その件について知事の考えを伺います。
○中川京貴 議長　休憩いたします。
午前10時８分休憩
午前10時９分再開
○中川京貴 議長　再開いたします。
玉城知事。
○玉城デニー 知事　それでは、お答えいたします。すみません、お待たせいたしました。
私は、10月24日木曜日の夕方、知事公室長から総務企画委員会における決算審査の概要について電話で報告を受け、同じ月の28日、月曜日に決算審査の内容及び法人設立の状況等の説明を受けています。その時点で、初めてワシントンＤＣオフィス社の内容を把握したところです。なお、その際、私からは事実関係や日本と米国の法律における考え方の違い等を踏まえ、問題点をしっかり整理するよう指示をしているところであります。
○中川京貴 議長　座波　一議員。
○座波　　一 議員　まあ今日の時点でも知事は知らなかったということであります。こう証言しているのでありますね。
このＤＣ株式会社の存在を隠し続けてきたというのは、この問題が大変重要であるということを示していると思いますよ。当時のワシントン事務所を設置した2015年の事情を知る幹部職員は、非常に少ないと思います。その中で当時基地防災統括監であり、ＤＣ株式会社への委託料に係る予算執行伺いの専決者であった現副知事、池田副知事、その経緯を知る立場にあったと思いますよ。いかがでしょうか。設立は知っていたんですか。
○中川京貴 議長　池田副知事。
○池田竹州 副知事　お答えします。
ワシントンＤＣ株式会社――委託の部分の決裁、そして完了報告書のほうは私のところに決裁で回ってきております。完了報告書におきましては、法人の設立というような形でのたしか記載はあるかと思うんですが、ワシントンＤＣ株式会社というような記載はされていなかったというふうに記憶しております。
○中川京貴 議長　座波　一議員。
○座波　　一 議員　当時の統括監が知らなかったということで、その件は間違いなくそういうことでいいんですね。知らなかったということで今言ったんですね。

○中川京貴 議長　池田副知事。

○池田竹州 副知事　株式会社ということの理解は私はしておりませんでした。報告書にそういうふうな形の記載はなかったということです。

○中川京貴 議長　座波　一議員。

○座波　　一 議員　じゃなぜ当時の職員は、株式会社の社長としてビザ登録をさせたんですか。

○中川京貴 議長　池田副知事。

○池田竹州 副知事　ビザ登録は、統括監の立場としてどうこうという指示をしたものではございません。

○中川京貴 議長　座波　一議員。

○座波　　一 議員　では、このビザ登録も含め会社設立、責任は米国の弁護士にあるということなんでしょうか。

○中川京貴 議長　池田副知事。

○池田竹州 副知事　会社設立、法人の設立――当初公益法人の設立から株式会社、助言を受けてというような米国の法に適合する形での設立につきましては、米国の専門家を交えて適法にされたものと考えております。

○中川京貴 議長　座波　一議員。

○座波　　一 議員　今の副知事の発言は、一連のこの米国での手続は県は知らなかった、ワシントンコア社と弁護士がやったんだというような話になってくるんですよ。それでいいんですか。

○中川京貴 議長　池田副知事。

○池田竹州 副知事　公室長からも答弁されているように、地方自治法など国内法との絡みでの課題は諸所あるというふうに考えております。そのようなところはきちんと調査して、是正すべきところは是正していくというふうに考えております。

○座波　　一 議員　休憩お願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前10時13分休憩

午前10時14分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○池田竹州 副知事　公室長からも答弁しているとおり、課のほうに報告はあったというふうに答弁をしております。それにつきまして、ワシントン事務所はその課のほうから特段返答がなかったので、それで進めたという形でございます。

○中川京貴 議長　座波　一議員。

○座波　　一 議員　いずれにしましても副知事、もうあなたが重要な鍵を握っていると思いますよ、私は。ということで、後ほどのまた質疑に替えます。

休憩お願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前10時14分休憩

午前10時15分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○座波　　一 議員　次に、知事の政治姿勢の中から、首里城火災の原因究明と再建後の管理及び委託先についての考え方を伺います。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　首里城火災の原因については、沖縄県警察の捜査結果及び那覇市消防局の発表において、特定されませんでした。県は、令和３年度に外部有識者等で構成する首里城公園管理体制構築検討委員会を設置し、同公園における火災の再発防止を含む管理体制の構築に向け、検討を行っているところでございます。令和８年度からの次期管理について、指定管理者制度を活用し、幅広く公募を行い、施設の効用を最大限に発揮できる団体を選定いたします。

○中川京貴 議長　座波　一議員。

○座波　　一 議員　首里城は再来年また再建されるという、まあ喜ばしいことではありますけれども、決してこの原因をうやむやにしてはいけないという考えを持つべきであると私は常々言っております。この火災直後から原因は特定されないまま、しかし令和２年の議会あるいは委員会では、原因究明は取り組むべきことだと考えているという答弁があったわけですね。今現在、究明についての取組はどうなっていますか。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前10時16分休憩

午前10時16分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　先ほども答弁いたしましたが、火災の原因については特定をされていないところでございます。

県としましては、同公園の火災の再発防止を含む管理体制の構築に向け、現在取り組んでいるところでございます。

○中川京貴 議長　座波　一議員。

○座波　　一 議員　原因究明を特定する姿勢もない、できていないのに、また次の建物で防犯・防火体制を構築する取組をしていると。そんなことできるんですか。

それで実は、現在沖縄県は住民訴訟で損害賠償を訴えられております。その中で新たな注目すべき証拠資料が出ているわけですね。これは工学研究者で地方裁判所の専門委員を務めた方が書いた論文で発表されて

おりますが、本当に説得力のある論文なんですね。これは見ましたか、土建部長。
○中川京貴 議長　土木建築部長。
○前川智宏 土木建築部長　首里城火災の責任を求めまして、住民監査請求が請求され、現在住民訴訟が提起されているところでございます。原告が主張する火災原因の根拠となる投稿があることについては、把握をしております。
○中川京貴 議長　座波　一議員。
○座波　　一 議員　今係争中ですので、知事はそれに目を通されましたか。
○中川京貴 議長　玉城知事。
○玉城デニー 知事　そのような訴訟があるということは報告を受け、その報告書にも目を通したと思います。
○中川京貴 議長　座波　一議員。
○座波　　一 議員　これは新たな証拠資料ということで出されていることが注目されるべきで、当時から論争があった照明灯のコードの溶融痕の問題、通路にあったとされるこのコードですね、照明灯の。そして、監視カメラの微光やフラッシュ、消防はこの問題を全く考察に入れていないと。実は、この２つが電気ショートの可能性を確定させる大きな問題だったんですよ。鍵谷氏というこの論文を書いた人は、証拠はあるのに検証していない、考察ができていないと断定しているんですね。その考え方について、どう思いますか。
○中川京貴 議長　土木建築部長。
○前川智宏 土木建築部長　当該訴訟は現在も係争中であり、詳細についての答弁は差し控えさせていただきます。
○中川京貴 議長　座波　一議員。
○座波　　一 議員　だから、この辺はもっと謙虚に、原因究明ができなかったわけだから。新たな証拠が出てきているということは、もう一度これに真摯に取り組むべきじゃないかという私の指摘です。
○中川京貴 議長　土木建築部長。
○前川智宏 土木建築部長　繰り返しで恐縮でございますが、首里城火災の原因については、県警察の捜査結果、那覇市消防局の発表において特定されなかったものと認識をしております。
　県としましては、同公園における火災の再発防止等を含む管理体制の構築に向け、現在検討を行っているところでございます。
○中川京貴 議長　座波　一議員。
○座波　　一 議員　分かりやすく言えば、この火災の原因は、この電気コードをあの木造建築物の中で通路にはわせておいて、１日何百人も通る、踏みつけられる可能性のあるところに置いて、しかも24時間通電状態だったということが原因とされる可能性が出てきている。これ本当に驚くほど単純なことなんですよ。単純ミス。そういったことが指摘されているということを真摯に受け止めない限りは、沖縄県が原因究明をやるべきかと、今後もやるべきかということを考えているかどうか本当に疑問でありますけれども、その辺の方向性はどうなんでしょうか。
○中川京貴 議長　土木建築部長。
○前川智宏 土木建築部長　繰り返しで恐縮でございますが、首里城火災の原因については特定をされていないものと認識しております。また、当該訴訟につきましては、現在係争中であり、その裁判において提出されている証拠等についての詳細な答弁は差し控えさせていただきます。
○中川京貴 議長　座波　一議員。
○座波　　一 議員　いずれにしましても、原因究明を早々に打ち切ったような感じがして、新たな再建に向けて祝賀ムードを盛り上げるようなこういうやり方、私はいかにも納得できない。もっと謙虚になって、その原因究明を続けるということを明確に打ち出したほうがいいと思います。知事、どうでしょうか。
○中川京貴 議長　玉城知事。
○玉城デニー 知事　土木建築部長から重ねて答弁をさせていただいております、この火災の原因については特定されていないということ、そして現在その火災の再発防止策を含む管理体制の構築に向けた検討を行っているということであります。引き続き、真摯にそのように協議を進めていきたいと思います。
○中川京貴 議長　座波　一議員。
○座波　　一 議員　次(2)を飛ばして、県土の均衡発展についてでありますが、(1)東海岸サンライズベルト構想の目的と計画の具現化について伺います。
○中川京貴 議長　企画部長。
○武田　真 企画部長　サンライズベルト構想の目的としましては、本島東海岸地域にもう一つの南北に伸びる経済の背骨を形成し、強固な社会基盤の構築を図る、これが目的となっております。
　具現化につきましては、現在、新・沖縄21世紀ビジョン基本計画に反映させて、スポーツコンベンション地域の形成、マリンタウンＭＩＣＥエリアを核とした東海岸地域の活性化、円滑な交通ネットワークの形成等に向け、各種施策を展開しております。同構想における令和６年度の関連事業数は49事業、当初予算

額は約150億円となっております。
以上でございます。
○中川京貴 議長　座波　一議員。
○座波　　一 議員　もう何年間も同じ答弁を繰り返しているわけですけど、だから具現化が見えないということなんですよ。
照屋副知事、このＭＩＣＥも頓挫して道路計画も進まない。その中で東海岸議員連盟が党派を超えて立ち上がりました。その意義は大きいと思いますがどう思いますか。今後の取組について。
○中川京貴 議長　休憩いたします。
午前10時23分休憩
午前10時24分再開
○中川京貴 議長　再開いたします。
照屋副知事。
○照屋義実 副知事　大変恐縮に存じます。耳がちょっと聞こえなくなってきているものですから、大変不便な思いをしています。
ただいまの御質問につきましては、県土の均衡ある発展という立場から、マリンタウンを中心とした東海岸エリアの活性化についてどう思うかというふうな御質問と受け止めておりますけれども、これにつきましては体制はしっかり整ってきておるわけであります。平成27年２月には、東海岸地域サンライズ推進協議会というものが設置され、そして平成29年２月には、大型ＭＩＣＥエリア振興に関する協議会というふうなものが県の中で設置されておりまして、両方連携しながら目下進んできておるところであります。毎年予算を配置しながら、均衡発展に向けてどうあるべきかということは、それぞれ所属する西原それから与那原町、そして中城村、北中城村の首長たちが集って協議しながら、それぞれその年度に該当する事業についてプログラムをつくり、進行しているというふうに認識しております。
○中川京貴 議長　座波　一議員。
○座波　　一 議員　休憩お願いします。
○中川京貴 議長　休憩いたします。
午前10時25分休憩
午前10時26分再開
○中川京貴 議長　再開いたします。
企画部長。
○武田　真 企画部長　先ほども答弁させていただきましたが、この構想の実現に向けて令和６年度で関連事業数は49、予算額も約150億円という形で推進しているところです。それから、この構想自体が令和２年度に策定されました。その間、大型バイパスの開通であるとか、大型商業施設のオープン、そういった状況もまた変化が見られております。今後、この取組を推進する上での課題、今後の展開の在り方についても、関係市町村だったり事業者との意見交換をして、前に進めてまいりたいと考えております。
○中川京貴 議長　座波　一議員。
○座波　　一 議員　先ほども申し上げましたけど、東海岸議員連盟が今期も立ち上がったわけですから、ぜひ県民の声として、この政策に生かしてほしいと思っております。
次に、中城湾港マリンタウンプロジェクトから外れた佐敷東地区と知念地区の海辺のまちづくりについて伺います。
○中川京貴 議長　土木建築部長。
○前川智宏 土木建築部長　佐敷東地区と知念地区のマリンタウンプロジェクトは、平成２年の中城湾港港湾計画に位置づけられ、地元南城市における中止表明等を経て、令和４年に計画を改定しております。計画改定から海辺のまちづくりに向け、南城市では令和５年に佐敷海岸海辺のまちづくり構想を策定されたと承知しております。県では、引き続き県として構成する総合調整会議を通し、適切な役割分担の下、地域の諸課題解決と振興発展に取り組んでいきたいと考えております。
○中川京貴 議長　座波　一議員。
○座波　　一 議員　今、総合調整会議というのをされているということなんですけど、この役割分担の前に、そもそもこの中城湾のマリンタウンプロジェクトの事業主体はどこなんですか。
○中川京貴 議長　休憩いたします。
午前10時28分休憩
午前10時28分再開
○中川京貴 議長　再開いたします。
土木建築部長。
○前川智宏 土木建築部長　中城湾港は県管理港湾でございます。その港湾計画を踏まえた港湾の整備等につきましては、国、市町村含め関係機関と調整の上、役割分担が決定されていくものというふうに考えております。
○中川京貴 議長　座波　一議員。
○座波　　一 議員　違うでしょう。中城湾のマリンタウンプロジェクトの事業主体ですよ。過去の議会の答弁からも確認してますけど、事業主体は沖縄県じゃないのか。
○中川京貴 議長　土木建築部長。
○前川智宏 土木建築部長　今、議員御指摘の区分の

事業につきましては、沖縄県が事業主体となっているかと存じます。

○中川京貴 議長　座波　一議員。

○座波　　一 議員　この４地区で海辺のまちづくりを進めていたものを１つにまとめて、沖縄県がマリンタウンプロジェクトとして計画したんです。ここは主体として、沖縄県であるというのは間違いないんです。過去の答弁からもはっきりしています。ただ、これが様々な理由があって南城市合併とともに排除されたわけです、佐敷東地区が。そのときにも諸課題の条件が整理され、沖縄県が南城市の条件に同意しています。一緒に解決しますとしながらも、これまでもう30年間もこの地域は港湾計画が改定されていないということで、このマリンタウンプロジェクトも一向に変更されなかったわけですね。そのおかげで全ての事業が停滞して、何にも手をつけられない地域になってしまった。その現状は把握していますか。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　港湾計画の改定等に伴いまして、その周辺の海岸ですとか河川など、その他社会資本整備につきまして、現在も協議が継続しているという認識でございます。

○中川京貴 議長　座波　一議員。

○座波　　一 議員　だから、この計画があったところから外れた。外れたから何もしないというわけにはいかないんじゃないかという話なんですよ。だから、沖縄県のこの政策に対する責任、沖縄県の道義的な意味からも責任があるんじゃないかということです。地元の意向を酌んでまた新たな計画をつくってあげる、そういったことはできないかということなんですよ。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　南城市が策定しました佐敷海岸海辺のまちづくり構想も踏まえまして、そのほか県の実施可能な施策等につきまして、今後も南城市と協議を継続してまいりたいと考えております。

○中川京貴 議長　座波　一議員。

○座波　　一 議員　この地域は、戦後間もない頃に米軍からの物資輸送の重要拠点として、整備の一環で大量にしゅんせつしているんですね、港を。このしゅんせつ土がこの海域に全て放置されて、今の状態が起こっているんです。自然環境も悪くなり、そして流れも悪くなり、陸地からの水流も非常に悪いという、毎年毎年この問題が起こっています。だからこういった問題が解決できない、南城市だけではどうにもならない問題があるということ。これはむしろ戦後の処理問題まで起こってくるということを前にも議会で取り上げましたけど、そういった問題も先ほどの道義的な、あるいは政治的な決断でしか政策は動かないと思っていますが、そこら辺どうなんでしょうか。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　議員御指摘の米軍のしゅんせつ土砂由来とされる築島の保全対策と、またそれに由来する護岸排水量の閉塞対策につきまして、現在も総合調整会議等において検討を続けているところでございます。基本的に普通河川につきましては、市町村の管理というふうに認識をしておりまして、県としましては今後とも南城市と意見交換をしながら、技術的な支援や事業化に向けた協力を行っていきたいと考えております。

○中川京貴 議長　座波　一議員。

○座波　　一 議員　今、当面の問題で、修繕で対処しよう、修理で対応しようとか、そういった次元の話が進んでいるんですけれども、これは全くもう地元の意向と相反する計画の中で、ぜひやってほしいという意向があるにもかかわらず、それがまだ認識されていないという問題があります。ですから、もっとこの計画を大きく見て、政策的に佐敷東地区、あるいは知念地区の問題の解決に向かうべきじゃないかということです。副知事や知事からの考えを聞いてみたいんですが、部長はもういいんですが、知事。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　佐敷東地区と知念地区のマリンタウンプロジェクトは、この間、令和４年に計画を改定し、令和５年にはまちづくり構想が策定されております。現在は、県と市で構成いたします総合調整会議の中で、様々な問題点や課題などを掘り下げながら、総合的なプロジェクトとして、県としては、均衡ある県土の発展含めて取り組んでいきたいというように考えておりますので、引き続き、南城市ともしっかり協議していきたいというように思います。

○中川京貴 議長　座波　一議員。

○座波　　一 議員　総合調整会議という事務方だけに任せずに、政策的に太い政策を計画に入れるべきだというのが本筋ですから、よろしくお願いします。それと、戦後処理も必ず伴っているということを私は進言しておきます。

次に、戦没者の遺骨収集についてであります。

与那原町内にあるごう跡に眠る旧日本軍海上挺身隊７名と沖縄少年兵４名の遺骨収集についてであります。

○中川京貴 議長　生活福祉部長。

○北島智子 生活福祉部長　お答えいたします。

戦没者の遺骨収集については、戦没者の遺骨収集の推進に関する法律により国の責務であることが明記されておりまして、県では国からの業務委託を受けて、その一部を実施しております。与那原町内の若櫻之塔付近に埋没したとされるごうにつきましては、町などから遺骨収集の要望がありまして、平成23年度に国が地質地盤調査を行っておりまして、その後もボランティア団体などが調査に入っておりますが、埋没ごうの特定には至っておりません。

県としましては、新たに情報が得られた場合には国に報告し、対応を検討していきたいと考えております。

以上です。

○中川京貴 議長　座波　一議員。

○座波　　一 議員　結果として、事実がある、証言もある。この今の状態でどういう遺骨収集をしてあげるかという方法はあるんですか。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前10時36分休憩

午前10時36分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

生活福祉部長。

○北島智子 生活福祉部長　お答えいたします。

これまで県の調査、それから国の調査等を進めているところでございます。国の調査の結果でございますけれども、平成24年３月に厚生労働省が地質地盤調査を行っておりまして、当該箇所は現在も使用してる墓が多数存在している、それから斜面の低い箇所は畑であることから畑の移転、それから畑の補償、それから墓の移転などが課題であるということを指摘されております。それから、現地はほぼ斜面でありまして、斜面の木も地滑り対策用として植えられていることから、発掘するには木の伐採が必要でありまして、発掘後の地滑り対策の検討も必要との取りまとめがされております。また若櫻之塔一帯は、土砂災害危険箇所に指定されていることを確認しております。ただ、これからも情報収集を重ねまして、そういった新たな情報がありましたら、国と一緒に協力しながら遺骨収集に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○中川京貴 議長　座波　一議員。

○座波　　一 議員　今の部長の答弁は、できない理由を並べているにしか過ぎない。そんなの分かってます。この地形がどうあるということは分かってます。しかもまたこの地域は、艦砲射撃で不発弾が相当眠っていることも分かってる。だから、どのようにやるんですかという方法をやらないと、この問題いつまでもほったらかしにされるということで、それでいいんですかという話ですよ。

○中川京貴 議長　生活福祉部長。

○北島智子 生活福祉部長　お答えいたします。

議員おっしゃるように、やはりそういった埋没された遺骨を一日でも早く収集したいという県民の気持ち、同様に考えております。国やボランティア団体がいろいろ埋没ごうの捜索に取り組んでおる、そういった中で大規模な作業が困難という国のまとめもありますが、確度の高い情報の収集ということを鋭意続けてまいりまして、そういった集約を図る戦没者遺骨収集情報センターの周知及びその情報の提供について、呼びかけというものを続けて広報活動を強化してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○中川京貴 議長　座波　一議員。

○座波　　一 議員　情報収集じゃないんですよ。沖縄県は――先月かな、首里の第32軍司令部壕を県指定史跡に指定しました。そういうことの中で、知事は、平和教育の拠点になるとその意義を話しております。それはそれで私も当然そうだと思います。しかし、このような当時の若者たちが――兵隊とはいっても、その方々の犠牲の上に今の平和があるということを教えなければいけない。ノーベル平和賞受賞作家が、戦いで死んだ者を忘れることは、その人を二度殺すことになると述べています。時がたってもこの国の未来の礎として、亡くなられた方への慰霊を継承し、未来へと伝承することを忘れてはならない。それこそが平和教育であると言ってるわけですね。まさにそれから言うと、この問題に正面から向き合うべきじゃないかということを私は訴えたいんです。いかがですか。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　議員のおっしゃるとおり、我々もそのように平和に対しては不断にしっかりと探求していくことを忘れてはならないということが、さきに多くの犠牲となられた方々への、その思いにも報いることであるということは間違いないというように受け止めております。他方で、国の責務で行われる御遺骨の収集・収容に関しましては、我々もこの収集に当たっては、やはり様々な資料や当時の状況の証言などの情報を基に、まずどこに最期となられた場所があるか、あるいはごうがどこで特定されるかということを調査した上で、周辺環境もまたどのような環境であったかということを国と協議をしながら遺骨収集に取り組んでいかなければならないということですが、また

さらに情報収集していって、その情報が得られれば、国に対して、御遺骨の収集に向けた取組につなげられないかということもまた協議をしていきたいと思います。

○中川京貴 議長　座波　一議員。

○座波　　一 議員　もう情報の収集というのは、ある程度できてるわけですよ。これからどうするかが問題なのです。私の提案としては、やはりこの地域は不発弾もあるわけですから、不発弾の磁気探査事業を絡めないとこれどうにもならない、危険でしようがないんです。そして、地形が非常に斜面で地崩れ地域であるということも含めて、そういう事業を絡めながら遺骨の収集作業をする方針を決めないと、これ進まないんですよ。これは沖縄県がやらなければいけない。沖縄県だからこそやらなければいけない。今、民間のガマフヤーの具志堅さんに非常に敬意を表するところではありますけれども、そういったところに任せっきりな感じがしてならないんです。この組織的な取組、沖縄県の組織的な取組をするべきじゃないかということ、いかがですか。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　答弁が重なって大変申し訳ありません。国も平成24年に地盤等の地質調査を行い、周辺環境についても、先ほど生活福祉部長から答弁をさせていただいたとおり、ある一定、こういう状況にあるということの判断や認識は出されているものと思います。引き続き、議員御意見のように、例えば不発弾の磁気探査でありますとか、様々な取組が行えるのではないかということについても、国としっかりと話し合っていきたいと思います。

○中川京貴 議長　座波　一議員。

○座波　　一 議員　とにかく事実に向き合って、もう戦争被害あるいは戦争被害者に対して政治的な論争のネタにはしないで、これは沖縄県民として当然取り組むべきことであるという認識の中で、いろんな事業を絡めていってほしいということを私は申し上げたいです。そういうことで、知事もやっていただけると信じてよろしいでしょうか。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　引き続き、真摯に対応してまいります。ありがとうございます。

○座波　　一 議員　以上です。ありがとうございました。

○中川京貴 議長　新垣淑豊議員。

○新垣　淑豊 議員　沖縄自民党・無所属の会の新垣淑豊です。

よろしくお願いいたします。

まず、被害者支援についてということで、公益社団法人沖縄被害者支援ゆいセンター、こちらは犯罪や交通事故などの被害に遭った方や、またその御家族などこういった方々を支援する民間団体ですが、玉城知事、中川県議会議長、そして警察本部長もお名前を連ねていることから、県としては被害者支援は非常に重要だと考えていることが分かります。せんだっても、東京池袋で起こりました交通事故の遺族が県内で講演をした際に、市区町村レベルで犯罪被害者支援条例を整備することの重要性をお話ししておりました。それを踏まえて、今、県は既に犯罪被害者等支援条例を制定していますが、全国と県内での市町村の制定状況について、また制定に向けて沖縄県が行っている市町村支援について伺います。

○中川京貴 議長　生活福祉部長。

○北島智子 生活福祉部長　お答えいたします。

犯罪被害者等支援のための条例につきましては、警察庁によりますと、令和６年４月１日現在、暫定値で全国では847の市区町村が制定しておりまして、割合では約50％というふうになってございます。現時点では、県内で制定している市町村はございませんが、名護市において、令和７年４月の施行を目指して条例制定に取り組んでいると聞いております。

県といたしましては、条例制定に向けて市町村に対し、犯罪被害者等支援アドバイザーを派遣して市町村巡回訪問等を行うとともに、市町村担当課長会議などを通しまして、今後も市町村の条例制定に向けた支援を行ってまいりたいと考えております。

○中川京貴 議長　新垣淑豊議員。

○新垣　淑豊 議員　ありがとうございます。

被害者支援ゆいセンターでの相談内容と支援の状況というのは、どういうふうになっていますでしょうか。

○中川京貴 議長　生活福祉部長。

○北島智子 生活福祉部長　お答えいたします。

公益社団法人沖縄被害者支援ゆいセンターでは、犯罪被害者等からの相談対応を行っております。相談の内容としましては、犯罪被害者等が利用できる各種支援制度に関すること、それから経済的困窮に関する相談、転居や避難先の相談など多岐にわたっております。支援の状況につきましては、相談内容に応じて裁判所や警察署等への付添い、被害者等への物品の供与や貸与、被害者自助グループへの援助など様々な支援を行っているところでございます。

○中川京貴 議長　新垣淑豊議員。

○新垣　淑豊 議員　私が知り合いの弁護士さんからお伺いしたところ、結構この被害者支援のところに性犯罪、こういったものの相談があるというふうに聞いております。この対応というのはどういうふうになっているのかお聞かせください。

○中川京貴 議長　生活福祉部長。

○北島智子 生活福祉部長　性犯罪に関する被害者の方は、なるべくワンストップでということを考えておりますので、こども未来部とも協力しまして、ワンストップ支援センターでの相談体制を確立しております。

○中川京貴 議長　新垣淑豊議員。

○新垣　淑豊 議員　ありがとうございます。

それではちょっと進めまして、被害者の相談支援におきまして、県内離島の対応の難易度が高いと聞くが、その実情を教えてください。

○中川京貴 議長　生活福祉部長。

○北島智子 生活福祉部長　お答えいたします。

犯罪被害者等の相談支援体制につきましては、各市町村に設置されております犯罪被害者等支援総合窓口のほか、公益社団法人沖縄被害者支援ゆいセンターにおいても相談に応じております。離島市町村の相談窓口では、人間関係が近く、犯罪被害の内容によっては相談をちゅうちょしてしまうことも考えられますので、その場合、公益社団法人沖縄被害者支援ゆいセンターでの電話相談が可能でございます。相談者の同意を得た上で離島のほうにも赴きまして、面談での相談対応を行った事例もございます。引き続き被害者等に寄り添った支援を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○中川京貴 議長　新垣淑豊議員。

○新垣　淑豊 議員　おっしゃるように離島の場合、特に加害者・被害者が非常に近い関係にあるという可能性もあるということで、なかなか役場の受付に相談しに行くというのはハードルが高いんですね。そのときには、例えば東京都中野区とかでは看護師とか保健師、こういった方々が活躍していると聞いておりますし、各都道府県の警察ＯＢの活躍というのもあると聞いております。そういったお話から、私のほうに普段からアウトリーチで島の住人のお話を聞いている保健師や看護師がその役割を担うという提案がありましたけれども、この件についてどうお考えかお聞かせください。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前10時50分休憩

午前10時51分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○新垣　淑豊 議員　すみません。先ほどは質問ではなくて、提案ということにさせていただきますので、どうか御検討ください。

続きまして、そのためにも各市町村においての条例制定、これは非常に重要だと思いますので、これは沖縄県としても制定に向けての支援をお願いしたいと思いますが、ぜひこれについての意気込みを知事にお聞かせいただければと思います。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　県では、各市町村が被害者の支援に向けた条例の制定を進めていく場合に、犯罪被害者等支援アドバイザーを派遣して市町村巡回訪問なども行っております。議員おっしゃるとおり、やはりそこが狭い地域であれば、非常に相談する窓口も限られてしまうのではないかということも考えながら、幅広い観点から犯罪者被害の被害に遭われた方々からの相談、そして同時にそれを受け止めていただく市町村の条例制定も含めた受皿づくりもしっかりサポートしていきたいと考えております。

○中川京貴 議長　新垣淑豊議員。

○新垣　淑豊 議員　ぜひお願いいたします。

それでは、この際に高齢者の免許返納ということについてもお話があったようですけれども、高齢者の運転を誤った交通事故の状況と高齢者の免許返納の状況をお聞かせください。

○中川京貴 議長　警察本部長。

○小堀龍一郎 警察本部長　令和４年から令和６年10月末までにおけます75歳以上の高齢運転者による人身事故は、令和４年が187件、令和５年が225件、令和６年が10月末までで193件と増加傾向で推移しております。その事故要因を人的要因別で見ますと、発見の遅れが71.2％、判断の誤りが14.6％、操作上の誤りが14.2％となっております。これを75歳未満の運転者による人身事故の要因と比べますと、ブレーキとアクセルの踏み違いをはじめとします操作上の誤りを原因とする割合が高いというのが75歳以上の高齢運転者の人身事故の特徴となっております。

また、返納制度につきまして。運転免許制度におきましては、運転に不安を感じた高齢者等の方々のために、自主的に運転免許証を返納する自主返納制度がございます。過去５年間におけます県内における70歳以上の自主返納者は、令和元年が4349人、令和２年が3714人、令和３年が3555人、令和４年が3275人、令和５年が2876人、令和６年が10月末現

在で2768人となっており、この令和６年10月末の数値は、前年同期比でプラス330人と増加しておりますが、ここ数年全体的な傾向としては減少傾向にあります。

以上です。

○中川京貴 議長　新垣淑豊議員。

○新垣　淑豊 議員　ありがとうございます。

この沖縄県内の数字というのは、全国と比べてどういうふうな状況になっているのか教えてください。

○中川京貴 議長　警察本部長。

○小堀龍一郎 警察本部長　令和５年中の県内における70歳以上の自主返納者数は、先ほど申し上げました2876人でありまして、これは県内の全運転免許保有者数に占める割合を申し上げますと、0.29％となっております。この数値は、全国の同割合であります0.42％を下回っております。

○中川京貴 議長　新垣淑豊議員。

○新垣　淑豊 議員　これは沖縄県内、移動手段の有無というものが非常に大きいと思っております。公共交通の整備も必要で、運転手の高齢化や人員不足などもある中で、公共交通の再編というのも必要であると思っております。今日は資料として出せませんでしたけれども、中川議長の選挙ポスターにも、南北縦断鉄軌道の整備やモノレールの延伸ということも大きく書かれておりましたので、ぜひ我々議会としてもしっかりと取り組まさせていただければというふうに思っております。

また、高齢者の免許返納に関しては、周知はどのようにされているのかお聞かせください。

○中川京貴 議長　警察本部長。

○小堀龍一郎 警察本部長　免許証の更新時に受講します更新時講習では、運転免許証の返納制度についての説明は行っておりませんが、使用する教本に自主返納の内容を盛り込む形で周知を図っております。また、70歳以上の高齢運転者が免許証の更新時に受講します高齢者講習におきましては、使用する教本に自主返納の内容を盛り込むほか、運転免許証の返納制度についての説明も行う形で周知を図っております。

○中川京貴 議長　新垣淑豊議員。

○新垣　淑豊 議員　本当に悲惨な事故が、また御家族が悲しまないような形でぜひそちらの取組もしていただければと思っております。

続きまして、高齢者福祉政策です。

本当に人手不足の中で、那覇市とか浦添市、ここでは老人ホーム難民と言われる方がいらっしゃるというお話がございました。今後、介護を必要とする高齢者がさらに増えるというふうに予見されておりますが、この人手不足で老人ホームの経営が厳しいと。そして、閉鎖する施設も出てくるというお話もあります。このエリアも那覇・浦添だけでなく広がってくるんじゃないかというお話もありまして、沖縄県も特別養護老人ホームの整備計画をつくっていますけれども、なかなか応募する法人も少ないということも聞いております。

そこでお伺いしますけれども、今後、介護を必要とする高齢者の予想される状況と介護に関する人材不足はどのようになると予見されているか。そして、その対応をどのように考えているのかお聞かせください。

○中川京貴 議長　保健医療介護部長。

○糸数　公 保健医療介護部長　お答えいたします。

まず需給の推計ですけれども、令和５年度の介護人材需給推計によると、団塊ジュニア世代が65歳以上の高齢者となる令和22年（2040年）には、本県では約１万1000人の介護人材が不足すると見込まれております。その対応ですけれども、まず多様な人材の参入促進を図るため、現在離島高校生等に対する初任者研修の開催、それから外国人介護人材のマッチング支援等を実施しております。それから、限られた人材の中で介護ニーズに対応するため、テクノロジーの導入等による生産性向上の推進というふうなところにも今取り組んでいるところです。

以上です。

○中川京貴 議長　新垣淑豊議員。

○新垣　淑豊 議員　ありがとうございます。

介護人材が不足すると、介護離職とかが進んでしまうんですね。そして、県内の経済活動も停滞する可能性があるということですが、この産業人材育成として、沖縄県教育委員会はどのように取り組んでいるのかお聞かせください。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　お答えします。

県内の介護に関する人材不足の状況については認識をしておりまして、県教育委員会としましてもその人材育成は重要であるというふうに認識をしております。現在、県立学校では、福祉に関する学科が２校、福祉系科目を学べる学校が７校ありまして、介護人材の育成に取り組んでいるところであります。

○中川京貴 議長　新垣淑豊議員。

○新垣　淑豊 議員　陽明高校、こちらで介護福祉士養成校としての取組というものが進んでいると聞いておりますが、ちょっと今教育委員会のほうでストップをかけているんじゃないかという話がありまして、こ

の理由を教えていただけますでしょうか。
○中川京貴 議長　教育長。
○半嶺　満 教育長　介護福祉士養成校の認定申請に向けましては、教育課程の編成等必要な条件を整えるために、現在陽明高校と調整を進めているところであります。
○中川京貴 議長　新垣淑豊議員。
○新垣　淑豊 議員　じゃ、これ整ったらオープンするという形でよろしいですか。
○中川京貴 議長　教育長。
○半嶺　満 教育長　お答えします。
　必要な条件が整いましたら、令和６年度末までに、まず介護福祉士養成校指定に向けた計画書を文部科学省及び九州厚生局に提出できる見込みであります。その後、令和７年度中にヒアリング等の調査が行われまして、本申請の書類が整い、そして承認されましたら、令和８年度から養成校として指定される現在見込みとなっております。
○中川京貴 議長　新垣淑豊議員。
○新垣　淑豊 議員　介護だけじゃなくて、いろんな産業との掛け合わせというのが今後必要となってきますので、いろんな考え方が柔軟なときに、そこで子どもたちに介護というところにも触れていただくと、非常に今後様々な取組が増えてくるのではないかと思っていますので、よろしくお願いいたします。
　それでは、県が計画している特別養護老人ホームの整備について状況を教えてください。
○中川京貴 議長　保健医療介護部長。
○糸数　公 保健医療介護部長　お答えいたします。
　沖縄県では、第９期の沖縄県高齢者保健福祉計画に基づきまして、令和６年度から８年度末までに新たに特別養護老人ホームを300床整備することとしております。そのため、整備法人が決定している50床を除き、南部圏域に100床、それから中部圏域に100床、八重山圏域に50床について、令和６年９月25日から11月25日まで公募を行ったところ、現在中部圏域で１件の応募があったという状況でございます。
○中川京貴 議長　新垣淑豊議員。
○新垣　淑豊 議員　ということは、今南部圏域と八重山圏域はないということでよろしいですか。
○中川京貴 議長　保健医療介護部長。
○糸数　公 保健医療介護部長　お答えいたします。
　先ほど公募の期間には応募がなかったということで、今後再公募をするかどうかという検討を行いたいと思っています。
○中川京貴 議長　新垣淑豊議員。
○新垣　淑豊 議員　そのときに、ちょっと補助が少ないということで、採算が取れないという話があるんですね。なので、現在沖縄県の特養への補助について内容を教えてください。
○中川京貴 議長　保健医療介護部長。
○糸数　公 保健医療介護部長　お答えいたします。
　整備に当たりましては、沖縄県老人福祉施設整備費補助金交付要綱というのがありまして、それに基づきまして、沖縄県では都市部においては１床当たり284万5000円、それ以外の区域においては258万6000円の補助を行っているところでございます。
　以上です。
○中川京貴 議長　新垣淑豊議員。
○新垣　淑豊 議員　100床つくると大体30億ぐらいかかる――ごめんなさい。20億だね。23億とかそれぐらいの話を聞いております。100床つくって１床当たり280万とかだと、３億に足りないんですよ。それを借りてから、じゃあつくるかといったら難しい。採算が取れない。そして潰れていく。そういう状況になりかねないというお話もあります。そして改築も含めて今古い特養が新規の建て替えとか、こういったものをちゅうちょしている状況があるので、ただほかの都道府県だと多分補助は高いはずなんですよ、もうちょっと。この辺について情報があれば教えてください。
○中川京貴 議長　保健医療介護部長。
○糸数　公 保健医療介護部長　全国の状況でございますけれども、埼玉県が調査しているところによりますと、今年の６月現在、47都道府県の１床当たりの補助単価の平均額は、317万6000円。最高額が静岡県の501万9300円となっています。九州・沖縄地区での平均も283万8000円ということで、沖縄県は今後建設費の高騰などを考慮し、増額する方向で今調整を行っているところでございます。
○中川京貴 議長　新垣淑豊議員。
○新垣　淑豊 議員　ありがとうございます。
　今もう本当に輸送費も高くなっているということで、資材も高くなっていますので、ぜひそちらをお願いいたします。
　そして、介護保険料を払っていますけど、住居地域に施設がないということで、介護保険の利用ができない県民がいると聞きますが、その状況について。また、それに対する県の方針・施策を伺います。
○中川京貴 議長　保健医療介護部長。
○糸数　公 保健医療介護部長　お答えいたします。
　小規模離島などでは、生活拠点となっている有人

離島のうち介護サービス事業所がない島が現在６島あるということでございます。小規模離島においては、事業者の確保が困難な場合があり、安定的に介護サービスを提供することが課題となっておりますので、県では、島外にある事業所がその離島へ介護サービスのために職員を派遣した場合の渡航費用に対する補助を行っておりまして、令和５年度は20の離島の事業に1828万7000円の補助を実施しているという状況でございます。

○中川京貴 議長　新垣淑豊議員。

○新垣　淑豊 議員　特養の存続というのも与那国で課題になりましたし、そのほかの地域も、特に小規模であればあるほど人材確保ができないというところもありますので、ぜひまたこの件については業界の方々とも意見交換をしっかりとしていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

すみません、大きい３番は割愛させていただきまして、５番、我が会派関連ですね。

下地康教議員の１、知事の政治姿勢についての(6)、安和桟橋及び本部港塩川地区における安全対策についてということで、知事は動画について提供を受け、それを確認したかというのを教えてください。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　知事は、映像の提供を受けておらず、視聴もしておりません。

以上です。

○中川京貴 議長　新垣淑豊議員。

○新垣　淑豊 議員　警察本部長に伺います。

一般論として、違法とも考えられる反対活動において人命が失われた重大な、これ事件だと私は思っています。捜査を指揮する立場として、つまり捜査の最高責任者として様々な資料に目を通して臨むべきだと思いますけれども、この点いかがお考えでしょうか。

○中川京貴 議長　警察本部長。

○小堀龍一郎 警察本部長　一般に警察本部長は、捜査の合理的な運営と公正な実施を期するために、犯罪の捜査について全般の指揮監督に当たるとされております。特に本部長が直接指揮します本部長指揮事件におきましては、必要な情報資料を自ら確認するなどし、指揮に当たっているところでございます。

○中川京貴 議長　新垣淑豊議員。

○新垣　淑豊 議員　聞きましたか、知事。非常に重大ですよ。県民の命が一つ失われた、そういった案件においてしっかりと資料の確認をする。私はこれが知事の姿勢だと思っております。

この安全対策における道路管理者としての最終的な判断、責任を負う者は誰ですか。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　道路管理者としまして、県管理道路の維持管理等を行っておりますのは、北部土木事務所長でございます。

○中川京貴 議長　新垣淑豊議員。

○新垣　淑豊 議員　今管理者の話をしましたけれども、最終的に責任を取るのは誰かということですよ。全て北部土木事務所の所長がこの件について責任を負うんですか。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　基本的には、北部土木事務所長がその権限を持っておりますが、案件等によりましては本庁関係課、もしくは私、土木建築部長も含めて検討をする場合はございます。

○中川京貴 議長　新垣淑豊議員。

○新垣　淑豊 議員　じゃ、これは知事は責任を取らないという認識でよろしいですか。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　私は庁の管理者として、その部局における判断の下で私も判断をする責任があるというように考えております。

○中川京貴 議長　新垣淑豊議員。

○新垣　淑豊 議員　じゃ、これは知事が最終的な責任を負うという認識をいたしますけれども、この動画の確認をしないままで安全面の取組が施策として上がってきたときに、状況が分からないのにどのように可とか不可を判断するのか、これを教えてください。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　私は実際に現場も視察をさせていただいておりますし、その状況についても常に部局から報告を受けています。なお、この安全対策については、沖縄防衛局との間で現在も話合いが続けられておりますので、双方がしっかりと認識を確認した上で安全対策を取ることが必要であろうというように考えております。

○中川京貴 議長　新垣淑豊議員。

○新垣　淑豊 議員　分かりました。

これは映像を見ないでも、部長が決めたことに関しては、もうそのまま判を押すということで、その認識でよろしいでしょうか。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　先ほども申し上げましたけれども、部の判断が妥当であるかどうかということも、私の責任においてまた判断をしっかりとやっていきたいということであります。

○中川京貴 議長　新垣淑豊議員。
○新垣　淑豊 議員　その事故の状況を分からないまま、本当にそれができるのかということを私は今聞いているんですよ。これは、本当に今現在も抗議活動は続いていますよ。そこでもし万が一、もう一度同じような事故があったときに、どう責任を取るんですか。
○中川京貴 議長　玉城知事。
○玉城デニー 知事　事故の原因及びその状況については、現在県警において捜査が進められているものというように思慮いたします。
○中川京貴 議長　新垣淑豊議員。
○新垣　淑豊 議員　これは、捜査ではない。対策の話をしているんですよ、今。
○中川京貴 議長　玉城知事。
○玉城デニー 知事　先ほども答弁させていただきましたので重複して申し訳ありませんが、県と沖縄防衛局との間で現在話合いが行われておりますので、その話合いによって、おのおのの責任に基づいてしっかりと対応してまいりたいというように考えています。
○中川京貴 議長　新垣淑豊議員。
○新垣　淑豊 議員　もうこれ話進みませんので、確認だけお願いしたいと思っております。（発言する者多し）
○中川京貴 議長　静粛にお願いします。
○新垣　淑豊 議員　先日、島袋大議員に対しての答弁で、土木建築部長から寝そべりは妨害行為であるという話がありました。そのときに、妨害をするという明確な意思を持って行われている牛歩、この件については妨害行為と言えるのではないかと私は思っております。明確に妨害すると彼らは言っているわけですよ。それを妨害というふうに捉えないのは、私はおかしいと。重ねて言いますけれども、ぜひこれは国の港湾管理担当にも見解を確認すべきだと思っておりますけれども、その点はお願いできますでしょうか。
○中川京貴 議長　土木建築部長。
○前川智宏 土木建築部長　県管理港湾施設に関することにつきましては、県において判断をしてまいりますが、国の意見も聞いていく必要があれば、問い合わせたいと思います。
○中川京貴 議長　新垣淑豊議員。
○新垣　淑豊 議員　もう本当にね、彼らは明確に妨害するという意思を持ってやっているんだ。その辺をやっぱり酌んでもらわないと、このまま危険な状況がまた続くんですよ。そこはしっかりと考えていただきたいと思っております。
　続きまして、ワシントンに行きます。
　今回の議会開会日に決算不認定がありました。その後に知事が「ハイサイ　グスーヨー　チューウガナビラ」ということで、議案提案をしてきたことに対して私は非常に腹が立ちました。もう本当にこの９年間、地方自治体が法令に反する事務所の運用をしてきたワシントン駐在・事務所。これは法治国家日本において大問題だと思っております。そして、対米の問題ともなり得ると思っておりますし、今後、体裁を整えれば継続していいだろうというようなことがこれまでの答弁で出ておりますけれども、この件について、私はもう県は事の重大さを認識していないんじゃないかというふうに思っています。この駐在・事務所株式会社の設置は、いつ、誰が提案したのかお伺いします。
○中川京貴 議長　知事公室長。
○溜　政仁 知事公室長　お答えいたします。
　ワシントンＤＣに駐在を配置することについては、翁長雄志前知事が平成26年の県知事選挙で公約に掲げ、当選後の平成27年第１回県議会において知事提案説明要旨で表明しております。その後、平成27年４月１日付で県はワシントンコア社と事務所設置の支援等に係る委託契約を締結しました。ワシントン駐在が米国でＦＡＲＡ登録を行って活動するに当たり、その受皿となる法人が必要だったこと、また現地の弁護士を介して国務省や内国歳入庁に相談したところ、株式会社が適当との助言があったことから、委託先の支援を受けて平成27年５月にワシントンＤＣオフィス社を設立しております。
　以上です。
○中川京貴 議長　新垣淑豊議員。
○新垣　淑豊 議員　これは、誰がこの執行を許可したんですか。（発言する者あり）
○中川京貴 議長　静粛にお願いします。
　休憩いたします。
　　午前11時13分休憩
　　午前11時14分再開
○中川京貴 議長　再開いたします。
　知事公室長。
○溜　政仁 知事公室長　先ほど答弁させていただいたとおり、委託先等の助言があって株式会社にする必要があるということになったと。そして、ワシントン駐在はその助言を受けて、ロビー活動に必要なＦＡＲＡ登録を行う手段として株式会社を設立するために定款の作成等手続を進めるとともに、本庁にも情報を共有していたようでございます。しかしながら、ワシントン駐在は本庁から特段の疑義が示されなかったことから、委託先の提案に沿って手続を進めたものという

ふうに推察しております。
以上です。
○中川京貴 議長　休憩いたします。
午前11時15分休憩
午前11時16分再開
○中川京貴 議長　再開いたします。
○溜　政仁 知事公室長　委託料につきましては、当時の統括監の決裁で行っております。しかしながら、株式会社にするということについては明確な指示というのは確認できておりません。
以上です。
○中川京貴 議長　新垣淑豊議員。
○新垣　淑豊 議員　当時の統括監、どなたですか。
○中川京貴 議長　池田副知事。
○池田竹州 副知事　私でございます。
○中川京貴 議長　新垣淑豊議員。
○新垣　淑豊 議員　確認します。
これ沖縄県のウェブサイトに――私も資料として今出してますけれども、行政機構図ありますけれども、この中にワシントン駐在どこにありますか。
○中川京貴 議長　総務部長。
○宮城嗣吉 総務部長　行政組織上は、出先機関等の位置づけではなくして、職員を駐在として駐在させているというものでございます。
○中川京貴 議長　新垣淑豊議員。
○新垣　淑豊 議員　続けます。
株式会社の設置について、問題として認識していることは何か伺います。
○中川京貴 議長　知事公室長。
○溜　政仁 知事公室長　ワシントンＤＣオフィス社の設立に当たって、文書による意思決定がなされていなかったことが大きな問題であったと考えております。そのため、出資に伴って取得した株式が公有財産として管理・報告されていなかったこと、同社に係る経営状況の議会への報告がなされていなかったこと、営利企業従事許可の手続がなされていなかったことなどの改善を要する点があると考えております。
○中川京貴 議長　新垣淑豊議員。
○新垣　淑豊 議員　これ私は、このワシントン駐在に関するものは、日本の国内法、そしてアメリカの法にも反しているおそれがあるというふうに思っておりますが、法的なものはどういったものに違反していると考えますでしょうか。
○中川京貴 議長　休憩いたします。
午前11時18分休憩
午前11時18分再開
○中川京貴 議長　知事公室長。
○溜　政仁 知事公室長　地方自治法あるいは地方公務員法に抵触しているというふうに考えております。
○中川京貴 議長　新垣淑豊議員。
○新垣　淑豊 議員　私ですね、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律にも違反していると思ってますけれども、この点はいかがお考えでしょうか。
○中川京貴 議長　休憩いたします。
午前11時19分休憩
午前11時19分再開
○中川京貴 議長　再開いたします。
知事公室長。
○溜　政仁 知事公室長　お答えいたします。
公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第６条第１項において、「派遣職員には、その職員派遣の期間中、給与を支給しない。」と規定し、その第２項において、派遣先の業務が一定の条件を満たす場合には「条例で定めるところにより、給与を支給することができる。」旨を規定しております。同法第６条は、同法第２条に基づいて、一般社団法人等へ派遣される場合に適用されると承知しております。したがって、ワシントンＤＣオフィス社とは関係のないものであるというふうに承知しております。
○中川京貴 議長　新垣淑豊議員。
○新垣　淑豊 議員　これに関する条例があると思うんですけれども、この条例にはワシントンＤＣ社、ここは記載されてますか。
○中川京貴 議長　休憩いたします。
午前11時20分休憩
午前11時20分再開
○中川京貴 議長　再開いたします。
総務部長。
○宮城嗣吉 総務部長　沖縄県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例については、当該株式会社についての規定はございません。
○中川京貴 議長　新垣淑豊議員。
○新垣　淑豊 議員　じゃ先ほど公室長がお話しした同法第６条第２項、その話で支給しているという話がありましたけど、これにかみ合わないんじゃないですか。
○中川京貴 議長　休憩いたします。
午前11時21分休憩
午前11時21分再開
○中川京貴 議長　再開いたします。
知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　私が先ほど読み上げました公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律につきましては、ワシントンＤＣオフィス社とは関係がないものだというふうに認識しており、駐在については沖縄県の駐在規定に基づいて派遣していることから、県の職員としての給与が支払われているということでございます。

○中川京貴 議長　新垣淑豊議員。

○新垣　淑豊 議員　ＦＡＲＡ登録、これに関しては、沖縄県のワシントン駐在に出てるのか、それともワシントンＤＣ社に出てるのか教えてください。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　ワシントンＤＣオフィス社の申請によるものでございます。

○中川京貴 議長　新垣淑豊議員。

○新垣　淑豊 議員　ロビー活動をされている間は、この職員の身分はどうなっているのでしょうか。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　ワシントン駐在におきましては、駐在という沖縄県の職員という身分とワシントンＤＣオフィス社の社員という２つの身分を有しているというふうに理解しております。

○中川京貴 議長　新垣淑豊議員。

○新垣　淑豊 議員　ちょっとね、公務員が２つの身分を持って活動しているというのは、私はいかがなものかと思いますけれども。このロビー活動というのは、ワシントンＤＣ社の社員としての仕事だというふうに私は思います。そのときに、一営利企業に沖縄県から給与が発生するわけですよ。営利企業に対してのこれは利益供与というふうに取られても私はおかしくないと思いますけれども、この見解はどうでしょうか。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前11時24分休憩

午前11時24分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　ワシントンＤＣオフィス社は、県が駐在目的を実現するために、活動するために設立されたものでございます。その事業内容は、県の駐在の担当事業と同一であるということでございます。実際、毎週、随時報告だとか、活動内容の報告は知事のほうへ来ているということでございますので、特に問題はないというふうに承知しております。

○中川京貴 議長　新垣淑豊議員。

○新垣　淑豊 議員　ということは、ワシントン駐在はＦＡＲＡ登録をしていないけれども、ロビー活動をしているということですよね。同じことですから。まあいいんですよ。

じゃあちょっとお金の話になりますけど、先日、宮里洋史議員の質問で追加払込資本ということがありました。これ我々の調べでは純資産になるんですということでしたけれども、これは確認されましたでしょうか。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　前回話題になりました追加払込資本につきましては、今米国での取扱いを確認しているところでございます。

○中川京貴 議長　新垣淑豊議員。

○新垣　淑豊 議員　ちなみに、これ追加払込みの資本ということは、毎年赤字を補塡しているということになると思っているんですけれども、歴代の駐在職員は、ＤＣ社の社長として県の関係会社のＬ１ビザを取得しているということでありますので、この会社の経営責任というのは誰が取るんでしょうか。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前11時26分休憩

午前11時26分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　一般論としましては、会社の代表者が責任を取るものだというふうに承知しております。

○中川京貴 議長　新垣淑豊議員。

○新垣　淑豊 議員　この会社、税務申告はしているということですけれども、毎年250ドル払っているという話ですけれども、これ通算で赤字ですか黒字ですか。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　ワシントンＤＣオフィス社につきましては、営利活動は行っていないということでございます。ですので、当然、毎年の税務申告においても米国における法人税等を課されない。そして、税務申告において、ワシントンＤＣオフィス社は利益がないため赤字で申告しているということでございます。

○中川京貴 議長　新垣淑豊議員。

○新垣　淑豊 議員　沖縄県の県民の財産を使って立ち上げた会社。毎年赤字で計上をしているということは、私これ経営陣が責任を取るべきだと思っておりますけれども、この点はどう考えますか。もちろん、これは法的にも沖縄県の親会社と別枠でつくっている会

社ですよね。これ多分アメリカの法律にもあるんですよ。大元の企業の影響を受けない。人事に関しても実はそういうふうな規定がされているはずなんです。だから、しっかりとこの企業の赤字の責任というのは、それぞれの歴代の社長が取るべきだと私は思いますけれども、この点はいかがお考えでしょうか。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　ワシントンＤＣオフィス社は、営利活動は行っていないということから、当然に赤字で申告することになるということでございます。

○中川京貴 議長　新垣淑豊議員。

○新垣　淑豊 議員　ワシントンＤＣ株式会社は、営利企業形態ですよね。違いますか。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　一般論として、株式会社は営利形態ということになるんですけれども、ワシントンＤＣオフィス社は、あくまでもＦＡＲＡ登録をするに当たってその目的のために設立した会社でございます。

○中川京貴 議長　新垣淑豊議員。

○新垣　淑豊 議員　今、この会社はビザを申請するためだけの会社であるということが分かりました。あとＦＡＲＡ登録ですね。

続きまして、私、今日資料を皆さんのｉＰａｄに送っています。地裁から高裁、最高裁までの判決文です。これは、とある森林組合が過去に起こした事案です。住民訴訟を起こされています。これは、その町は負けています。これ森林組合をワシントンＤＣ株式会社、そして町を沖縄県として考えたときに、見事に当てはまるんですよ。ということは、これ最高裁判決まで出ているんですね。なので、この今までの皆様から頂いた答弁、この内容を確認したときに、私はこれは確実に負ける。もし訴訟が起こされた場合には、負けるものだというふうに思っております。負けたときの責任というのは、誰が取るのでしょうか。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前11時30分休憩

午前11時30分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　御指摘の事例は、当時の犀川町の町長が職員を森林組合に出向させ、専らその組合の業務に従事させた上で、町がその職員に対して給与を支給したことは違法な支出であると判断されたものというふうに承知しております。一方、駐在は、知事の指揮権を離れるものではなく、ワシントンにおいて従事している業務は沖縄県職員の駐在等に関する規程で示された駐在の担当業務を実施するために必要な業務であるということでございます。したがって、御指摘の事例とは必ずしも一致しないというふうに考えております。

○中川京貴 議長　新垣淑豊議員。

○新垣　淑豊 議員　そうなると、先ほど言っていたアメリカで子会社をつくる、そしてＬ１ビザを取る。そこに反してくるんですよ。なので、今沖縄県がやっていることは、正直僕は八方塞がりだと思っています。だから、しっかり皆さんは、この件はちゃんと考える。まあ考えなくてもいいと思います。もう廃止一択。そして、しっかりとした内容を考えてちゃんと段取りも取って、それからつくり直す。それだったら私いいと思いますよ。けど、今の状況を沖縄県民の皆様にどうやって説明したらいいかというのが全く分からないんですよ。

それで、私個人的にＳＮＳ等々で投票を取りました。ワシントン事務所の即刻閉鎖、是正して継続する、まずは閉鎖してつくり直すというときに、即刻閉鎖というのがもう９割超えているんですよね。これ一応沖縄県民だけお願いしますということでやっていますけれども、こういった県内からの声というのが非常に大きくなっておりますので、ぜひこのワシントン事務所の存続に関しては、早急にやっていただきたい。もうこれは判断して閉鎖していただきたいと思っております。そして私は、こんなごちゃごちゃしているものは、一回百条委員会を立ててでも明確に筋立てて確認をしていきたいというふうに思っていますので、これはまた会派の皆さんとも、また野党・中立の皆さんも含め、そして与党の方々も合わせて検討・提案していきたいというふうに思っていますので、どうぞよろしくお願いします。これに関して何かコメントがあれば、知事お願いします。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　ワシントン事務所、ワシントンＤＣオフィス社については、さらに必要な資料を収集し、しっかりと整理を行った上で、議会、県民の皆様に御説明申し上げたいと思います。

○新垣　淑豊 議員　ありがとうございました。

○中川京貴 議長　仲里全孝議員。

○仲里　全孝 議員　皆さん、こんにちは。

沖縄自民党・無所属の会、仲里全孝です。

通告した一般質問を真摯に質問させていただきます。

まず、代表質問との関連質問からお願いしたいと思

います。

大浜一郎議員の２番、ワシントン駐在に関する諸問題についての(4)番について。

沖縄県ワシントンＤＣ株式会社の存在を把握していたか。人事委員会、監査委員にお尋ねしたいと思います。

よろしくお願いします。

○中川京貴 議長　人事委員会事務局長。

○森田崇史 人事委員会事務局長　ワシントンＤＣオフィス社につきましては、これまで人事委員会の事務とは関わりがなく、昨今の報道によりその存在を認識したところであり、それ以前に当該会社の存在は把握しておりません。

以上です。

○中川京貴 議長　代表監査委員。

○渡嘉敷道夫 代表監査委員　ワシントンＤＣオフィス社については、毎年度実施しております定期監査の際に、監査対象機関から提出される監査調書の中の投資及び出資金調べにおいて、これまでその記載がなかったことなどから、監査委員としては同社の存在を把握しておりません。

○中川京貴 議長　仲里全孝議員。

○仲里　全孝 議員　それでは通告している２番から行います。

米国ワシントン事務所について、下記のとおり知事の考え方を伺う。

(1)、非営利事業として登録を検討していたが、ロビー活動などは県の政治的活動に当たるとして指摘を受け、株式会社の形態を取ったとあるが、内容を全てお願いします。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　お答えいたします。

ワシントンＤＣオフィス社は、ワシントン駐在が米国でＦＡＲＡ登録を行って活動するに当たり、その受皿となる法人が必要だったことから、コロンビア特別区の法令に基づいて設立しております。当初は、非営利法人としての設立を目指し、現地の弁護士を介して国務省及び内国歳入庁に相談しましたが、ロビー活動を行うのであれば、非営利法人ではなく、株式会社が適しているとの助言があったことにより、株式会社の形態となったものでございます。

以上です。

○中川京貴 議長　仲里全孝議員。

○仲里　全孝 議員　知事公室長、知事、副知事。先週の金曜日、６時半から初代所長の特集をやっていました。私もうびっくりしました。（資料を掲示）　これ、そのとき表示された外国代理人登録、沖縄県ＤＣ株式会社事務所、翁長前知事が県民にアピールしておりましたよ。これからは政治活動、自由に行いますと。それが皆さんの今までの答弁で、この株式会社の実態を知らない。翁長前知事がテレビでやってたんですよ、これ。この登録証の実態知ってますか。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　ＦＡＲＡ登録については以前から必要だということは承知しております。

○中川京貴 議長　仲里全孝議員。

○仲里　全孝 議員　テレビ見ましたか。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　直接テレビは見ていないんですけれども、その概要等は把握しております。

○中川京貴 議長　仲里全孝議員。

○仲里　全孝 議員　知事、そのときのインタビューですね、先ほども名前出ましたから、本人が自らインタビューを受けていました。平安山さんという方です。初代所長。（資料を掲示）　この登録のそばにいるんですよ。登録の実態を知らない。私が株式会社の社長でビザ申請されたのも分からないと。知事公室長、ビザ申請は個人でやるんじゃないですか。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　ビザ申請につきましては、資料をそろえて、最終的に総領事館等へ個人が提出するものでございます。

○中川京貴 議長　仲里全孝議員。

○仲里　全孝 議員　ありがとうございます。

現在、職員でワシントン事務所に配置されている公務員が２人いると思うんですけど、名前は要らないんですけれども、そのビザ申請も個人でやっているんですか。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　はい、個人で行っております。

○中川京貴 議長　仲里全孝議員。

○仲里　全孝 議員　そこに明記されている申請されている場所、事務所、教えてください。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前11時40分休憩

午前11時41分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　ワシントンの1101コネチカットアベニューNWでございます。

○仲里　全孝 議員　休憩します。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前11時41分休憩

午前11時42分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○溜　政仁 知事公室長　県職員がワシントンに派遣される際は、沖縄の総領事館のほうで申請をしております。

○中川京貴 議長　仲里全孝議員。

○仲里　全孝 議員　何で沖縄の……。（資料を掲示）　株式会社、ワシントンＤＣ株式会社で申請されているんですよ。ＦＡＲＡも、ビザも、そうじゃないですか。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前11時42分休憩

午前11時43分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　資料については、そのワシントンＤＣオフィス社等の資料がつきますが、ビザの申請は沖縄の総領事館で行っているということでございます。

○仲里　全孝 議員　休憩します。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前11時43分休憩

午前11時44分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○溜　政仁 知事公室長　ワシントンＤＣオフィス社として提出しております。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前11時44分休憩

午前11時45分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

仲里全孝議員。

○仲里　全孝 議員　休憩します。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前11時45分休憩

午前11時45分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○仲里　全孝 議員　（パネルを掲示）　ちょっと皆さんに確認する。

これ移民局からちょっと抜粋した皆さんの申請書です。名前は伏せているんですけれども、皆さんが答弁するように、これＦＡＲＡ登録です。登録、ちゃんと登録されてます。ＦＡＲＡの活動ですね、内容もされております。このＦＡＲＡ登録に職員、現地の職員何名登録されてますか。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　現地の職員は２名でございます。

○中川京貴 議長　仲里全孝議員。

○仲里　全孝 議員　職員２名は分かるんですけれども、現地に職員はいないですか。現在２名ですか。ワシントンＤＣ株式会社に勤めている職員は、今２名か。追加で現地採用２人と聞いたんだけど。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　派遣職員としては２名で、今は現地で採用が１名となっております。

○中川京貴 議長　仲里全孝議員。

○仲里　全孝 議員　４名の職員はＦＡＲＡ登録されていますか。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　沖縄県の駐在職員２名がＦＡＲＡ登録されていると承知しております。

○中川京貴 議長　仲里全孝議員。

○仲里　全孝 議員　（資料を掲示）　皆さん外国代理人登録を受けております。2015年12月23日。その登録されているのが株式会社、ワシントン株式会社です。その存在を知らないのに、職員を政治活動させるためＦＡＲＡ登録させているんですよ、２人。現地の身分は分からないんですけど、２人、ＦＡＲＡ登録されてます。ＦＡＲＡ登録の目的は、政治活動を現地でやるため。これ公務員法違反じゃないですか。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前11時48分休憩

午前11時48分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　御指摘のＦＡＲＡに基づく登録を行う際、活動目的を記載する必要があり、その中で経済、文化、教育、政治、防衛及び安全保障に関する沖縄県の利益を促進する、沖縄における観光・経済活動の振興、在沖米軍基地について連邦議会との連携促進を含む、これに限られないというところの表示のことだというふうに理解しております。このような活動は、米国の外国代理人登録法上はポリティカルアクティビティー、すなわち政治的活動に当たりますが、地方公務員法が禁じる政治的行為に当たるものではないというふうに承知しております。

○中川京貴 議長　仲里全孝議員。

○仲里　全孝 議員　皆さん、政治活動するために営利事業を隠して、株式会社を設置して、ここに職員を配置しました。知事は知らないんですよ。玉城デニー知

事は知らない。まず、ＦＡＲＡ登録した任命権者は誰ですか。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前11時49分休憩

午前11時49分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　ＦＡＲＡ登録につきましては、最初の活動の支援事業の委託において規定をしているところでございます。

○仲里　全孝 議員　休憩します。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前11時50分休憩

午前11時51分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○溜　政仁 知事公室長　駐在につきましては知事の任命でございます。現地の職員については、そのオフィス社の中での採用ということでございます。

○中川京貴 議長　仲里全孝議員。

○仲里　全孝 議員　何ですか、駐在はって。職員の身分、職員が活動するのは知事以外に任命できないでしょ。皆さん、答弁してますよ、今まで。兼職禁止、いろんなこと今調べているんでしょ。ここに、沖縄県ＤＣワシントン株式会社に２人配置してますよ、法律違反して。政治活動するためにＦＡＲＡの登録しているんですよ。だから、誰がこれＦＡＲＡの登録にゴーサイン出したのか。誰が出したのか。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前11時52分休憩

午前11時53分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　ＦＡＲＡの登録につきましては、繰り返しで申し訳ございませんが、活動支援事業の仕様書において、ＦＡＲＡをはじめ必要と判断される登録業務の支援等を業務内容として指示しているところでございます。

○仲里　全孝 議員　議長、休憩して。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前11時53分休憩

午前11時55分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○溜　政仁 知事公室長　先ほど来、説明しております活動支援事業の中にＦＡＲＡ登録をはじめ必要と判断される登録業務の支援というのが入っております。そういうことからすると、県庁内でＦＡＲＡ登録が必要だということの認識はあったというふうに考えております。その支援業務の決裁については、当時の統括監が決裁しているということでございます。

○中川京貴 議長　仲里全孝議員。

○仲里　全孝 議員　当時の統括監、2015年。今、副知事関係してますか。副知事はじゃあこれ了解していたんですか。今、当時のと言うから。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　一部修正をお願いしたいと思います。

先ほどの新垣議員の答弁で、当時決裁をした統括監を池田副知事と言っていますが、正確には前年度に準備行為を行っていますので、その前の統括監が決裁をして池田副知事は確認をしているということでございます。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前11時56分休憩

午後３時10分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

この際、申し上げます。

池田副知事から本日の新垣淑豊議員の一般質問に対する答弁について、釈明発言の申出がありました。

議長としましては、池田副知事からの釈明発言申出について、発言趣旨や発言責任を明らかにする必要があると判断したことから、発言を許可します。

池田副知事。

〔池田竹州　副知事登壇〕

○池田竹州 副知事　新垣淑豊議員のワシントン駐在に係る質疑の中で、議員からの誰が執行の許可を出したのかとの質問について、私から自分が決裁した旨の答弁をいたしました。正しくは、平成27年２月27日付で前任の統括監が予算執行伺いを決裁し、同年４月１日付の支出負担行為については、私が決裁したものであります。おわびして訂正申し上げます。

○中川京貴 議長　新垣淑豊議員。

○新垣　淑豊 議員　ありがとうございます。

ただいま、私の答弁に対しまして池田副知事の釈明発言がございました。流れが少し変わりましたので、少しばかり緊急質問をさせていただきたく動議を提出させていただきます。

○中川京貴 議長　宮里洋史議員。

○宮里　洋史 議員　ただいまの新垣議員の動議に賛成いたします。

○中川京貴 議長　ただいま新垣淑豊議員から、池田副知事が行った答弁及び釈明発言について確認する必要があるので緊急質問に同意の上、この際、日程に

追加し、直ちに発言を許されたいとの動議の提出があり、所定の賛成者がいますので、動議は成立いたしました。

よってお諮りいたします。

緊急質問の件を日程に追加するとともに、新垣淑豊議員の緊急質問に同意し、直ちに発言を許すことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長　御異議なしと認めます。

よって、本動議は可決されました。

○中川京貴 議長　これより新垣淑豊議員の発言を許します。

なお、緊急質問につきましては、議会運営委員会決定事項の質疑の回数に準じて、質問回数は２回までといたします。

新垣淑豊議員。

〔新垣淑豊　議員登壇〕

○新垣　淑豊 議員　ボーナスタイムを頂きましたので、ありがたく使わせていただきます。

それでは、緊急質問に入ります。

ワシントン駐在、ワシントンＤＣ株式会社は、沖縄県として地方自治法、地方公務員法に抵触していると違法性を認めた事務所であり、基地対策の担当統括監が決裁をしてきたというふうに発言がありました。池田現副知事が統括監になる前の前任が段取りをし、引き継いだことが分かりましたが、統括監としてまた公室長として、そして総務部長、副知事としての役職を歴任しておりますけれども、この中でいつ、このワシントンＤＣ株式会社の営利法人、こちらへの認識をしたのかお伺いをさせていただきます。

もう一つ、先ほど答弁の中で池田副知事が統括監になる前の前任が決めたと言っておりました。そして、４月１日に執行するという流れになったという話がありましたけれども、実際にこの事業への関わりはいつ頃からどのようになされたのかということについて、お伺いをさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後３時15分休憩

午後３時15分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

池田副知事。

〔池田竹州　副知事登壇〕

○池田竹州 副知事　新垣淑豊議員の御質問にお答えいたします。

まず、いつ知ったのかという御質問でございます。私自身、この株式会社ということについて認識したのは、先ほど知事からもありましたように、11月24日の決算委員会の報告を知事公室長から受け、28日により詳しい説明を受けたところでございます。

そして、統括監から公室長、総務部長、副知事としてワシントン事務所との関わりというお話でございます。こちらにつきましては、ワシントン駐在のほうから定期的あるいは臨時に駐在員レポート等が報告されております。それを確認するとともに駐在員が沖縄に来た際、あるいは知事の出張などに同行した際にワシントン駐在と意見交換をしながら、その事業の活動などを確認させていただいたところでございます。

以上でございます。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後３時17分休憩

午後３時17分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○池田竹州 副知事　大変失礼いたしました。

先ほど11月24日、28日と述べましたが、正しくは10月24日、10月28日でございます。おわびして訂正いたします。

○中川京貴 議長　新垣淑豊議員。

〔新垣淑豊　議員登壇〕

○新垣　淑豊 議員　御答弁いただきまして、ありがとうございます。

今このような状況の中、執行部の中でもなかなか情報の共有が取られていないとか、整理がされていない状況であるというのは、皆様も御認識になったかと思います。今年も含めまして９年間、監査や人事においても、全く分からなかったというようなお話もある中で、現在の公室長、また担当の副知事、そして知事としてこのワシントン駐在、またワシントン事務所に関わる予算を次年度の令和７年度予算に掲載をするのか、また今の違法状態を治癒すればよいと考えているのか。そしてまたこれは今回治癒をしたとしても、過去８年間においてはこれまで違法状態であったということがあるかと思いますが、この後の問題が残るのではないかというふうに考えております。例えば、これまで我々議会が認定をしてきた決算の内容というものも大きく変わるわけです。そういったこともありますので、このワシントン事務所、ワシントン駐在に関しては非常に根が深いというか、もう本当にどこまで遡ったらいいのかということが、正直私にもまだ分かっておりません。その点含めまして、来年度の予算にどのように反映をさせていくつもりなのか、そこをぜひとも教えていただきたいと思います。よろしくお

願いいたします。
○中川京貴 議長　玉城知事。
〔玉城デニー　知事登壇〕
○玉城デニー 知事　それでは、私から答弁させていただきます。
今回のワシントン事務所株式会社につきましては、議員御指摘のように地方自治法などの関係法令に基づく手続がなされていない事態であるということを重く受け止めております。私は知事として、県の事務について包括的な執行管理権限を有するとともに、その事務を自らの判断と責任において誠実に管理し執行する義務を負っているものと考えております。よって、このワシントン事務所株式会社についての一連の状況について、知事としての判断をしっかりと行うということをいま一度強く認識し、行政の長としての責任において、庁内手続や関係法令との適合性について速やかに調査し是正を図るとともに、県民に対し説明責任をまず果たしてまいりたいと思います。その上で、今後の件につきましても庁内でしっかりと議論をさせていただければと思います。
以上でございます。
○中川京貴 議長　以上をもって緊急質問を終結いたします。
午前の仲里全孝議員の残りの質問及び質疑を続行いたします。
知事公室長。
○溜　政仁 知事公室長　午前中の仲里全孝議員のＦＡＲＡ登録は誰が許可したのかという趣旨の御質問に対しまして、答弁させていただきます。
委託業務の中に、職員のＦＡＲＡ登録に対する支援業務が含まれており、その委託料の執行伺いは統括監が決裁しているということでございます。したがって、ＦＡＲＡ登録についても駐在の活動に必要なものであることを認識して、統括監決裁ですので県として指示したものというふうに考えております。
以上です。
○中川京貴 議長　仲里全孝議員。
○仲里　全孝 議員　知事公室長。知事公室長はこれまでの答弁で、現地の職員は沖縄県の職員とワシントン事務所株式会社の職員、両方兼ねていると答弁ありましたけれども間違いないですか。
○中川京貴 議長　知事公室長。
○溜　政仁 知事公室長　県の職員の身分とワシントンＤＣオフィス社の身分、２つを併せ持っているという趣旨の答弁をしております。
○中川京貴 議長　仲里全孝議員。
○仲里　全孝 議員　これは公務員法に抵触しないですか。
○中川京貴 議長　知事公室長。
○溜　政仁 知事公室長　営利企業従事許可の手続を行っていないというところでは、修正する必要があると思っておりますが、訂正をすれば問題はないというふうに考えております。
○中川京貴 議長　仲里全孝議員。
○仲里　全孝 議員　抵触するかしないか、答弁ください。
○中川京貴 議長　知事公室長。
○溜　政仁 知事公室長　特に抵触はしないというふうに考えてます。
○仲里　全孝 議員　議長、休憩。
○中川京貴 議長　休憩いたします。
午後３時24分休憩
午後３時25分再開
○中川京貴 議長　再開いたします。
仲里全孝議員。
○仲里　全孝 議員　（パネルを掲示）　このパネル、移民局からの資料であります。直接皆さんが半年に一遍、移民局に報告書として出されている。これは移民局が公開しております。そこに現地の職員は、沖縄県の職員じゃありませんよと。直接、株式会社の職員ですよと。これ皆さんが移民局に提出したものなんですよ。写真載っているんですけど、写真は出せませんから。その認識はどう考えていますか。
○中川京貴 議長　知事公室長。
○溜　政仁 知事公室長　沖縄県に直接雇用されることはないというのは、記述されているわけなんですけれども、これはあくまでも、沖縄県ワシントンＤＣオフィス社の中での雇用関係について示したものであるというふうに理解しております。
以上です。
○仲里　全孝 議員　休憩します。
○中川京貴 議長　休憩いたします。
午後３時27分休憩
午後３時27分再開
○中川京貴 議長　再開いたします。
○溜　政仁 知事公室長　失礼いたしました。
沖縄県に直接雇用されることはないというのは、あくまでも沖縄県ワシントンＤＣオフィス社の中での雇用関係について示したものであると理解しております。このような関係があった上で、米国法上はワシントンＤＣオフィス社の代表が沖縄県職員の身分を有することが認められないということではなく、同種の給

与が沖縄県から支払われていることもビザ申請書の添付書類に掲載をしているところでございます。また、沖縄県ワシントンＤＣ社が代表者である職員の雇用の権利を有することになるというのは、誰を代表として雇用するかどうかは沖縄県ワシントンＤＣ社内で決定することであり、同社は仮に代表に不法行為があった場合は代表を解任し、ビザの取消しを当局に申請するなど代表に対して適切な管理を行う権限を有していることを説明しているものであるということでございます。

○中川京貴 議長　仲里全孝議員。

○仲里　全孝 議員　誰が説明したんですか、移民局に。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　この資料は、ワシントンＤＣオフィス社のほうで作成しております。

○中川京貴 議長　仲里全孝議員。

○仲里　全孝 議員　これ虚偽ですね。玉城デニー知事は知らないですよ。何で勝手に沖縄県の従業員じゃありませんよと、株式会社の社長ですよと、移民局にうそをついているんですか皆さん。玉城デニー知事は知らないですよ。誰が指示したんですか。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　繰り返しになりますが、これにつきましてはワシントンＤＣオフィス社内での雇用関係として理解しているということでございます。この報告書の中では、沖縄県の身分を有することから、給料は沖縄県から支払われていることも申請をしているということでございます。

○中川京貴 議長　仲里全孝議員。

○仲里　全孝 議員　玉城デニー知事、知事、これ移民局に提出しているんですよ。副知事どう思いますか。これうその報告じゃないですか、移民局に。職員は、皆さんの沖縄県の職員ですよ。給料も支払いしている。先ほど15万ドル、15万ドルですね、支払いしたのを先ほど公室長はドルで支払いしていると。ドルで支払いできるんですか。先ほどお話をしてましたけれども。15万ドルと申請されているんですよ、ここにね。ちょっとそのときのいろいろあると……。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後３時30分休憩

午後３時30分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　給与の口座等の指定につきましては、職員の希望により分けられるものだというふうに承知しております。

○中川京貴 議長　仲里全孝議員。

○仲里　全孝 議員　ドルで支払いしたんですか。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　給与につきましては、あくまでも円建てで計算して、それをドルに換算して口座に送金しているということでございます。

○中川京貴 議長　仲里全孝議員。

○仲里　全孝 議員　誰が換算しているんですか、円からドルに。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　沖縄県の庶務を担当する職員が計算をして、決裁を取った上で送金をしているということです。

○仲里　全孝 議員　休憩します。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後３時31分休憩

午後３時32分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○溜　政仁 知事公室長　基地対策課のほうが計算をして決裁を取って、会計課にドルでの支払いを依頼して送金をしているということでございます。

○中川京貴 議長　仲里全孝議員。

○仲里　全孝 議員　会計管理者、ドルで送金しているのを把握していますか。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後３時33分休憩

午後３時33分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

会計管理者。

○友利公子 会計管理者　会計課のほうでドル送金、給与をドル送金しているのは把握しております。

○中川京貴 議長　仲里全孝議員。

○仲里　全孝 議員　違法じゃないですか。

○中川京貴 議長　会計管理者。

○友利公子 会計管理者　違法ということはありません。

○中川京貴 議長　仲里全孝議員。

○仲里　全孝 議員　根拠を示してください。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後３時34分休憩

午後３時37分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

会計管理者。

○友利公子 会計管理者　すみません。先ほど給与のほう、ドルで送金していることは把握していると答弁し

たんですけれども、ちょっと間違いがありますので修正いたします。

こちらの給与に関しては、円で送金をしているということが確認できましたので、おわびして訂正いたします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後３時38分休憩

午後７時43分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

新垣淑豊議員。

○新垣　淑豊 議員　先ほど来、執行部の答弁に食い違いが多くございましたので、そこを横断的にしっかりと確認をしていただいて決裁を取っていただくのは、これは知事の役割だというふうに思っております。よって、今回、統一見解文書をもって答弁事項を示すよう執行部に対し要求する動議を提案させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○中川京貴 議長　新垣善之議員。

○新垣　善之 議員　賛成します。

○中川京貴 議長　ただいま新垣淑豊議員から、文書の提出を求める動議が提出され、所定の賛成者がありますので本動議は成立いたしました。

よって、本動議を議題とし、採決いたします。

お諮りいたします。

執行部に対し答弁事項を示した文書の提出を求めることにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長　御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

○中川京貴 議長　文書の提出を待つため、暫時休憩いたします。

午後７時44分休憩

午後９時25分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

先ほど要求しました文書について、お手元に配付のとおり、知事から提出がありました。

知事公室長から発言の申出がありますので、これを許可します。

知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　先ほどの仲里全孝議員の質疑の中で、ワシントン駐在職員の給与について、本人の申出により円建てで国内の口座に振り込む、あるいはドル建てで支払う旨を答弁いたしましたが、支出調書等を確認したところ、米国への送金についても円建てとしていることを確認いたしました。ですので、正しくは、本人の申出により、円建てで国内または米国の口座に送金しています、となります。おわびして訂正いたします。すみませんでした。

○中川京貴 議長　会計管理者から発言の申出がありますので、これを許可します。

会計管理者。

○友利公子 会計管理者　先ほど、仲里全孝議員の質問の中で、給与を送金するに当たって、ドルで送金することは違法ではない旨答弁しましたが、地方公務員法第25条を誤認しておりました。正しくは、給与については、円で支払うものとなっております。おわびして訂正いたします。失礼いたしました。

○中川京貴 議長　休憩前の仲里全孝議員の質問及び質疑を続行いたします。

仲里全孝議員。

○仲里　全孝 議員　お疲れさんです。

統一見解文書を頂きました。さきの知事公室長の答弁、会計管理者の答弁、これは虚偽答弁だったのですか。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　事実を誤認しておりました。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後９時28分休憩

午後９時28分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○溜　政仁 知事公室長　事実を誤認しており、虚偽ではないと認識しております。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後９時28分休憩

午後９時33分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○溜　政仁 知事公室長　繰り返しになりますが、事実を誤認したための答弁でございまして、意識して虚偽の答弁をしたものではございません。大変申し訳ございませんでした。

○中川京貴 議長　仲里全孝議員。

○仲里　全孝 議員　それでは、２番の駐在職員の兼業について。

皆さん、兼業の部分については、皆さん方は公務員の兼業は、地方公務員法第38条で許されていることから問題はないと言っていますよね。これは分かります、私も。理解しております。しかし、営利企業従事許可がなされていないことは、違法ではないですか。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後９時33分休憩

午後９時33分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。
　知事公室長。
○溜　政仁 知事公室長　地方公務員法第38条に基づく営利企業従事許可が必要とされていることから、この点については、速やかに必要な手続を講ずることとしております。
○仲里　全孝 議員　休憩します。
○中川京貴 議長　休憩いたします。
　　午後９時34分休憩
　　午後９時40分再開
○中川京貴 議長　再開いたします。
○溜　政仁 知事公室長　地方公務員法に抵触しているというふうに考えておりますが、今回の事案について、速やかに必要な手続を取ることによって、現状の事態が治癒されるかどうかというのを判断する必要があるということでございます。
○仲里　全孝 議員　休憩します。
○中川京貴 議長　休憩いたします。
　　午後９時40分休憩
　　午後９時43分再開
○中川京貴 議長　再開いたします。
○溜　政仁 知事公室長　当該事案につきましては、手続がなされていないという意味におきましては、違法状態にあるというふうに考えております。
○中川京貴 議長　仲里全孝議員。
○仲里　全孝 議員　休憩します。
○中川京貴 議長　休憩いたします。
　　午後９時43分休憩
　　午後９時43分再開
○中川京貴 議長　再開いたします。
○仲里　全孝 議員　(2)番、ワシントン事務所が株式会社だったことについて、玉城デニー知事は今回初めて知ったとあるが、知事本人の認識の内容を伺う。
○中川京貴 議長　休憩いたします。
　　午後９時44分休憩
　　午後９時44分再開
○中川京貴 議長　再開いたします。
　玉城知事。
○玉城デニー 知事　さきにも答弁をさせていただいておりますけれども、10月24日に、知事公室から連絡を受け、電話で報告を受けまして、これは総務企画委員会の決算審査の概要ですが、同月28日に、その内容と法人設立の状況等の説明を受けました。その時点で、初めてワシントンＤＣオフィス社の内容を把握したということであります。
○中川京貴 議長　仲里全孝議員。
○仲里　全孝 議員　（パネルを掲示）　知事、公室長、これ皆さんが移民局に提出しているものなんですよ。公室長は前回の議会で、玉城デニー知事はアメリカに提出されている書類に一切サインはしていない。そういう答弁しておりましたよね。
○中川京貴 議長　知事公室長。
○溜　政仁 知事公室長　ビザの関係等についてのサインはしていないということでございます。
○中川京貴 議長　仲里全孝議員。
○仲里　全孝 議員　公室長、答弁書を確認してください。
　議長、休憩お願いします。
○中川京貴 議長　休憩いたします。
　　午後９時45分休憩
　　午後９時52分再開
○中川京貴 議長　再開いたします。
　知事公室長。
○溜　政仁 知事公室長　大浜一郎議員への答弁につきましては、ＦＡＲＡに係る報告書や法人設立及び駐在のビザ取得に係る申請書等、米国政府に提出した書類において翁長前知事や玉城知事が署名した文書は確認できませんと答弁しております。
○中川京貴 議長　仲里全孝議員。
○仲里　全孝 議員　この正式な移民局に提出したものは、サインしているんじゃないですか。
○中川京貴 議長　玉城知事。
○玉城デニー 知事　今その文書を少し確認をさせていただいたところ、これは少数与党の院内総務であるハキーム・ジェフリーズ下院議員が再選されたことに対して、これからも一緒に力を合わせて頑張っていきましょうというようなメッセージの文書であるというように考えております。
○中川京貴 議長　仲里全孝議員。
○仲里　全孝 議員　知事、これ沖縄県ＤＣオフィス株式会社から、正式に司法省に送られている書類なんですよ。私、移民局からこれもらったんですよ。これ正式な文書じゃないですか。
○中川京貴 議長　知事公室長。
○溜　政仁 知事公室長　当該書簡は、ＦＡＲＡ報告においてワシントン駐在が連邦議会議員へ働きかけを行ったことを示す活動報告に添付した書類というふうになっております。
○中川京貴 議長　玉城知事。
○玉城デニー 知事　もちろん正式な文書ではありますが、大浜議員がお尋ねになられたようなＦＡＲＡ登録に関する分類の書類ではないということを申し上げ

てる次第です。
○仲里　全孝 議員　休憩してください。
○中川京貴 議長　休憩いたします。
午後９時54分休憩
午後９時56分再開
○中川京貴 議長　再開いたします。
知事公室長。
○溜　政仁 知事公室長　先ほどの大浜議員への答弁については、そのＦＡＲＡに係る報告や法人設立及び駐在のビザ取得に係る申請書等と書いてあります。この等の意味は、それに類するものになるというふうに承知しております。
○仲里　全孝 議員　議長、全然意味分からない。
休憩してください。
○中川京貴 議長　休憩いたします。
午後９時56分休憩
午後９時56分再開
○中川京貴 議長　再開いたします。
玉城知事。
○玉城デニー 知事　書類は、その性格上どの分野の書類であるかということは、やはり分類されることは非常に重要であるというように考えております。ですから、溜知事公室長の「等」の中に含まれる文書としては、そのＦＡＲＡ登録ですとかワシントンオフィスの事務所の活動に関する書類に類するものということだと思います。ちなみに、議員がお示しをしております文書を簡単に日本語で紹介いたします。
米国連邦議会議員下院選挙の御当選についてのお祝いのメッセージ。このたびの米国連邦議会上院下院選挙におかれましては、貴議員が当選されましたことにつきまして心よりお祝い申し上げます。
中分の文書は省略いたします。最後だけを読みます。
貴殿におかれましては、こうしたことを御理解いただき今後とも日米同盟を支えるよき友として、沖縄の基地負担の軽減について御理解と御協力を賜りたく存じます。いつの日か、ワシントンＤＣでお目にかかれることを楽しみにしております。また、ぜひ沖縄にも足をお運びいただけますと幸甚に存じます。ということで、私からの当選に関してのメッセージ、文書であるということでございます。
○中川京貴 議長　仲里全孝議員。
○仲里　全孝 議員　これ、沖縄県ワシントンオフィス株式会社から出されているんじゃないのか。これ株式会社の活動報告ですよ、活動報告、活動報告ですよ。知事、活動報告と先ほど言いました。活動報告ですよ、もっとありますよ。毎回、知事に出されています、これ活動報告。
○中川京貴 議長　休憩いたします。
午後９時58分休憩
午後９時59分再開
○中川京貴 議長　再開いたします。
知事公室長。
○溜　政仁 知事公室長　今御提示いただいている書簡につきましては、ＦＡＲＡ報告においてワシントン駐在が連邦議会議員へ働きかけを行ったことを示す活動報告に添付した書類でございます。ですので、議員がおっしゃっていることと我々の考えも一緒でございます。
○中川京貴 議長　仲里全孝議員。
○仲里　全孝 議員　何で知事これサインしているのに、サインした確認は取れていないと答弁しているのか。
○中川京貴 議長　休憩いたします。
午後10時０分休憩
午後10時０分再開
○中川京貴 議長　再開いたします。
知事公室長。
○溜　政仁 知事公室長　当該資料は、報告書に添付した書類でございます。ですので、ＦＡＲＡに係る報告書について、何ていうんですか、報告書や申請書等、米国政府に提出した書類において、玉城知事や翁長前知事が署名したものというものではないというふうに承知してます。
○仲里　全孝 議員　休憩します。
○中川京貴 議長　休憩いたします。
午後10時１分休憩
午後10時２分再開
○中川京貴 議長　再開いたします。
○溜　政仁 知事公室長　そちらの文書は、活動報告に添付した書類になっていて、玉城知事や翁長前知事が署名した、ＦＡＲＡに係る報告書、申請書等にサインしたものはないということでございます。
○仲里　全孝 議員　休憩します。
○中川京貴 議長　休憩いたします。
午後10時２分休憩
午後10時３分再開
○中川京貴 議長　再開いたします。
玉城知事。
○玉城デニー 知事　少し私たちも整理をしながら答弁をさせていただければと思いますが、議員おっしゃるように、ワシントンＤＣオフィスは、ＦＡＲＡ登録

をするために認められている団体であります。そして、その団体の活動の一環としてこの書類も添付されております。ただ、今般問題になっているＦＡＲＡ登録に係る手続とか、あるいはビザの申請とかそういうものに、質問で玉城知事がサインしたかというようなことでしたので、我々はその分類でサインをしたかどうかということで、その分類ではサインはしておりませんと答えておりますし、それ以外のこのようなお祝いのメッセージでありますとか書簡でありますとか、そういうことについては――それ以外の文書ではこのようにサインをしている文書があるのも、また当然であります。

○仲里　全孝 議員　休憩してください。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後10時４分休憩

午後10時６分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　もう一度最初のほうから説明したいと思います。

まず大浜議員への答弁において、ＦＡＲＡに係る報告書や法人設立及び駐在のビザ取得に係る申請書等について署名をしたことはないというふうに書いております。この「等」が意味するものというのは、さきに説明したＦＡＲＡ登録に係る報告、あるいは法人設立及び駐在ビザ取得に係る申請書に類するものというふうに読むのが適当であるというふうに考えております。

○仲里　全孝 議員　休憩します。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後10時７分休憩

午後10時８分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

玉城知事。

○玉城デニー 知事　このサインと文書について、これは司法省に提出した文書だということですので、その所管は司法省になっているということでございます。

○中川京貴 議長　仲里全孝議員。

○仲里　全孝 議員　司法省に出すものは、米国政府ではありませんか。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　ワシントンＤＣの司法省に提出したものであります。

○中川京貴 議長　仲里全孝議員。

○仲里　全孝 議員　司法省に出されているものにサインしているじゃないですか。何でこれ、サインしているかしていないか確認して――司法省に出しているのは――米国政府じゃないのか、司法省は。ロビー活動ですよ、内容は。そうじゃないのか。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　この書類は、もともとは議員宛ての文書でございます。それを添付して提出しているということですので、直接的にその申請書等にサインをしているものではないということでございます。

○中川京貴 議長　仲里全孝議員。

○仲里　全孝 議員　これ、どこから司法省に送られているんですか。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　ワシントンＤＣオフィス社から、ＦＡＲＡ報告において送られているものでございます。

○中川京貴 議長　仲里全孝議員。

○仲里　全孝 議員　ＦＡＲＡ報告で送られていますよね。政治活動。内容は分かりますよ、これ言った分。そのときはこれ、ロビー活動なんですよ。そのときの、玉城デニー知事が訪米したときのメンバーを教えてください。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後10時10分休憩

午後10時12分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　今年度９月８日からの訪米について、こちらからワシントンＤＣへ行った者は、知事のほか、公室長、特命推進課長、広報課の広報監、知事秘書、知事の通訳、辺野古新基地建設問題対策課の班長と基地対策課の主査ということでございます。

○中川京貴 議長　仲里全孝議員。

○仲里　全孝 議員　これ、正式に報告されているから私尋ねているんですけれども、この訪米の目的を教えてください。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後10時13分休憩

午後10時13分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　目的・概要についてお答えいたします。

沖縄の基地問題の解決を図るためには、一方の当事者である米国政府に対しても、知事が直接出向き、訴えることが重要であるという考えに基づいて、今回の

訪米においては、国務省・国防総省、連邦議会議員等に対し、米軍による相次ぐ性的暴行事件と通信体制に関する問題点を訴えたほか、辺野古新基地建設問題をはじめとした沖縄の基地負担の現状がいかに不条理であるかを伝えることができたということでございます。

○中川京貴 議長　仲里全孝議員。

○仲里　全孝 議員　ロビー活動の一環ですか。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後10時14分休憩

午後10時15分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　今、少しロビー活動の定義というものがはっきりしないところなんですけれども、今回は国務省・国防総省、連邦議会等に対し、沖縄の米軍基地問題を訴えることを目的としているということです。

○仲里　全孝 議員　休憩します。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後10時15分休憩

午後10時16分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○溜　政仁 知事公室長　ロビー活動としましては、個人や団体が政治的影響を及ぼすことを目的として行う活動のことということからすると、ロビー活動に当たるということでございます。

○中川京貴 議長　仲里全孝議員。

○仲里　全孝 議員　そのときのメンバー、知事公室長、メンバーのビザの申請、ビザの取得について教えてください。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後10時17分休憩

午後10時17分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　ＥＳＴＡを取得して訪米しております。

○中川京貴 議長　仲里全孝議員。

○仲里　全孝 議員　ＥＳＴＡのビザの内容を教えてください。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　ＥＳＴＡの申請を行うのは、日本を含むビザ免除プログラムに参加した参加国により、合法的に発給された有効なパスポートを所持している場合ということになっております。

○中川京貴 議長　仲里全孝議員。

○仲里　全孝 議員　ＥＳＴＡのビザでロビー活動できますか。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後10時17分休憩

午後10時18分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　今、手元にあるものであれば、ＥＳＴＡについて、その中で目的等を具体的に書く欄はないと承知しております。ということで、特段、目的を規制するものではないというふうに考えております。

○中川京貴 議長　仲里全孝議員。

○仲里　全孝 議員　ロビー活動できますかということ。できるかできないか。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後10時18分休憩

午後10時19分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　まず、外国代理人登録法に基づく登録が必要なのは、外国が主体の代理人となって活動をする場合であるということです。知事の訪米は、代理人としてではなく、沖縄県の知事として本人が活動するものですので、外国代理人登録法に基づく登録は求められていないものというふうに承知しております。

○中川京貴 議長　仲里全孝議員。

○仲里　全孝 議員　公室長、だからＥＳＴＡでロビー活動はできますかと。確認取ってください。やっているんだから。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後10時20分休憩

午後10時20分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　ＥＳＴＡを取得して渡航した場合に、渡航後の具体的な活動内容を報告では求められていないと承知しておりますが、これにつきましては、引き続き米国の法令に基づいて、適正な対応をしていきたいというふうに考えております。

○仲里　全孝 議員　休憩します。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後10時20分休憩

午後10時35分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　米国の国土安全保障省のホームページにおきますと、商用や観光などで渡航する際に取得することができるということが書いてございます。そして、特に制限事項等は見当たりません。ですので、このＥＳＴＡによって渡航してロビー活動等を行うということも可能であろうというふうに考えております。

○中川京貴 議長　仲里全孝議員。

○仲里　全孝 議員　公室長、できませんよ。どこに書いていますか。今調べたでしょう。３か月以内の観光と書いてないですか。公用――括弧書きにもちゃんと明記されていますよ。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　先ほどのものは、ビジネスまたは観光などが目的というふうに書かれています。

○中川京貴 議長　仲里全孝議員。

○仲里　全孝 議員　議長、私の質問は、ＥＳＴＡを取得してロビー活動はできますか。できるかできないか、答弁してください。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後10時37分休憩

午後10時37分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○仲里　全孝 議員　休憩します。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後10時37分休憩

午後10時37分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○仲里　全孝 議員　次に、北部地域における大雨災害について、下記のとおり知事の考え方を伺う。

（1）、河川、道路、土砂崩れ、床上・床下浸水、車両損傷など、復旧作業状況を伺う。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　土木建築部においては、北部地域の大雨により、道路については県道14号線等４路線で土砂崩れ等が発生し、河川については比地川等で浸水被害、田嘉里川等で護岸破損が発生しております。予備費等による応急対応として、道路については県道14号線等の土砂撤去、河川については比地川のしゅんせつや田嘉里川の護岸保護等を行っているところであります。また、復旧に係る補正予算として、道路護岸対策工事費やしゅんせつ工事費を計上しているところでございます。

○中川京貴 議長　生活福祉部長。

○北島智子 生活福祉部長　お答えいたします。

床上・床下浸水などの復旧に当たっては、住家の被害認定を行った上で、被害状況に応じた住家の応急修理がなされます。また、住家被害については、被災市町村において、住家被害認定調査を行いまして罹災証明書を発行しておりますが、県においても、北部３村からの要請に基づいて、職員を派遣して調査の支援を行っているところです。罹災証明書の発行状況は、12月６日時点で、国頭村が41件、大宜味村が４件、東村が４件、名護市が29件、恩納村が２件の計80件となっております。また、住家被害につきましては、罹災証明書による被害状況に応じて支援の対象となってございます。また、車両損傷につきましては、災害救助法の対象外となっております。なお、見舞金につきましては、今回の災害に特化した県独自の見舞金制度として、本定例会の補正予算で5850万円を追加提案しており、被災者の生活再建の支援を進めているところでございます。

以上です。

○仲里　全孝 議員　議長、これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○比嘉　忍 議員　議長。

○中川京貴 議長　比嘉　忍議員。

○比嘉　忍 議員　本日質問予定議員８名の予定でございましたが、現時点で３人が終わったところでございます。この後５名が残っているわけでございますが、今後の議事運営に関して、議会運営委員会で協議していただきたく議会運営委員会の開催並びに休憩をお願いしたいと思います。

○中川京貴 議長　比嘉忍議員の発言を受けて、今後の本会議の運営について協議するため、議会運営委員会を開催するので、暫時休憩いたします。

午後10時41分休憩

午後10時50分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

この際、お諮りいたします。

本日の会議は、都合により延会いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長　御異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会することに決定いたしました。

○中川京貴 議長　次回は、明10日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。
本日は、これをもって延会いたします。

午後10時50分延会

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

議　　長　　中　　川　　京　　貴

会議録署名議員　　喜 友 名　　智　　子

会議録署名議員　　比　　嘉　　　　忍

令和６年12月10日

令和６年
第　４　回

沖縄県議会（定例会）会議録

（第７号）

令和６年
第　４　回　**沖縄県議会（定例会）会議録（第７号）**

令和６年12月10日（火曜日）午前10時１分開議

議　　事　　日　　程　第７号

令和６年12月10日（火曜日）

午前10時開議

第１　一般質問

第２　甲第１号議案から甲第３号議案まで及び乙第１号議案から乙第38号議案まで（質疑）

本日の会議に付した事件

日程第１　一般質問

日程第２　甲第１号議案から甲第３号議案まで及び乙第１号議案から乙第38号議案まで

甲第１号議案　令和６年度沖縄県一般会計補正予算（第４号）

甲第２号議案　令和６年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計補正予算（第１号）

甲第３号議案　令和６年度沖縄県流域下水道事業会計補正予算（第１号）

乙第１号議案　沖縄県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

乙第２号議案　沖縄県行政機関設置条例の一部を改正する条例

乙第３号議案　沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

乙第４号議案　沖縄県税条例の一部を改正する条例

乙第５号議案　沖縄県動物の愛護及び管理に関する条例

乙第６号議案　沖縄県保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

乙第７号議案　国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例

乙第８号議案　沖縄県都市公園条例の一部を改正する条例

乙第９号議案　建築基準法施行条例の一部を改正する条例

乙第10号議案　沖縄県物品調達基金条例を廃止する条例

乙第11号議案　沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

乙第12号議案　工事請負契約についての議決内容の一部変更について

乙第13号議案　財産の処分について

乙第14号議案　車両損傷事故に関する和解等について

乙第15号議案　車両損傷事故に関する和解等について

乙第16号議案　損害賠償の額の決定について

乙第17号議案　指定管理者の指定について

乙第18号議案　指定管理者の指定について

乙第19号議案　指定管理者の指定について

乙第20号議案　指定管理者の指定について

乙第21号議案　指定管理者の指定について

乙第22号議案　指定管理者の指定について

乙第23号議案　指定管理者の指定について

乙第24号議案　指定管理者の指定について

乙第25号議案　指定管理者の指定について

乙第26号議案　指定管理者の指定について

乙第27号議案　指定管理者の指定について

乙第28号議案　指定管理者の指定について
乙第29号議案　指定管理者の指定について
乙第30号議案　指定管理者の指定について
乙第31号議案　指定管理者の指定について
乙第32号議案　指定管理者の指定について
乙第33号議案　指定管理者の指定について
乙第34号議案　指定管理者の指定について
乙第35号議案　指定管理者の指定について
乙第36号議案　指定管理者の指定について
乙第37号議案　当せん金付証票の発売について
乙第38号議案　沖縄県教育委員会委員の任命について

出　席　議　員（46名）

48番	中川京貴　議長	23番	島尻忠明　議員
42番	上原　章　副議長	24番	当山勝利　議員
1番	瑞慶覧長風　議員	25番	西銘純恵　議員
2番	瀬長美佐雄　議員	26番	新垣光栄　議員
3番	喜友名智子　議員	27番	上原快佐　議員
5番	大田　守　議員	28番	玉城健一郎　議員
6番	高橋　真　議員	29番	山里将雄　議員
7番	宮里洋史　議員	30番	糸数昌洋　議員
8番	徳田将仁　議員	31番	仲里全孝　議員
9番	比嘉　忍　議員	32番	仲村家治　議員
10番	新垣善之　議員	33番	下地康教　議員
11番	新里　匠　議員	34番	座波　一　議員
12番	平良識子　議員	35番	新垣　新　議員
13番	比嘉瑞己　議員	36番	大浜一郎　議員
14番	次呂久成崇　議員	37番	渡久地　修　議員
15番	米須清一郎　議員	38番	仲宗根　悟　議員
16番	幸喜　愛　議員	39番	仲村未央　議員
17番	當間盛夫　議員	40番	照屋大河　議員
18番	松下美智子　議員	41番	山内末子　議員
19番	喜屋武　力　議員	43番	西銘啓史郎　議員
20番	大屋政善　議員	44番	又吉清義　議員
21番	小渡良太郎　議員	45番	呉屋　宏　議員
22番	新垣淑豊　議員	46番	花城大輔　議員

欠　席　議　員（2名）

4番	儀保　唯　議員	47番	島袋　大　議員

説明のため出席した者の職、氏名

玉城デニー	知事	宮城嗣吉	総務部長
照屋義実	副知事	武田　真	企画部長
池田竹州	副知事	多良間一弘	環境部長
小川和美	政策調整監	北島智子	生活福祉部長
溜　政仁	知事公室長	真鳥裕茂	こども未来部長

糸数　公	保健医療介護部長	金城康司	総務部財政統括監
前門尚美	農林水産部長	半嶺　満	教育長
松永　享	商工労働部長	阿波連　光	公安委員会委員長
諸見里　真	文化観光スポーツ部長	小堀龍一郎	警察本部長
前川智宏	土木建築部長	下地　誠	労働委員会事務局長
宮城　力	企業局長	森田崇史	人事委員会事務局長
本竹秀光	病院事業局長	渡嘉敷道夫	代表監査委員
友利公子	会計管理者		

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

平田正志	議会事務局長	比嘉太一	主査
前田　敦次	長	川満鈴花	主任
中村　守	議事課長	儀間俊江	総務課課長補佐
宮城　亮	課長補佐		

○中川京貴 議長　これより本日の会議を開きます。

この際、念のため申し上げます。

質問においては、議員の質問時間に加え、質問、答弁を合わせた往復時間を設けており、規定の往復時間を超過した場合、質問時間が残った状態であっても質問は終了となりますので、説明員の皆様におきましては、答弁に際しては、簡潔に要点をまとめ、明瞭に答弁していただくよう御協力をお願い申し上げます。

○中川京貴 議長　日程第１及び**日程第２**を一括し、これより直ちに**一般質問**を行い、**甲第１号議案から甲第３号議案まで及び乙第１号議案から乙第38号議案まで**を議題とし、質疑に入ります。

質問及びただいま議題となっております議案に対する質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

この際、申し上げます。

昨日の会議は、都合により高橋真議員、糸数昌洋議員、上原章議員、大田守議員及び仲宗根悟議員の一般質問及び議案に対する質疑を残したまま延会いたしました。

よって、本日の一般質問及び議案に対する質疑は、高橋真議員の質問から行うことにいたします。

高橋　真議員。

〔高橋　真　議員登壇〕

○高橋　真 議員　皆さん、おはようございます。

質問の冒頭、所見を述べさせていただきます。

昨日午後、沖縄県議会ＯＢでもあります我が地元沖縄市の桑江朝千夫沖縄市長の訃報に接しました。病魔を克服して帰ってくると信じていただけに、あまりにも早過ぎるお別れで非常に残念です。私の市議時代の約10年間、市長とは沖縄市勢発展のために一緒に汗を流して様々な議論をしてまいりました。沖縄アリーナの建設をはじめＦＩＢＡバスケットボールワールドカップ誘致など、桑江市長の功績は、沖縄市はもとより沖縄県にとって大切なものでありました。心から御冥福をお祈りいたします。心の整理がつきませんが、気を取り直して質問をさせていただきます。

一般質問通告書、まず１、知事の政治姿勢について。

(1)、県出資の子会社・県ワシントン事務所に関して、地方自治法第243条の３第２項の違反をはじめ、様々な課題が決算委員会の総括質疑で明らかとなり、決算不認定となったことについて知事の見解を伺います。

２、リゾテックオキナワ推進事業について。

(1)、事業の概要、目的、これまでの参加企業数、来場者数の実績や事業予算の推移等、成果を伺います。

(2)、逆商談ブースの活用状況、成果と課題について伺います。

(3)、県内各行政関係者と新規来場者の参加について伺います。

(4)、国の事業との連携や今後の方向性について伺います。

３、福祉避難所の設置促進について。

(1)、沖縄県が福祉避難所の設置を進めていくためにどのように取り組むのか伺います。

(2)、県立特別支援学校を福祉避難所にする場合、市町村との連携や避難所開設後の市町村職員と特別支援学校教職員との協力体制について、話合いや訓練はされているのか伺います。

(3)、美咲特別支援学校保護者・関係者有志の方々

からの4916筆の署名が、沖縄県教育委員会教育長と地元沖縄市長宛てに県立特別支援学校を福祉避難所とする要望書と併せて提出されました。このような声に、沖縄県教育委員会としてどのように答えていくのか伺います。

４、学校における医療的ケア児に関する実態について。

(1)、医療的ケアが必要な幼児児童生徒数の過去３年間の推移について。

ア、特別支援学校に在籍する生徒数。

イ、幼稚園・小・中・高等学校に在籍する生徒数。

(2)、登下校のみ、保護者等が医療的ケアを行うために付添いなどを行っている生徒数と割合について伺います。

(3)、医療的ケア児の付添いが必要な理由について伺います。

(4)、通学方法について伺います。

(5)、現状と課題について伺います。

(6)、医療的ケア児通学支援事業の導入について伺います。

５、道路交通政策について。

(1)、県道20号線の計画と施工スケジュール、工事現場の安全対策について伺います。

(2)、主要渋滞箇所における渋滞ボトルネック対策の概要と沖縄アリーナ沿い国体道路・県道23号線の渋滞解消に向けた取組を伺います。

(3)、池武当インターチェンジ（仮称）の現状と今後の整備計画について伺います。

６、我が会派の代表質問との関連について。

松下美智子県議が代表質問した項目３、福祉・健康施策について(2)、物価高騰対策の女性・子育て世帯支援として取り組まれているくらし応援サポート事業の取組状況に関連して質問をいたします。

この事業の予算の根拠と上限を２万人とした対象者見込みについて伺います。そして、受付期間を11月１日から22日と、平日15日間とした経緯について伺います。さらに、真に対象者全員に周知ができたものなのか、また、申請実績と見込み人数との差について教えていただきたいと思います。そして、現在の申請や交付状況を踏まえ、申請期間の延長や追加補正などが検討できるか伺います。

壇上からの質問を終わります。残りは答弁を聞いて再質問します。

○中川京貴 議長　玉城知事。

〔玉城デニー　知事登壇〕

○玉城デニー 知事　ハイサイ　グスーヨー　チューウガナビラ。

皆様、おはようございます。

高橋真議員の御質問にお答えいたします。

知事の政治姿勢についてお尋ねの(1)、決算不認定に対する見解についてお答えいたします。

ワシントンＤＣオフィス社の設立に当たって、適切に文書による処理がなされず、その結果として、議会への経営状況等の報告や公有財産の管理等に改善を要する事態が生じ、令和５年度決算の認定に関する議案が否決されたことは、重く受け止めております。このような事態を踏まえ、沖縄県としては速やかに必要な措置を講ずるとともに、議会・県民の皆様に対して説明責任を果たしてまいりたいと思います。

その他の質問につきましては、部局長から答弁させていただきます。

○中川京貴 議長　商工労働部長。

〔松永　享　商工労働部長登壇〕

○松永　享 商工労働部長　２、リゾテックオキナワ推進事業についての(1)、リゾテックエキスポの概要、実績及び事業予算の推移等、成果についてお答えします。

リゾテックエキスポは、ＩＴ産業の振興及び全産業のＤＸ推進を目的に、官民連携で実施する県内最大のＩＴ・ＤＸの展示商談会です。今年は、国内外から過去最多の255社の参加、約１万6000人の来場がありました。本事業に係る県予算は、昨年度の約5300万円に対し、今年度は約4760万円となっております。県負担金は減少しておりますが、エキスポ全体の事業費は拡大しており、海外との連携強化や新たなイベントの開催等の工夫を重ねて参加者の増加を実現し、産業ＤＸの促進など企業の稼ぐ力の強化に寄与しているものと考えております。

同じく２の(2)、逆商談ブースの活用状況、成果と課題についてお答えします。

逆商談ブースは、リゾテックエキスポに出展するＩＴ企業が、課題を持つ行政機関や非ＩＴ企業等に対し解決の提案を行うもので、今回64件の商談が行われております。この逆商談につきましては、事務局のサポートにより両者のマッチングが円滑に進み、サービスの導入につながるなど参加企業の満足度は高いと聞いております。課題としましては、逆商談への参加企業数が伸び悩んでいることから、県内の非ＩＴ企業等への周知を強化してまいりたいと考えております。

同じく２の(3)、県内各行政関係者と新規来場者の参加についてお答えします。

リゾテックエキスポにつきましては、産業ＤＸに加

え、行政分野の内容充実も図ってきており、その結果、今年度の来場者は全体の約２割が行政関係者となりました。また、県内にＤＸを広めるためには、新規来場者を増やしていくことが重要であることから、積極的な周知広報に努めたところ、今年度は来場者の約半数が新規来場者となりました。今後も行政関係者や新規来場者をはじめ、官民問わず幅広い層からの来場者獲得に向け、取組を強化してまいります。

同じく２の(4)、国の事業との連携や今後の方向性についてお答えします。

リゾテックエキスポの開催に際しましては、内閣府や経済産業省をはじめとする関係省庁及び沖縄総合事務局、総務省沖縄総合通信事務所等が実施する事業と連携しているところです。具体的には、基調講演への登壇、エキスポ内でのブース出展やセミナー開催、イベントの同時実施等多方面で連携し、相互に事業内容の充実を図っているところです。

県としましては、リゾテックエキスポのさらなる成果拡大に向け、引き続き国等が実施する事業と緊密に連携してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　生活福祉部長。

〔北島智子　生活福祉部長登壇〕

○北島智子 生活福祉部長　３、福祉避難所の設置促進についての御質問のうち(1)、福祉避難所設置の取組についてお答えいたします。

福祉避難所は、高齢者、障害のある方などのうち、特別な配慮を要する方が、災害発生時に安全で安心に過ごすための避難所として設置される必要があります。市町村による福祉避難所の設置を支援するため、県ではアドバイザー派遣事業において、設置・運営等に係る技術的助言等の支援に取り組んでおります。今後とも関係機関と連携して、福祉避難所の指定促進を図ってまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　教育長。

〔半嶺　満　教育長登壇〕

○半嶺　満 教育長　３、福祉避難所の設置促進についての中の(2)、県立特別支援学校を福祉避難所にする場合の市町村との連携等についてお答えいたします。

国の福祉避難所の確保・運営ガイドラインが改正されたことから、特別支援学校を障害のある子どものための福祉避難所に指定する取組の推進について、特別支援学校及び市町村教育委員会へ通知しているところであります。

県教育委員会としましては、市町村から特別支援学校への福祉避難所指定の依頼があった際には、特別支援学校と情報共有を図りながら協力してまいりたいと考えております。

同じく(3)、県立特別支援学校を福祉避難所とする要望書についてお答えいたします。

去る11月６日に、美咲特別支援学校保護者等の有志の会の皆様から、県教育委員会に対し、美咲特別支援学校を福祉避難所に指定するために沖縄市と協議を進めること等について要望書の提出がありました。福祉避難所を含む指定避難所については、市町村が指定し、その管理・運営を担うこととなります。

県教育委員会としましては、沖縄市から美咲特別支援学校を福祉避難所に指定することについて依頼があった際には、学校と連携し協力してまいりたいと考えております。

続きまして４、学校における医療的ケア児に関する実態についての中の(1)のア及びイ、医療的ケアが必要な幼児・児童生徒数の推移についてお答えいたします。４の(1)のアと４の(1)のイは関連しますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

特別支援学校において、文部科学省の医療的ケアのための看護師配置事業で申請している医療的ケアが必要な幼児・児童生徒は、令和４年度85名、令和５年度96名、令和６年度103名となっております。また、文部科学省の学校における医療的ケアに関する実態調査によりますと、幼・小・中・高等学校に在籍する医療的ケアが必要な幼児・児童生徒は、令和３年度46名、令和４年度73名、令和５年度55名となっております。

同じく(2)及び(3)、医療的ケア児の登下校時の保護者等の付添いについてお答えいたします。４の(2)と４の(3)は関連しますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

登下校時に保護者等の付添いがある幼児・児童生徒数と割合について、特別支援学校では、令和６年度において登校時が85名で82.5％、下校時が35名で34％となっております。また、幼・小・中・高等学校では、令和５年度において登下校時が34名で61.8％となっております。特別支援学校においては、登下校時に児童生徒の健康状態や医療的ケア器具等の確認が必要であるため、保護者等の付添いを求めております。

同じく(4)、(5)及び(6)、医療的ケア児の通学方法等についてお答えいたします。４の(4)から４の(6)までは関連しますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

特別支援学校の医療的ケアが必要な幼児・児童生徒

の通学方法は、保護者等の送迎及び福祉サービスの利用となっており、通学時における医療的ケアに係る学校や保護者、関係機関等の役割分担が課題であると考えております。

県教育委員会としましては、引き続き他都道府県の情報等を収集し、通学支援の実施方法について研究してまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

〔前川智宏　土木建築部長登壇〕

○前川智宏 土木建築部長　５、道路交通政策についての(1)、県道20号線の整備状況等についてお答えいたします。

県道20号線は、胡屋交差点から高原交差点までの区間を街路事業の胡屋泡瀬線として整備を行っております。胡屋交差点からコザ中学校前までの延長約680メートルの区間については、暫定４車線供用を行っているところであります。現在、当該区間の舗装工事に着手しており、ポストコーン設置による安全対策も行う予定であり、年度内完成に向け取り組んでいるところであります。引き続き、沖縄市と連携を図りながら取り組んでまいります。

次に同じく５の(2)、県道沖縄北谷線の渋滞対策等についてお答えいたします。

沖縄本島内の渋滞対策については、国や県等の関係機関で構成する沖縄地方渋滞対策推進協議会において、渋滞対策の検討や効果検証を行っております。県道沖縄北谷線と県道沖縄環状線が交差する山内交差点については、主要渋滞箇所に特定されていることから、現在渋滞対策に向けた概略検討に取り組んでいるところであります。引き続き、国や関係機関等と連携し、慢性的な交通渋滞の緩和に向けて取り組んでまいります。

次に同じく５の(3)、池武当インターチェンジ（仮称）の進捗状況等についてお答えいたします。

池武当インターチェンジは、ハシゴ道路ネットワークに位置づけられており、沖縄南及び沖縄北インターチェンジ周辺の渋滞緩和等に資するもので、令和６年度から事業に着手しております。現在、整備に必要な工事用進入路の詳細設計を行っているところであります。引き続き、予算の確保に努めるとともに、沖縄市と連携を図りながら早期整備に向け取り組んでまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　こども未来部長。

〔真鳥裕茂　こども未来部長登壇〕

○真鳥裕茂 こども未来部長　６、我が会派の代表質問との関連について、くらし応援サポート事業についてお答えいたします。

本事業の対象者数は、経済的に困窮している18歳以上の女性の推計値及び令和５年度沖縄県子どもの実態調査の結果等から２万人と算定しました。面談期間は２万人の面談に必要な期間で設定し、申請者数は１万9377人で、事業対象者数との差は623人となっております。周知に当たり、県では直接全対象者へ通知することが難しいことから、市町村や支援団体に広報を協力していただいたところです。本事業の期間延長等は予定していませんが、今回の課題やアンケート結果を踏まえ、支援や施策等に生かしてまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　高橋　真議員。

○高橋　真 議員　議長、休憩お願いいたします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前10時23分休憩

午前10時23分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○高橋　真 議員　くらし応援サポート事業に関してでありますが、これは疑問を呈する声が現場からたくさん寄せられております。もしかしたらほかの議員にもこのお声が届いているのではないかと考えております。まず、一つの事例でございますけど、受付会場の１つであります沖縄市の中部合同庁舎に申請相談に行ったら、当日予約の枠がいっぱいで窓口で帰されたと。さらに、この経済的に厳しい状況にある方々というのは、いわゆるバスやタクシーなどを使って窓口に行く。非常に大変な状況であるにもかかわらず、わざわざ申請のために来庁した人を帰して、再度あした並んでくださいというふうに案内されたという対応があったと伺いました。大変冷たい対応だと考えております。この事業は、いつの間にか早い者勝ち申請になってはいないでしょうか。結局、私に相談のあった方は、当日受付枠の整理券を取得するために翌日朝６時半からこの庁舎に並んで、それでも７番目、８番目だったということを聞いております。しかも答弁によりますと、対象見込み人数に達していないにもかかわらず、受付を打ち切っております。２万人を受付するのに15日間という、なぜこんな超短期に設定したのか大変疑問を感じております。さらに見込み人数について、この２万人についても疑問を呈します。普通、対象者全員にやるべきでありましょう。なぜ上限を設定して早い者勝ちにするのか、疑問を感じる制度設計だと言わざるを得ません。実態把握の手法や周知の在

り方についても、タイムリーな現状を一番よく知っているのは現場の市町村であります。今回、この事業の周知を含めて市町村と十分な連携がなされたのかお伺いいたします。そしてこの事業について、課題など含めて県当局は今後本当にどうしていくのかお伺いいたします。

○中川京貴 議長　こども未来部長。

○真鳥裕茂 こども未来部長　お答えいたします。

本事業を実施するに当たりまして、事前に11市のほうに事業説明会を開始しましたところ、内部調整などに時間を要するということが明らかになりました。今回のこの事業につきましては緊急経済対策として補正で計上したこともありまして、緊急性があるということを踏まえまして、県主体で事業を実施することになったものでございます。事業開始後につきましては、市町村へ広報の協力依頼を行うとともに、小規模離島におかれましては、役場に面談窓口を設定していただき、御協力いただきながら連携を図ってきたところでございます。議員御指摘のように、今般この事業を実施するに当たりまして、朝から当日受付に人が並び、当日枠がいっぱいで帰ってもらう事態が生じました。そういった意味で――私も現場のほうに行かせてもらったんですが、今回のことについては重く受け止めている次第でございます。

対象者を把握して確実に情報を提供するためには、市町村との連携が不可欠であります。今後、同様な事業を実施する際には市町村と十分意見交換を行った上で、効果的な方法を検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　高橋　真議員。

○高橋　真 議員　私、県議になって初めて気づいたこともありますけど、沖縄県はもっと市町村との連携を大切にしないと、こういった上滑りばかりする事業をやりかねないということを指摘させていただきます。この事業はせっかくよいことをやっているのに、市町村と連携した周知の在り方を含めて多くの課題が残り、なぜこんなにも性急な事業展開をするのか理解に苦しむところであります。県の姿勢として、物価高騰だから一緒に頑張りましょうと暖かいメッセージを送っていくことが重要ではないかと思います。性急過ぎて本当に必要な人に支援が届いていない、早い者勝ちによる情報格差を実感するような心がない事業になってはいないでしょうか。この事業の受付期間はもう既に終わっておりますが、終わってから自分が対象者であったと、申請できなかったという声が発生しかねない状況であります。これは不公平であります。知事は、「誰一人取り残さない、沖縄らしい優しい社会」を掲げて県政運営をしてきたというふうに受け止めております。これでは、情報が届かなかった県民は取り残されまくりであります。この事業に対する知事の見解、伺わさせてください。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　議員御指摘のとおり、この事業は確かに緊急性が高い点から補正を組んで行ったということで、本事業の実施において、担当部からは御指摘のような受付方法等、それから対象の設定、そしてその募集期間、告知方法等々いろいろ問題があったということについては報告を受けております。私からは、今後このような事業を実施する際には十分市町村との連携が図られるよう、困窮している方々へ必要な支援を届けるため事業の課題をしっかり検証するように指示を行ったところであります。

沖縄県としましては、引き続き経済的に困窮するひとり親及び女性への支援にしっかり向き合ってまいりたいと考えております。

○中川京貴 議長　高橋　真議員。

○高橋　真 議員　次に生かしてください。

次、リゾテックオキナワについて。

私は、オープニングより参加させていただきました。今回、来場者数や参加企業数が過去最高であったと。しかも、公的支援を含めた事業費が減少したということは、単純に費用対効果という視点から見れば、この産業界のＤＸを推進する事業は大いに評価されていいと考えます。逆商談というマッチングも特色があってよい取組でありますが、しかしながら県内での周知はまだ道半ばであると考えております。この事業、来場者数の２割程度しか市町村の行政関係者が含まれていないと、この参加割合がまだ少ないという状況でありますので、そういったいわゆる地元自治体等を含めた関係者を呼び込んで、防災や自治体ＤＸを推進する観点からリゾテックと連携して進められないか考えているところであります。

そこで、沖縄県のＤＸ推進計画の進捗率と併せて具体的な施策の現状をお伺いいたします。

○中川京貴 議長　企画部長。

○武田　真 企画部長　県のほうでは、ＤＸ関連施策の着実な推進を図るため、外部の専門人材も活用した体制を図りながらＤＸ推進計画を策定し、同計画に掲げる施策についてＰＤＣＡサイクルを回しながら毎年検証を行って進めているところです。具体的には、県民への利便性向上のための行政サービスのオンライン化

等々も進めており、その申請可能手続は年々増加しているところです。また市町村との連携につきましても、令和３年の11月から連絡会議を設置しております。その中で、圏域別ワーキンググループであるとかテーマ別ワーキンググループ、そういったものを定期的に開催して市町村との連携を図っているところでございます。

以上でございます。

○中川京貴 議長　高橋　真議員。

○高橋　真 議員　そうであれば、このリゾテックと連携して、例えば年１回か２回、しっかりと市町村ＤＸ推進連絡会を開催して、このリゾテックの会場で開催するとか、逆商談ブースを活用して各市町村のＤＸ推進テーマに沿った様々な提案を受けたり、また知見を広げたり、前向きに活用できるのではないかと私は提言させていただきたいと思います。

企画部、商工労働部、それぞれの見解をお伺いいたします。

○中川京貴 議長　企画部長。

○武田　真 企画部長　先ほど御案内したとおり、県内の行政機関のＤＸ関連スキルの向上を目指して、市町村との定期的な会議を行っているところです。その中で、リゾテックエキスポｉｎオキナワ開催についても周知を図っておりますし、市町村職員へ会場の視察についても呼びかけております。ただいま議員のほうから御提案があったように、定期的に開催している市町村との連絡会について、来年度以降、例えば同時開催するとかそういった形で市町村のリゾテックエキスポの活用についても促してまいりたいと考えております。

○中川京貴 議長　商工労働部長。

○松永　享 商工労働部長　商工労働部からお答えいたします。

本県経済の自立的発展を実現するためには、県民生活や経済活動などあらゆる領域でデジタル技術による構造変革やイノベーションの創設が必要であることから、県におきましては分野横断的なＤＸの取組を推進しているというところです。中でも、リゾテックエキスポは企業、行政関係者が数多く参加するイベントであることから、ＤＸやデジタル技術を広く社会に浸透させる上で重要な役割を担っていると考えております。

県としましては、今後も市町村をはじめとする関係機関と緊密に連携し、リゾテックエキスポなどを通して産業、行政、生活などあらゆる面でＤＸの推進を図り、本県の振興を強力に進めてまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　高橋　真議員。

○高橋　真 議員　しっかり前に進めていただくことを要望します。

次３、福祉避難所の設置促進について、再質問をさせていただきます。

休憩お願いいたします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前10時34分休憩

午前10時34分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○高橋　真 議員　（スクリーンに表示）　それでは、議場のほうに署名・要望書を資料として掲げさせていただきました。

まず見ていただきたいのですが、沖縄市、うるま市、読谷村、嘉手納町、その他中部広域で頑張って約4900もの署名を集めています。

休憩お願いいたします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前10時34分休憩

午前10時35分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○高橋　真 議員　（スクリーンに表示）　そして、この件については具体的な要望が５項目提出されておりまして、どれも取り組むべき重要な課題であると私は認識しております。そこでまず、県立特別支援学校を福祉避難所に指定するということも含めて事例はあるのかお伺いいたします。再質問です。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　お答えします。

県内では、大平特別支援学校が福祉避難所に指定をされております。

○中川京貴 議長　高橋　真議員。

○高橋　真 議員　これ初めて知りました。どのような経緯でしょうか、お伺いいたします。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　お答えします。

大平特別支援学校は、平成29年３月に浦添市から依頼を受けまして、指定避難所の施設利用に関する協定書を締結しております。さらに、令和元年12月に、指定避難所を福祉避難所に切り替える覚書を市と学校で交わしております。

○中川京貴 議長　高橋　真議員。

○高橋　真 議員　指定避難所から福祉避難所に替わったということでありますが、実際に市や市職員と特別支援学校教員との連携はどのようになっているのかお

伺いいたします。
○中川京貴 議長　教育長。
○半嶺　満 教育長　この指定書の内容に沿って、浦添市のほうからの働きかけに応じて、学校と市が意見交換を図っているというようなことを伺っております。
○中川京貴 議長　高橋　真議員。
○高橋　真 議員　もう一度、具体的な連携はできている状況なのかお伺いいたします。
○中川京貴 議長　教育長。
○半嶺　満 教育長　この覚書を交わしておりますけれども、その後の経過については覚書以降、話合いの場はそう多くは持たれていないというようなことは確認しております。
○中川京貴 議長　高橋　真議員。
○高橋　真 議員　設置して５年ほど経過しておりますが、具体的な運用とか訓練、働きかけがお互いできていないというのはなぜかということであります。今後の課題であると指摘をさせていただきます。そして一方、要望の内容にもありましたけど、うるま市に開校予定であります仮称Ａ特別支援学校について、これから建設でありますので、最初から福祉避難所にもなり得る考えを今後の設計に反映できるものと理解してよろしいでしょうか。現在国会が開催されているんですが、災害時に避難所になる学校体育館のエアコン設置について５年をめどに100％にすることが国のほうでも議論されております。つまりは、特にそういった体育館のエアコン設置というものが、この設計とか考えに盛り込まれていくのかお伺いいたします。
○中川京貴 議長　教育長。
○半嶺　満 教育長　お答えします。
　県教育委員会では、うるま市に整備する中部Ａ特別支援学校について、令和10年度の開校に向け、今年度実施計画を行っているところであります。当該校が将来福祉避難所に指定され、防災設備や体育館に空調を設置する際に必要となる断熱構造や配線・配管等の仕様等、新築工事段階で実施すべき事項について、現在実施計画において検討を始めているところであります。
○中川京貴 議長　高橋　真議員。
○高橋　真 議員　分かりました。しっかりと御検討を進めていただきたいと思います。
　これまで、県内には知的障害者や発達障害者に特化した公共の福祉避難所がほぼない状態でありますし、特に情報を収集しにくいことが問題だと指摘をされております。今回の要望書を提出した代表は、東日本大震災や能登半島地震の際、一般の避難所に避難した発達障害者が、パニックを起こして大声を上げたり激しく暴れたりしたため追い出された事例を紹介した上で、障害を持つ子どもと共に一般の避難所に行くことに不安を持っており、避難所への避難をためらう保護者関係者が多いということを言っております。これは、保護者の切実な危機感を訴えているところであります。子どもたちの命を守る取組を――この美咲から署名が集まりましたが、しっかりと県内のほかの県立特別支援学校にも広げていくべきだろうと私は考えております。大平も今指定をされているということでありますが、県教育委員会としてしっかりと取り組んでいくのかどうか、そのお考えをお伺いいたします。
○中川京貴 議長　教育長。
○半嶺　満 教育長　今、議員のほうからも御説明がございました今回の要望書については、私も内容をしっかり確認をさせていただいて、さらに県内から4916筆の署名もあったということで重く受け止めているところであります。基本的にこの避難所につきましては、市町村が主体となって取り組む内容ではございますが、我々もこのガイドラインの改定等については市町村に発出し、福祉避難所の推進についても周知をしているところでありますので、しっかりと学校、市町村と連携し、その福祉避難所の推進に向けて取り組んでまいりたいと考えております。
○中川京貴 議長　高橋　真議員。
○高橋　真 議員　教育委員会としての姿勢をお伺いしたいのであります。市町村からの申出があったら連携したいということでありますが、教育委員会としては、どのような姿勢で連携していきたいのかお伺いいたします。
○中川京貴 議長　教育長。
○半嶺　満 教育長　基本的には、設置主体は市町村であります。原則としましては、市町村が学校に福祉避難所の依頼をした際に、学校としっかりと連携してその取組を進めていくというふうなスタンスでございます。しかしながら、やはり今議員から御指摘のあったとおり、災害等の際、特に発達障害を持つお子さんが安全・安心に避難ができる場の確保は重要でありますので、しっかりと市町村とも連携できる、そういう体制についてもしっかり進めていきたいと思います。
○中川京貴 議長　高橋　真議員。
○高橋　真 議員　教育長、積極的に進めていくという姿勢でよろしいのか確認します、最後。
○中川京貴 議長　教育長。
○半嶺　満 教育長　しっかり連携を図りながら、機会を設けてまた推進をしていきたいと思います。

○中川京貴 議長　高橋　真議員。

○高橋　真 議員　私は県議会のこの質問を通して、ぜひ市町村関係者に訴えさせていただきたいと思っております。

各市町村の防災担当をはじめ福祉関係部署の皆様へ、地元市町村にある県立特別支援学校は、福祉避難所として指定及び連携のお声がけを待っております。ぜひ積極的に連携をしてくださいと、県議会を通してお呼びかけをさせていただきたいと思います。

最後に県知事、特別支援学校を福祉避難所として活用していく防災対策を前に進める取組について、所見をお伺いさせてください。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　特別避難所の設置につきましては、教育長からも答弁がありましたとおり、主体は市町村でございます。ですから、まずその支援学校と市町村がしっかりと協議を進める際に、我々は情報共有を図りながら、教育長を中心として――当然我々福祉部局を有しておりますので、そのような連携体制をどのように構築していくかということを検討してまいりたいと思いますし、また、うるま市にもＡ特別支援学校（仮称）の建設を予定しております。ですから、これからはそのように建設が予定されている地域といち早く取組が進められるよう、当然うるま市をはじめとする利用する方々、予定されている方々にしっかりと周知広報も図っていきたいというように考えておりますので、引き続き、そのような子どもたちや保護者の方々の安全・安心な学校生活と避難所での対応について取り組んでいけるように進めてまいりたいと思います。

○中川京貴 議長　高橋　真議員。

○高橋　真 議員　前に進めていただくことを要望したいと思います。

次４、学校における医療的ケア児に関する実態についてであります。

先ほど答弁でもありましたが、いわゆる増加傾向にあると。そもそも本県の医療的ケア児の登下校の実態について、これは医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の趣旨から言えば、課題はあるものと認識されませんでしょうか。見解をお伺いいたします。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　令和３年６月に出されました法律の趣旨を踏まえた課題としては、医療的ケア児の健やかな成長を図ること、また家族の負担軽減を図ること、そういったことがあるというふうに認識をしております。

○中川京貴 議長　高橋　真議員。

○高橋　真 議員　それだけではないというふうに思います。私の下に寄せられたお声を紹介させていただくとすれば、特別支援学校のスクールバスは医療的ケア児が乗車できる体制ではないので、原則家族の送迎で行う必要がありますと。また、通学を諦めて自宅で過ごしている方々も少なからずいることが分かりました。市町村によっては独自で新しい支援を始めていますが、この通学に対する支援――移動支援ですね、これが市町村格差を発生させる要因となります。この通学の支援に関しては、県全体の課題として検討する必要性があると思いますが、いかがでしょうか。この認識についてお伺いいたします。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　この通学方法の現状につきましては答弁で申し上げましたが、医療的ケアが必要な幼児・児童生徒の通学方法としては、保護者等の送迎及び福祉サービスの利用というふうになっておりまして、課題として、通学時における医療的ケアに係る学校や保護者、関係機関等の役割分担、これをしっかり整備する必要があるというふうに考えておりますので、まずはしっかりとその課題等について対応し、推進を図っていきたいというふうに考えております。

○中川京貴 議長　高橋　真議員。

○高橋　真 議員　では、この課題について具体的なものをお伺いします。

現在のガイドラインには、通学支援に関する内容はありますでしょうか、お伺いいたします。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　現行のガイドラインにおいては、通学の支援に係る内容については盛り込まれていない状況であります。

○中川京貴 議長　高橋　真議員。

○高橋　真 議員　沖縄県は、家族の送迎が当然のようになっている状態が課題であるということを指摘させていただきます。

教育長、想像していただきたいのでありますが、保護者は、夜間も医療的ケアを行い満足に睡眠が取れていない状態で、急なてんかん発作や頻回な吸引などが必要な子を同乗させ、自ら自家用車を運転し、危険を感じながらも送迎を担っております。つまりは、医療的ケア児の親は事故が起きるリスクの高い状態で日々の送迎を続けているという現状もあるということを見逃せないと申し上げたいのであります。全ての児童生徒が安心・安全な環境の下、平等な学びの機会を得

て、将来の自立や社会参加のために親から離れて必要な力を培う機会を保障するには、学校内のみならず通学時においても、看護師などによる医療的ケアを実施することをガイドラインに盛り込むことが必要であると考えております。保護者の付添いがなくても、適切な医療的ケアを受けられる学校の体制が整い、そして子どもたちが健全に成長する教育環境を整えて、そしてその先に医療的ケア児支援法の目的の一つである、家族が仕事を辞めなくてもよい社会を築くことを目指していくべきではないでしょうか。既にこの通学支援事業を導入している大阪府や神奈川県、広島県など先進事例の取組を沖縄県としても参考にしながら、一方、文部科学省では、切れ目ない支援体制整備充実事業として校外学習や登下校の送迎車両に看護師を同乗させることも含めて、自治体等による医療的ケア、看護職員の配置を支援する補助事業もあるので、その補助事業を活用して沖縄県でも通学支援事業の検討を前向きに進めていただけませんか。教育長、見解をお伺いいたします。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　今、議員のほうから通学支援の重要性を御説明いただきました。現行のガイドラインには盛り込まれていないということでありますが、しっかりとこの通学支援の在り方についてガイドラインの見直しを図りまして、そのガイドラインにもしっかりと明記をし、進めていきたいと思います。その際には、他都道府県の御紹介もありましたが、その情報等も収集しながら通学支援の実施の方法についてしっかりと研究してまいりたいと思います。

○中川京貴 議長　高橋　真議員。

○高橋　真 議員　以上で、高橋真、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○中川京貴 議長　糸数昌洋議員。

○糸数　昌洋 議員　皆さん、おはようございます。

今日はいい天気になりまして、かりゆし日和ということでほっとしております。今回で３回目の一般質問になりますけれども、毎回、ふるさとのかりゆしを着用させていただいて登壇をさせてもらっています。島の皆様の温かい真心に感謝をしながら、今日も一般質問を行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

初めに、防災行政についてです。

先月の北部豪雨により甚大な被害に遭われた地域住民の皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

県の失態で国の災害救助法の適用が受けられなかったことは前代未聞のことであり、心身ともに疲労こんぱいにあった被災地にとって二次被害とも言うべきショッキングな出来事であったことを、知事をはじめ県当局は真摯に反省していただきたいと思います。

県議会として、今後二度と同様の事態が起きないよう、今回の県の対応をあらゆる角度から検証し、ただしていくことが重要な責務でありますので、以下質問いたします。

(1)と(2)は関連しますので、一括して質問いたします。

(1)、北部豪雨災害への対応について、県の地域防災計画上の課題を伺います。

(2)、自然災害が激甚化、頻発化する中で、災害想定及び応急対策計画を見直す必要があると考えますが、見解を伺います。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　お答えいたします。

沖縄県地域防災計画については、災害対策本部等の設置基準が、記録的短時間大雨情報などの各種の気象情報や市町村の避難情報と関連づけられていないことから、速やかな災害対策本部等の設置に当たり課題があるものと認識しております。また、同計画では、過去に県内で甚大な被害を与えた台風、地滑りの規模のほか、河川氾濫、高潮による浸水や地震、津波の予測結果を基に災害を想定しております。また、同計画では、災害想定を基に災害発生時の組織体制や災害応急対策の実施方針などを災害応急対策計画として定めているところです。

県では、北部地域における大雨についての被害状況や対応を踏まえつつ、災害想定の検討や災害応急対策計画の見直しを進めてまいります。

以上です。

○中川京貴 議長　糸数昌洋議員。

○糸数　昌洋 議員　再質問いたします。

県の地域防災計画では、どのようなときに災害対策本部を設置することになっているのか伺います。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　お答えいたします。

災害対策本部は、災害対策基本法及び沖縄県地域防災計画に定めるところにより、１つ目として、「県の全域又は一部の地域に、気象業務法に基づく暴風、大雨、洪水又は高潮等の警報が発表され、かつ重大な災害が発生するおそれがあるとき。」、２つ目に、「暴風、大雨その他の異常な自然現象により、県の全域又は一部の地域に重大な被害が発生したとき。」、３つ目として、「大規模な火事、爆発その他これらに類する事故により、県の全域又は一部の地域に重大な被害

が発生したとき。」、４つ目として、「県の全域又は一部の地域に災害救助法の適用を要する災害が発生したとき。」などに知事が設置することとしております。

以上になります。

○中川京貴 議長　糸数昌洋議員。

○糸数　昌洋 議員　この災害対策本部の設置に至らない場合の対応もあると思いますけど、それはどうなりますでしょうか。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　お答えいたします。

沖縄県地域防災計画では、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合において、その災害の程度が災害対策本部を設置するに至らないときは、必要に応じて災害警戒本部及び災害警戒地方本部を設置することとしております。

以上です。

○中川京貴 議長　糸数昌洋議員。

○糸数　昌洋 議員　今回の北部豪雨で取った対応、これはこの地域防災計画に照らして、どういう対応になるんでしょうか。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　県では、11月８日の大雨警報発表後、沖縄県災害対策本部準備体制及び沖縄県災害対策北部地方本部を設置し、各部局、関係出先機関の職員による情報収集に当たっておりました。さらに11日に、県として全庁的に災害応急対策を早急に講ずるため、沖縄県災害対策本部を設置したところでございます。

以上です。

○中川京貴 議長　糸数昌洋議員。

○糸数　昌洋 議員　この防災計画の中では、いわゆる災害対策本部設置に至らなくて、災害警戒本部というのがその次にありますね。そこにも至らなくて、災害対策準備体制という段階のまま終わったと思うんですけど、いかがですか。災害対策本部の設置を11日にやりますよね。その前の段階というのは、その災害対策準備体制のまま移行していったという理解でいいですか。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　御指摘のとおり、11月８日に災害対策準備体制をしきまして、その後11日の災害対策本部を設置する前までは準備体制でございました。

○中川京貴 議長　糸数昌洋議員。

○糸数　昌洋 議員　そこがちょっと問題かなと思っていまして、この災害対策準備体制というのは災害の初動体制なんですね。防災危機管理課職員による災害対策準備体制ということで、この防災危機管理課職員が基本的には中心になって準備体制を行うわけですけれども、今回その初動体制のままずっといって、そして11日になって災害対策本部設置ということで、もうその時点では災害のピークを過ぎていたということになっているわけです。

ただ、本当に防災危機管理課職員――今回皆さんのほうでも、時間が経過するごとに非常に大きく変化する気象情報に的確に対応できなかったという反省を述べていますけど、その情報をキャッチしながら非常に迷ったと思うんですよ。せめて、警戒本部の体制までなぜ持っていけなかったのか。この防災危機管理課職員が迷われながら相談をされたということはないんですか。ここの移行の経緯が見えないんです。いきなりぽんと災害対策本部にいくんですけれども、この３日間、皆さん一生懸命、現場の情報を取りながら、それに伺いを立てながら進めていたと思うんですね。この間、災害警戒本部体制への移行なり、災害対策本部体制への移行なりの相談というのはなかったんでしょうか。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　今回の北部地域における大雨への対応につきましては、先ほども答弁いたしましたけれども、大雨という時間が経過するごとに大きく変化する気象情報に的確に対応できなかったということ、そして地方本部で一定程度の応急対応がなされていたという認識の甘さから、対策本部の立ち上げに至らなかったということでございます。準備体制におきましては、当然対策本部の立ち上げ等についての検討というのもなされていたところでございますが、先ほど言いました気象情報の変化などに対応し切れずに、結果として対策本部の設置が遅れたということでございます。

以上です。

○中川京貴 議長　糸数昌洋議員。

○糸数　昌洋 議員　私が聞いているのは、設置が遅れたのはこれはもう事実です。ただ、この８日から11日にかけて、この防災危機管理課職員というのはずっと情報を取っているわけですよ、現場の情報含めですね。そして気象庁からも警戒情報の発令がどんどんある。そういう中で、少なくとも警戒本部体制に移行するということの相談すらなかったんですかということです。やり取りはしていたんじゃないですか。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　私も含め三役等については、気象情報というよりは市町村等から上がってくる被害状況の報告というものはございましたが、残念ながら災害対策本部を設置するかどうかについての検討までは報告されなかったということでございます。

○中川京貴 議長　糸数昌洋議員。

○糸数　昌洋 議員　じゃ、この３日間、防災危機管理課職員と皆さんとの連携というのはどうなっていたんですか。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　知事も含めまして、準備体制に入っているところから、原課からの情報で定期的に被害状況等を把握していて、それで日々待機をしていたということでございます。

○中川京貴 議長　糸数昌洋議員。

○糸数　昌洋 議員　じゃ、災害警戒本部への移行、災害対策本部への移行の判断というのは、どなたがされるんですか。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　最終的には、知事の判断でございます。

○中川京貴 議長　糸数昌洋議員。

○糸数　昌洋 議員　知事にお聞きしますけれども、この３日間、８日から11日、防災危機管理課職員が現場の情報を取りながら、様々な――やっぱりとても迷われたと思いますよ。先ほど、この防災計画の中で災害対策本部設置の要件とか至らない場合のこととか、全部書かれているわけですよ。全部当てはまっているんですよ。この県の全域じゃなくても一部の地域でそういうことが起きたときは、対策本部を設置できるわけですよ。こういう状況があるにもかかわらず、防災危機管理課職員が３日間、一生懸命現場で情報を取っている中で、知事はなぜ警戒本部すら設置という方向に至らなかったんですか。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　議員御指摘のとおり、今回はこの災害救助法の適用に当たる災害対策本部の立ち上げが遅れたということについては、先ほど公室長から答弁がありましたとおり、まず、準備体制を取りながら、北部地域では対応の本部を立ち上げて対応しているという状況もございました。そして、私には９日、10日午前、午後の定時の連絡がありましたけれども、災害対策本部に移行するというような情報が届けば、いつでもその対応をしようということで待機をしていたわけでございますが、結果的に大雨の状況等について、担当職員はその情報収集に懸命に当たってはおりましたけれども、それが最終的には、もろもろの判断をするような情報に取りまとめられなかったということと、それについて、我々も初動が遅れたということについて、強く反省をしているものであります。

○中川京貴 議長　糸数昌洋議員。

○糸数　昌洋 議員　この防災計画に照らしても、今回の対応というのはやっぱり非常に不明なところがとても大きいわけです。初動体制で準備体制は取られていると。そして、防災危機管理課職員も詰めていると。そういう状況の中で、少なくともこの初動の体制というのは、災害の程度が災害警戒本部を設置するに至らないときの対応ですよ。災害警戒本部設置にすら至らなかったという判断の下で、いきなり11日になって災害対策本部の立ち上げとなるわけですよ。そのときはもう既に終わっているわけです。ここの流れがよく分からない。そして、これだけ警戒情報の発令があって報道もある中で、初動体制からせめて災害警戒本部を立ち上げていれば、これ組織立った動きになりますから、そこから災害対策本部への移行というのはスムーズにできたと思うんですよ。災害警戒本部を設置しなかったことが一番の盲点だと私は思っています。そういう意味では、なぜこの災害警戒本部の設置にすら至らなかったかというものの根本的な原因をぜひ突き詰めていただきたいなというふうに思っております。

　この災害対策本部、災害警戒本部設置の際の配備体制ということが実際に行われれば――今回出たと思いますけど、この配備体制というのはどうなりましたか。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

　　午前11時３分休憩

　　午前11時５分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　配備体制と配備要員について御説明いたします。

　まず、第１配備として、災害対策準備体制におきましては、防災危機管理課及び関係課の指定職員が配置につくことになります。その次、災害警戒本部におきましては、各部、班の警戒本部要員が配置につくということになります。第３配備として、災害対策本部、災害救助の実施に必要な災害対策本部要員が配置につくということになっております。

　以上です。

○中川京貴 議長　糸数昌洋議員。

○糸数　昌洋 議員　先ほど言いましたけど、この警戒

本部さえ設置できていれば、国からの連絡もきちんと受け取れたはずなんですね。そういう意味では本当にもったいないわけですよ。なので、ここは真摯に反省していただきたいと思います。

今回、皆さんが設置できなかった要因、これまでの答弁の中で２つ挙げていますけど、大雨という時間が経過するごとに大きく変化する気象情報に的確に対応できなかったという言葉がありました。これちょっと理由にならないんですね。気象情報が大きく変化するのは当たり前であって、そういう変化にとらわれて対応が遅れないように、防災計画で設置の基準を示しているんですよ。なので、ちゃんと書いてあるんです。それから皆さんは、地方本部で一定程度の応急対応がなされていたという認識から、結果的に災害対策本部を設置することが遅れてしまったと言っていますけれども、これも曖昧な状況認識に頼ってしまったと。そういうことが起きないために、この防災計画の中で設置の基準を示しているんじゃないですか。そこが守られなかったことが、今回の大きな要因だと思います。

それから、問題点幾つかあります。これ防災計画で示しているのは、必要最低限の措置なんですね。ですので、これマックスではないわけですよ。だから空振りでもいいのでまずは立ち上げなさいと、ちゅうちょなく対応しなさいというのが防災計画の趣旨なんです。国もそういうふうな指導をしているはずなんです。そして、８日から10日というのは週末でありました。設置者である知事をはじめ多くの職員を配置することに、この防災危機管理課職員含め、非常に慎重になったんじゃないかなという気がするんです。自分たちの判断で、これだけの職員の動員が必要になってくるわけですから。週末に、しかも休日の日に。だからぎりぎりまでちゅうちょした感が私は否めないなと思っております。そういう意味では、判断を担う職員の心情を含めて、何がこれをためらわせたのかということを率直に検証しないといけないというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　昨年６月に示されました災害救助法の概要においても、このおそれが生じる場合に積極的に４号を適用させるということについて、我々も先ほど申し上げましたとおり、準備体制を整え、地方本部を立ち上げてというところにいわゆる認識の甘さがあったということを痛切に反省をしているところであります。そして、内閣府の防災担当が当初連絡を取ったところが、災害救助法を所管する生活福祉部であったということ、つまり24時間体制の部署ではないところに最初に連絡があり、窓口が一本化されていなかったことなどなど、我々の受皿の設置やその対策本部をつくるための防災計画の基準の在り方などについても、やはりもう一度再検証しなければならないという課題が起こったと認識しております。

○中川京貴 議長　糸数昌洋議員。

○糸数　昌洋 議員　防災計画でも「県の全域又は一部の地域」ということが何度も出ます。地方本部じゃないんですよ、県庁にまずは警戒本部を立ち上げるということが重要になるわけです。そこはしっかり検証していただきたいなと思います。今回の災害時における失態は、県民の生命と財産を守るべき県政に対する県民の信頼を大きく失墜させる事態となりました。また、国の支援を受ける機会を逸したことで、想定外の県の財政出動が必要となりました。これは県民の負担になります。これには県民から様々な声が今上がっております。どのように責任を明らかにしてけじめをつける考えなのか、お聞かせください。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　今回の北部地域における大雨の対応を含め、先ほど申し上げましたとおり、地域防災計画のマニュアルを再点検すること、そして体制を整えること、市町村との連携を図ること、さらには市町村や国の関係機関とも今回の振り返りを行って、連携における課題がある点については、双方で連携を強力にしていきたいということなどなど、あらゆる点においてその見直しをしっかり図り、体制を取っていきたいと思います。

○中川京貴 議長　糸数昌洋議員。

○糸数　昌洋 議員　県民は様々な思いで見てますので、しっかり確かな判断をお願いしたいと思います。

ここからは提案を行いたいと思います。

(3)、近年頻発する線状降水帯を伴う豪雨災害については、県内各地での広域災害を想定した応急対策を各自治体と協議して、早急に講ずるべきであると思いますが、見解を伺います。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　県では、今後市町村や関係機関と共に北部地域における大雨に係る振り返りを行う中で、県地域防災計画や市町村のハザードマップの課題について検証してまいります。また、被災した市町村を広域的に応援する協定の締結に向けて支援するなど、広範囲に影響を及ぼす災害への対応について、国や市町村と意見交換を行ってまいります。

以上です。

○中川京貴 議長　糸数昌洋議員。

○糸数　昌洋 議員　この線状降水帯を伴う豪雨災害は、県内いつどこで起こるか分かりません。そういう場合、気象防災アドバイザーという専門家がいます。気象庁が委嘱して、自治体への災害対応の助言を行う気象防災アドバイザーというのが47都道府県全てに今配置されております。沖縄にもいます。今回の北部豪雨の際に、この気象防災アドバイザーは活用されましたでしょうか。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前11時12分休憩

午前11時13分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　今回の大雨について、気象防災アドバイザーの活用は行っておりません。

以上です。

○中川京貴 議長　糸数昌洋議員。

○糸数　昌洋 議員　ぜひ活用してください。せっかく配置されておりますので。この気象防災アドバイザーは、自治体に常駐する職員として、本土では採用されている例も多いです。大きく変化する気象情報に的確に対応するためにも、この気象防災アドバイザーを積極的に今後活用すべきだと思いますけれども、見解を伺います。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　先ほど申し上げましたとおり、必要な箇所に十分情報が収集できるよう気象防災アドバイザーほか、必要な体制を取ってまいりたいと思います。

○中川京貴 議長　糸数昌洋議員。

○糸数　昌洋 議員　(4)です。

全国的に警戒区域外の土砂災害が増えております。デジタル標高地形図を用いた危険箇所の把握が必要と考えますが、見解を伺います。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　県では、地滑り、急傾斜地の崩壊、土石流の発生など土砂災害のおそれのある土地について基礎調査を行い、土砂災害警戒区域等の指定を行っております。デジタル標高地形図については、国土地理院により、本島南部、宮古島市及び石垣市の全域と本島北部及び中部の一部において提供されており、当該地形図を活用して土砂災害のおそれのある土地の抽出を行っております。引き続き、デジタル標高地形図等の活用を図るとともに、土砂災害警戒区域等の指定に取り組んでまいります。

○中川京貴 議長　糸数昌洋議員。

○糸数　昌洋 議員　ありがとうございます。

ぜひ、全県的に活用をお願いしたいなと思います。デジタル標高地形図を使うことで、大雨が降ったときにどこに水が流れるのかというのがより具体的に分かりますので、お願いしたいと思います。

(5)、高橋議員から福祉避難所の話がありましたけれども、いわゆる一般の避難所についても今後しっかり環境改善を図っていくという観点で伺います。

国は避難所の環境改善について、発災から48時間以内に被災者が尊厳ある生活を営める最低基準を示すスフィア基準が満たされるよう、自治体に必要な支援を行う考えを示しております。

ア、スフィア基準とは何か。導入に向けた課題を伺います。

○中川京貴 議長　生活福祉部長。

○北島智子 生活福祉部長　お答えいたします。

スフィア基準とは、災害等により影響を受けた人々への人道支援の基準であり、同基準では避難所でのスペースの確保やトイレの数など、避難所生活が適切な環境で営まれるよう、定められております。

11月22日に閣議決定された政府の総合経済対策におきましても、避難所環境の抜本的改善に向けて、政府の災害対応体制の強化、被災自治体、被災者への支援の強化等に向けて、必要な制度見直しを行う法改正を検討するとしていることから、その検討状況等を注視して、県としましては、市町村の避難所運営に当たってのスフィア基準を含めた設置運営等を進めていくための連携・支援を行ってまいりたいと考えております。

○中川京貴 議長　糸数昌洋議員。

○糸数　昌洋 議員　このスフィア基準、これはアフリカの難民キャンプの環境改善に対する国際的な最低基準として1997年に国際赤十字などが策定しました。スフィアというのは英語で球体という意味で、地球上どこでも使えるようにという願いで、基本的には、基準のポイントとして１人１日当たり最低15リットルの水――飲料、生活用水含めて。それから、１人当たり最低3.5平米の居住空間――１坪ですね。それから、トイレは20人に１つ以上、男女比は１対３と女性が３倍ということで、この基準を満たすために、今各自治体、これから一生懸命取り組もうとしております。そういう意味では、県は各自治体の状況を確認・点検しながら、この導入に向けて寄り添った支援を行うべきと考えますけれども、見解を伺います。

○中川京貴 議長　生活福祉部長。

○北島智子 生活福祉部長　ありがとうございます。

県では、災害等で設置された市町村の避難所の状況につきまして、確認を行いながら国の避難所運営ガイドラインの検討状況や関係機関との協力体制等、今後も引き続き状況を注視してまいりたいと考えておりまして、個人の尊厳を重視した良好な避難所環境が整備されるよう、市町村と連携して支援してまいりたいと考えております。

○中川京貴 議長　糸数昌洋議員。

○糸数　昌洋 議員　南海トラフ巨大地震が想定されている徳島県、ここは2017年にスフィア基準を盛り込んだ徳島県避難所運営マニュアル作成指針を策定しています。沖縄の場合は、大災害の際、県外に逃げることができませんので非常に大事だと思います。それで、沖縄県もこの避難所の環境改善を推進するために、指針を策定したらどうかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　議員御案内のスフィア基準、スフィアスタンダードですが、海外では、被災者が環境の悪い中で生活することは人道的な問題であるというように強く指摘をしております。海外の避難所の多くではこのスフィアスタンダードが用いられており、日本でも、内閣府が2016年に避難所運営ガイドラインで参考にすべき基準であるというふうに言っておりますし、議員御案内の南海トラフ地震、徳島県も2017年にスフィア基準を取り入れております。我々も、この国際基準に人道的な立場から、観点から市町村と連携して取り組んでいくための基準として、このスフィア基準についての研究と検討を進めていきたいと思います。

○中川京貴 議長　糸数昌洋議員。

○糸数　昌洋 議員　よろしくお願いしたいと思います。

２番目、観光目的税についてです。

観光目的税制度の導入に関する検討委員会での審議結果がまとまりました。通院等で島外に宿泊せざるを得ない離島住民も課税対象とすることについては納得がいきません。検討委員会においてどのような議論があり、そのような結論に至ったのか経緯を伺います。

○中川京貴 議長　総務部長。

○宮城嗣吉 総務部長　租税の基本原則に、公平の原則があります。課税免除は、税負担の公平と課税しないことによる社会一般の利益とを比較検討し、公益上の事由がある場合に行うことができるとされております。その判断に当たっては、税法上、限定的に解釈されていることから、慎重に検討する必要があります。観光目的税検討委員会では、県民の課税免除を求める意見がある一方で、県民と県民以外の観光客を区別することは、税の公平性や法の下の平等に反するおそれがあるとの指摘がありました。現段階では、税の公平性の観点を上回る県民の課税免除による公益上の事由を整理することは難しいと考えております。そのため、検討委員会において、修学旅行生及びその引率者を課税免除とすることで意見が取りまとめられたところです。

以上です。

○中川京貴 議長　糸数昌洋議員。

○糸数　昌洋 議員　税法上、税の公平性の観点で、また公益上ですね。県民だから、離島だから特別扱いはできないと。住む場所によって特別扱いはできないと理解はします。ただ、県民はまだしも離島の場合は、住む場所によって不利性が働くわけですから、離島の不利性ということが常に課題にあるわけですよ。この離島ゆえの不利性は、公益上、この場合は問題にならないんですか。

○中川京貴 議長　総務部長。

○宮城嗣吉 総務部長　地方税法において課税免除を行うことができるのは、公益上その他の事由により課税を不適当とする場合というふうにされております。そして、公益上の事由というのは、税の公平性の観点を上回る課税免除による社会一般の利益があると認められる場合というふうにされております。宿泊税を導入している地方公共団体では、宿泊者の属性や来訪目的にかかわらず、宿泊という行為に公平に課税されているところであります。このため、県民または離島住民の課税免除について、公益上の事由を整理することは現段階では難しいと考えております。

○中川京貴 議長　糸数昌洋議員。

○糸数　昌洋 議員　修学旅行は教育的見地から免除とありました。例えば、離島の小中学校の児童生徒がスポーツ大会等の派遣で本島で宿泊するというケースも考えられますけれども、こういう場合どうなりますか。

○中川京貴 議長　総務部長。

○宮城嗣吉 総務部長　修学旅行につきましては、宿泊税を導入している多くの団体でも免除としている事例があります。修学旅行は学校の教育課程上、学校行事等に位置づけられる教育活動であり、課税免除とすることで年少者の健全育成に資するものであること、将来の沖縄観光旅行につながることなどの公益上の事由があるとされております。また、法定税であるゴルフ場利用税では、年少者の健全育成の観点から18歳未

満の者のゴルフ場の利用について非課税措置が取られております。今議員御提案のスポーツ大会等による移動という部分については、これらが修学旅行に認められるような公益上の事由がまだ整理できていないというような状況でございます。

○中川京貴 議長　糸数昌洋議員。

○糸数　昌洋 議員　ぜひ整理していただきたいなと思います。

それでは、税を徴収した後の使途事業で配慮するとありましたけれども、どのような配慮が想定されるのか。それと、それは観光目的税という使途の趣旨に沿うことになるのか、この点お願いします。

○中川京貴 議長　文化観光スポーツ部長。

○諸見里　真 文化観光スポーツ部長　お答えいたします。

観光目的税検討委員会が取りまとめた意見書では、留意事項として、離島住民を課税対象とすることについて、離島市町村の意向を踏まえ、税を活用した使途事業などにより配慮することなどが挙げられております。

県としては、意見書を踏まえ、離島市町村と丁寧に意見交換を行いながら、既存制度の活用または税を活用した事業や市町村への交付金などの新たな取組を検討してまいります。

○中川京貴 議長　糸数昌洋議員。

○糸数　昌洋 議員　時間がありませんので先に進みますけれども、２％と言いますけれども、ここにまた消費税を含めると12％なんですよね。そういう意味では、年に多くて数回の観光ではなくて、やっぱり生活の一環で毎月何回も行ったり来たりするわけですよ。そういう意味での離島住民については、もう少し議論を深めていただきたいということをぜひ要望しておきたいと思います。

あと３番目、教育行政についてです。

久米島高校の離島留学生の寮であるじんぶん館への舎監の配置について、町から県に対する要請と共に県議会へも陳情が出ております。あくまでも教育的見地から、舎監配置の意義と必要性について見解を伺います。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　お答えします。

県立学校寄宿舎における舎監は、公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律等に基づき、生活の相談や学習支援等を行うため、教員免許を有する者を配置しております。久米島町が設置をしております地域支援交流学習センターは、同町が立ち上げた久米島高校魅力化プロジェクトにより、離島留学生を受け入れる町営寮として設置されているものと認識をしております。

県教育委員会としましては、現在、久米島町との意見交換を行っており、引き続きどのような支援ができるのか検討してまいりたいと考えております。

○中川京貴 議長　糸数昌洋議員。

○糸数　昌洋 議員　寮が県立か町立かという違いはあっても、そこで教育を受けるために生活する高校生がいるわけですよ。そういう意味では、もう10年になります。なぜ今日まで舎監を配置できていないのか、その理由を伺います。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　この久米島町の町営寮につきましては、現在館長１名、それからハウスマスター２名を配置しまして、この町営寮の生徒の管理をしているというふうに伺っており、それに対して町が主体となって取り組んできておりますので、そういう状況で配置をしていないという状況でございます。

○中川京貴 議長　糸数昌洋議員。

○糸数　昌洋 議員　町が10年間単独で運営してきたけれども、もう町での対応は限界に来ているという状況の中で、今回ぜひとも県として、生徒たちのために舎監を配置できないかというお願いです。これは知事、ぜひとも検討できないでしょうか。対応をお願いしたいと思います。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　町営のこのじんぶん館の舎監の配置については、教育長とも十分議論をしながら、現地の状況についてもしっかり検討していきたいというように思います。

○中川京貴 議長　糸数昌洋議員。

○糸数　昌洋 議員　ぜひ、よろしくお願いしたいと思います。

４点目、県営住宅についてです。

今年の県営住宅の空き家待ちの募集、入居の状況について伺います。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　県営住宅の入居については、公募の上、抽選により入居順位を決定し、空き家が発生次第、順位に従って入居案内を行っております。空き家の修繕や入居契約手続等のため、入居までに２か月から８か月間を要しています。令和５年度は、414戸の募集に対して3746世帯の応募があり、倍率は約９倍、このうち入居は390世帯となっております。

○中川京貴 議長　糸数昌洋議員。
○糸数　昌洋 議員　今回、390戸入居戸数が決まったということで、今回含めて全体の入居戸数と入居率を教えてください。
○中川京貴 議長　土木建築部長。
○前川智宏 土木建築部長　令和５年度末時点の県営住宅管理戸数は１万7551戸に対し、入居戸数は１万5716戸、入居率は89.5％となっております。
○中川京貴 議長　糸数昌洋議員。
○糸数　昌洋 議員　そうなりますと、空き家の戸数というのは全体で何戸になりますか。
○中川京貴 議長　土木建築部長。
○前川智宏 土木建築部長　令和５年度末時点において、空き家については1835戸となっております。修繕予定空き家は、建て替えに伴う空き家を除いた空き家戸数1384戸のうち838戸となり、空き家待ちの状況等を考慮しまして、予算の範囲内で修繕を行っているところでございます。
○中川京貴 議長　糸数昌洋議員。
○糸数　昌洋 議員　この居住者が退去した後、その空き家の修繕状況はどうなっていますか。
○中川京貴 議長　休憩いたします。
午前11時29分休憩
午前11時29分再開
○中川京貴 議長　再開いたします。
土木建築部長。
○前川智宏 土木建築部長　修繕予定空き家は先ほども答弁いたしましたが、建て替えに伴う空き家を除いた空き家戸数1384戸のうち838戸となりまして、空き家待ちの状況等を勘案して予算の範囲内で速やかに修繕を行っております。県営住宅の修繕につきましては、老朽化に伴う設備等の改修や台風被害等による補修に対応する必要があるため、緊急度を勘案の上、実施しているところでございます。
○中川京貴 議長　糸数昌洋議員。
○糸数　昌洋 議員　1835戸の空き家があります。そして、修繕が追いつかないというのと、それからまた修繕自体が入居が決まってから開始するというパターンなので、基本的には７月に募集をかけるけれども入れるのが10月とか11月になると。そして次の翌年の７月が来るという意味では、もったいないんですよ。1835戸も空き家があって、毎年400戸ぐらいしか入れないというのは。今非常に民間の住宅事情が厳しい中で、高齢者の住宅事情とか考えると、県営住宅をしっかり修繕をかけて一人でも多く入れるようにすることが大事だと思いますけれども、いかがでしょうか。
○中川京貴 議長　土木建築部長。
○前川智宏 土木建築部長　住宅行政におきまして、県営住宅の果たす役割は大きいと考えております。空き家の解消につきましては、議員御指摘の内容も含めて速やかな解消に向けて取り組んでまいりたいと考えております。
○中川京貴 議長　糸数昌洋議員。
○糸数　昌洋 議員　マイナンバーカードについてです。
12月２日から健康保険証がマイナ保険証を基本とする仕組みに移行しました。県民のマイナンバーカードの保有率と取得促進に向けた取組の進捗、課題を伺います。
○中川京貴 議長　企画部長。
○武田　真 企画部長　本年11月末現在のマイナンバーカードの保有枚数率は、全国平均76.34％に対し、本県は64.38％と全国最下位の状況であることから、さらなる取組が必要であると考えております。県のほうでは、市町村の窓口に来訪が困難な方等への申請機会の確保や取得メリットの周知などが課題であると捉え、市町村と連携し、大規模商業施設に加え各種施設やイベント会場、企業、個人宅等での出張申請受付を実施するとともに、各種媒体を活用した広報等により取得促進に取り組んでまいりたいと考えております。
○中川京貴 議長　糸数昌洋議員。
○糸数　昌洋 議員　コロナ後遺症についてです。最後になります。
新型コロナウイルス感染症から回復後も長引く症状があり、日常生活に支障が生じております。いわゆるコロナ後遺症に苦しむ県民の状況と診療体制がどうなっているのか伺います。
○中川京貴 議長　保健医療介護部長。
○糸数　公 保健医療介護部長　お答えいたします。
県では、コロナのコールセンターを令和４年５月から令和６年８月まで開設しておりましたが、そこでの後遺症に係る相談件数が2232件あります。主な症状として、せき、倦怠感・疲労感、発熱のほか頭痛やたん、味覚障害などがおおむね２か月以上継続している方からの相談でございます。後遺症に関しましては、まずはかかりつけ医や地域の医療機関につなぐことが大事と考えており、県コールセンター終了後も担当課や保健所が相談窓口となって、受診先が見つからない方に関しましては、コロナ後遺症に対応可能な医療機関リストがございますので、そちらから医療機関を紹

介しているという状況でございます。
以上です。
○糸数　昌洋 議員　終わります。
○中川京貴 議長　上原　章議員。
〔上原　章　議員登壇〕
○上原　　章 議員　皆さん、こんにちは。
公明党会派の上原章でございます。
一般質問をさせていただきます。
その前に少し所見を述べたいと思います。
本日、12月10日は世界人権デーです。1948年12月10日、第３回国連総会で採択された世界人権宣言の第１条では、人は生まれながらにして自由・平等。第２条で、全ての人に差別なく権利がある。第３条、生命、自由、身体の安全の権利など、人類の平和はどこまでも人権・尊厳、生命・尊厳が第一であると。また、ある識者の方は、差別や人権の侵害は社会の分断の溝を深めてしまう負の影響があり、世界で相次ぐ紛争は人種・民族や宗教の差別が原因であることが多い。いみじくも世界人権宣言の前文で、人権の保障は平和の基礎とうたっているとおりでございますと。
私たち公明党も立党以来、「生命・生活・生存を最大限に尊重する人間主義」を掲げてまいりました。今後とも、多様性が輝く人間主義の社会、世界の構築のため、万人尊敬の哲理を拡大してまいりたい、そのことをお誓い申し上げ、一般質問をさせていただきます。
まず１、物価高対策について。
(1)、国は新たな総合経済対策の中で、来年の１月から３月までの電気・ガスの利用料金を支援するとしているが、県独自の対策として、電気・ＬＰガス、プレミアムつき商品券等の支援推進はどうか。
(2)、６月の補正予算で計上された超高齢社会における地域つながり・支え合い推進事業の取組状況を伺います。
２、令和７年度実施の給食費無償化についてお尋ねします。
(1)、県が打ち出している中学生給食費の２分の１補助について、県町村会から、市町村で人口規模や財政状況が大きく異なり地域間格差が懸念されるとし、県が統一して完全無償化を進めるよう要望しております。県の対応を伺います。
(2)、小学生や就学援助対象者まで拡充する必要があると思うがどうか。
３、学校現場における体育館等へのエアコン設置について、取組及び推進状況を伺います。
４、特別養護老人ホームの整備について。
(1)、県は、令和８年度末までに特別養護老人ホームを新たに300床整備するとしているが、取組状況を伺います。
(2)、物価高騰に伴い、建設費・人件費等が上昇し、公募に影響が出ているとの声があるがどうか。
(3)、県が査定している施設整備補助金等の見直し、増額を検討する必要があると思うがどうか。
５、住宅確保要配慮者専用賃貸住宅家賃低廉化事業について。
(1)、成果を伺います。
(2)、市町村の居住支援協議会の設置状況を伺います。
６、独り暮らしの高齢者が増加しているが、民間アパート等に入居している生活費が少ない世帯への家賃支援はどうか。
７、県内の道路における雑草対策について。
(1)、現状と課題、対策を伺います。
(2)、石垣市より、沖縄県の管理道路における維持管理方式について、県管理道路全路線に性能規定方式を導入し、維持管理費の増額の要請があるが、対応を伺います。
８、県道７号線小禄本通りにおける山下交差点付近の一部歩道の狭隘、傾斜について、県は対策を取るとしているが、進捗状況を伺います。
９、我が会派の代表質問に関しては、取り下げます。
よろしくお願いいたします。
○中川京貴 議長　玉城知事。
〔玉城デニー　知事登壇〕
○玉城デニー 知事　上原章議員の御質問にお答えいたします。
令和７年度実施の給食費の無償化についての御質問の中の２の(1)及び(2)、学校給食費の無償化についてお答えいたします。２の(1)と２の(2)は関連しますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。
県内の小中学校における学校給食費については、各市町村において、無償化や一部助成など様々な方法で助成が行われております。沖縄県が41全ての市町村において、中学生の学校給食費の２分の１を補助することで、保護者の経済的負担の軽減が公平に図られるものと考えております。現在、教育委員会において、市町村との意見交換を基に詳細な制度設計を行っており、令和７年４月からの実施に向けて取組を進めているところであります。なお、今後の拡充につきましては、その効果検証や財源の確保、国の無償化制度の動向等を踏まえ検討してまいります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁させていただきます。

○中川京貴 議長　商工労働部長。

〔松永　亨　商工労働部長登壇〕

○松永　亨 商工労働部長　1、物価高対策についての(1)、新たな総合経済対策における電気・ガス料金支援についてお答えします。

国は、去る11月に策定した総合経済対策において、冬期の低圧・高圧の電気料金及び都市ガス料金の支援を公表しております。加えまして、継続する物価高に対応するための財源として、重点支援地方交付金を追加配分することとしております。

県としましては、重点支援地方交付金の配分額や事業メニューなどの詳細が明らかになり次第、電気・ＬＰガス料金の支援について、県民及び県内産業に与える影響や支援ニーズ等を把握しながら、適切に対応してまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　保健医療介護部長。

〔糸数　公　保健医療介護部長登壇〕

○糸数　公 保健医療介護部長　1、物価高対策についての(2)、超高齢社会における地域つながり・支え合い推進事業の取組状況についてお答えします。

本事業の内訳として、1つ目は生活に困窮している高齢者に生活資材を配送する事業であり、申込案内業務を行う相談支援機関との調整に時間を要していることから、今後適切な事業期間を確保するため、今議会の補正予算において繰越明許費を計上したところです。2つ目は多様な主体の連携・協働による地域づくりを検討する事業であり、全国の先進事例の調査並びに県内企業及び市町村等との意見交換を行っているところです。3つ目は高齢者の生活状況を把握するための事業であり、現在、アンケートの集計を行っているところです。今後、調査結果の分析を行い、必要な高齢者施策の立案に活用してまいります。

続いて4、特別養護老人ホームの整備についての(1)、特別養護老人ホーム整備の取組状況についてお答えします。

特別養護老人ホームの整備を予定している南部圏域、中部圏域、八重山圏域について公募を行ったところ、中部圏域に1件の応募があったところです。施設整備については、都市部における整備用地の確保、安定的に運営できる定員数、介護人材の確保などの課題があったため、第9期沖縄県高齢者保健福祉計画では、定員数など公募条件を見直すとともに、多様な人材の参入促進や働きやすい環境の整備など総合的な人材確保対策を行っているところです。

同じく4の(2)及び(3)、物価高騰による公募への影響と施設整備補助金の増額についてお答えします。4の(2)と4の(3)は関連しますので、恐縮ですが一括してお答えします。

公募に当たって、建設費高騰により整備資金の調達が厳しいとの意見を聞いております。特別養護老人ホームの整備については、沖縄県老人福祉施設整備費補助金交付要綱に基づき、都市部においては1床当たり284万5000円、その他の地域においては258万6000円の補助を行っているところですが、昨今の建設費高騰を考慮し、補助単価を増額する方向で調整しているところです。

以上でございます。

○中川京貴 議長　教育長。

〔半嶺　満　教育長登壇〕

○半嶺　満 教育長　3、小・中・高等学校における体育館等のエアコン設置の取組等についてお答えいたします。

文部科学省が令和6年度に公表した調査結果によりますと、沖縄県内の公立小・中・高等学校における体育館等の空調設置率は2.7％で、全国平均は17.7％となっております。体育館等への空調設置については、近年の夏場の状況や災害発生時に避難所となることから重要であると認識しております。県教育委員会では、現在、利用頻度が高い教室等の空調を優先的に更新しているところであり、体育館等の空調も含め、引き続き市町村と連携し、教育環境の改善に努めてまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

〔前川智宏　土木建築部長登壇〕

○前川智宏 土木建築部長　5、住宅確保要配慮者専用賃貸住宅家賃低廉化事業についての(1)、事業の成果についてお答えいたします。

県は、沖縄県住宅確保要配慮者専用賃貸住宅家賃低廉化事業を令和6年9月から実施しております。これまで、市町村に対して説明会の開催、手続に関する要綱や様式案の提供などに取り組んだところ、宮古島市が事業の実施に向け準備を進めていると聞いております。本事業が活用されるよう、引き続き市町村への周知などの働きかけをしてまいります。

次に同じく5の(2)、市町村居住支援協議会の設置状況についてお答えいたします。

令和6年2月に、沖縄市において県内で初めて居住支援協議会が設置されました。現在、県は、同協議会

に対して居住支援に関する情報提供や意見交換などを行っております。高齢者などの民間賃貸住宅への円滑な入居の促進や見守り等のサポートには、地域における市町村居住支援協議会の役割が重要であり、県では設置促進に向け、引き続き市町村へ働きかけてまいります。

次に６、独り暮らしの高齢者への家賃支援についてお答えいたします。

県が、市町村への支援として実施している沖縄県住宅確保要配慮者専用賃貸住宅家賃低廉化事業では、入居者を公募により選定することから、現に入居する単身高齢者などへの家賃補助は対象外となっております。

県としては、低所得の高齢者などの民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に取り組んでまいります。

次に７、県内の道路における雑草対策についての(1)、現状と課題、対策についてお答えいたします。

県では、効率的な雑草対策として、令和２年度から性能規定方式による除草管理を導入し、課題を整理した上で段階的に路線を拡大しております。令和６年度には、県内の約880キロメートルで導入し、取組の効果が現れていると認識しております。なお、道路区域外からの雑木や雑草の対応などが課題と考えております。引き続き、対象路線の拡大など、効果的・効率的な道路の維持管理に取り組んでまいります。

次に同じく７の(2)、石垣市からの雑草対策に関する要請への対応についてお答えいたします。

石垣市内の県管理道路における雑草対策については、令和５年度から性能規定方式による除草管理を導入しており、課題等を整理した上で段階的に路線を拡大することとしております。引き続き、必要な予算確保及び効果的・効率的な道路の維持管理に努め、良好な沿道景観の形成に取り組んでまいります。

次に８、県道７号奥武山米須線の歩道改修についてお答えいたします。

県道７号奥武山米須線については、山下南交差点付近の歩道において、車両乗り入れ部による影響で傾斜のある箇所が一部あります。当該歩道については、令和５年度に破損箇所や段差のある箇所の修繕を行っております。引き続き、対応可能な対策を検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　上原　章議員。

○上原　　章 議員　どうも御答弁ありがとうございました。

幾つか再質問をさせていただきたいと思います。

まず、物価高対策で県独自の電気・ガス等支援に対し、今回国はこの交付金を大幅に増額すると、これは明確に言っていますので、県はどれだけの配分があるか、それは当然確認しながら、今のうちにしっかりこの経済対策に載るこの交付金のメニューづくりにしっかり入っていかなくてはいけないんじゃないかなと思うんですが、再度お聞かせください。

○中川京貴 議長　商工労働部長。

○松永　享 商工労働部長　お答えします。

今、議員からありましたように、国のほうでは、総合経済対策を11月22日に策定しておりまして、物価高の影響を特に受ける低所得者世帯向けの給付金でありますとか、あるいは地域の実情に応じた物価高対策の推進のための重点支援地方交付金をはじめとした総合的な対応を決定しております。一方、財源につきましてはまだ示されていないという状況ですので、県としましては、引き続き国の動向、配分を確認しながら、適切に対応してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○中川京貴 議長　上原　章議員。

○上原　　章 議員　よろしくお願いします。

あと、６月の補正予算で１億1000万余り計上されたこの超高齢社会における地域つながり・支え合い推進事業。先ほど部長のほうから今の取組状況の答弁がございました。具体的に、例えば最初におっしゃっていた生活困窮高齢者への緊急支援策として、生活資材を、物資を配布するメニューになっていますが、これ実績はどうですか。

○中川京貴 議長　保健医療介護部長。

○糸数　公 保健医療介護部長　お答えいたします。

先ほどの３つの事業のうち、この生活物資の配送について時間を要するということがありまして、繰越明許費で7149万8000円を今議会で計上しているところでございます。これは、沖縄県内に88か所、地域包括支援センターというところがございます。高齢者のいろんな相談を受けているんですけれども、そちらが受けている相談の中で、貧困に関するものについて前年度調査をしまして、その数が約6500世帯ということで、そちらに向けて地域包括支援センターを通して生活物資を届けるということで、今全ての地域包括支援センター　――市町村が直営でやっているところと、それから法人に委託しているところがありますけれども、そこに全て連絡をして調整を行っておりまして、そこに少し時間がかかっているというような状況で、実際にはまた年明けから配送を進められるように

調整をしているところです。
○中川京貴 議長　上原　章議員。
○上原　　章 議員　非常に今、生活――本当に現場の中で苦しんでいる方々がいる。そういう意味で、皆さんこういう補正予算まで組んで、もう緊急だということでやっていただいていると思うんですが、この各地域包括支援センターとの連携がしっかり――6500ですか、世帯があるという中で、何でここまで時間がかかるのか、非常にちょっと疑問としか思えないんですよね。これだけ予算を組んで、しっかり届けるということで議会で採択されているわけですから、また繰越しでやっていきますと言われても、本当にこの事業の必要性をもう少ししっかり現場に届けて、担当、関係者とやっていただく。これもっと強めにしていかなくてはいけないんじゃないかと思うんですが、いかがですか。
○中川京貴 議長　保健医療介護部長。
○糸数　公 保健医療介護部長　補正で議会の議決をいただいて、直後の８月から９月にかけて市町村それから相談支援機関との調整に入りました。それで10月までには生活資材の調達、支援機関と配送業務等の委託業者を決定して、11月以降は事業協力が得られた相談支援機関の管轄エリアから開始をするということで、今準備を進めているところでございます。11月末現在で、相談支援機関の67か所、76.1％とは複数回調整をして、配送については御理解いただきましたので、順次スピード感を持ってそれをもっと進めていきたいと考えております。
○中川京貴 議長　上原　章議員。
○上原　　章 議員　よろしくお願いいたします。
　あと、給食費の無償化。いよいよ来年４月より中学生から始めると。知事、知事が公約しているこの給食費無償化、ぜひ最優先で頑張っていただきたいんですが、この市長会、町村会から改めて県に、知事に、この無償化についての要望が出されております。内容を見ると、今県が進めようとしている部分と各県内の首長との間であまりにもこの給食費無償化への取組の意識の違いが大きいなと思っているんですね。それはどう考えていますか。
○中川京貴 議長　玉城知事。
○玉城デニー 知事　市長会、町村会からは、県による一括の無償化を求めるということで、非常に強い要望をいただいております。今、教育庁のほうで進めておりますのは、来年４月から中学生の給食費をまず半額を支援することから段階的にスタートしていきたいということの御理解と、その点については41全ての市町村から了解をいただいているので、後はこの支援の内容について、具体的に取りまとめをしていこうというところまで入ってきているという報告も伺っておりますけれども、当然、私としても先ほども答弁させていただきましたが、このさらなる無償化に向けた財源の確保や国の動向なども注視をしながら、市長会、町村会ともしっかり意見交換をしてまいりたいと思います。
○中川京貴 議長　上原　章議員。
○上原　　章 議員　今議会で多くの議員が取り上げております。その中で知事は、市町村首長と三役でしっかりと話合いの日程調整もしたいとおっしゃっていますが、それはどうなっていますか。
○中川京貴 議長　教育長。
○半嶺　満 教育長　ただいまお話がありました町村会、市長会からの要請がございました。その要請、また自民党会派の皆様方からもその意見交換についての設定ということで御要望がございましたので、今できるだけ早めに開催できるように調整を行っているところでございます。
○中川京貴 議長　上原　章議員。
○上原　　章 議員　この各市町村の首長等との話合いをする中で、今回その町村会、市長会から出ている要望に対する回答――前向きなお答えも持ってお会いするのか、現時点では全くそういった回答もない状態で面談をしたいということになっているのでしょうか。
○中川京貴 議長　玉城知事。
○玉城デニー 知事　繰り返しになりますが、まずは来年４月からの中学生への給食費半額スタートについて、我々の考え方を述べさせていただきながら、なお、いろいろ御意見があると思いますので、しっかり承りたいと思います。
○中川京貴 議長　上原　章議員。
○上原　　章 議員　特に、現場のほうからは、市町村が対応しているこの就学援助の部分は、非常に負担が大きいんですね。それを全く県は対象にしないということなんですけれども、この負担分、特に準要保護の部分は、ほぼ一般財源で各市町村は補塡しているんです。その辺の把握はされているんでしょうか。
○中川京貴 議長　教育長。
○半嶺　満 教育長　就学援助の件につきましては、市町村のほうからも要望をいただいているところであります。入ってくるお金と支出に差があるというふうなことも伺っているところであります。この就学援助の制度につきましては、学校教育法に基づきまして、市町村に基本的には実施義務がございます。市町村への

地方交付税において、地方財政措置が今なされている状況でありますので、そのことから就学援助制度に係る市町村の負担につきましては、この地方交付税制度の中でまずは検討すべきであるというふうに考えておりまして、我々も国のほうにもその要望等を行っているところでございます。

○中川京貴 議長　上原　章議員。

○上原　　章 議員　これから地方交付税でしっかり補塡してもらえれば、それはそれでいいんですけれど、現状は相当の持ち出しを市町村はやっているんですよ。その件は御存じですか。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　地方交付税で措置される額と市町村が支出する額に差があるというふうなことは報告を受けております。

○中川京貴 議長　上原　章議員。

○上原　　章 議員　ちなみに、那覇市はこの要保護または準要保護のこの就学援助、どれだけの金額を負担しているか御存じですか。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後０時０分休憩

午後０時０分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

教育長。

○半嶺　満 教育長　申し訳ございません、那覇市の今具体的な数値……。

休憩お願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後０時０分休憩

午後０時１分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○半嶺　満 教育長　今、試算ではありますけれども、就学援助で那覇市が支出している額は、約２億1000万というふうに出ております。

○中川京貴 議長　上原　章議員。

○上原　　章 議員　本当にこの２億余りのお金というのは――私が調べてみたんですけれども、一般財源がほとんどなんですね。国からの交付金も若干ありますけれどね。その中で、例えば今回中学だけやった場合、那覇市は５億4500万余りの中で、この就学援助金が中学だけ１億4000万になるんですね。ですから、県は半分を負担しますと言っているのは、例えば中学でいくと２億560万余り。だけど、先ほどの援助金を入れると、市は３億4000万近くになるんですかね。その違いがあまりにも私はひどいんじゃないかなと。県はしっかり――知事はまず半分やっていきますと報道でもありますけれど、実際はそうじゃないんですよ。これ、本当にもっと財政の厳しい離島や地域に行くと、今回半分やりますと言われても、これからどういうふうにこの財源を確保するか御苦労されていると思うんですよね。ですから、今回、この三役はじめ教育長が各市町村と対話をしに行きたいというのであれば、せめてその援助金の半分ぐらいはしっかり負担をしていきたいぐらいの姿勢を見せないと、これから段階的に小学校もやっていきますと言っても、もっともっと負担が大きくなる可能性があるので、その点どうですか。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　今議員のお話しのあった状況については、各市町村からこれまでの意見交換の中でも出されているところであります。先ほども申し上げましたが、まず就学援助の制度の中でしっかりと検討していくということが、我々の基本的なスタンスでございます。そういったこともこれまで説明をしてまいりました。まずは、そのスタンスでしっかりと国にも要望してまいりたいというふうに考えております。これからも――令和７年度に向けて、今もう予算を確定する状況でありますので、引き続き意見交換等を図っていきたいと考えております。

○中川京貴 議長　上原　章議員。

○上原　　章 議員　ぜひ、しっかり市町村の声を聞いて、この来年４月から全市町村がスタートできるのかどうかお願いしたいと思います。

次に、体育館等へのエアコン設置についてですが、先ほど県は、体育館については2.7％設置と。実は、全国の設置状況は７年前――2017年は1.2％だったんですけれど、それがこの７年間で18.9％まで。まだまだ全体設置には遠いんですけれども、それでもここまで押し上げている。なぜ沖縄県は2.7％でとどまっているのか、理由をお聞かせください。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　体育館への空調設置については、近年の夏場の状況、災害発生時に避難所となることから重要であるというふうに認識をしているところであります。この既存の体育館につきましては、断熱性が確保されていないという状況もあり、冷房効率性が悪いことが課題となっているところでありまして、やはりこの体育館本体の建て替えや全面的な改修工事に合わせて、この断熱性を確保するといった空調の設置をする必要もございます。基本的には、予算等も非常に大きな財源が必要になってくるということもありますので、そういう状況でなかなか進まない状況がござい

ます。
○中川京貴 議長　上原　章議員。
○上原　　章 議員　国は、2023年度から2025年――現在2024年ですけれど、この３年間で国の補助率を従来の３分の１から２分の１に引き上げているんですね。県はこの３年間――まだ１年半ですけど、この引上げ率の中で実績はありますか。
○中川京貴 議長　休憩いたします。
午後０時６分休憩
午後０時７分再開
○中川京貴 議長　再開いたします。
教育長。
○半嶺　満 教育長　今議員お話のあったその実績等についてはございません。
○中川京貴 議長　上原　章議員。
○上原　　章 議員　沖縄はもう本当これだけ暑い。特に夏場は、猛暑から子どもたちの命や健康を守るには、この空調整備はもう必要不可欠。また、地震に加え、豪雨災害等が起きた場合の避難所の安全・安心を守るためにも、この空調設置は本当に加速化していかなくてはいけない。今回、私たち公明党は、５年をめどに100％設置を政府の総合経済対策に盛り込むよう、石破総理に提言をしました。これを受けて総理は、ペースの倍増を目指し、計画的に整備を進めるということを盛り込みました。また、令和６年度補正予算案に、避難所となる全国の学校体育館の空調整備の加速化に必要な経費を計上し、令和15年度まで使える新たな臨時特例交付金が創設される予定だそうでございます。それでこの詳細については、後日文科省から各都道府県教育委員会に事務連絡のお知らせをすると。申請の提出期間は１月中旬頃を予定していると。積極的な事業計上が必要と思います。先ほどのこの３年限定の引上げ率を令和15年度までまたしっかりやっていくと私聞いておりますが、この点どう思いますか。
○中川京貴 議長　教育長。
○半嶺　満 教育長　この体育館への空調設置についての重要性に鑑みまして、県としての方向性としても、膨大な費用を要するということから、まずは指定避難所となっている学校から検討してまいりたいというふうな方向性を持っているところでありますが、今議員御指摘のございました国の補助制度についても、しっかりと確認をしながら活用できるように取り組んでいきたい。市町村との連携も図りながら、活用に向けて取り組んでいきたいと考えております。
○中川京貴 議長　上原　章議員。
○上原　　章 議員　新たな臨時交付金は、先ほど言いましたように国庫補助率は２分の１、地方負担分の全額に地方債の充当が可能で、元利償還金の50％に地方交付税措置がなされると。地方の実質負担額は25％になると言われております。断熱性についても、この確保自体、設置費用・光熱費の観点から必要ですが、断熱性の基準というのはないそうでございます。個別の体育館ごとの実情に応じて検討もできるし、必要な断熱対策を取っていただければそれでいいんですが、必ずしも高断熱化を求めるものでもないと言われておりますので、国からはまずは空調設備をしっかり配置することが、子どもたち、また災害対策にしっかりつながるんだということを聞いております。県独自の体育館への空調導入計画を私は策定する必要があると思いますが、いかがですか。
○中川京貴 議長　教育長。
○半嶺　満 教育長　先ほど申し上げました、まず県の方向性としては、避難所となる学校から検討していきたいというふうに考えているところでありますが、今議員御指摘のあった制度のほうもしっかりとまた検討しながら、今後どういった方法が取れるのか検討してまいりたいと思います。
○中川京貴 議長　上原　章議員。
○上原　　章 議員　教育長、知事。本当に今、子どもたちは特に暑いあの期間、あの体育館の中で大変な状態だと私は聞いております。万一、これが災害救助の避難所になった場合も含めて――確かに教室等はもう相当頑張っていただいていますけれども、沖縄県においては、徹底して体育館へのこのクーラー設置、これは最優先でやるべきだと思うんですが、最後にこの件をお聞かせください。
○中川京貴 議長　教育長。
○半嶺　満 教育長　やはり災害発生時における避難所となる学校の施設でありますので、しっかりとその重要性を踏まえて検討してまいりたいと思います。
○上原　　章 議員　できれば知事もお聞かせ願えますか。
○中川京貴 議長　玉城知事。
○玉城デニー 知事　議員御案内の特例交付金のその確定なども含めて、教育長としっかり議論していきたいと思います。
○中川京貴 議長　上原　章議員。
○上原　　章 議員　ぜひお願いしたいと思います。
次に、特別養護老人ホームの設置についてなんですが、昨日、淑豊議員の質問の中に、この再公募の中で助成金を引き上げる検討をすると部長おっしゃってい

ましたが、まずこの今現在、県内の養護老人ホームの申込状況、あとは申し込んで一番長い方でどれぐらい待っていらっしゃるのか教えてください。

○中川京貴 議長　保健医療介護部長。

○糸数　公 保健医療介護部長　お答えいたします。

申込状況と御指摘いただきました入所の申込みをして、まだ入れていない待機の方というふうな数がございますけれども、今、令和５年度で826名の方が特別養護老人ホームへの入所の必要性の高い待機者ということで、こちらのほうは計上しているところです。そして、個別の申込みの――申し込んでから、その入所までの期間については様々な状況がありまして、なかなか統一できていないというところで、今正確な把握が困難な状況となっております。申込みだけ先にして、しばらく待っていただく方とかいらっしゃるようですので、単純に比較がなかなか難しいという状況でございます。

以上です。

○中川京貴 議長　上原　章議員。

○上原　　章 議員　今回の議会でも、この300床、令和８年度末までにということなんですが、この公募がなかなか今進展しない。中部圏域に１件ありましたと。これ何床できていますか。

○中川京貴 議長　保健医療介護部長。

○糸数　公 保健医療介護部長　ただいま、まだ申込みを受け付けている段階ですので、すみません、具体的な整備内容のお話はできませんが、公募条件内での応募があったというふうにお答えをさせていただきたいと思います。

○中川京貴 議長　上原　章議員。

○上原　　章 議員　分かりました。

それで、部長は補助単価の引上げを検討したいと。これ具体的にいつ――次の公募も含めて、スケジュールはありますか。

○中川京貴 議長　保健医療介護部長。

○糸数　公 保健医療介護部長　公募につきましては、今年度にまた行うかというような調整をしているところでございます。それから単価の引上げについては、総務部との調整となりますので、この年度――次年度予算に向けてというふうな形で今調整をしているところでございます。

○中川京貴 議長　上原　章議員。

○上原　　章 議員　ぜひ前に進むように、同じような型だと公募がまた不調になると思いますので、お願いします。

あと、高齢者の家賃支援なんですが、生活保護を受けている方々は、ある程度守られているというところがあるんですが、そのはざまにいる方々、本当に今少ない生活費で現在アパートに住んでいる人たちが苦しんでいる。社会福祉協議会にもその相談が来るけれども、具体的な支援がないということで、本当に途方に暮れて帰る方が多いそうなんです。今回の国のこの空き室対策、見守り対策で、あくまでもこれから入居する人たちに対する家賃支援になっているんですが、私は、今現在住んでいる人たちを何としても助けなくてはいけないと思うんですが、いかがですか。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　先ほども答弁いたしましたが、現に入居する単身高齢者などへの家賃補助は対象外となっているところでございます。住宅セーフティネット制度でございますが、民間の空き家、空き室を有効活用して、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の供給の促進が基本的な考えというふうに示されております。そういった住宅施策の推進を図る観点からも、国の補助制度では、基本的には新規入居希望者が補助対象となっているところでございます。

以上でございます。

○中川京貴 議長　上原　章議員。

○上原　　章 議員　部長、先ほどアンケート調査をして、高齢者の今の経済状況、生活環境等をしっかり支援していきたいと。こういった方々もそれに当てはまると思うんですが、いかがですか。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　この制度につきましては、やはり新規入居希望者が対象ということになっておりますが、他県の状況などを調査してまいりたいと考えております。

○中川京貴 議長　上原　章議員。

○上原　　章 議員　新規の話は今していませんので、別事業として私は提案していますが、いかがですか。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　住宅セーフティネット制度におきましては、国・県・市町村の重層的な連携が必要ということになっておりますので、今後とも補助制度などを安定的に継続して活用されるように、国の予算なども確保しながら市町村を支援していく必要があると考えております。

○中川京貴 議長　上原　章議員。

○上原　　章 議員　あと、雑草対策なんですが、これまでの仕様規定型と今回の性能規定型の違いを教えてください。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後０時17分休憩

午後０時17分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　従来の仕様規定方式でございますが、雑草業務における面積、回数、時期などの要件が定められており、県の指示により作業を行う契約方式でございます。一方、性能規定方式は、県は、達成すべき管理水準のみを規定し、達成の方法や手段等については、受注者自らの責任で選択できる契約仕様となっております。このことによりまして、受注者の創意工夫やノウハウを生かし、効果的・効率的な除草が可能となる契約仕様でございます。

以上でございます。

○中川京貴 議長　上原　章議員。

○上原　　章 議員　ぜひ、この性能規定型を全県に広げていただきたいと思います。

最後に、小禄の交差点、本当に狭隘で傾斜がひどい。日中からもう地域のお年寄りは、外出を控えています。こういった歩道があるということ自体、しっかり県は認識していただきたい。改善を求めます。最後にお聞かせください。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　議員御指摘の県道７号奥武山米須線の歩道改修の必要性については、認識をしているところでございます。今後とも現場を確認しつつ対応可能な対策について検討し、実施してまいりたいと考えております。

○上原　　章 議員　ありがとうございました。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後０時19分休憩

午後１時38分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

午前に引き続き、質問及び質疑を行います。

大田　守議員。

○大田　守 議員　それでは一般質問を始める前に、所見を述べさせていただきたいと思っております。

教育は、私はこの国の根本をつくるものだと思っております。米百俵の精神がございます。北越の戊辰戦争で大きな被害を受けた長岡、そこの窮境に対しまして近くの藩から米を提供されました。しかしその中で、小林虎三郎という方は、このお米を藩士に分けるだけであれば、すぐなくなってしまう。これはこの地域をつくる、将来のこの地域の繁栄をつくり上げる子どもたちのために使うべきであるということで、藩校の日新館を立ち上げております。私はやはり、教育にはそういった思いが必要だと思っております。そしてでき得れば、この沖縄県を本当の教育の日本一の県にしたいなと思っております。確かに、教育の前に大切なものはございます。教育や福祉の根底は経済でございます。ただ、この経済をつくるのも人でございます。沖縄もそうです。戦後、多くの方が米留やそして日留でもって、国費制度でもって人材をつくり上げてまいりました。その結果が、今の沖縄県になっていると思っております。そして、この根底には沖縄県の２代目県令であります上杉茂憲、彼の功績が大きいと思っております。明治14年、この沖縄に彼は赴任してまいりました。当時の政府は、沖縄のことは何もするなということをおっしゃっておられたと聞いております。その中で、彼は半年間かけてこの沖縄を駆け巡っております。そして、県令日誌にこう書かれております。日本国民となった沖縄の人は、４軒、５軒のかやぶき小屋に住んで、ヤギと一緒に住んで、そして税金は、文字書きができないもので計算もできないもので、言われるままに払っていると。夕方に泡盛というどぶろくを飲んで、歌を歌って、それで１日が終わる。彼はこれでは駄目だということで、この沖縄中の各地域を歩いているときに、明治12年に日本国は義務教育令を出しました。そういった中では、この沖縄にもしっかりとそういった学校を造ってほしいという願いでもってやっております。そして明治14年、その後に沖縄で初めて小学校が――たしか26校ですか、出来上がっております。これが沖縄の義務教育の根底でございます。だがしかし、彼は１年半しかおりませんでした。彼はこの沖縄から離れるときに、当時のお金で大きな3000円、これを米沢藩から持ってきた家財を売り払って、このお金でもって、沖縄の初めての国費留学生を出しております。琉球新報の太田朝敷含め、そして５名のうちの１人は農家出身の謝花昇を国費留学生として行かせております。彼は沖縄に帰ってきて、沖縄で自由民権運動を立ち上げております。そういった教育の大切さがやはりしっかりとこの沖縄には根づいたものだと思っております。それを基にして、一般質問をいたしたいと思っております。

１、教育行政でございます。

給食費の無償化について。

ア、給食は義務教育の中で食の教育として位置づけられていると考えるが、県と教育委員会の見解を伺います。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　お答えします。

食育は、学習指導要領において学校教育活動全体で

取り組むよう示されており、給食の時間を中心としながら、健康によい食事の取り方など望ましい食習慣を図ることや、食事を通して人間関係をよりよくすることを目的としております。

県教育委員会としましては、食育は、児童生徒が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むための基礎となるものと捉えておりまして、引き続き推進してまいります。

○中川京貴 議長　大田　守議員。

○大田　守 議員　確かに、給食は食育の中ではしっかりとしたものだと思っています。だからこそ私は、給食は食育の中で教育としてはっきりと位置づけるべきだと思っております。今の教育の中では、この給食の時間に関しましては学級活動、学校活動、そういった位置づけでございます。しかし本来は、給食を通して食育を教えていく。地域の生産物を教えていく。そういったものがこの中に含まれております。そうであれば、私はやはり給食は教育の一環、だからこそ、義務教育の中で給食費は無償化が必要だと思っております。それで県に、知事に伺いたいと思っております。

中学校の給食費を来年、令和７年度から２分の１を補助する方針ですが、人口規模や自治体の財政状況が異なる地域間で保護者の負担に格差が生じることが懸念されます。これに対しまして、県の見解を伺います。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　お答えいたします。

県内の小中学校における学校給食費については、各市町村において無償化や一部助成など、現在も様々な方法で助成が行われております。そのような中、県が41全ての市町村において、まずは段階的な無償化に向けて中学生の学校給食費の２分の１を補助するということで、これは間違いなく保護者の経済的負担の軽減が確実に図られるというように考えております。そのため、現在教育庁におきましては、各市町村の令和７年度要望額調査の結果を取りまとめていただき、当初予算の概算要求を行うとともに、制度設計について市町村との調整を進めていただいております。その結果を踏まえて、令和７年１月末までには補助金交付要綱を決定し、４月からの実施に向けて取り組んでいくということであります。なお、当然それ以降も、また不断にその無償化に向けた取組についてもしっかりと検討してまいりたいというように考えております。

○中川京貴 議長　大田　守議員。

○大田　守 議員　これは継続的にやらないといけない事業ですし、やはり私は半額の補助というのはいかがなものかなと思っております。今回、東京都のほうで、都は第１子から保育料無償化をしようという案を出しております。そして、隣の県の自治体では、そうであれば東京都のほうに移動しようかという話もございます。これ、給食費のほうも100％出せる市町村であればよろしいんですけれども、出せない市町村があります。その場合には、私はこの人口の移動が起きるんじゃないかなと思っております。前回もそれは知事に対してお伺いしました。やはり教育の一環としてやる施策の中で自治体間の格差をつくる。これがいいのかどうか、もう一度お伺いいたします。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　無償化に向けた各市町村の取組は、当然、財政規模、人口――子どもたちの数にもよりますけれども、様々な背景があるということは私も承知をしております。ただ、そのような中、今物価高騰、エネルギー高騰の中で、家計に占める支出の割合――特に教育費の割合が、学校給食実態調査の中でも中学生のいる御家庭の出費が多いというところから、まずはその中学生のいらっしゃる家庭の給食費の半額を負担することで少しでも家計の支援を直接行えるように、市町村と協力していきたいということで実施をしようとするものであります。

○中川京貴 議長　大田　守議員。

○大田　守 議員　家計の負担を軽くしようという、それは大変ありがたいことではございますけれども、しかし、やはりこれを自己負担する保護者の皆さん方にどれぐらい重い形になっているのか。教育庁は今度この給食に関する調査をやっていると思います。今、給食費を負担に思っているという、その保護者の数というかパーセンテージはどれぐらいありますか。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　学校給食実態調査の結果でございますが、給食費を負担と感じる、または非常に感じると回答した割合――これは就学援助を受けている世帯を除いた方々や世帯を対象にしておりますが、感じる、または非常に感じると回答した割合は39.5％となっております。

○大田　守 議員　休憩いたします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後１時49分休憩

午後１時50分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

大田　守議員。

○大田　守 議員　知事、約４割の家庭が負担に感じているんですよね。その中で、この保護者の皆さん方は

給食費の負担のために子どもたちにさせたくてもなかなかできないものがあると、その回答もございます。これに関しまして、この給食費の負担のために子どもたちに影響が出ている、その結果がありますよね。これは幾らぐらいになっておりますか。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　同調査の結果でございますが、子どもに旅行や自然体験、社会体験、文化的体験をさせることが難しいと答えた割合が52.2％と最も高く、次に、塾や習い事、部活動をさせたいが経済的に難しいが42.7％という結果になっております。

○中川京貴 議長　大田　守議員。

○大田　守 議員　知事、今の答弁聞きましたでしょうか。給食費が負担と思って、そして子どもたちに我慢をさせているんですよ。これが今の現状なんですよね。給食の根本は何なのか、いつぐらいに始まったのか。これを調べるのは大変でしょうけれども、これ1889年、今の山形県鶴岡市で始まっております。これは、困窮している家庭の子どもたちに無償で食事をさせる。そこから始まっているんです。給食はそれから始まっているんです。そして古くは1806年、福島の会津藩の日新館で給食が始まっております。これも無償でございます。本来、給食は無償から始まっているんですよね。だからこそ、私は本来県が中学校の部分でも無償化をするのであれば、半分ではなくて中学校の部分全て無償化にすべきだと思っておりますけれども、再度知事の答弁を聞きたいと思っております。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　旅行に行かせたいけれどもその余裕がないという御家庭、あるいは部活動、習い事をさせたいけれどもその出費が非常に苦しいという御家庭について、学校の給食費の負担が大きいということは、対外的な活動も含めても、やはり子どもたちにとって食育の面からの食事の提供、給食の必要性は非常に高いという我々も同じような認識であります。ですが、今般、県が総額約20億円の半分、約10億円の負担をしようということで、この10億円分の効果をしっかりと検証しながら、またそこからさらに広げていけないかということについても当然検討をしていきたいというように考えてます。

○中川京貴 議長　大田　守議員。

○大田　守 議員　物価高騰によって給食費の値上げもしております。しかし今、各自治体とも保護者に負担させられないんですよね。転嫁することができなくて、一応、自治体の中で高騰部分を公費でもって補っております、高騰部分を。これは、市町村がいわゆる数少ない財源の中からこれを出しているんですよ。確かに就学援助費がございます。就学援助で要保護・準要保護の皆さん方も含めて給食費を払われていると思っておりますけれども、しかし就学援助、これは本当に就学援助だけに使われているのでしょうか。知事、一般財源の中に入っているんですよ。就学援助は、多分就学援助だけに使われていないと思っております。各自治体とも厳しいもので。それを考えていくと、やはり県がそこを考えてやるのが県の仕事だと私は思っております。給食費に関しては、それをお願いしたいなと思っております。ぜひとも考え直し、そして４月１日からに間に合わなければ、途中からでもよろしいです。補正を組んででもやっていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

休憩いたします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後１時54分休憩

午後１時54分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○大田　守 議員　不登校について質問いたします。

令和５年度、全国でいじめは小中学校で約73万件、不登校の小中学生は34万人と言われております。沖縄県でも、いじめが１万3522件、不登校は7013人と過去最高の数となっています。その不登校の対応については、文科省含め教育庁はスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置、派遣などをして学校のサポート体制をやっておりますが、県内のこの状況はこれでは足りないと思うんですよね。今やっているこのスクールソーシャルワーカー、カウンセラー以外に県が独自にやっている対応策はありますでしょうか。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　この不登校対策につきましては、我々教育委員会においても喫緊の課題と考えております。今議員から御紹介がありましたとおり、その対策につきましては、令和６年度スクールカウンセラーを137人配置し、児童生徒、保護者等に対する相談助言を行い、教育相談体制の充実を図っております。また、スクールソーシャルワーカーを22人配置しまして、問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけと関係機関と連携した支援に取り組んでいるところであります。

県教育委員会としましては、引き続きこの配置時間――スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーの拡充について、全国都道府県教育長協議会を通して国に要望しているところであります。

○中川京貴 議長　大田　守議員。

○大田　守 議員　県内全体でソーシャルワーカーが22名。私は、360ある小中学校の中では、数的に少ないと思っているんですよね。これを充実させないと、私はなかなか不登校対策にならないんじゃないかなと思っておりますし、年々不登校数は増えております。この原因はどういったものが考えられますでしょうか。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　令和５年度問題行動調査によりますと、不登校の主な相談内容として、無気力や不安、生活リズムの不調となっております。また、不登校の増加の背景としまして、児童生徒の休養の必要性を明示した教育機会確保法の趣旨の浸透等も指摘をされております。

○中川京貴 議長　大田　守議員。

○大田　守 議員　私は、やはり不登校の原因の大きなもとは、子どもの貧困、大きなものはそれじゃないかなと思っております。そういった中で、発達障害の子どもたちが結構いらっしゃるんですよね。ＡＳＤやＡＤＨＤ、そしてＬＤ。先ほどのいじめの１万3000件余りの中に、こういった発達障害の子が結構含まれているんじゃないかなと思っておりますし、そしてある調査によりますと、不登校の25％以上が発達障害だという調査もございます。そうなってきますと、発達障害を早期に診断して早期に診療につなげていく。やっぱりそれが必要だと思っております。その点に関しまして、この発達障害の早期発見のためには３歳、５歳――できれば早いうちがいいと思っておりますけれども、これは教育委員会としてどのように考えておりますか。

○中川京貴 議長　こども未来部長。

○真鳥裕茂 こども未来部長　お答えいたします。

　議員の御指摘のとおり、発達障害を早期に発見し必要な支援につなげるということは、保護者それから周囲が子どもの特性を理解した関わりを持つことが可能となり、子ども本人が自分に合った方法で必要な能力を身につけることができ、社会生活における困難さが起きにくくなるというふうに考えております。

○中川京貴 議長　大田　守議員。

○大田　守 議員　これは早期に発見して、そして対応していけば、これはちゃんとよくなるというか、いわゆる普通の生活になじんでいける、そういった子どもたちになるんじゃないかなと思っているんですが、それをそのまま大人までほっておいた場合は、これがそのまま不登校からひきこもりになって、青年のひきこもり、私はここにつながっていくんじゃないかなと思っております。その点に関してはいかがでしょうか。

○中川京貴 議長　こども未来部長。

○真鳥裕茂 こども未来部長　議員御指摘のとおりだと思っていまして、現在県のほうでは、乳児健診、１歳半健診、そして３歳時健診という形で実施しているんですけれども、症状によっては見つからないケースもございます。そこで、令和５年12月からなのですが、発達障害等の早期発見を目的とした５歳時健診というものが国の補助事業として位置づけられましたことから、県においては、市町村が早期に健診を実施できるよう、関係機関と連携しながら現在体制整備に向けて検討を進めているところでございます。

○中川京貴 議長　大田　守議員。

○大田　守 議員　これは診断されたにしても、今の沖縄県内の医療体制であれば少し難しい。今、診察だけでも診療だけでも半年待ち、１年待ちなんですよ。そういった中では、やはりそれに詳しい児童心理司がやはり学校のほうには必要ではないかと思っておりますけれども、教育委員会としてその児童心理司の配置を考えているかどうか、お考えをお聞きいたします。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　児童心理司につきましては、心理学を専攻・専修する学科またはこれに相当する課程を修めて卒業した方で、児童相談等で働く人の総称というふうに聞いているところであります。児童心理司の主な職場としては、児童相談所、福祉事務所等が今あるというふうに把握をしているところであります。今、学校現場においては、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用を推進しているところでありますので、この児童心理司の活用については、また今後少し研究してみたいというように考えております。

○中川京貴 議長　大田　守議員。

○大田　守 議員　これもう全て私は――予算が足りない、教育に関する。そして、子どもたちの健康に対する予算が足りない、対策ができないのはそこから来ていると思うんです。知事、今、沖縄振興費の中で、沖縄県子ども貧困対策費が組まれていると思いますけれども、ぜひとも次年度辺り、新年度を含めて再度これの増額を勝ち取ってください。それで令和７年度、令和８年度、とにかく沖縄県子どもの貧困対策、この事業費は、沖縄振興策の中で沖縄県が唯一持っている事業でございます。それをしっかりと予算確保をお願いいたしまして、この件を終わります。

休憩。
○中川京貴 議長　休憩いたします。
午後２時２分休憩
午後２時２分再開
○中川京貴 議長　再開いたします。
○大田　守 議員　文化財行政。
文化庁は、国民が文化財を理解し、親しむ機会の充実を図るため、文化財の特性や保存に配慮しつつ、文化財の魅力が国民に伝わるよう、積極的に文化財の公開・活用を推進する施策を講じることが重要だとしております。
そこで、質問をいたします。アとイ、同じ内容で関連しますのでお聞きいたします。
文化財の県指定の数、国指定の数、そしてこの県指定・国指定の保護・活用に関する県の見解を伺います。
○中川京貴 議長　休憩いたします。
午後２時３分休憩
午後２時４分再開
○中川京貴 議長　再開いたします。
教育長。
○半嶺　満 教育長　お答えします。
沖縄県内における文化財の指定件数は、令和６年11月末現在、県指定文化財が262件、国指定文化財が178件となっております。
○中川京貴 議長　大田　守議員。
○大田　守 議員　答弁漏れです。
○中川京貴 議長　教育長。
○半嶺　満 教育長　保護・活用についてでありますけれども、沖縄県にある文化財につきましては、文化財保護法や沖縄県文化財保護条例により文化財の保存・修復・継承のため、市町村等に対して補助金の交付や指導助言等、必要な措置を講じております。
県教育委員会としましては、文化財の保護・活用は重要なことであると認識しており、今後とも国・市町村及び関係機関と連携して、文化財の保存・継承に努めてまいります。
○中川京貴 議長　大田　守議員。
○大田　守 議員　では、知事にお聞きしたいと思っております。
こういった国指定や県指定の史跡は、観光に資すると思いますか。いかがでしょうか。
○中川京貴 議長　玉城知事。
○玉城デニー 知事　地域の歴史・文化・伝統、そして人々の暮らしなどに裏打ちされている文化財は、祭祀の文化財、教育の文化財、観光の文化財などなど、様々な文化財が今指定を受けております。そのような文化財は、やはり沖縄のそれぞれの地域にとっての大きな魅力でもあり、また学ぶべき深い知性がそこに込められていると思います。
○中川京貴 議長　大田　守議員。
○大田　守 議員　そういった史跡は、やはり観光資源として使えるものだと思っております。ただしかし、大変残念なことではございますけれども、国指定の中で、その国指定を見るための仮設の階段――木製の階段、これが壊れたままになっている場所があります。これを県として、そのままほっておくのでしょうか。これは10年以上前から老朽化が言われておりました。この間、底が抜けております。そこの上を観光客の皆さん方が通っているんです。沖縄県の観光産業は何をしているんですか。それを言っているらしいです。この件に関しまして、そこを確認されているのかどうか、お伺いいたします。そして、今後どうするのか、対応策。
○中川京貴 議長　教育長。
○半嶺　満 教育長　史跡・玉城城跡の御指摘だというふうに思っております。
近年、 主郭北側城壁や木製階段の棄損が生じておりますが、南城市教育委員会に確認をしたところ、双方とも修復の計画を進めているというふうに聞いております。
県教育委員会としましては、地域の文化財を地域で守るという観点から、当該市町村教育委員会が主体となって保護を図る必要があると考えており、引き続き市町村教育委員会と連携の上、対応してまいりたいと考えております。
○中川京貴 議長　大田　守議員。
○大田　守 議員　この場所、国指定の史跡なのですが、本当に10年来、指摘され続けております。知事、私たち沖縄県の独自の文化、これをやはり観光客の皆さん方に知っていただく場所です。こういったものをしっかりとやっていただきたいなと思っております。そして、あと県指定のほうでも、私有地にある史跡で看板が外されたままで、もうこれも十何年以上たっているものがございます。これに関しましては、教育委員会は確認されておりますでしょうか。
○中川京貴 議長　休憩いたします。
午後２時７分休憩
午後２時７分再開
○中川京貴 議長　再開いたします。
教育長。
○半嶺　満 教育長　お答えします。

県指定史跡のミントングスクについてというふうに理解しております。

個人が所有管理している文化財については、文化財の所在する市町村教育委員会や県教育委員会など、関係機関による指導助言に加え、一部では補助事業での管理委託を行っている事例もございます。

県教育委員会としましては、所有者及び管理者の別にかかわらず、文化財の適切な保存と活用が図られるよう、引き続き市町村教育委員会や関係機関と連携して対応していきたいと考えております。

○中川京貴 議長　大田　守議員。

○大田　守 議員　これもしっかりと。これはこの２か所だけではなくて、やはり県内各地でこういった状況が見受けられると聞いております。しっかりとした文化財行政、これをお願いいたします。

休憩いたします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後２時８分休憩

午後２時８分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○大田　守 議員　農業行政のほうに移ってまいります。

島野菜のブランド化につきましては、次回に回したいと思っております。

イのほうの県内の畜産業において、豚・牛・鶏が主要となっているが、沖縄の食文化においてヤギの位置づけは大きなものがある。しかし、その形態は小規模飼育の状況となっております。観光産業が主要である沖縄にとって、インバウンドの食対応を考えると、ヤギ肉のブランド化で他地域との差別化を図ることが可能になると思っております。その可能性を秘めたヤギ飼育頭数の推移と対応を伺いたいと思っております。

○中川京貴 議長　農林水産部長。

○前門尚美 農林水産部長　お答えいたします。

本県におけるヤギの飼育頭数でございますが、令和３年は１万776頭、令和４年は9964頭、令和５年は9493頭となっており、減少傾向にあります。一方、県内家畜市場の取引総額については、令和３年度は約5111万円、令和４年度は約6862万円、令和５年度は約7378万円となっており、増加傾向にあります。ヤギ肉は、伝統的に食されている沖縄独特の畜産物であると認識しております。県では、ヤギ肉のブランド化を図る上で、安定供給に向けた頭数の増頭が必要だと考えておりまして、山羊消費供給安定化事業により、多頭飼育技術の確立に向け取り組んでおります。引き続き、ヤギ生産振興に取り組んでまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　大田　守議員。

○大田　守 議員　このヤギ肉のブランド化、これはやっぱり沖縄県では必要だと思っております。ぜひとも県のほうでは、今、琉大の農学部でブランド化についての研究をされていると聞いております。そして、良質なヤギ肉をつくるためには、海外からの良質な品種の輸入が必要だと言われております。この件に関しましては、県の協力が必要だと言われております。その件に関してはいかがでしょうか。

○中川京貴 議長　農林水産部長。

○前門尚美 農林水産部長　お答えいたします。

新・沖縄21世紀農林水産業振興計画において、生産者の経営体質強化やヤギ肉の安定供給を推進するとしておりまして、管理技術向上の実証試験や講習会の実施、収益性のあるモデル農家の調査を通して、今後の優良農家育成に努めているところでございます。また、沖縄県山羊振興協議会では、ヤギ肉量を増加させるため、体形を大型化する改良目標を定め、ヤギ肉の安定供給を図っていくこととしております。生産効率のよい品種を造成するため、海外より優良品種を導入することにつきましては、関係機関やヤギ農家等との意見交換を行っておりまして、検討を始めているところでございます。

以上でございます。

○大田　守 議員　ありがとうございました。

以上で、一般質問を終わります。

○中川京貴 議長　仲宗根　悟議員。

〔仲宗根　悟　議員登壇〕

○仲宗根　悟 議員　議長、休憩。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後２時13分休憩

午後２時13分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○仲宗根　悟 議員　それでは改めまして、ハイサイグスーヨー　チューウガナビラ。

皆さん、こんにちは。よろしくお願いします。

11月議会定例会、一般質問を行います。

おきなわ新風、仲宗根悟でございます。どうぞよろしくお願いします。

去る11月９日、10日、やんばる地域の豪雨災害は大きな衝撃でありました。私たち会派メンバーで11日の月曜日に現地を視察いたしましたけれども、想像を絶する光景を目の当たりにいたしました。被災された皆様と地域の皆様にはお見舞いを申し上げ、一日も早い復興を願いたいというふうに思います。

そして、またこの北部地域へ追い打ちをかけるように、山里将雄議員からも質問がありましたセグロウリミバエですか、これの発生が確認をされたと。しかも中部まで広がってきているというようなことです。大変心配するところでありますけれども、早期の対策を講じてほしいものであります。そのことで、前門農林水産部長から家庭菜園でのウリ類の栽培自粛の呼びかけがありましたけれども、非常に残念で、そういうふうな思いでいます。私自身も、毎年庭の片隅に畳１畳ほどのスペースですが、ゴーヤーの苗を求めてきて栽培しているんですけれども、これはまたグリーンカーテンの役目も果たしておりまして、収穫を喜び、そしてお裾分けをする兄弟やおい、めいたちが毎年非常に楽しみにしているところです。自粛要請には応じなければなりません。非常に残念であります。

そして我が県の、本県のウリミバエ、ミカンコミバエの根絶に20年余りの歳月をかけて、壮絶な取組をして根絶に至ったということを思い起こしました。農薬は使わない、そして特定の虫だけを減らす、そして他の虫に影響しない不妊虫増殖技術の確立、その放飼法というんでしょうかね、その技術が確立されて20年余りの歳月をかけて根絶に至ったと。ウリ科など100種類以上の植物を食害とする大害虫であるということなんですね。そのウリ類が本土への出荷制限を受けていたということもあり、復帰の年の1972年から不妊虫放飼法が用いられて、久米島から始まったということなんですが、その６年後の1978年には久米島で根絶を確認したと。そして1980年に、沖縄本島で本格的な根絶防疫事業がスタートをして、それから13年の歳月をかけまして1993年に根絶宣言に至ったということでありますけれども、この根絶までに沖縄と奄美地方で625億匹でしょうか、不妊虫が放たれたということでありました。私自身もヘリで放たれる光景を何度か見た覚えがありますけれども、これだけの技術を確立しているわけですから、早期の根絶を期待したいものです。発表によると６月からというようなことでありますけれども、この家庭菜園の復活を非常に心待ちにしておりますので、ぜひ頑張っていただきたいと思います。

先ほど、大田さんの質疑の中にもヤギのお話がありましたけれども、宮古の山羊サミット――全国山羊サミットの話は、また次回に持ち越したいと思います。よろしくお願いします。

それでは、改めまして質問に入りたいと思います。

１、知事の政治姿勢についてです。

(1)、本島北部地域における豪雨災害について。

ア、11月９日から10日にかけて、沖縄本島北部で起きたこれまでに経験したことのない記録的な大雨は、河川の氾濫による床上浸水、断水、崖崩れによる道路の寸断など甚大な被害をもたらしました。被害状況と今後の対策について伺います。

イ、今回の災害においては、災害救助法の適用が受けられない事態になったが、県として被災者の支援を図らなければならない。その対応について伺います。

ウ、河川氾濫に伴う浸水被害による災害廃棄物の処理について、県の支援、対応を伺いたいと思います。

エ、農畜産物への影響について伺います。

(2)、2025年度の沖縄振興予算の確保について伺いたいと思います。

２、米軍基地問題について。

(1)、国頭村辺戸岬付近に普天間配備のＵＨ１ヘリコプターが不時着をしました。知花国頭村長は、地域住民及び観光客に大きな不安を与える行為であり、万一墜落すれば大惨事につながりかねないとして、集落や観光地周辺上空での飛行訓練を実施しないこと、原因究明と再発防止を米側に働きかけることを求め抗議の意思を示しました。県としての対応と対策について伺いたいと思います。

(2)、嘉手納基地では、深夜・早朝の戦闘機の離発着訓練が度々行われている状況であるが、去る11月14日午前２時過ぎに98.6デシベルが記録されました。ＷＨＯは、睡眠妨害が引き起こす健康被害の実態を述べています。まさに常軌を逸する基地使用のありようであります。県の対応と対策について伺います。

(3)、米軍兵によるひき逃げ事件、器物損壊事件、飲酒運転による物損事故及び追突事故等、不祥事が多発しています。抜本的な対策が望まれるが、取組状況について伺いたいと思います。

３、比謝川の歴史・自然景観整備についてです。

(1)、比謝川下流堰の撤去に伴う下流一帯の保全対策をどのように考えているのか方向性を伺いたい。

(2)、屋良城址公園から河口まで水面利用が可能となると思うが、両岸の自然景観整備等どのように捉えているか伺います。

(3)、比謝川河口の歴史沿革、旧日本軍の特攻艇秘匿壕群など、平和学習広場として後世に伝える歴史遺産となることから戦争遺跡として保存・活用すべきでないか伺います。

４、伝統工芸産業の振興について。

(1)、長い歴史と風土の中で培われてきた伝統工芸は、地域経済の活性化や観光産業に重要な役割を果たしている。伝統工芸産業の現状と課題、今後の取組に

ついて伺います。

(2)、伝統工芸品は熟練した職人の手作りが魅力である。従事する人材の確保と育成について伺いたいと思います。

５、我が会派の代表質問との関連については、割愛したいと思います。

よろしくお願いします。

○中川京貴 議長　玉城知事。

〔玉城デニー　知事登壇〕

○玉城デニー 知事　仲宗根悟議員の御質問にお答えいたします。

知事の政治姿勢についての御質問の中の(1)のイ、被災者支援の対応についてお答えいたします。

災害救助法における救助の対象は、市町村が発行する罹災証明書によって、住家が準半壊以上の被害を受けた世帯の応急修理等となっております。沖縄県では、同法と同等の支援として、住家の応急修理に係る支援金3460万8000円を予備費から充当して支給することを決定しております。また、市町村が実施した避難所の設置等についても、同法と同等の支援ができるよう取組を進めております。加えまして、見舞金については、被災者の生活再建を支援することを目的として、今回の災害に鑑みた県独自の見舞金を本議会の補正予算として追加提案させていただいており、住家の被害状況に応じた支給額を検討しているところであります。

その他の質問につきましては、部局長から答弁させていただきます。

○中川京貴 議長　知事公室長。

〔溜　政仁　知事公室長登壇〕

○溜　政仁 知事公室長　１、知事の政治姿勢についての中の(1)ア、北部地域における大雨の被害状況についてお答えいたします。

12月８日現在、人的被害に関する情報はありません。住家・非住家被害に関する情報は、現在調査を継続中ではありますが、床上浸水80件、床下浸水74件、半壊・一部損壊各１件、非住家被害２件、車両被害28件、土砂崩れ９件、道路損壊等25件が確認されております。県では、現在進めている災害応急対策に引き続き取り組むとともに、速やかに災害対策本部を設置できるよう設置基準等の見直しや、県の防災組織体制の強化などに努めてまいります。さらに、今回の災害対応について、関係部局をはじめ市町村や気象台など国の関係機関等と振り返りを行い、市町村や関係機関との連携強化などに取り組んでまいります。

次に２、米軍基地問題についての中の(1)、国頭村へのＵＨ１ヘリコプター不時着に係る県の対応等についてお答えいたします。

先月14日、国頭村の民有地に普天間飛行場所属のＵＨ１ヘリコプターが不時着する事故が発生しました。今回の事故による人的な被害は確認されていないものの、私有地への被害のほか、県警が国道58号の交通を規制したことにより、県民生活への影響が生じました。また、航空機関連の事故は、人命や財産に関わる重大な事故につながりかねず、県民に大きな不安を与えるものであり、極めて遺憾であります。県は、翌日現場に職員を派遣し状況を確認するとともに、沖縄防衛局及び在沖米海兵隊に対し、このような事故が二度と起こらないよう、原因の究明、再発防止策の徹底及び事故調査の報告と今後の一層の安全管理に万全を期すよう、口頭で要請しております。

同じく２(2)、嘉手納飛行場の深夜・早朝の騒音への対応についてお答えいたします。

11月14日午前２時15分頃、県設置の航空機騒音測定局の屋良Ａ局で、速報値で99.6デシベルの最大騒音レベルが確認されました。当該騒音は、近距離での自動車のクラクションと同程度とされており、深夜のこのような騒音は、周辺住民の生活に大変大きな影響を及ぼしていると考えております。県は、本年９月18日に沖縄防衛局や米軍等に対し、11月13日には軍転協として日米両政府に対し、航空機騒音規制措置の厳格な運用や外来機の飛来制限等を要請したところです。米軍機による航空機騒音については、嘉手納町等関係市町村とも一層連携を図り、取組を強めてまいります。

同じく２(3)、米軍人による事件・事故等への対策についてお答えいたします。

米軍は、７月からゲートチェックの強化、巡回パトロールの拡大、隊員教育の強化や上司による指導等を実施しており、10月からは、一番厳しい海兵隊のリバティー制度を全軍種へ適用しているとのことです。しかしながら、米軍関係者による飲酒運転や傷害事件等、事件・事故は後を絶たず、さらなる対策の強化が必要であると考えております。そのため、現在米軍等と調整を進めている新たなフォーラムにおいて、リバティー制度や教育プログラムの内容等の具体的な取組について議論したいと考えております。また、年末は飲酒が関係する事件・事故が多発する傾向にあることから、米軍や政府に対し、一層の綱紀粛正や再発防止策を求めているところであり、今後も強く求めてまいります。

以上になります。

○中川京貴 議長　生活福祉部長。

〔北島智子　生活福祉部長登壇〕

○北島智子 生活福祉部長　１、知事の政治姿勢についての御質問のうち(1)のア、床上浸水などの今後の対策についてお答えいたします。

災害救助法における救助の対象は、市町村が発行する罹災証明書によって、住家が床上浸水など準半壊以上の被害を受けた世帯の応急修理等となっております。県では、同法と同等の支援として、住家の応急修理に係る経費を支援金として、予備費を充当し支給することが決定しており、応急修理の支給額については、半壊以上の住家被害で71万7000円以内、準半壊の住家被害で34万8000円以内となっております。また、当該支援金の申請手続等に関する説明会を11月27日に開催し、28日から受付を開始しているところです。なお、見舞金については、今回の災害に特化した県独自の見舞金制度として、本定例会の補正予算として追加提案しております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　農林水産部長。

〔前門尚美　農林水産部長登壇〕

○前門尚美 農林水産部長　１、知事の政治姿勢についての(1)のアのうち、農道や林道等の今後の対策についてお答えいたします。

北部地域の大雨災害により被災した農道や林道等の公共施設のうち、暫定法に基づき国庫補助の対象となる箇所については、国の災害査定を受け、災害復旧事業により復旧を行ってまいります。また、国庫補助の対象とならない小規模な災害箇所については、県及び市町村単独事業により、優先度に応じて随時復旧していく予定であります。

同じく１の(1)のエの、農畜産物の被害状況と支援についてお答えいたします。

北部地域の大雨災害による農畜産物等の被害は、園芸作物、畜産、農業機械等において浸水被害などが発生しており、被害額は約１億4000万円となっております。農家に対する支援として、営農相談窓口の設置、既決予算を活用し病害防除が必要な圃場を対象に農薬の提供などを行ったほか、農業共済、収入保険等による補償、国の補助事業等を活用し対応してまいります。

県としましては、引き続き関係機関等と連携を図りながら、各種支援に取り組んでまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

〔前川智宏　土木建築部長登壇〕

○前川智宏 土木建築部長　１、知事の政治姿勢についての(1)のア、北部地域の大雨による被害状況と今後の対策についてお答えいたします。

土木建築部においては、北部地域の大雨により、道路については県道14号線等４路線で土砂崩れ等が発生し、河川については比地川等で浸水被害、田嘉里川等で護岸破損が発生しております。予備費等による応急対応として、道路については県道14号線等４路線の土砂撤去等を行い、河川については比地川のしゅんせつや田嘉里川の護岸保護等を行っているところであります。また、復旧に係る補正予算として、道路については護岸対策工事費を、河川については比地川を含む８河川のしゅんせつ工事費を、それぞれ計上しております。

県としては、引き続き、早期復旧に向け取り組んでまいります。

次に３、比謝川の歴史・自然景観整備についての(1)、比謝川下流堰の撤去に伴う下流の保全対策についてお答えいたします。

比謝川下流については、現在、企業局において堰の撤去が行われております。堰上流の比謝橋から屋良城址公園付近までの約１キロメートルについては、緊急浚渫推進事業債を活用し、令和２年度から令和４年度にしゅんせつを行っております。今後は、堰撤去後の状況を確認した上で、しゅんせつ等の必要な対応を検討していきたいと考えております。

県としては、引き続き、比謝川の適切な維持管理に努めてまいります。

次に同じく３の(2)、屋良城址公園から河口までの自然景観整備等についてお答えいたします。

県管理河川における河川整備については、良好な自然環境の保全・再生のため、多自然川づくりを推進しております。比謝川の屋良城址公園から河口の区間については、右岸側は自然河岸で、左岸側は遊歩道や親水性護岸等が整備され、人々の安らぎと交流の場が創出されていると認識しております。比謝川下流については、現在、企業局において堰の撤去が行われていることから、県としては、堰撤去後の河川環境への影響を注視し、必要な対策を検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　環境部長。

〔多良間一弘　環境部長登壇〕

○多良間一弘 環境部長　１、知事の政治姿勢についての(1)のウ、災害廃棄物の処理に関する県の対応についてお答えいたします。

災害廃棄物の処理は市町村が行うことになりますが、被災した１市３村においては速やかに仮置き場を設置して、家財、畳、家電類を主とした災害廃棄物の受入れを行いながら、順次処理を進めているところであり、大半は年内で処理を終える見込みと聞いております。

県としましては、環境省の災害等廃棄物処理事業費補助金の活用を促したところであり、当該補助金の事務手続に係る支援を行っていくこととしております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　総務部長。

〔宮城嗣吉　総務部長登壇〕

○宮城嗣吉 総務部長　１、知事の政治姿勢についての(2)、令和７年度沖縄振興予算の確保についてお答えします。

県においては、８月末の内閣府の概算要求を踏まえ、伊東沖縄担当大臣が10月５日に来沖された際や、11月21日から22日にかけて、伊東沖縄担当大臣をはじめとする関係要路へ沖縄振興予算の所要額確保に関する要請を行いました。11月要請時には、伊東沖縄担当大臣から、地域の実情を踏まえて財政当局と調整していくとの御発言を頂いたところです。また、11月27日には、県選出国会議員や県議会議員の御協力の下、立憲民主党沖縄協議会において、沖縄振興予算の所要額確保の必要性について御説明したところです。

県としましては、今後もあらゆる機会を捉え、沖縄振興予算の所要額確保に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　教育長。

〔半嶺　満　教育長登壇〕

○半嶺　満 教育長　３、比謝川の歴史・自然景観の整備についての中の(3)、比謝川河口の特攻艇秘匿壕群の文化財指定についてお答えいたします。

読谷村の比謝川河口に所在する特攻艇秘匿壕群は、これまで県教育委員会が分布調査及び確認調査を実施し、重要度の高い戦争遺跡として絞り込んだ145か所の中に含まれております。

県教育委員会としましては、これらの戦争遺跡の文化財指定を促す文書を市町村教育委員会へ定期的に発出しているところであり、地域の実情に応じた戦争遺跡の保護が図られるよう、引き続き市町村と連携して対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　商工労働部長。

〔松永　享　商工労働部長登壇〕

○松永　享 商工労働部長　４、伝統工芸産業の振興についての(1)、伝統工芸産業の現状、課題及び今後の取組についてお答えします。

本県の工芸産業生産額や従事者数は、昭和57年をピークに減少傾向が続く厳しい状況にあると認識しております。課題としましては、ライフスタイルの変化に伴う市場ニーズへの対応や、従事者の高齢化に伴う若手技術者の確保などが挙げられます。

県としましては、工芸事業者等の経営基盤の強化や販路の拡大、人材の確保・育成に加え、おきなわ工芸の杜を活用した貸工房等における起業支援や商品開発支援など、本県の伝統工芸産業の振興に資する各種施策に取り組んでまいります

同じく４の(2)、伝統工芸産業の人材確保と育成についてお答えいたします。

工芸品の伝統的な技術・技法の習得は、ブランド価値を維持する観点から、熟練の職人から直接学ぶことが重要であると認識しております。県では、工芸技術者の育成を図るため、各工芸産地組合が実施する後継者育成に対する支援を行っております。また、工芸振興センターでは、金細工、織物、紅型、漆芸、木工芸など高度工芸技術者の人材育成に取り組んでいるところです。

県としましては、今後とも各産地組合と連携を図りながら、継続的な人材育成等の施策に取り組んでまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　仲宗根　悟議員。

○仲宗根　悟 議員　それでは、再質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

北部地域の豪雨災害なんですけれども、これまで県の対応については、各方面より、それから議会のこれまでの代表質問や一般質問からもありますとおり、指摘もありますとおり、ぜひ取組を進めていただきたいなというふうに思います。反省する点は反省をしながら、今後その反省を生かしながら取り組んでいただきたい。そしてまた、全庁を挙げて支援体制に臨んでいただきたいというふうに思います。

(2)の沖縄振興予算の確保についてでございますけれども、こちらについても、各党そして各会派が要請行動を行いながら、これはもう県議会全会派がこぞって要請をしているわけですから、しっかりと県の要求が、内容が通るように我々自身も努力を重ねていきたいなというふうに思いますので、一緒に頑張ってまいりましょう。よろしくお願いいたします。

さて、米軍基地問題なんですけれども、私自身も今回５期目で臨むわけですけれども、この米軍基地問題を取り上げない議会というのが一度もなかったのかなと思います。それほど、毎日のように米軍基地から発生するいろんな諸公害について悩まされ続けているのが読谷村の実態なんですよね。この騒音規制措置ですか、これが夜間の７時から翌朝７時でしたか――この辺の細かいところは覚えていませんが、その間飛行を、できる限り飛ばさないというのが約束事になっていますけれども、これも形骸化しているようでして、この訓練というのが常態化しているんですね。それで、そのＷＨＯも睡眠妨害によるどういった健康被害があるのかということの調査を続けてきて、騒音による心身に与える影響という調査結果を発表しているんですけれども、やはり騒音は健康に害を与えるんだというような調査結果が出ています。県のほうも健康調査をいたしましたけれども、これも久しく――何年前になりましたかよく覚えていませんけれども、調査をした結果、いろんな健康被害について述べられていました。その県の健康被害調査の概要について少し教えていただけないですか。

○中川京貴 議長　環境部長。

○多良間一弘 環境部長　お答えいたします。

航空機騒音に係る健康被害に関する調査というのは様々な調査があるわけですけれども、県におきましても、平成７年度から平成10年度までの４年間にわたりまして、嘉手納、普天間飛行場周辺の住民を対象に健康への影響に関する調査を実施しております。この調査は、今おっしゃられた夜間騒音に関する調査に限定はしていないんですけれども、この調査におきまして、航空機騒音の高い曝露が幼児の身体的・精神的問題行動の増加要因になること、それから学童の長期記憶や低体重児の出生率と関連があること、聴力を損失するなどの疑いがあること、それから深刻な睡眠妨害を招くことといったような健康影響を及ぼすことが明らかとなっているという状況になっております。

○中川京貴 議長　仲宗根　悟議員。

○仲宗根　悟 議員　私、その中でも非常にびっくりしたのが、嘉手納地域の低出生体重児の出生率なんですよね。周辺に比べて、騒音に悩まされているこの地域が低体重児の生まれる確率が高いんだというようなことが示されているんです。このように、騒音からどれだけの害を被っているのかというのが、皆さんの調査で如実に分かると思います。その示した知見をしっかりと内外に伝えていく、そして、私たちが日々置かれている、県民が被害に悩まされている実態を、ぜひともこれは訴え続けねばならないというふうに思っているんですよ。その点については、公室長いかがでしょうか。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　先ほども申し上げましたとおり、航空機騒音につきまして、特に航空機騒音の規制措置で制限されている10時から６時までの間における騒音というのが、複数回――頻繁的に発生している状況は我々も確認しております。今後も嘉手納町等関係市町村と連携を図って、なお一層取組を強めてまいりたいというふうに考えております。

○中川京貴 議長　仲宗根　悟議員。

○仲宗根　悟 議員　この沖縄県の健康調査に対して、ある学者は、沖縄県調査は他の空港周辺で行われた調査に比べても多分野にわたる豊富な専門家集団による総合的調査の研究であり、調査項目も他に類を見ないほど多数の項目で綿密な調査と最新の知見による統計解説が行われていると、その信頼性の高さは世界最高水準というふうに、この方はおっしゃっているんです。学術的価値は極めて高いものだというようなことですので、ぜひ今おっしゃったように訴え続けていただきたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

休憩お願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後２時50分休憩

午後２時50分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

仲宗根　悟議員。

○仲宗根　悟 議員　あと米軍の飲酒運転なんですが、新聞紙上を見ますと、もうない日を探すのがないんじゃないかと。かなり頻繁に新聞紙上で伝えられていますけれども、この撲滅のために県が、あるいは県警が行っている米軍との連携した対策、根絶への取組ですか、そういったものがありましたらお聞かせいただきたいと思います。

○中川京貴 議長　警察本部長。

○小堀龍一郎 警察本部長　県警察では、交通事故等の防止を図るために、県内に駐留します米軍構成員等に対する交通安全対策教育や広報啓発を実施しているほか、必要に応じて米軍機関に対する交通事故等防止の要請を行っております。

以上です。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　県としましては、例えば、米軍が初めて新規に沖縄に来る隊員に対して行う研修の

中で沖縄プログラムというものがあります。その中で、沖縄の実情を伝える等の取組あるいはその部局において飲酒運転の問題等を伝える講演等を行っているところでございます。

以上です。

○中川京貴 議長　仲宗根　悟議員。

○仲宗根　悟 議員　頻発するこの米兵の不祥事については、当事者である米軍当局に対策を強く求める必要があります。しっかりと対応をお願いしたいと思います。

あと、比謝川の件なんですけれども、自然環境保全を図りつつ、歴史を後世へ伝える戦争史跡として平和学習の場として活用できるよう、ぜひ取り計らうようお願いをいたします。

最後に、この伝統工芸の件なんですけれども、沖縄の気候とそして風土の要素が大きいこの亜熱帯沖縄での装いと涼しい織物が知られている芭蕉布、つむぎ、そして宮古上布、八重山上布――糸の原料が身近で取れると。気候に適した織物というふうに、非常に伝統品の高いものであるというふうに思います。

あと一つは漆芸なんですが、漆器。この漆が空気中の水分を取り込んで乾くので、高温多湿の沖縄が最も適しているんだというふうなことで、その漆芸に関しては、琉球王朝時代には貝摺奉行ですか、国家事業として行ってきた伝統工芸品です。ぜひ育成、それから今後も沖縄の誇る工芸品として、ぜひ展開していただきたいなというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○中川京貴 議長　商工労働部長。

○松永　享 商工労働部長　お答えいたします。

工芸産業の振興につきましては、伝統的な技術・技法の承継と併せ、稼ぐ力を高め、産業として自立的発展を目指すことも重要であると認識しております。県では、工芸事業者等の経営基盤の強化や人材の育成に取り組むとともに、市場ニーズに対応した商品開発支援や販路開拓支援にも取り組んでおります。また、おきなわ工芸の杜におきましては、同施設を拠点とする伝統工芸の魅力発信や付加価値の向上を図るなど、各種施策を推進しているというところでございます。

県としましては、伝統工芸産業を守り技術等を継承していくため、工芸事業者等の主体的取組を把握し課題を共有した上で、持続的発展につながるよう工芸産業の施策に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○中川京貴 議長　仲宗根　悟議員。

○仲宗根　悟 議員　一つお願いがあるんですけど、私たち沖縄が誇る漆器作品、先ほど申し上げたように国家事業として作り上げたんですけれども、薩摩が乗り込んできて首里城から奪い取っていった戦利品の中に、現在名古屋の徳川博物館に収蔵されている漆器というんでしょうか、これはもう国宝級の文化財だと思うんですけれども、これぜひ首里城再建の後には――これ何度か私申し上げてきたんですけれども、首里城再建の後には落ち着くべきところに落ち着かせてもらえる交渉をしていただけないかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○中川京貴 議長　商工労働部長。

○松永　享 商工労働部長　今議員から御提案がありました件につきましては、この後、研究をさせていただきたいと思います。

以上です。

○仲宗根　悟 議員　ぜひお願いします。

終わります。ありがとうございました。

○中川京貴 議長　比嘉瑞己議員。

○比嘉　瑞己 議員　日本共産党の比嘉瑞己です。よろしくお願いします。

初めに、今回の本島北部豪雨災害に遭われた県民の皆様に心からのお見舞いを申し上げます。私たちも現場調査を行い、地域の方や村長からも直接お話を伺ってまいりました。今回氾濫した比地川だけでなく、多くの河川についてしゅんせつの要望がありました。

１、防災行政について伺います。

(1)、市町村からの河川しゅんせつに関する要望と、これまでの県の対応を伺います。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　県管理河川においては、報得川など32河川についてしゅんせつが必要と認識をしております。そのうち、市町村等からしゅんせつ要望があるのは28河川となっております。これまでに３河川が完了し、現在10河川でしゅんせつ工事を実施しているところであり、令和６年11月の北部大雨による河川氾濫を受けて、比地川など８河川のしゅんせつ工事を行うため、補正予算を計上しているところでございます。引き続き、浸水被害の軽減に向け、適切な維持管理に努めてまいります。

○中川京貴 議長　比嘉瑞己議員。

○比嘉　瑞己 議員　聞き取りの中で、県はこれまで何もしてこなかったわけではなく、４年前から国の緊急浚渫推進事業債を活用してしゅんせつを進めてきたと。報得川など緊急性が高いと思われる河川を優先してきたということでしたが、しかし今回、この比地川

の氾濫が起きてしまいました。気候変動の影響で毎年のように大雨被害が起きております。どの川がいつ氾濫してもおかしくない状況だと思います。一方で、今県が活用している国のしゅんせつの緊急事業債ですが、期限が今年度までになっております。国に対してこの制度の延長を求めて、今要望のある河川について全てちゃんとしゅんせつをやるべきだと思いますが、今後の対応を伺います。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　河川のしゅんせつについては、緊急浚渫推進事業債を活用しております。なお、緊急浚渫推進事業債は令和６年度までの期限となっておりますが、本県を含め全国的に延伸要望がなされているところであり、国の動向を注視しているところでございまして、引き続き国には延伸を要望してまいりたいと考えております。

○中川京貴 議長　比嘉瑞己議員。

○比嘉　瑞己 議員　ぜひ知事も、国に対して延長を求めていただきたいと思います。

今回、ちょっと研究してみて、このしゅんせつなどの河川の維持管理費、これについて国から直接補助はなく、今おっしゃったこの緊急事業債――借金をしてやるという方法しかないんですね。しかし一方、沖縄では、河川の砂などの堆積はもちろん課題なんですけれども、現場を見ると、砂だけじゃなくて河川の中の草木がどんどん伸びていっている。これが氾濫につながっているという現状があります。そして、河川だけではなく、沿道の街路樹や雑草も成長が早くて、この維持管理費がずっと議会でも議論になっています。これは、まさに亜熱帯気候である沖縄特有の課題だと思うんですね。道路や河川の維持管理費に国の直接補助がないのであれば、この一括交付金をこういうときこそ沖縄特有の課題であるということをつくって、ちゃんと制度化を求めていくということが大切だと思うんですが、いかがでしょうか。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　県管理河川の特殊性の一つといたしまして、議員御指摘のとおり、亜熱帯気候のため雑草木の成長が早いことが挙げられております。一方、交付金で実施できる内容は、改修や改良となっており、維持管理については交付対象外となっておりますが、制度の見直し等につきましては今後に向けて研究してまいりたいと考えております。

○中川京貴 議長　比嘉瑞己議員。

○比嘉　瑞己 議員　担当副知事は池田さんですか。この間、いろいろ意見交換もさせてもらったんですけれども、やっぱりここは沖縄が知恵を出すところだと思うんですね。副知事からも見解があればお願いします。

○中川京貴 議長　池田副知事。

○池田竹州 副知事　河川の改修は、やはりどうしても時間がかかります。その間の対応として、しゅんせつを適宜適切に行っていくというのは大変大事だと考えております。議員おっしゃるとおり、今国の補助制度はなく、起債または10分の７交付税で返ってきますので、市町村、県の負担はかなり少なく、配慮はされているところでございます。今後も進めていく上で、どういった制度の在り方がいいかは部局と連携して研究していきたいと思います。

○中川京貴 議長　比嘉瑞己議員。

○比嘉　瑞己 議員　ぜひ、一括交付金の活用をしっかり研究していただきたいと思います。

続いて、辺野古新基地建設問題について伺います。

(1)、うるま市宮城島からの土砂搬出について、農道への影響を問います。

○中川京貴 議長　農林水産部長。

○前門尚美 農林水産部長　お答えいたします。

宮城島農道は、県営一般農道事業で整備し、平成10年度にうるま市へ財産譲渡されております。当該農道は、１日当たり100台の大型車の交通量は想定されていないことから、舗装面の破損などにより、農業用車両や一般交通の支障となることが予想されます。交通規制等を行う場合、管理者であるうるま市が県公安委員会等との道路交通法に基づく調整が必要となります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　比嘉瑞己議員。

○比嘉　瑞己 議員　知事公室長に伺いたいと思います。

今回の土砂搬出は、この辺野古新基地建設に係る搬出ですよね。我が党の西銘純恵議員の代表質問でも明らかになりましたが、この宮城島の農道は、大型車両の交通は１日当たり40台未満しか想定していない、こうした設計になっています。今、農林水産部長からもありましたように、想定以上の交通量になると、舗装面の破損、農業用車両や一般交通に支障を来すと、このように指摘されています。直ちに、沖縄防衛局に土砂搬出を止めるように要請すべきだと思いますが、いかがですか。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　先ほど農水部長が答弁しているように、宮城島農道というのは、うるま市のほうに財産譲渡されているということでございます。また、辺野古新基地建設に係る土砂の採掘や搬出については、国による代執行により承認された変更承認申請書の添付図書に記載されており、宮城島を含め今後は広範囲にわたると見込まれております。埋立工事が埋立申請書の内容に沿って行われているかどうかなど、あるいはその道路の状況などについては、今後も注視してまいる必要があるかというふうに考えております。

以上です。

○中川京貴 議長　比嘉瑞己議員。

○比嘉　瑞己 議員　注視じゃ駄目だと思いますね。この農道を壊してまでやっていいという話ではないと思います。設計変更申請どおりだと言いますけれども、このアスファルトは５センチしか厚みがないんです。これこのまま今現場で１日60台以上のトラックが通っているんです。これ破損するのはもう目に見えて明らかですよ。やっぱりそうなる前にしっかりと中止を求めていく。もう一度答弁お願いします。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　お答えいたします。

宮城島農道は、うるま市に財産譲渡をされております。そして、交通規制等を行う場合は、管理者であるうるま市が県公安委員会等との道路交通法に基づく調整が必要になるというふうに考えております。

以上です。

○中川京貴 議長　比嘉瑞己議員。

○比嘉　瑞己 議員　次行きます。

(2)、辺野古新基地建設ではどれだけの海砂を使用する計画となっていますか。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　国の代執行により承認された公有水面埋立変更承認申請書の添付図書である環境保全図書によると、普天間飛行場代替施設建設事業に使用される海砂の量は、地盤改良材として348万6000立方メートル、護岸工の中詰材として37万6000立方メートル、合計386万2000立方メートルとなっております。

○中川京貴 議長　比嘉瑞己議員。

○比嘉　瑞己 議員　この約390万立方もの海砂が使われるという計画です。390万立方って想像ができないんですけれども、これ25メートルプールに換算すると、約7200杯の量になるそうです。これだけ途方もない大量の海砂を使用するが、沖縄の自然環境や、また建設産業にどういった影響がありますか。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後３時７分休憩

午後３時７分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　現在、海砂採取の年間総量規制等に係る調査を実施しております。当該調査結果等を踏まえまして、自然環境や建設事業にどのような影響があるかを取りまとめることとしているところでございます。

○中川京貴 議長　比嘉瑞己議員。

○比嘉　瑞己 議員　総量規制を検討しているということで、ぜひ進めていただきたいと思います。

国が代執行で承認したこの計画では、海砂を用いた工事は開始より１年から６年、この間に行われるとなっています。供給先が辺野古新基地建設を含む海砂採取の申請状況は、現在どうなっていますか。既にこの海砂採取は始まっているんですか。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　普天間飛行場代替施設建設事業に供給される予定の海砂採取の申請につきましては、令和６年11月末時点で10件、24万8900立方メートルとなっております。現時点においては、実際の採取等についてはまだ確認されていないところでございます。

○中川京貴 議長　比嘉瑞己議員。

○比嘉　瑞己 議員　まだ採取はなくても、もう申請はされている。やはりいつ採られてもおかしくない状況なんですね。環境分野の専門家の皆さんの意見をしっかりと聞いて、この総量規制をしっかりとつくっていくべきだと思います。やはりそのためにも、検討委員会というのが必要ですので、この検討委員会を立ち上げて総量規制の設定を急ぐべきだと思いますが、いかがですか。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　現在、海砂採取の総量規制に係る調査を実施しており、環境分野の有識者から海砂採取に係る環境への影響についてヒアリングを実施しているところでございます。当該調査結果等を踏まえまして、検討委員会の設置を含めた検討を進めていきたいというふうに考えております。

○中川京貴 議長　比嘉瑞己議員。

○比嘉　瑞己 議員　よろしくお願いします。

続いて、今議会に提案されております沖縄県動物愛護管理条例案について伺います。

(1)、保護猫活動をしているボランティア団体の皆

さんの意見をどのように条例に反映させましたか。
○中川京貴 議長　環境部長。
○多良間一弘 環境部長　お答えいたします。
県が令和５年度に実施しました条例案に係るパブリックコメントでは、動物愛護団体からのものも含めまして合計で2495件の意見が寄せられたところです。そのうち2146件、約86％が飼い主のいない猫への給餌に関する規定についてであり、そのほとんどは、同規定で定める給餌の方法が具体的でなく、給餌を禁止するように読めるとして、条文の修正を求めるものでありました。そのため、県では、具体的な給餌方法を記載するとともに給餌禁止との誤解を与えないよう、条文の修正を行ったところでございます。
以上です。
○中川京貴 議長　比嘉瑞己議員。
○比嘉　瑞己 議員　昨年、この条例案を見せられて、野良猫への餌やりについてあまりにも餌やりを禁止するような中身になっていないかという懸念が多く寄せられておりました。
それで(2)なんですけれども、飼い主のいない猫について、いろいろ条例で定められているんですけれども、私大切なのは、県や市町村がもっと主体的役割を果たすべきだと思うんです。この条例制定後の県の取組を伺います。
○中川京貴 議長　環境部長。
○多良間一弘 環境部長　お答えいたします。
飼い主のいない猫をこれ以上増やさないためには、捨て猫等を発生させない取組と、現にいる飼い主のいない猫の繁殖防止を同時に進めることが重要です。そのため、県は、条例案に動物の所有者の責務として終生飼養を規定し、また、猫の所有者等の遵守事項として、飼養施設内での飼養や繁殖防止措置等を規定しております。条例制定後は、その周知を徹底してまいりたいというふうに考えております。また、飼い主のいない猫の繁殖防止としまして、ＴＮＲ活動等における不妊去勢手術への支援を行ってまいります。
以上でございます。
○中川京貴 議長　比嘉瑞己議員。
○比嘉　瑞己 議員　飼い主の責務だけでなく、自治体として、行政として何をやっていくかというのがこれから大切だと思います。今部長からもお話のあったＴＮＲの活動なんですが、やはり増やさないためにはこの活動が大変重要です。これまでは、この公益財団法人だったり、あるいは県内のボランティアの皆さんの力を借りて実施をしてまいりました。沖縄県もこの間、試験的にＴＮＲ活動を始めましたが、これまでの実績と今後これをどうしていくのか方針を伺います。
○中川京貴 議長　環境部長。
○多良間一弘 環境部長　お答えいたします。
県では、飼い主のいない猫に対する不妊去勢手術につきまして、動物愛護管理センターにおいて実施しておりまして、令和５年１月から試験的に実施しており、令和６年３月までの間に合計182頭の手術を実施したところです。また令和５年度からは、動物愛護管理センターへの搬入に時間を要する中部地区の飼い主のいない猫を対象にしまして、民間の動物病院による不妊去勢手術についても支援しており、令和５年度は42頭の手術を行っているところでございます。
県としましては、引き続き、この地域猫活動につながるＴＮＲ活動における不妊去勢手術に対しまして、動物愛護団体等とも連携し、支援を行ってまいりたいというふうに考えております。
○中川京貴 議長　比嘉瑞己議員。
○比嘉　瑞己 議員　このＴＮＲ活動は、不妊去勢手術をするだけではなくて、その後、地域猫にしていくというところがやっぱり最終ゴールですので、そこに対して頑張っていただきたいと思います。ただ、それを沖縄県が離島を含めて県全域でやるというのは、私無理だと思います。やっぱり県だけではなく、市町村も一緒になって地域猫活動を進めていく、このための仕組みをつくることが大切だと思います。県はどういった役割を果たしますか。
○中川京貴 議長　環境部長。
○多良間一弘 環境部長　お答えいたします。
県におきましては、平成25年３月に地域猫活動を行う場合の方法等をまとめたマニュアルを策定して、県が指定した地域におきまして、モデル地域におけます地域猫活動というものを支援してきているところですけれども、このマニュアルにおきましては、県の役割としまして、猫の適正飼養に関する普及啓発、資材の提供でありますとか、不妊去勢手術の実施等を位置づけております。またそれ以外にも市町村の役割としまして、地域の関係者との連絡調整といったものを位置づけているところです。県としましては、そういったことも踏まえまして、市町村、それから動物愛護団体、専門家等の意見も聞きながら、引き続き市町村等と連携して地域猫活動の推進に取り組んでまいりたいというふうに思っております。
○中川京貴 議長　比嘉瑞己議員。
○比嘉　瑞己 議員　ぜひ市町村との連携をしっかりとつなげていただきたいと思います。
続いて、この条例案で多頭飼育に関する条項があり

ます。届出が必要になる。そしてまた罰則まで設けられています。その一方で、やはり多頭飼育崩壊になる前の対策が必要だと思うんです。この多頭飼育崩壊になる飼い主、地域で見かけるんですけれども、やっぱり社会的に課題、困難を抱えている方が多いように見受けられます。この多頭飼育崩壊を未然に防ぐために、県が市町村や福祉関係機関と連携して対策を進める、こうした協議会を設置してはどうでしょうか。

○中川京貴 議長　環境部長。

○多良間一弘 環境部長　お答えいたします。

多頭飼育の崩壊の問題に関しましては、今議員のほうから御指摘のあったとおり、飼い主の経済的問題でありますとか精神的な問題とか、そういった様々な問題が関係しているというのが分かっております。そのため県におきましても、これまでも市町村の福祉部局などの関係機関と連携しまして、県民のニーズに対応していくということで条例案においても位置づけて連携して対応しているところです。今議会に提出しております条例案におきましては、動物の健康、安全の保持を図るということで多頭飼育崩壊の発生を未然に防ぐために、この届出等に関する規定を設けているところですけれども、引き続き市町村の福祉部局と連携を図りながら適切に対応していきたいというふうに考えております。

今御指摘の協議会の設置につきましては、条例施行後、こういった連携した取組の状況を踏まえながら、協議会としての設置のメリット・デメリットを整理して、設置の必要性というものを検討していきたいというふうに考えております。

○中川京貴 議長　比嘉瑞己議員。

○比嘉　瑞己 議員　この問題、最後に知事にも御見解を伺いたいと思います。

昨年からいろいろ苦労もしてきましたけれども、こうした関係者の皆さんの意見も聞いて、さらに磨きをかけた条例になったと思います。やはり、これは条例制定が目的ではなくて、これからの取組が大切だと思います。県や市町村が連携して一緒に取り組んでいく、こうした条例にしていただきたいと思いますが、知事の見解を伺います。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　私ども県としましても、やはり市町村や地域との連携、それから愛護団体等との連携がこの先も大変重要になってくるだろうと思います。当然、飼い主のいない猫をこれ以上増やさないための取組、それから現に今、多頭飼育で問題を抱えていらっしゃる方々のその問題に対する寄り添いなどなど、条例をつくってこれでいいということではなく、条例をつくった先を見据えて連携して活動していくことが非常に重要であるというように認識をしています。今後もそういった関係者の方々と意見交換をし、必要であればまた検討会議、検討協議会などについてもしっかりと議論をしていきたいと思います。

○中川京貴 議長　比嘉瑞己議員。

○比嘉　瑞己 議員　ありがとうございました。よろしくお願いいたします。

じゃ続いて、離島振興と平和行政について伺います。

(1)ですが、安全・安心な水道水を安定的に供給するために、久米島、渡名喜村を水道広域化事業の対象にすべきだと考えます。今後の計画を伺います。

○中川京貴 議長　保健医療介護部長。

○糸数　公 保健医療介護部長　お答えいたします。

県は、離島における水道の基盤強化を図るため、渡名喜村を含む本島周辺離島８村の水道広域化に現在取り組んでいるところでございます。今後の水道広域化については、久米島町等の一部の水道事業体より水道広域化の要望があることから、令和６年３月に策定した沖縄県水道広域化推進プランでは、現行のスキームを見直し、効果や負担を評価しつつ、地域の実情に応じた広域化を推進していくこととしております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　比嘉瑞己議員。

○比嘉　瑞己 議員　このほど、南部の離島の首長の皆さんと意見交換をする機会がありました。沖縄本島の自治体は、水道局から水を購入して家庭に届けているけれども、離島の島々は、取水施設、浄水場、送水施設を整備する、この水をつくるところから島が負担をしている。この管理運営をしなければならない。本当に高くて大変なんだと。本島と同じように、企業局から安く購入して負担を軽減してほしい、これが離島の皆さんの長年の要望だと私も思います。国も水道法を改正して、都道府県の責務として広域連携を推進するように方針を示しています。部長の答弁でも、沖縄県広域化プランをつくったということは分かったんですけれども、このプランを具体化していく実施計画が必要だと思います。この広域化事業の具体化となる計画に、ぜひ久米島の広域化を対象にしていただきたいと思いますが、この計画はいつできますか。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後３時20分休憩

午後３時21分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

保健医療介護部長。

○糸数　公 保健医療介護部長　お答えいたします。

沖縄県水道広域化推進プランの策定に際し、今御指摘があったように、久米島町からは早急に広域化に含めてほしいとの希望の御意見をいただいたところです。

県としましては、保健医療介護部、企画部、それから県企業局及び各水道事業体で構成する水道事業広域連携検討会の関係者と合意形成を図りながら、水道基盤強化計画の早期の策定に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　比嘉瑞己議員。

○比嘉　瑞己 議員　ぜひ早期につくっていただきたいと思います。

(2)ですが、島の美しい景観を形成し、台風などの自然災害から生活を守るためにも、渡嘉敷村の無電柱化事業を推進すべきと思います。県の対応を問います。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　渡嘉敷村においては、令和６年３月に渡嘉敷村無電柱化推進計画を策定し、今年度から個別補助により村道の無電柱化事業を実施しております。また、県においては、県道渡嘉敷港線の無電柱化事業を令和８年度から着手する予定であります。引き続き、渡嘉敷村や電線管理者と連携して、渡嘉敷村の無電柱化推進に取り組んでまいります。

○中川京貴 議長　比嘉瑞己議員。

○比嘉　瑞己 議員　今、渡嘉敷村が計画を持っていて何よりも優先したいのが、字渡嘉敷から字阿波連までの路線、ここです。フェリーが着くこの港から集落を通って、村役場を通って、阿波連ビーチまで。観光客にとっても景観を楽しめる大変すてきな道なんですけれども、そこが理由なんですけれども、もう一つ大きな理由が防災の観点からなんです。昨年の台風６号で、渡嘉敷村内全域が長期間停電となりました。実は、渡嘉敷が停電すると、その先海底ケーブルでつながっている座間味村も停電になるそうです。ですから、この渡嘉敷の無電柱化というのは、慶良間諸島全体の願いだと思います。今、村もやっているんですけれども、村道だけではなくて県道、そして県が管理している港湾道路も入っているんですね。改めてそこを急ぐべきだと思いますが、いかがですか。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　離島地域の無電柱化事業は、防災性の向上のほかに、議員御指摘のとおり長期停電対策にも資することから重要な事業と考えております。

県としましても、地元市町村と一体となりまして、無電柱化の推進に取り組んでまいりたいと考えております。

○中川京貴 議長　比嘉瑞己議員。

○比嘉　瑞己 議員　すみません、ちょっと順番を変えまして、５番の感染症拡大の予防対策について先に聞きたいと思います。

(1)、県独自の新型コロナウイルス感染注意報・警報の基準をつくるべきだと思います。いかがですか。

○中川京貴 議長　保健医療介護部長。

○糸数　公 保健医療介護部長　お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症につきましては、令和５年５月８日より５類定点把握疾患に移行しておりますが、現在まだ国のほうからはインフルエンザ等のような注意報・警報の基準が示されていない状況でございます。ただ、定点移行後も本県でも夏季及び冬季には高齢者を中心とする感染が拡大し入院例が多く報告されておりますので、県としましては、現在この冬の流行に備えて、県独自のアラート発出基準設定の検討を進めているところでございます。

○中川京貴 議長　比嘉瑞己議員。

○比嘉　瑞己 議員　５類になっても、やっぱりまだまだその対策は必要だと思います。インフルエンザには注意報とかあるんですけれども、コロナにはない。やはりそこでしっかりと県民に知らせていくためにも、この冬に間に合うようにぜひお願いしたいと思います。

続いて(2)ですが、このコロナをはじめ様々な感染症対策として、下水処理場での病原体の調査事業というものがあります。これ県としても実施すべきではないでしょうか。

○中川京貴 議長　保健医療介護部長。

○糸数　公 保健医療介護部長　お答えいたします。

下水サーベイランスということで、下水処理場で病原体の検査・調査を行って病原体等を調べるんですけれども、県においては、令和４年度・令和５年度に、国の内閣官房のほうが実施をしておりました下水中の新型コロナウイルスの調査に関する実証事業に参加をいたしましたが、幾つかの課題が確認されたため、現在、事業実施に向けては検証が必要な状況というふうに考えております。また、国においては、下水調査以外にも新型コロナを含めました急性呼吸器感染症サーベイランスというものを新たな取組として計画をしている、検討されているということがございますので、

それらの動向も確認をしながら、本県の感染症対策について検討を続けていきたいと考えております。

以上です。

○中川京貴 議長　比嘉瑞己議員。

○比嘉　瑞己 議員　国は、この下水道調査の効果を認めて、次年度その予算も増やして、対象の自治体を今募っているそうです。県はそのための調査事業にも手を挙げてやってきたわけですから、今部長、課題があったと言うんですけれども、成果もたくさんあったと思うんです。やはりその成果も生かして、次年度の調査に私は名のりを上げるべきだと思います。いま一度見解をお願いします。

○中川京貴 議長　保健医療介護部長。

○糸数　公 保健医療介護部長　お答えいたします。

課題というのは、下水中のウイルスが増えると、地域の感染症が増えるかどうかというふうな相関を見ていたんですけれども、沖縄県以外の地域ではその相関があったんですけれども、県内ではなかなかうまく相関が他県ほどは見られなかったというところが課題として残っております。それから、成果といたしましては、新たな病原体を発見する――ゲノムで新しい変異株などが検出されたということはありましたので、新たな感染症の侵入については、こういうふうな形で下水も一つの手段としてなり得るというふうな形であります。ただ、申し上げましたように、その流行状況にどう反映していくかというふうなところについては、もう少し検証が必要というふうに今考えておりまして、そこの検討を行いつつ、それから先ほど申し上げた新しいサーベイランス等も始まりますので、その動向も踏まえて検討していきたいと考えております。

○中川京貴 議長　比嘉瑞己議員。

○比嘉　瑞己 議員　よろしくお願いします。

それでは最後に、座間味村のお話なんですが、実は、11月に座間味村のほうに行ってまいりました。今回の視察の目的は、沖縄戦当時に旧日本陸軍が展開したマルレと呼ばれる特攻艇を隠すために造られた秘匿ごうを確認するためでした。島の人の案内で、険しく生い茂ったアダンの木をかき分けて小高い山を登っていくと、８つの秘匿ごうが見つかりました。そして、その中の１つのごうの中に、戦没者と思われる遺骨がまだ残っておりました。

質問ですが、座間味村に沖縄戦の特攻艇秘匿ごうが存在します。遺骨収集を行うとともに、戦争遺跡として保存・活用すべきではありませんか。県の対応を伺います。

○中川京貴 議長　生活福祉部長。

○北島智子 生活福祉部長　お答えいたします。

沖縄県が設置しております戦没者遺骨収集情報センターでは、去る令和６年２月に座間味村において、未収骨の遺骨に係る調査を行っております。その際、地元の調査協力者からの情報を受けて、古座間味地区にある旧日本軍の特攻艇秘匿ごう２か所を確認したところ、そのうち１か所で遺骨を確認しております。その後、座間味村に対して、遺骨が確認されたことの情報提供を行って、収容に向けた手続や村の意向の確認を行っているところでございます。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　県教育委員会としましては、過去に実施した分布調査及び確認調査の成果に基づき、より重要度の高い戦争遺跡として145か所を絞り込んでおり、今回発見されたごうは、145か所の中にある座間味村古座間味の特攻艇秘匿壕跡関連壕跡群に含まれております。

県教育委員会としましては、文化財の保護・活用は重要なことと認識していることから、これらの戦争遺跡の文化財指定を促す文書を市町村教育委員会へ定期的に発出しているところであり、今後とも地域の実情に応じた戦争遺跡の保護が図られるよう、引き続き市町村教育委員会、市町村及び関連機関と連携して対応してまいりたいと考えております。

○中川京貴 議長　比嘉瑞己議員。

○比嘉　瑞己 議員　沖縄戦当時、これは日本軍の機密作戦だったんですね。この特攻艇マルレ、ベニヤ張りの１人乗りの小舟で、120キロ爆雷を搭載したまま敵の船に体当たりするというものでした。座間味島には、陸軍の海上挺進第１戦隊が配備されましたが、しかし1945年３月26日、米軍が上陸して、結局このマルレの出撃というものはありませんでした。ここに元陸軍の船舶特別候補生の皆さんがまとめた記録「マルレの戦史」という資料があります。大変貴重で今もうなかなか手に入らない本になっているのですが、これを読むと、これ陸軍の特攻艇なんです。空軍だったり海上の特攻の話というのは割と知られているんですが、陸軍にも海上特攻艇があったんだということをぜひとも歴史に残さなければいけないといって、当時15歳あるいは二十歳未満の幹部候補と言われた少年・若者たちが犠牲になるわけですが、その人たちが戦後20年たって、やっと書き残した資料なんです。この資料を読みますと、先ほど部長がおっしゃったように、今回見つかった私も見た古座間味の集落なんですけれども、教育委員会も既に指定されている古座間味の秘匿ごうという群なんですけれども、ただ、その

中でもまだ発見されていない新たなごうなんですね。案内してくれた地元の方が、昔から戦争体験者の方は、あそこにもあるよと言っていたけれども、なかなか探すことができなくて、それぐらいもうすごいジャングルの状況なんです。ですから、これを本当に残していくというのは、やがて戦後80年を迎える私たちにとって大変大事なことじゃないかなと思いました。

戦没者の遺骨収集を国の責務とした戦没者遺骨収集推進法、この集中実施期間が５年間延長されました。今回新たに発見された秘匿ごうは、崩落の危険性もあり、また、たどり着くまでにも密林の中にあって簡単には立ち入れない場所になっております。国の責務として本格的な遺骨収集を行うこと、また、この資料もぜひ活用していただいて、遺骨を遺族の元にどうか返還してほしいと思います。お名前、出身地、そして当時、古座間味で亡くなったということが４人書かれております。一つ一つ丁寧に調査していけば、もしかしたら、遺族の方たちに返せるんじゃないかなと思います。私も当初は、これは住民じゃないですかと聞いたんですけれども、その案内してくれた人の話では、当時これは軍の機密作戦だったから、島の人たちは知らなかった。だからやっぱりここを知っている日本兵、その人たちである可能性が高いとおっしゃっていました。ぜひ、しっかりと調査をしていただいて、国の責任もしっかり果たしていただいて、遺骨を返してほしいと思うんですが、部長の見解をお願いします。

○中川京貴 議長　生活福祉部長。

○北島智子 生活福祉部長　お答えいたします。

座間味村の特攻艇秘匿壕跡で確認された御遺骨につきましては、戦没者遺骨収集情報センターで収骨が可能か、もしくは国に実施してもらう必要があるかどうか確認も含めまして、ごうの状況の確認など御遺骨の収容に向けた取組を進めてまいりたいと考えております。また、議員御紹介の資料などから、戦没者の遺族が推定される場合には、当該遺族へのＤＮＡ鑑定申請の案内につながるように、国と連携して取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○中川京貴 議長　比嘉瑞己議員。

○比嘉　瑞己 議員　知事、少し時間がありますので、知事にも感想を聞かせていただきたいのですけれども、私も改めてこういった歴史があるんだということを学ばせていただきました。来年、戦後80年になって体験者も少なくなっていく中で、この戦争遺跡だったり、戦争遺跡が語っていく歴史というのもあると思います。そういった意味でも、ぜひ知事にも御尽力いただいて、遺骨の返還もそうですし、戦争遺跡の登録についても――やっぱり座間味村だけではなかなか難しいと思うんです。やっぱり県がしっかりと支援する中で、この戦争遺跡を村指定にしていく、そして文化財として保護していく。これにぜひ知事もお力を貸していただきたいんですが、知事の感想をお願いします。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　戦争遺跡を保存・継承する、そしてそれを文化財指定にする。その指定された文化財を、今度は教育のための遺跡として施設として活用していく。そのような方向性で県においては、例えば第32軍司令部壕などの発掘や保存を進めているわけです。先ほど教育長から答弁ありましたが、重要度の高い戦争遺跡145か所が絞り込まれております。その中から、やはり市町村だけでその指定に向けた取組をするという意味で非常にハードルが高いというのであれば、ぜひ県も、我々知事部局も教育庁・教育委員会と協力をし、市町村とも連携しながら、残す・伝える・そして二度とそういう社会にしないというようなことを、しっかりと沖縄から発信する、若い世代がつないでいくためのそういう保存すべきものとして取り組んでいきたいというように考えます。

○中川京貴 議長　比嘉瑞己議員。

○比嘉　瑞己 議員　今回、先ほどの仲宗根議員や座波議員からもこのお話があったと思います。ぜひ、戦争遺跡を大切にしていく、また遺骨の収集にもしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

ありがとうございました。

○中川京貴 議長　20分間休憩いたします。

午後３時37分休憩

午後４時１分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

休憩前に引き続き、質問及び質疑を行います。

平良識子議員。

〔平良識子　議員登壇〕

○平良　識子 議員　ハイタイ　グスーヨー　チューウガナビラ。

沖縄社会大衆党の平良識子です。

一般質問に入る前に、少し所見を述べさせていただきたいと思います。

今県議会の改選後の議会運営委員会におきまして、本会議での議場の服装について、沖縄の伝統工芸である染織物の着物を着用できるように、会派のほうから提案をさせていただきました。そして、全会一致で認めていただきまして、ありがとうございました。

私の両親が大宜味の喜如嘉というところの出身でございまして、女性たちは――祖母、曽祖母ですね、芭蕉布を織って暮らしを立ててきました。本日は、父方の曽祖母が200本の芭蕉の木を――これ200本必要なんですけれども、木を倒して、糸を作って、また母方の祖母がこの芭蕉を織って作った、約50年前に両親の結婚祝いに贈られた芭蕉布を着てまいりました。

これからこの課題をぜひ取り上げさせていただきたいんですけれども、沖縄には本当にすばらしい染織物が各地にありまして、日本の伝統工芸である染織物の原点は沖縄にあると言われております。そして、この沖縄の染織物は全国の憧れともなっております。ですから、先ほどありましたけれども、本土の市場では、本当に高値で取引をされておりますけれども、一方で、この生産者が地道に作り織るのを経て収入を得られる金額というのは、本当に何分の一、もしくは10分の１かもしれません。本土市場では、100万、200万、300万という高い金額ですが、生活が成り立たないほど、この伝統工芸に関わる――特に染織物産業全般に言えますけれども、生産者の低所得が課題でありまして、結果的に後継者不足に陥っております。ぜひ、議場の皆様におかれましても、沖縄で買うと地場産業でありますから、皆様方には買いやすい金額で取引されておりますので、生産者や地域経済を支える、そして、沖縄の伝統工芸品のさらなる発信に向けて、この議場の皆様におかれましても、沖縄の染織物の着物を着用する方が増えることを願っております。そして、ぜひ玉城知事も沖縄の染織物のお着物――かりゆしウエアも本当にすてきなんですけれども、また着物を着るということは生産者の本当に励みとなりまして、大きな発信の力になると思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、１番目の質問に入らせていただきます。

伝統工芸の支援について。

琉球国の歴史から生み出された特異な沖縄の文化を支える国指定の伝統的工芸品及び伝統工芸の継承発展、地域経済を支えるためにも、生産者や組合への行政支援の拡充が必要であります。

以下、お伺いいたします。

(1)、生産者の収入の現状、また課題について。

(2)、伝統的工芸品の各事業協同組合への支援について伺います。

２番目に、多胎家庭の支援について。

双子、三つ子を育てる御家庭は、育児の困難さによる心身の疲弊に加えて、経済的負担も倍に重くなるなど、行政支援を当事者から望まれております。先日、議長に陳情が手交されました。就学時の経済的支援、ピアサポート事業、養育支援についてお伺いいたします。

３番目、教育行政について。

(1)、県立高等特別支援学校の定員についてですが、入学者選抜における倍率の高い高等支援学校――追加で「支援」をお願いします。高等支援学校においては、定員増の見直しを図るよう求めますが、現状及び今後の見通しはどうなっているのか伺います。

(2)、教職員における臨時的任用職員と再任用職員の給与について、それぞれの給与比較はどうなっているのか伺います。

(3)、教職員の特殊業務手当について――これは休日の部活動の手当なんですけれども、現状の１日３時間以上または大会引率の８時間以上の申請から、月合算の変更等へ改善を求めますけれども、いかがでしょうか。

次４番目、障害者グループホームについて。

県内の障害者グループホームにおいて、行政への虚偽申請を行い、実態とは異なる運営により水増し請求し、給付がなされていると見られる問題について、以下伺います。

(1)、実態調査について伺います。

(2)、設置指定の厳格化、サービス管理責任者の責任の明確化、運営実態の抜き打ち調査の実施が今後求められておりますけれども、どのように対応していくのでしょうか伺います。

５番目に、児童相談所への相談件数が過去最多と年々増加していることについて、以下伺います。

(1)、沖縄県における児童相談所の相談対応件数は、全国と比較しどのような現状にあるのか。

(2)、国基準の必要な専門職は、現在何名不足しているのか。

(3)、那覇市に所在する中央児童相談所について、相談対応の那覇市民に占める件数割合、また中核市でも設置が可能となっておりますが、那覇市への移管について、県としてどのような見解なのかお伺いいたします。

６番目に、本島北部豪雨災害についてです。

質問事項に入る前に、やはり県の組織的初動の遅さを、まずは厳しく指摘せざるを得ません。今回を受けて、内部体制の改善が図られていることを正解として、今後に備えていただきたいと願います。

(1)、現在までに把握できている被害状況において、災害救助法及び特別交付税措置がなされた場合の算定額について伺います。また、民間事業者の多くに

おいても多大な被害が生じております。ブランドのニワトリを飼育する養鶏場で２万6000羽が溺死する、損害額が3000万円以上であるとか、農産物の被害、そしてまた大国林道でのたくさん崩落している箇所によって、飲食店、宿泊施設の営業停止と、本当に多くの被害が生じられておりますけれども、どのように対応していくのか。損害補償について、県としての対応をお伺いいたします。

(2)、災害救助法が適用されるように、国に働きかけるべきであります。見解と対応をお伺いいたします。

(3)、災害救助法における特別交付税に関する省令第４条――これ各都道府県なんですけれども、第１項第１号事項１の適用について、国とどのような調整を図っているのか伺います。

最後に７番目、性の多様性条例についてです。

沖縄県の性の多様性に関する条例制定に向けて、進捗状況をお伺いいたします。

８番目の我が会派の代表質問に関連しては、取り下げます。

よろしくお願いいたします。

○中川京貴 議長　玉城知事。

〔玉城デニー　知事登壇〕

○玉城デニー 知事　平良識子議員の御質問にお答えいたします。

本島北部豪雨災害についての御質問の中の６の(1)、災害救助法及び特別交付税措置の算定額と民間事業者の被害に対する対応についてお答えいたします。

沖縄県では、災害救助法と同等の支援として、住家の応急修理に係る支援金、約3460万円を予算化しておりますが、同法が適用されたと仮定すると、特別交付税はその10分の４、約1380万円が措置されるものと試算されています。災害救助法の対象である市町村が負担した避難所の設置に要した費用等については、現時点では災害対応が続いていることから、今後、市町村から救助に要した経費が示された際に試算が可能になってくるものと考えております。

また、今回の大雨による農林業関係の被害額は、約17億7000万円となっており、園芸品目等の農作物や家畜・家禽、農地・農業用施設、林業用施設で被害が生じております。このため、農家に対する支援として、農地へ流入した土砂の撤去、営農相談窓口の設置、農業共済、収入保険等による補償、既決予算を活用した再生産に向けた支援、被災した農林業施設の復旧については災害復旧事業等により対応してまいります。

沖縄県としましては、引き続き関係機関等と連携を図りながら、各種の支援に取り組んでまいります。

その他の質問につきましては、部局長から答弁させていただきます。

○中川京貴 議長　商工労働部長。

〔松永　享　商工労働部長登壇〕

○松永　享 商工労働部長　１、伝統工芸の支援についての(1)、工芸産業の生産額及び課題についてお答えします。

沖縄県が実施する工芸産業実態調査によりますと、令和５年度の工芸産業生産額は約37億円で、コロナ禍の減少から回復しつつあるものの、昭和57年度をピークに減少傾向にあります。課題としましては、ライフスタイルの変化に伴う市場ニーズへの対応、従事者の高齢化に伴う若手技術者の確保・育成、経営知識の不足に対する経営力の強化などが挙げられます。

県としましては、これらの課題解決等に向け各種施策に取り組み、伝統工芸産業の振興を図ってまいります。

同じく１の(2)、伝統的工芸品の産地組合への支援についてお答えします。

各産地組合では、工芸事業者の経営安定を図るため、後継者の育成や共同販売事業等に取り組んでいるところです。これらの自主的な経済活動を県が支援し、促進することは重要であることから、県では、各産地組合が共同で出展する沖縄工芸フェアを東京で開催するとともに、産地組合が実施する人材育成や需要開拓等に対し支援を行っているところです。

県としましては、引き続き各産地組合の取組を支援するなど、本県の伝統工芸産業の振興に向け取組を展開してまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　こども未来部長。

〔真鳥裕茂　こども未来部長登壇〕

○真鳥裕茂 こども未来部長　２、多胎家庭への支援についてお答えいたします。

多胎家庭への支援については、一部の市町村において、国の事業等を活用し、多胎家庭との交流会やサポーター派遣による家事及び外出時の補助等が実施されています。また、就学時の経済的支援については多胎家庭に特化していないものの、低所得世帯等に対して、県教育委員会ではバス通学費支援等、市町村においては小中学生への就学援助が実施されております。

県としましては、多くの市町村において多胎ピアサポート事業等が実施されるよう、普及啓発に取り組ん

でまいります。

続きまして５、児童相談所についての(1)、相談件数の全国比較についてお答えいたします。

児童相談所では、児童虐待に関する相談以外にも、児童に関する養護相談、非行相談、障害相談等様々な相談を受けており、令和４年度の相談件数は8430件で、人口1000人当たり約5.74件となっております。全国の児童相談所における相談件数は56万6013件で、人口1000人当たり約4.49件となり、本県の相談件数は全国と比較し、約1.28倍多くなっております。

続きまして同じく５の(2)、児童相談所専門職の国基準による不足数についてお答えいたします。

児童相談所に配置されている子どもに関する必要な調査や支援などを行う児童福祉司、及び子どもの心理診断や心理療法などを行い、必要な助言指導等を行う児童心理司については、法令により配置基準が定められております。配置基準に基づき算定すると、児童福祉司が12名、児童心理司が19名不足している状況となっております。

続きまして同じく５の(3)、那覇市への児童相談所移管についてお答えいたします。

令和４年度に中央児童相談所が対応した相談対応件数のうち、那覇市は約36％と大きな割合を占めております。児童虐待相談対応件数が過去最多を更新し続ける中、県としては、より手厚い支援を行うために那覇市への児童相談所設置が望ましいと考え、これまで意見交換を行ってきたところです。那覇市が重点的に整備を進めてきた、こども家庭センターなはが８月に開所されたことから、引き続き那覇市が設置する上での課題等について、意見交換を実施してまいりたいと考えております。

続きまして７、性の多様性に関する条例についてお答えいたします。

県では、令和３年３月に、誰もが自分らしく幸せに生きることのできる沖縄を目指し、沖縄県性の多様性尊重宣言を行いました。令和５年３月には、沖縄県差別のない社会づくり条例を制定し、性的指向・性自認を理由とする不当な差別をしてはならないと基本理念に定め、啓発活動やにじいろ相談を実施するとともに、令和６年度中のパートナーシップ制度の導入に向けて取り組んでいるところです。

県としましては、引き続き同条例に基づき、各種施策を推進してまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　教育長。

〔半嶺　満　教育長登壇〕

○半嶺　満 教育長　３、教育行政についての中の(1)、高等支援学校の定員及び今後の見通しについてお答えいたします。

県立高等支援学校は県内に５校設置されており、入学定員は１学級10名としております。また、出願資格については、軽度知的障害の生徒で、志願前相談を受けた者が対象であり、令和６年度の志願倍率は、全体で1.45倍となっております。

県教育委員会としましては、併設する高等学校の施設設備も考慮した学級数を設定しているところであり、引き続き、適切な定員設定等に努めてまいります。

同じく(2)、臨時的任用職員と再任用職員の給与についてお答えいたします。

臨時的任用職員は、常時勤務を要する職に欠員が生じた場合において任用されるものであり、その給料月額は、本務職員と同様に職務内容や経験年数等に基づいて決定しております。再任用職員は、雇用と年金を接続し安定した生活を支えるとともに、公務で培った知識や経験を活用するため任用されるものであり、その給料月額については、人事委員会勧告を踏まえて条例において定めており、単一の額となっております。

同じく(3)、教職員の特殊勤務手当についてお答えいたします。

特殊勤務手当は、当該業務が心身に著しい負担を与えるものと認める場合に支給されるものとなっており、教職員については、週休日の部活動指導業務や対外競技の引率業務等に従事した場合等において、教員特殊業務手当を支給しております。部活動指導に係る教員特殊業務手当については、国の部活動の在り方に関するガイドラインの通知等を踏まえ、週休日等において３時間程度業務に従事した場合に支給しており、県教育委員会としましては、今後、他都道府県における取扱い等について情報収集に努めてまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　生活福祉部長。

〔北島智子　生活福祉部長登壇〕

○北島智子 生活福祉部長　４、障害者グループホームについての御質問のうち(1)、実態調査についてお答えいたします。

今般、県内の障害者グループホームにおいて、事業者が人員配置など実態と異なった内容で市町村に給付費を請求し、過大に給付費が支出されている事案が生じております。県では、現在、事業者が県へ指定申請の際に提出した書類との整合性を含め、その実態を調査しているところであります。

県としましては、市町村等と連携して監査等を実施し、関係法令等に基づいて必要な措置を行ってまいります。

続きまして同じく４の(2)、グループホーム設置指定の厳格化等についてお答えいたします。

県では、今般の事案を受けて、障害福祉サービス事業所が行う指定の申請手続の際、従業者の雇用の実態をより慎重に確認するなど審査を強化していくことを検討しております。事業所の設置者である法人代表者及びサービス管理責任者の責務につきましては、法令で明確に規定されており、法人代表者は経営全般に関する責務、サービス管理責任者は提供される一連のサービス全般に関する責務があります。県が実施する運営指導においては、その責務が果たされているか確認し、必要な指導を行っているところであります。今後も引き続き計画的に指導を行っていくとともに、随時、状況に応じて必要な調査を実施してまいりたいと考えております。

続きまして６、本島北部豪雨災害についての御質問のうち(2)、災害救助法適用の国への働きかけに対する見解と対応についてお答えいたします。

災害救助法については、人口規模が少ない市町村ほど適用基準が厳しくなっていることから、適用要件の緩和や制度の拡充について、全国知事会や九州地方知事会を通して国へ要望しているところです。今回の災害においては、同法における住家滅失世帯数の考え方について内閣府に確認を行っているところでありますが、災害救助法の適用については、地形や住家の構造等、他府県とは異なる沖縄県の特殊事情を踏まえて、同法適用の弾力的な運用について、知事から国へ要請を行うことについて検討しております。

続きまして同じく６の(3)、特別交付税の対応についてお答えいたします。

災害救助法における特別交付税に関する省令によりますと、災害救助法が適用された場合、その費用については、少なくとも２分の１が国庫負担となるとともに、10分の４が特別交付税措置されます。今回の大雨について、現時点では災害救助法が適用されておりませんが、沖縄県の地域特性を鑑みた同法の適用に関する弾力的な運用について、知事から国に要請していくこととしております。

今後も引き続き、災害救助法の適用と特別交付税の対応について、関係部署と連携して国との調整を図ってまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　平良識子議員。

○平良　識子 議員　御答弁ありがとうございました。

早速ですけれども、６番目の北部豪雨災害についてから再質問をさせていただきたいと思います。

今の気候変動によりまして、激発型の雨の災害というのをこれまで経験していなかったという中で、今後のトレンドになる可能性もあります。今回、沖縄気象台とどのようなやり取りがあったのか、あるいは今回の被災を受けて、今後災害を予見していくためにも沖縄気象台との連携については極めて重要でありまして、具体的改善の必要があると考えておりますけれどもいかがでしょうか。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　沖縄気象台との具体的なやり取りというところでございますけれども、まず今回の大雨に関しましては、気象台からの警報、気象情報の発表、解除の可能性などについて、適宜情報提供いただいております。例えば、今回の大雨に関し、９日に大雨特別警報を出す可能性があるが、結果的に雨雲が遠ざかりつつある状況にあること、その後、警報の可能性が低くなったとの連絡を受けております。そのほか以降は、土砂災害警戒情報発表の前の連絡があり、10日の午前７時25分には、北部地区に今後特別警報発表もあり得るという連絡も受けております。その後、10日の午後８時３分には、北部３村の土砂災害警戒情報が解除される予定であること、11日午前７時21分には、北部地方の警報は昼前に解除の予定という連絡を受けるなどの情報提供を受けております。今後につきましては、今回の災害対応について、関係部局をはじめ市町村や気象台など、関係機関等と振り返りを行い、気象情報や特別警報などの発表時において、県、国及び市町村が共通の認識の下、対処できるように、さらなる連携強化に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○中川京貴 議長　平良識子議員。

○平良　識子 議員　沖縄気象台との連携については、今後、もう少し密に連携を図っていく必要があると思いますので、その辺りはしっかり計画を立てて取り組んでいただきたい。そして、災害の予見をしていただいて、災害救助法の適用に向けて、ぜひ今回の事案を参考にして取り組んで改善していただきたいと思います。

それでは、災害救助法についてなんですけれども、先ほど部長から御答弁いただきました。私も全国の防災の専門家から御助言いただきまして、この内閣府が出している――これネットにも公表されておりますけ

れども、災害救助法が遡って適用された他の都道府県の事例について調べました。そしたら、まず今年の令和６年においては７県22市町が適用をされておりますし、また、とりわけ令和４年の宮崎県の事例におきましては、３か月以上遡って決定されているわけですね。そういった意味においては、この遡及して適用した事例があるということも、今国会で石破総理大臣も答弁されて言及されております。そして、沖縄県と連携して対応していきたいということもおっしゃっております。そしてまた、県は今回被災を受けまして、リエゾンを派遣してしっかり調査もしておりますし、そして国もリエゾンを派遣して現況調査もやっているわけですから、やはり遡って適用された過去の事例を参考に――実は今回調べますと、どの県におかれましても、遡った事例においては最初国はやはりできないと答えたらしいんですよね、県に対して。しかし、この被災県のリーダーの皆様方、政治家、知事も含めて、やはり国へのアクション・働きかけによって、結果的に適用されたということになっているようですので、ぜひ玉城知事、先ほど部長からもありましたけれども、被災状況の把握が済み次第、速やかに災害救助法の適用について、国に働きかけることを直接していただきたいと思いますけれども、知事の見解をお伺いいたします。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　災害救助法の適用について、議員御案内のとおり、日にちが経過した後もその調査の状況によっては適用もあり得るということがございます。今般、私どもは１市３村と連携をしながらその被害の状況を取りまとめておりますけれども、他県の状況がどのような経過によって適用になったかということについてもしっかり研究し、また我々も今般の適用にならなかった場合においても、適用と同等の支援をしていくということで補正予算も上げさせていただいておりますので、引き続きその災害についての知見を高めてまいりたいと思います。

○中川京貴 議長　平良識子議員。

○平良　識子 議員　全国での遡って適用された事例をしっかり参考にしていただいて、国に速やかに求めてお願いをしに行っていただきたいと思いますし、この特別交付税措置については第３条、第４条ありますけれども、各県あるいは県が災害救助法が適用できなくても、この３村について特別交付税が措置されるということも言われておりますので、その辺りも含めて、引き続き国とやり取りをしていただきたいですし、ぜひ知事が先頭になって取り組んでいただきますように、よろしくお願いいたします。

それでは、１番目の伝統工芸の支援についてに移りますけれども、早速再質問をさせていただきます。

この伝統工芸産業の従事者数、そしてまた１人当たりの生産額についてお伺いいたします。

○中川京貴 議長　商工労働部長。

○松永　享 商工労働部長　お答えいたします。

沖縄県が実施する工芸産業実態調査によりますと、令和５年度の工芸産業従事者数は1549人で、１人当たりの生産額は236万6000円となっております。

以上です。

○中川京貴 議長　平良識子議員。

○平良　識子 議員　今、伝統工芸品全般でお答えいただきましたけれども、私今回染織物について、とりわけ織物についてちょっと絞って取り上げさせていただきますけれども、コロナ前の過去最高額の織物の生産額が、令和元年度になっているんですけれども１人当たり180万円なんですが、その中で、沖縄県においては10の織物があるんですね、各産地組合があります。例えば、高いところで言えば250万、あるいは一番高いところで550万というところがあります。これ本当にすばらしいなと思いますけれども、ただ、総じて100万以下が10組合のうち６組合ある中で、さらに差がありまして、34万のところ、68万、90万、47万、31万、20万――これ年収ですよ。こういう状況が伝統工芸に関わっている方たちの現状としてあるわけです。そして他方において、これが本土の市場に出荷して売れていくときには、100万単位になっていくわけですよ。そのギャップを埋めないといけないというのがありますし、具体的に言えば――ありがたいんですけれども、問屋さんへの出荷価格が適正なのかというのは、やっぱり県がもっと支援をしていかなければならないんじゃないかなと思っております。物価高騰、あるいはコストがこれだけかかっている中で、県の第９次沖縄県伝統工芸産業振興計画、これ本当にすばらしい取りまとめをされているなと私感心しましたけれども、この中でも課題として挙げられておりますけれども、結局原材料価格が高騰しているのに、問屋への出荷価格に反映されていないということもありますし、これまで長い間、この金額で置かれていたという中でしっかりこれが反映されていないという状況もありますので、ぜひ生産者の収入を上げるための県の取組について、改めてお伺いしたいと思います。

○中川京貴 議長　商工労働部長。

○松永　享 商工労働部長　お答えいたします。

伝統工芸産業の経営安定を図る上で、工芸事業者の

稼ぐ力の強化は重要であると考えております。そのため県では、工芸事業者の経営基盤の強化に向け、市場ニーズに対応した製品開発や販路開拓の支援に取り組んでいるところでございます。また、小規模で経営基盤の脆弱な工芸産業の収益力を高めるため、商品の原価計算等に関するセミナーや専門家派遣等を実施しているところです。引き続き、工芸事業者の持続的な発展が図られるよう、本県工芸産業の成長に資する各種施策を展開してまいります。

以上です。

○中川京貴 議長　平良識子議員。

○平良　識子 議員　よろしくお願いします。

時間もありませんので、次に教育行政の教職員における再任用と臨時的任用職員の給与について、具体的に再質問させていただきたいと思います。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　再任用の給料月額は、各級ごとに単一の号給が定められておりまして、小中学校の教諭は27万2100円、高等学校・特別支援学校の教諭は27万5300円であります。臨時的任用職員の給料月額は、職務内容や経験年数等に基づき決定がなされます。令和５年度における臨時的任用職員の教員の平均給料月額は28万5097円、平均年齢については36歳ということであります。

○中川京貴 議長　平良識子議員。

○平良　識子 議員　再任用の先生方と同じ経験年数でも、10万違うという試算が出ていますよね。そう考えると、この制度を変えるわけにはいかないんですけれども、やっぱりこの対象の先生方には説明をして、選択するということを取組としてやっていただきたいと思います。

最後に、障害者グループホームの不正受給についてですけれども、特別監査を行っているのか、現在調査は何か所行っているのか、最後に伺いたいと思います。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後４時42分休憩

午後４時43分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

生活福祉部長。

○北島智子 生活福祉部長　お答えいたします。

実態調査の対象数ということについてでしたでしょうか。そちらのほうについては現在実態調査を行っているところであって、その内容については答弁を差し控えさせていただきたいのですが、ただ、特別監査につきましては、臨時の監査を３回行っております。

○平良　識子 議員　終わります。ありがとうございました。

○中川京貴 議長　次呂久成崇議員。

〔次呂久成崇　議員登壇〕

○次呂久　成崇 議員　ケーラネーラ　クヨーム　ナーラ。

おきなわ新風の次呂久成崇です。

本日、最後の一般質問となります。

私も地元の高級ミンサーウエア、アピールさせていただきたいなと思っております。ちなみに２万8000円の高級品でございます。

それでは一般質問に移ります。

１、知事の政治姿勢について。

(1)、10月27日、与那国駐屯地で日米共同統合演習に参加していた陸上自衛隊のＶ22オスプレイの左翼が地面と接触する事故を起こし、今なおとどまっている。今回の事故は操作ミスが原因ということだが、これまで県内空港に米軍及び陸上自衛隊のオスプレイが機材不具合のため緊急着陸した回数について伺う。

(2)、自衛隊と米軍が台湾有事を想定して策定中の日米共同作戦計画に、南西諸島とフィリピンへの米軍ミサイル部隊展開が盛り込まれることが分かった。この計画には、南西諸島に住む我々住民の存在は考慮されていない。日本政府内では、台湾有事は日本有事との認識が広がっているが、台湾有事は本当に差し迫った脅威なのか、県の見解を伺う。

２、土木環境行政について。

(1)、都市計画法に基づく開発許可制度の申請について、年間の申請数と許可数、開発許可後の進行管理の把握状況について伺う。

(2)、開発行為許可申請書は、工事着手予定日と工事完了予定日を記載し届け出ないといけないが、その工事着手予定日を２年以上経過しても工事着手されず放置されている件数及び工事完了予定日を過ぎても完了していない件数について伺う。

(3)、今年度のサンゴ白化現象の状況を把握するため、９月上旬に西表石垣国立公園の石西礁湖において調査が行われ、全調査地点の平均白化率が84％であることが確認された。県の見解と今後の保全対策について伺う。

３、農林水産業行政について。

(1)、畜産農家への飼料価格高騰対策として、各家畜保健衛生所に相談窓口を設置し、粗飼料生産に対する技術指導等を強化しているということだが、実績と相談内容、成果について伺う。

(2)、本県の気候や地理的特性を最大限に生かした

持続可能な農林水産業振興の取組は重要である。水産資源の減少や漁獲制限の多種化、気候に左右される養殖業、担い手不足、給餌や人件費等のコスト増加など様々な課題に対し、県の基本方針について伺う。

(3)、県の重点施策、農林水産業の振興において、ＩＣＴ技術を活用したスマート水産業の取組は特に重要だと考えるが、県の取組について伺う。

４、教育・福祉医療行政について。

(1)、県立病院は、一般医療のほか離島・僻地医療、小児・周産期医療など不採算医療、救急医療など地域で不足する医療、民間医療機関では対応が困難な特殊医療など、政策的な医療を担っていることから厳しい経営状況となっている。その現状と課題について伺う。

(2)、県立八重山病院では、脳外科、泌尿器科、耳鼻咽喉科、放射線科が１名の配置、眼科は医師不在が続いている。がん診療では放射線治療が受けられず、乳がん、婦人科のがんの手術ができないといった状況から、約４割の患者が島外で診療を受けている。通院費等の補助事業もあるが、対象疾患が限られ患者の負担が大きい。改めて離島の県立病院の医師・看護師の確保策と患者への支援について伺う。

(3)、介護保険サービスを提供する介護事業所数及び人手不足の現状について伺う。

(4)、離島の小中学校の施設は老朽化が進み、改修・修繕箇所も多く、財源が厳しいため対応ができず、各自治体はその対応に苦慮している。広域行政を担う県として財政支援ができないのか伺う。

５、離島振興について。

(1)、県が実施している沖縄離島住民等交通コスト負担軽減事業において、同じ小学６年生であっても12歳は大人運賃、12歳未満は小児運賃適用で差額が生じている。離島の子どもたちが平等に沖縄本島での大会や修学旅行に参加できるよう、年齢での区別ではなく、小学校６年生全員への小児運賃適用を実施できないか伺う。

(2)、航空会社による航空ダイヤの変更や人手不足による離島定期航路減便等の影響により、児童生徒の大会派遣等では前日に移動し宿泊せざるを得ない事案が発生している。さらなる宿泊費用の負担増は、離島住民にとっては二重の負担となっている。同じ県民でありながら、離島住民だけこのような負担を強いられる状況について見解を伺う。

６、我が会派の代表質問との関連について。

喜友名智子議員の質問３の(3)、離島住民の課税免除についてですが、観光目的税検討委員会では、県民の課税免除を求める意見がある一方で、県民と県民以外の観光客を区別することは、税の公平性の観点を上回る県民の課税免除による公益上の事由を整理することは難しいことから、離島住民は課税免除対象外となったということですが、公益上の事由の検討は十分に行われたのか伺います。

○中川京貴 議長　玉城知事。

〔玉城デニー　知事登壇〕

○玉城デニー 知事　次呂久成崇議員の御質問にお答えいたします。

離島振興についての御質問の中の(1)、小学６年生への小児運賃適用についてお答えいたします。

沖縄離島住民等交通コスト負担軽減事業における航空運賃の割引につきましては、航空会社の運賃体系に沿って12歳以上は大人運賃、12歳未満は小児運賃を適用しております。そのため、同じ小学６年生でも負担額に差が生じており、離島市町村からその解消について要望を頂いているところです。

沖縄県としましては、離島市町村からの要望を踏まえ、令和７年１月より新たに小学６年生全員に小児運賃が適用できるようにしたいと考えております。今後も、離島の振興なくして沖縄の振興なしの考えの下、離島振興に取り組んでまいります。

その他の質問は、部局長から答弁をさせていただきます。

○中川京貴 議長　知事公室長。

〔溜　政仁　知事公室長登壇〕

○溜　政仁 知事公室長　１、知事の政治姿勢についての中の(1)、米軍と陸上自衛隊オスプレイの県内空港への緊急着陸についてお答えいたします。

県が把握している米軍と陸上自衛隊のオスプレイが県内空港に緊急着陸した件数は３件で、平成29年、令和４年、令和５年に、いずれも普天間飛行場所属のＭＶ22オスプレイが新石垣空港に緊急着陸しております。

同じく１(2)、いわゆる台湾有事への見解についてお答えいたします。

令和６年版防衛白書には、中国軍による威圧的な軍事活動の活性化により、台湾海峡の平和と安定については、国際社会において急速に懸念が高まっているとの記述があります。一方、本年10月に台湾のシンクタンクが行った世論調査では、今後５年間に中国が台湾を侵攻する可能性は、低い・非常に低いと回答した割合が６割に上り、台湾の人々は、脅威を認識しながらも冷静であると分析されているとの報道がありました。いわゆる台湾有事については、様々な見解がある

ものの、県としては、このような事態は決してあってはならないと考えており、政府に対して平和的な外交・対話による緊張緩和、信頼醸成の取組を求めているところです。

以上になります。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

〔前川智宏　土木建築部長登壇〕

○前川智宏 土木建築部長　2、土木環境行政についての(1)、都市計画法に基づく許可件数等についてお答えいたします。

都市計画法に基づく開発許可申請の申請件数について、令和５年度の同法第29条に基づく開発許可申請は228件、許可数は240件となっております。開発許可後の進行管理については、申請者から提出される工事着手届や工事完了届等の一連の手続の状況を案件ごとに管理しております。

次に同じく２の(2)、工事着手されていない件数及び工事完了していない件数についてお答えいたします。

都市計画法に基づく開発許可申請について、令和元年度から令和５年度までの過去５年間に許可を行った1297件のうち、工事着手予定日を２年以上経過し、工事未着手であった件数については90件、工事完了予定日後、工事未完了であった件数については164件となります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　環境部長。

〔多良間一弘　環境部長登壇〕

○多良間一弘 環境部長　2、土木環境行政についての(3)、サンゴの白化に対する見解と今後の保全対策についてお答えいたします。

今年度発生したサンゴの白化については、石西礁湖を含む県内各地で確認されており、その要因としては、夏季の台風来襲が少なく、海水温が高止まりしたことが影響したものと考えております。県では、サンゴの白化対策として、高水温に耐性を持つサンゴ種の探索や白化現象の発生可能性のある地域の推定などの調査研究、サンゴ礁保全再生活動に取り組む漁業協同組合等で構成する地域協議会の設立支援を行っております。

県としましては、引き続き関係機関と連携し、サンゴの白化対策に取り組んでまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　農林水産部長。

〔前門尚美　農林水産部長登壇〕

○前門尚美 農林水産部長　3、農林水産業行政についての(1)、肉用牛経営緊急サポート体制の実績等についてお答えいたします。

県は、肉用牛農家への支援体制強化を図るため、相談窓口を各家畜保健衛生所に設置し、相談対応に取り組んでおります。サポート開始の７月から10月末までの相談件数は177件で、そのうち資金融資などの経営相談が52件、草地管理などの技術相談が125件となっております。経営相談のうち、１件は融資実行済み、22件は融資に向けて調整しております。畜産特別資金において、償還期間延長など条件変更を４件行っております。引き続き、サポート体制の周知と経営安定に取り組んでまいります。

同じく３の(2)、水産業における課題に対する県の基本方針についてお答えいたします。

県では、新・沖縄21世紀農林水産業振興計画に基づき、①スジアラなど重要資源の持続的な有効利用を図るための資源管理型漁業の推進、②モズク養殖などの安定生産を図るための沖縄型のつくり育てる漁業の振興、③新規就業者の定着率向上に向けた取組の強化、④漁業近代化資金などの制度資金や共済制度のさらなる活用による経営安定などに関する施策を推進することで、水産業の振興に努めてまいります。

同じく３の(3)、スマート水産業の取組についてお答えいたします。

県では、沖縄水産デジタル化協議会を設置し、国のスマート水産業普及推進事業を活用した、水産現場へのスマート水産機械の普及に取り組んでおります。令和６年度は、県内２漁協において事業の採択を受けたところであり、水産業普及指導員と連携し、スマート水産機械の現場導入を進めているところであります。引き続き、ＩＣＴ等の先端技術の活用により、本県スマート水産業の取組を推進してまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　病院事業局長。

〔本竹秀光　病院事業局長登壇〕

○本竹秀光 病院事業局長　4、教育・福祉医療行政についての御質問の(1)、県立病院の厳しい経営状況と課題についてお答えします。

県立病院は、コロナ患者を優先して診療してきたこと等により、令和５年度の延べ入院患者数はコロナ前比で約７万8000人減少し、いまだ回復しておりません。人口構成の変化等長期的な患者数の減少があったところに、コロナを経て軽症患者・再診患者の受診控え等、受療行動の変化に拍車がかかるとともに、人件費や諸物価の高騰など急激な環境変化があり、令和５年度決算では過去最大の約65億円の純損失となって

おります。これらの諸課題に対処するため、現行経営計画の見直し及び新たな財源計画を策定し、計画を着実に遂行する新たな組織を病院事業局内に設置することとしております。

同じく(2)、離島の県立病院の医師・看護師の確保策等についてお答えします。

病院事業局では、医師については、地域枠医師の受入れ、県立病院研修プログラムによる育成、大学病院等への専門医派遣要請等により確保に取り組んでおり、看護師については、試験実施方法の見直し等により採用者数の増加に取り組んでいます。しかし、全国的に医療人材が不足している中にあって、離島の病院で働く人を安定して確保するためには、より働く人のニーズに合った取組を行っていく必要があると考えております。住宅確保の負担軽減や働きやすい職場環境の整備に加え、ＳＮＳの活用等により離島病院で働く魅力の発信を行うことなどにより、職員の確保・定着を図り、離島の中核病院として求められる医療が地域で完結できるよう努めてまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　保健医療介護部長。

〔糸数　公　保健医療介護部長登壇〕

○糸数　公 保健医療介護部長　４、教育・福祉医療行政についての(3)、介護サービスの事業所数と人手不足の現状についてお答えします。

令和６年10月時点における県内の介護施設サービスは111施設、居宅介護サービスは1639事業所となっております。また、令和６年10月時点の介護関係の有効求人倍率は3.16倍で、県内の介護人材は不足している状況にあります。人材確保に向けて、県では、多様な人材の参入を図るため、離島高校生等に対する初任者研修の開催や外国人介護人材のマッチング支援等を実施しております。また、限られた人材で介護ニーズに対応するため、テクノロジーの導入等による生産性向上の推進など総合的に取り組んでおります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　教育長。

〔半嶺　満　教育長登壇〕

○半嶺　満 教育長　４、教育・福祉医療行政についての中の(4)、離島小中学校の学校施設整備についてお答えいたします。

市町村においては、国の補助制度を活用し、公立学校施設の老朽校舎等の改築及び改修を計画的に実施しているところです。県教育委員会では、事業が円滑に推進できるよう、市町村が作成する施設整備計画について毎年度ヒアリングを実施し、助言を行っているところです。引き続き市町村と連携し、着実に老朽化対策等が図られるよう所要額の確保に努めてまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　企画部長。

〔武田　真　企画部長登壇〕

○武田　真 企画部長　５、離島振興についての中の(2)、航空ダイヤの変更と離島定期航路の減便についてお答えいたします。

今回の航空ダイヤの変更については、需要や機材繰り等を総合的に判断し、変更したと聞いております。

県としましては、ダイヤ変更の影響を踏まえつつ、利便性向上に向け航空事業者と意見交換を行ってまいります。

また、一部の離島航路については、船員の人手不足により減便があったと聞いております。

県としましては、離島航路の維持は重要であることから、船員確保等の支援を行うとともに、改善に向け航路事業者と意見交換を行ってまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　総務部長。

〔宮城嗣吉　総務部長登壇〕

○宮城嗣吉 総務部長　６、我が会派の代表質問との関連についての公益上の事由の検討状況についてお答えします。

課税免除は、公益上の事由がある場合に行うことができるとされております。公益上の事由とは、税の公平性の観点を上回る課税免除による社会一般の利益があると認められる場合とされており、税法上限定的に解釈されていることから、慎重に検討する必要があります。

宿泊税を導入している地方公共団体では、宿泊者の属性や来訪目的にかかわらず、宿泊という行為に公平に課税されているところです。現段階では、県民または離島住民の課税免除について、公益上の事由を整理することは難しいと考えております。そのため、観光目的税検討委員会において、修学旅行生及びその引率者を課税免除とすることで意見が取りまとめられたところです。検討委員会の意見書の留意事項では、離島住民を課税対象とすることについて、税を活用した使途事業などにより配慮することとされております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　次呂久成崇議員。

○次呂久　成崇 議員　まずは、知事の政治姿勢についてです。

与那国駐屯地に放置状態となっているオスプレイの撤収予定について伺います。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　与那国に今ありますＶ22オスプレイにつきましては、12月16日に与那国駐屯地から久部良漁港まで牽引車により地上輸送して、その後海上輸送をして木更津駐屯地まで運ぶということになっていると報告を受けております。

○中川京貴 議長　次呂久成崇議員。

○次呂久　成崇 議員　私が調べたところ、この2023年度の自衛隊と米軍の国内での日米共同訓練は82回、そのうち沖縄周辺や県内の一部の自衛隊施設で行われた回数は21回となっています。まさに今、台湾有事が起こっているかのごとく行われているこの日米共同訓練は、今後も増えることが予想されるんですけれども、今回のこの与那国駐屯地で起きたオスプレイの事故が、例えば県内の空港で起きると、やはり空港運用に支障が出る可能性があることから、日米共同訓練でオスプレイの使用、そして県内空港の使用は自粛するように、引き続き強く求めていただきたいんですが、知事いかがでしょうか。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　まず、民間航空機及び船舶の円滑な定期運航及び安全性を確保するため、米軍による民間空港及び港湾の使用は、緊急時以外は自粛すべきというのが、県の一貫した方針でございます。また、自衛隊により離島の空港・港湾の民間利用に支障があってはならないというふうに考えております。去る10月から11月にかけて全国的に実施された日米共同統合演習キーン・ソード25では、本県において米軍及び自衛隊のオスプレイを使用した訓練などが行われております。

県としては、かねてから米軍基地の整理縮小、さらなる基地の返還を求めている中、日米共同訓練等の増加によりこれ以上の基地負担が生じることはあってはならないと考えております。このため、訓練に当たっては、県民生活や事業活動への影響を最小限にすることなどを日米両政府に求めているというところでございます。

○次呂久　成崇 議員　議長、休憩お願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後５時11分休憩

午後５時11分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

次呂久成崇議員。

○次呂久　成崇 議員　（スクリーンに表示）　土木環境行政について伺います。

まず、沖縄県が開発許可を行った中には、この開発行為許可申請書の工事完了予定年月日が空欄のまま開発許可されている例があります。開発許可申請において、工事完了予定年月日は法定記載事項であり、他の自治体に確認したところ、他の自治体では、空欄で申請された場合は補正を求める。そして、補正されない場合は不許可となる。また空欄や未定の状態では開発許可は出さないとしています。県が空欄での申請に開発許可していることについて、法的根拠はありますか。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　都市計画法による開発行為許可申請書には工事着手予定日を記載することになりますが、他法令による許可の手続の見通し等により、各予定日が決定できず記入できない場合には、各予定日を未定として許可を行う運用を行っているところでございます。申請書の工事着手予定日等につきましては、都市計画法により記載事項とされておりますが、工事着手予定日等が記載できない場合には、許可後に必要な変更届を行うことにより、各予定日を確定することとしているところでございます。

以上でございます。

○中川京貴 議長　次呂久成崇議員。

○次呂久　成崇 議員　今、部長が述べましたが、本来記載しなければならないこの予定日が空欄になっている。これは法定記載事項ですね。それに不備がある申請を県が許可しているということは、やはり私は運用上の重大な瑕疵だと思います。県は適正に運用していたという認識はありますか。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　先ほどもお答えいたしましたが、許可後に必要な変更届等を行うことにより、各予定日を確定していたというところでございます。これらの手続等につきましては、他都道府県の取扱いなどを調査し、見直しが必要ということがございましたら、適切に対応してまいりたいと考えております。

○中川京貴 議長　次呂久成崇議員。

○次呂久　成崇 議員　変更届を出せばいいわけですよね。ですから、空欄で受理しなくても、きちんと予定年月日を入れれば事足りると思います。だからそういうところで、きちんと適正に運用していたという認識ですかというのをもう一度伺いたいと思います。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　許可後に変更届を行うことにより確定していたということから、適切な処理で

あったというふうに考えておりますが、これらの手続につきましては、他都道府県の取扱いなどを参考にいたしまして、検討し、見直しが必要と判断された場合には、適切に対応してまいりたいと考えております。

○中川京貴 議長　次呂久成崇議員。

○次呂久　成崇 議員　この乱開発の防止を目的とした開発許可制度なんですけれども――1974年から始まっていますが、これまでも同様に、工事着手予定日とこの工事完了予定日が空欄のまま許可した件数は把握されていますか。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　工事着手予定日及び工事完了予定日が記載されていない件数につきましては、過去５年間における開発許可数1297件のうち185件ございます。

○次呂久　成崇 議員　休憩。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後５時15分休憩

午後５時16分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○前川智宏 土木建築部長　先ほど申し上げました過去５年間につきましては、1297件のうち185件ということで確認をしておりますが、それ以前の同様のケースについては、現時点では確認をしていないところでございます。

○中川京貴 議長　次呂久成崇議員。

○次呂久　成崇 議員　他の自治体ではしっかりと――例えば国の指針であったり、この運用をされているんですけれども、やはり私はこの空欄で出すということは、法的根拠はないというふうに認識をしています。ですから、やはりこれはきちんと国の指針とか運用制度に基づいて、今後はしっかりと申請時から予定年月日は記載していただくということで、きちんと是正していただきたいと思いますが、これは今後是正していくということで確認してよろしいですか。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　これまでの取扱いにつきましては、他都道府県の同様の取扱いなどを参考にし、また関係機関の意見をお伺いいたしまして、見直しが必要と判断される場合には、適切に対応してまいります。

○中川京貴 議長　次呂久成崇議員。

○次呂久　成崇 議員　次に、開発許可後の進行管理について伺いますが、この工事の進捗状況の把握というのは、具体的にどのように行っているのか伺います。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後５時18分休憩

午後５時18分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　進行管理についてでございますが、申請者から提出されます工事着手届や工事完了届などの一連の手続の状況を案件ごとに管理をしております。適宜必要に応じまして、申請者への連絡等を行い、進行管理を行っているところでございます。

○中川京貴 議長　次呂久成崇議員。

○次呂久　成崇 議員　例えば、この石垣白保のリゾートホテル開発許可については、この許可後、６年以上工事着手されていない状態です。この案件というのは、明らかに国の指針に反しているというふうに思いますが、県はどう考えているのか伺いたいと思います。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　長期間工事着手されていない案件の取扱いにつきましては、必要に応じ、事業者から報告を求めるなど状況を把握し、適切に対応してまいりたいと考えております。

○中川京貴 議長　次呂久成崇議員。

○次呂久　成崇 議員　これは、県のほうから直接――例えば、何年か経過しているから調査するとか、そういう把握の仕方はしていないんでしょうか。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後５時19分休憩

午後５時20分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　進行管理についてでございますが、申請者から提出される書類で案件ごとに管理しているということでございますが、必要に応じ、適宜申請者への連絡等を行っているということでございますが、全ての案件について、積極的に県のほうから、期間が過ぎているからといって連絡をしているという状況ではないということでございます。

○中川京貴 議長　次呂久成崇議員。

○次呂久　成崇 議員　これ、必要に応じ、ということはどういった場合なんでしょうか。これで本当に適正に進行管理されているというふうに私は思えないんですけれども、ちょっと詳細を伺いたいと思います。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　許可した案件について何か問合せ等があった場合に、そういう対応をしているということでございますが、こういった取扱いも含めま

して、この進行管理につきましても、他県の取扱い等を調査してまいりたいと考えております。

○中川京貴 議長　次呂久成崇議員。

○次呂久　成崇 議員　工事着手予定日を２年以上経過しても工事着手されずに放置されている件数及び工事完了予定日を過ぎても完了していない件数等について、先ほど答弁いただきましたが、この開発行為の廃止は都市計画法第38条で定められておりまして、逐条解説には廃止の届出についての指導や許可の取消しをするべき事例が示され、適正な進行管理の必要性というのが明記されているはずです。ですから、それに基づいて言うと、県は適正な進行管理をされていないというふうに私は思いますが、いかがですか。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　議員御指摘の進行管理の在り方等につきましても、今後、他府県の状況を調査しまして、見直しの必要があれば、適切に対応してまいりたいと考えております。

○中川京貴 議長　次呂久成崇議員。

○次呂久　成崇 議員　都市計画運用指針にも同様に、このような工事実施状況の把握に努めることとか、許可の取消しを行う事例などが詳しく示されています。これらに基づいてきちんと進行管理を行えば、今回のこの白保の案件のような事例は生じないはずなんですよ。ですから、きちんと今後は是正をしていただきたい。そのように思います。これまでこの白保の案件のように、６年も経過していて工事着手もされていない。また、国の指針で定められているこの開発許可後の進行管理、これまで――じゃ、適切に行っていたという一応認識なんですよね。ですが、きちんと行っているのであれば、これらの指針とかに基づいて、開発行為の廃止や許可の取消しというのは行われるはずだと私は思います。ところが、じゃあなぜ行われていないのか。これは国の指針に反しているということにはならないですか。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後５時23分休憩

午後５時23分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　開発許可の取消し等の手続につきましては、申請者のその事業に対する状況ですとか、そういったところを確認の上、判断されるべきものと考えておりますが、いずれにしましても進行管理につきまして、十分でない面があったというのは認めざるを得ないと考えておりますので、その点につきましては、他府県の状況も調査し、必要があれば是正してまいりたいと考えております。

○中川京貴 議長　次呂久成崇議員。

○次呂久　成崇 議員　県内に、同じように開発許可されたが工事着工、また完了していない事例がほかにもあると思います。予定地が塩漬けになっていて、この地域では手がつけられない、管理されない土地というのが、この地域の振興とか発展の妨げ、阻害要因になっているわけです。ですから、今後はこの予定日記載を含む許可手続等についてはきちんと是正をして、運用については、この国の指針や逐条解説に示されているように、適切な制度運用を今後は徹底していただきたいと思いますが、知事、知事のほうからぜひ答弁いただきたいと思います。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　開発許可申請の一連の状況、そして対応については土建部長から答弁をさせていただいておりますが、改めて他府県の事例なども研究させていただき、そしてさらに今、この都市計画法に基づく許可申請の状況もしっかりと精査をさせていただきながら、必要であれば、やはり改善しなければならないだろうというふうに考えております。

○中川京貴 議長　次呂久成崇議員。

○次呂久　成崇 議員　知事が掲げるこのＳＤＧｓ、そしてこの沖縄の豊かな自然を守るためにも、この県独自の規制や基準づくりをすることで、沖縄の豊かな自然や限られた資源を守っていくことにつながると思いますので、ぜひしっかりと是正していただきたいと思います。

次に、農林水産業行政について伺います。

県水産業、様々な課題を抱えていますが、このスマート水産業の導入また推進は、これらの課題を解消するためにもメリットが大きいというふうに思います。他県のこのスマート水産業の取組というのは把握していますか。県は、今後このスマート水産業をどのように推進していこうというふうに考えているのか、併せてお聞きしたいと思います。

○中川京貴 議長　農林水産部長。

○前門尚美 農林水産部長　お答えいたします。

他県の事例といたしまして、魚類の養殖では、自動給餌システムや自動網掃除ロボットなどによる省力化、ノリ養殖では漁場の画像データの自動取得による食害管理などに取り組まれております。また、定置網漁業では、漁獲状況の監視による操業の効率化、漁船漁業では、衛星情報や操業データに基づく漁場探索・効率化が図られております。県では、これまで水産海

洋技術センターにおいて、漁業協同組合などから水揚げ情報の提供を受け、漁獲統計としてデータの蓄積を行ってまいりました。さらに令和４年度には、国の漁獲情報デジタル化推進事業を活用し、漁業協同組合の競り情報を電子化しまして、当該漁獲統計で管理できるシステムを構築したところであります。今後、当該漁獲統計を活用し、重要資源の生物情報や漁獲努力量の情報と併せて、電子データに基づく資源評価を可能とすることで資源管理の対策の充実ですとか、各種施策へ展開を図っていく方針であります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　次呂久成崇議員。

○次呂久　成崇 議員　今、部長の答弁にもありましたけれども、地球温暖化等による海水温の変化とか、乱獲による水産資源変化に対応するためにも、この水揚げ情報とかをやはり電子的に収集したり、そして漁獲高分布の推移をデジタル化して適切な漁獲制限による持続可能な水産業を振興していく、また、守っていくというのは、この資源管理の高度化というところでは本当に大事だと思いますが、県の資源管理の高度化の取組について伺いたいと思います。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後５時28分休憩

午後５時28分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

農林水産部長。

○前門尚美 農林水産部長　お答えいたします。

持続可能な水産業の振興には、水産資源ごとに取り過ぎとならないよう、適切な漁獲量を管理・調整することが必要でございます。そのため、資源管理型漁業の基本的な情報となる市場等への水揚げ情報についてデジタル化を進め、水産海洋技術センターにおいて集約する漁獲情報システムを整備しております。

県としましては、漁獲情報システムにより得られた情報や科学的なデータに基づき、持続可能な水産業振興を図ってまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　次呂久成崇議員。

○次呂久　成崇 議員　漁場でもあって、観光資源でもあるこのサンゴを保全する取組というのが、私はやはり全庁的な取組が必要だなというふうに思うんですけれども、やはりどうしても行政の縦割りというものを感じますが、一緒に――例えば環境部と一緒に連携してやっている状況とか、そこをちょっとお聞きしたいと思います。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後５時30分休憩

午後５時30分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

環境部長。

○多良間一弘 環境部長　お答えいたします。

サンゴの保全に関しましては、一番大きな影響があるのは赤土等の流出防止かと思いますけれども、赤土等の流出防止に関しましては、農地からの流出が約８割を占めているということで、そういった部分に関しまして、農林水産部ともいろいろ連携を取りながら対策を取っている、取組を実施しているというところでございます。

以上です。

○中川京貴 議長　農林水産部長。

○前門尚美 農林水産部長　お答えいたします。

八重山地域のサンゴ礁の保全に関しましては、健全な漁場の維持という側面から重要であると認識しております。そのため、環境部とは適宜情報共有を図るなど対応してきたところであります。今後もそれぞれの課題に対しまして、内容を精査しながら連携してまいりたいと思います。

以上でございます。

○中川京貴 議長　次呂久成崇議員。

○次呂久　成崇 議員　ぜひ、この全庁的に――縦割り行政ではなくて、横串を刺したこの横断的な取組を行っていただきたいと思います。

最後に、宿泊税について伺います。

午前中の糸数議員の質問で、修学旅行は教育活動の一環であるから、公益上の事由であるということでしたけれども、この離島の各市町村の教育委員会は、部活動を教育の一環として位置づけ、派遣費を助成しているというふうに私は認識しているんですが、部活動は教育の一環ではないのか、教育長に伺いたいと思います。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　お答えします。

中学校、高校においては、学習指導の一環として教育活動に位置づけられておりまして、教科と連動して進めるというふうなことが位置づけられておりまして、教育活動の一環として取り組んでおります。

○中川京貴 議長　次呂久成崇議員。

○次呂久　成崇 議員　今の教育長の答弁、教育の一環という答弁がありました。どうしてもこの離島住民は、児童生徒の県大会の――例えば、派遣、また保護者もこの応援などで沖縄本島に宿泊することが多いです。そして、例えばビジネスの訪問とかでも、沖縄本

島、また石垣のほうから離島のほうに仕事で行って、何か月もそこにいるといったときに、やはりかなりのこの宿泊税というのが課税されてくるわけなんですよ。現在、導入を検討しているこの観光目的税の使途というのは、観光振興整備に限定されるわけですから、この場合は――児童生徒の派遣もそうなんですけれども、この宿泊税だけ負担させられるということは、宿泊税の受益者とはならないので、やはり不利益を被るのではないかなというふうに思いますが、ちょっと見解を伺いたいと思います。

○中川京貴 議長　総務部長。

○宮城嗣吉 総務部長　公益上の事由という部分については、減免することが社会一般の利益を上回るという比較検討が必要になってきますけれども、その検討に当たっては慎重に検討する必要があるとされております。実例を申し上げますと、地方公共団体の住民の一般的な公益を増進するもので課税を免除することについて、地方公共団体の住民の一般的な公益を増進するものであることが必要とされ、一部の者の利益のために課税を免除することは、法の規定に反するというような実例がございます。先ほどの修学旅行につきましては、まず２点整理されておりまして、青少年の健全育成に資するものであること、それから、将来の沖縄観光の旅行者につなげることなどの公益上の事由という部分で、他県でも修学旅行については認められているというふうに考えておりまして、現時点では、部活動とか離島住民の属性という部分に着目した公益上の事由ということが、まだ整理されていないという状況でございます。

○中川京貴 議長　次呂久成崇議員。

○次呂久　成崇 議員　私はこの件に関しては、やはり今後またしっかり検討を引き続きしていただきたいというふうに思っています。この検討委員会で、宿泊税を支払う離島住民への対応は、税収の使途事業で配慮が必要というこの留意事項に対して、じゃあ何が配慮できるのか。何かできる使途事業ってあるんでしょうか。

○中川京貴 議長　文化観光スポーツ部長。

○諸見里　真 文化観光スポーツ部長　お答えいたします。

先ほど総務部長からもありましたけれども、別途使途事業ということで、既存制度の活用と新しい事業、また交付金ということを今検討しています。今現時点で有効な策として考えているのは、離島住民の県内での宿泊の実態把握を行った上で、実際に支払った観光目的税相当額を交付金として、離島市町村に交付していきたいというふうに考えています。

市町村では、交付金を活用し、地域の実情を踏まえた観光事業を実施していただき、離島住民に税負担の還元を図っていきたいと、今時点では考えているところです。

○中川京貴 議長　次呂久成崇議員。

○次呂久　成崇 議員　これはこの観光振興、そして整備に限定する目的税の使途事業で本当に実施できるんですか。

○中川京貴 議長　文化観光スポーツ部長。

○諸見里　真 文化観光スポーツ部長　これから市町村も含めて説明会等で議論していきますが、今時点では、観光目的税を活用して観光事業に使っていただくという形は可能だと思っております。

○中川京貴 議長　次呂久成崇議員。

○次呂久　成崇 議員　いずれにしても、この島嶼県の沖縄の特殊事情に十分配慮して、制度設計については特定の目的だけに用途を定めない。例えば、法定外普通税にするということも、改めて調査研究する必要があるのではないかなというふうに思いますので、ぜひ同じ県民でありながら、この負担の不公平が生じないように引き続き検討していただきたいと思います。

質問を終わります。答弁をお願いします。

○中川京貴 議長　文化観光スポーツ部長。

○諸見里　真 文化観光スポーツ部長　今回、検討委員会でまとめられたものが、今後は庁内の協議会で議論されていきます。また、その検討委員会の中では、導入後３年をめどにしっかり見直しをするという留意事項も打たれていますので、しっかりそれを踏まえて検討していきたいと思っています。

○次呂久　成崇 議員　ありがとうございました。

○中川京貴 議長　この際、申し上げます。

知事公室長から、12月６日の花城大輔議員の一般質問に対する答弁について、釈明発言の申出がありました。

議長としましては、知事公室長からの釈明発言、申出について、発言趣旨や発言責任を明らかにする必要があると判断したことから、発言を許可します。

知事公室長。

〔溜　政仁　知事公室長登壇〕

○溜　政仁 知事公室長　12月６日の花城大輔議員の一般質問の中で、ワシントン駐在職員の給与に係る質疑の中で、本人の申出により、円建てで国内の口座に振り込む、あるいはドル建てで支払いすることになっておりますと答弁をいたしましたが、これまでの支出調書等を確認したところ、全て円建てであることを確

認いたしました。正しくは、本人の申出により、円建てで国内または米国の口座に送金していますとなります。おわびして訂正いたします。失礼いたしました。

（発言する者多し）

○中川京貴 議長　静粛にお願いいたします。

以上で、本日の一般質問及び議案に対する質疑を終わります。

本日の日程は、これで全部終了いたしました。

次回は、明11日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日はこれをもって散会いたします。

午後５時39分散会

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

議　　長　　中　　川　　京　　貴

会議録署名議員　　喜 友 名　　智　　子

会議録署名議員　　比　　嘉　　　　忍

令和６年12月11日

令和６年
第　４　回

沖縄県議会（定例会）会議録

（第８号）

令和６年
第　４　回

沖縄県議会（定例会）会議録（第８号）

令和６年12月11日（水曜日）午前10時開議

議　事　日　程　第８号

令和６年12月11日（水曜日）
午前10時開議

第１　一般質問
第２　甲第１号議案から甲第３号議案まで及び乙第１号議案から乙第38号議案まで（質疑）
第３　甲第４号議案、甲第５号議案及び乙第39号議案（知事説明、質疑）
第４　乙第８号議案の訂正の件

本日の会議に付した事件

日程第１　一般質問
日程第２　甲第１号議案から甲第３号議案まで及び乙第１号議案から乙第38号議案まで
　甲第１号議案　令和６年度沖縄県一般会計補正予算（第４号）
　甲第２号議案　令和６年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計補正予算（第１号）
　甲第３号議案　令和６年度沖縄県流域下水道事業会計補正予算（第１号）
　乙第１号議案　沖縄県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
　乙第２号議案　沖縄県行政機関設置条例の一部を改正する条例
　乙第３号議案　沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
　乙第４号議案　沖縄県税条例の一部を改正する条例
　乙第５号議案　沖縄県動物の愛護及び管理に関する条例
　乙第６号議案　沖縄県保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
　乙第７号議案　国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例
　乙第８号議案　沖縄県都市公園条例の一部を改正する条例
　乙第９号議案　建築基準法施行条例の一部を改正する条例
　乙第10号議案　沖縄県物品調達基金条例を廃止する条例
　乙第11号議案　沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例
　乙第12号議案　工事請負契約についての議決内容の一部変更について
　乙第13号議案　財産の処分について
　乙第14号議案　車両損傷事故に関する和解等について
　乙第15号議案　車両損傷事故に関する和解等について
　乙第16号議案　損害賠償の額の決定について
　乙第17号議案　指定管理者の指定について
　乙第18号議案　指定管理者の指定について
　乙第19号議案　指定管理者の指定について
　乙第20号議案　指定管理者の指定について
　乙第21号議案　指定管理者の指定について
　乙第22号議案　指定管理者の指定について
　乙第23号議案　指定管理者の指定について
　乙第24号議案　指定管理者の指定について
　乙第25号議案　指定管理者の指定について

乙第26号議案　指定管理者の指定について
乙第27号議案　指定管理者の指定について
乙第28号議案　指定管理者の指定について
乙第29号議案　指定管理者の指定について
乙第30号議案　指定管理者の指定について
乙第31号議案　指定管理者の指定について
乙第32号議案　指定管理者の指定について
乙第33号議案　指定管理者の指定について
乙第34号議案　指定管理者の指定について
乙第35号議案　指定管理者の指定について
乙第36号議案　指定管理者の指定について
乙第37号議案　当せん金付証票の発売について
乙第38号議案　沖縄県教育委員会委員の任命について

日程第３　甲第４号議案、甲第５号議案及び乙第39号議案
甲第４号議案　令和６年度沖縄県一般会計補正予算（第５号）
甲第５号議案　令和６年度沖縄県水道事業会計補正予算（第１号）
乙第39号議案　沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

日程第４　乙第８号議案の訂正の件
乙第８号議案　沖縄県都市公園条例の一部を改正する条例

出　席　議　員（44名）

48番	中川京貴　議長	22番	新垣淑豊　議員
42番	上原　章　副議長	23番	島尻忠明　議員
1番	瑞慶覧長風　議員	24番	当山勝利　議員
2番	瀬長美佐雄　議員	25番	西銘純恵　議員
3番	喜友名智子　議員	26番	新垣光栄　議員
5番	大田　守　議員	28番	玉城健一郎　議員
6番	高橋　真　議員	29番	山里将雄　議員
7番	宮里洋史　議員	30番	糸数昌洋　議員
8番	徳田将仁　議員	31番	仲里全孝　議員
9番	比嘉　忍　議員	32番	仲村家治　議員
10番	新垣善之　議員	33番	下地康教　議員
11番	新里　匠　議員	34番	座波　一　議員
12番	平良識子　議員	35番	新垣　新　議員
13番	比嘉瑞己　議員	37番	渡久地　修　議員
14番	次呂久成崇　議員	38番	仲宗根　悟　議員
15番	米須清一郎　議員	39番	仲村未央　議員
16番	幸喜　愛　議員	40番	照屋大河　議員
17番	當間盛夫　議員	41番	山内末子　議員
18番	松下美智子　議員	43番	西銘啓史郎　議員
19番	喜屋武　力　議員	44番	又吉清義　議員
20番	大屋政善　議員	45番	呉屋　宏　議員
21番	小渡良太郎　議員	46番	花城大輔　議員

欠　席　議　員（４名）

4番	儀保　唯　議員	27番	上原快佐　議員

36 番　大 浜 一 郎 議員　　47 番　島 袋　大 議員

説明のため出席した者の職、氏名

玉城デニー	知事	諸見里　真	文化観光スポーツ部長
照屋義実	副知事	前川智宏	土木建築部長
小川和美	政策調整監	宮城　力	企業局長
溜　政仁	知事公室長	本竹秀光	病院事業局長
宮城嗣吉	総務部長	友利公子	会計管理者
武田　真	企画部長	金城康司	総務部財政統括監
多良間一弘	環境部長	半嶺　満	教育長
北島智子	生活福祉部長	小堀龍一郎	警察本部長
真鳥裕茂	こども未来部長	下地　誠	労働委員会事務局長
糸数　公	保健医療介護部長	池田　修	人事委員会委員長
前門尚美	農林水産部長	森田崇史	人事委員会事務局長
松永　享	商工労働部長	渡嘉敷道夫	代表監査委員

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

平田正志	議会事務局長	安田　健	主査
前田　敦	次長	比嘉太一	主査
中村　守	議事課長	川満鈴花	主任
宮城　亮	課長補佐		

○中川京貴 議長　これより本日の会議を開きます。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前10時０分休憩

午前10時２分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

花城大輔議員。

○花城　大輔 議員　本日の新聞報道によりますと、オスプレイの運用停止に関係して、玉城知事はワシントン駐在に情報収集を指示したという発言を行っております。我が会派の仲里議員の一般質問において、知事公室長は兼業許可がなされていない現状について、地方公務員法に抵触し違法状態だと明確に答弁されております。私たちは、オスプレイの飛行停止の問題そのものについて県民感情を理解し、原因究明と再発防止、これを徹底させる。この思いは一緒であります。しかしながら、違法状態で勤務しているワシントン駐在株式会社の社員に、違法状態も解消されていない人物に対して情報収集をさせることについては、非常に看過できない発言であると思っております。

議長、答弁内容とこの知事の発言について知事の見解を求めたいと思っておりますので、どうかそれを実現できるようにお取り計らいをお願いいたします。

○中川京貴 議長　ただいま花城大輔議員から申出がありました件につきましては、議長において対応を検討してまいりますので御了承願います。

○中川京貴 議長　日程に入ります前に報告いたします。

12月６日、知事から乙第８号議案を訂正したい旨の申出がありました。

次に、説明員として出席を求めた池田竹州副知事は、別用務のため本日の会議に出席できない旨の届出がありました。

次に、本日質問予定の上原快佐議員から発言通告の撤回がありました。

この際、念のため申し上げます。

質問においては、議員の質問時間に加え、質問、答弁を合わせた往復時間を設けており、規定の往復時間を超過した場合、質問時間が残った状態であっても質問は終了となりますので、説明員の皆様におきましては、答弁に際しては、簡潔に要点をまとめ、明瞭に答弁していただくよう御協力をお願い申し上げます。

○中川京貴 議長　日程第１及び**日程第２**を一括し、これより直ちに**一般質問**を行い、**甲第１号議案から甲第３号議案まで及び乙第１号議案から乙第38号議案まで**を議題とし、質疑に入ります。

質問及びただいま議題となっております議案に対する質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

山内末子議員。

〔山内末子　議員登壇〕

○山内　末子 議員　休憩お願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前10時５分休憩

午前10時５分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○山内　末子 議員　ハイタイ　グスーヨー　チューウガナビラ。

おはようございます。

質問に入ります前に、少し所見を述べさせていただきます。

先日、私たち自衛隊訓練場設置計画の断念を求める会は解散総会を行いました。ちょうど１年前、地元の頭越しに立てられたこのずさんな計画に対して、党派を超えた市民運動が起こりました。その地元の声にいち早く賛意を示し、白紙撤回を求めた県議会の全会一致の可決、そして知事、うるま市長、市議会、多くの県民が反対するというううねりが広がってまいりました。自衛隊の配備計画、それも予算が可決されたこの事業を政府が断念したという画期的な結果を導いた、本会議での全会一致の意見書の重みをひたすら感じているところです。改めて、議員の皆様、そして多くの皆様、県民の皆様に感謝を申し上げます。（資料を掲示）　そして、こうした資料集もできましたので、どうかお読みになりたい方は私のほうまで申しつけていただきたいと思います。

そしてもう一点、27日に、私たち与党県議団代表で次年度予算の満額確保に向けて、内閣府、そして財務省のほか各政党それぞれに要請をいたしました。政府側へは、数年来続く予算の減額による影響、自治体への影響をしっかりと説明いたしまして、まず自民党の小渕優子議員からは、これまで父の小渕元総理やその時代の議員の皆さんが沖縄に相当な思いをかけてきたこと、それを自身がしっかりと受け継いでいくという沖縄への熱い、そして印象深いお話を伺うことができました。その後の立憲民主党の小川幹事長からの代表質問においても、沖縄予算確保への力強い質問やほかの政党からの賛同する声に触れることができ、汗をかくことの大切さを痛感しております。ぜひとも、与野党一丸となって執行部と共に頑張っていきましょう。

もう一つ、昨日、核兵器が二度と使用されてはならないことを証言によって示してきたと、日本被団協へノーベル平和賞が授与されました。受賞者の田中さんは最大限の力を振り絞って、核兵器は人類と絶対に共存させてはならないと、力強い挨拶をいたしております。心から敬意を表し、その思いをしっかりと次世代へ引き継ぐ決意をしているところです。

もう一点、我が会派の儀保唯さんに、５日男の子が誕生いたしました。（拍手）　ありがとうございます。母のようにうれしいです。県議会議員自身の出産は初めてかと思いますので、新たな時代を皆さんと共に祝いたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、一般質問を始めます。

１、知事の政治姿勢について。

(1)、地域外交の推進について。

ア、北東アジア地域自治体連合（ＮＥＡＲ ニア）は北東アジア６か国・81の広域自治体が参加し、日本からも11府県が参加をしています。沖縄県はオブザーバー参加をしておりますが、加入の意義と本県の果たす役割、今後の展開について伺います。

(2)、トランプ次期大統領は、軍事的に中国に対抗するため、自衛隊の沖縄での役割を強化するよう日本に求め、日米合同訓練の拡大など、沖縄が求める基地の負担軽減は期待できないのではという識者の見解があります。知事が幾度となく訪米し、沖縄の実情を訴えてきた積み重ねが米国で広がりつつある中で、よりその重要性が増してくると考えます。新政権に対する新たな戦略計画について伺います。

(3)、戦後80年事業の取組についてです。

ア、戦後処理問題について。

９月議会において、不発弾は約1800トンが埋没されており、遺骨はまだ2613柱が眠っていることが明らかになっております。不発弾処理・遺骨収集事業について、このままの対応では解決が程遠いと考えます。米国公文書館資料の収集や活用、国や民間との連携にスピード感を持って取り組む必要があると思います。見解を伺います。

イ、第32軍司令部壕跡の戦争遺跡を県指定史跡に指定すると発表され、その保存・活用に県民からの期待が寄せられております。県内のほかの遺跡についての指定状況と今後の方向性について伺います。

ウ、フィリピン残留２世のアカヒジ・サムエルさんの国籍が回復され、本人はじめ家族・関係者から喜びの声が届いております。２世の高齢化が進む中、国籍回復に向けて、国の事業ではありますけれど県の積極的な関わりが必要です。現在の国籍回復の申請者数・概略年齢、今年度の国籍回復者数を伺います。

２、低炭素社会の実現に向けて。

(1)、沖縄県のエネルギー政策の中で、水素・アンモニアに関する我が県の取組状況を伺います。

(2)、2023年度、うるま市平安座島製油所跡地を活用した、令和４年度企業誘致推進事業（平安座地区における企業誘致推進に向けたポテンシャル調査）の概要と県の関わりについて伺います。昨年、地域での説明会があり、製油地跡の有効活用は、うるま市の地域おこしの大きな起爆剤になると地元の期待が高まっている事業です。県の後押しは不可欠だということでの質問です。よろしくお願いいたします。

３、北部訓練場・跡地問題について。

防衛省は、このほど世界自然遺産に組み込まれた北部訓練場跡地での米軍廃棄物を撤去、環境回復に取り組んでいくという姿勢を示しています。

(1)、沖縄県は、当時の推薦地における米軍廃棄物の撤去・除染が完了していないと認識しながら、提出された推薦書に、土壌汚染や水質汚濁がないという確認の土地が引き渡されたということを問題視していないのか。その背景について伺います。

(2)、今後、世界遺産内の米軍廃棄物撤去・環境復元には時間と費用がかかるが、その作業と費用負担はどこが担うのか、見解を伺います。

(3)、世界遺産に隣接する北部訓練場では、米・英・オランダ・自衛隊の訓練が行われております。世界遺産への影響、観光への影響が懸念されるが、県の見解を伺います。また、その際、米・英・オランダ・自衛隊は環境保全対策を取っているのか。県の関わり、対応について伺います。

４、危機管理体制について。

(1)、北部大雨災害について。

災害から１か月がたっておりますが、まだホテル住まいの方も多く、被災者の方々の苦悩の声に一日も早く応えていかねばなりません。多くの課題が浮き彫りになり、今後の対策強化が求められております。以下、体制強化に向けて。

イ、特に罹災者証明についてです。罹災者証明の手続は今後のあらゆる支援にも必要ですが、まだその手続の方法が被災者に届かない。また、窓口の職員の知識が浅いという実態があります。至急、市町村向けの罹災証明認定研修の取組について行うべきですが、計画を伺います。

ウ、見舞金を被災者生活再建支援法並みに増加させる必要性について伺います。

エ、大規模災害の発生率が高くなることを受け、危機管理体制の強化として、職員の増員・課の編成が必要ではないか。計画を伺います。

５、 教育行政について。

(1)、高校における非常勤講師の給与について。

ア、県立高校の非常勤講師の労働条件通知書の給与欄に時給2800円とありますが、「常勤職員の給与改定を踏まえ、年度途中の増額改定があり得る」とあります。今年度はどうなっていくのか。改定がある場合、どの程度検討しているのか伺います。

(2)、臨時的任用職員について。

ア、臨時的任用職員の任用基準について伺います。

イ、正規職のように公正公平に任用しているのか、若年層や男性に偏って任用されていないかという指摘がありますが、実情を伺います。

ウ、今年度５月時点の県立学校の臨時的任用職員の教科・科目別の応募人数と任用状況を伺います。

(3)、児童生徒の問題行動・不登校の実態と対策について。

ア、暴力行為の発生状況、３年間の推移・全国比を伺います。

イ、いじめ認知件数、３年間の推移・全国比を伺います。

エ、不登校児童生徒の増加が著しい。一人一人に寄り添う形での支援・対策が求められております。県の取組と市町村教育委員会、学校現場との連携について伺います。

６、我が会派の代表質問との関連について。

山里議員、玉城議員のオスプレイの運用についてです。

報道によると、米軍海兵隊はオスプレイの飛行運用を６日から96時間停止しているようですけれど、中谷大臣からの発表が昨日ありました。県がこの情報を把握したのはいつなのか。この間の沖縄におけるオスプレイの運用状況はどうなっているのか伺います。

以上、よろしくお願いいたします。

○中川京貴 議長　玉城知事。

〔玉城デニー　知事登壇〕

○玉城デニー 知事　ハイサイ　グスーヨー　チューウガナビラ。

皆様、おはようございます。

本日も真摯に答弁に努めてまいります。

山内末子議員の御質問にお答えいたします。

知事の政治姿勢についての御質問の中の(1)のア、ＮＥＡＲへの加入意義、今後の展開についてお答えいたします。

沖縄県は、今年９月に北東アジア地域自治体連合、通称ＮＥＡＲへオブザーバー加入いたしました。ＮＥＡＲへの加入は、これまで沖縄県が歴史的な経緯からつながってきた東アジア、南米などに加え、北東アジア地域の自治体とのネットワークが構築できる大きな

意義があると考えております。加入後、９月の部局長級会合である実務委員会や10月の環境をテーマとした革新プラス分科委員会へ参加し、沖縄県の平和への取組や環境に関する取組を紹介しました。今後もＮＥＡＲが開催する各種委員会等への参加を積み重ね、アジア太平洋地域の平和構築や相互発展へより積極的な役割を果たしていきたいと考えております。

その他の質問につきましては、部局長から答弁させていただきます。

○中川京貴 議長　知事公室長。

〔溜　政仁　知事公室長登壇〕

○溜　政仁 知事公室長　１、知事の政治姿勢についての中の(2)、トランプ新政権に対する戦略計画についてお答えいたします。

トランプ氏の大統領就任が、日本の安全保障体制及び在沖米軍基地に対し、どのような影響をもたらすかについては現段階では明らかではなく、引き続き情報収集に取り組んでまいります。

県としては、大統領の交代による政策の変更が、過重な基地負担を強いられ続けている沖縄のさらなる負担の増加につながることはあってはならないと考えております。次期政権関係者との関係構築や情報収集のためには、ワシントン駐在の活用が大変重要であると考えております。

同じく１(3)ア、不発弾処理に係る米国公文書館資料の活用等についてお答えします。

現在、不発弾の埋没可能性については、国が公開している不発弾等事前調査データベースシステムを活用して、これまで蓄積された不発弾発見箇所や探査箇所の地図・状況等の実績情報により推測しているところです。一方、米国国立公文書館の所蔵資料を収集・活用することは、戦時中の砲撃の方向・規模等により、不発弾埋没のおそれがある地域を一定程度推測できる可能性があると考えます。

県としては、県公文書館にも米国国立公文書館資料の一部が所蔵されていることを確認しておりますので、費用対効果も含め、活用可能性を検討したいと考えております。

次に３、北部訓練場・跡地問題についての中の(3)、北部訓練場における訓練に伴う影響と対応等についてお答えいたします。

北部訓練場においては、日常的に米軍が訓練を行っており、令和４年４月には陸上自衛隊が暫定的に使用したとのことです。今年３月のオランダ軍兵士が訓練に参加したとの報道について、政府は、視察のためであり訓練には参加していないとしております。また、イギリス軍等の訓練実施の事実関係及び北部訓練場における環境保全対策については、政府に照会しているところです。

県としては、北部訓練場は世界自然遺産登録地域に隣接していることから、自然環境の保全には特に力を注いでいく必要があると考えております。そのため、日米両政府に対し、米軍の訓練等により自然環境へ影響を与えることがないよう、あらゆる機会を通して求めてまいります。

次に４、危機管理体制についての中の(1)のエ、危機管理体制の強化についてお答えいたします。

近年の大雨や台風等の災害については、高頻度化・激甚化の傾向が見られ、防災対策が一層重要となっていることから、県の防災・危機管理体制の強化は喫緊の課題であると認識しております。このため、令和６年度は、危機管理補佐官を新たに任用するとともに、防災危機管理課をこれまでの３班から４班体制とし、２名を増員した28名体制として体制強化を図ったところです。今回の北部地域における大雨を受け、防災危機管理課をはじめ関係部局が災害時に果たす役割を再確認するとともに、今回の災害対応の課題も踏まえ、県の防災組織体制のさらなる強化について検討してまいります。

次に６、我が会派の代表質問との関連についての中の(2)、石破総理が目指す日米地位協定改定への見解についてお答えいたします。

日米地位協定の改定について、総理が、自民党における議論を踏まえつつ、日米同盟の抑止力と対処力を強化するとともに、在日米軍の信頼性、同盟の強靱性、持続性を高めていく観点から検討し、適切に判断するとの考えを示したことは承知しております。県は、米軍基地から派生する諸問題を解決するためには、国内法の適用など、日米地位協定の抜本的な見直しが必要であると考えており、日米両政府に対し機会あるごとに要請しております。

県としては、石破総理が目指す同協定改定の考え方や自民党での議論を注視するとともに、石破総理に沖縄県が求める同協定改定の考えを直接説明したいと考えております。

次に同じく６(3)、オスプレイの運用停止についてお答えいたします。

昨日報道のあったオスプレイの運用停止について、政府からの連絡はございません。また、在日米軍のオスプレイの運用状況について県から沖縄防衛局に確認したところ、米側に確認中との回答がありました。

県としては、引き続きオスプレイの運用に関する情

報収集を行うとともに、今後も機会あるごとにオスプレイの配備撤回を求めてまいります。

以上になります。

○中川京貴 議長　生活福祉部長。

〔北島智子　生活福祉部長登壇〕

○北島智子 生活福祉部長　１、知事の政治姿勢についての御質問のうち(3)のア、遺骨収集事業の推進についてお答えいたします。

沖縄県では、国からの業務委託を受け、戦没者遺骨収集情報センターにおける遺骨情報の一元化やボランティア団体への支援など、遺骨収集事業の推進に取り組んでおります。また、米国の国立公文書館に所蔵されている文書等から抽出された戦没者の埋葬に関する情報についても、国から情報提供を受け調査を行っております。沖縄戦における日本人の戦没者数は、18万8136人と推計されており、いまだ収容がかなっていない御遺骨は2613柱となっております。今後の調査について国と意見交換するなど、引き続き遺骨収集の推進に取り組んでまいります。

続きまして同じく１の(3)ウ、フィリピン残留日系人についてお答えいたします。

戦後の混乱でフィリピンに取り残されたとされる残留日系人の国籍就籍問題については、国において実態調査を通じた身元確認など、国籍回復に向けた取組や日本への円滑な帰国への支援がなされております。外務省から委託を受け調査を実施しているフィリピン日系人リーガルサポートセンターによりますと、同センターが把握している日本国籍回復に向けて家庭裁判所に就籍許可を申し立てている方の数は、令和６年12月５日時点で７人、平均年齢は85歳。同じく今年度国籍を回復された方の数は８人となっております。県では、令和５年12月、同センターの支援等により一時帰国された日系２世のお二人と知事が面談を行ったところです。引き続き、国や同センターの活動を踏まえながら対応してまいりたいと考えております。

続きまして４、危機管理体制についての御質問のうち(1)のイ、市町村向けの罹災証明認定研修についてお答えいたします。

県では、今回の災害を受けて、必要となる罹災証明書を可能な限り速やかに市町村が発行できるよう、内閣府の協力も仰ぎながら、北部１市４村の職員を対象に、11月19日に同証明書発行のための技術的な助言を行う研修会を実施しております。また、今年度５月には、県内市町村担当職員を対象として、専門家を招聘し住家の被害認定調査に係る具体的な事例を紹介した研修会を実施し、16市町村が参加しております。今後とも、災害救助法を含めた関係法令の周知を図るとともに、市町村職員を対象とする災害時の対応を想定した様々な研修会や勉強会を実施してまいりたいと考えております。

続きまして同じく４の(1)のウ、見舞金を被災者生活再建支援法並みに増加させる必要性についてお答えいたします。

国の被災者生活再建支援制度は、住家が被災して全壊の場合、基礎支援金で100万円、また、加算支援金として建設、購入の場合に200万円、合計で最大300万円支給される制度となっております。他県では、同一災害において、被災者生活再建支援法が適用された市町村と適用されなかった市町村が生じた場合に、後者の市町村に支援金を支給する独自制度が設けられており、その財源を県と市町村で負担している事例が多くあります。当該支援金制度と異なり、今回の被害で検討している見舞金は、被災者の生活再建を迅速に支援することを目的とした見舞金制度として本定例会の補正予算に追加提案しております。被災者生活再建支援法が適用されなかった場合の本県の独自支援制度等については、他県の事例等を参考としながら検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　教育長。

〔半嶺　満　教育長登壇〕

○半嶺　満 教育長　１、知事の政治姿勢についての中の(3)のイ、戦争遺跡の文化財指定の状況と今後の方向性についてお答えいたします。

令和６年11月末現在、県内では29件の戦争遺跡が文化財指定を受けており、内訳は県指定が２件、市町村指定が27件となっております。戦争遺跡は、沖縄県の歴史の正しい理解のために欠くことのできないものであることから、その保存と活用を図ることは重要であると認識しております。

県教育委員会としましては、沖縄戦の実相を後世に正しく伝えていくため、戦争遺跡の文化財指定を促す文書を市町村教育委員会に対して定期的に発出しているところであり、引き続き市町村と連携して取り組んでまいります。

続きまして５、教育行政についての中の(1)のア、非常勤講師の報酬単価改定についてお答えいたします。

県立高校における非常勤講師の１時間当たりの報酬単価については、通常の会計年度任用職員と異なり、当該職の専門的な知識経験等を踏まえ、他都道府県の状況や文部科学省の非常勤講師に係る地方交付税単価

等を考慮して設定しているところです。報酬単価の改定については、当該考え方を踏まえつつ、他都道府県の状況等について情報収集を行い、検討してまいりたいと考えております。

同じく(2)のア及びイ、公立学校臨時的任用職員の任用についてお答えいたします。５の(2)のアと５の(2)のイは関連しますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

県内公立学校における臨時的任用職員の募集については、校種や教科等に係る教員免許状や地方公務員法等に規定する欠格事項の有無、及び心身ともに健康で勤務に堪え得ることを応募資格として設定し行っております。また、任用については、当該資格を有する方の中から希望する勤務地、これまでの実績等を参考に、面接等により公正公平に行っているところであります。

同じく(2)のウ、臨時的任用職員の応募状況等についてお答えいたします。

県立学校における臨時的任用職員の応募については、複数の校種等に登録している方もおり、令和６年４月時点での教員応募者の延べ人数は、高等学校760名、特別支援学校522名となっております。県立学校における任用の状況は、高等学校で男性237名、女性197名、合計434名、平均年齢は34歳となっており、特別支援学校で男性150名、女性217名、合計367名、平均年齢は35.3歳となっております。

同じく(3)のア及びイ、暴力行為等の件数及び全国比についてお答えいたします。５の(3)のア及び５の(3)のイは関連しますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

令和５年度問題行動等調査によると、本県の国公私立小・中・高等学校の暴力行為発生件数は3100件で、1000人当たりの件数は14.5件、全国は8.7件となっております。いじめ認知件数は、本県の国公私立小・中・高等学校、特別支援学校で１万3838件、1000人当たりの件数は63.8件、全国は57.9件となっております。

同じく(3)のエ、不登校児童生徒への支援・対策についてお答えいたします。

県教育委員会では、令和４年度より校内自立支援室事業を実施し、不登校児童生徒等への学習支援等を市町村教育委員会と連携して取り組んでいるところであります。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門性の高い人材を活用した教育相談体制の充実に努めております。引き続き、市町村との連携を密にし、全ての児童生徒が安心して過ごせる魅力ある学校づくりを進めるとともに、スクールカウンセラーや関係機関等と連携した組織的な支援等に取り組んでまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　商工労働部長。

〔松永　享　商工労働部長登壇〕

○松永　享 商工労働部長　２、低炭素社会の実現に向けての(1)、水素・アンモニアの活用に向けた取組についてお答えします。

県では、離島における水素導入の可能性調査や水素・アンモニア等を活用したエネルギー技術を開発する企業への支援に取り組んでいるところです。また、うるま市におきましては、未利用の副生水素を燃料として活用する県内初の水素出荷拠点の整備が進められており、県はこの新たな取組に注目しているところです。

県としましては、2050年度脱炭素社会の実現に向けたエネルギー源として有力な水素・アンモニアについて、市町村や民間事業者等と連携し、今後の活用促進に向け取り組んでまいります。

同じく２の(2)、うるま市のポテンシャル調査についてお答えします。

令和４年度に、うるま市が実施したポテンシャル調査結果におきましては、平安座島の遊休地やエネルギー関連の既存インフラの活用による、新たなエネルギー拠点形成の可能性とともに、その実現に向けた官民連携による体制構築やロードマップ等が示されているところです。

県としましては、平安座島における新エネルギー拠点の形成を目指すうるま市と連携し、新エネルギーに関する実証実験の支援や関連企業等の誘致に取り組んでまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　環境部長。

〔多良間一弘　環境部長登壇〕

○多良間一弘 環境部長　３、北部訓練場・跡地問題についての(1)及び(2)、世界自然遺産内の米軍廃棄物についてお答えいたします。３の(1)と３の(2)は関連しますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

平成31年２月に国がユネスコへ提出した世界自然遺産登録に係る推薦書については、北部訓練場返還跡地の引渡前に沖縄防衛局が実施した支障除去作業の結果を踏まえて作成されたものと認識しております。同返還跡地で引渡後に発見された米軍由来の廃棄物については、返還実施計画に対する県知事意見及び沖縄森林管理署と締結した返還後の取扱いに関する協定に基

づき沖縄防衛局が撤去等を行っておりますが、引渡後も米軍由来の廃棄物が度々発見されたことから、県では、令和３年５月14日付で沖縄防衛局長に対し、廃棄物が発見された場合の速やかな撤去、適正な処理等を求めたところです。

県としては、引き続き廃棄物の回収等について確認し、適切に対応してまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　山内末子議員。

○山内　末子 議員　再質問をいたします。

まず、オスプレイの運用についてですけれども、ちょっとびっくりですね。アメリカではなぜ今ストップしているのか、どういったことでこのオスプレイがストップしているのか。それを知らされないまま、昨日の防衛大臣の話だと自衛隊の運用についても停止をしていくという、そういう報道を昨日聞いて、沖縄県のほうには何もそういった情報が入ってこないと。これは一体どういうことなんでしょうか。ちょっと理解に苦しみますが、公室長、少しその経緯についても含めてお願いいたします。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　報道を受けて、我々のほうから国――沖縄防衛局のほうに問合せをしている状況でございます。ですので、向こうのほうから積極的に沖縄県に情報提供があるということではないということでございます。運用につきましても現在確認中でございますが、まだそれについての回答がないということでございます。それで、こちらのほうで――何ですか、東京のほうでの会見等を確認して、情報を収集しているという状況でございます。

以上です。

○中川京貴 議長　山内末子議員。

○山内　末子 議員　日本の中で、やっぱり一番オスプレイの飛行について危機感を持っている。そして、住民の生活にすごく影響があるということは、日本中それは知っているはずです。そして政府のほうでも把握をしているはずなんですよね。そういった状況の中で、こういった問題が――沖縄県民の命がないがしろにされているのではないかという、そういう県民の不安があります。知事が昨日、永久に停止をしてほしいと、本当にその思いを今県民は持っているかと思います。知事、もう一度その思いを、決意をお願いしたいと思います。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　昨日、報道でも報じられておりますけれども、アメリカがオスプレイの飛行を一部停止し、林官房長官のコメントでも、陸上自衛隊がオスプレイ17機は災害派遣などを除いて飛行を見合わせているというようなコメントも出しています。私の個人的な見解なんですが、オスプレイは開発当時から機体のエンジンを動かすという特殊な構造上、どうしても様々な部品が使われており、そのために構造的な欠陥があるということは、専門分析官の報道発表などからも懸念が表明されています。さらには、県内海兵隊に配備されているオスプレイも、予防着陸のためとはいえ、着陸しなければ墜落する危険性があるという警告のランプが度々点灯するために、その予防着陸と称して墜落を避けているというような運用をせざるを得ないという状況です。ですから、我々は建白書にも示しましたとおり、オスプレイの配備は撤回をし、自衛隊においてもオスプレイの運用は避けるべきであるという考えをこれからもしっかりと表明していかなければならないというように改めて思っている次第です。

○中川京貴 議長　山内末子議員。

○山内　末子 議員　もう海兵隊だけではなくて、今自衛隊もオスプレイの運用をしております。その中で、沖縄の皆さんの危機感というのは、もうずっと持っていたものがさらに強化しているということ、そこをしっかりと県政のほうでも把握をしながら、その情報の収集については積極的に強力に行い、そして県民に対しての安全対策の強化をしっかりとお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

それから、北島部長、この災害対策。罹災証明とかいろんな支援手続がこれからあると思います。能登の地震を見ても、１年たってもまだ罹災証明がなかなかうまく利用できていないとか、いまだかつてそういうことがあります。そして沖縄県は、そういうことに対して、今まで台風とかあっても職員も自治体職員もこの件について積極的な活用をなかなかしてこなかったという実例がありますので、そこはしっかりと経験を積んでいくためにもどんどん研修は進めていかなければならないと思います。１回や２回やっただけでは、職員もほかの――罹災証明だけではない、ほかの運用の面もありますので、ぜひそこは引き続き積極的な対応をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

あと、教育長、本当にもう不登校対策。いじめから暴力行為、そして不登校に至るという、そういう事例が多々あって、沖縄県内も7000人余りの子どもたちが不登校に陥っていると。7000人いるということは、7000の原因があって課題があって、そして7000の対策・対応があるということはもちろん御存じだと

思いますけど、それに対応する職員――もう今職員の業務量も過多ということで、大変厳しいことがあると思います。その中で、いい事例はどんどん各学校や教育事務所から取りながら、それをしっかりと教育委員会のほうから皆さんに伝えていく。そういうことをぜひやっていただきたい。そして、悪い事例が実はあったりして、不登校であっても子どもが進学をしたいと。それで一生懸命自分で勉強して、そしてテストを受けてとてもいい点数を取っても、１の評定を出すことが多々あるんですよね。文科省からそういう査定の仕方はもう駄目だという通達があるにもかかわらず、まだそういう事例がある。そのことについてはしっかりと指導をして、子どもが今不登校であっても次に向けるステップを、やはり私たち大人、学校が、次に向けてほっておくではなくて、しっかりと送り出す作業が必要かと思いますけど、その辺のことについて教育長の見解をお聞かせください。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　今議員御指摘のように、不登校の対応は喫緊の課題と考えております。まず重要なことは、いかにして子どもたちが登校できる魅力ある学校づくりをしていくのか。そしてまた、学校に登校できるけれども教室に入れない子どもたちに対して、いかにして教室につなげていくのか。そして、やはり学校に来られない児童生徒もおります。そういう子どもたちの居場所を確保し、そして学びの保障をしっかりしていく。今御指摘のあった点は、その学びの保障の部分だと思います。フリースクール等の活用もなされていますので、その評価の在り方については、子どもたちが学んだことについてしっかり評価をするというふうな方向性がありますので、その辺は学校としっかりと情報共有しながら行っていきたいと思います。そういったことをしっかり進めていくためには、市町村との協力、これが不可欠でございますので、今後はその取組を市町村としっかり共有しながら、その改善に向けて取り組んでいきたいと思います。

○中川京貴 議長　山内末子議員。

○山内　末子 議員　沖縄県は子どもの貧困ということで、もうずっと大きな課題がありますけど、この貧困の連鎖、そこにはやはり学校現場での子どもたちのいじめであったり、そこから暴力行為であったり、先ほどから何度も言いますけど、不登校に陥ったときに、その後ちゃんと高校に行ける子とそうじゃない子がいたり、そこからまた暴力行為で犯罪に手を染める。いろんな流れ方が子どもによってあります。そういうことを踏まえると、私たちはその子どもたちに対して、この非行問題も含めて、これが貧困対策にずっとつながっていくということを考えると、この不登校対策をしっかりと強化していくことがとても大事だと思います。

　これ、タイムスの８日の記事でありますけど、第43回全国中学生人権作文コンテストというのがあって、ここでは８編が紹介されております。この８編の中でも、自身がいじめに遭ったり、それから家族であったり、そういった子どもたちがそれでも前向きに頑張っていこうという、そういう前向きな作文を見ますと、私たち大人がとにかくしっかり頑張らないといけない。そういう大人がほっておかないということを、ぜひ未来に向けて、私たちがそのことをしっかりとやらないといけないと思っています。これ、沖縄県全体の問題だと思います。知事、そのことも踏まえて、沖縄県の子どもたちの不登校対策、しっかり県全体で考えるべきだと思いますが、知事の見解をお願いいたします。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　県では、政府における、こどもまんなか社会の実現に向けて、沖縄県こども計画（仮称）の策定を進めております。その中でも、子どもの貧困はもちろんですが、子どもの学業につながること、あるいは子どもたちの自己肯定感の向上につながることなど、教育面のみならず幅広く取り組んでいく必要があるということで、その取りまとめを現在進めております。誰一人取り残さない沖縄らしい社会を築いていくために、これからも真摯に取り組んでまいります。

○山内　末子 議員　ありがとうございました。

○中川京貴 議長　仲村未央議員。

○仲村　未央 議員　冒頭、こちら向きではございますけれども、一言お悔やみ申し上げたいと思います。

　沖縄市長、桑江朝千夫さんが亡くなられました。この議場においても御一緒いたしましたし、また市議会時代にも少し重なりをいたしました。また文教厚生委員会では、恐らく県議会で初めてだったと思いますけれども、欧州フィンランドのほうに視察も一緒に行きまして、最先端というか、当時の教育福祉調査をしたことも思い出します。そういう中で、本当にあまりにも早くて言葉がありませんけれども、ぜひこれまでの御活躍に敬意を表し、またお悔やみを申し上げながら始めてまいりたいと思います。

　休憩お願いいたします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

　　午前10時52分休憩

午前10時52分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○仲村　未央 議員　公文書の件について、このテーマについては何度か取り上げてまいりました。公文書管理法、この公文書の性質として、健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源であること、それから主権者である国民が主体的に利用し得るものであることという性質を定め、そして目的としては、「現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようにする」ということをうたって2009年に制定され2011年から施行されているものですけれども、本県の文書管理規程、これはこの法の大分前の1974年の規程ですので、このような法理念というのは反映されておらず、文書管理規程は行政事務の適切かつ能率的遂行に資することを目的とするということにとどまっており、法の趣旨は反映されておりません。そういう中で、この間長年にわたって政策決定に至る過程の記録、これが作成される規程がないということが非常に課題であるというふうに思いながら何度か質問をしておりますけれども、現状この意思決定過程に係る記録、この作成についてどのようになっているのか伺います。

○中川京貴 議長　総務部長。

○宮城嗣吉 総務部長　県の施策に関する意思決定に至る議論の過程を明らかにし、県民に対する説明責任を全うすることは重要であると考えております。現在の県の文書管理規程では、県民への説明責任は規定されていないことから、知事や副知事が構成員となって意思決定が行われる会議については別に指針を定め、議事概要等を作成すること、ホームページで公表すること、適切に保存することにより、県民に対する説明責任が果たされるよう努めているところでございます。

以上です。

○中川京貴 議長　仲村未央議員。

○仲村　未央 議員　今ちょうどワシントン事務所の会社設立に係る意思決定の過程の記録が見当たらないことが連日課題になっておりますけれども、これは起案そのものが見当たらないということなのか、その周辺の資料一切が見当たらないのか、その辺りいかがでしょうか。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　今確認しているところなんですけれども、委託調査につきましては決裁があるんですけれども、そのほかワシントンＤＣオフィス社等の――株式会社等の設立に関する資料は一切確認できていないということでございます。

○中川京貴 議長　仲村未央議員。

○仲村　未央 議員　そうなると、この周辺の非常に政策的に重要な判断に係るその関連の資料も含めて、これ全体を回復させるということは非常に困難かと思います。そういう意味でこの公文書のありよう、その趣旨も含めて条例の中身というのは非常に大きく問われてくると思うんですね。私がこの問題について端緒になったのは、例えば未曽有の100年に一度の感染症の危機と言われたコロナ。これに関する記録、対策、緊急事態に係る本部の意思決定の記録が確認できなかったこととか、それからまたこれまでも様々な専門家の方々、報道関係者からも指摘があるように、今のワシントン事務所もそうですけれども、普天間問題に関わるこの四半世紀――大田県政から稲嶺さん、仲井眞さん、翁長さん、そして今日のデニー知事に至るまで、県民の大争点となっている普天間、辺野古の移設問題も含めて、この辺りの意思決定の過程の記録がないということも何度も問われてきたわけですよね。そういう意味ではこの条例制定、今回このような課題に対してどのように捉えていくのか、応えようとするものなのかお尋ねをいたします。

○中川京貴 議長　総務部長。

○宮城嗣吉 総務部長　行政の適正かつ効率的な運営や、現在及び将来の県民に対する説明責任を全うされるよう公文書管理条例により文書の作成義務等の統一的なルールを定めることとして、現在、条例の制定に向け作業を進めているところでございます。

○中川京貴 議長　仲村未央議員。

○仲村　未央 議員　知事、先ほどワシントン事務所の起案含めて一切がないということもありました。そしてこの条例の骨子案については、今パブリックコメントが行われまして、その内容について様々指摘も出ています。ところが、これも公表されていない。私は、このようなパブリックコメントも含めて、条例制定の過程も含めて、これを県民共有のものとしなければ、説明責任を果たしていこうとするその趣旨を当初から取り逃がしてしまいかねないという思いがありますので、このパブリックコメントの取扱い、そして今骨子案の状況ですので、条例案が出ることになったら、この条例案についてもやはりパブリックコメントにしっかり付すべきではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　公文書管理条例の制定に向けては、今、公文書等の管理に関する法律や他県の条例を

参考にしながら骨子案に係るパブリックコメント、それから有識者の懇話会の意見を踏まえ、規程の立案を進めております。また、パブリックコメントは当然オープンにすべきでありますし、どのような経緯で話合いが行われているかということについても――細部にわたってはまだ意思決定の段階ですから、どこまで公開できるかについては委員の先生方の御意見に委ねなければならないと思いますけれども、いずれにしても、これは条例制定後の運用も含めて適切に適用されるかどうかということも踏まえた議論が必要だと思っております。ですから、議員おっしゃるとおり、この運用方法についても委員の先生方からの意見を参考にしながら、でき得る限り国民の情報公開の原則にのっとった形での方向性を見いだしていきたいというように考えています。

○中川京貴 議長　仲村未央議員。

○仲村　未央 議員　その中でやはりとても重要なのは、これまでの経過を見ても、重要な文書ほどその記録、意思決定過程の記録が消えてしまっている。これはやはり知事、副知事など特別職も含めてそのことに関わる、政策的な判断に関わる過程の記録、やっぱりこれをしっかり作成に位置づけていくことが非常に重要だというふうに思います。機微に関わるものですので、情報の公開自体は100年後あるいはそれ以降かもしれないけれども、やはりこれはあらかじめ排除するということではなくて、特別職に関わる記録も対象から排除しないということが非常に重要だと思いますが、いかがでしょうか。

○中川京貴 議長　総務部長。

○宮城嗣吉 総務部長　現在検討してます公文書管理条例では、実施機関の職員が行う文書の管理について規定することとなってまして、実務的に文書の取得や作成を行うのは職員でありますので、作成義務の対象は職員と定めることを検討しております。今お尋ねの知事からの指示文書等につきましては、所管する部局の職員が指示に係る文書を作成し、適切に管理することとなると考えております。

○中川京貴 議長　仲村未央議員。

○仲村　未央 議員　知事、これについては先進的な自治体が幾つかございます。都道府県の知事においても、例えば高知県などは2019年にこの条例を策定するに当たって、その当時の知事が尾﨑さんという方ですけれども、重要な案件に関する知事と外部との１対１の会談などは知事本人が記録を残すべきだと、知事本人がそういうふうに言っているんですね。そういう公務に関わる政治決断は残さないといけないということで、やはりその記録に対する非常に敏感な認識というのを持っています。この沖縄県は、どこの県にもない特徴、特に政府との交渉、時には米国に対する様々な要求も含めて歴史的に歴史文書として保管されるべきいろんなことがあるんですけれども、先ほど来言うように重要なことほど残らないというのは、この特別職の記録の作成に関して、やはりこれを排除しないということをあらかじめ確認しないからだというふうに思うんですよね。そこのファイリング、知事三役に関わるそのファイルの在り方ということもしっかりと捉えていただきたいと思いますが、知事いかがでしょうか。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　公文書として管理・保存をするということにおいては、我々三役も当然、その公文書管理法あるいは管理条例の対象となるべきであろうというように思いますし、特に意思決定の決定に係る間の協議をどこまで残すかということは非常に微妙な点がありまして、それをオープンにすると、逆に言うと発言をする機会を失わせてしまうという、そういう側面もあるということが指摘されています。ですから、どこをどうやって残すべきなのかということの整理はやはりしっかりと行った上で、我々三役のこの意思決定に係る記録等についても保存しておくべきであると、そして公開の対象にしていくという方向性を見いだすべきではないかというように考えております。

○中川京貴 議長　仲村未央議員。

○仲村　未央 議員　それから同じように大事なのが、刑事訴訟に関する記録です。これも歴史的に歴史公文書に該当すると認められるときには、しっかりと知事と協議をしながら当該事件に関する書類というのを公文書館にしっかりと移管して保管するということができるようにしなければならないと思うんですよね。驚いたことに、今沖縄県の公文書館には、例えば復帰前でありますけれども、米軍統治下の由美子ちゃん事件であるとか、宮森小学校戦闘機墜落事故であるとか、あるいは復帰後も今日にわたる――コザ騒動は復帰前ですけれども、それもない。それから、90年代の警察官射殺事件の記録、そして95年の少女暴行事件、そして2016年うるま市で起きた本当に残忍な女性の殺害事件。こういったことの移管が、警察資料として公文書館に保管されていないわけです。これが現用として今書庫にあるのかどこにあるのかということも含めて整理をしなければなりませんし、昨今にあっては、例えば今年特に大きく問題になった、県警が少女の暴行事件に関する記録・報告を県と共有しなかった

ことなども含めて、いつか沖縄社会を振り返ろうとするときに、このような訴訟が絡む事件の記録など歴史文書として認められるものは、これは協議をしてしっかりと歴史公文書として位置づけて公文書館に引き継ぐということが非常に重要だと思うんですね。振り返ったときに、何ら公的記録が残っていないということになりかねないという危機感を持ちますけれども、この辺りどのように捉えますか。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　詳細については、また後ほど総務部長から答弁をさせていただきますが、せんだって公文書館を私が視察するといいますか、少し資料を拝見させていただいたときに、実は1850年代にペリー提督の艦隊が琉球に来たときに、彼らは琉球で水や燃料となるまきを補給しなければならないということで様々な調査を行っています。その調査の中で、地図の中に「Ｇｏｏｄ Ｗａｔｅｒ」と、泉で非常に水質のいい水があるということを記していることが公文書館で記録されています。ですから、そのように後の世代の方々がその時代に何が行われ、何を追い求めるべきかということの資料としては、いわゆる今現在の我々が持っている公文書も後の世代の研究や物事を探求するための重要な資料にもなるであろうということを痛切に感じました。今般、実は沖縄県庁舎は順次改築をしていく、改修をするという予定になっています。その予定に合わせて、各部署にある保存すべき文書はぜひ公文書館に渡して、保存年限を設定した上でしっかりと管理をするというシステムをもう一度再構築していかねばならないということも改めて考えています。

○中川京貴 議長　総務部長。

○宮城嗣吉 総務部長　刑事訴訟法に関する書類が司法手続の一環として作成されるものであることに鑑みまして、国におきましては、刑事訴訟法は公文書管理法の適用の一部を除外しております。県におきまして、刑事訴訟法の関係資料として想定されるのが、公安委員会や警察本部が所管する捜査関係書類の写し、保健医療部の麻薬取締関係の書類の写し等となっています。これらについては適用を除外とすることを想定しておりますが、一方で、これらの文書が歴史公文書等に該当する場合には、所管部局において適切に保存するとともに公文書館へ移管できるという規定を検討しているところでございます。

○中川京貴 議長　仲村未央議員。

○仲村　未央 議員　知事の認識、そのとおりだと思うんです。琉球王朝時代の記録が丁寧に残されているのは、その時代の記録に対するこだわりが今日の私たちにいろんな歴史の見方として助けになる資料をここまで保存に尽くしてくれたというふうに思うんですよね。ところが、沖縄県になってからの記録の保存がなければ、歴史公文書がなければ、将来にわたる説明責任という条例がそもそも目的とするところに、その責任が果たされないということになろうかと思いますので、そこはしっかりと捉えていただきたい。そして所管部である総務部長には、この運用解釈の基準とか管理に関するガイドラインも併せて条文と並べてこれを作成の上、公表し、県民共有の中でやっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○中川京貴 議長　総務部長。

○宮城嗣吉 総務部長　条例の目的及び文書管理等に関するルールについては、公文書が健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、国民が主体的に利用し得るものであるという法律の理念を踏まえて立案を進めているところでございます。あわせまして、条例が制定された場合には制定から施行までに十分な準備期間を持ちまして、逐条解説、ガイドラインでそれに沿った研修を行い、職員の理解を深めていきたいと考えております。

○中川京貴 議長　仲村未央議員。

○仲村　未央 議員　体制の強化含めて取組をしていただきたいというふうに思いますので、ぜひ頑張っていただきたいと思います。

次に行きます。

国際家事相談、これについての相談の状況を伺います。特に国際家事相談ですので、軍人・軍属との関係、これの困難ケース、支援体制等について課題を伺います。

○中川京貴 議長　こども未来部長。

○真鳥裕茂 こども未来部長　県では、在沖米軍人・軍属等を相手方とする離婚や養育費等で悩みを抱える方に対しまして、令和３年１月に国際家事福祉相談所を開設し、本年９月末までに延べ767件の相談を受けているところでございます。相談の背景には、ＤＶ等の複合的な問題を抱えている場合もございまして、これらに適切に対応するためには、国際家事相談に係る専門的知識に加え、他の行政機関との連携強化が課題となっております。

県としましては、相談員の専門性の向上や関係機関と連携した支援体制の強化等に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○中川京貴 議長　仲村未央議員。

○仲村　未央 議員　詳しく伺いたいんですけれども、その内訳を教えていただけますか。軍人・軍属等どの

ような割合になっているのか。また、それぞれの課題の特徴などがありましたら説明をお願いします。

○中川京貴 議長　こども未来部長。

○真鳥裕茂 こども未来部長　お答えいたします。

国際家事福祉相談所においては、令和２年度の相談所の開始から令和６年９月までに207人からの相談を受けておりまして、そのうち相談相手が軍人のケースが約５割、軍属のケースが約２割というふうなことになっております。また国際家事福祉相談所におきましては、養育費についての相談というのも受けているんですけれども、養育費回収の対応につきましては、軍人か軍属かによってその対応に違いが生じてくるというところがございます。例えば軍人の場合ですと、各軍において養育費に関する規定というのが設置されているところでありますが、民間人である軍属の場合においては、軍人に適用される規定等の対象外であるということで、対応に困難なケースが発生しているというような状況でございます。

○中川京貴 議長　仲村未央議員。

○仲村　未央 議員　私も驚きました。軍属も含めて地位協定上の身分という意味では、特権は同じなんですよね。ところが、今のように軍人には適用されるけれども、この規定外にあるということでは、むしろ軍属のほうが管理監督が及びづらいという意味で、非常に困難をしているというのが、そのアドバイザー、相談を受ける方々の声からも明らかになっています。私たちは――先ほども少し触れましたけれど、うるま市の事件も、やはりあれも軍属がいわゆる加害者であったことを含めれば、このようなことも忘れてはならないというふうに思うんですよね。その一方で、今このアドバイザーが受けている相談が累積1600件ということで、専門の相談、管轄外のところも含めて受けていらっしゃるそうですけれども、米国各州に戻ってから追いかけての差押えなども含めて相談をひっきりなしに受けて同行をしたり、時にはＤＶなど非常に一時保護的な部分も絡みますので、市町村との連携も含めて問われるということなんですよね。そういう意味では、体制面については課題があると、非常に強化が必要であるというふうにも見受けられましたけれども、その辺りいかが認識されますか。

○中川京貴 議長　こども未来部長。

○真鳥裕茂 こども未来部長　福祉相談所に来るケースにつきましては、複合的な問題を抱えていらっしゃる方がいます。そういった中で、やはり関係機関の連携というのが非常に重要でございまして、その辺も踏まえまして関係機関が集まった会議を年に数回開催しているところでございます。

県としましても、連携強化に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○中川京貴 議長　仲村未央議員。

○仲村　未央 議員　この件に関して、施設提供者である防衛省あるいは外務省含めて関与がありますか。

○中川京貴 議長　こども未来部長。

○真鳥裕茂 こども未来部長　お答えいたします。

この国際家事相談事業に関しましては、沖縄振興特別推進交付金を活用した事業でございますけれども、そういった意味で、予算面以外で国の関与というのは現在ございません。

○中川京貴 議長　仲村未央議員。

○仲村　未央 議員　政府は米軍基地の提供者ですね。そして戦後――復帰後も変わらずですけれども、沖縄に集中的に４万7000人と言われる規模の軍人・軍属が駐留する中で、しかも短期的なローテーションの中で大量の兵士が移動を繰り返しながら滞在するという、このことから構造的に起こり得る問題も含んでいるわけですよね。そういう意味では、やはり県の国際家事福祉相談所にたどり着くのはほんの一部と見なければならないというふうに思いますし、しかも、このような基地が集中する現場で日常的に何が起きているのかということを、政府は自ら相談窓口を置いて把握するべきであって、無関心であるはずがないというか、無関心でいてはいけないというふうに思うんですよね。そういう意味で、政府に対応を求める、その関与の対応を求める必要があると思いますけれども、知事はこの辺りどのようにお考えでしょうか。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　確かに、この国際家事相談事業については、国の機関は関与しておりませんが、しかし、日本はかつてハーグ条約の批准を含めても国際問題、国際間の人権に関する問題に非常に後ろ向きであるというそのような厳しい意見を踏まえて、徐々にその点については解消に努めているというようなことも伺っております。今般、この沖縄県における国際家事相談事業につきましては、ぜひとも外務省沖縄事務所の宮川大使にも話を持ちかけて、ぜひ外務省でその門戸を開いていただけないかということについて協議をしていきたいというように考えています。

○中川京貴 議長　仲村未央議員。

○仲村　未央 議員　今般、国連の女子差別撤廃委員会は、このような女性への暴力も含めた各地の軍人に関わる不処罰の文化に対して、大きく厳しく指摘をしています。日米地位協定によって司法での救済に様々

な障害がある現状、これは女子差別撤廃条約及び一般勧告にのっとれば、日本政府――締約国としての日本政府の相当な注意義務違反、不処罰の文化が残っているというような厳しい指摘なんですね。

県警へ伺いますけれども、復帰後の検挙件数のうち凶悪犯の割合、またその中の不同意性交等罪の割合について伺います。

○中川京貴 議長　警察本部長。

○小堀龍一郎 警察本部長　復帰後の昭和47年から令和５年までの米軍構成員等による刑法犯の検挙件数の総数については、6235件となっております。うち、凶悪犯の検挙件数は586件であり、刑法犯全体に占める割合は９％となっております。また、不同意性交等の検挙件数は136件であり、凶悪犯全体に占める割合は23％となっております。

○中川京貴 議長　仲村未央議員。

○仲村　未央 議員　凶悪犯に占める性犯罪、不同意性交等罪、そしてそのうちの23％、実に４分の１。割合にして約４分の１が不同意性交等罪であるということも驚きなんですけれども、そのうち起訴前の身柄の拘束、これがなされたのは何件でしょうか。

○中川京貴 議長　警察本部長。

○小堀龍一郎 警察本部長　起訴前の拘禁移転といいますのは、平成７年の日米合同委員会合意に基づき、殺人または強姦という凶悪な犯罪であって、日本国が重大な関心を有する特定の場合に、起訴前の被疑者の拘禁の移転を合同委員会において要請し、米側はその要請に対し好意的配慮を払い、また殺人・強姦以外の犯罪であって、拘禁の移転が行われるよう考慮されるべきと我が国が信ずる特定の場合において特別の見解を提示する場合に、米側はそれを十分に考慮するというものと承知しております。このように、起訴前の拘禁移転の要請については日米合同委員会において提起されるものでありますが、沖縄県で発生した事件について、これまで起訴前の拘禁移転の要請がなされた事件は３件で、このうち２件で起訴前の身柄引渡しが行われたものと承知しております。

○中川京貴 議長　仲村未央議員。

○仲村　未央 議員　まさに不処罰の文化そのものを残しているというこの指摘に該当するのが、今の136件中の要請３件、実質２件という確認でしたけれども、日本政府はこの不処罰の文化に対してどういう対応をしていくという表明ですか。先日の女子差別撤廃委員会の中で、政府はこの不処罰の文化についてどのように臨んでいくという表明をされましたか。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　外務省によりますと、国連の女子差別撤廃委員会の対日審査において、委員から現行の日米地位協定の下、被害者の権利はどのように保護されているか等の趣旨の質問に対し、政府は、同協定に規定する被疑者の拘禁移転と運用改善の状況を説明した上で、日本政府は、国内外を問わず加害者不処罰の文化の終えんに資する支援を通じて、法の支配の一層の定着に取り組むとの回答をしたとのことです。

○中川京貴 議長　仲村未央議員。

○仲村　未央 議員　まさに日本政府は、加害者不処罰の文化の終えんに資する取組をしていくと自ら表明しているわけですよね。ところが、一度たりとも地位協定の改定要求を上げたことがないわけですね。そして６月に発覚した未成年への暴行事件を受けて、外務省は何度もこの国連の提唱するＷＰＳ――いわゆる女性・平和・安全保障、このアジェンダに基づいて特段取組を表明していますけれども、このくだり、どのように表明されたか分かりますか。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前11時21分休憩

午前11時22分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

こども未来部長。

○真鳥裕茂 こども未来部長　お答えいたします。

上川外務大臣は、自身が推進する女性・平和・安全保障、いわゆるＷＰＳの観点からも極めて遺憾であり、米側に対し、ＷＰＳの観点を十分に踏まえた具体的な対応策を含め、事件・事故防止の徹底を求めたいというふうに発言しております。

○中川京貴 議長　仲村未央議員。

○仲村　未央 議員　そうなんですよね。外務省自身もこの枠組みに基づいて対応をしていくと。しかもこの暴行事件に際して、具体的にこの事件の対応としてその発言をしているということでは、十分に認識をしているわけですね。ですので、知事、実は来年の２月に、このＷＰＳの国際会議が東京で行われると。そしてこれ、共同議長を日本が務めます。そういう意味では、この時宜を得たポイントを捕まえて、日本政府の責任ある対応、具体的な国別行動計画の策定、これが求められていますので、国際社会の監視の目が向いているときにやっぱりしっかりとここは政府に対して、この国連の定義に基づく取組を一層前進させること。そして、先ほどのこの沖縄で起こる日常的な課題についても無関心でいないこと。地位協定改定への要求のみならず、こういったことも含めて要求をしていくタイミングかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　議員からの情報を基に、またいろいろこのＷＰＳの日本開催に向けての状況を情報収集に努めたいと思います。

国連においては、このように――日本もそうですけれども、先般は沖縄のＰＦＯＳの問題を含めて国際社会の中で、人権に関わる問題は共通の解決すべき人類の課題であるということを明確に表明しています。我々もそのように国際社会と連帯して問題解決のために動くということが重要だということを認識し、来年度開催されるこの国別行動計画を含めた様々な取組の情報を収集し、でき得ることであれば参画に向けた検討も併せて取り組んでいきたいと思います。

○仲村　未央 議員　よろしくお願いいたします。

休憩お願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前11時24分休憩

午前11時24分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

仲村未央議員。

○仲村　未央 議員　時間がもう残り少ないですので、少しはしょりますけれども、県管理河川、比謝川の近年の被害状況と特にその原因、そして対応、これ非常にせっぱ詰まっておりますので、具体的に答弁をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　比謝川周辺の浸水被害についてでございますが、令和６年６月の比謝川周辺の浸水被害は、沖縄市安慶田地区などで床上浸水８件、床下浸水２件となっております。

浸水の主な要因は、雨水管の排水機能を上回る集中豪雨であると見込んでおります。現在、沖縄市において雨水管増設工事を進めているところでございます。また、県におきましては、比謝川の水辺プラザ付近のしゅんせつ工事を今年度から着手することとしております。

県としては、引き続き沖縄市と連携し、浸水被害の軽減に努めてまいります。

○仲村　未央 議員　ありがとうございます。

今の件、今年度の予算での対応というふうに聞いておりますので、ぜひ早急な取組を重ねてお願いを申し上げまして、一般質問を終わります。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前11時26分休憩

午前11時26分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

照屋大河議員。

〔照屋大河　議員登壇〕

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前11時27分休憩

午前11時27分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○照屋　大河 議員　皆さん、こんにちは。

会派てぃーだ平和ネット、うるま市選出の照屋大河です。

一般質問をこれから行いますが、その前に所見を述べてから進めていきたいというふうに思います。

今日、一般質問のトップバッター山内末子さんから、令和７年度沖縄振興予算に関する国会の要請に行ってきたというお話がありました。自民党に行ってきた、立憲民主党に行ってきたという紹介はありましたが、肝腎の社民党の紹介がなく、僕は県連代表で隣に座っているんですが、忘れられないように社民党も頑張っていきたいというふうに思います。

もう少し所見を述べたいと思います。

沖縄防衛局は、辺野古新基地建設のため、うるま市宮城島から埋立土砂の搬出を開始しました。防衛局が搬出開始を県やうるま市に対して通知したのは、当日の午前中。さらに、中城湾港全体を管理する県には使用申請を出さず、同じ国の機関の沖縄総合事務局が一時的に使用し管理権を持っている区域を拠点にするという卑劣な、ひきょうな手段を取りました。大規模な土砂の採取により島の自然や風景が変わってしまうのではないか、またモズク生産など漁業への影響を心配する声、大型ダンプの往来が増加すれば地域の住環境、生活環境、自然環境にもダメージを与えることにはならないか、何より島の土砂が新基地建設に用いられることに複雑な思いを抱く住民も多くいます。島を壊し傷つける土砂搬出と豊かな海を埋め立てる辺野古新基地建設を即刻中止すべきであります。この宮城島からの土砂搬出について、昨日までの県の答弁は、変更申請がもう認められており仕方ないんだというふうに聞こえます。残念です。この変更申請では、南部の沖縄戦戦没者の遺骨が混じる可能性のある地域も含まれている。宮古島、石垣島、南大東島も含まれているんですね。そういう意味では、沖縄全体に広がっている、広範囲に広がっているわけです。辺野古新基地建設反対を公約に掲げる知事あるいは県は、もっと毅然とした対応、毅然とした姿勢でこの宮城島、あるいは多くの地域から搬出される土砂について断固たる対応、姿勢が必要だというふうに思います。これを申し上げて質問に入っていきたいというふうに思います。

まず、ハンセン病問題について。

ハンセン病の元患者の家族に対し、最大で180万円の補償金を支給する制度をめぐり、請求を行っていない人がまだ多くいると見られることから、請求期限を５年後まで延長する法律が去る通常国会で可決・成立しました。新たな申請期限は、令和11年11月21日となります。

(1)、法施行から丸５年が経過した今年11月21日現在の県内における対象者の数、補償金の申請受付件数と認定件数について伺います。

(2)、去る10月18日、県主催による第１回沖縄県ハンセン病問題シンポジウムが開かれています。シンポジウムは、効果のある啓発を目指し、当事者や県の担当者、専門家ら15人でつくる沖縄県ハンセン病問題解決推進協議会で内容を検討してきたものですが、開催を終えて見えてきた成果と課題について伺います。

(3)、高齢化が進み、独り暮らしの回復者の生活が非常に厳しくなり、療養所に再入所する事例はどれほどあるのか伺います。

(4)、在宅しながらの生活支援事業として、病院や役所への同行支援や家事支援があると承知していますが、利用状況について伺います。

このシンポジウムの開催は、差別と偏見へのおそれから、当たり前の社会生活が送れない回復者と家族の現状を変えたいという当事者らの強い思いが行政を動かして開催に至っています。その原動力は、ひとえに回復者とその家族が大腕を振り堂々と歩ける社会にしたいとの強い思いであり、シンポジウムに登壇した方の発言の中で、県は患者の強制隔離に費やした以上の力を注ぎ、回復者と家族が安心して暮らせる方策を取らねばならないという重たい言葉を述べています。シンポジウム、知事も冒頭発言されて、過去の誤った政策が偏見や差別を助長してきた、シンポジウムを理解促進の機会にしたいと挨拶されていますが、県はさらにその取組を力強く進めていく必要があると思います。先ほどの点について、答弁をお願いしたいと思います。

４、子どもの権利侵害と救済について。

(1)、児童虐待の摘発件数が今年９月時点で38件となり、過去最多だった2022年の年間35件を上回っています。直近10年で見ると、年々増加傾向にあります。また、県の統計によると、2019年度から2021年度までに県内の児童相談所が対応した被虐待児を年齢別で見ると、ゼロ～１歳児の件数が最も多かった。これらの要因についてどう考えるか、県の分析について伺います。

先日の新聞報道ですが、幼い息子２人が実の父――元夫に暴行された県内の20代女性の記事が報道されていました。４年前、生後１か月と１歳だった長男と次男は、足や背中の骨を折る大けがを負い、次男は30か所以上の骨折で一時は生死をさまよう状況にあったと。今でもテレビで虐待のニュースを見ると当時を思い出す、子どもたちの成長に問題がないか今でも不安であるというふうに、この20代の女性は語っています。また、この虐待問題について医師のお話なんですが、病院に来る虐待児童は重傷患者が多いが、それは氷山の一角であると。特に、入院するケースはＳＯＳを出しにくい乳幼児が多いというふうに指摘して、病院では子どものケアはもちろん、虐待家族に介入し原因究明にも努めている。親にも言い分がある、親の立場に立って考えることも重要であるというふうに指摘しています。虐待問題は、犯人捜しではなく子どもの成長や加害者の更生、家庭の修復などについてその全体を議論することが重要だとも指摘していますが、そういった視点でこの問題に県も取り組んでいただきたいというふうに思います。先ほどの点について、答弁を求めます。

(2)、子どもの権利が侵害された場合の救済機関の設置に向けて、県が具体的な取組を始めた。県外では、いじめや体罰、虐待などの相談を受け付ける公的な第三者機関が子どもオンブズパーソン等の名称で活動している事例があるが、いかなる形態を想定しているのか。設置の目的と検討状況について伺います。

この子どもの救済機関の設置についてですが、コザ高校の空手部男子生徒が自死した問題で、県が設置した第三者再調査委員会から、子どもの相談救済機関の設置の提言があり、子どものあらゆる権利侵害に対して子どもが安心して相談できる体制を構築する必要があるとの提言――県議会にも設置を求める陳情がありました。沖縄の子どもたちが自らの命を絶ってしまうというような事案が二度と起こらないように、この救済機関の設置に向けても県には力強く取り組んでいただきたいというふうに思いますが、先ほどの点について答弁を求めます。

次に、県立図書館企画の大賞受賞について。

県立図書館が取り組む県系１世のルーツ調査や相談サービス、「ファインディング・オキナワン・ルーツ」がライブラリー・オブ・ザ・イヤー2024の大賞に選ばれました。全国各地の図書館等での先進的な取組を表彰するもので、大賞受賞は県内で初めてとなる。栄えある受賞を一県民として誇りに思い、大変喜んでいま

す。受賞に当たってどのような点が評価されたと考えるか、県の見解を伺います。

我が会派の代表質問との関連についても取り下げます。

以上です。

○中川京貴 議長　玉城知事。

〔玉城デニー　知事登壇〕

○玉城デニー 知事　照屋大河議員の御質問にお答えいたします。

答える前に、私も実は江田五月元参議院議員を会長とするハンセン病問題の最終解決を進める国会議員連盟に、衆議院議員在籍時に籍を置いて様々な取組についての協力を進めさせていただきました。ハンセン病の問題は、これは行政の課題でもあるということを強く認識し、沖縄県としても引き続き取り組んでまいりたいというように思っております。

では、お答えいたします。

沖縄県では、ハンセン病に対する偏見・差別を解消し、ハンセン病回復者やその家族の名誉回復を図ることを目的に、去る10月18日に県主催としては初めてのシンポジウムを開催いたしました。私も当日、会場に赴き、回復者の方々とお会いさせていただきました。当シンポジウムにおいては、ハンセン病回復者やその御家族の方が、社会から受けた偏見・差別などの体験をお話されたほか、パネルディスカッションではハンセン病回復者の高齢化に伴う医療や介護制度の利用しづらさに問題があること、偏見をなくすための普及啓発や教育を継続していくことなどの重要性が共有されています。

沖縄県といたしましては、回復者の皆さんの高齢化に伴う対応は喫緊の課題であると認識しており、回復者の方が安心して地域で生活できるよう、また、より多くの県民がハンセン病への理解を深められるよう、引き続き取り組んでまいります。

その他の質問につきましては、部局長から答弁させていただきます。

○中川京貴 議長　保健医療介護部長。

〔糸数　公　保健医療介護部長登壇〕

○糸数　公 保健医療介護部長　3、ハンセン病問題についての(1)、元患者家族補償金の申請件数等についてお答えします。

ハンセン病元患者の家族に対する補償金の申請については、県を経由することなく国が直接の窓口となっており、都道府県ごとの申請件数や対象者数等については公表されておりません。国が公表している全国の請求受付件数は、令和６年11月時点で8648件、認定件数は8421件となっております。

同じく３の(3)、療養所への再入所についてお答えします。

令和元年度から令和６年10月末までの間に、県内の療養所に再入所した人数は、沖縄愛楽園で９人、宮古南静園で５人となっております。再入所の理由としては、高齢化により在宅での生活が困難となったことが主な理由と聞いております。

同じく３の(4)、生活支援事業についてお答えします。

高齢化に伴って生活のしづらさを感じている在宅のハンセン病回復者の方を対象に、厚生労働省及び公益財団法人沖縄県ゆうな協会において、病院受診等への同行支援や清掃・買物などの家事支援を行う生活支援事業を令和６年度から実施しております。４月から10月までの実施件数は、ゆうな協会本部で90件、ゆうな相談センター宮古で28件の計118件となっております。

県としましては、ハンセン病回復者が抱える在宅生活における課題等を把握し、地域で安心して生活ができるよう、必要な支援に取り組んでまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　こども未来部長。

〔真鳥裕茂　こども未来部長登壇〕

○真鳥裕茂 こども未来部長　4、子どもの権利侵害と救済についての(1)、被虐待児でゼロ～１歳児が多いことについてお答えいたします。

近年、児童虐待相談対応件数に占めるゼロ～１歳児の割合が増加傾向にありますが、このことは児童虐待防止についての認識が広く社会に浸透してきた結果であると考えております。乳幼児を抱える家庭は育児負担が大きいため、県、市町村など関係機関が連携して対応しているところであり、乳児家庭全戸訪問事業や各種健診等を通じ、必要な支援につなげることで児童虐待の未然防止に努めております。

県としましては、今後も市町村と連携して子どもの健全な育成環境の確保に努めてまいります。

続きまして同じく４の(2)、子どもの救済機関の設置についてお答えいたします。

子どもの救済機関については、現在策定を進めている沖縄県こども計画（仮称）において、設置の方向性を示したところです。一方、県では、子どもを対象とする相談窓口を数多く設置しており、また、社会福祉審議会といった法律に基づく審議機関等を設置しているところです。子どもの救済機関の設置については、既存の相談窓口や審議機関の活用等も視野に含めなが

ら、他県の救済機関における役割や権限及び効果や課題を検証の上、関係機関と連携し検討を進めてまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　教育長。

〔半嶺　満　教育長登壇〕

○半嶺　満 教育長　7、ライブラリー・オブ・ザ・イヤー2024での大賞受賞についてお答えいたします。

今回、大賞を受賞した「ファインディング・オキナワン・ルーツ」プロジェクトは、レファレンスサービスの一環であり、海外に移住した県系人の子孫が、沖縄でのルーツを探す調査に協力するものであります。今回の受賞は、県立図書館の取組が世界のウチナーンチュと県民の間に新たな交流を生み、郷土愛や誇りを醸成する役割を担っているという点が高く評価されたものと考えております。

県教育委員会としましては、引き続き国内外の関連機関・県人会などと協力して、ウチナーネットワークの継承・発展に努めてまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前11時47分休憩

午後 1 時15分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

午前に引き続き、質問及び質疑を行います、

渡久地　修議員。

○渡久地　修 議員　こんにちは。

最初に、我が会派、西銘純恵議員の代表質問のオスプレイについての関連から質問したいと思います。

オスプレイがまた全面的に飛行停止になりました。ところが、本日午後のニュースで、また飛行を再開したという報道がなされました。停止と再開の理由についてお答えください。そして、その件は県に連絡はありましたか。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　沖縄防衛局からは、今回のオスプレイの運用停止について、政府からの連絡はございませんでした。また、飛行の再開につきましては、本日の正午過ぎに政府から、普天間飛行場においてオスプレイの離陸及び着陸が確認された旨の情報提供があったところでございます。今回のオスプレイの停止の原因について、国からは正式な理由等の回答はございません。

以上です。

○中川京貴 議長　渡久地　修議員。

○渡久地　修 議員　このオスプレイ、これまで何回飛行停止になったのか。そして故障箇所、部品の不具合箇所など何か所に上っているか、お願いします。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　全ては承知していないのですが、県が把握している部分で説明させていただきますと、米軍のオスプレイの飛行停止回数は４回となっております。まず、海兵隊のオスプレイについては令和４年６月21日から７月１日までの間のうちの１日、空軍オスプレイについては令和４年８月16日から９月２日までの間、全てのオスプレイについては令和５年２月３日から部品交換がされるまでの間と令和５年12月７日から令和６年３月４日までの間、飛行停止または地上待機というふうになっております。

また、県が把握しているオスプレイの不具合につきましては、ハード・クラッチ・エンゲージメント――プロペラとそのエンジンをつなぐクラッチが離れ、再結合する際に衝撃が発生する現象による機械的な故障、あるいはそのギアにひびが入って破断するというような現象があるというふうに承知しております。

○中川京貴 議長　渡久地　修議員。

○渡久地　修 議員　知事、このオスプレイ、当初から欠陥機なんですよ。まず今、不具合・故障などありましたけど、そもそもオートローテーション機能そのものがないんですよ。それにいろんな機械的な故障もあると。欠陥だらけ。このようなオスプレイは、即刻飛行禁止、そして撤去すべきであると思います。知事の見解お願いします。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　沖縄県としましては、2013年に41の市町村長及び議会議長の連名で政府に提出したオスプレイの配備撤回が原点であるというように考えております。このように故障が続くオスプレイについては、まず飛行や運用を停止し、徹底的に調査することを第一義的に政府もアメリカ側に求めるべきではないかと。そして、自衛隊におけるオスプレイについても、しっかりと点検をするために飛行停止にすることが肝要ではないかと考えています。

○中川京貴 議長　渡久地　修議員。

○渡久地　修 議員　次に、沖縄振興と振興予算確保について。

まず、衆議院選挙の結果を受けた今後の沖縄振興計画の推進と振興予算確保への県の取組について伺います。

○中川京貴 議長　総務部長。

○宮城嗣吉 総務部長　県においては、８月末の内閣府の概算要求を踏まえ、伊東沖縄担当大臣が10月５日

に来沖された際や、11月21日から22日にかけて伊東沖縄担当大臣をはじめとする関係要路へ沖縄振興予算の所要額確保に関する要請を行いました。11月要請時には、伊東沖縄担当大臣から、地域の実情を踏まえて財政当局と調整していくとの御発言をいただいたところです。また、今回の要請では、これまでの内閣府沖縄担当大臣、国政与党、県選出国会議員に加え、県議会議員各位の御尽力も賜りながら、立憲民主党、日本維新の会、国民民主党、日本共産党にも要請をさせていただいたところでございます。

県としましては、沖縄振興を着実に進めるためにも、引き続きあらゆる機会を捉え、沖縄振興予算の所要額確保に向けて取り組んでまいります。

以上です。

○中川京貴 議長　渡久地　修議員。

○渡久地　修 議員　知事にお尋ねしますけど、私たち与党県議団は、先月、政府と各政党――与野党関係なく、予算確保について要請してきました。内閣府副大臣、財務省は主計局次長、政党は自民党の小渕沖縄振興調査会会長、立憲民主党は小川幹事長ほか３名、社民党は福島党首、そして共産党は小池書記局長、れいわ新選組は山川国会対策委員長と、直接この方々と面談し、意見交換・要請をしてきました。そして私たちは、沖縄振興計画はさきの戦争と米軍占領による県民への償いの心が原点だと。それが10年前と比較すると800億円以上も減らされていると。これはおかしいということで、県の要望どおり確保するよう強く要請しました。印象的だったのは、財務省で主計局次長が、今少数与党になったので、野党の協力がないと予算は通りませんということを吐露していたんですよね。これがとても印象的でした。その後、国会の代表質問などでも野党の皆さんが取り上げています。また、2022年の沖縄振興特別措置法の全会一致の附帯決議には、一括交付金の安定的な制度運用及び必要な予算確保を図ること、これが全会一致で決まっているんですよ。だから、ぜひこの振興予算、沖縄振興推進のためには、与野党全ての政党に、知事、このことはしっかり説明をして国会で議論をしてもらう。これがとても大事になっていますけれども、知事の見解をお聞かせください。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　やはり政府におかれましては、予算案について、国政野党を含めた幅広い意見を反映させる必要があるものというように認識をしております。なお、11月29日に行われました石破総理の所信表明演説においても、「他党にも丁寧に意見を聞き、可能な限り幅広い合意形成が図られるよう、真摯に、そして謙虚に、国民の皆様の安心と安全を守るべく、取り組んでまいります。」というように述べておられます。このため、今般、内閣府沖縄担当大臣、国政与党に加え、これまで以上に国政野党の皆様にも、沖縄振興予算の所要額確保について御理解を得る必要があると考えており、今後もそのように御協力を仰いでまいりたいというように思います。

○中川京貴 議長　渡久地　修議員。

○渡久地　修 議員　知事、こういう状況になっている下で、沖縄県としてしっかりと沖縄振興の原点、そしてなぜこの額の予算が必要なのかというのをしっかりと全政党が理解できるように、分かるように、そして国民が分かるようにしっかり説明するという県の責任がさらに重要になっていると思いますので、ぜひよろしくお願いします。

次に、沖縄のサトウキビの位置づけとゆがふ製糖についてですが、まず、サトウキビの位置づけ、今後の展望についてお願いします。

○中川京貴 議長　農林水産部長。

○前門尚美 農林水産部長　お答えいたします。

サトウキビは、台風、干ばつが常襲する沖縄県の厳しい自然条件下において比較的安定した生産が可能であり、耕地面積の約５割、総農家数の約８割、農業産出額の約２割を占める沖縄県の基幹作物であります。沖縄本島においても、製糖業を通して地域経済を支える重要な作物であり、今後も基幹作物としての位置づけは変わらないことから、引き続き各種施策を推進し、サトウキビの生産振興に取り組んでまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　渡久地　修議員。

○渡久地　修 議員　沖縄本島唯一の製糖工場、ゆがふ製糖の位置づけについて伺います。また、同工場は老朽化し、操業が危ぶまれていますが、操業ができなくなったら、沖縄本島のサトウキビ産業はどうなるかお尋ねします。

○中川京貴 議長　農林水産部長。

○前門尚美 農林水産部長　お答えいたします。

製糖業は、地域経済や雇用の確保に重要な役割を果たしており、ゆがふ製糖工場は沖縄本島におけるサトウキビ生産と製糖業を支える要となっております。同工場は、沖縄本島唯一の製糖工場であることから、操業が停止した場合は、サトウキビの収穫や運搬等を停止することとなり、農家経営や関連産業へ大きな影響が生じるため、同工場の安定操業が重要であると認識しております。

○中川京貴 議長　渡久地　修議員。

○渡久地　修 議員　この工場は、建て替えの話が出ていますけれども、建て替えの財源確保についてどのような方策を検討していますか。

○中川京貴 議長　農林水産部長。

○前門尚美 農林水産部長　お答えいたします。

ゆがふ製糖工場につきましては、老朽化対策の緊急性が高いと認識しておりますが、多額の建設費用を要することから、既存事業で対応することは地元負担が長期的かつ過大となるため、事業の実施が難しい状況にあります。このため県では、国に対し、既存事業における補助率のさらなるかさ上げや新たな沖縄製糖業の仕組みの創出を要望するとともに、他の財源を活用できる可能性がないか検討しているところであります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　渡久地　修議員。

○渡久地　修 議員　今、農水省の予算のかさ上げ、そしてほかの施策、あるいは多分一括交付金だと思いますけど、そういったものも検討できないかということなんですけど、ぜひ財源確保の問題も一民間企業というふうにだけで見ると、視点が全然違ってくるんですよ。これは、沖縄のサトウキビ全体の問題だという立場から見ないといけない。そして、今後の経営についてもそういう視点で見ると、沖縄県、市町村、農協、ゆがふ製糖などが一体となった経営形態に発展させる時期にもう来ているんじゃないかと私は思います。それを検討すべきだと思いますが、いかがですか。

○中川京貴 議長　農林水産部長。

○前門尚美 農林水産部長　お答えいたします。

沖縄本島唯一の製糖工場を運営するゆがふ製糖株式会社は、沖縄本島のサトウキビ生産と製糖業を支えており、地域経済の重要な担い手であると考えております。サトウキビの生産振興を図る上では、製糖工場を運営する事業者の経営安定も重要でありますので、今後の経営形態につきましては、議員から御提案のあった経営形態を含め、引き続き市町村やＪＡ、関係機関と検討してまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　渡久地　修議員。

○渡久地　修 議員　知事、このゆがふ製糖、一民間企業、事業者という視点で見ると、いろいろハードルがあるんですが、これは先ほどあった沖縄本島のサトウキビ産業の要――要というのは辞典を引くと、扇の要とか最も重要なもの。この要が崩れると、全てが駄目になる。これが要なんですよ。だから、そういう意味では、ゆがふ製糖は沖縄本島のサトウキビ産業の要。農業の要。そういう意味では、予算の確保、建て替え、そして今後の経営形態も沖縄県、市町村、農協、ゆがふ製糖などを含めたやり方も含めて検討するという点を私は農水部任せにしないで、知事を先頭にぜひこれは早急に検討する必要があると思いますが、知事の見解をお願いします。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　ゆがふ製糖工場の建て替えにつきましては、市町村や関係機関と現在検討を重ねておりますが、やはりそこで建設費用、財源、事業実施主体もろもろが課題となっているということがはっきりしています。また、沖縄県としては、やはりサトウキビの生産振興を図りたいということを考えますと、製糖工場を運営する事業者の経営の安定もまた重要である。そして、この農業の担い手を育成することも安定すべきであるということから考えても、今後も引き続き市町村や関係機関、ゆがふ製糖工場ともしっかり話し合っていきたいと思います。

○中川京貴 議長　渡久地　修議員。

○渡久地　修 議員　今知事がおっしゃったように、非常に重要。だから重要なものを一事業者任せにしたら駄目ですよということを言いたいわけですから、ぜひ県もしかるべきところをみんなで一緒になって、やっぱり財源を確保して、新たな経営形態も含めて、しっかり検討していただきたいと思います。

次に、県営住宅の新増設についてですが、私はこれまで老朽化した団地の改築の際、現行の1.1割増し、これを1.2割から1.5割増の大幅な増設というのをずっと提案し続けてきましたけれども、この検討状況についてお願いします。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　県では、沖縄県公営住宅等ストック総合活用計画に基づき、特に老朽化が著しい県営住宅の建て替えを優先的に行っており、その際に戸数を増やしております。建て替え時の増戸につきましては、先ほど申し上げましたストック計画の時期見直しの際に、入居対象世帯や公的賃貸住宅の整備状況及び予算状況等を総合的に勘案した上で、市町村と意見交換をするなど検討してまいりたいと考えております。

○中川京貴 議長　渡久地　修議員。

○渡久地　修 議員　この県営住宅ですけど、本島にはかなりの数がありますけど、離島は宮古、石垣、北大東、県営住宅はここしかないんですよ。だから、沖縄振興の柱である離島、そこの定住促進のためにも、私

は離島自治体に県営住宅が必要じゃないかなと思います。ですから、離島自治体への県営住宅の計画を次期ストック計画、あるいは次期振興計画の中で検討していただきたいと思いますが、いかがですか。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　次期沖縄振興計画及び沖縄県公営住宅等ストック総合活用計画の見直しの際に、離島における住宅施策について、県営住宅及び市町村営住宅をはじめ空き家対策など、様々な施策について市町村と意見交換を行い、その方針について検討していきたいと考えております。

○中川京貴 議長　渡久地　修議員。

○渡久地　修 議員　次に、高校のクーラー維持費の地方交付税。

私は地方交付税の維持費について、亜熱帯補正をぜひということをずっと一貫して提案してきました。小中学校については交付税がつくようになりました。高校はまだついていないんですよ。だから、高校のこの地方交付税、亜熱帯補正、あるいは交付税措置、ぜひできるように県は全力を挙げてほしいのですが、今展望はどうでしょうか。

○中川京貴 議長　総務部長。

○宮城嗣吉 総務部長　県立高校における空調設備の光熱費については、亜熱帯気候のため他県と比べ割高となっており、令和５年度の年間所要額は３億1000万円と試算しております。小中学校における空調設備の光熱費は令和元年度から交付税措置が講じられておりますが、県立高校については措置されておりません。県は、平成15年度以降、地方交付税の規定に基づく意見申出制度により、国に対して県立高校の空調設備に係る光熱費の交付税措置を求めており、総務省から引き続き検討していくとの回答を得ております。

県としましては、引き続き同制度を活用し、国に対し働きかけてまいります。

以上です。

○中川京貴 議長　渡久地　修議員。

○渡久地　修 議員　高校生からは、弁当がもう腐ってしまったとかいろんな訴えがいっぱい新聞にも載っていましたので、これ実現のためにぜひ頑張ってください。

次に、バス・モノレール運賃の割引敬老パス制度についてですが、まず県が９月に実施したバス賃無料の実証実験の成果と経済効果についてお尋ねします。

○中川京貴 議長　企画部長。

○武田　真 企画部長　お答えいたします。

実証事業として実施した、わった～バス利用促進乗車体験事業においては、多くの県民に対して、バスを利用した外出機会を創出できたものと考えております。本島のバス会社の乗車実績について、９月の無料日と通常運行日の乗客数を比較すると、無料日であった水曜日は約1.3倍、日曜日は約3.1倍に増加しておりました。多くの方の外出機会を創出できたことから、外出先での消費行動による一定の経済効果もあったものと考えております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　渡久地　修議員。

○渡久地　修 議員　経済効果について、さきの委員会で那覇市の市場を調査するようにお願いしましたけど、それはどうなりましたか。

○中川京貴 議長　企画部長。

○武田　真 企画部長　那覇市の第一牧志公設市場の関係者等からのヒアリングも行っております。その中で、特に高齢者のグループによる来場が多かったというふうな御意見もいただいております。先ほど答弁させていただきましたが、そういった外出先での消費行動による一定の経済効果もあったものと考えております。

○中川京貴 議長　渡久地　修議員。

○渡久地　修 議員　公設市場の組合長の話によると、通常の倍の方々が、県民が来たと言うんですよ。そして、開南通りも通常の倍の人たちが来ていたと。経済効果抜群だということを言っているんですよ。だから、その経済効果、これしっかり今後調査してもらえますか。

○中川京貴 議長　企画部長。

○武田　真 企画部長　効果検証としては、乗客数の利用実績、それから渋滞緩和効果、経済波及効果、さらには県民アンケート等の分析、そういったものを行ってまいりたいと考えております。

○中川京貴 議長　渡久地　修議員。

○渡久地　修 議員　特に高齢者のグループでの来場が市場では多かったと。県民が多かったということでした。

では次に、敬老パスを実施するには、どのような形態が考えられますか。

○中川京貴 議長　企画部長。

○武田　真 企画部長　敬老パスの実施形態についてお答えいたします。

県外の自治体における敬老パス等の実施例においては、ＩＣカードや回数券を用いた割引など様々な取組が実施されており、支援対象年齢についても各団体において違いがあります。

県におきましては、県外の事例について情報収集を行いつつ、実証事業として実施したバス無料乗車体験事業の効果検証結果などを踏まえながら、公共交通利用促進連絡会議において、関係部局と連携しながら検討を行っているところでございます。

○中川京貴 議長　渡久地　修議員。

○渡久地　修 議員　沖縄都市モノレールが先行して、土日祝祭日に実施しています。その形態と実績についてお願いします。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　沖縄都市モノレール株式会社では、高齢者が気軽に出かけられる機会を増やし、健康維持や生きがいづくりを支援するため、がんじゅう１日乗車券を各駅窓口で販売しております。対象は、那覇市や浦添市在住の満70歳以上の方となっております。土日祝日限定で通常800円の１日乗車券を、当日に限り300円で購入できる制度となっております。

この制度の実績でございますが、同制度は、那覇市が平成21年４月から、浦添市は令和元年10月から実施しておりまして、令和５年度の実績は１万7830件となっております。

○中川京貴 議長　渡久地　修議員。

○渡久地　修 議員　300円で乗り放題と言いましたけど、例えば300円の乗車賃で往復すると、要するに半額になるわけです。その辺どうですか。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　通常800円の１日乗車券を300円で購入できます。例えば、片道300円の区間を往復のみ利用した場合におきましても、大幅な割引になるものと考えております。

○中川京貴 議長　渡久地　修議員。

○渡久地　修 議員　半額になるわけですよね。（資料を提示）　それで知事、これモノレールの１日乗車券を借りてきました。土日祝祭日で年間１万7830件、これは大きな実績だと思います。皆さんがやった９月の実証実験も好評で、社会参加、経済効果などに私は効果が出ていると思います。知事、ぜひこれをさらに一歩進めていく上で、敬老パスの実証実験、ぜひ次年度実施できるように検討していただきたいんですが、知事の高齢者に対する思いやりを含めてお聞かせください。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　議員御案内のように、９月に行いましたバス無料乗車体験事業、非常に多くの方々からいろいろな声が寄せられているというような報告も受けておりますし、実際に私も最終日、沖縄市から那覇に１時間、バスの無料体験をさせていただいたときには、隣の席にいる女子高校生の皆さんといろんな会話をさせていただく、そういう場所にもさせていただきました。ですから、このようにやはり県民にとっては、経済はもちろん健康面からも自分の足で歩いて出かけていくということを大事にするためには、公共交通の在り方について我々もしっかりと取り組む必要があると捉えておりますし、この実証実験、体験事業の効果の検証結果などを踏まえながら関係部局と連携して、取組をさらにどのような形で次の展開に図っていくことができるかについて、鋭意検討してまいりたいと思います。

○中川京貴 議長　渡久地　修議員。

○渡久地　修 議員　これは県議会でもみんな同じ思いだと思いますので、ぜひ次の一歩を早めに進められるように実証実験に踏み出していただきたいと思います。

休憩。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後１時42分休憩

午後１時42分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○渡久地　修 議員　次に、県道82号線、沖縄県立南部医療センター救急車入り口前が大雨のときに冠水して通行止めになるのですが、この対策について伺います。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　県道82号那覇糸満線の南部医療センター付近においては、令和６年６月の大雨により道路冠水が発生しております。当該箇所の冠水対策については、今年度、関係機関と協議を行い、調査設計を実施することとしております。道路冠水の早期解消に向けて取り組んでまいります。

○中川京貴 議長　渡久地　修議員。

○渡久地　修 議員　ここは救急車の入り口、そしてその南部医療センターの向かいに那覇の消防署も移転してくるんですよ。ですから、ぜひここは急いでやっていただきたいと思います。

次に、第32軍司令部壕の県史跡指定と保存・公開についてお願いします。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　お答えします。

第32軍司令部壕（首里司令部壕跡）は、県文化財保護審議会からの答申によりますと、組織的持久戦を展開して住民を巻き込む結果となった沖縄戦を指揮し

た第32軍司令部が、米軍の沖縄本島上陸から南部撤退まで軍事的中枢として使用されていた場所であり、戦争の方向性を決定づける判断がなされてきた沖縄戦の実相を次世代に伝える極めて重要な遺跡とされております。また、戦後70年以上が経過し、戦争体験や教訓の風化が懸念される中で、戦争の不条理さ、残酷さ、醜悪さを知るとともに、平和の尊さを伝える貴重な遺跡と評価されております。この答申を踏まえ、県教育委員会として、本遺跡の保存を図る必要があると判断し、県指定史跡に指定したところであります。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　第32軍司令部壕の保存・公開についてお答えいたします。

沖縄戦の軍事的中枢施設であった第32軍司令部壕は、住民を巻き込み熾烈な戦闘が展開された沖縄戦の実相を知る上で極めて重要な歴史的戦跡です。また、来年戦後80年を迎える中、物言わぬ語り部である戦争遺跡の活用が求められていることから、知事公室では今年度中に第32軍司令部壕保存・公開基本計画の策定を行い、第１坑口、第５坑口を優先的に整備できるよう取組を推進してまいります。

以上です。

○中川京貴 議長　渡久地　修議員。

○渡久地　修 議員　この保存・公開、私は県議になって一貫して訴え続けてきて、今度指定されたことをとても喜んでいます。今、教育長がおっしゃったように、これは次世代に不条理さ、悲惨さを風化させないためにやっていくということが大事ですので、引き続きお願いします。

保存・公開ですが、公室長はっきりさせてください。第５坑口と第１坑口は、首里城の――私は直ちに現状の保存・公開をすべきだと訴え続けてきました。だから、第５と第１に関しては、外から見られるのは首里城の復元に合わせてやるというのが皆さんの方針だと思いますので、そこをはっきりさせてください。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　各坑口の公開時期に関して、県では令和４年度末に第１坑口及び第５坑口の保存・公開に向けた取組を優先的に進めるよう、当時の検討委員会から提言を受けております。また、その第32軍司令部壕への取組に当たっては、令和８年度の首里城正殿の復元が示されている首里城復興基本計画の基本施策の一つとして位置づけられているというところでございます。県では、これらの提言や基本計画を踏まえ、今年度中の策定を目指す同壕の保存・公開基本計画の中で公開方法や時期等を示すこととしており、第１坑口、第５坑口を優先的に整備できるよう取り組んでいるというところでございます。

○中川京貴 議長　渡久地　修議員。

○渡久地　修 議員　次に、首里鳥堀町にある国指定重要史跡弁ヶ嶽区域内の道路整備についてお願いします。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　お答えします。

弁ヶ嶽は、琉球王国時代から信仰され続けている重要な聖域であるとともに、琉球開闢神話の伝承地アマミクヌムイの一つとして、国の史跡及び名勝に指定されております。

県教育委員会としましては、弁ヶ嶽の文化財的な価値を損なうことなく、適切な整備・活用が図られるよう、那覇市及び関係機関と連携して取り組んでいきたいと考えております。

○中川京貴 議長　渡久地　修議員。

○渡久地　修 議員　那覇市は道路を整備したいと言っています。県にこの申請が来たらどうしますか。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　弁ヶ嶽の道路整備につきましては、那覇市に確認しましたところ、表面の舗装修繕を行うために関係課で協議を進めているところであるというふうに聞いております。

県教育委員会としましては、地域の文化財は地域で守るとの観点から、当該市町村が主体となって保護を図る必要があると考えておりまして、引き続き市町村及び関係機関と連携の上、対応してまいります。

○中川京貴 議長　渡久地　修議員。

○渡久地　修 議員　ぜひよろしくお願いします。

次に、沖縄が再び戦場にされ、捨て石にされようとしていることについて伺います。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　県としましては、米軍基地が集中していることに加え、自衛隊の急激な配備拡張による抑止力の強化がかえって地域の緊張を高め、不足の事態が生ずることを懸念しており、ましてや沖縄が攻撃目標になることは、決してあってはならないと考えております。そのため、県としては、政府に対して平和的な外交・対話による緊張緩和と信頼醸成の取組を求めるとともに、県としても各国・地域との対話、交流を通じて積極的な役割を担ってまいります。

以上です。

○中川京貴 議長　渡久地　修議員。

○渡久地　修 議員　来年、戦後80年になります。1944年、日本軍は沖縄に本格的な基地建設を進めま

した。その目的と当時の基地建設の実態、それについてお願いします。そして、その結果どのような凄惨な事態になったかお願いします。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　お答えいたします。

沖縄県史によりますと、1944年３月に沖縄守備軍である第32軍が編成され、奄美、沖縄本島、伊江島、南大東島、宮古島及び石垣島に計20の飛行場が建設され、沖縄が決戦のための不沈空母となったとされております。一般住民が戦場に動員された地上戦において、日本軍が本土決戦を遅らせるための作戦を取ったことで、沖縄戦は、史上まれに見る激烈な戦火により、県民の４人に１人が犠牲になるなど20万人余りの多くの貴い命が無残に奪われ、かけがえのない文化遺産や美しい自然が失われたということでございます。

○中川京貴 議長　渡久地　修議員。

○渡久地　修 議員　今あったのが80年前の沖縄ですよ。80年たった現在どうなっているか。今、米軍と自衛隊は沖縄本島と先島でのミサイル基地の大増強、そして訓練を強行し、私から言えば、沖縄を戦場にするような計画を立てているとしか思えません。その実態と目的についてお願いします。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　いわゆる安保関連３文書では、厳しい安全保障環境に対応するため南西諸島における自衛隊機能の強化などが示されております。本県には、宮古島及び石垣島において地対艦ミサイル中隊が配備されているほか、本年３月には勝連分屯地に第７地対艦ミサイル連隊が新編されています。また、令和６年において３回もの日米共同訓練等が行われており、去る10月から11月にかけて全国的に実施されたキーン・ソード25では、本県において米軍及び自衛隊のオスプレイを使用した訓練や戦闘訓練などが行われております。

以上です。

○中川京貴 議長　渡久地　修議員。

○渡久地　修 議員　80年たってこういったことがまた繰り返されようとしている。そして戦後、あの戦争の反省から、日本は憲法はじめ地方自治法、教育基本法など戦争を再び繰り返さないために様々な法律、法体系が根本的に変わったと思うんですが、それについて見解をお願いします。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　日本国憲法では、第二次世界大戦での悲惨な体験を踏まえ、戦争に対する深い反省から前文において「政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起こることのないやうにすることを決意し」として、平和への決意が憲法制定の動機であることが宣言されています。また、日本国憲法第98条において、この憲法は、国の最高法規であって、その条規に反する法律は、その効力を有しないとされ、憲法の平和主義の基本原則を踏まえ各種の法律は整備されているというふうに認識しております。

○中川京貴 議長　渡久地　修議員。

○渡久地　修 議員　憲法はじめ日本は再びあのような戦争を繰り返さない、これが出発点だったんですよ。だから憲法では、政府の行為によって戦争を起こしてはならない、武力行使してはならない、そして憲法９条ができた。地方自治法も、戦前は地方自治体というのはないんですよ。そして、戦争の教訓から国への一極集中、これをなくすために地方自治体、地方自治法もできたわけですよ。教育基本法も、軍国主義教育の反省から教育基本法ができてきたわけですよ。全てそうなんです。港湾法も、国が港湾を支配していたものを地方自治体に移管して、そういうことがないようにすると。だから、これが戦後の法体系なんです。これが今、安保３文書はじめ、そして港湾にとっては特定空港・港湾に指定されて再び国が自由に使えるようにするとか、地方自治法も知事の権限を奪って国がまた指示できるようにするとか、こういったものにどんどんどんどん変えられようとしている。これ非常に危険な動きだということを、やっぱり私たちはお互い知る必要があると思います。それで、戦前の県知事は国の任命で、県も出先機関の位置づけ。国の戦争に当時の県知事は全部協力させられていた、任命だったと、その辺どうですか。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　戦前の中央と地方の関係は、知事を官選とし、また内務大臣が府県と市町村の一般的監督権を持つ集権的な体制であり、府県知事は、自治体の長としての性格とともに、国の総合的出先機関としての性格を強く持ち、国内行政の執行体制の中核を担っていたものというふうにされております。

以上です。

○中川京貴 議長　渡久地　修議員。

○渡久地　修 議員　戦前のこういう県知事などは、特に沖縄では――あのときは国家総動員法とかいろいろありますけど、疎開も含めて徴兵制も全部そういうふうに担わされていくわけですよ。当時はもうみんな、戦争へ戦争へと動員されていく。これに反対と言ったら捕まった時代でした。そういうことを絶対繰

り返してはならないと。ですから戦後、私はこのような戦争の反省から、都道府県知事とかは公選で選ばれるようになったと思うんですが、私はそういう認識ですがどうですか。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　戦後、日本国憲法の制定により民主化が進められ、その中で地方自治においても日本国憲法に新たに規定が設けられ、第93条第２項において「地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。」と明記されたというふうに承知しております。

○中川京貴 議長　渡久地　修議員。

○渡久地　修 議員　国の――要するに、中央集権。これを廃止したわけですよ。だから県知事というのは、やっぱり80年前のあの戦争の教訓の下に出てきたわけです。だから80年たって今大変危険な状況にあるときに、80年前、悲惨な沖縄戦を体験した沖縄県の県知事の役割というのはとても大事になっていると思うんですよね。戦前は、大政翼賛会とか戦争に反対する声は上げられなかった。そういう時代だったわけです。だから今、沖縄が再び戦場にされようと、捨て石にされようとしているんじゃないかという危険な状況があるときに、沖縄の県知事がしっかりと――これは全国の都道府県知事もそうですけど、特に悲惨な沖縄戦を体験した沖縄の県知事の役割というのはとても大事だと思うんですよ。だから全ての県民、あの戦争で亡くなった沖縄県民の、絶対繰り返さないという思いも含めて、知事、ここは歯を食いしばって本当に自分たちの信念、県民の思いに応えて全力でまとめ上げてほしいと思いますが、知事の見解をお願いします。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　沖縄県は住民を巻き込んだ苛烈な地上戦の経験を有しており、やはり二度と再び沖縄を戦場にしてはならないという思いは全ての県民の切実な思いであり、歴代の県知事各位におかれても、そのことをしっかりと据えて県勢発展に向けて取り組んでこられたと思います。私は、この二度と沖縄を戦場にしないという考えから、復帰50年に発出した新たな建議書をはじめ、機会あるごとに政府に対しては平和的な外交・対話による緊張緩和と信頼醸成、これにしっかり取り組むよう強く要請をしてきたところであります。また、沖縄県では、今年３月に策定した沖縄県の地域外交基本方針を踏まえ、済州４・３追悼式への参加など、より平和を希求する「沖縄のこころ」を具体的に海外に向けて発信していこうということで取組を進めております。

引き続き、沖縄県としては、平和的な外交・対話による沖縄独自の外交を通して平和な関係の構築に寄与してまいりたいというように思います。

○中川京貴 議長　渡久地　修議員。

○渡久地　修 議員　知事、ぜひ頑張っていただきたいと思います。

次に、県道82号線、首里汀良町の歩道ですけど、そこに以前県が設置して現在は不要になった歩道の半分を塞いでいる障害物があるんですよ。これ早急に撤去するように、もう４年前から訴えて撤去するということになっていますけど、なかなか動かない。これは早急に県の責任でやっていただきたい、どうですか。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　県道82号那覇糸満線における那覇市首里汀良町において、隣接する土地へ出入りする階段が歩道内に設置されており、歩道幅員が狭くなっている箇所がございます。県においては、関係者の御理解と御協力をいただき、当該階段を撤去の上、歩道改修を行う予定としているところでございます。

○中川京貴 議長　渡久地　修議員。

○渡久地　修 議員　そこに階段があると言ってますけど、あれ造ったのは県なんですよ、そうですよね。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　当該階段については道路区域内にあり、県において設置したものと認識しております。

○中川京貴 議長　渡久地　修議員。

○渡久地　修 議員　部長、ぜひ現場を部長自身も確認していただいて、あれいろいろ進んでいるんだけど、そのほんの一角に里道があるといって、その里道も含めてちょっと止まっているんですよ。これはもう県がその気になれば解決できると思いますので、部長、ぜひこれ責任を持って解決していただきたい、どうですか。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　当該箇所に隣接する土地の所有者におきましては、国と用地に関する調整が必要であると聞いております。

県としましては、歩道改修工事が早期に着手できるよう所有者の方を支援してまいりたいと考えております。

○中川京貴 議長　渡久地　修議員。

○渡久地　修 議員　ぜひしっかりやってください。こ

れは県の責任でやってください。所有者の、民間の人の責任にしないで、県でやってください。

終わります。

○中川京貴 議長　以上をもって通告による一般質問及び議案に対する質疑は終わりました。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案のうち、乙第12号議案については、沖縄振興・公共交通ネットワーク特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長　御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

○中川京貴 議長　ただいま沖縄振興・公共交通ネットワーク特別委員会に付託されました議案を除く、甲第１号議案から甲第３号議案まで、乙第１号議案から乙第11号議案まで及び乙第13号議案から乙第38号議案までについては、お手元に配付してあります議案付託表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

〔議案付託表　巻末に掲載〕

○中川京貴 議長　この際、申し上げます。

午前中に花城大輔議員からありました要望について、対応を検討するため暫時休憩いたします。

午後２時２分休憩

午後２時55分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

午前中に花城大輔議員からありました要望について、知事から発言の申出がありますので、これを許可します。

玉城知事。

〔玉城デニー　知事登壇〕

○玉城デニー 知事　ワシントン駐在に対する情報収集の指示について、お話しいたします。

ワシントンＤＣオフィス社については、設立時に文書により適切に処理されず、様々な問題が発生し、また県議会においても十分な説明ができず、混乱させてしまったことに対して、おわびを申し上げます。

ワシントン駐在は、県職員としての身分とワシントンＤＣオフィス社の役員としての身分を併せ持っています。オスプレイの飛行停止に関する情報収集については、駐在に関する規定で示された担当事務に含まれるものとして、県職員としてのワシントン駐在に指示をしたものであります。議会への経営状況の報告や公有財産としての管理等、改善を要する点については、速やかに必要な措置を講じた上で、次年度の対応について検討したいと考えております。

よろしくお願いいたします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後２時57分休憩

午後２時57分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

日程第３　甲第４号議案、甲第５号議案及び乙第39号議案を議題といたします。

知事から提案理由の説明を求めます。

玉城知事。

〔知事追加提出議案　巻末に掲載〕

〔玉城デニー　知事登壇〕

○玉城デニー 知事　令和６年第４回沖縄県議会（定例会）に追加提出いたしました議案の概要及び提案理由を御説明申し上げます。

追加提出いたしました議案は、予算議案２件、条例議案１件の合計３件であります。

まず初めに、甲第４号議案「令和６年度沖縄県一般会計補正予算（第５号）」は、令和６年11月の本島北部における豪雨被害への対応、人事委員会勧告に伴う給与改定に係る経費等として、39億2340万6000円を追加するものであります。

次に、甲第５号議案「令和６年度沖縄県水道事業会計補正予算（第１号）」は、人事委員会勧告を踏まえて実施する給与改定に係る経費として、6507万9000円を追加するものであります。

最後に、乙第39号議案「沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」は、人事委員会の給与勧告、国及び他の都道府県の職員の給与の状況等を考慮し、県の職員及び県費負担教職員の給与を改める必要があることから、条例を改正するものであります。

以上、追加提出いたしました議案について、その概要及び提案の理由を御説明申し上げました。

慎重なる御審議の上、議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

ユタサルグトゥ　ウニゲーサビラ。

○中川京貴 議長　ただいま議題となっております議案中、職員に適用される基準の実施、その他職員に関する事項について必要な規定を定める条例について

は、地方公務員法第５条第２項の規定により人事委員会の意見を聞く必要がありますので、この際、意見を求めます。

人事委員会委員長。

〔池田　修　人事委員会委員長登壇〕

○池田　修 人事委員会委員長　皆さん、こんにちは。

人事委員会委員長の池田修でございます。よろしくお願いします。

乙第39号議案についての人事委員会の意見を申し上げます。

乙第39号議案、沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例につきましては、去る10月18日に当委員会が行った職員の給与に関する報告及び勧告の趣旨に沿った職員の給与の改正となっております。

よって、当委員会としては適当と考えております。

以上です。

○中川京貴 議長　人事委員会委員長の意見の開陳は終わりました。

○中川京貴 議長　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております甲第４号議案及び乙第39号議案については、総務企画委員会に、甲第５号議案については、土木環境委員会にそれぞれ付託いたします。

○中川京貴 議長　日程第４　乙第８号議案の訂正の件を議題といたします。

知事から訂正の理由の説明を求めます。

玉城知事。

〔議案の訂正について　巻末に掲載〕

〔玉城デニー　知事登壇〕

○玉城デニー 知事　ただいま議題となりました乙第８号議案について、訂正の理由を御説明申し上げます。

令和６年11月26日に提出いたしました乙第８号議案「沖縄県都市公園条例の一部を改正する条例」については、都市公園の使用料及び利用料金の基準額について適正化を図ることとしたところであります。同条例案は、別表第６第１項第６号中、沖縄県総合運動公園の水泳プールの区分について、現行の４時間または８時間単位の基準額を改正し、２時間単位の基準額とすべきところ、当初の改正案として検討していた１時間単位の基準額のまま設定していたことから、２時間単位の基準額に訂正する必要があるため、議案の訂正を行うものであります。

以上、令和６年11月26日提出の乙第８号議案の訂正についての御説明であります。

よろしくお取り計らいくださいますようお願いいたします。

○中川京貴 議長　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております乙第８号議案の訂正の件は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長　御異議なしと認めます。

よって、乙第８号議案の訂正の件は、承認することに決定いたしました。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後３時３分休憩

午後３時４分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

この際、お諮りいたします。

委員会審査及び議案整理のため、明12日から19日までの８日間休会といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長　御異議なしと認めます。

よって、明12日から19日までの８日間休会とすることに決定いたしました。

○中川京貴 議長　以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

次会は、12月20日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後３時４分散会

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

議　　長　　中　　川　　京　　貴

会議録署名議員　　喜 友 名　　智　　子

会議録署名議員　　比　　嘉　　　　忍

令和６年12月20日

令和６年
第　４　回

沖縄県議会（定例会）会議録

（第９号）

令和６年
第　４　回　**沖縄県議会（定例会）会議録（第９号）**

令和６年12月20日（金曜日）午前10時２分開議

議　事　日　程　第９号

令和６年12月20日（金曜日）

午前10時開議

第１　乙第１号議案から乙第４号議案まで、乙第10号議案、乙第11号議案及び乙第39号議案（総務企画委員長報告）

第２　乙第６号議案及び乙第７号議案（文教厚生委員長報告）

第３　乙第５号議案、乙第８号議案及び乙第９号議案（土木環境委員長報告）

第４　沖縄県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

花城　大輔議員　山内　末子議員
仲宗根　悟議員　上原　　章議員
渡久地　修議員　当山　勝利議員
當間　盛夫議員
提出　議員提出議案第２号

第５　乙第17号議案、乙第37号議案及び乙第38号議案（総務企画委員長報告）

第６　乙第13号議案（経済労働委員長報告）

第７　乙第16号議案、乙第18号議案、乙第19号議案、乙第35号議案及び乙第36号議案（文教厚生委員長報告）

第８　乙第14号議案、乙第15号議案及び乙第21号議案から乙第34号議案まで（土木環境委員長報告）

第９　乙第12号議案（沖縄振興・公共交通ネットワーク特別委員長報告）

第10　甲第１号議案及び甲第４号議案（総務企画委員長報告）

第11　甲第２号議案、甲第３号議案及び甲第５号議案（土木環境委員長報告）

第12　沖縄振興予算の増額確保を求める意見書

當間　盛夫議員　新里　　匠議員
新垣　淑豊議員　仲村　家治議員
下地　康教議員　座波　　一議員
大浜　一郎議員　幸喜　　愛議員
山里　将雄議員　喜友名智子議員
糸数　昌洋議員　瀬長美佐雄議員
瑞慶覧長風議員
提出　議員提出議案第３号

第13　ワシントン駐在問題に係る違法状態の早期是正を求める警告決議

大浜　一郎議員　宮里　洋史議員
徳田　将仁議員　比嘉　　忍議員
新垣　善之議員　新里　　匠議員
喜屋武　力議員　大屋　政善議員
小渡良太郎議員　新垣　淑豊議員
島尻　忠明議員　仲里　全孝議員
仲村　家治議員　下地　康教議員
座波　　一議員　新垣　　新議員
西銘啓史郎議員　又吉　清義議員
呉屋　　宏議員　花城　大輔議員
島袋　　大議員　高橋　　真議員
松下美智子議員　糸数　昌洋議員
上原　　章議員
提出　議員提出議案第１号

第14　陳情第206号の３（文教厚生委員長報告）
第15　陳情第182号の２（米軍基地関係特別委員長報告）
第16　閉会中の継続審査の件

本日の会議に付した事件

日程第１　乙第１号議案から乙第４号議案まで、乙第10号議案、乙第11号議案及び乙第39号議案
　乙第１号議案　沖縄県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
　乙第２号議案　沖縄県行政機関設置条例の一部を改正する条例
　乙第３号議案　沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
　乙第４号議案　沖縄県税条例の一部を改正する条例
　乙第10号議案　沖縄県物品調達基金条例を廃止する条例
　乙第11号議案　沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例
　乙第39号議案　沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
日程第２　乙第６号議案及び乙第７号議案
　乙第６号議案　沖縄県保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
　乙第７号議案　国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例
日程第３　乙第５号議案、乙第８号議案及び乙第９号議案
　乙第５号議案　沖縄県動物の愛護及び管理に関する条例
　乙第８号議案　沖縄県都市公園条例の一部を改正する条例
　乙第９号議案　建築基準法施行条例の一部を改正する条例
日程第４　沖縄県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
日程第５　乙第17号議案、乙第37号議案及び乙第38号議案
　乙第17号議案　指定管理者の指定について
　乙第37号議案　当せん金付証票の発売について
　乙第38号議案　沖縄県教育委員会委員の任命について
日程第６　乙第13号議案
　乙第13号議案　財産の処分について
日程第７　乙第16号議案、乙第18号議案、乙第19号議案、乙第35号議案及び乙第36号議案
　乙第16号議案　損害賠償の額の決定について
　乙第18号議案　指定管理者の指定について
　乙第19号議案　指定管理者の指定について
　乙第35号議案　指定管理者の指定について
　乙第36号議案　指定管理者の指定について
日程第８　乙第14号議案、乙第15号議案及び乙第21号議案から乙第34号議案まで
　乙第14号議案　車両損傷事故に関する和解等について
　乙第15号議案　車両損傷事故に関する和解等について
　乙第21号議案　指定管理者の指定について
　乙第22号議案　指定管理者の指定について
　乙第23号議案　指定管理者の指定について
　乙第24号議案　指定管理者の指定について
　乙第25号議案　指定管理者の指定について
　乙第26号議案　指定管理者の指定について
　乙第27号議案　指定管理者の指定について
　乙第28号議案　指定管理者の指定について
　乙第29号議案　指定管理者の指定について
　乙第30号議案　指定管理者の指定について

乙第31号議案　指定管理者の指定について
乙第32号議案　指定管理者の指定について
乙第33号議案　指定管理者の指定について
乙第34号議案　指定管理者の指定について
日程第９　乙第12号議案
乙第12号議案　工事請負契約についての議決内容の一部変更について
日程第10　甲第１号議案及び甲第４号議案
甲第１号議案　令和６年度沖縄県一般会計補正予算（第４号）
甲第４号議案　令和６年度沖縄県一般会計補正予算（第５号）
日程第11　甲第２号議案、甲第３号議案及び甲第５号議案
甲第２号議案　令和６年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計補正予算（第１号）
甲第３号議案　令和６年度沖縄県流域下水道事業会計補正予算（第１号）
甲第５号議案　令和６年度沖縄県水道事業会計補正予算（第１号）
日程第12　沖縄振興予算の増額確保を求める意見書
日程第13　ワシントン駐在問題に係る違法状態の早期是正を求める警告決議
日程第14　陳情第206号の３
陳情第206号の３　集中豪雨による被害への支援を求める陳情
日程第15　陳情第182号の２
陳情第182号の２　普天間基地周辺の子どもたちの安心安全な学校環境を求める陳情
日程追加　ワシントン駐在問題の調査の件
ワシントン駐在問題調査特別委員の選任
日程第16　閉会中の継続審査の件

出　席　議　員（47名）

48番	中川京貴　議長	21番	小渡良太郎　議員
42番	上原　章　副議長	22番	新垣淑豊　議員
1番	瑞慶覧長風　議員	23番	島尻忠明　議員
2番	瀬長美佐雄　議員	24番	当山勝利　議員
3番	喜友名智子　議員	25番	西銘純恵　議員
5番	大田　守　議員	26番	新垣光栄　議員
6番	高橋　真　議員	27番	上原快佐　議員
7番	宮里洋史　議員	28番	玉城健一郎　議員
8番	徳田将仁　議員	29番	山里将雄　議員
9番	比嘉　忍　議員	30番	糸数昌洋　議員
10番	新垣善之　議員	31番	仲里全孝　議員
11番	新里　匠　議員	32番	仲村家治　議員
12番	平良識子　議員	33番	下地康教　議員
13番	比嘉瑞己　議員	34番	座波　一　議員
14番	次呂久成崇　議員	35番	新垣　新　議員
15番	米須清一郎　議員	36番	大浜一郎　議員
16番	幸喜　愛　議員	37番	渡久地　修　議員
17番	當間盛夫　議員	38番	仲宗根　悟　議員
18番	松下美智子　議員	39番	仲村未央　議員
19番	喜屋武　力　議員	40番	照屋大河　議員
20番	大屋政善　議員	41番	山内末子　議員

43番	西銘啓史郎 議員	46番	花城大輔 議員
44番	又吉清義 議員	47番	島袋　大 議員
45番	呉屋　宏 議員		

欠席議員（1名）

4番　儀保　唯 議員

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

平田正志	議会事務局長	比嘉太一	主査
前田敦次	長	上原　毅	政務調査課副参事
中村　守	議事課長	伊敷ユカリ	主幹
宮城　亮	課長補佐	平良典子	主幹
安田　健	主査		

○中川京貴 議長　これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

12月18日、大浜一郎議員外24人から議員提出議案第１号「ワシントン駐在問題に係る違法状態の早期是正を求める警告決議」の提出がありました。

なお、議員提出議案第１号につきましては、昨日、大田守議員及び當間盛夫議員から提出者取消しの申出がありましたので、当該取消し申出をそれぞれ承認いたしました。

次に、昨日、花城大輔議員外６人から議員提出議案第２号「沖縄県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例」、當間盛夫議員外12人から議員提出議案第３号「沖縄振興予算の増額確保を求める意見書」の提出がありました。

次に、11月26日に議決した地方自治法第98条第２項に基づく議会の監査請求について、本日を結果報告の期限としておりましたが、昨日、監査委員からお手元に配付の文書のとおり、監査を実施しているところであるが、事実関係の調査等に時間を要しており、本日までの提出は困難であるが、できるだけ早期の報告に向けて取り組んでいく旨の報告がありました。

その他の諸報告については、お手元に配付の文書により御了承願います。

〔諸般の報告　巻末に掲載〕

○中川京貴 議長　この際申し上げます。

12月13日に大浜一郎議員から12月３日の会議における発言について、お手元に配付の発言取消し申出書に記載した部分を取り消したい旨の申出がありました。

よって、お諮りいたします。

この取消しを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長　御異議なしと認めます。

よって、大浜一郎議員からの発言取消し申出を許可することに決定いたしました。

○中川京貴 議長　日程第１　乙第１号議案から乙第４号議案まで、乙第10号議案、乙第11号議案及び乙第39号議案を議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

西銘啓史郎総務企画委員長。

〔委員会審査報告書（条例）　巻末に掲載〕

〔西銘啓史郎　総務企画委員長登壇〕

○西銘啓史郎 総務企画委員長　ただいま議題となりました乙第１号議案から乙第４号議案まで、乙第10号議案、乙第11号議案及び乙第39号議案の７件について、以下、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、総務部長、会計管理者及び警察本部長の出席を求め、慎重に審査を行ってまいりました。

審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第１号議案「沖縄県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例」は、雇用保険法の一部が改正され、就業促進手当が安定した職業に就いた者に限り支給されることとなったことを踏まえるとともに、国家公務員の退職手当との均衡を図るため、失業者の退職手当の支給対象者に係る規定を整備する等の必要が生じたことから、条例を改正するものであるとの説明がありました。

次に、乙第２号議案「沖縄県行政機関設置条例の一部を改正する条例」は、農林土木に関する事務の効率的な執行体制を構築するため、農林土木事務所及び農林水産振興センターの分掌する事務の一部について所管区域を改める必要があることから、条例を改正するものであるとの説明がありました。

次に、乙第３号議案「沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例」は、旅券法施行令の一部が改正されたことに伴い、一般旅券発給手数料の額を改める必要があるため、条例を改正するものであるとの説明がありました。

本案に関し、県の窓口だけでなく、各市町村における旅券発給の手数料も同じ金額なのかとの質疑がありました。

これに対し、各市町村でパスポートを申請して受け取る場合の手数料も同じ金額であるとの答弁がありました。

次に、乙第４号議案「沖縄県税条例の一部を改正する条例」は、法人県民税の法人税割の税率の特例について、その特例により得られる収入を引き続き社会福祉の充実及び中小企業の育成に要する経費の財源に充てるため、その適用期限を延長する必要があるため、条例を改正するものであるとの説明がありました。

本案に関し、令和５年度における特例分の税額、特例の対象となる法人の数及びその条件はどうなっているかとの質疑がありました。

これに対し、法人県民税の法人税割が全体で約17億円となっており、そのうち特例分が約７億円である。対象となる法人は資本金が１億円を超える法人、もしくは法人税額が1000万円を超える法人で、その数は3541社であるとの答弁がありました。

次に、当該特例による効果はあったのかとの質疑がありました。

これに対し、社会福祉の充実については、母子及び父子家庭等医療費助成事業や重度心身障害児医療費助成事業等を実施し、ひとり親家庭や重度心身障害児の生活の安定と福祉の増進に寄与している。また、中小企業の育成については、県内外における沖縄フェアや物産展等を通じた県産品の販路拡大の取組などの事業で一定の効果が出ていると認識しているとの答弁がありました。

次に、乙第10号議案「沖縄県物品調達基金条例を廃止する条例」は、物品の調達に関する事務の簡素化を図るため、物品の調達方法を見直したこと等に伴い、沖縄県物品調達基金を廃止する必要があることから、基金条例を廃止するものであるとの説明がありました。

次に、乙第11号議案「沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例」は、道路交通法の一部が改正されたことに伴い、特定免許情報の個人番号カードへの記録に関する規定、いわゆるマイナンバーカードと運転免許証の一体化に関する規定などが整備され、手数料が新設されたほか、運転免許試験、免許証交付、講習手数料など主に運転免許関連手数料の見直しが行われており、それに合わせ沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正するものであるとの説明がありました。

次に、乙第39号議案「沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」は、令和６年10月に行われた人事委員会の給与勧告、国及び他の都道府県の職員の給与の状況等を考慮し、県の職員及び県費負担教職員の給与を改める必要があることから、関係条例を改正するものであるとの説明がありました。

本案に関し、今回の改正は、例えば令和５年度に大卒で入庁した職員についても不利にならないようなものになっているかとの質疑がありました。

これに対し、県職員の給与については号給が定められており、大卒で採用された場合は、１級25号給となる。このため、昨年度採用された職員についても同様に引上げがなされるとの答弁がありました。

そのほか、会計年度任用職員への適用の有無などについて質疑がありました。

採決の結果、乙第１号議案から乙第４号議案まで、乙第10号議案、乙第11号議案及び乙第39号議案の７件については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員会における審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○中川京貴 議長　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第１号議案から乙第４号議案まで、乙第10号議案、乙第11号議案及び乙第39号議案の７件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案７件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長　御異議なしと認めます。

よって、乙第１号議案から乙第４号議案まで、乙第10号議案、乙第11号議案及び乙第39号議案は、原案のとおり可決されました。

◆・・◆

○中川京貴 議長　日程第２　乙第６号議案及び乙第７号議案を議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

新垣　新文教厚生委員長。

〔委員会審査報告書（条例）　巻末に掲載〕

〔新垣　新　文教厚生委員長登壇〕

○新垣　新 文教厚生委員長　ただいま議題となりました乙第６号議案及び乙第７号議案の２件について、以下、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、生活福祉部長及び保健医療介護部長の出席を求め、慎重に審査を行ってまいりました。

審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

乙第６号議案「沖縄県保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」は、救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、救護施設の生活指導等に関する基準を改める等の必要があるため、条例を改正するものであるとの説明がありました。

本案に関し、県内の救護施設の数と入所者数について質疑がありました。

これに対し、県内に救護施設は２施設あり、令和６年11月１日時点の入所者数は、県所管のよみたん救護園が定員100名に対して86名、那覇市所管のいしみね救護園が定員50名に対して53名となっているとの答弁がありました。

次に、救護施設において、個別支援計画の作成が義務づけられることにより、職員の業務負担が増えることにならないかとの質疑がありました。

これに対し、よみたん救護園においては、法的根拠はなかったが、以前から既に個別支援計画を作成しており、これによって業務が過剰になっているという意見は聞いていないとの答弁がありました。

そのほか、施設入所の条件や対象者などについて質疑がありました。

次に、乙第７号議案「国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例」は、国民健康保険法施行令の一部が改正されたことに伴い、条例の規定を整理する必要があるため、条例を改正するものであるとの説明がありました。

本案に関し、従来の健康保険証が廃止されたことによる問題は発生していないかとの質疑がありました。

これに対し、従来の健康保険証については、有効期限があるものは当該期限まで、ないものについては来年12月１日までの期限となっている。マイナ保険証を持っていない方には各自治体から資格確認書が届けられ、医療機関を受診することができるため、今のところ特に問題の報告は受けていないとの答弁がありました。

次に、沖縄県のマイナ保険証の利用率はどうなっているかとの質疑がありました。

これに対し、沖縄県の令和６年10月末現在におけるマイナ保険証の利用率は、全国平均の15.67％に対し、7.43％となっているとの答弁がありました。

採決の結果、乙第６号議案及び乙第７号議案については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員会における審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○中川京貴 議長　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第６号議案及び乙第７号議案の２件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案２件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長　御異議なしと認めます。

よって、乙第６号議案及び乙第７号議案は、原案のとおり可決されました。

◆・・◆

○中川京貴 議長　日程第３　乙第５号議案、乙第８号議案及び乙第９号議案を議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

仲里全孝土木環境委員長。

〔委員会審査報告書（条例）　巻末に掲載〕

〔仲里全孝　土木環境委員長登壇〕

○仲里全孝 土木環境委員長　ただいま議題となりました乙第５号議案、乙第８号議案及び乙第９号議案の３件について、以下、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、環境部長及び土木建築部長の出席を求め、慎重に審査を行ってまいりました。

審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第５号議案「沖縄県動物の愛護及び管理に関する条例」は、県民の動物の愛護に関する意識の高揚を図るとともに、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害並びに生活環境及び自然環境の保全上の支障を防止するため、多数の犬または猫の飼養の届出を義務づける等の必要があることから、条例を制定するものであるとの説明がありました。

本案に関し、第７条に規定する動物の返還及び譲渡の推進について、県としてどのような取組を行うのかとの質疑がありました。

これに対し、県としては、第８条において動物愛護団体等との連携について規定を設け、協力して施策を進めていくこととしている。譲渡に関しては、補助金などで支援する制度を設けるとともに、今年度から県外への移送費も含めて補助対象とするなど、動物愛護団体等との意見交換を通して、より実効性のある取組に変えてきているところであるとの答弁がありました。

次に、市町村との連携については、どのように考えているかとの質疑がありました。

これに対し、本条例では、市町村独自の取組を妨げないという規定を設けているが、取り組むべき内容が同じ方向性のものについては連携して取り組んでいけるものと考えている。また、地域において大きな問題となっている事例については、今後、市町村や事情を知る愛護団体等とどのような連携ができるかについて調整していきたいとの答弁がありました。

そのほか、多頭飼育に対する県の助言指導の方法、猫の不妊去勢手術に対する費用の支援及び多頭飼育に係る福祉部門との連携などについて質疑がありました。

次に、乙第８号議案「沖縄県都市公園条例の一部を改正する条例」は、都市公園の占用許可の一部を指定管理者が行えるようにするとともに、都市公園の使用料及び有料公園施設等の利用料金の基準額について適正化を図る等の必要があることから、条例の一部を改正するものであるとの説明がありました。

本案に関し、今回の料金改定によりどれぐらいの収入増が見込まれるかとの質疑がありました。

これに対し、使用料については年間約70万円から140万円、利用料金については年間約1000万円から1900万円の増収見込みとなっているとの答弁がありました。

次に、利用料金の減免措置などについてはどうなっているかとの質疑がありました。

これに対し、学校、幼稚園等が授業または保育に利用する場合や公共団体が公益上の目的のために利用する場合、災害等の発生により応急施設を利用する場合及び障害者手帳の交付を受けている者が利用する場合などは減免の対象となっているとの答弁がありました。

そのほか、イベント等開催時における駐車場やごみ問題への指導状況などについて質疑がありました。

次に、乙第９号議案「建築基準法施行条例の一部を改正する条例」は、建築物エネルギー消費性能基準に適合させなければならない建築物の範囲が拡大され、及びこれに伴う比較的容易な適合性の判定方法が定められたことを踏まえ、建築物の確認申請手数料の額を改める等の必要があることから、条例の一部を改正するものであるとの説明がありました。

本案に関し、住宅の省エネ基準の主な内容は何かとの質疑がありました。

これに対し、屋根の断熱材による断熱性能や、ひさしを設けることによる日射遮蔽対策、給湯設備や空調設備を省エネ型にするなど、いろいろな工夫により総合的に省エネの基準に適合させるものであるとの答弁がありました。

次に、手数料改定額の算定方法はどうなっているかとの質疑がありました。

これに対し、法律の改正に伴い、構造審査にかかる時間を従来の２割増として見込み、それに現在の人件費単価を乗じた上で、諸経費を加算したものであるとの答弁がありました。

そのほか、省エネ基準の検証の必要性、非住宅の定義などについて質疑がありました。

採決の結果、乙第５号議案、乙第８号議案及び乙第９号議案の３件については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員会における審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○中川京貴 議長　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第５号議案、乙第８号議案及び乙第９号議案の３件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案３件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長　御異議なしと認めます。

よって、乙第５号議案、乙第８号議案及び乙第９号議案は、原案のとおり可決されました。

◆・・◆

○中川京貴 議長　日程第４　議員提出議案第２号沖縄県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

花城大輔議員。

〔議員提出議案第２号　巻末に掲載〕

〔花城大輔　議員登壇〕

○花城　大輔 議員　ただいま議題となりました議員提出議案第２号につきまして、去る12月18日に開催された各派代表者会において協議した結果、議員提出議案として提出することに意見の一致を見ましたので、提出者を代表して提案理由及びその内容を御説明申し上げます。

提案理由は、今般、人事委員会の給与勧告により、沖縄県の一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合が改定されることに鑑み、本県議会議員の期末手当の支給割合についても改める必要があるため、所要の改正を行うものであります。

改正内容は、令和６年12月10日に支給された期末手当の支給割合を現行の100分の157.5から100分の167.5に改め、さらに令和７年度以降に支給される期末手当の支給割合を100分の162.5に改めるものであります。

以上で提案理由の説明は終わりますが、慎重に御審議の上、よろしく御賛同賜りますようお願いを申し上げます。

○中川京貴 議長　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第２号については、会議規則第37条第３項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長　御異議なしと認めます。

よって、本案については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

○中川京貴 議長　これより議員提出議案第２号「沖縄県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長　御異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第２号は、原案のとおり可決されました。

◆・・◆

○中川京貴 議長　日程第５　乙第17号議案、乙第37号議案及び乙第38号議案を議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

西銘啓史郎総務企画委員長。

〔委員会審査報告書（議決事件）　巻末に掲載〕

〔西銘啓史郎　総務企画委員長登壇〕

○西銘啓史郎 総務企画委員長　ただいま議題となりました乙第17号議案、乙第37号議案及び乙第38号議案の３件について、以下、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、総務部長及び知事公室長の出席を求め、慎重に審査を行ってまいりました。

審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第17号議案「指定管理者の指定について」は、平和の礎の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の２第６項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

主な内容は、指定管理者となる団体は、公益財団法人沖縄県平和祈念財団で、指定管理の期間は令和７年４月１日から令和12年３月31日までであるとの説明

がありました。

本案に関し、平和の礎を含めた平和祈念公園全体の一体的な管理や事業展開はできないのかとの質疑がありました。

これに対し、平和祈念公園全体でいうと自主事業の拡大の可能性はあると考えている。指定管理者の指定や指定管理料の設定については、知事公室と土木建築部は日頃から意見交換しながら調整を進めているところであるが、今後もより一層連携し対応していくとの答弁がありました。

次に、中高生の修学旅行を誘客し、さらに平和の礎を活用した平和の発信を行うべきではないかとの質疑がありました。

これに対し、沖縄への修学旅行の目的として、平和学習は大きなウエートを占めており、その学習効果を高めるために、平和の礎や平和祈念資料館を活用することは重要な視点であることから、関係部署とも連携しながら検討していきたいとの答弁がありました。

そのほか、世界文化遺産登録の検討、管理区域の適正な管理などについて質疑がありました。

次に、乙第37号議案「当せん金付証票の発売について」は、令和７年度において県が発売する宝くじの発売限度額を160億円とすることについて、当せん金付証票法第４条第１項の規定により、議会の議決を求めるものであるとの説明がありました。

本案に関し、沖縄県市町村振興協会の積立財源については、将来的に使用する予定があるのかとの質疑がありました。

これに対し、当該財源は市町村が実施する公共事業等の資金として幅広い用途に貸し付けることができ、令和５年度の新規貸付実績は約６億5000万円となっているとの答弁がありました。

次に、乙第38号議案「沖縄県教育委員会委員の任命について」は、教育委員会委員１人が令和６年12月31日に任期満了することに伴い、その後任を任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第２項の規定により、議会の同意を求めるものであるとの説明がありました。

採決の結果、乙第17号議案及び乙第37号議案の２件は、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

また、乙第38号議案については、全会一致をもって同意すべきものと決定いたしました。

以上、委員会における審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○中川京貴 議長　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

休憩いたします。

午前10時34分休憩

午前10時34分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

これより乙第17号議案、乙第37号議案及び乙第38号議案の採決に入ります。

議題のうち、まず、乙第17号議案及び乙第37号議案の２件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案２件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長　御異議なしと認めます。

よって、乙第17号議案及び乙第37号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

○中川京貴 議長　次に、乙第38号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長　御異議なしと認めます。

よって、乙第38号議案は、委員長の報告のとおり同意することに決定いたしました。

○中川京貴 議長　日程第６　乙第13号議案を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

新垣淑豊経済労働委員長。

〔委員会審査報告書（議決事件）　巻末に掲載〕

〔新垣淑豊　経済労働委員長登壇〕

○新垣淑豊 経済労働委員長　ただいま議題となりました乙第13号議案について、以下、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、商工労働部長の出席を求め、慎重に審査を行ってまいりました。

審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等

について申し上げます。

乙第13号議案「財産の処分について」は、うるま地区内賃貸工場について、譲受者として内定した企業へ売り払うため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであるとの説明がありました。

本案に関し、賃貸工場の売却に至った経緯は何か。また、今後もスタートアップ的な機能を持った土地が必要だと思うがどうかとの質疑がありました。

これに対し、県では、企業が立地する際の初期投資を支援し、製造業の集積を促す目的の下、国際物流拠点産業集積地域内に計48棟の賃貸工場を整備してきた。当初、入居企業の規模拡大などのタイミングで同地区内の分譲地に移転してもらうことを想定していたが、分譲が進んだことで移転が難しい状況が生じていることから、限りある資源を有効に活用し、立地企業の定着や自由な設備投資及びさらなる生産体制の強化を促すため、今回初めて賃貸工場の売却に至った。

県としては、希望する企業への売却を進めながら、引き続き賃貸工場としての運営を続けるとともに、市町村と連携し、既存工業用地の利活用や新たな産業用地の確保を図りながら、企業のスタートアップに関する課題に対応していくとの答弁がありました。

次に、工場・事務所の処分予定価格については１億1300万円となっているが、土地の処分価格についてはどうなっているかとの質疑がありました。

これに対し、土地の価格については、１平方メートル当たり２万6700円となっており、面積5253平方メートルを乗じると、１億4025万5100円となる。

分譲用地は特別会計の土地造成事業により造成した土地であり、造成に要した費用を土地の売却によって賄うという収支均衡の原則により単価が設定されているとの答弁がありました。

そのほか、今回売却する賃貸工場の家賃などについて質疑がありました。

採決の結果、乙第13号議案については、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員会における審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○中川京貴 議長　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第13号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長　御異議なしと認めます。

よって、乙第13号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

◆・・◆

○中川京貴 議長　日程第７　乙第16号議案、乙第18号議案、乙第19号議案、乙第35号議案及び乙第36号議案を議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

新垣　新文教厚生委員長。

〔委員会審査報告書（議決事件）　巻末に掲載〕

〔新垣　新　文教厚生委員長登壇〕

○新垣　新 文教厚生委員長　ただいま議題となりました乙第16号議案、乙第18号議案、乙第19号議案、乙第35号議案及び乙第36号議案の５件について、以下、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、生活福祉部長、こども未来部長、病院事業局長及び教育長の出席を求め、慎重に審査を行ってまいりました。

審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

乙第16号議案「損害賠償の額の決定について」は、病院事業の業務に関し、法律上、県の義務に属する損害賠償の額を定めるため、地方自治法第96条第１項並びに地方公営企業法第40条第２項及び沖縄県病院事業の設置等に関する条例第８条の規定により議会の議決を求めるものであるとの説明がありました。

本案に関し、今回の医療事故を受けて、県立病院全体としてどのような改善を図ったのかとの質疑がありました。

これに対し、病院事業局全体における再発防止策として、医療安全対策に関する通知を行うとともに、県立病院長会議や副院長及びリスクマネージャーが参加する医療安全推進会議において事例の共有を行うほか、医療安全の向上に係る研修会や事例研究会を実施するなど、取組の充実強化を図っているとの答弁がありました。

そのほか、和解までに時間を要した理由などについ

て質疑がありました。

次に、乙第18号議案「指定管理者の指定について」は、沖縄県総合福祉センターの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の２第６項の規定に基づき議会の議決を求めるものである。

主な内容は、指定管理者となる団体は、社会福祉法人沖縄県社会福祉協議会で、指定管理の期間は令和７年４月１日から令和12年３月31日までであるとの説明がありました。

次に、乙第19号議案「指定管理者の指定について」は、男女共同参画センターの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の２第６項の規定に基づき議会の議決を求めるものである。

主な内容は、指定管理者となる団体は、沖縄県男女共同参画センター管理運営団体で、指定管理の期間は令和７年４月１日から令和12年３月31日までであるとの説明がありました。

本案に関し、これまでの指定管理における実績はどうなっているか。また、課題としてどのようなものがあるかとの質疑がありました。

これに対し、令和２年度及び令和３年度は、新型コロナウイルスの影響で一時的に利用者数が減ったものの、令和５年度については、利用者数が前年度比6965人増の11万9911人となっている。また、施設稼働率は前年度比4.5ポイント増の62.3％となっている。

課題としては、利用者が固定化していることから、広く若い方にも利用してもらえるよう、広報や予約システムを改善することなどについて指定管理者制度運用委員会の委員から指摘があったとの答弁がありました。

次に、応募が１団体しかなかった理由について質疑がありました。

これに対し、本施設の指定管理業務は、施設の管理運営業務にとどまらず、男女共同参画に関連する専門図書の収集や本県の女性史に関する調査研究も含んでいることから、公共施設の管理運営にたけていることや男女共同参画に関する専門的知識を求められていることが、応募が１団体にとどまった理由ではないかと考えているとの答弁がありました。

次に、乙第35号議案「指定管理者の指定について」は、沖縄県立宮古青少年の家の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の２第６項の規定に基づき議会の議決を求めるものである。

主な内容は、指定管理者となる団体は、特定非営利活動法人ばんずで、指定管理の期間は令和７年４月１日から令和12年３月31日までであるとの説明がありました。

本案に関し、指定管理者のモニタリングの実施状況と選定に係る委員会の審査の状況について質疑がありました。

これに対し、モニタリングとして月例報告書の提出や定期的な現地確認を行うほか、県内６施設ある青少年の家の連絡調整会議を年４回程度開催し、指導助言を行っている。

応募団体の選定に係る指定管理者制度運用委員会においては、６名の委員が全員出席の下、適正な審査が行われたとの答弁がありました。

次に、当該団体のどのようなところが評価されたのかとの質疑がありました。

これに対し、当該団体については、老朽化している施設を適切に維持管理しているほか、地域の環境を生かした事業などを数多く展開し、利用者満足度が高いということが評価されているとの答弁がありました。

そのほか、施設の改修の予定などについて質疑がありました。

次に、乙第36号議案「指定管理者の指定について」は、沖縄県立石垣青少年の家の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の２第６項の規定に基づき議会の議決を求めるものである。

主な内容は、指定管理者となる団体は、特定非営利活動法人八重山星の会で、指定管理の期間は令和７年４月１日から令和12年３月31日までであるとの説明がありました。

本案に関し、指定管理者のモニタリングの状況と選定に係る委員会の審査の状況について質疑がありました。

これに対し、本施設の指定管理者の選定についても宮古青少年の家と同じ日に行われ、指定管理者制度運用委員会において適正な審査がなされたと考えている。また、モニタリングについても同様に、現地の確認や連絡調整会議の開催などを行っているとの答弁がありました。

次に、当該団体のどのようなところが評価されたのかとの質疑がありました。

これに対し、当該団体についても、施設が老朽化しているにもかかわらず適切に維持管理を行っているほか、星に関する活動や不登校児童生徒に対する支援プログラムなどが評価されているとの答弁がありました。

採決の結果、乙第16号議案、乙第18号議案、乙第19号議案、乙第35号議案及び乙第36号議案の５件に

ついては、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員会における審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○中川京貴 議長　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第16号議案、乙第18号議案、乙第19号議案、乙第35号議案及び乙第36号議案の５件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案５件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長　御異議なしと認めます。

よって、乙第16号議案、乙第18号議案、乙第19号議案、乙第35号議案及び乙第36号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

◆・・◆

○中川京貴 議長　日程第８　乙第14号議案、乙第15号議案及び乙第21号議案から乙第34号議案までを議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

仲里全孝土木環境委員長。

〔委員会審査報告書（議決事件）　巻末に掲載〕

〔仲里全孝　土木環境委員長登壇〕

○仲里全孝 土木環境委員長　ただいま議題となりました乙第14号議案、乙第15号議案及び乙第21号議案から乙第34号議案までの16件について、以下、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、土木建築部長の出席を求め、慎重に審査を行ってまいりました。

審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第14号議案及び乙第15号議案「車両損傷事故に関する和解等について」の２件は、いずれも車両損傷事故について和解をし、及び損害賠償の額を定めるため、地方自治法第96条第１項の規定に基づき議会の議決を求めるものである。

主な内容は、乙第14号議案は、県道131号線に県が設置したグレーチングによる車両損傷事故について、乙第15号議案は、県職員の除草作業に起因する車両損傷事故について、それぞれ和解をし、及び損害賠償の額を定めるものであるとの説明がありました。

乙第15号議案に対し、事故発生当時の作業員の配置状況はどうなっていたかとの質疑がありました。

これに対し、会計年度任用職員の３名がそれぞれ別の場所で除草作業を行っていた。今後は再発防止に向けて現場の作業について指導していきたいとの答弁がありました。

次に、乙第21号議案「指定管理者の指定について」は、県民広場地下駐車場の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の２第６項の規定に基づき議会の議決を求めるものである。

主な内容は、指定管理者となる団体は、県民広場地下駐車場管理運営共同企業体で、指定管理の期間は令和７年４月１日から令和10年３月31日までであるとの説明がありました。

本案に関し、固定納付金が毎年300万円ずつ増加しているが、積算根拠は何かとの質疑がありました。

これに対し、固定納付金については、収入見込額から管理運営経費を差し引いた額を設定している。管理運営経費については、コロナ禍を除く過去３年間の実績を基に人件費や修繕費の増加などの特殊要因を加味して上限額を設定しており、収入見込額については、過去３年間の利用料金を基に利用者の伸びを踏まえた額を計上しているとの答弁がありました。

そのほか、剰余納付金の実績などについて質疑がありました。

次に、乙第22号議案「指定管理者の指定について」は、てだこ浦西駅パーク・アンド・ライド駐車場の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の２第６項の規定に基づき議会の議決を求めるものである。

主な内容は、指定管理者となる団体は、てだこ浦西駅パークアンドライド管理運営共同企業体で、指定管理の期間は令和７年４月１日から令和10年３月31日までであるとの説明がありました。

本案に関し、剰余納付金はどのように算出されるのかとの質疑がありました。

これに対し、年間の収入見込額を基準額として設定しており、収入実績が基準額を超えた分の５割が剰余納付金となるとの答弁がありました。

そのほか、駐車台数、駐車場の稼働率及び車庫証明書発行の有無などについて質疑がありました。

次に、乙第23号議案から乙第28号議案までの「指定管理者の指定について」の６件は、いずれも県営公園の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の２第６項の規定に基づき議会の議決を求めるものである。

主な内容は、指定管理者となる団体は、名護中央公園については沖縄文化スポーツイノベーション株式会社を、沖縄県総合運動公園については株式会社トラステックを、浦添大公園については沖縄文化スポーツイノベーション株式会社を、海軍壕公園については一般財団法人沖縄観光コンベンションビューローを、平和祈念公園については公益財団法人沖縄県平和祈念財団を、バンナ公園についてはＥＣＣＯＭ八重山グループをそれぞれ選定した。指定管理の期間は、いずれも令和７年４月１日から令和12年３月31日までであるとの説明がありました。

次に、乙第29号議案から乙第34号議案までの「指定管理者の指定について」は、県営住宅等の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の２第６項の規定に基づき議会の議決を求めるものである。

県営住宅等の指定管理者については、各地区ごとに指定管理者を公募し、北部地区、中部Ａ地区、中部Ｂ地区及び南部地区は沖縄県住宅供給公社を、宮古地区及び八重山地区は住宅情報センター株式会社をそれぞれ選定した。指定管理の期間は、いずれも令和７年４月１日から令和12年３月31日までであるとの説明がありました。

本案に関し、指定管理者の公募に係る選定基準に基づく審査はどのように行っているかとの質疑がありました。

これに対し、選定基準として、管理運営方針、管理運営能力、入居管理業務、維持修繕業務及び危機管理体制の５項目を設定しており、書類審査や申請団体のヒアリングなどの内容を加味した総合評価方式による評価を行い、候補者を選定しているとの答弁がありました。

次に、県営住宅の空き家の数及びその発生理由は何かとの質疑がありました。

これに対し、令和５年度末における修繕予定の空き家の数は838戸となっている。修繕費が未納のまま退去する事例があることや、配管等設備の老朽化に伴う対応や台風被害による補修など優先度の高いものから対応している状況があり、空き家となっている。今後も引き続き指定管理者と意見交換しながら、空き家数の縮小に取り組んでいくとの答弁がありました。

そのほか、入居者が亡くなった場合の残置物の対応などについて質疑がありました。

採決の結果、乙第14号議案、乙第15号議案及び乙第21号議案から乙第34号議案までの16件については、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員会における審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○中川京貴 議長　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第14号議案、乙第15号議案及び乙第21号議案から乙第34号議案までの16件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案16件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長　御異議なしと認めます。

よって、乙第14号議案、乙第15号議案及び乙第21号議案から乙第34号議案までは、委員長の報告のとおり可決されました。

◆・・◆

○中川京貴 議長　日程第９　乙第12号議案を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

當間盛夫沖縄振興・公共交通ネットワーク特別委員長。

〔委員会審査報告書（議決事件）　巻末に掲載〕

〔當間盛夫　沖縄振興・公共交通ネットワーク特別委員長登壇〕

○當間盛夫 沖縄振興・公共交通ネットワーク特別委員長　ただいま議題となりました乙第12号議案について、以下、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、企画部長の出席を求め、慎重に審査を行ってまいりました。

審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

乙第12号議案「工事請負契約についての議決内容の一部変更について」は、大東地区情報通信基盤整備工

事（第２期・陸上部）の設計の一部変更に伴い契約金額を変更するため、議会の議決を求めるものである。

主な内容は、契約金額28億3910万円を34億2336万3900円に変更するもので、契約の相手方は西日本電信電話株式会社沖縄支店であるとの説明がありました。

本案に関し、増加額が大きいが、その理由は何か。また、当初設計で予想できなかったのかとの質疑がありました。

これに対し、海底ケーブルの陸揚管路の整備を行っているところであるが、特殊な機械を使用して掘削工事を行っているため、機械の損料がかなり高額となり、人件費も合わせて増加額が大きくなっている。当初設計の段階で有識者の意見を踏まえるとともに、ボーリング調査などを実施して掘削箇所を選定しているが、海底ということもあり詳細に捉え切れない部分があるとの答弁がありました。

次に、離島における海底ケーブルの整備計画はどうなっているか。役場はないが、小中学校などが所在する島についてはどのような方針かとの質疑がありました。

これに対し、県としては、離島で役場機能があるところを中心に海底ケーブルをループ化する整備を行っている。役場はないが、小中学校や診療所がある島については、地元と意見交換するとともに総務省の知恵も借りながら整備に向けた取組を進めていくとの答弁がありました。

そのほか、ケーブル配線の地中化、海底ケーブルの安全確保及び契約変更に係る基準などについて質疑がありました。

採決の結果、乙第12号議案については、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員会における審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○中川京貴 議長　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第12号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長　御異議なしと認めます。

よって、乙第12号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

◆・・◆

○中川京貴 議長　日程第10　甲第１号議案及び甲第４号議案を議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

西銘啓史郎総務企画委員長。

〔委員会審査報告書（予算）　巻末に掲載〕

〔西銘啓史郎　総務企画委員長登壇〕

○西銘啓史郎 総務企画委員長　ただいま議題となりました甲第１号議案及び甲第４号議案の２件について、以下、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、総務部長の出席を求め、慎重に審査を行ってまいりました。

審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

甲第１号議案「令和６年度沖縄県一般会計補正予算（第４号）」は、当初予算成立後の事情変更により、緊急に対応を要する経費等について補正予算を編成するものである。

補正予算案の総額は、歳入歳出それぞれ31億8094万1000円で、補正後の改予算額は、8519億4910万円である。

歳入の内訳は、繰入金及び諸収入である。

歳出の内訳は、文書管理システム運用管理等の経費についてプロポーザル方式による業者選定の結果、不用が生じたことによる減額、県融資制度の需要増が見込まれることによる金融機関への預託金の増額に要する経費、国庫補助事業を活用して整備した賃貸工場の売却に伴い、耐用年数に応じた額の国への償還に要する経費、大阪・関西万博を契機とした沖縄観光推進のための国内外観光誘客プロモーション活動に要する経費及び公安委員会において時間外勤務の増が見込まれることによる職員手当等に要する経費などである。

繰越明許費補正は、予算成立後の事由により年度内に完了が見込めない事業について、適正な工期を確保するため、防災危機管理センター棟（仮称）整備事業などを計上するものである。

また、債務負担行為補正は、平和の礎指定管理料等の指定管理期間が到来する施設について、引き続き、令和７年４月以降も指定管理制度により施設の管理を行うため、債務負担行為を設定するものである。また、県融資制度損失補償については、限度額の増額変

更を行うものであるとの説明がありました。

本案に関し、万博を契機とした沖縄観光推進事業について、観光客が沖縄に来てもらえるよう旅行会社と連携したＰＲをしてほしいがどうかとの質疑がありました。

これに対し、当事業は観光業界との意見交換における要望も踏まえ実施することとしている。万博の機会を捉えて、まずは沖縄を知ってもらい来てもらうことで、長期的なスパンでの外国人観光客の誘客につなげていきたいとの答弁がありました。

次に、国際物流拠点産業集積地域うるま地区対策事業について、賃貸工場の売却に伴う国への償還金の根拠について質疑がありました。

これに対し、償還金の算出根拠については、経済産業省の財産処分等の取扱いに関する通知に基づき、建物の売却価格から消費税を除いた額に国庫補助率を乗じた額となっている。なお、売却価格については、不動産鑑定士の鑑定を基に算出しているとの答弁がありました。

次に、県単融資事業について、コロナ禍を経て融資の需要が増えているということは、業種によっては県内経済はよくなっているということかとの質疑がありました。

これに対し、国内外からの旅行者の増加や個人消費及び設備投資といった部分が活発になっていることを踏まえ、資金需要が見込まれることから、今回補正予算を計上しているとの答弁がありました。

次に、「平和の礎」刻銘者インターネット検索システム構築事業について、事業の効果や期待される今後の展開について質疑がありました。

これに対し、インターネットで容易に検索できるようになれば、刻銘されている方の御遺族が沖縄へ訪問するきっかけとなり、隣接する平和祈念資料館の入館者の増加も期待される。また、平和の礎の認知度が高まり、刻銘を希望する遺族の掘り起こしにつながることに加え、平和の礎の取組を通じ、平和を希求する「沖縄のこころ」を国内外に発信できるとの答弁がありました。

次に、文書管理システム費について、減額補正により当初予算の約半分の額となるが、その額で実施可能なのかとの質疑がありました。

これに対し、都道府県の文書管理システムを構築・運営している事業者の平均見積額で当初予算を計上していたが、公募により選定された事業者が現行システムを提供している事業者であったため、新たにカスタマイズする費用が少なく、データ移行費用についても不用となったため、結果として半分以下の予算に収まったとの答弁がありました。

そのほか、平和祈念公園や県営住宅の修繕の計画、国際スポーツ交流拠点形成事業の内容、国際海洋博覧会50周年記念事業を補正予算で計上する理由などについて質疑がありました。

次に、甲第４号議案「令和６年度沖縄県一般会計補正予算（第５号）」は、令和６年11月の沖縄本島北部における豪雨被害への対応、人事委員会勧告に伴う給与改定に係る経費等について補正予算を編成するものである。

補正予算案の総額は、歳入歳出それぞれ39億2340万6000円で、補正後の改予算額は、8526億9156万5000円である。

歳入の内訳は、繰入金及び県債等である。

歳出の内訳は、北部豪雨災害による被災者の生活再建に向けて県独自の見舞金を支給するための経費、被害のあった河川、その他緊急性の高い河川において、今後の浸水被害防止対策として河道内の土砂しゅんせつ等を実施するための経費、破損した道路護岸の復旧・機能強化を実施するための経費、集中豪雨等による県管理道路の冠水を未然に防止するための道路維持防災対策等の実施に要する経費、今後の不測の事態に備えるための予備費の追加及び人事委員会勧告に基づく給与条例等の改正に伴う職員の給与・手当等に要する経費などである。

繰越明許費補正は、緊急自然災害防止対策事業（道路防災）について適正な工期を確保するため、１億9000万円を計上するものであるとの説明がありました。

本案に関し、県独自の見舞金については、今後の災害時においても適用されるのかとの質疑がありました。

これに対し、今回、既存の見舞金制度を拡充したところであるが、これは今回の災害に限った制度となっている。今後の災害時の適用については、他県の状況を勘案しながら関係部局と調整していくとの答弁がありました。

次に、もし災害救助法が適用された場合にはどのような対応となるのかとの質疑がありました。

これに対し、災害救助法が適用される場合は、市町村の災害救助に要した費用が県の負担となり、その部分については国庫補助の対象となる。現在、災害救助が継続している段階であることから具体的な金額は把握していないが、今後、市町村から報告があれば県の負担が発生することになるとの答弁がありました。

次に、今回の予備費の補正やその活用の在り方についてはどのように認識しているのかとの質疑ありました。

これに対し、災害救助法が適用されれば、災害救助費については国庫補助の対象となり、特別交付税が措置されることになるので、その財源が活用できないことについては大いに反省すべきと考えているとの答弁がありました。

そのほか、集中豪雨に対する訓練の必要性、県独自の見舞金の実績及び被災者に対する迅速な支援の実施などについて質疑がありました。

採決の結果、甲第１号議案及び甲第４号議案の２件は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員会における審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○中川京貴 議長　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより甲第１号議案及び甲第４号議案の２件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案２件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長　御異議なしと認めます。

よって、甲第１号議案及び甲第４号議案は、原案のとおり可決されました。

◆・・◆

○中川京貴 議長　日程第11　甲第２号議案、甲第３号議案及び甲第５号議案を議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

仲里全孝土木環境委員長。

〔委員会審査報告書（予算）　巻末に掲載〕

〔仲里全孝　土木環境委員長登壇〕

○仲里全孝 土木環境委員長　ただいま議題となりました甲第２号議案、甲第３号議案及び甲第５号議案の３件について、以下、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、土木建築部長及び企業局長の出席を求め、慎重に審査を行ってまいりました。

審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、甲第２号議案「令和６年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計補正予算（第１号）」は、国の埋立事業完了後、県が地盤改良に関する調査設計業務を発注する予定であったが、国直轄工事において追加工事を実施することになったことから、当該調査設計業務の所要期間を確保するため、繰越明許費の追加を行うものであるとの説明がありました。

本案に関し、もともと埋立地であるところになぜ土砂を追加投入するのかとの質疑がありました。

これに対し、当該箇所は航路のしゅんせつ土砂の土捨場となっており、地盤の強度が足りないことから、建設機械が入れる程度の地耐力を確保するため、国が追加工事で土砂を投入すると聞いている。その後に県のほうで利用形態に合った強度に地盤を改良し、沖縄市に譲渡することとしているとの答弁がありました。

次に、当該箇所の地盤改良はどのように行うのかとの質疑がありました。

これに対し、国直轄工事の完了後、県においてボーリング調査を実施し解析を行うこととしており、工法の選定については繰越しする当該委託業務の中で行うとの答弁がありました。

そのほか、沖縄市の利用計画及び市との協議状況などについて質疑がありました。

次に、甲第３号議案「令和６年度沖縄県流域下水道事業会計補正予算（第１号）」は、宜野湾浄化センターの既存施設の老朽化や流入汚水量の増加に対応するため施設を改築・増設する必要があることから、中部流域下水道建設費における債務負担行為の限度額変更を求めるものであるとの説明がありました。

本案に関し、債務負担行為の増額の内容は何かとの質疑がありました。

これに対し、宜野湾浄化センター第３系水処理施設において令和７年度に予定している脱臭施設を設置する工事について、新たに債務負担行為を設定することにより前倒しで工事を発注するものであるとの答弁がありました。

次に、債務負担行為を行って工事を早期に発注する理由は何かとの質疑がありました。

これに対し、本浄化センターの既存施設が相当老朽化していることや流入汚水量の増加に対応するため、早期に工事を発注の上、早めに機能を発現させたいと考えているとの答弁がありました。

そのほか、グリーンベルト地帯の整備状況及び耐震設計の基準などについて質疑がありました。

次に、甲第５号議案「令和６年度沖縄県水道事業会計補正予算（第１号）」は、人事委員会勧告を踏まえて実施する給与改定に対応するため編成するものであるとの説明がありました。

採決の結果、甲第２号議案、甲第３号議案及び甲第５号議案の３件については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員会における審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○中川京貴 議長　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより甲第２号議案、甲第３号議案及び甲第５号議案の３件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案３件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長　御異議なしと認めます。

よって、甲第２号議案、甲第３号議案及び甲第５号議案は、原案のとおり可決されました。

◆・・◆

○中川京貴 議長　日程第12　議員提出議案第３号沖縄振興予算の増額確保を求める意見書を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

當間盛夫議員。

〔議員提出議案第３号　巻末に掲載〕

〔當間盛夫　議員登壇〕

○當間　盛夫 議員　ただいま議題となりました議員提出議案第３号につきまして、沖縄振興・公共交通ネットワーク特別委員会の委員により協議した結果、議員提出議案として提出することに意見の一致を見ましたので、提出者を代表して提案理由を御説明申し上げます。

提案理由は、沖縄振興予算の増額確保について関係要路に要請するためであります。

次に、議員提出議案第３号を朗読いたします。

〔沖縄振興予算の増額確保を求める意見書朗読〕

以上で提案理由の説明は終わりますが、慎重に御審議の上、よろしく御賛同賜りますようお願いを申し上げます。

○中川京貴 議長　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第３号については、会議規則第37条第３項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長　御異議なしと認めます。

よって、本案については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

○中川京貴 議長　これより議員提出議案第３号「沖縄振興予算の増額確保を求める意見書」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長　御異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第３号は、原案のとおり可決されました。

◆・・◆

○中川京貴 議長　日程第13　議員提出議案第１号ワシントン駐在問題に係る違法状態の早期是正を求める警告決議を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

大浜一郎議員。

〔議員提出議案第１号　巻末に掲載〕

〔大浜一郎　議員登壇〕

○大浜　一郎 議員　ただいま議題となっております議員提出議案第１号につきまして、提出者を代表して提案理由及び概要を説明いたしますが、案文の朗読により趣旨をお伝えすることができると思いますので、説明に代えさせていただきます。

〔ワシントン駐在問題に係る違法状態の早期是

正を求める警告決議朗読〕

以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

○中川京貴 議長　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第１号については、会議規則第37条第３項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長　御異議なしと認めます。

よって、本案については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

○中川京貴 議長　これより討論に入ります。

本件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

当山勝利議員。

〔当山勝利　議員登壇〕

○当山　勝利 議員　ただいま議題になりましたワシントン駐在問題に係る違法状態の早期是正を求める警告決議に対し、反対の立場から討論いたします。

日本国土の約0.6％しかない沖縄に、約70％の米軍専用施設が置かれております。その特殊な環境にある沖縄県は、米軍基地問題を解決するために当事者である米国政府や連邦議会関係者に対し、自らが直接訴えることが重要であるとし、平成27年度よりワシントン駐在を設置しました。

ワシントン駐在は、普天間基地の現状、辺野古新基地建設の技術的な、いわゆる軟弱地盤などの問題、墜落の危険性が付きまとうオスプレイ機撤去に向けて、またＰＦＡＳ等による環境問題、そして多発する米軍関係の事件・事故、特に昨年末に起きた少女誘拐暴行事件などについて沖縄の正確な情報を伝えています。さらに、米軍の安全保障政策や戦略などの最新情報をリアルタイムに収集し、沖縄県の基地政策の参考にしているところであります。

ワシントン駐在の面談実績は年々増加し、令和５年度は過去最高の1331人と面談を行い、令和５年度までに米国連邦議会関係者3030人、米国政府等関係者200人、報道関係者224人、県人会関係者108人、シンクタンクの有識者等2216人、延べ5778人と面談が行われております。また、米軍に起因する事件・事故が発生した際には米国関係者に直接説明などを行い、対策の必要性を訴え、ＰＦＡＳ問題においては米国政府や連邦議会関係者に対して面談の中で米軍基地由来のＰＦＡＳ問題を取り上げ、県内の漏出事故の状況や改善の必要性等を強く訴えているところであります。

さらに、ワシントン駐在主催のセミナーやウェビナーを開催し、辺野古新基地建設の技術的課題等を含め沖縄の基地問題に関する正確な情報を発信し、米国の市民団体等との連携強化をするなど、その活動は多岐にわたっております。

このような地道な活動により、連邦議会調査局（ＣＲＳ）報告において沖縄の基地問題に関する正確な情報や、米国会計検査院（ＧＡＯ）報告書で辺野古新基地建設への懸念事項、米国連邦議会下院軍事委員会即応力小委員会において、国防権限法案に関する書面に辺野古新基地建設への懸念事項、米国トップクラスのシンクタンクである戦略国際問題研究所（ＣＳＩＳ）報告書に辺野古新基地の完成は困難、クインシー研究所報告書に辺野古新基地の現行計画は再検討されるべき、米戦略予算評価センター報告書に辺野古新基地の課題や基地の脆弱性などが記載されており、米国内において成果を上げているところです。

さて、今議題となっております警告決議は、出資金と駐在職員に係る、いわゆる兼業手続について違法状態の早期是正を求めています。

ワシントンＤＣオフィス株式会社への沖縄県からの出資金においては委託料から支出されており、この場合、現金による出資であることから、予算としての議会の議決を経れば足りるものと解されており、違法状態に当たらないと考えます。

また、地方公務員の兼業において許可が必要とされている趣旨は、公務能率の確保などのためであり、ワシントン駐在が本来の目的である情報収集、情報発信をするために必要な資格を得てワシントンＤＣオフィス株式会社の役員を兼ねていることは、その趣旨にのっとり行われていると理解できます。しかし、営利企業の役員等を兼ねる際に届出をする必要があることは地方公務員法第38条で定められているところでもあります。

その件に関して、執行部は答弁の中で繰り返し早期に届出を行い是正すると答えており、今回の警告決議において早期の是正を求めることは拙速であると言わざるを得ません。

以上の理由から、ワシントン駐在問題に係る違法状

態の早期是正を求める警告決議に対し、反対の討論とさせていただきます。

○中川京貴 議長　新垣淑豊議員。

〔新垣淑豊　議員登壇〕

○新垣　淑豊 議員　私は、沖縄自民党・無所属の会を代表しまして、ただいま議題となっております議員提出議案第１号「ワシントン駐在問題に係る違法状態の早期是正を求める警告決議」について、賛成の立場から討論を行います。

まず、先ほど当山議員からもありましたように、我々も基地の負担軽減に対しては、反対するものではありません。そして、今回の決議の中で、今討論として出ているポイントは、ワシントン事務所や駐在の活動内容を問題としていることではありません。違法状態を正してほしいということを我々は申し上げているだけでございます。

９月定例会閉会後の決算審査におきまして、県が出資する100％子会社である沖縄県ワシントンＤＣオフィス株式会社、こちらが秘密裏に設立され、ワシントンの駐在職員がその株式会社の役員を兼任していたという事実が明るみになっております。平成27年度からワシントン駐在活動事業が開始され、これまで８年間、そして今年度を合わせますと９年間にも及び、この事実が隠蔽されておりました。このことは、執行部に対して猛省を促さなければならないと思っております。

さて、先ほど提出者からの説明にもありましたとおり、決算審査、総括質疑、そして今議会における代表質問・一般質問、さらには総務企画委員会における所管事務調査、これらの質疑を通して、問題・疑惑が次々と明るみになり、矢継ぎ早に出された新たな疑問点に、執行部は明確な回答をなし得ない状態が多々見受けられました。子会社設立の事実すら引き継がれず、ましてその会社の活動実態もつぶさに把握されていないことは、これこそまさにコンプライアンス、内部統制、こういったものの欠如にほかならないというふうに私は感じております。

本決議では、大きく２点の違法状態の早期是正を求めております。

第１に、株式会社設立に当たっての出資金が、委託料として議会の議決を経ないまま支出をされていた点であります。執行部は、委託料とは本質的に地方公共団体が支出すべきものを除き、様々な支出科目が包括的に規定されたものだという説明を繰り返してまいりました。しかし、出資というのは他人に代行させることはできないものです。出資金を出したら株を得るなど、本人に効果が帰属すべきものですから、その任を受けた代理人以外なし得ない行為であり、我々はこの点を総務省に見解を確認すべきだとずっと主張してまいりました。しかしながら、執行部は頑として自らの主張を崩さないままであります。ここは百歩譲って、委託料から出資金が支出可能だという論理を認めるとしても、「出資による権利」として決算附属書類への記載も怠っているということは、平成27年度当時において、出資金が委託料から支出されたこと自体の認識が知事、執行部にもなかったということの証左であります。予算を議決した議会におきましても、提示された内容が出資金であるとの認識もなく、予算を編成し執行した執行部においても、財産を出資の目的とすることの認識がなかったことを合わせると、予算の成立をもって議会承認を得たということにはならないはずです。地方自治法第96条第１項第６号の議会の議決を得ていない瑕疵ある出資だと言わざるを得ないのであります。その意味で、執行部は速やかに瑕疵を治癒するための追認議案を提出する義務を負っていると我々は考えております。

第２に、駐在職員の身分の問題です。すなわち地方公務員法第38条の２による営利企業従事許可を得ておらず、違法状態の下で勤務が続けられているということです。我々は、総務企画委員会の所管事務調査において、沖縄県職員服務規程第７条第１項に定める営利企業への従事等許可申請書を示しながら質疑を行いました。すなわち兼業を行うに当たっては、１日のうち、この時間帯は兼業しています、それ以外は公務員の仕事をしていますというように明確に区分けを行わなければならないことになっております。そうしなければ、職員への給与支払いの根拠はもとより、公務員としての職務遂行に支障があるのかどうかという許可要件そのものの判断もつかないことになるからであります。こうした点も含め、法律を所管する総務省へ速やかに照会をした上で対応を検討するのは当然のことであります。その上で、本当に兼業許可を下すことができるのかを考えたときに、総務企画委員会での質疑に際しても申し上げましたが、県と会社の間に特別利害関係がないこと、職員としての職務遂行に支障がないこと、法の精神に反しないことという３つの要件を全てクリアするのは難しいのではないかと我々は考えております。今の今まで兼業許可を出すことができず違法状態が継続しているのは、こうした背景もあるのではないか。このように思わざるを得ないわけです。営利企業従事許可が出せないのであれば、ほかに何が取り得る手段なのか。しっかりと検討してもらいたい

と思います。仮に、違法状態を解消するために取り得る手段がないのであれば、職員の駐在命令を取り消し、帰国を命じるべきであり、このワシントン事務所は即刻閉鎖すべきなのです。そして、真っさらな状態からこのワシントン事務所の在り方、知事の訴える地域外交の在り方を改めて議論すべきだということを申し上げておきます。

最後に、与野党の議員の皆様に分かっていただきたいことは、これは政局や政策論ではありません。議会に期待された行政監視機能を果たすべき決議であるということを、ぜひとも御理解をいただきたいと思います。

私は、これまでこの本会議場や委員会において、知事をはじめとする執行部の皆様、職員の皆様には、法にのっとった行政運営をすべきであると度々申し上げてきました。関係する本庁職員の方、そして派遣されている職員はもちろんのこと、法に則した運営を心がけているはずであります。しかし、先ほど来、ここで述べているように、現在は法に抵触した状況であります。職員の方々も今の違法状態を心苦しく働いているのではないでしょうか。それを正常な形に直し、そして職員の皆様が心身ともに健やかで、そして誇りを持って働ける、そんな環境づくりをするのも我々議会の役割だというふうに思っております。

ぜひ、この議場にいらっしゃいます議員の皆様に御賛同を賜りますようお願いを申し上げまして、私の賛成討論とさせていただきます。

ありがとうございました。

○中川京貴 議長　以上で通告による討論は終わりました。

これをもって討論を終結いたします。

○中川京貴 議長　これより議員提出議案第１号「ワシントン駐在問題に係る違法状態の早期是正を求める警告決議」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中川京貴 議長　起立多数であります。

よって、議員提出議案第１号は、原案のとおり可決されました。

◆・・◆

○中川京貴 議長　日程第14　陳情１件を議題といたします。

本陳情に関し、委員長の報告を求めます。

新垣　新文教厚生委員長。

〔陳情審査報告書　巻末に掲載〕

〔新垣　新　文教厚生委員長登壇〕

○新垣　新 文教厚生委員長　ただいま議題となりました陳情１件につきましては、慎重に審査いたしました結果、審査報告書のとおり処理すべきものと決定いたしました。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして、報告を終わります。

○中川京貴 議長　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これよりただいま議題となっております陳情１件を採決いたします。

お諮りいたします。

本陳情は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長　御異議なしと認めます。

よって、ただいまの陳情１件は、委員長の報告のとおり決定いたしました。

◆・・◆

○中川京貴 議長　日程第15　陳情１件を議題といたします。

本陳情に関し、委員長の報告を求めます。

小渡良太郎米軍基地関係特別委員長。

〔陳情審査報告書　巻末に掲載〕

〔小渡良太郎　米軍基地関係特別委員長登壇〕

○小渡良太郎 米軍基地関係特別委員長　ただいま議題となりました陳情１件につきましては、慎重に審査いたしました結果、審査報告書のとおり処理すべきものと決定いたしました。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして、報告を終わります。

○中川京貴 議長　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これよりただいま議題となっております陳情１件を採決いたします。

お諮りいたします。

本陳情は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長　御異議なしと認めます。

よって、ただいまの陳情１件は、委員長の報告のとおり決定いたしました。

◆・・◆

○仲里　全孝 議員　議長。

○中川京貴 議長　仲里全孝議員。

○仲里　全孝 議員　昨今問題になっているワシントン駐在問題の調査に関する動議を提出いたします。

○宮里　洋史 議員　議長。

○中川京貴 議長　宮里洋史議員。

○宮里　洋史 議員　私は、ただいまの仲里全孝議員の動議に賛成いたします。

○中川京貴 議長　ただいま仲里全孝議員からワシントン駐在問題の調査に関する動議が提出され、所定の賛成者がありますので、本動議は成立いたしました。

暫時休憩いたします。

午前11時54分休憩

午後０時７分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

この際、休憩前に成立いたしました本動議を日程に追加し、直ちに議題とすることについて採決いたします。

お諮りいたします。

本動議を日程に追加し、直ちに議題とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中川京貴 議長　起立多数であります。

よって、本動議を日程に追加し、直ちに議題とすることは可決されました。

○中川京貴 議長　ワシントン駐在問題の調査の件を議題といたします。

この際、提出者の説明を求めます。

仲里全孝議員。

〔ワシントン駐在問題の調査に関する動議
巻末に掲載〕

〔仲里全孝　議員登壇〕

○仲里　全孝 議員　ただいま議題となっております「ワシントン駐在問題の調査に関する動議」について、提案の理由及び概要を説明いたします。

まず、案文を朗読いたします。

〔ワシントン駐在問題の調査に関する動議朗読〕

以上であります。

次に、本動議の提案理由を御説明いたします。

先ほど、議員提出議案第１号「ワシントン駐在問題に係る違法状態の早期是正を求める警告決議」が可決されました。

本決議は、ワシントン駐在問題について、沖縄県ＤＣオフィス株式会社設立に当たっての出資金及び駐在職員に係る営利企業従事許可手続に関し、違法状態を早期に是正するよう知事に警告を行うものであります。

我々沖縄県議会は、開会日当日に令和５年度沖縄県一般会計決算を不認定とし、さらに監査請求に関する動議を提出し、可決いたしました。監査請求に関する動議では、本定例会開会前までに生じた６項目の疑義について監査を求めるものでありますが、残念ながら期限としていた本日時点では、監査委員からの結果報告は出されておりません。さらに、警告決議の提案理由説明及び賛成討論でも述べられたように、ワシントン駐在問題については本定例会中の議論を通じ、監査を求めた６項目以外にも数多くの問題点・疑問点が浮かび上がってまいりました。質問及び質疑を通じても関係者の答弁が食い違い、過去の答弁との整合性を問われ、訂正を繰り返すといった前代未聞の事態となっていることは、空転に空転を重ねる議事進行を見れば、議員の皆さんにも明らかであると思います。

来年度予算編成も大詰めとなる中、先ほどの警告決議でもありましたように、ワシントン駐在に係る予算を組む法的根拠が危ぶまれる事態となっていることは、執行部は猛省をしなければなりません。そして、我々議会もただ唯々諾々と予算を承認することはあってはいけません。

我々沖縄自民党・無所属の会においても、この問題については、相当議論に議論を重ね、熟慮に熟慮を重ねてまいりました。監査結果を待つべきだ、執行部の報告を待つべきだ、様々な意見もありました。しかし、一致したのは、やはりこの問題は一般の質問・質疑を通じてでは解明できない疑惑、問題のレベルに至ってしまっているということであります。そして、これを明らかにするためには、議会の持つ執行機関に対する最も強い牽制力である百条調査以外にはない、このことなのであります。

そして、今議会において、なぜ百条調査委員会の設

置を議決する必要があるのか、それはまさに来月大詰めを迎える予算編成に当たって、法的にさらなる精査をしなければならない点が多くある中で、もはや閉会中審査のみでは対応できないからであります。

以下、我々はその問題点を次のように整理をいたしました。

１、地方自治法無視の株式会社設立。

株式会社設立を決裁した文書が不存在、取得株式の公有財産を８年間未登録、出資法人の議会への経営状況報告を８年間怠る、国税庁のペーパー・カンパニー基準に該当する可能性。

２、違法の疑いのある就労ビザ取得。

地方公務員身分を隠したＬ１ビザ（商用）不正取得、本来公務員ができない違法なロビー活動の継続、米国司法省・ＦＡＲＡへの虚偽報告、ビザ免除プログラム――いわゆるＥＳＴＡでは認められない知事訪米時のロビー活動。

３、駐在職員の不適切な身分取扱い。

地方公務員法による許可を得ず会社役員を違法に兼業、駐在職員への外国大使級の外国勤務手当の支払い、米国での個人所得税の課税逃れの疑い、社長・副社長への報酬ゼロという偽装された勤務実態。

４、不透明な資金の流れ。

決算書類を８年間一切作成していないという不正な事実、委託会社を迂回させるという不可解な資金スキーム、地方自治法に違反した私人への支出の委託、現地会計士に全て押しつけようとする無責任な県の姿勢。

５、虚偽文書作成や文書偽造の疑い。

委託契約書や完了実績報告書等への虚偽事実の記載疑惑、本業と兼業の区分けができない職員給与支払いの違法性、ビザ申請・ＦＡＲＡ報告への虚偽記載の疑い、県に対する虚偽の罪の有無。

これらの点について、確実な資料の提出、そして真実であることを担保する証言を得るため、地方自治法第100条により認められている調査権限を発動しなければならない。したがいまして、今般動議の提出に踏み切ったのであります。

それでは先ほど議決された警告決議は何の意味があるのか、そういった疑問をお持ちの方もいらっしゃるかと思います。我々が警告決議で具体的に指摘したのは、執行部が違法状態にあることを認めた２点であります。今定例会において明らかになったこの２つの違法状態が、今日閉会日時点においても何ら是正改善がされていない、一体いつまで結論を長引かせるのか、特に違法状態で勤務している職員を早く救済する必要があるのではないか、この点を指摘しているのであって、何ら百条調査を妨げるものではありません。また、監査請求などをせず、初めから百条調査をやればよかったのではないかとの意見もあるでしょう。しかし、監査請求が議決された11月26日の開会日時点において、百条調査を求める段階にあったでしょうか。我々も英文の資料を読み込んで疑問点を整理し、そして代表質問・一般質問を通じて初めて明らかとなった事実があったわけであります。そして、決算審査が終了した段階で疑義が生じた６項目について、１か月の期間を置いて監査委員に調査を求めたわけであって、監査請求を求めた後に生じた事項について追加的に監査委員に監査を求めることになれば、さらに監査委員にも負担をかけることになります。当初要求していた６項目に対する報告もさらに先延ばしになるおそれがある。そういった意味で、議会側での調査を行うことが合理的であるということになるわけであります。

以上、少々長くなりましたが、地方自治法第100条に基づくワシントン駐在問題の調査に関する動議について、提案の理由を説明いたしました。

議員各位の御賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○中川京貴 議長　ただいまワシントン駐在問題の調査の件に関し説明がなされましたが、本件に対する質疑・討論の取扱い等について、議会運営委員会において御協議を願いたいと思います。

暫時休憩いたします。

午後０時21分休憩

午後２時31分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

午前に引き続き、議事を続行いたします。

これより質疑に入ります。

本件に対する質疑の通告がありますので、発言を許します。

なお、質疑の回数は２回までといたします。

大田　守議員。

〔大田　守　議員登壇〕

○大田　守 議員　維新の会の大田守です。

今回のワシントン駐在問題の調査に関する動議についての質疑をいたしたいと思っております。

この問題は、基本的にはこの11月にありました昨年の決算の不認定からしっかりとした議論は始まっております。そして、これは総務企画委員会のほうに付託されました。そして、集中審議も行われております。そういった中で、今回100条による調査委員会――特別委員会の立ち上げという形で動議が出されて

いるのですが、現在、総務企画委員会において審議をしている中、100条に基づく特別委員会の設置に向けての動議は、私は唐突過ぎると感じております。

提案理由の中に、監査委員からの結果報告が未提出という形で述べられているのですが、膨大な資料の中で監査できる時間が短いと考えるが、それに対してはどのように考えますか。よろしくお願いします。

そしてあと一つ。

総務企画委員会の集中審議の中で、参考人招致も決定いたしました。この議論は７時間、８時間かけて、やっと参考人、そこまでが決定いたしました。そして、その参考人に対する審査もまだ開かれておりません。そのことに対する答弁を求めます。

よろしくお願いいたします。

○中川京貴 議長　答弁を求めます。

座波　一議員。

〔座波　一　議員登壇〕

○座波　　一 議員　大田議員からの質疑なんですが、大田議員は――当初ＰＴを立ち上げた頃は維新の会の御賛同もいただいて、このＰＴの趣旨をある程度理解して取り組まれたかと思っておりますので、質問には丁寧にお答えしたいと思っております。

当初は、監査結果を受けてから次の対応を考えようという考え方は確かにありました。しかしながら、その期日を決めたこの監査の期日が本日12月20日なんですよね。それで期限を打たせてもらったわけですけれども、監査請求に対するその結果が本日の期限までには出なかったということ、まずこれが一つであります。

もう一つ、年を越して１月になりますと、いろんな日程も絡んできて非常に厳しい日程の中、予算編成は着々と進んでいくわけですね。そして編成されて審議の段階まで行くわけですけれども、そうなりますと、また同じくワシントンの予算が従来どおり計上される可能性があるわけです。そうなりますと、我々が今指摘しているこの予算の不適切だという部分、これを執行部側が全く是正をしないでやる可能性すらあるという懸念がありました。かといって、監査が法的に期限設定されているかと言えば、監査の期限というのはないと聞いております。ですので、監査は監査で、それはその時期を逸しても――失礼しました。逸してもというか、議会が始まったとしても着々と監査の作業は続けるべきだろうと思っております。我々が今一番心配しているのは、先ほど申し上げたとおり、従来どおりの考え方の下でワシントンの予算を計上してこれを審議するということであり、議会として本当に適切かということが大きな問題だと認識しておりますので、ただいまの質疑にはそういう答えでお願いいたします。

○中川京貴 議長　西銘啓史郎議員。

〔西銘啓史郎　議員登壇〕

○西銘　啓史郎 議員　大田議員の２点目の質疑についてお答えいたしたいと思います。

総務企画委員会の集中審議の中で参考人招致が決定し、その審議が開かれていないことに対する答弁ということですが、私は今この場には提案者の一人として上がっていますけれども、事実関係だけを申し上げますと、12月13日金曜日に総務企画委員会を開きました。そこで全会一致で初代所長の参考人招致が決定いたしました。明けた月曜日、委員長として議会事務局に早速参考人招致をする御本人に連絡を取るように指示をいたしましたけれども、残念ながら御本人との連絡が取れなくなりました。というのは、窓口が議会事務局ではなくて、基地対策課のほうで初代所長といろんなやり取りがあったようですけれども、本人としては連絡先を教えないでくれということであったようで、今週まで参考人招致のお願いができていません。これは事実です。

それともう一つ、今回、百条委員会の立ち上げが審議されていますけれども、立ち上がった場合には――議会事務局にも確認いたしましたけれども、ワシントン駐在問題に関する調査特別委員会が設置された場合は、議会の議決をもって総務企画委員会における所管事務が調査特別委員会に移管されるということでございます。という意味では、この12月13日に議決された初代ワシントン事務所長の参考人招致については、その効果が消滅するとのことであります。したがいまして、参考人招致の要否について改めて調査特別委員会において協議をすべきものと考えております。

○中川京貴 議長　大田　守議員。

〔大田　守　議員登壇〕

○大田　守 議員　２回目の質問をいたします。よろしくお願いいたします。

ワシントン事務所の予算が、次の２月定例会で上程される。多分それは上程されると思いますけれども、しかし、私は上程されてもこの百条委員会の立ち上げの理由にはならないと思うんですよね。もし上程されても、ワシントン事務所が本当に費用対効果があるのかどうか。そして本当に法に抵触しているのであれば、それは議会として修正案が出せるんですよ。それが私は一つ、もう一度問いたい。そういった形もできるのに、なぜ今百条委員会なのか。

そしてあと１つは、参考人。初代所長が参考人招致になかなか応じていただけないというお話もございました。しかし、そうであれば、私が所属している総務企画委員会の中で別の方の参考人招致ができるのではないでしょうか。当時の初代所長だけじゃない、当時それを政策的につくり上げた方、そういった方々がいらっしゃると思うんですよね。そういった方々も参考人として呼ぶことはできると思います。これは初代所長だけという形の答弁になっておりますけれども、その点に関しましてはいかがでしょうか。お尋ねいたします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後２時41分休憩

午後２時41分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

座波　一議員。

〔座波　一　議員登壇〕

○座波　　一 議員　今、このワシントン事務所の費用対効果も検証していないのに、そのような百条委員会が本当に必要なのかという趣旨の質問もありました。

我々が今本当に問題としていることが、今議会の一般質問、代表質問であらわになった部分があります。執行部自らが、違法状態であるということを認めたわけでございます。

その費用対効果があると考えればある、ないのではないかと疑われれば疑うんですけれども、その中で、その費用対効果という前に、やはり本当に適正に沖縄県として法的に沿った、のっとった事務執行ができているのかということにやっぱり焦点を当てるべきだということで、先ほどから申し上げていますこの総務企画委員会で決算、参考人招致も含めてやってきたわけでございますけれども、この総務企画委員会では限界があると見たわけです。やはり議会の権能として最高の権限がある百条でもってしっかりとした証人喚問、あるいはそういう参考人を呼んで事実関係を明らかにするためにもう時間がなかったという状況でございます。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後２時43分休憩

午後２時44分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○座波　　一 議員　過去８年、我々はその問題を指摘してきています。予算も組み直した修正動議を出した経緯があって、そこは重々承知していて指摘したところであります。

○中川京貴 議長　西銘啓史郎議員。

〔西銘啓史郎　議員登壇〕

○西銘　啓史郎 議員　太田議員の再質問の中で、ワシントンの初代所長以外も証人喚問ができたのではないかという話でした――証人喚問ではなくて、参考人招致。御存じのように、参考人招致については、野党の委員から誰をどのようにというふうなことで指名がございました。そのときには、ワシントンの初代所長ということで私は認識をしております。ですので、日付については、委員長に一任をいただいたというふうな認識ですけれども、その参考人招致が、先ほど申し上げましたように、なかなか日程が難しい。となると、じゃ次の人という場合、手続上は、また委員会を開いて誰を呼ぶかということの議決を採らなければならないというふうに私は考えておりました。ただし、今日この段階で特別委員会が設置されたとしたならば、もう全て移管されるということになるものですから、それは技術的にはもう大変困難かなというふうに考えております。

以上です。

○中川京貴 議長　以上で通告による質疑は終わりました。

これをもって質疑を終結いたします。

休憩いたします。

午後２時46分休憩

午後２時46分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

これより討論に入ります。

本件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

次呂久成崇議員。

〔次呂久成崇　議員登壇〕

○次呂久　成崇 議員　ただいま議題となっております「ワシントン駐在問題の調査に関する動議」について、反対の立場で討論を行います。

まず初めに、先ほど賛成多数で可決された「ワシントン駐在問題に係る違法状態の早期是正を求める警告決議」の賛成討論で、沖縄自民党・無所属の会の新垣淑豊議員から、沖縄の基地負担軽減のためのワシントン事務所活動を否定するものではないとの発言がありました。このことからも、ワシントン事務所の活動内容については、各議員の一定の理解と必要性は得られているものだと認識をしております。

しかしながら、今般問題となっているのは、事務所設置に係る行政手続についてであります。私自身も、ワシントンＤＣオフィス社の設立に当たって適切な文書による処理がなされず、その結果として、議会への

経営状況等の報告や公有財産の管理等に改善を要する事態を招いたこと、公務に対する県民の信頼を損なう結果となったことは、知事をはじめ執行部は猛省し、指摘された部分については速やかに是正をし、議会や県民に対し丁寧に説明責任を果たし、信頼回復に努めていただきたいと思います。

今議会では、各会派代表質問及び一般質問でもワシントン事務所関連の質問が各議員から多くありました。これらの質問に対し、執行部は各会派議員からの指摘を真摯に受け止め、決して隠蔽や疑惑を持たせる意図はなかったこと、ワシントンＤＣオフィス社の設立に当たっては不適切な文書処理がなされていたこと、そして議会への経営状況等の報告や公有財産の管理等に不備があったことを認め、謝罪し、今後庁内の手続や関係法令に基づいて適合性等を速やかに調査し、是正していく。そして、議会と県民にしっかりと説明を行っていくと何度も答弁をしております。

また、指摘のあった部分については、遅くとも２月定例会までに是正し、議会と県民に対し、その調査した内容と報告、説明を行っていくと、具体的な時期まで明言していることから、「ワシントン駐在問題の調査に関する動議」には反対をいたします。

議員各位におかれましては、御賛同をお願い申し上げ、反対の討論を終わります。

○中川京貴 議長　宮里洋史議員。

〔宮里洋史　議員登壇〕

○宮里　洋史 議員　沖縄自民党・無所属の会を代表して、ただいま議題となっております「ワシントン駐在問題の調査に関する動議」に対し、賛成の立場から討論を行います。

約９年前から始まったワシントン駐在員活動事業でありますが、我々沖縄自民党は、その設置当初より事業の効果や必要性について疑問を呈してまいりました。米軍基地負担の軽減を求める県民の声を受け、様々な活動を行うことには一定の理解はできます。しかしながら、その活動の大前提としては法令順守。法律に基づく行政が当然徹底されているだろう。県の事務事業は、ある意味で行政への信頼の下に成り立っているということでございます。ワシントン駐在をめぐる今般の一連の問題はどうでしょう。行政への信頼、それを根底から覆す、そのものにほかならないのではありませんか。

私は、12月13日、総務企画委員の一人としてワシントン駐在に関する所管事務調査に臨みました。午後１時20分からの再開後、２度の休憩を挟んで終了したのは午後９時半でした。質疑を行ったのは、私を含めて野党・中立会派の７名のみでありました。知事を支える与党の皆さん、皆さんはこの一連の問題を一体どこまで理解されているのでしょうか。是正できる範囲であるとお考えなのでしょうか。

皆さんもこの株式会社のスキームを知ったのは今年の10月で、驚かれたことだと思います。そうであれば、皆さんのほうこそこの問題のうみを出し尽くすためにプロジェクトチームをつくって、こうしたほうがいい、ああしたほうがいいと知恵を出すべきではないかと考えます。百条委員会が設置された暁には、そのような与党委員の皆様にこの問題の本質的な議論をぜひとも行っていただきたいと思います。

さて最後に、百条調査というのは、議会に与えられた権能のうち、最も強い部類に入る権限であります。私たちも覚悟を持ってこの動議を提出いたしました。我々の願いはただ一つであります。しっかりとこの問題のうみを出し切って、正しい沖縄県政を取り戻す、この一点であります。与野党の立場を超えて、一緒に取り組んでいこうではありませんか。

このことを申し上げまして、私の賛成討論を終わります。ありがとうございました。

○中川京貴 議長　以上で通告による討論は終わりました。

これをもって討論を終結いたします。

これより「ワシントン駐在問題の調査の件」を採決いたします。

お諮りいたします。

本件のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中川京貴 議長　起立多数であります。

よって、「ワシントン駐在問題の調査の件」は可決されました。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後２時54分休憩

午後３時34分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

先ほど設置されました、ワシントン駐在問題調査特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第５条第１項の規定によりお手元に配付の名簿のとおり指名いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長　御異議なしと認めます。

よって、調査特別委員会の委員は、お手元に配付の

名簿のとおり選任することに決定いたしました。

〔ワシントン駐在問題調査特別委員名簿　巻末に掲載〕

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後３時35分休憩

午後３時55分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

この際、報告いたします。

ワシントン駐在問題調査特別委員会委員長から、本日の委員会において、委員長に座波一議員、副委員長に西銘啓史郎議員を互選したとの報告がございました。

○中川京貴 議長　日程第16　閉会中の継続審査の件を議題といたします。

〔閉会中継続審査及び調査申出書　巻末に掲載〕

○中川京貴 議長　各常任委員長、議会運営委員長及び各特別委員長から、会議規則第82条の規定によりお手元に配付いたしました申出書のとおり閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長　御異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

○中川京貴 議長　以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日をもって今期定例会も閉会となり、本年の議会活動は全て終わることになります。

さて、去る６月の一般選挙から半年の月日が流れ、今年も残すところあと僅かとなっており、今回の一般選挙においては、議員定数の３分の１に当たる16人の方々が本県議会議員として初当選を果たし、顔ぶれも大きく変わりました。また、新たな任期開始を契機に、８月には、全議員を対象に議会改革に対し共通の認識を持つことを目的とした研修を初めてこの議場で行いました。今後も、先達方が残してきた沖縄県議会としての伝統を継承しつつ、議会改革に関する様々な取組を着実に進めていくことを議長としてお願い申し上げます。

さて、この一年を顧みますと、元日に発生した能登半島地震により、石川県能登地方は想像を絶する壊滅的な損害を被りました。能登地方が復旧・復興の歩みを進めているさなか、９月には奥能登豪雨により、さらなる甚大な被害が発生しました。度重なる激甚災害によりお亡くなりになった犠牲者の御冥福をお祈りするとともに、被災者に対しお見舞いを申し上げ、一日も早い復旧・復興を願うものであります。

また、県内においても大規模な自然災害が発生し、11月の沖縄本島北部豪雨により、河川の氾濫に伴う家屋浸水の発生や土砂崩れ・道路陥没及び冠水による交通網の寸断、車両水没、断水など県民生活に深刻な影響を及ぼし、今なおその影響は残ったままであります。本県議会としても、被災された皆様に対しお見舞い申し上げ、被災者の声を県政に届け、一日も早く元の日常が戻るよう、様々な活動を行ってまいります。

ところで、改めて概況を振り返りますと、国外においては、ウクライナやイスラエルにおける紛争はいまだ終息を見ず、国内に目を向けると、賃金は上昇したものの、それを上回る電気・ガス・食料品、生産資材等の物価高騰が続いております。

一方、県内においては、コロナ禍により落ち込んでいた本県経済も、観光産業をはじめ、入域観光客数の増加に伴い活気を取り戻しつつあり、また、パリオリンピック・パラリンピック2024における沖縄県系人の活躍や同じく県系人であるロバーツ監督率いるロサンゼルス・ドジャースのワールドシリーズ制覇、泡盛が日本酒・焼酎とともに伝統的酒造りとしてユネスコの無形文化遺産に登録されるなど、県民を勇気づけるニュースで沸いた一年でもありましたが、物価高騰が長期間続いている影響により、県民生活や本県経済はいまだに苦しい状況にあると認識しております。

このような中、本県議会では、県民の生命と暮らしを守るため、様々な取組を行ってまいりました。

まず、物価高騰等の影響を受けた県民や事業者の実情に即した必要な支援や自然災害に対応した復旧事業の実施を目的とする補正予算を今期定例会まで第５次にわたり可決・成立させてまいりました。３月には、「うるま市石川における自衛隊訓練場整備計画の白紙撤回を求める意見書」を全会一致で可決し、その後、配備計画は撤回されました。また、「子どもの貧困対策に関する決議」や「地域公共交通の維持・発展に資する路線バス及びタクシーの利用促進策の拡充・強化を求める決議」、一般選挙後の７月には、「製糖工場の次期操業に不可欠な冷却用海水の安定確保に関する

緊急決議」、そして本日、「沖縄振興予算の増額確保を求める意見書」をそれぞれ全会一致で可決するなど、県内産業を含む沖縄の振興及び県民福祉の向上に資する様々な政策提言活動を展開してまいりました。

米軍基地に起因する諸問題への対応としては、３月には、「オスプレイの飛行再開に抗議し配備の撤回を求める意見書」及び「同抗議決議」、また、一般選挙後の７月には、「相次ぐ米軍構成員等による女性への性的暴行事件に関する意見書」及び「同抗議決議」をそれぞれ全会一致で可決し、県民の思いを日米両政府に届けるため、内閣総理大臣をはじめ関係要路に対する要請活動を行うなど、積極的に展開してまいりました。

これからも議員各位の英知を結集し、執行部や国への政策提言活動を積極的に展開するとともに、諸課題の解決に向け邁進し、二元代表制の一翼を担う県民を代表する議事機関として、県民の負託に応えてまいりたいと思います。

結びに、令和６年の議会活動を閉じるに当たり、円滑な議会運営に関し、議長への御協力を賜りましたことを心から感謝申し上げますとともに、新年においても議員各位が健康に留意され、県勢発展のため、なお一層活躍されんことを願うものであります。

なお、本年及び今期定例会における議会活動状況は、後ほど文書をもって報告いたします。

以上をもって本日の会議を閉じます。

これをもって令和６年第４回沖縄県議会（定例会）を閉会いたします。

午後４時２分閉会

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

議　　長　　中　　川　　京　　貴

会議録署名議員　　喜 友 名　　智　　子

会議録署名議員　　比　　嘉　　　　忍